松山市文化財調査報告書111

史跡久米官衙遺跡群

調　査　報　告　書

2006

松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター

松山市文化財調査報告書111

史跡久米官衙遺跡群

調　査　報　告　書

2006

松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター

巻頭図版1　久米評銘刻書須恵器
［久米高畑7次　1989年］

巻頭図版2　Ⅱ期正倉院南面道路沿いの建物群（西より）
［久米高畑32次　1996年］

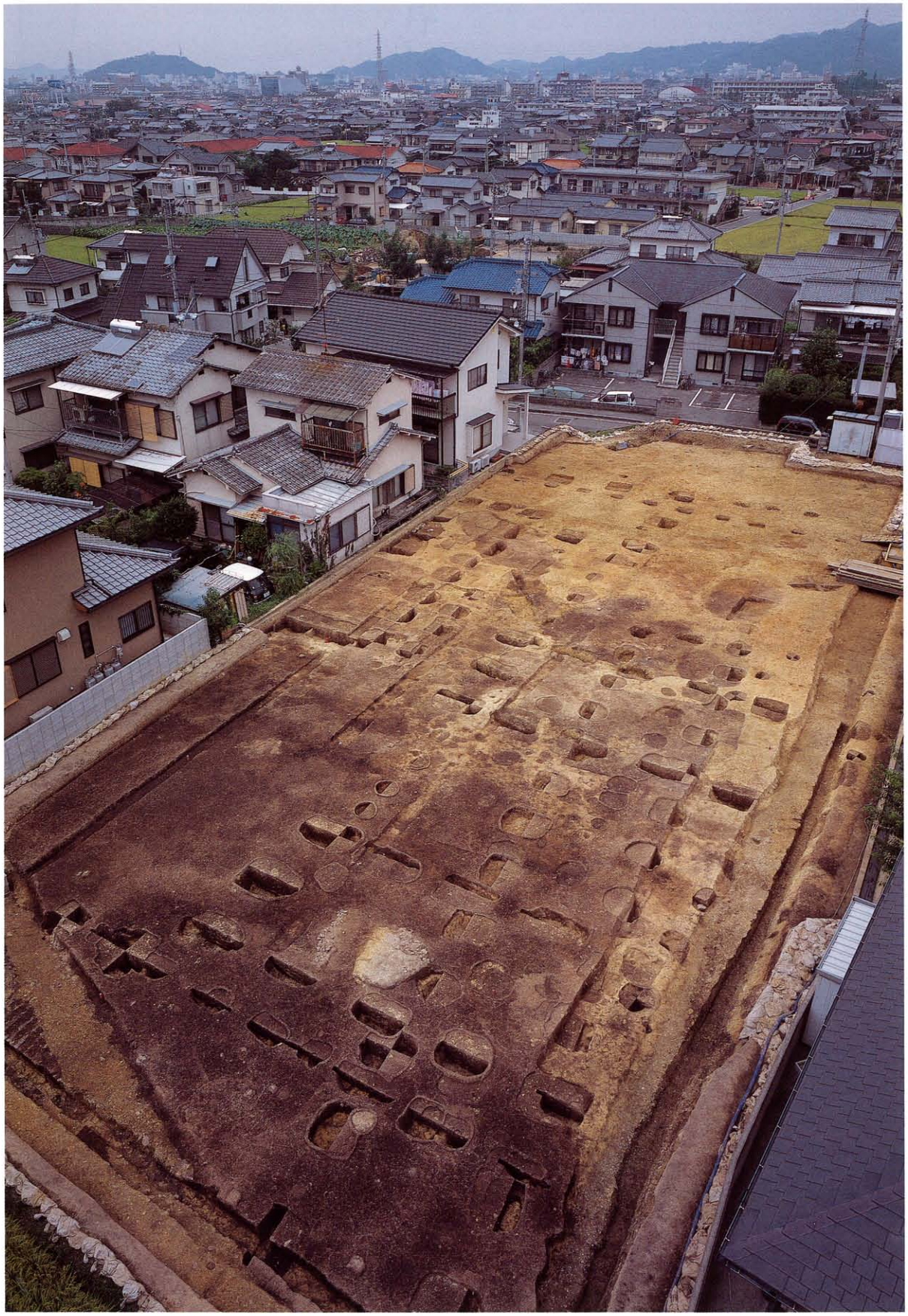

巻頭図版3　政庁中心部における調査状況（南南東より）
［久米高畑51次　2001年］

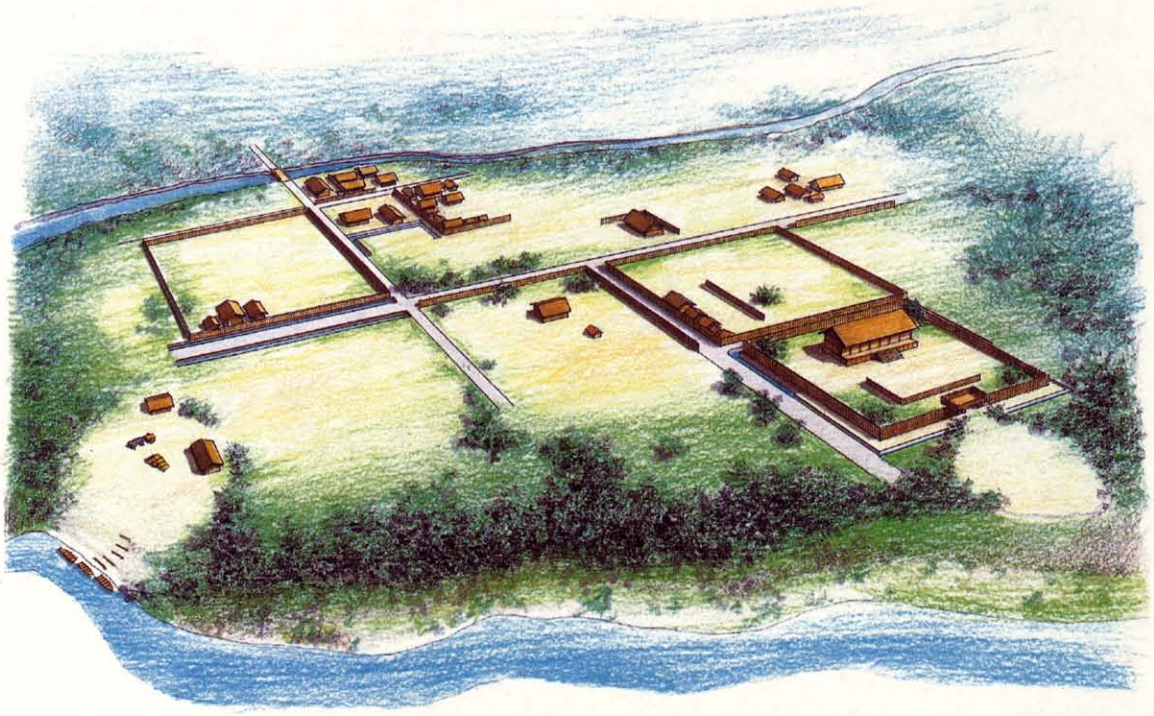

来住廃寺創建以前の様子を南西方向からみた復元図。手前は小野川、奥は堀越川。区画施設の規模と形状は実態を反映しているが、建物はやや大きめに表現している。

遺跡群Ⅱ期の想定復元図

序

本書が対象とする久米官衙遺跡群は、松山平野南東部にある小野川と堀越川に囲まれた来住台地上に所在し、古代の官衙（役所）跡やその関連遺構と、それに続く古代寺院を主体とする広大な遺跡群です。

本遺跡群では、過去30年以上に渡り来住廃寺、久米高畑遺跡、来住町遺跡等の名称で100回を超える発掘調査が行われ、政庁、正倉院、回廊状遺構、来住廃寺等、古代の地方官衙や寺院を考える上で極めて重要な発見が相次ぎました。その結果、遺跡群の中心部分は、古代律令体制の成立前後とその後の確立期に至る地方官衙のあり方を具体的に示す貴重な遺跡群であるとして、国史跡「久米官衙遺跡群－久米官衙遺跡・来住廃寺跡－」に指定されています。

本書では、これら本遺跡群の主体をなす古代の発掘調査成果を中心に、過去の成果を広くまとめました。本書が学術研究はもちろん、教育や文化の振興等のため広くご活用いただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、調査の実施や報告書の作成にあたり、深いご理解とご協力をいただいた関係各位に心より感謝申し上げますとともに、今後とも埋蔵文化財行政に対するなお一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成18年３月31日

松山市教育長
土　居　貴　美

例　　言

1．本書は、松山市来住町外に所在する史跡久米官衙遺跡群における発掘調査の報告書である。

2．当遺跡群は、縄文時代から中近世に至るまでの複合遺跡であるが、今回は官衙関連の事項に絞って取りまとめを行った。

3．本書で取り上げる各調査は、原因者負担による緊急調査のほか、確認調査、国から補助を受けて実施された個人住宅ならびに零細開発に関連する市内遺跡の調査、あるいは重要遺跡確認調査等から構成される。

4．調査主体としては、松山市教育委員会と財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センターの２機関がある。

5．本書の作成は、次の体制でおこなった。

本文執筆・編集：橋本雄一（財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター調査員）

遺構図作成：八木幸徳　石丸由利子　松下郁子　福岡志保美　渡辺佐代枝

遺構図トレース：石丸　松下　福岡　渡辺

遺物実測：石丸　松下　福岡　渡辺

遺物実測図トレース：福岡　渡辺

図版作成：福岡　石丸　松下　渡辺

遺構・遺物撮影：大西朋子

6．遺構図の座標値は国土座標第４座標系（旧座標）による。座標の取り付けが行われていない場合には、磁北を示したが、おおよその座標をあわせて提示した場合もある。高さは標高である。

7．遺構の略号は次の通りである。

掘立（一部ＳＢ）：掘立柱建物　ＳＢ：竪穴式住居址　ＳＡ：柵、一本柱列　ＳＤ：溝、濠

ＳＫ：土坑、土壙　ＳＲ：自然流路　ＳＸ：性格不明遺構　ＳＰ：柱穴

8．各調査地の名称は、遺構名称の略号と調査次数を組み合わせて表記した。例えば、久米高畑遺跡41次調査地はＫＴ41と表記する。関連遺跡の略号は以下の通りである。

来住廃寺：ＫＨ　久米高畑遺跡：ＫＴ　来住町遺跡：ＫＭ　南久米町遺跡：ＭＫ

国道11号線関連：Ｒ11

9．必要に応じて遺構番号の頭には各調査の略号を付した。例えば、来住廃寺19次の掘立１は、ＫＨ19－掘立１、久米高畑遺跡43次調査地の墓であるＳＫ－001の場合、ＫＴ43－ＳＫ001と表記する。なお、遺構番号の表記は原則として松山市刊行の調査年報等で使用された当時のものを使用し、番号の振り替えや数字の桁の統一は行なっていない。

10．複数の調査地にまたがって調査されている遺構については、必要に応じて、初めの遺構番号の後に丸括弧を付けて後の調査時の番号を併記した。例）ＫＴ１－ＳＢ11（ＫＴ41－掘立001）

11．ほとんどの調査地における成果については、松山市教育委員会と財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センターが毎年刊行している『松山市埋蔵文化財調査年報』にて、その概要を報告している。本文中では、例えば『年報Ⅸ』のように省略した形で文献の提示を行なっている。

12．土色については、『新版標準土色帖』1989年版以降を参考にしたが、調査によってはこの限りではない。

目　　次

序文
例言
第Ⅰ章　はじめに …… 1
第Ⅱ章　遺跡群の立地と概要 …… 3
　1．遺跡群の立地 …… 3
　2．周辺の関連遺跡 …… 4
　3．調査の経過 …… 6
　4．遺跡群の概要 …… 8
　　①主な施設の配置と呼称 …… 8
　　②史跡久米官衙遺跡群 …… 13
　　③遺跡群の変遷過程 …… 14
　　④7世紀代の地割 …… 16
　　⑤7世紀代の区画地の利用形態 …… 17
　　⑥8世紀代の地割 …… 18
　　⑦造営尺について …… 20
　　⑧関連建物の形態 …… 22
　　⑨出土遺物と遺跡群の年代 …… 24
　　⑩遺跡群の評価 …… 28
第Ⅲ章　各施設の内容 …… 31
　1．来住廃寺 …… 31
　2．「回廊状遺構」 …… 59
　3．回廊北方官衙 …… 92
　4．南部のその他の施設 …… 106
　5．正倉院 …… 118
　6．政庁 …… 170
　7．政庁南東官衙 …… 184
　8．政庁周辺におけるⅡ期の諸施設 …… 211
　9．政庁南東官衙南面の諸施設 …… 236
　10．遺跡群北東部の諸施設 …… 256
　11．正倉院南方の諸施設 …… 276
第Ⅳ章　おわりに …… 289

第Ⅰ章　はじめに

平成17年度に本書を刊行するにあたっては、以下の組織で臨んだ（平成17年４月１日現在）。

刊行主体	松山市教育委員会					
松山市教育委員会	教育長	土居　貴美	松山市生涯学習振興財団	理事長	中村　時広
事務局	局　長	石丸　　修	事務局	局　長	一色　　巧
	企画官	松本　義文		次　長	石丸　允良
	企画官	仙波　和典		次　長	丹生谷博一
	企画官	江戸　通敏		調査監	杉田　久憲
文化財課	課　長	篠原　忠人	埋蔵文化財センター	所　長	丹生谷博一
	主　幹	家久　則雄		次　長	重松　幹雄
	主　幹	田城　武志		次　長	西尾　幸則
	主　査	栗田　正芳		（兼務）管理係長	重松　幹雄
				（兼務）調査係長	西尾　幸則
				学芸係長	大北　冬彦

松山市では、発掘調査を的確に実施し、その成果を評価するために、平成８年以降、「史跡来住廃寺跡調査検討委員会」を組織している。なお、この委員会については、平成16年８月の第11回委員会以降、「史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会」に名称を変更している。さらにこの委員会に地元の有識者を加えて「史跡久米官衙遺跡群整備委員会」を組織して、遺跡群の保護策についても審議を行っているところである。平成17年度の委員は、以下の方々に委嘱している。

委 員 長　下條　信行（愛媛大学法文学部　教授　考古学）
副委員長　松原　弘宣（愛媛大学法文学部　教授　古代史）
阿部　義平（国立歴史民俗博物館考古研究系政治遺跡研究部門　教授　考古学）
池川　孝文（愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化財保護課　課長）
上原　真人（京都大学大学院文学研究科　教授　考古学）
岡村　道雄（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所　協力調整官　考古学）
前園美知雄（奈良芸術短期大学　教授　考古学）
山中　敏史（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所埋蔵文化財センター
遺構調査技術研究室　室長　考古学）

本書の作成にあたって以下の方からご指導をいただきました。記して感謝申し上げます。

松本　修自（平成12年度まで委員　当時、東京国立文化財研究所国際文化財修復協力センター
保存計画研究指導室　室長　古代建築）

第Ⅱ章　遺跡群の立地と概要

１．遺跡群の立地

来住廃寺を含む久米官衙遺跡群は、松山平野の北東部に展開している。地質学的には、高縄山塊に源を発した小河川によって形成された洪積世の段丘・旧期扇状地堆積物上にあたる。東西３㎞、南北１～1.5㎞ほどのこの区域のうち、北を流れる堀越川と南の小野川によって挟まれた部分は、川の侵食による段丘地形を辺縁とする微高地状の地形を呈していることから、来住台地と呼ばれることもある。この遺跡群の中心域は、北を流れる堀越川の段丘を背に、南側を蛇行して西へ流れる小野川周辺の低地部を正面とする区域に立地している。この低地部においては、これまで顕著な関連遺構は確認されてこなかったことから、遺跡群中心部の実質的な範囲は、微高地の縁辺部を通る国道11号線と北の堀越川に挟まれた区域に規定される。一方、遺跡群の東端は、小河川や低地部によって地形に変化が認められる来住町遺跡の区域までを含めて考えている。これより東の久米窪田遺跡から、官衙に伴う遺物が出土していることから、将来的に遺跡群の範囲を拡大する必要が生じるかもしれないが、ここでは、来住町遺跡までを遺跡群の範囲と考えておきたい。

この地域は、近年まで、水田を中心とした農村としての景観が広がっていたが、最近では、国道11号線バイパスの開通後に顕著になった宅地化の動きが一層加速している。その結果、ところどころ残されている水田や畑、果樹園も、年々その面積を減じているのが現状である。松山市の中心部から４㎞の至近距離にあり、北側に県道と伊予鉄道横河原線、南に国道11号線が位置する利便性の良さから、今後も、この傾向は進むものと予想される。したがって、このような立地条件のもとに置かれている当遺跡群をとりまく状況も、年々厳しさを増している状況にある。

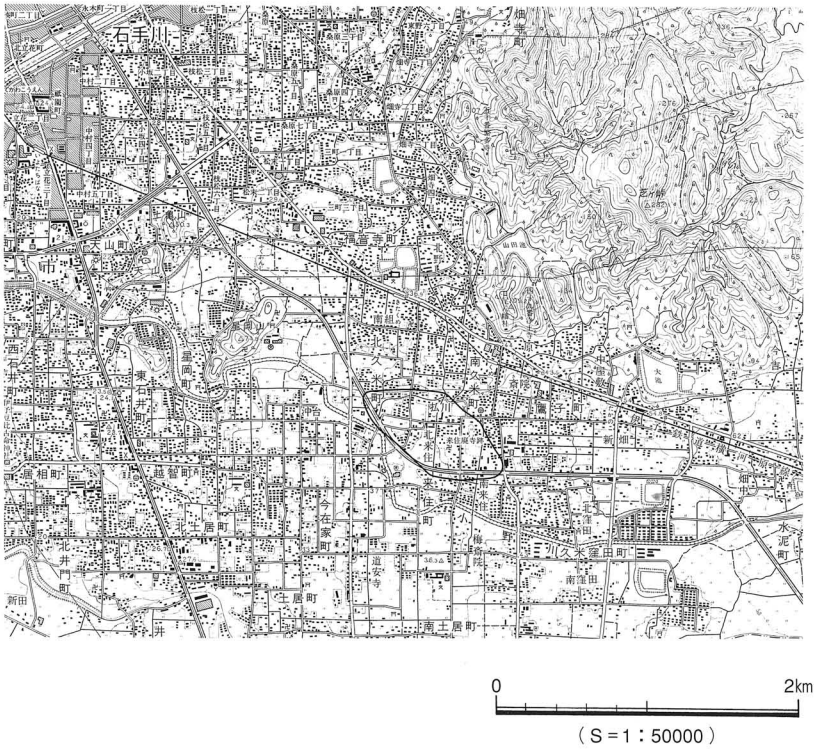

図1　遺跡群位置図

2．周辺の関連遺跡

遺跡群とその周辺には、縄文時代後期以降の各時代の遺跡が濃密に分布しているが、ここでは、官衙に関係の深い遺跡に限定して、簡単に確認しておこう。

前川Ⅱ遺跡　国道11号線が、遺跡群北限の堀越川と交わる付近に立地する前川遺跡では、斎串などの祭祀関連の木製品が出土している。この遺跡では、護岸施設の一部であると想定される遺構も確認されたようである。出土遺物の状況から、火を使用していた可能性が考えられており、祭祀的な要素が極めて濃厚な遺跡であると評価されている。時期的には、当遺跡群の継続期間の中心よりも下る可能性が高く、したがって、官衙との直接の関係を指摘できる状況にはないが、注目される遺跡である。なお、この遺跡からは、「甲」と墨書された須恵器の坏も出土している。

久米窪田Ⅱ遺跡　来住の中心部から東に500mほどのところに位置する久米窪田Ⅱ遺跡からは、木簡とその削りかけ、墨書土器、斎串、円面硯、「上」「ノ」と墨書された須恵器などの官衙関連遺物が多数出土している。須恵器の多くは７世紀中葉以降を主体とする。遺構では、井戸の存在が目に付くが、官衙関連のものとは断定しがたい。建物は、２間×３間程度の小規模な掘立柱建物が中心で、長大な柵や規模の大きな建物などは確認されていない。官衙の中心施設ではなく、周辺部の施設であると考えられるが、付近における調査が進んでいないので、その実態は不明である。これまで久米官衙遺跡群においては、８世紀以降の役所の中枢施設が確認されていないことから、この久米窪田遺跡に政庁が移転したとする考え方も存在した。ただし、2001年の久米高畑遺跡51次調査の結果、初期の政庁が久米官衙遺跡群に所在することが確定したため、この遺跡に対する評価を見直す必要が生じている。

南久米町遺跡　数少ない文字史料を出土した遺跡としては、堀越川北側の南久米町遺跡をあげることができる。ここからは、７棟を超える小規模な掘立柱建物が検出されているが、この内の１棟、ＭＫ１－掘立１の柱抜き取り跡と考えられる箇所から、「時」と墨書された土師器の坏が出土している。隣接の関連建物からは、８世紀代の須恵器が出土していることから、官衙の周辺施設の一角にあたる可能性も考えられる。久米窪田Ⅱ遺跡と合わせて考えると、８世紀代の遺跡群の領域が、周辺に拡大した可能性を示唆するものと評価できる。

かいなご１号墳　遺跡群との関連を想定可能な古墳としては、かいなご１号墳をあげることができる。この古墳は、来住を見おろす高縄山系の尾根線上に立地している。隣接の２号墳とともに、1972年に調査が行われた。測量調査の成果から、南北約13m、東西約10.5m規模の方墳であると考えられている。石室は全長6.04mで、玄室長2.4m、幅1.9mの両袖式である。出土遺物から、７世紀中葉から後半段階の古墳であると考えられる。当地では、明確な羨道を持たず、玄室の入り口が階段状に下がり、墓道が取り付く形態の石室が普遍的に認められるが、この古墳の石室は、一般的な畿内型の形状に近い。このような２種類の系統の石室は、６世紀以降、概ね平行して築造されている。この現象は、畿内地域の有力な集団との密接なつながりを持つグループと、そうではない在地的な集団という、異なる２つの勢力の存在が背景にあるのかもしれない。久米の官衙に深い関わりのある人物によって、このような形態の石室を持つ終末型の古墳が採用されたのではなかろうか。出土遺物の年代および墳丘の規模と形状から、いわゆる「薄葬令」直後の段階に属する可能性も考えておく必要があるだろう。

蔵骨器出土地点　1991年に調査が行われた、小規模な円墳であるかいなご３号墳の隣接地から、土師質の蔵骨器１点が出土している。遺構から離れた状態で出土していることから、埋葬形態の詳細にまで言及できる状態にはなかったが、被葬者が在地の官人階層の人物であった可能性は、かなり高いも

のと評価できる。先に述べたかいなご１号墳からは、谷を挟んで隣の尾根に立地しているが、比較的近接していることから、一帯が官人の奥津城であった可能性が高いと考えられる。

二つ塚古墳　遺跡群の北西に位置する前方後円墳。北久米公園内に後円部の一部が残されている。公園西側の市道における調査の際に円筒埴輪が出土していることから、前方部が西に向く６世紀前半頃の古墳であると考えられている。主体部の状況は知られていない。

タンチ山古墳　遺跡群の東方、久米窪田遺跡の北に隣接する前方後円墳。第２次大戦中に軍用の滑走路建設のために消滅したとされる。付近における確認調査の際に、盾形埴輪等が出土したことから６世紀代でも前半頃の古墳であると想定されている。

中ノ子廃寺　来住廃寺の南約２㎞に位置する古代寺院。明治の終り頃までは、方５間、高さ７尺ほどの土壇があり、礎石と考えられる石が２基存在したという。開墾の際に地下から心礎と考えられる巨石が見つかっているが、掘り出されたと伝えられている。朝生田廃寺と同一の複弁八葉蓮華文軒丸瓦と忍冬唐草文軒平瓦の組み合わせで創建瓦が構成されていたと推測されている。石田茂作氏はこの寺を久米氏の氏寺である久米寺の候補としてあげている。

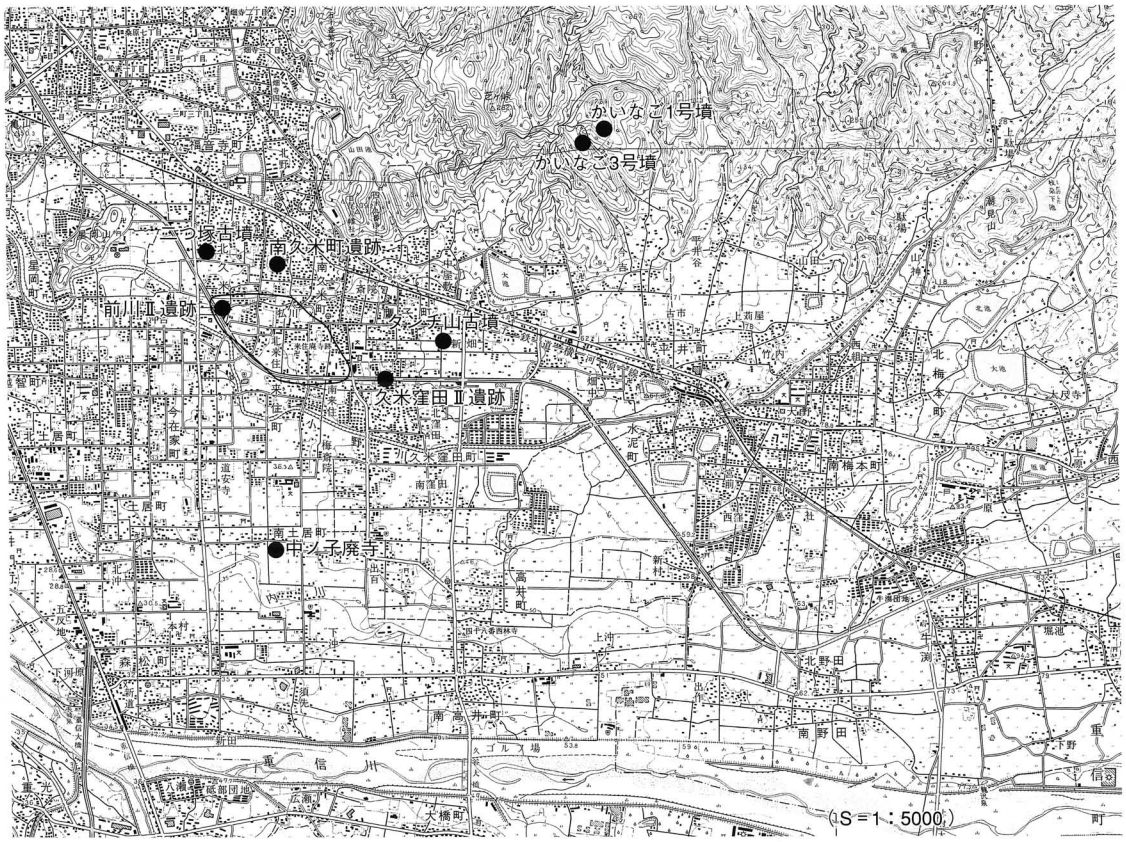

図2　関連遺跡

3．調査の経過

以下、寺院と官衙に関するこれまでの調査の経過を簡単にまとめておく。

1967年７月、当時、大谷大学の学生であった大山正風氏（現松山市立坂本小学校校長）によって行われた、塔基壇と講堂推定箇所の発掘調査が、その後の100次を超える本格調査の始まりとなる（試掘は1965年）。この調査が契機となって、開発の際の事前の確認が必要であることが認識されるに至り、行政上の対応が取られることとなる。発掘調査は、開発行為に伴う緊急調査だけでなく、寺院の構造解明を目的とした寺域確認調査や重要遺跡の確認調査等の、国から補助を受けた事業も実施されていく。

１次調査に続いて、当時塔基壇であると考えられていた土壇の北部域を面的に調査した来住廃寺２次調査（1977年）の結果、後に「回廊状遺構」（以下「回廊」と表記）の名称で呼ばれることになる特徴的な遺構の存在が注目された。当初この遺構は、来住廃寺の回廊であるとみなされ、この成果をもって、1979年に国の史跡に指定された。その後、国からの補助を受けて指定地内の土地の公有化が進められていく。2002年３月に公有化が完了したことから、史跡の整備と活用に向けた方策を探っていくことがこれからの課題である。

1987年から1988年にかけて、史跡指定地外の北西隣接地において、民間の宅地開発に伴って発掘調査が行われた（来住廃寺５次）。その結果、寺の西回廊であると考えられていた遺構が、寺の背後である東ではなく、反対の西に向かうことが判明した。これによって、「回廊」と来住廃寺が、直接の関係にないものであることが確認され、寺院に先行する官衙の存在が改めて重要視されるに至る。その後、この特徴的な遺構の規模を確定し、内容を解明するための調査が継続して実施される。一連の調査の一部には、遺構の保存を前提とした学術調査も含まれるが、開発によって遺構が破壊されたことが確実な場合もあり、内外から保存に向けた要望が寄せられることもあった。

このような状況のもと、1996年に史跡来住廃寺跡調査検討委員会が組織され、調査の指導とその成果に対する評価を行ないつつ調査にあたる体制が確立された（2004年８月、名称変更）。

ところで、来住廃寺に関しては、その伽藍配置および寺域の確定に至るだけの成果をあげられない状況が、今日に至っても続いている。1993年から1995年にかけての発掘調査によって、基壇南面区域においては、中世以降の撹乱によって、関連遺構の大半が失われている可能性が高まった（来住廃寺22次Ａ地区、同24次）。また、寺の北東区域においても同様に、中世関連の遺構が主体を占める状況が確認されている（来住廃寺17次、21次など）。したがって現段階においては、基壇および講堂付近以外の寺院関連遺構の確認は、非常に困難な状況にあるものと考えられている。なお、2005年（平成17年）12月、来住廃寺32次調査によって、これまで塔基壇であると考えられていた土壇が、金堂基壇であることが判明した。18年度以降、この地点の東側における塔跡の確認を行なう調査や、北側に隣接する講堂推定地における調査が予定さていることから、伽藍中心部における様子の解明につながるものと期待されている。

来住廃寺と「回廊」の西部から北部にかけての広い区域は、久米高畑遺跡の名称で調査を行っている。この区域において最初の本格的な調査が実施されたのは、1985年から86年にかけてのことであった。この１次調査によって、一本柱列で囲われた官衙的な施設（政庁南東官衙）の他、長舎囲いの政庁である可能性も考えられる施設の一部などが確認され、官衙関連の遺構が大規模に展開していることが知られるようになった。政庁に関しては、１次調査地の西隣りの果樹園にて実施された51次調査

(2001年４月～10月）によって、詳細が知られるようになった。その形態に関しては、二重の長舎囲いである可能性が高いが、当初は２段階の政庁が重複して立地している可能性も検討された。所属時期については、遺跡群の中核を成す「回廊状遺構」等を配置した地割に対して先行することが明確であることから、７世紀前葉にまで遡るものと推測されている。また、一本柱列で囲われた政庁南東官衙に関しては、11次（1988年）、22次（1993年）、41次（1999年）の各調査を経て、その内容がほぼ明らかにされている（『年報11』）。この間、これらの遺構の隣接地から、久米評銘刻書須恵器（巻頭図版１）が出土したことによって、関連遺構の中に、評制段階の施設が含まれている可能性が高まった（久米高畑７次、1989年）。全国的に見てこの種の官衙遺構と文字史料とが、これほどの至近距離で確認されたケースは珍しく、７世紀代の歴史を考える上で貴重な発見であるとの評価を受けている。この他、久米高畑遺跡の区域には、区画施設によって敷地を囲われた院構造をとる複数の施設が立地している。その代表が濠で囲われた正倉院である。久米高畑10次、32次など複数の調査によって濠の一部が確認され、外周で南濠約125m、東濠約141mの規模であることがわかっている。区画内の状況は、1999年の同43次調査までに概ね判明し、この施設が正倉院と呼んで差し支えないとの評価を受けるに至っている。さらに、この区画の内部では、濠で囲われる以前の区画地の存在を示す２条平行の溝と、これに平行する２段階の一本柱列が検出されている。７世紀後半の評制段階にまで遡る正倉院を認定可能かどうか、すぐに結論を出せる状況にはないが、この遺跡群の性質を考える上で最も重要な成果のひとつである（久米高畑31次、32次、『年報Ⅸ』）。

遺跡群の北東部においても、近年の調査によって成果が上がりつつある。久米高畑30次（1996年）、37次（1997年）の各調査によって、東西方向に続く直線的な区画施設（溝と一本柱列）の北側に、複数の官衙関連の建物の存在が明らかにされている。この成果から、遺跡群の範囲が最低でも東西４町に達することが確実視されるに至っている。

また、来住廃寺と重複する遺跡群南東部における近年の調査では、久米高畑42次（1999年）ならびに同49次（2000年）における成果が、遺跡群の今後の展開を考えるうえで重要である。これらの調査によって「回廊」の北側隣接地に別の方一町規模の区画地が存在し、官衙関連の建物が立地することが明らかとなった（回廊北方官衙）。この施設の存在は、久米高畑13次（1988年）の成果からすでに予想されていたが、区画地が面的に展開することが現実のものとなったことによって、今後の調査の進め方と遺跡の保護を考える上で問題を提起することとなった。

本格調査に加えて、平成11年度以降、上下水道の配管工事に先立つ確認調査によっても成果を挙げている。11年12月には、汚水管の設置に先行して大型の掘立柱建物の一部を検出したが、これは「回廊状遺構」北西における区画地の存在を示す示す情報として注目している（H11－172）。

遺跡群の中央部においては、久米高畑52次（2001年）と同54次（2002年）、同61次（2004年）において８世紀代の土地の区割りを示す溝が新たに検出され、来住廃寺併行期の官衙の様子が知られるようになった。これによって、従来明確でなかった遺跡群Ⅲ期（８世紀以降）の設定が可能となり、官衙の変遷をより具体的に知るための要素がそろいつつある。

なお、この30年来の調査の進展を受けて、2003年８月に、政庁の一部、正倉院南西部の一角、「回廊状遺構」西半部ならびに回廊北方官衙南西部の計３カ所（約２万㎡）が新たに国の史跡に指定された（久米官衙遺跡）。今後は、従来からの来住廃寺も含めて、「史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡」の名称で呼ばれることになる。

4．遺跡群の概要

この遺跡群の最大の特徴は、様々な官衙施設を配置した区画地が、規則的に配置されている点にある。これまでのところその範囲は、7世紀中葉には最低でも東西4町×南北3町に及び、8世紀代には寺院を含む新しい地割が設定される様子が知られるようになった。

個々の施設の内容を検討する前に、まず、代表的な施設の配置と地割の手法、ならびに出土遺物からみた遺跡群の所属年代等について概観しておきたい。

①主な施設の配置と呼称

遺跡群南部　微高地の南端、**来住廃寺**の寺域と一部重複するところに、方一町規模の溝によって囲われた回廊状遺構と呼ばれる大規模な施設が立地する（以下、「回廊」と表記）。また、そのすぐ北側にも、別の方一町の区画施設を伴う官衙の存在が確定している（**回廊北方官衙**）。さらに、その西と東（「回廊」の北西と北東）にも、区画地が設定されていた可能性がある。

遺跡群北部　遺跡群北部の代表的な施設としては、**政庁**と**正倉院**があげられる。正倉院に関しては、本来は一町四方の規模であったものを、後に拡張して新しい正倉院に造り替えたものと推測されている。政庁については、遺跡群の地割に先行する段階のものしか知られていない。7世紀後半から8世紀代の政庁については、若干南の地点に設けられていると想定しているが、確認されていない。この他、一辺約43mの一本柱列によって区画された施設（**政庁南東官衙**）をはじめ、関連の諸施設が散在している。

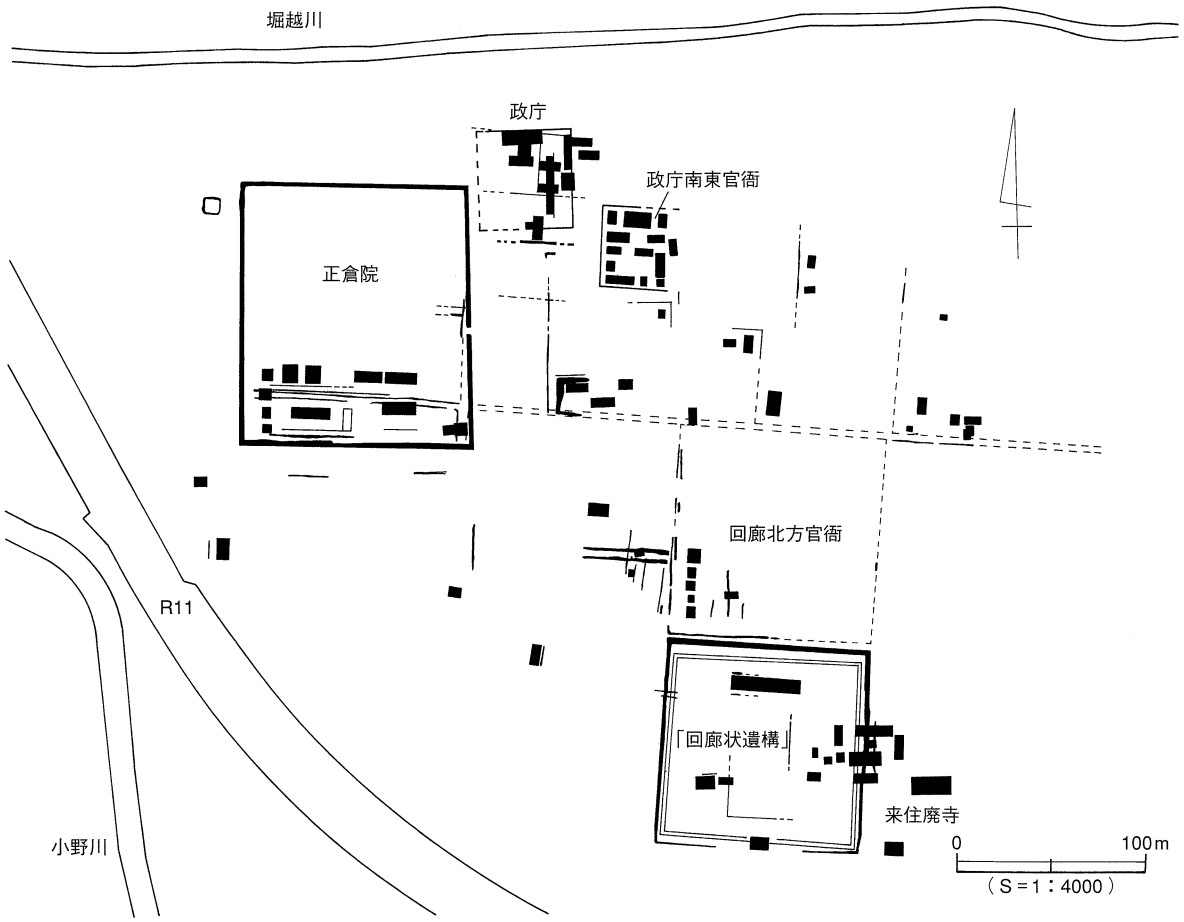

図3　主要施設の配置と呼称

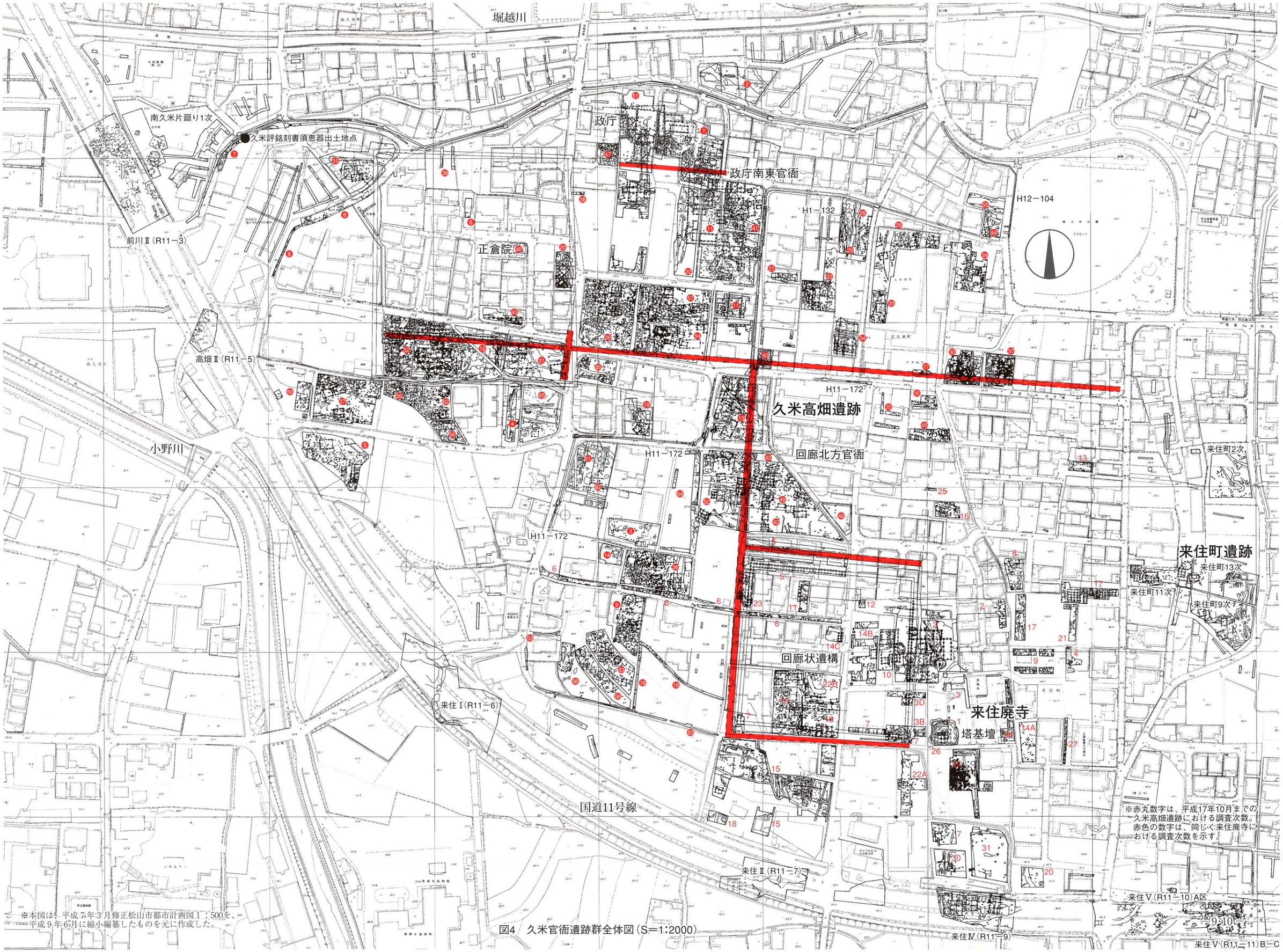

図4　久米官衙遺跡群全体図（S＝1:2000）

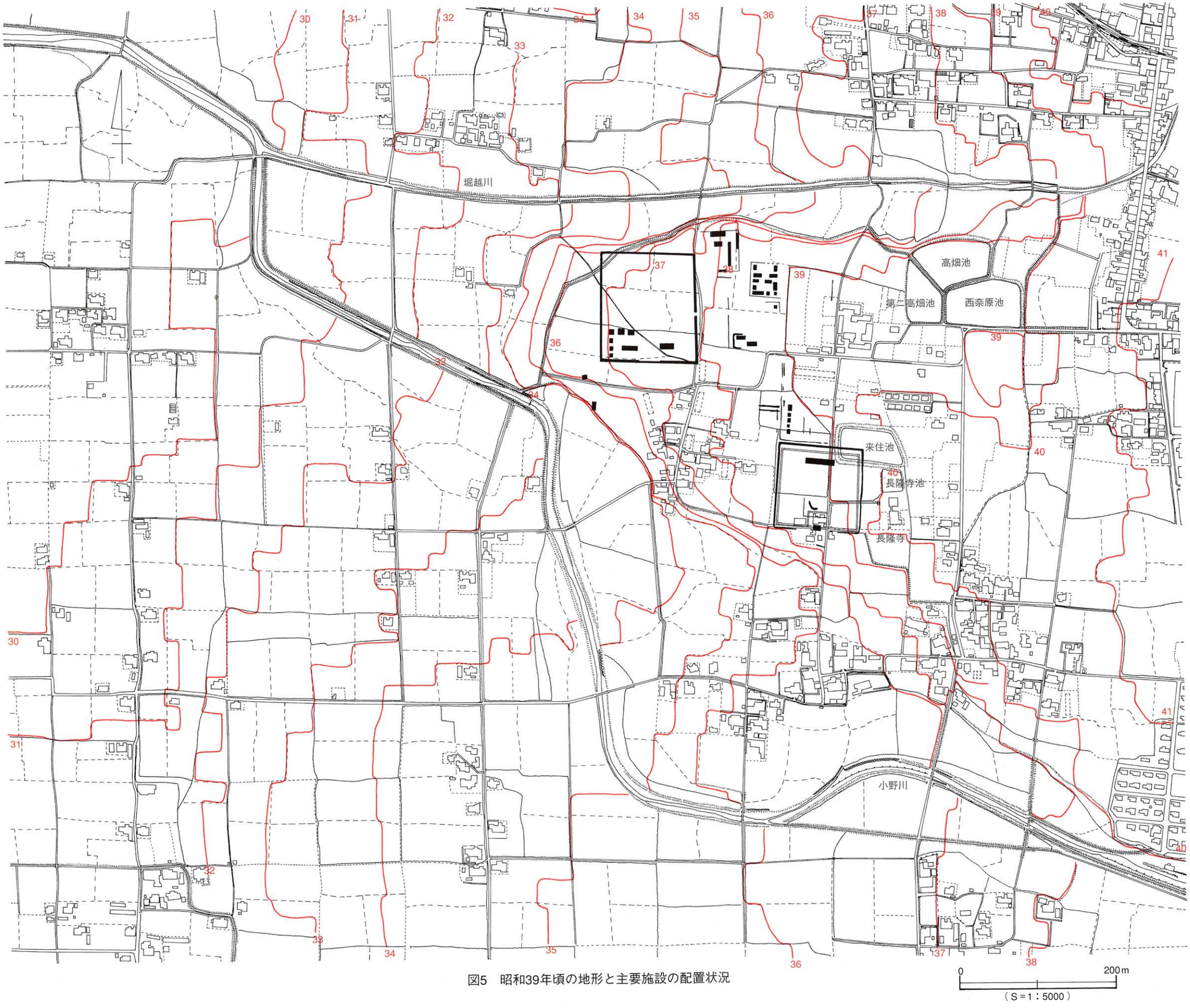

図5　昭和39年頃の地形と主要施設の配置状況

②史跡久米官衙遺跡群

2003（平成15）年８月、これまでの史跡来住廃寺跡に加えて、３カ所計約２万㎡が国の史跡（久米官衙遺跡）として指定された。従来からの懸案であった「回廊状遺構」の西半分に回廊北方官衙の南西部を加えた区域と、政庁の一部ならびに正倉院南部の計３カ所である。今後、来住廃寺とこれら３カ所を併せて「史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡」と呼ぶことになる。来住廃寺の名称は、これまで通りこの枠組みの中で残されることとなった。

なお、1979年に指定された来住廃寺跡については、2002年３月に土地の公有化を完了している。引き続き平成15年度以降、新たに指定を受けた区域について土地の買収が進められている。

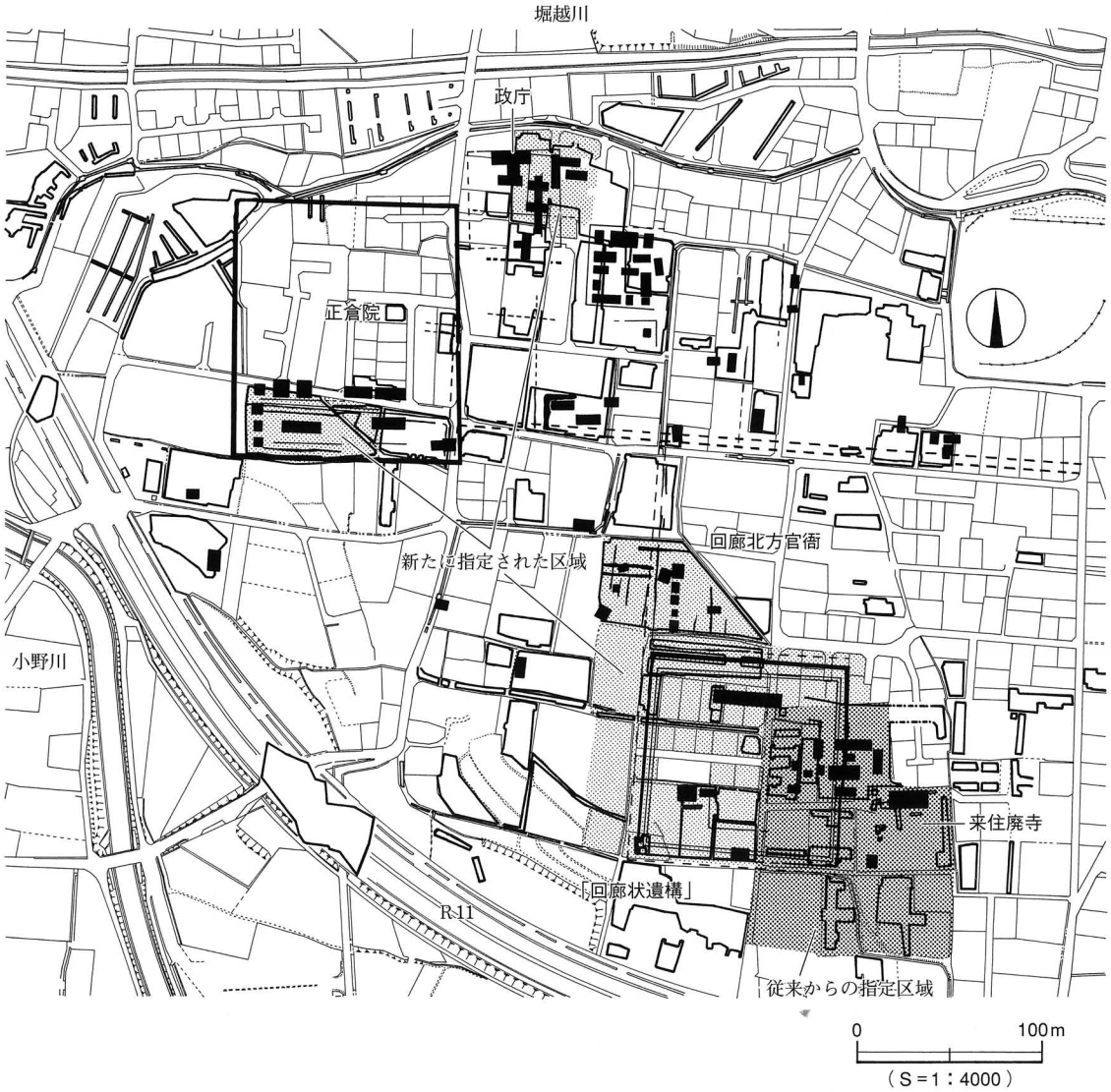

図6　史跡の指定範囲（2003年8月現在）

③遺跡群の変遷過程

7世紀後半から8世紀代の政庁の存在が確定されていないことに加えて、年代の参考になる遺物の出土例が極端に少ないため実年代の決定に不安が残ることなど、多くの問題を抱えているのが現状であるが、これまでにわかった範囲で、この遺跡群の変遷過程をまとめておきたい。

これまでの調査成果から、遺跡群全体を以下の3期に区分する変遷案を検討中である。

Ⅰ期：政庁のみ存在が知られている段階。時期は7世紀前葉ころと想定している。政庁の南限は、後続するⅡ期の地割にはまったく対応していないが、西限に関しては、この時期の位置が後の時代まで影響を与えている可能性も考えられる。

Ⅱ期：方一町の敷地と幅3～4mの道路による地割に基づいて役所施設の配置が行なわれる段階。時期は7世紀中葉から第4四半期ころ。北部の正倉院と政庁南東官衙等によって構成され、「回廊状遺構」は設定されていない状態（Ⅱ－A期）にはじまり、第2四半期のうちに「回廊状遺構」と回廊北方官衙が増設される（Ⅱ－B期）。その後、第3四半期に入ってから「回廊状遺構」の一部について補修が行なわれ、これらの施設はしばらく継続して使用される（Ⅱ－C期）。天武13年（西暦684年）の南海地震によって回廊状遺構等が被害を被った可能性も考えられているが、考古学的な証拠はみつかっていない。なお、回廊状遺構の建設に関しては、西暦639年から翌年にかけての、舒明天皇らによる伊予温湯宮への行幸が契機となっている可能性が指摘されている。また、C期の設定に関しては、西暦661年の斉明天皇の石湯行宮への行幸を重要視している。なお、Ⅱ期以降の政庁の場所は確認されていないが、Ⅰ期政庁の南側隣接地に移転した可能性を検討している。

Ⅲ期：「回廊状遺構」の跡地に来住廃寺が創建される。寺院を伴う点がこの段階のもっとも重要視すべき要素である。時期は7世紀第4四半期頃から8世紀代と想定。遺跡群南東部の地割の一部を変更して、「回廊状遺構」の東半に重複する位置に寺域が設定される。寺域の周囲には一定面積の寺地が確保されていたものと想定される。その範囲の北限は7世紀代の正倉院南面の東西道路、西限は「回廊状遺構」と回廊北方官衙の西辺にほぼ対応する。東限についての確証はないが、回廊状遺構の東辺から東へ一町に位置する現況の南北道路西辺付近にあたる可能性を検討中である。南限も不明であるが、来住廃寺の金堂基壇の位置から判断して、「回廊状遺構」の南辺よりも南に及んでいたことは確実である。

寺地・寺域の設定当初、地割の改変が行なわれたのは遺跡群の南東部だけで、正倉院周辺はⅡ期の形状が一定期間維持された（Ⅲ－A期）。その後、8世紀の中頃に至ると正倉院の拡充に伴って遺跡群北西部の道路の変更が行なわれる。寺地北限をまっすぐ西へ延びていた東西道路は、寺地北西角に沿ってクランク状に南へ屈曲し、新しい正倉院の南およそ半町付近を西に向かう位置に付け替えられる。政庁はⅡ期の場所で維持されるが、正倉院東濠の開削とそれに沿う南北道路の付け替えに伴って、敷地の形状が若干変更されるため、建物自体も全面的な建て替えや補修が繰り返し行なわれたであろう。全体として一町の距離は意識されるものの、それまでの正方形を基本とした地割が崩れ、南北に細長い長方形の敷地が主体となる（Ⅲ－B期）。

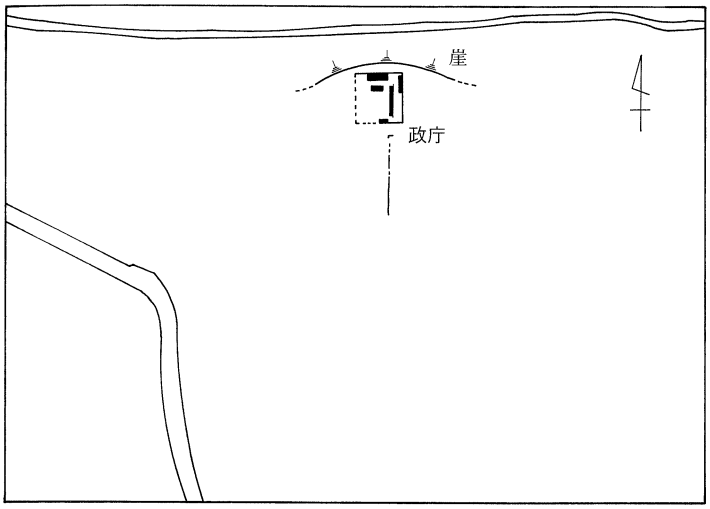

Ⅰ　政庁の出現

Ⅰ期：7世紀前葉ころ

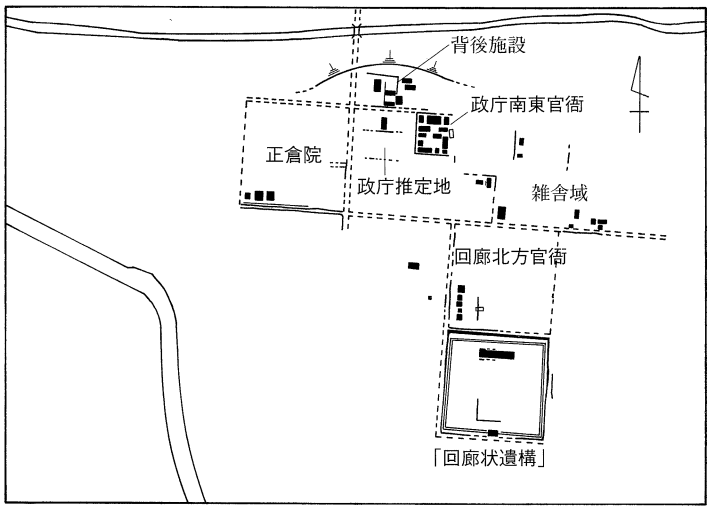

Ⅱ-A　地割設定
北部の諸施設が成立

Ⅱ-B　「回廊状遺構」等の増設

Ⅱ-C　「回廊状遺構」の補修

Ⅱ期：7世紀中葉～第4四半期ころ

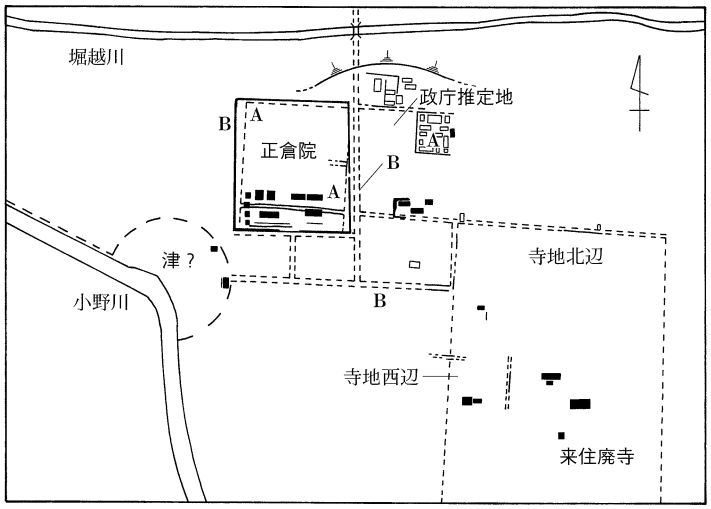

Ⅲ-A　寺院建立・回廊廃絶

Ⅲ-B　正倉院の拡充
道路の変更

Ⅲ期：7世紀第4四半期ころ～8世紀代

0　200m
（S＝1：8000）

図7　遺跡群の変遷過程

④７世紀代の地割の設定手法

この遺跡群における地割は、一辺約110mの外郭施設（一本柱列、溝など）を正方形に巡らし、隣の区画地との間に３～４ｍ程度の余剰幅をとる手法で行われている。「回廊」と回廊北方官衙との間、ならびに濠で囲われる以前の正倉院南面において、その様子を具体的に見ることができる。この余剰部分については、当時、道路として機能していたものと想定している。ただし、すべての箇所において、このような２条平行の区画施設が検出されているわけではない。回廊北方官衙の西辺の溝のように、掘り込みが浅く、部分的にしか遺存していない場合もある。したがって、区画地が碁盤の目状に面的に広がる状況は復元できないが、この遺跡群の構造を考える上で最も重要な特徴のひとつである。地割の設定にあたっての最大の特徴は、その基準が道路心ではなく、おおむね各区画地の外周規模が一町四方になっていることである。これまでのところ道路幅は、場所によって最大で１ｍ以上の差が存在することがわかっているが、各区画地の規模は、隣接する道路幅に関係なく外周で一町四方（約110m四方）の面積が確保されている。ただし、外郭施設の形状によって、区画内側の敷地面積には差が認められる。その北半を幅の広い濠状の溝で厳重に囲われた回廊状遺構の敷地は、細い溝で囲われている回廊北方官衙よりも面積が若干狭くなる。両区画地の西辺においては、幅の異なる溝で区画されながらも、外周のラインをそろえることによって、この位置を東辺とする南北道路を直線に保っている状況が確認されている（図８．①）。

以前から、当遺跡群における地割のあり方は、都城制の変遷過程に照らして、より新しい段階の方法に近いと評価されてきた。遺跡群の年代は７世紀後半が中心であるが、同時期の藤原京から平城京段階の、道路心を基準としたあり方とは、まったく異なる考え方が採用されているのである。近年は、都城における条坊制にではなく、耕地を区画する際の条里制に起源を求めるべきであると考えている。以上のような特徴をもつ当遺跡群における地割のあり方については、以下のような解釈を行なっている。

当遺跡群における地割の施行にあたっては、面的な道路の敷設が先に行われたのではないと考える。つまり、区画地外周の溝は道路側溝として一律に掘られたのではなく、一町四方の区画地の外郭として個々に設定されたものと理解する。よって、道路幅を隔てて隣接する区画施設の形状に差がある場合、道路幅を示す左右の溝の検出のされ方にも差が生じている。例えば、「回廊」と回廊北方官衙の西辺を南北に結ぶ道路の西辺溝（ＫＴ42－ＳＤ004）が、東辺（同ＳＤ002）に比べて浅く痕跡的で、検出されにくい状況にあるが、以上のように理解することによって説明可能である（図８．②）。したがって、この遺跡群においては、道路幅を示す左右の遺構の形状が異なっても問題はないと解釈している。

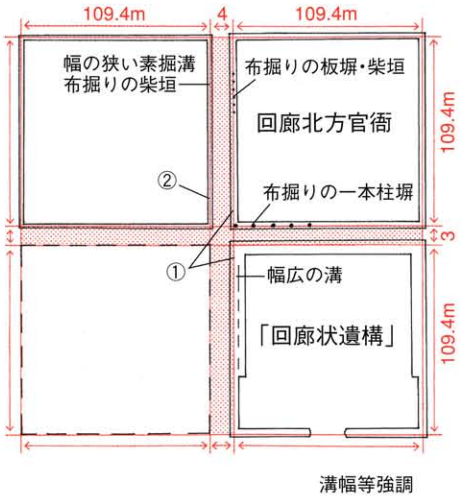

図8　地割のイメージ

⑤７世紀代の区画地の利用形態

一町四方の区画地の外郭の形態には、大きく分けてふたつの種類がある。ひとつは、外郭が溝もしくは濠であるもの、ふたつめは塀が設置されていたと想定される場合である。前者には、「回廊状遺構」とⅢ－Ｂ期正倉院が該当する。後者には回廊北方官衙が代表例として挙げられる。

「回廊」の場合には、一町四方を溝で囲ったうえで施設を設けている。こういうケースでは、敷地外郭の溝は道路の側溝としての役割も兼ねる。また、重要施設については、その内側に一本柱塀が設けられる場合もある（Ⅱ期正倉院南面、ｐ.120）。

一方、回廊北方官衙の場合は細い溝によって囲われているが、これは一本柱列による板塀もしくは柴垣を埋め込むために掘られた溝であることが明らかになっている（ｐ.94）。回廊北方官衙の西に隣接する区画地の東辺の溝も、柴垣を埋め込んだものであった可能性が高い（図８．②）。したがって、回廊北方官衙の西の道路（幅約４ｍ）については、塀もしくは柴垣によって両側が区画されていたものと判断している。一方、回廊北方官衙南面の道路（幅約2.7～３ｍ）については、北辺は一本柱塀、南辺は「回廊」の区画溝（濠）によって区画されている（図８、図９）。

なお、「回廊状遺構」とⅢ－Ｂ期正倉院については、区画地全体をひとつの施設として利用しているが、この他の区画地は内部を細分して使用されたようである。例えば、回廊北方官衙では区画地の南西角を溝で区画して、収納のための建物群を配置した状況が明らかにされている（下図）。また、Ⅱ期正倉院東隣りの敷地の場合、その北東４分の１町弱の面積を政庁南東官衙に割り振ったものと理解している（ｐ.184）。このように、必要に応じて一町の敷地を細かく区切って利用する方法が、この官衙における７世紀代の一般的な土地の使い方であったようである。

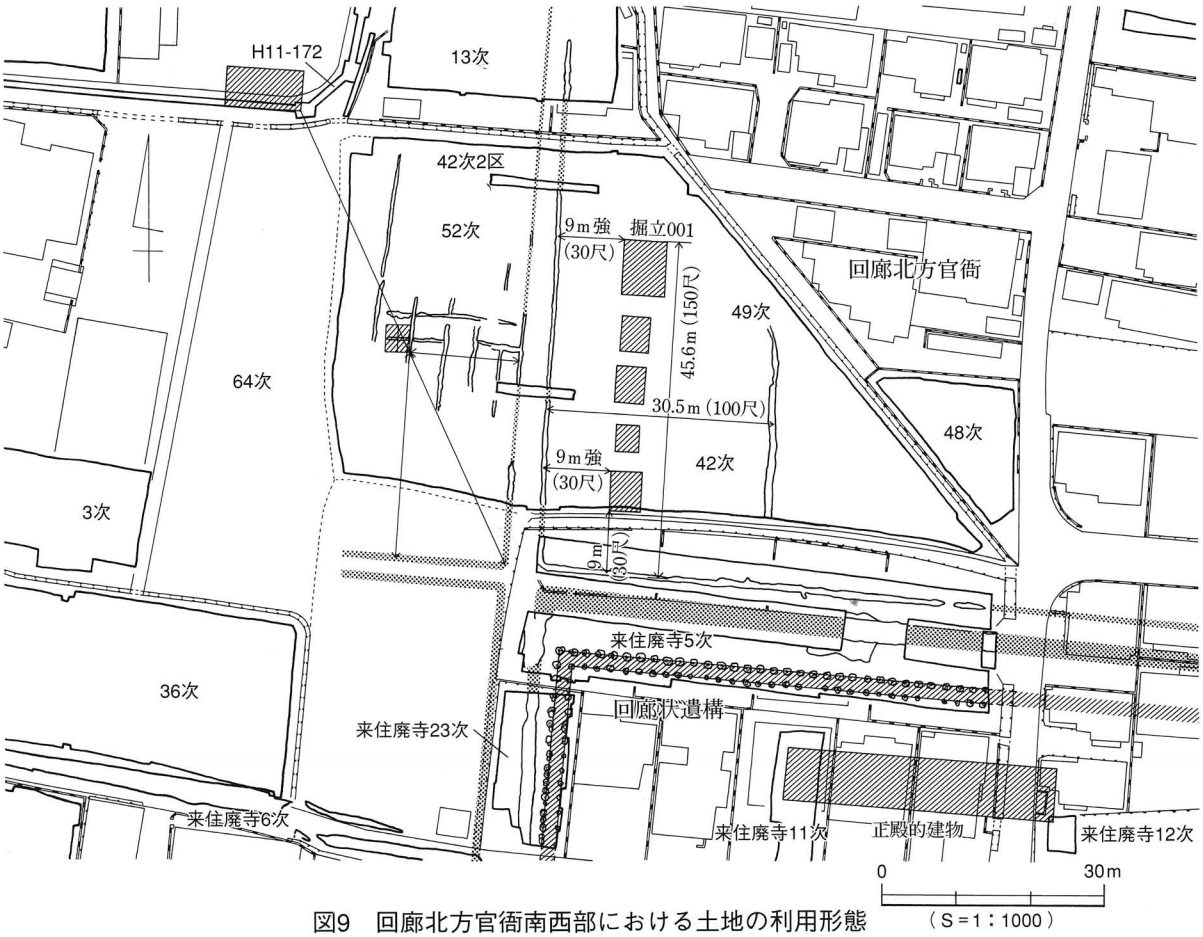

図9　回廊北方官衙南西部における土地の利用形態

⑥８世紀代の地割

遺跡群の変遷過程を説明した際にも述べたが、Ⅱ期の地割が変更される契機としては、二つの理由が挙げられる。ひとつめは、回廊状遺構を含む遺跡群南東部が、７世紀第４四半期に来住廃寺の寺地・寺域に当てられること（Ⅲ－Ａ期）。ふたつめには、一町四方の規模であった正倉院が、８世紀の中頃に濠によって囲い直され、長方形の敷地に変更されることが挙げられる（Ⅲ－Ｂ期）。

Ⅲ－Ｂ期正倉院の設定に際しては、Ⅱ期から続く院内の建物の機能を維持し続けることに加えて、正方位を基準とする新たな地割を施行することが重要視された。これに加えて院の南面を南に拡張したため、付近の道路のほとんどを廃止して付け替えたものと考えられる。新しい段階の道路を示す遺構としては、ＫＴ52－ＳＤ001・002が挙げられる（図10）。この２条の溝については、直交するＫＴ49－ＳＤ007が示す寺地西辺を起点として、正倉院南面を西に向かい、小野川の屈曲点へ達する直線道路の存在を示しているのではないかと想定している。川の屈曲部に程近い場所に位置するＫＴ５－ＳＢ11（図269）と、ＫＴ27－掘立１（図267）の２棟の建物などによって、津が構成されていた可能性も考えられる（図10）。ＳＢ11の西面には木製基壇、掘立１の南面には廂が付けられており、ともに当遺跡群においては特異な存在である。

Ⅲ期の成立に重要な来住廃寺の寺域を示す遺構としては、早くからＫＨ14－ＳＤ４（図17、21ほか）の存在が注意されていた。現況の南北道路東側の路肩に沿うこの溝は、「回廊状遺構」廃絶直後のⅢ－Ａ期冒頭に寺域西限に沿う南北道路の側溝として掘られたものであると推測される。また、ＫＨ23－ＳＤ02（図44、土師器高盤出土）と03は、寺域西限の道路から寺地内を通って西へ抜ける道路として評価できる（図17）。さらに、寺域西限と寺地西限の間に立地するＫＨ19－掘立１～３（図31ほか）などは、寺の運営にあたる事務棟としての役割を担っていた可能性も考えられる。

なお、寺地西限と寺域西限は、およそ200尺の距離を隔てて平行の関係にある（図17）。また、正倉院の拡張に伴って付け替えられた東西道路の東の起点は、寺地北西角から南へ約200尺の地点に求めることができる（図17）。正倉院東濠の中程やや南には、通用口と考えられる濠の途切れ箇所（20次、図10）が存在するが、この位置から１町南に下ると付け替えられた東西道路に達する。したがって、正倉院南面の濠は、Ⅱ期正倉院の東西に建ち並ぶ建物群から南へおよそ100尺（約30m）の位置に掘られたものであるが、付け替え後の東西道路との距離を意識して決められたものではなさそうである。結果的に両者はおよそ半町ほどの距離を隔てることになる。ところで、付け替え後の東西道路から北へ１町の位置に正倉院の通用口が設けられた理由は、この段階の政庁南面の位置と関係があると考えられる。Ⅱ期ならびにⅢ期政庁の実体は明らかでないが、正倉院のすぐ東のこの場所に置かれた可能性が高い。結果的に、推定される政庁南面から南へ一町の位置に東西道路が設定されたものと考えられ、一応、一町の距離は意識されていると評価できよう。

なお、これら８世紀頃の地割の廃絶時期については、Ⅲ－Ｂ期正倉院南東角における調査所見から、10世紀前半頃と推定されている。久米高畑31次で確認された２棟の掘立柱建物のうち、ＫＴ31－掘立３は調査地東側の道路下で東濠と近接する位置関係にあるが、これらの建物からは、濠上部と同様にこの時期の土師器の坏が出土している。このことから、正倉院の濠は10世紀中頃までにはその機能を失ったことがわかる（『年報Ⅸ』）。全国的な正倉院の廃絶のあり方と比較して大差ないものと評価できる状況であるが、この他の施設についても適用可能かどうか現状では判断できない。将来的に政庁の解明が進めば、この問題に対する評価もおこなえるものと期待される。

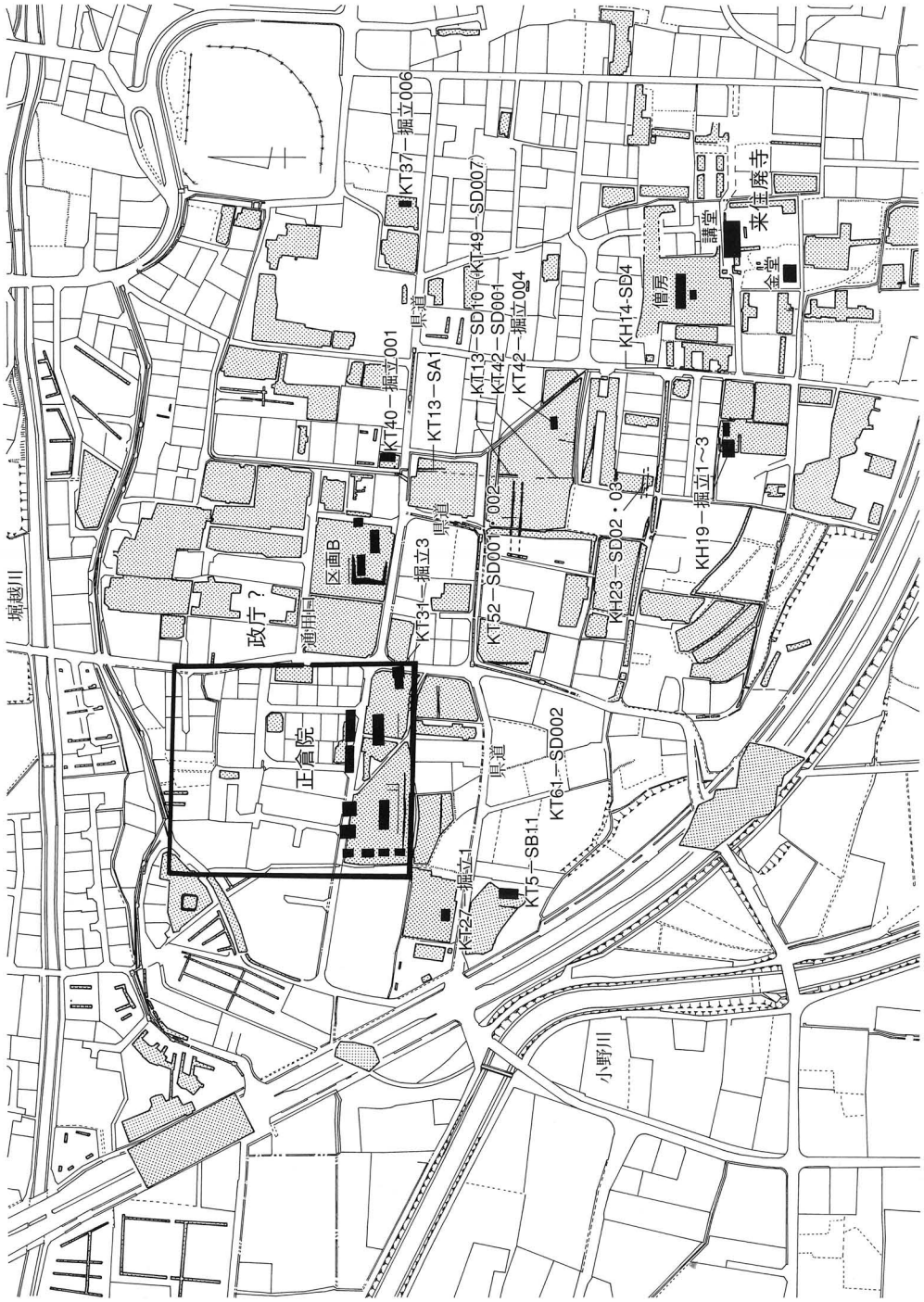

※平成17年9月時点での調査状況

図10　8世紀以降の関連施設

⑦造営尺について

これまでの調査研究によって、遺跡群Ⅱ期における建物の造営尺の尺長は、0.304m程度であった可能性が考えられる。これは、下図に示す回廊状遺構の門の構造と規模の分析から判明した数値で、隣接する回廊北方官衙における建物配置（図９）に関してもこの尺長で説明可能なことから、来住における遺跡群Ⅱ期の造営尺として暫定的に使用している（『年報13』）。

ただし、Ⅱ期の冒頭における地割の設定と主要施設の外周規模の決定に際しては、この尺長の1.2倍の１尺＝0.365mほどの測地尺（大尺）を用いた可能性も検討している（ｐ.210）。一町四方の区画地の一辺長は、区画溝の外周の平均で110m強程度であるが、これはおよそ300大尺に相当する。回廊北方官衙など細い溝で外周を囲われている施設については、溝に柴垣や板塀といった遮蔽構造物が埋め込まれていたと考えられるので、地割の設定基準はこれらの心心距離を基本としたと想定される（図８）。ここでいう１町≒110m強という数字は、布掘りの溝の外周を基準とした距離であるので、実際はこれよりも若干小さな値となる。よって、0.304mの360尺、0.365mの300尺にあたる109.4～109.5mを、計画上の１町と考えて差し支えないものと理解している。

ちなみに、来住廃寺における初期の調査の際には、伽藍配置や建物構造の想定に関連して、高麗尺（来住廃寺１次）と唐尺（来住廃寺２次・３次）が使用された可能性を前提に検討作業が行なわれている。来住廃寺に関しては、その後、造営尺について検討を加えることができるだけの情報が得られていないことから、評価を保留しておく。なお、官衙遺跡群を構成する個別の建物の検討過程で、奈良時代頃の唐尺とされる尺長（0.296m前後）に近似する数値が導き出される場合がある。全体の中では少数ではあるが、遺跡群Ⅲ期に所属する建物から抽出される傾向が高い。当地においては、一般的な唐尺の定着以前に、やや尺長の長い造営尺が採用されていた可能性がある。

なお、遺跡群Ⅰ期の政庁については、この造営尺や唐尺での説明は難しい。建物の規模や配置状況から、１尺＝0.288mあるいは0.346m程度の造営尺を導き出し、構造復元を試みている（ｐ.182）。

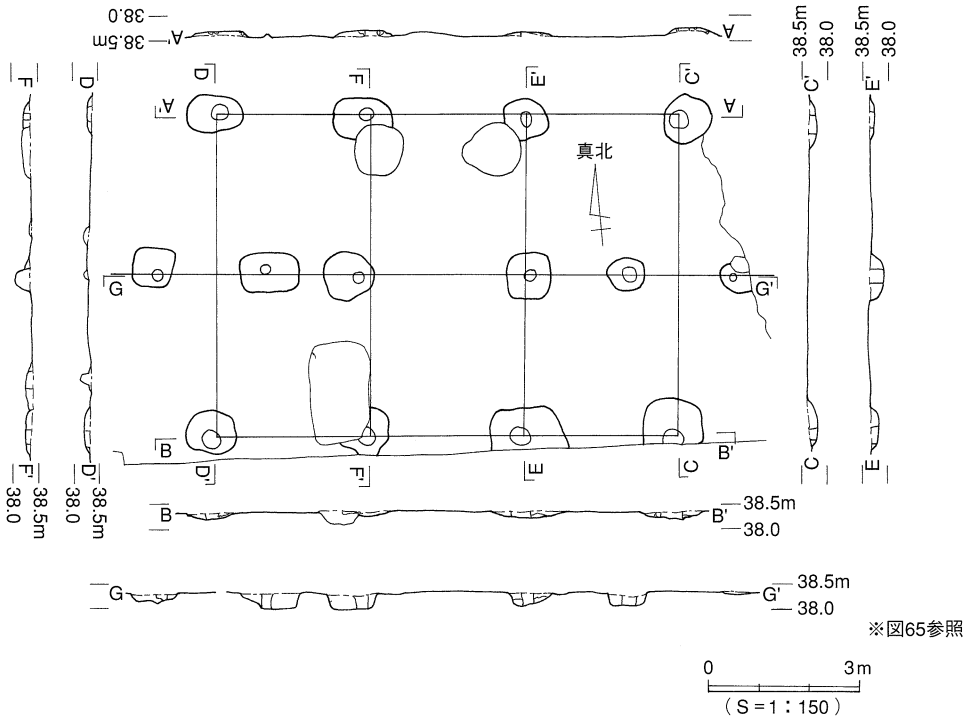

図11　「回廊状遺構」の門

開館５周年記念特別展・シンポジウムの案内用リーフレット。写真は、当時、久米評衙の評庁院である可能性が検討されていた政庁南東官衙の南西部（久米高畑22次）と、隣接地から出土した久米評銘刻書須恵器。

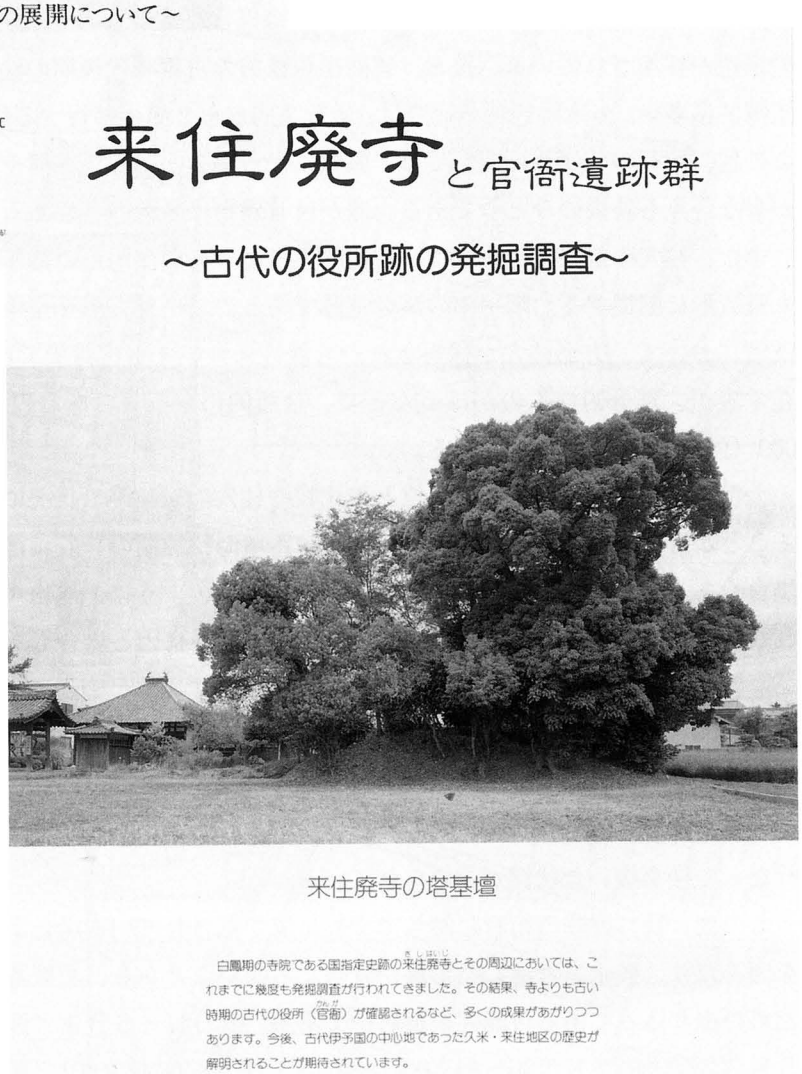

開館５周年記念特別展・シンポジウムの開催にあわせて作成されたリーフレットの表紙。当時、写真の土壇は、塔の墓壇であると考えられていた。

⑧関連建物の形態

官衙を構成する建物は、掘立柱建物のみで竪穴式住居は含まれない。これまでの調査では、周辺地域も含めて、竪穴式住居が確認されるのは７世紀前葉までに限られている。官衙出現後の７世紀中葉以降の竪穴式住居は存在しない。平地式住居の存在を検討中であるが、確認されていない。

掘立柱建物には、その役割の違いによって形態差が存在する。第一に重要な点は、梁行の柱間が２間のものと３間の建物が使い分けられていることである。梁行３間の建物は、総じて南北棟であることが多く、Ⅲ－Ｂ期正倉院の側柱建物（屋）にみられるように、収納施設として利用された可能性が高いものが含まれる。一方、２間の建物は、３間のものに比べて東西棟である場合が多い。より格式の高い建物において梁行２間の構造が採用されたものと考えられるが、必ずしも一様でない。政庁南東官衙で中心的な位置を占めるＫＴ１－ＳＢ12（図170）と、これの建て替え後のＳＢ11（図171）については、梁行３間の構造が採用されている。区画内の他の建物すべてが梁行２間であることと比較すると対照的である。これは、格式の高い建物であっても、より広い床面積が必要とされる場合には柱本数を増やして梁行を３間とする場合があったことを示している。回廊状遺構の正殿であると考えられるＫＨ11－ＳＢ１（図67）もこれと同様の考え方の建物であろう。一方、Ⅰ期政庁正殿（図159、梁行２間・6.92m）や、Ⅲ－Ｂ期正倉院南部のＫＴ12－掘立１（図124、梁行２間・6.89m）などは、もっとも格式の高い建物としての体裁を重要視した結果、７ｍ近い距離があるにも関わらず梁行２間の構造が採用されている。なお、官衙出現以前の古墳時代後期の建物では、梁行３間の構造のものが圧倒的に多い。当遺跡群においては、梁行３間から２間へ移行する傾向が認められると判断している。この他、桁行の柱間数に関しては、偶数になる場合が多く、５間や７間のように中央間をもつケースが少ない点も特徴のひとつである。廂が付く建物は３棟のみである（ｐ.190ほか）。

また、柱穴の形状については、官衙出現以前のものが円形であるのに対して、該当時期のものは隅丸長方形に転換する。削平率の高い遺跡であるので不整方形を呈する場合が多いが、官衙出現の直前段階において、方形柱穴が採用された可能性についても検討中である 。布掘り構造の建物も４棟存在するが、部分的なものがほとんどで、全面的に布掘りであるのはⅢ－Ｂ期正倉院のＫＴ32－掘立009（図137）の１棟のみである。

大型の建物の場合、地割の方位との比較や柱穴の形状等の状況によって、官衙関連の建物を抽出することが可能であるが、小型の建物では、古墳時代後期の一般集落を構成する建物との峻別が困難な場合もある。ＫＴ36－掘立001や005（『年報Ｘ』）のように、建物規模が小さく、円形の柱穴で構成されながらも、官衙の方位と共通な建物の場合、扱いに困る場合もある（ｐ.115、116）。

なお、建物の柱根はまったく遺存していない。柱痕跡が確認されるケースもあるが、抜き取り跡が検出される場合が多い。柱を抜き取る場合は、一部の大型の建物を除いて、抜き取りの掘りかたが柱穴本体の掘りかたの範囲を超えることは稀である。回廊北方官衙南西部の中心的な建物であるＫＴ49－掘立001（図86）で唯一、掘りかたの外側から柱の根元へ向けて平面形状が楕円形の掘り込みを行なって柱を抜いた状況が認められている。

この他、稀に建物の桁行に対して平行に溝が掘られている場合がある。雨落溝のように建物の四囲を囲んだり、排水を考慮した形跡が見当たらないことから、木製基壇前面の構造物を埋めて固定するための掘り込みである可能性を検討中である。ＫＨ11－ＳＢ１（図67）の南北両面のほか、ＫＴ５－ＳＢ11（図269）、ＫＴ36－掘立007（図103）、ＫＴ33－掘立001（図240）において確認されている。

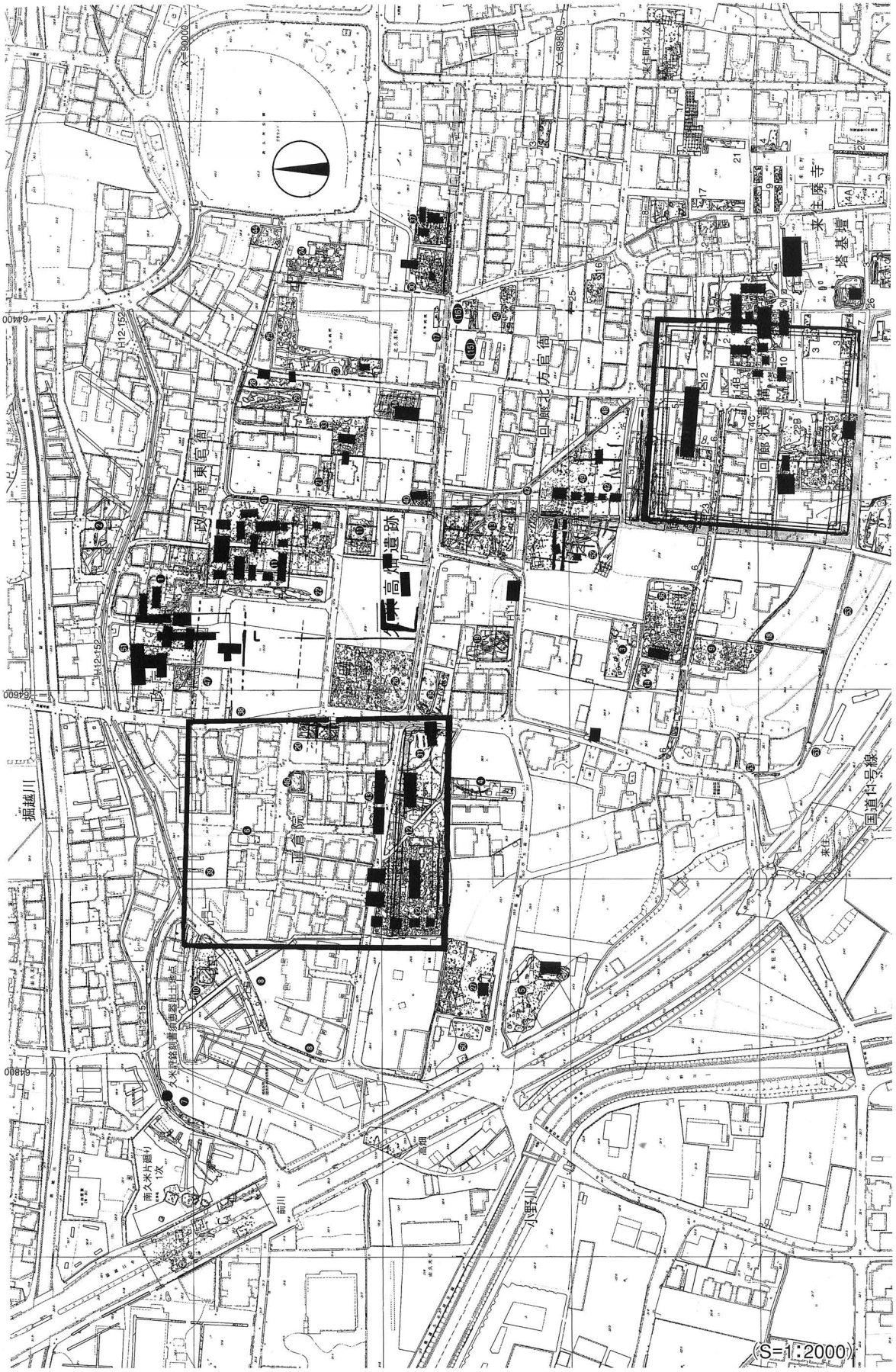

図12　寺院官衙施設の配置

⑨出土遺物と遺跡群の年代

この遺跡は、後世の水田開発に伴う削平が激しく、遺構の残りが非常に悪い。場所によっては、官衙施設の大型柱穴でも、深さが15㎝程度しか遺存していないことも珍しくない。したがって、この遺跡における出土遺物の量は少ないのが現状で、年代や施設の機能を推定できる遺物に至っては、めったに出土することはない。

このような状況の中で、1989年に久米高畑遺跡７次調査地から出土した久米評銘刻書須恵器（巻頭図版１）の存在は極めて重要である（『年報Ⅱ』）。遺構に伴わない地山面直上からの出土ではあったが、全国でも数少ない評関連の文字資料が実際に官衙域から出土したことの意義は大きい。この遺物の出土によって、久米官衙遺跡群には間違いなく７世紀後半の評制段階の施設が存在するものと考えられるようになったのである。

主要な出土遺物については、随時ふれるが、ひとまず代表的なものを確認しておく（図14）。

遺跡群の出現時期ならびに中核を成すⅡ期の諸施設の存続時期について検討する上で重要な須恵器に関しては、ＴＫ－209以降、概ねＴＫ－217段階までのものに限られている。

回廊状遺構の北側区画溝であるＫＨ５－ＳＤ６（図13.①）出土の一連の遺物（図50）には、７世紀第３四半期を上限とする時期の特徴を示す須恵器が含まれている（*38*～*40*）。これらの須恵器は、銅の二次精錬工程に伴う遺物である可能性が高い金属滓や取瓶（図50）などと供に、一括投棄された可能性が想定されている。さらに、これらの遺物がまとまって出土した来住廃寺５次調査地（図51）においては、前述のＳＤ６より後出して、土坑であるＳＸ１が掘り込まれており、ここからも、似通った形態の遺物が出土している（図54）。以上の状況から、「回廊状遺構」の区画溝は、７世紀第３四半期もしくはこれより若干後の時期に、人為的に埋められて廃絶した可能性が高いと考えられる。

さらに、2003年（平成15年）に政庁の南正面で行なわれた試掘調査（Ｈ14－321）の際に、前述の「回廊状遺構」北側区画溝の出土遺物とよく似た遺物が出土している（図13.②）。坏蓋*176*～*179*の形状は、この一群の方が若干古い要素が認められる。これらの遺物が出土した溝（Ｈ14－321・ＳＤ１、図202）は、遺跡群Ⅱ期の地割に対応することから、隣接する政庁とは別の施設の区画溝であると考えている。完形の坏蓋が出土する一方で、坏身は破片が少量出土しただけである状況も、「回廊状遺構」の場合とよく似ていることから、Ⅱ期の重要施設の廃絶と密接な関係にある最重要の遺物群であると認識している。

また、このほか、政庁に隣接する政庁南東官衙においては、遺構に直接絡むものは少ないが、包含層中から付近の施設の年代を推定する際に有効な須恵器が出土している。*146*は、この施設の建物であるＫＴ11－ＳＢ30の柱穴から出土したものである（図13.③）。*159*～*161*は、付近の包含層出土須恵器である。

さらに、遺跡群の北東部に位置する久米高畑37次調査地では、遺跡群Ⅱ期の地割に対応する一本柱列の北に建てられているＫＴ37－掘立005（図258）の柱抜き取り跡から、７世紀前半の須恵器*193*と*194*が出土している（図13.④）。建物の廃絶

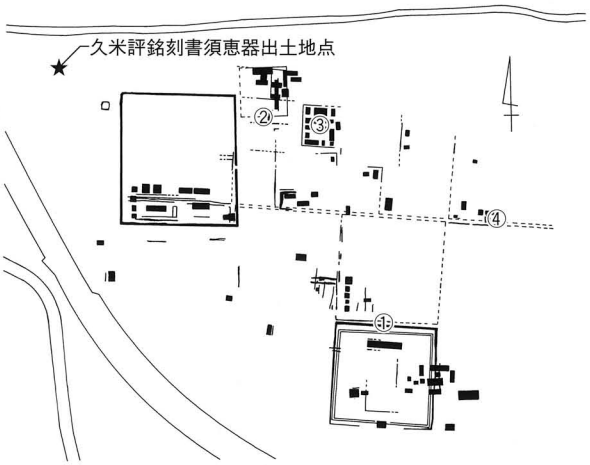

図13　主要遺物の出土地点

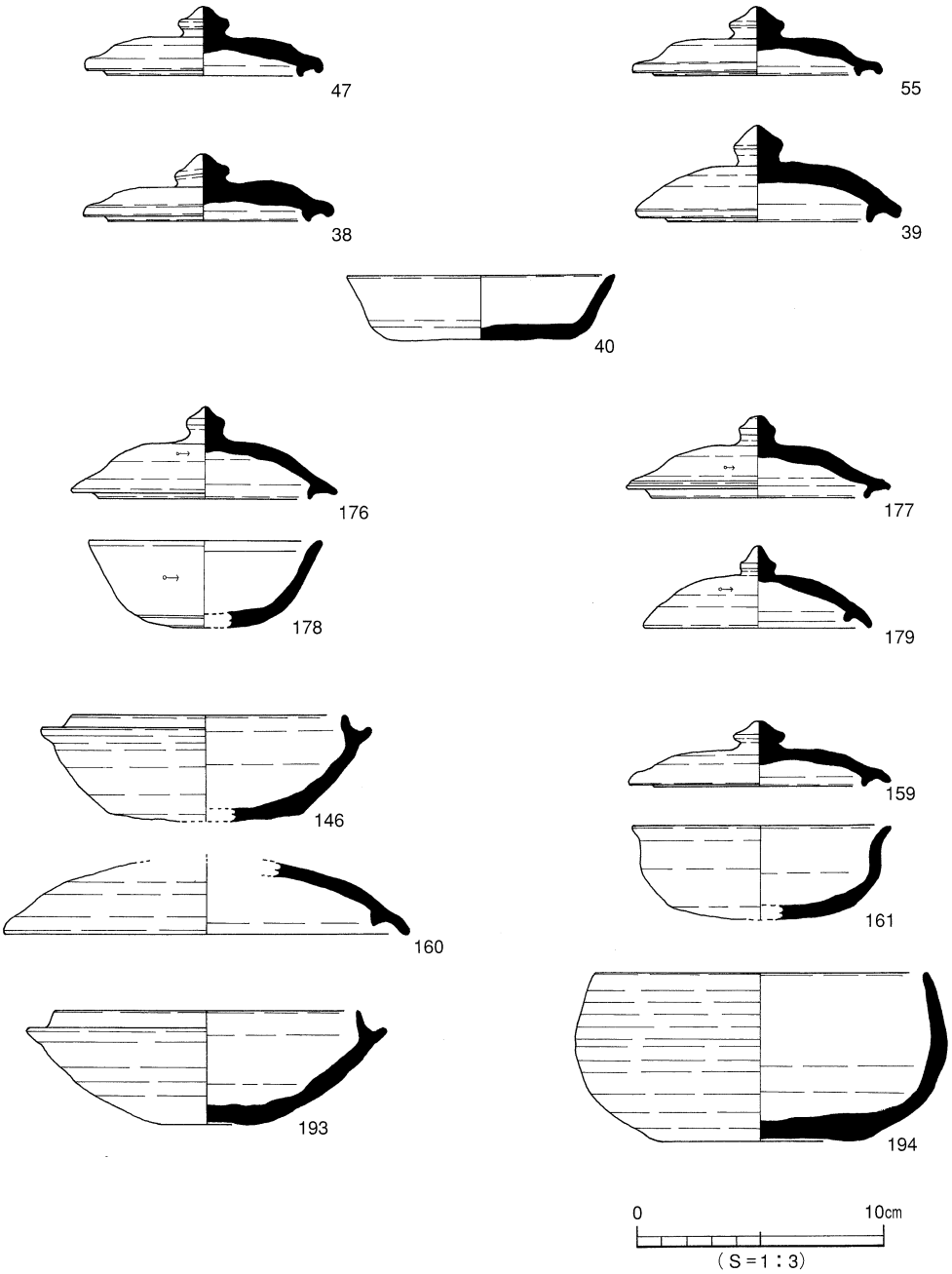

図14　代表的な須恵器

時の祭祀に伴って埋納されたと考えられるこれらの遺物の存在から、官衙辺縁部の建物の中にも、7世紀前半にまで遡る施設が存在することが確定的となった（『年報X』）。このような状況から、遺跡群Ⅱ期の中心的な施設についても、既にこの時期までには一部が成立している可能性も十分にあると考えている。

土師器に関しては、暗文が施されたものや、赤色塗彩のものも出土しているが、形状を復元できるケースは少ない。その形態は在地化が進行しているため、畿内との直接の比較は難しい。

図15に、当遺跡群の代表的な土師器を掲載したが、*35*を除く5点は、特定の遺構から出土したものではない。遺跡群の主要施設の年代決定の際に有効な土師器としては、「回廊状遺構」の区画溝より

後出する段階の溝であるＫＨ23－ＳＤ02（図44）出土の高盤*35*が唯一である。軸部を多角形に削り出す状況は、７世紀末を上限とする８世紀前半ころの特徴を示すが、在地的要素が濃厚な器である。なお、この個体には暗文は施されていない。現状では、「回廊状遺構」の跡地に来住廃寺が創建されて以降（Ⅲ－Ａ期以降）に掘られた溝に、寺院で使われていた器が投棄されたものと理解している。したがって、「回廊状遺構」の廃絶はこれ以前の時期に求めることができる。

瓦に関しては、主として２種類の軒丸瓦が年代決定の際に利用可能である。単弁十葉蓮華文軒丸瓦と複弁八葉蓮華文軒丸瓦がそれである。前者には、西暦650年代を上限とする７世紀第３四半期頃の年代が与えられている。後者には、古い形態のものから新しいものまで、いくつかのタイプが存在するが、最も古い形式のものは670年代を上限とする考え方が有力である。前者はどの施設に使われていたのか正確には不明であるが、後者は来住廃寺の堂塔にて使用された瓦のひとつであろうと推測されている。古いタイプの一群は、量的には少ないものの、遺跡群Ⅱ期の諸施設が成立する際に、先行するⅡ期（もしくはⅢ－Ａ期）の施設を埋めた土に含まれている場合が多い。このように瓦の出土状況からも、この官衙の所属年代が、少なくとも７世紀の後半まで遡り得る状況を説明可能である。この他、瓦に関しては、政庁に重複するⅡ期～Ⅲ期の建物群（ＫＴ51－掘立005、006）と回廊北方官衙南西部の中心的な建物であるＫＴ49－掘立001、さらに政庁南東官衙のＫＴ41－掘立004（図180）の柱穴からも、単弁十葉蓮華文軒丸瓦か、あるいはこれに伴う丸平瓦の破片が出土している（図181）。こうした状況から、遺跡群Ⅱ期の施設の中に、７世紀後葉を上限として８世紀代（Ⅲ期）にまで継続した建物が存在する事実を知ることができる。

なお、Ⅰ期政庁の正殿と脇殿、一本柱列からは、遺物は少量しか出土していない。その年代は７世紀前葉までの時期のもので、中頃まで下るものや瓦は含まれていない。

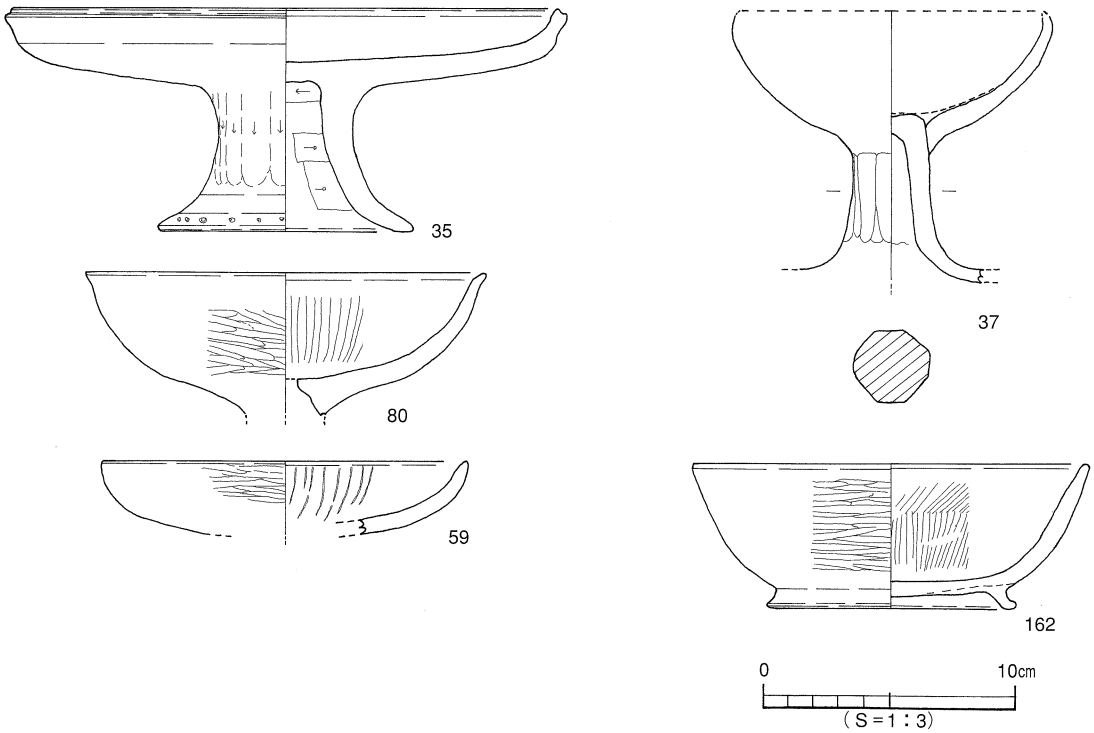

図15　代表的な土師器

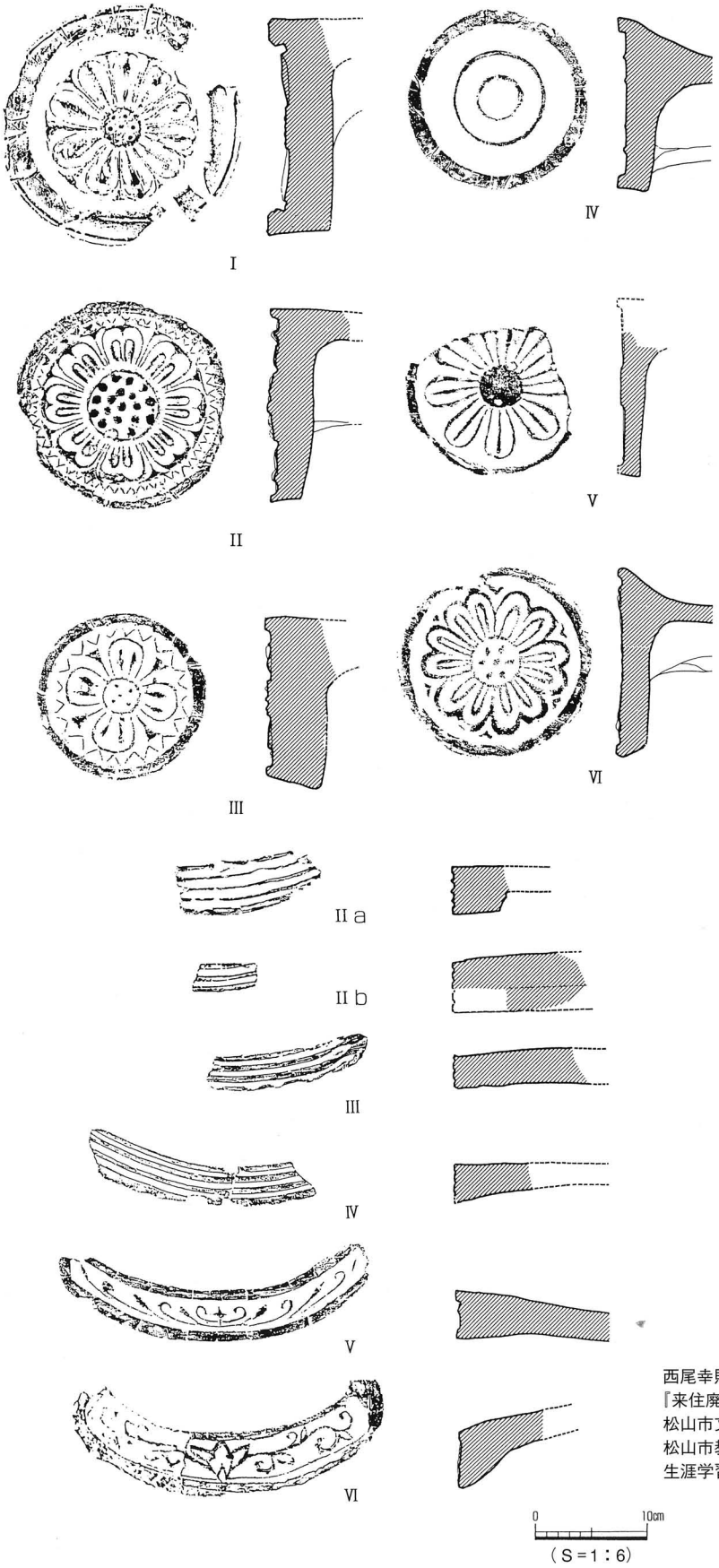

西尾幸則 他 編　1993年
『来住廃寺遺跡第15次調査報告書』
松山市文化財調査報告書34
松山市教育委員会・(財)松山市
生涯学習振興財団埋蔵文化財センター

図16　代表的な瓦の形式

金属製品や石製品で官衙に伴うものはほとんど出土していない。7世紀代の土坑から銅の薄板を折り畳んで固めた塊*62*が出土した程度である（図71）。また、硯に関しても4点しか出土していない。このように、官衙的な性格を示す遺物が極端に少なく、一般集落の遺物との差異が少ないことも、当遺跡群の特徴のひとつである。

木製品は、「回廊状遺構」の南正面の低地部を調査した来住廃寺15次調査（1991年）の際にまとまった量が出土しているが、木簡は出土していない。詳細は既刊の報告書にて報告済みである。

一連の施設の廃絶時期の参考になる遺物は正倉院から出土している。正倉院の濠に重複して建てられているＫＴ31－掘立３（図145）から、9世紀末から10世紀前半ころの土師器の坏が出土した。この建物は、濠が埋まった後に近接して建てられたと考えられていることから、正倉院は概ねこの時期までに完全に廃絶したものと想定されている。この状況は、各地の地方官衙における正倉院の廃絶時期とも概ね対応するものである。なお、正倉院における活動の中心時期については、南濠の下層出土須恵器（図115）の形態や、濠の北西角（久米高畑10次）出土遺物の中に大型のⅢ*116*（図111）が含まれていることなどから、8世紀の後半以降と推定している。

⑩遺跡群の評価

出土遺物による遺跡群の所属年代の決定に不安は残るものの、遺跡群Ⅱ期の地割の成立が7世紀前半に遡る可能性が高いことは、先に述べた通りである。その場合、Ⅰ期政庁の出現は7世紀前葉にまで遡ることになり、Ⅲ－Ｂ期末までのおよそ2世紀にわたって官衙が継続して維持されたことになる。久米評銘刻書須恵器の存在が示すように、一連の関連施設の中に、久米評の時代の役所、すなわち「評衙」が含まれることには、もはや疑問の余地はないと評価している。しかし、評制段階を確実に遡る7世紀前半の地方官衙としての当遺跡群に対して明確な評価を行なうことは難しいのが現状である。

当遺跡群の成立の契機としては、近年、主として2つの案が提示されている。ひとつは、文献資料における7世紀中葉の二人の天皇による伊予行幸の記述を重要視し、行宮を含む官衙であると考える説で、愛媛大学の松原弘宣氏によって唱えられた考え方である。ふたつめは、天皇家の直轄領（屯倉、官家、ミヤケ）の一角に置かれた役所であるとする考え方である。

行宮説は、西暦639年の舒明天皇による行幸の際の行宮が、もともと久米国造の役所施設（Ⅰ～Ⅱ－Ａ期）が置かれた場所に近接して設けられたもので、「回廊状遺構」はその一部である、と評価する考え方である。一方、ミヤケ説は、もともと久米国造が拠点とした可能性が高い福音寺地区を避けて、この地に支配の拠点を置いたとする考え方である。

これまでのところ結論は得られていないが、久米高畑51次調査によって明らかにされたⅠ期政庁の存在を重要視するならば、これを一地方豪族の支配拠点として、7世紀前半に突如出現する理由を十分には説明できそうにない。地方官衙の政庁としての形態が既に完成した形で現れている以上、これのモデルとなった中央の施設が存在したと考えてよかろう。したがって、本来は国造の施設であると考える場合でも、その背景にはやはり、強力な中央政府の力がはたらいての結果であろうと考えられる。また、仮に出現の契機がミヤケであったとしても、文字資料の存在から、評制段階の施設を含むことが確実視されることに加え、Ⅲ期には全国的に普通に見られる官衙としてのあり方を示すことから、通常の地方官衙へ変質したことも考えられ、役所の主である久米国造の末裔たちと完全に無関係に成り立つものではなかろう。以上のように、行宮説とミヤケ説の双方に、久米国造あるいはその子

孫である久米直氏の存在が絡んで、今日の議論の根幹を形成している。

本稿では、遺跡群の変遷過程を検討するにあたって、舒明天皇の伊予温湯宮（西暦639年）と、斉明天皇の石湯行宮（西暦661年）の存在を重視した解釈を行なっている（p.14）。遺跡群Ⅱ期を代表する施設である「回廊状遺構」は、舒明の行宮として建設され、斉明の滞在に際しても一部が補修のうえ、利用されたのではないかと考える。斉明の滞在は、百済救援のため筑紫への移動の途中に伊予に立ち寄ったもので、兵士の徴発等が目的であった可能性が指摘されている。仮に「回廊状遺構」がそのための施設として使用されたものであるならば、軍事的な性格を帯びたものであった可能性も考えられる。場合によると、国造の根拠地としてではなく、天皇家直属のミヤケとして成立したこの役所に、後に行宮の機能が付加された結果、このような形態の役所が成立したのかもしれない。ただし、行宮を含む遺跡であることを示す直接的な証拠が確認されていない以上、この議論は仮定の域を出るものではなく、今後の検証を必要としている。

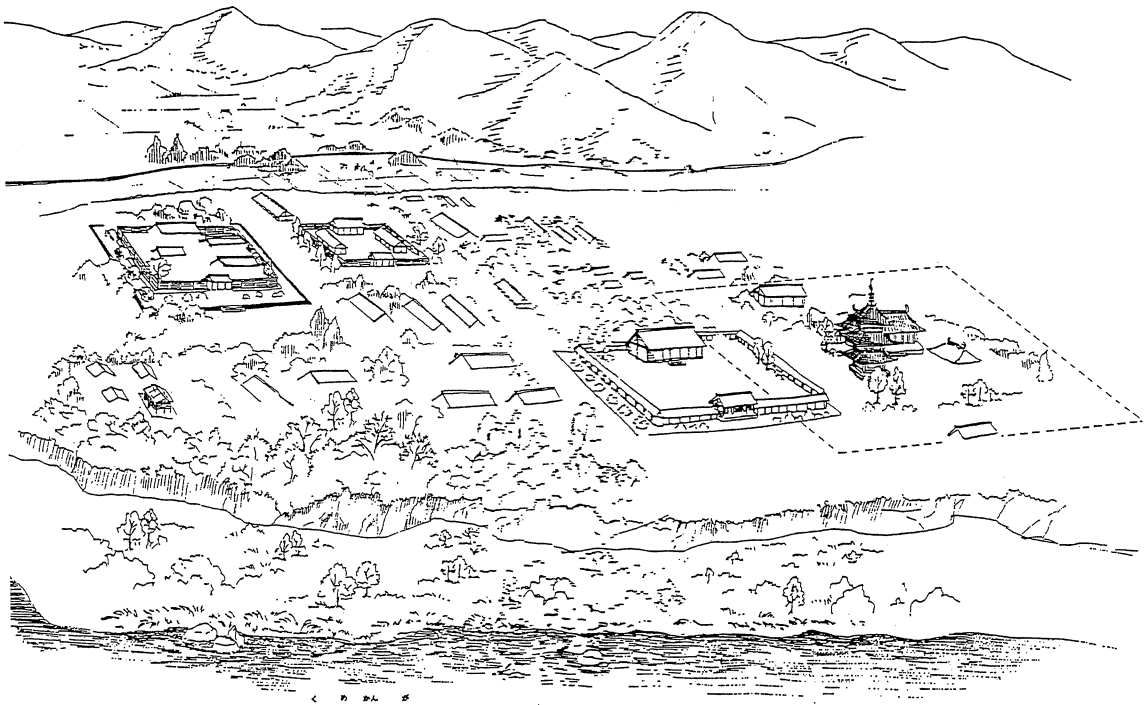

平成３年ころに描かれた復元図。北西部の正倉院の実態が知られていなかった時期に作られたものであるが、主要施設と周辺の雑舎群との関係がよくわかる。今日の遺跡群Ⅱ期からⅢ期ころの地割を考える際の原点なったイラストである。

久米官衙遺跡群の想定復元図

第Ⅲ章　各施設の内容

1．来住廃寺

①立地と概要

立地　来住廃寺の伽藍の中核を成す区域は、久米官衙遺跡群の中心部から若干南東よりの地点、遺跡群　期を代表する官衙施設のひとつである回廊状遺構の東半部と重複する場所に立地している。これまでのところ、この区域より南の低地部には、寺院・官衙関連の遺構は立地しないことが明らかにされている。

呼称　国指定史跡の敷地内に立地する興福山長隆寺が、平成11年に史跡保護の一環として他所へ移転するまでの間、特に調査の当初は長隆寺跡という名称で呼ばれていた時期がある。その後、現在の長隆寺と区別して、地下に眠るこの古代寺院を呼ぶ際に、現在の地名から来住廃寺の名称が採用され、現在に至っている。国指定史跡としての名称は来住廃寺跡であるが、平成15年８月に、主要な官衙関連遺構３カ所が追加で指定された結果、今後は「史跡久米官衙遺跡群　久米官衙遺跡　来住廃寺跡」と表記されることとなった。なお、長隆寺については、奈良時代の行基による創建といわれている。それを江戸時代前期の天和３（1683）年に伊予を訪れた黄檗宗万福寺（京都府宇治市）の中国僧、第四世獨湛によって黄檗宗の寺として再興されたと伝えられている。近年では曹洞宗も兼ねていた。

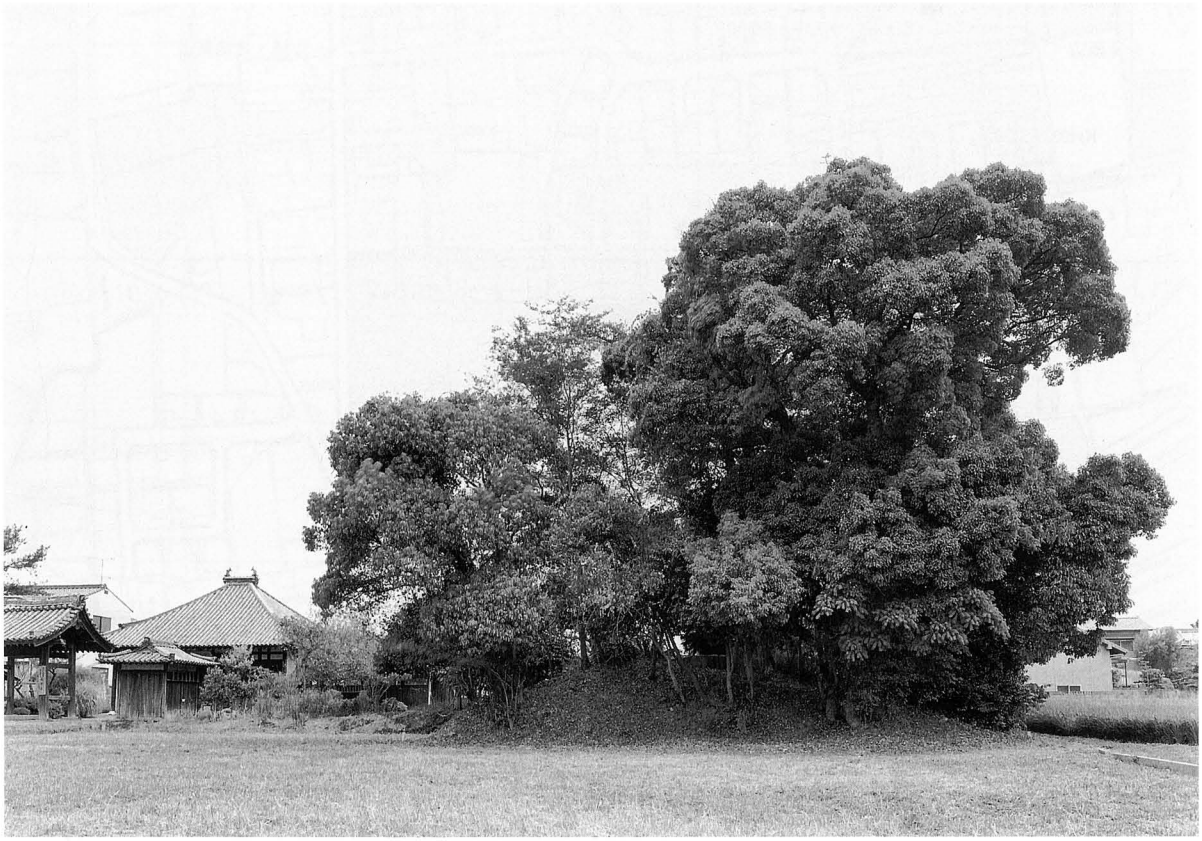

長隆寺と来住廃寺の金堂基壇

規模　寺域ならびに寺地の四囲は確定していない。来住廃寺14次のＫＨ14－ＳＤ４（ｐ.35）を寺域西限、久米高畑49次のＫＴ49－ＳＤ007（ｐ.20）を寺地西限とする復元案を提示できるのみである。

推定される寺地の北限は、最大で「回廊状遺構」北辺より一町北に位置する遺跡群Ⅱ期の東西道路付近に達する可能性を想定している。東限についても、Ⅱ期の地割が今日にも遺存している「回廊状遺構」東辺より東へ一町の南北市道付近に達するものと考えられる。南限に関しても不明であるが、金堂基壇の南一町付近は小野川に伴う低地が広がっていることから、南門等の関連施設の配置は考えにくい。したがって、予想される寺地の規模は最大で東西２町程度×南北2.5町前後の長方形となる(図17)。寺域に関しては、その西限について候補が挙げられている以外、有力な情報に恵まれていない。今後、伽藍における建物配置が明らかにされる過程で、寺域の広がりに関する情報が得られることを期待している。

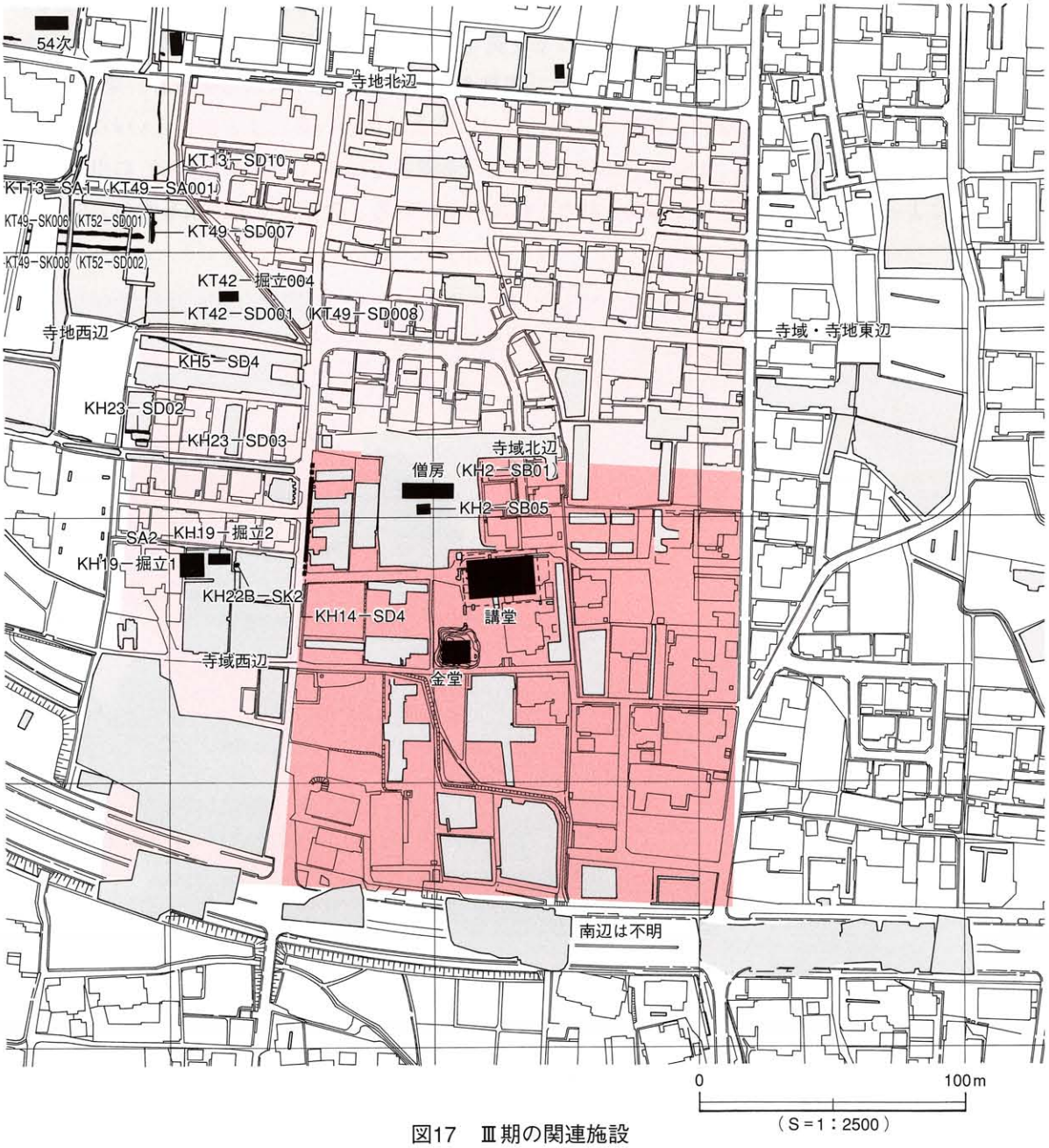

図17　Ⅲ期の関連施設

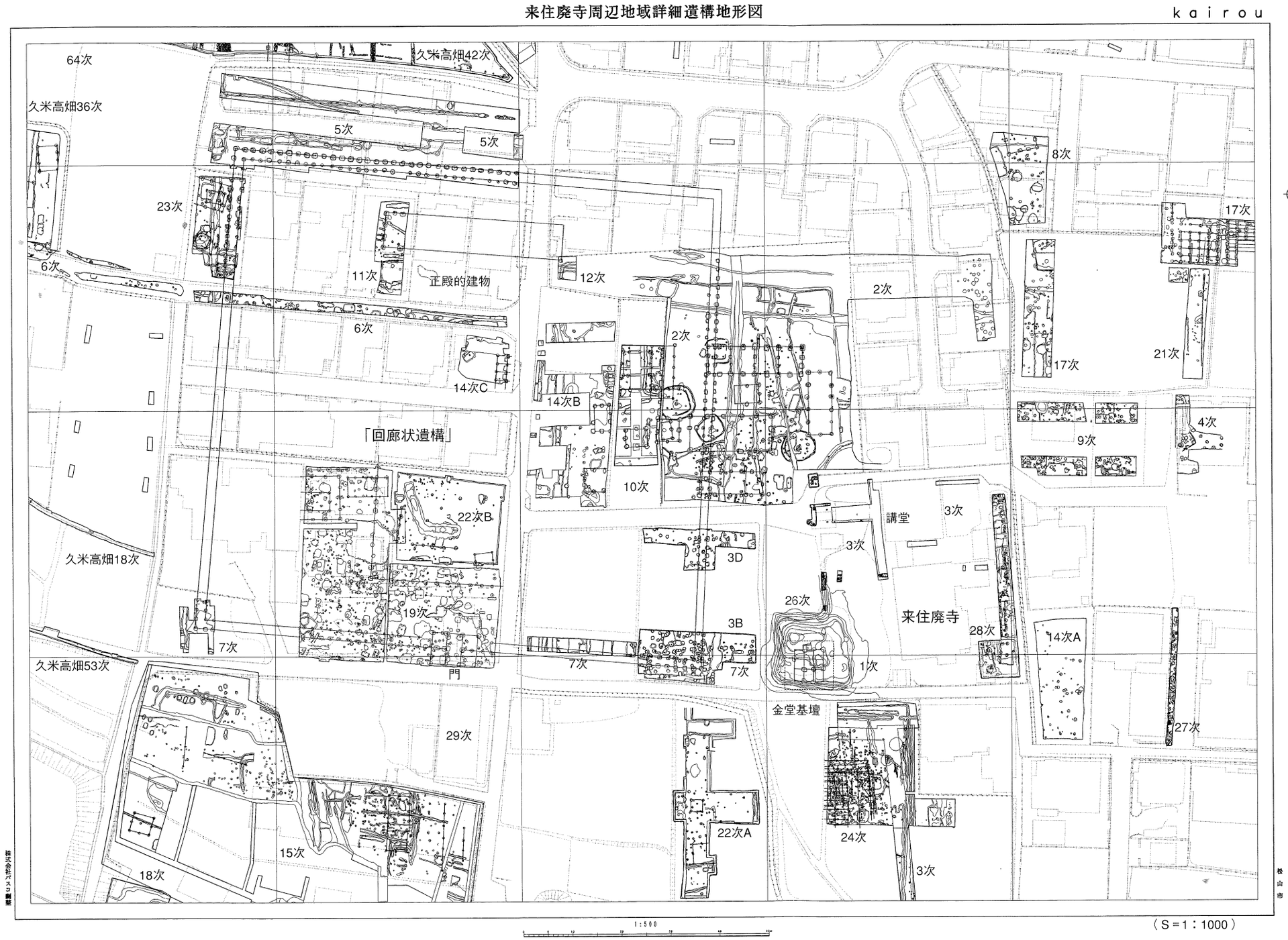

本図は、松山市教育委員会が株式会社パスコに委託して作成した遺構図のデジタル化作業による成果図面である。都市計画図は、平成７年３月修正分を、一部改変のうえ、使用している。次数は、平成15年頃までの来住廃寺における調査次数を示す。

図18　伽藍中心部と「回廊状遺構」

方位　寺地西限については、ＫＴ49－ＳＤ007（図20）が該当遺構であると想定しているが、この溝は、前段階の遺跡群Ⅱ期の地割に平行に掘られたものである。したがって、その方位は、「回廊状遺構」ならびに回廊北方官衙の地割の西限と共通するＮ－４°－Ｅを測る。また、寺地の北辺に関する具体的な情報は無いが、Ⅱ期の地割に対応する現在の県道久米垣生線付近に一致するものと予想しているので、方位はＮ－94.5°－Ｅ程度と考えている。東辺についても、「回廊状遺構」の東辺から東へ１町のところに位置する現況南北市道付近に及ぶものと想定されることから、Ⅱ期の地割と共通するＮ－４°－Ｅと予想している。南辺に関する手掛かりは得られていない。

寺域の四囲のうち、候補となる遺構は、ＫＨ14－ＳＤ４（図21）が西辺に該当する唯一の候補である。現在もこの溝のすぐ西側に南北市道が通っているが、この道は当時から寺域の西辺に設定されていたものと考えている。方位は概ねⅡ期の地割と対応するＮ－３°－Ｅで、回廊状遺構の南北正中線から東へ平行に約13m離れた位置に掘り込まれている。

伽藍中心部を構成する建物の方位には、ずれが認められる。金堂基壇上の礎石の配置は、ほぼ真北を基準としている。講堂と考えられる建物はおよそＮ－93°－Ｗ、僧坊はほぼ真北を測る。

関連施設　2005年の来住廃寺32次調査によって塔ではなく、金堂の基壇であることが確定した土壇が現存するほか、講堂である可能性が高い大型の礎石建物の存在が知られている。この他、２間ごとに仕切られた僧坊であると想定されている掘立柱建物が確認されている。また、西に隣接する「回廊状遺構」の内部にあたる位置に、８世紀以降に所属する複数の掘立柱建物が知られている（ｐ.46～）。これらの建物は、寺域西限の西側区域にあって、寺の運営にあたる役割を担っていたのではないかと想定している。

②調査の経過

1967年７月から行なわれた基壇と講堂推定箇所における発掘調査が、その後の100次を超える本格調査のきっかけとなった（試掘は1965年）。この調査が契機となって、来住廃寺２次調査（1977年）以降、特に寺域の確定を目的とした寺域確認調査が頻繁に行なわれるようになる。３次調査をはじめとする基壇南面における調査の他、講堂の北東約50m付近を中心に行なわれた９次、17次、21次の各調査（図18）は、いずれも寺域の南限ならびに東限、北限を探る目的で行なわれたが、目立った成果を挙げることはできなかった。唯一、寺域に関しては、1990年に調査が行なわれた14次調査Ｂ地区（図21）において西限を示す可能性が想定される溝１条を検出したのみである。その後、寺域確定のための調査は、寺域南限と中門の確認を目的とした来住廃寺22次（1993年）と同24次（1994年）以降、2003年に同30次（『年報16』）で基壇の南方約70m付近の水田が調査されるまでの間、休止される。この間は、1987年の来住廃寺５次調査以降に明確となった古代の役所跡に関する調査が中心であった。

1979年に国の史跡に指定された来住廃寺跡の領域に関しては、2002年３月に土地の公有化が完了している。さらに、2003年８月、史跡久米官衙遺跡として隣接地が追加指定されたことから、将来的な史跡としての活用に向けた第一歩として、2005年10月から、この遺跡における象徴的な場所である塔基壇であると考えられてきた土壇において、調査が再開されることとなった（来住廃寺32次）。

③外郭施設

寺域西限　ＫＨ14－ＳＤ４（図17、21）が、寺域西限の溝にあたる可能性が指摘されている。出土遺物の状況、遺構の方向性などから、この溝が寺域西限にあたる可能性は極めて高いものと考えられる。

検出長約8.2m、幅約1.4m、深さ約0.45m、方位はN－4°－E。この溝に平行の位置関係にある現在の南北道路は、寺域が設定された当時の状況を反映しているものと考えている。ただし、築地塀の存在を示す痕跡は、これまでのところ確認されていない。

出土遺物：須恵器坏蓋5点（*14*～*18*）はこの溝からの出土である。坏蓋の形状は概ね8世紀前半から中葉頃の特徴を示している。おそらくこの遺構が寺域西限の区画溝として機能していた中心的な時期を示していると考えられる。東側に隣接する同10次（*12*、*13*）ならびに2次（*1*～*11*）の各調査地における包含層出土須恵器とも概ね共通していることから、伽藍中枢部における傾向もある程度反映しているものと理解される。坏身底部*19*は、14次調査地B地区から出土したものではあるが、出土状況の詳細は不明である。

なお、この溝からは、瓦もまとまった量が出土している。

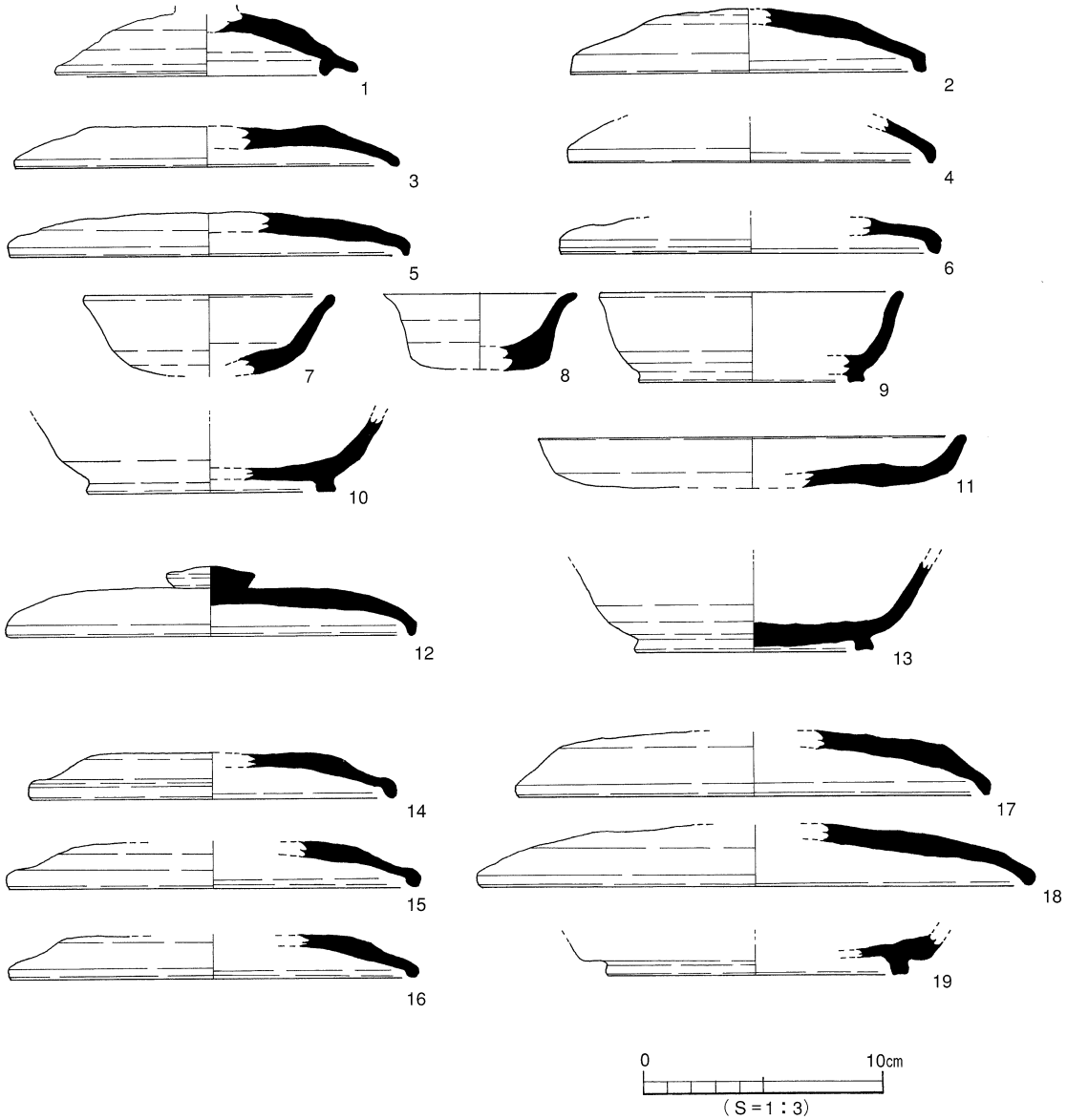

図19　寺域西辺とその周辺の出土遺物

寺域東限・南限　講堂推定地の北東で行なわれた寺域確認のための調査では、東限を示す遺構は確認されていない。また、金堂基壇南東部で行なわれた来住廃寺22次Ａ地区ならびに同24次における調査でも、南限に関する所見は得られていない。

寺域北限　北限についても調査時に所見は得られていない。

寺地西限　ＫＴ13－ＳＡ１（ＫＴ49－ＳＡ001）と、これの南延長線上に位置するＫＴ42－ＳＤ001（ＫＴ49－ＳＤ008）、ならびに、ＳＡ001の東に隣接するＫＴ13－ＳＤ10（ＫＴ49－ＳＤ007）が寺地

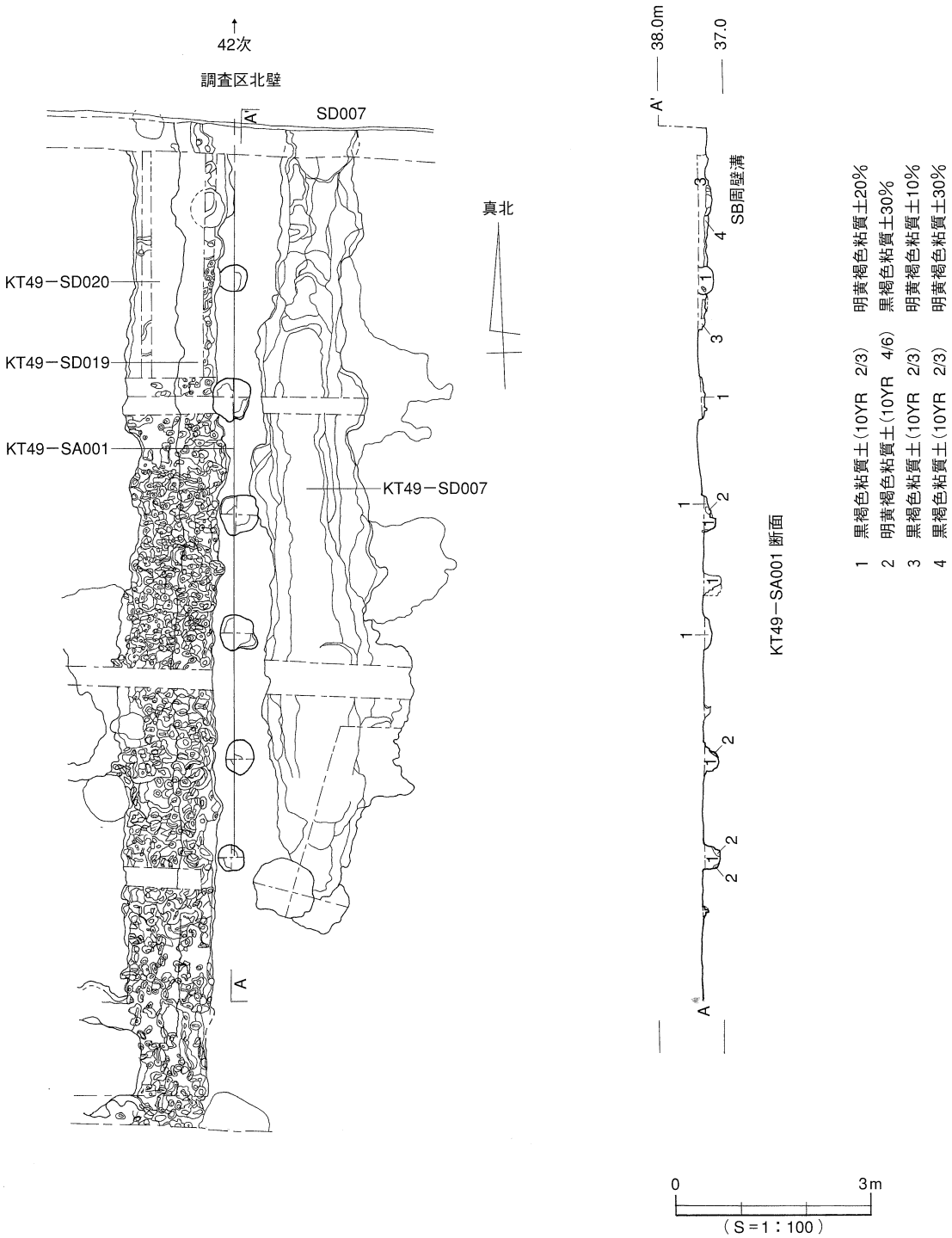

図20　推定寺地西辺関連遺構

の西限を示す遺構である可能性が高いと考えている（図17）。

ＫＴ13－ＳＡ１（ＫＴ49－ＳＡ001）［図17、20、78］　遺跡群Ⅱ期の回廊北方官衙外郭西辺の区画溝であるＫＴ13－ＳＤ11（ＫＴ42－ＳＤ002・ＫＴ49－ＳＤ020）から東へ約1.2m離れて平行に位置する一本柱列（図20）。13次調査地の南部において７間分程度が確認されることから（『年報Ⅲ』）、49次調査地の北部と合わせて南北総長は約32mに達する。このうち、南の49次調査地内では６間分（10.63m）を検出している。区画溝であるＫＴ13－ＳＤ10（ＫＴ49－ＳＤ007）の南北両端の位置と対応して設けられていることから（図78）、両者は密接な関係にあったものと考えられる。回廊北方官衙外郭西辺にあたるＫＴ42－ＳＤ002（ＫＴ49－ＳＤ020）の廃絶後に、これにかわるものとして設定されたと理解している。なお、この溝の南延長線上に位置するＫＴ42－ＳＤ001（ＫＴ49－ＳＤ008）とは、同時に併存し、ともに遮蔽構造物がもうけられていたものと想定している（図78）。49次南のＳＤ008では、溝の底において小穴が列状に並ぶ状況が確認されていることから、柴垣状の高さの低い構造物であったのに対し、この柱列については、ある程度高さのある板塀であったものと考えられる。両者の間に約９ｍ（約30尺）の距離にわたって柱列も溝も存在しない区間があるが、この場所は、これらの遮蔽構造物の東に広がる敷地への出入り口であったと想定している。

ＫＴ42－ＳＤ001（ＫＴ49－ＳＤ008）［図78］　ＫＴ49－ＳＡ001の南端から、南に約９ｍ（約30尺）離れた位置を北端として掘られた区画溝である。42次と49次にまたがって、総長約22m弱を検出している。遺跡群Ⅱ期の回廊北方官衙外郭西辺の区画溝であるＫＴ42－ＳＤ002（ＫＴ49－ＳＤ008）のすぐ東に平行に掘られている。両溝の間に隙間はほとんど無く接しているが、深さが浅いため、先後関係の特定はされていない。幅約0.6m、方位はＮ－4.5°弱－Ｅ、北部では、直径約15cmの杭を打ち込んだと考えられる小穴が10基程度、列を成して並ぶ状況が確認されている。これは、この溝が柴垣状の遮蔽構造物を設置するために、その根元を固定する目的で掘られたものであって、排水を考慮した溝でないことを示している。

出土遺物：『年報11』に須恵器の坏身として実測図が提示されている個体がある。ただし、口縁部内側に返りが付き、宝珠摘みも付加されるタイプの蓋に対する身と考えるには、多少無理が有るように思われる。これについては、小型の短頸壺などの蓋と考えておきたい。

ＫＴ13－ＳＤ10（ＫＴ49－ＳＤ007）［図17、20］　ＳＡ001のすぐ東に平行に位置する区画溝（『年報Ⅲ』、『年報13』）。北部では浅いが、49次調査地内の南端付近では、深さ１ｍ近くにも達する掘り込みが行なわれている。溝の南端の位置は、ＳＡ001南端の柱穴と対応していることから、両者は密接な関係のもとにあったものと考えている。方位は、遺跡群Ⅱ期の区画施設と共通のＮ－4.5°弱－Ｅを測る。幅は0.7～1.3m程度。遺物の形状から、掘られた時期は「回廊状遺構」と回廊北方官衙の廃絶時、Ⅲ－Ａ期の冒頭であろうと想定している。なお、複数の土坑が列を成すいわゆる連結土坑と呼ばれるタイプの遺構でないことは確かである。

出土遺物：検出面付近で単弁十葉蓮華文軒丸瓦*22*やこれに伴う丸瓦、平瓦が出土しているほか、最下部において７世紀末から８世紀初頭頃と考えられる須恵器の坏蓋*20*が出土している。このことから、この遺構の埋没時期の上限が、遺跡群Ⅲ期以降であることがわかる。

寺地北限・東限　近年、Ⅱ期の「回廊状遺構」西辺とほぼ対応する位置に寺地西限溝である可能性が高い遺構（ＫＴ49－ＳＤ007）が検出されたことから、北限と東限についても、Ⅱ期の地割に対応する可能性を想定している。北限は回廊北方官衙北辺、東限は「回廊状遺構」の東およそ１町に位置する現在の南北道路西辺付近に重複する可能性を想定中である。

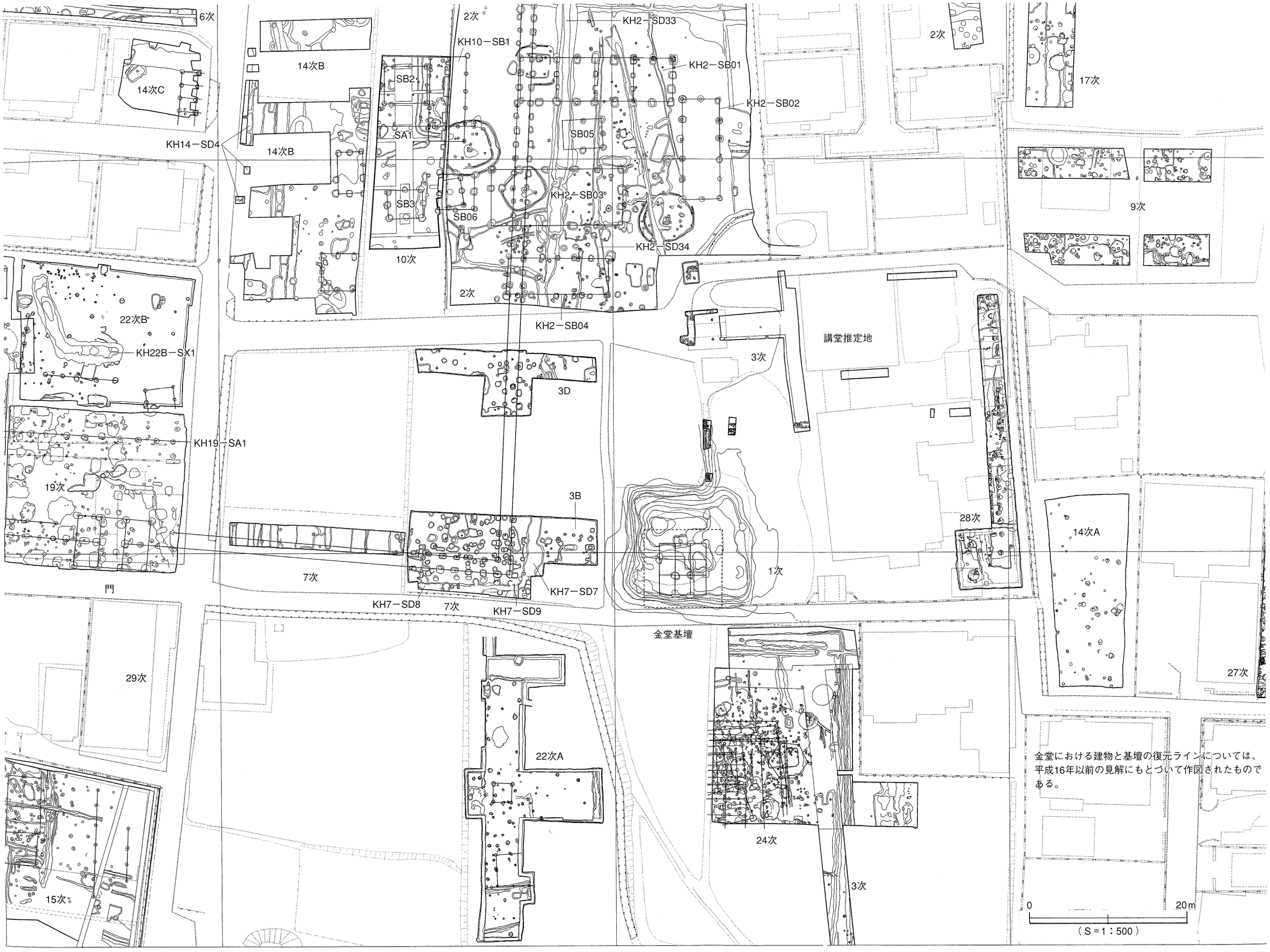

図21　寺域中心部における調査状況

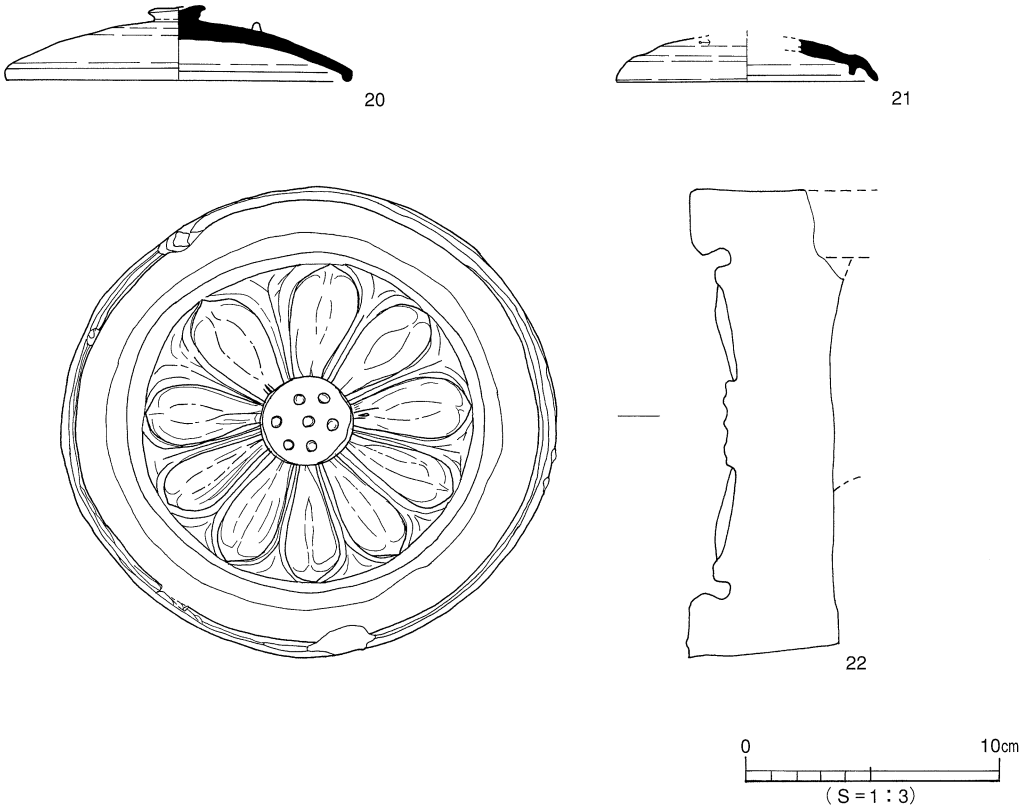

図22　推定寺地西辺溝KT49－SD007出土遺物

寺地南限　金堂基壇の南約50～80m付近の地形の落ち際（現在の国道11号線の北辺）近くにまで及んでいた可能性が高いと考えられるが該当遺構は見つかっていない。

④内部施設

金堂基壇［図23］　現存する東西9.75m×南北約10m、高さ１m規模の土壇を、以前から来住廃寺の塔の基壇であると考えてきた。しかし、来住廃寺１次調査の際に得られた基壇上の礎石の配置に関する所見を重要視して、塔の基壇ではない可能性も指摘されてきた。その後、2005年（平成17年）10月から12月にかけて行なわれた来住廃寺32次調査の結果、この施設が金堂の基壇であることが確定している（『年報18』掲載予定）。まず、塔基壇であると考えられていた当時の調査所見を簡単に整理しておく。なお、この基壇においては、１次調査の際にトレンチが設定されているほか、1999年に26次調査として、簡単な測量調査を行なっている（『年報13』）。

１次調査によれば、基壇の化粧石の存在は確認されていない。基壇は黄色粘土（地山の土）と褐色土もしくは灰白色土による互層状に土が積まれているが、１層あたりの厚みは厚く、版築状に細かく突き固められた状況ではない（図25）。地業の痕跡も確認されていない。むしろ、基壇の直下には周辺よりも厚く旧表土層に相当する黒色土が残存している。以上の状況から、この遺構が塔基壇であると積極的に評価するのは難しいとする考え方も存在した。

計８基の礎石が現存しており、このうちの５基を現在でも基壇上面で見ることができる。この他の４基は、後世の盛土の下に埋まっている。礎石の配置状況も、この基壇上の建物が塔であったと考え

ることに当初から疑問を呈していた。礎石の配置は、当時、わかった範囲で３間四方（東西5.86m×南北6.42m）を測る。このうち東西の３間分と南北３間の内の北側２間分については、約1.95mの等間で配置されているが、南端の礎石２基の位置が、北側のものより広い2.5m間隔に配置されている（図24）。これら２基の礎石に関して、位置が変更された形跡が確認されないことから、以前から、当時の建物の形状を反映しているものと考えられた。結果として、当時から知られている範囲で礎石の配置は正方形にはならず、南北に細長い長方形を呈していた。ただし、基壇北部や東部の盛土に覆われている箇所では面的な調査が行なわれていないため、未発見の礎石が遺存している可能性も残されていることから、建物の規模がさらに東や北へ広がることも考えられた。以上の状況から、近年では、この場所に建てられていた建物は金堂である可能性が高いと考えられるようになった。

このような事情のなかで行なわれた来住廃寺32次調査の結果、桁行５間（約10.8m）、梁行４間（約8.9m）の四面廂付建物であることが判明した。桁行３間、梁行２間の小規模な身舎に、幅約2.5mの廂が四方に付加される。基壇の四辺は、盛土がされる前に激しく削られていることから、正確な規模は不明であるが、北辺の一部に辛うじて瓦積みの痕跡を止めていたことから、当時の外装の状況を知ることができた。詳しくは、平成18年度刊行見込みの『年報18』にて報告される予定である。

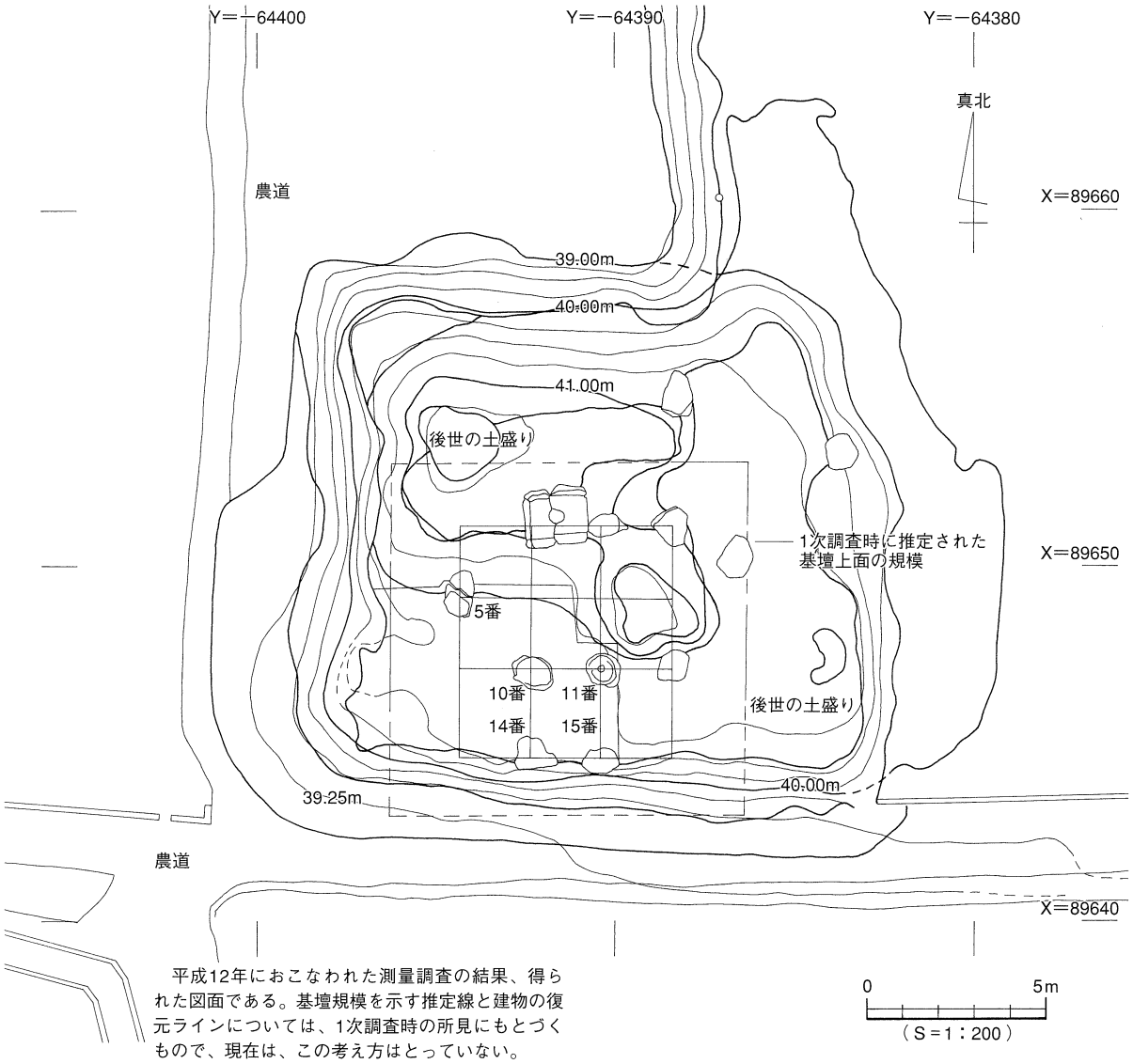

平成12年におこなわれた測量調査の結果、得られた図面である。基壇規模を示す推定線と建物の復元ラインについては、1次調査時の所見にもとづくもので、現在は、この考え方はとっていない。

図23　基壇測量図（平成12年調査時）

金堂基壇上の石材［図23］　金堂基壇上の後世の盛土のほぼ中央付近に、巨大な石造物が置かれている（写真４）。これは塔の心礎であるとされてきたが、近年は露盤である可能性も指摘されてきた。

来住廃寺32次調査の結果、金堂基壇の北部から東部にかけて大量の客土が行なわれ、基壇の形状が大幅に改変されていることが明かとなったが、この石材は土壇のほぼ中央に置かれていることから、江戸時代の長隆寺で利用するためにこの場所に移されたものである可能性が高まっている。ただし、石材の大きさやその材質から、付近に現存する礎石と同様、古代の産物であると考えられることから、近くに存在した可能性が高い塔所用の石材であると考えておくのが妥当なようである。2006年度（平成18年度）以降、塔跡を探る調査が予定されていることから、遠からずこの石材の謎も解明されるものと期待される。

石材は和泉砂岩の２個の切石から構成されている。それぞれの石の両端には、組合わせて用いるために溝が２本ずつ切られている。寄せ合わせた際の規模は、長辺1.62m×短辺1.55m、高さ0.67mで、合わせ目に直径42cmの穴があけられ、貫通している。穴の縁には、幅18～20cm程度の柱座状に造り出された帯状の突起がめぐる。重量は、およそ３ｔ程度と予想される。

講　堂　塔基壇の北東に大型の礎石建物が存在する。これに関しては、来住廃寺１次と３次調

Fig 3　塔跡実測図

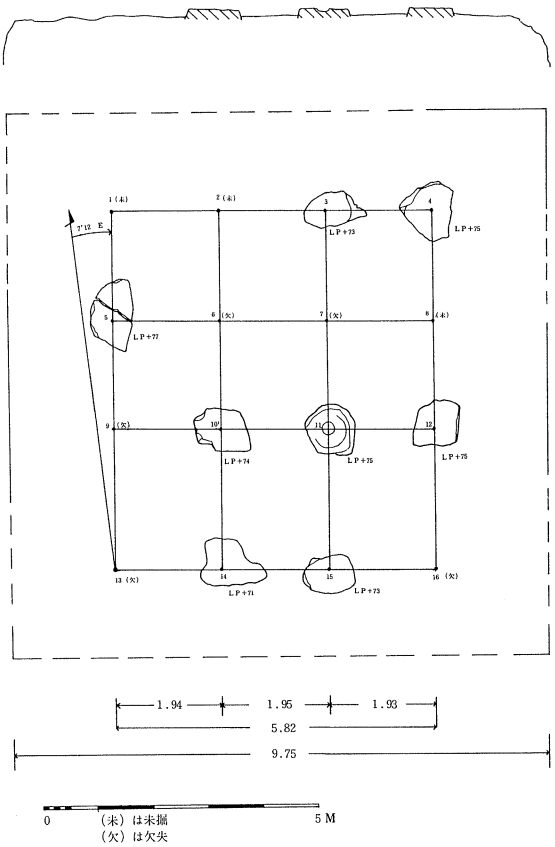

『長隆寺跡調査報告書』1974　より転載

図24　基壇上の礎石の配置

Fig 4　基壇東部トレンチ断面図

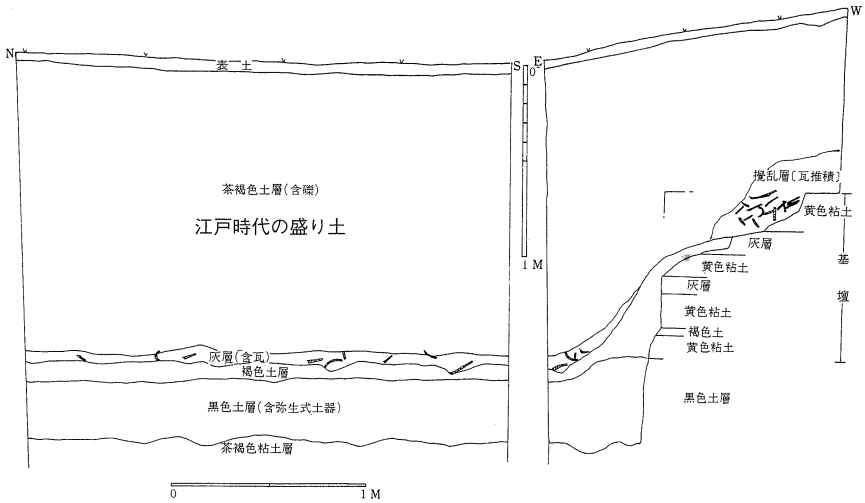

『長隆寺跡調査報告書』1974　より転載

図25　基壇東端の土層断面

査によって内容が知られている。２次、３次調査の成果をまとめた報告書『来住廃寺』において、部分的な礎石の配置の様子から、東西28.8m×南北18.0mほどの規模の基壇の存在を想定し、桁行７間（11尺等間）×梁行２間（11尺等間）の身舎の南と北に廂１間（10尺）が付く規模の建物が復元されている。基壇の周りには幅0.7mの玉石組雨落溝（東西心心距離31.8m）が廻るとされている。また、トレンチ調査の結果、厚さ0.45mほどの地業もしくは盛土の跡が遺存していることが判明しているが、その分布範囲は明確でない。黒褐色の遺物包含層の上に明褐色土と黄褐色土（地山の粘質土）を１層ずつ水平に積んでいる。長隆寺の本堂が平成11年３月に移転する際に、礎石と抜き取り跡の一部が確認されている。

なお、来住廃寺32次調査の際に、金堂基壇の東から北の講堂推定地へ向けて、江戸時代の長隆寺の土塀基礎が延びる状況が確認されている。これに関して、３次調査の際に検出され、講堂の雨落溝であると考えられた遺構について、場合によると土塀の基礎であった可能性が生じている。平成18年度以降の調査によって、雨落溝の存在を参考にして復元している講堂そのものの規模について確認がなされるものと期待している。

僧　房［図29］　来住廃寺２次調査時に確認された複数の掘立柱建物のうち、ＫＨ２－ＳＢ01を僧坊であると想定している。東西８間（19.2m）、南北３間（5.5m）、方位はほぼ真北に対応している。内部を小型の柱穴２基によって２間ずつに仕切られる。

Fig 5　塔、講堂跡測量図

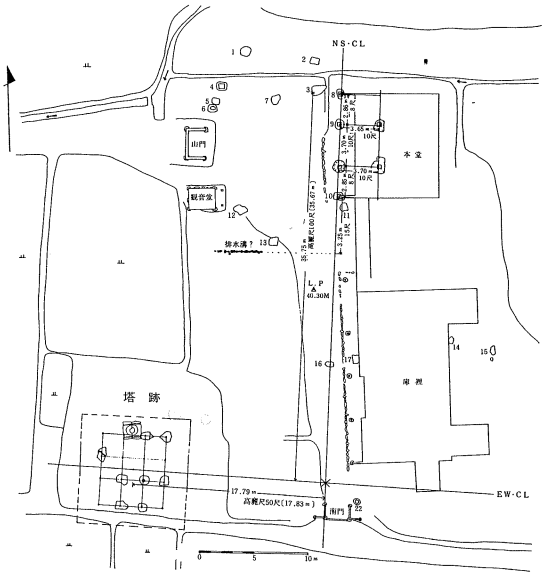

『長隆寺跡調査報告書』1974　より転載

図26　1次調査時の礎石の位置関係

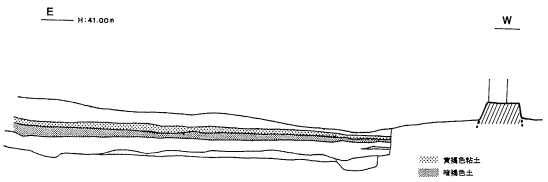

第24図　講堂基壇土層実測図

『長隆寺跡調査報告書』1974　より転載

図27　講堂推定箇所の土層断面

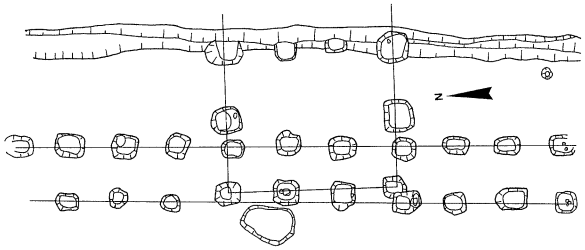

第27図　回廊と僧房重複関係

『長隆寺跡調査報告書』1974　より転載

図28　回廊と僧房重複関係

金堂基壇ならびに講堂推定箇所の北に位置する東西棟であることなどから、僧房である可能性は高いものと判断される。調査時には、西妻柱が回廊状遺構の柱穴によって切られていると判断しているが、これは「回廊」に先行する段階の建物であると考えるもので、寺は「回廊」より後出すると理解してきた近年の考え方と矛盾する。隣接する建物の中には、これと同様に寺院関連と考えられるものも少数ながら存在する一方、「回廊」よりも古い段階のものと判断されている建物も含まれることから、今後は、様々な可能性を想定しておく必要があると言えよう。

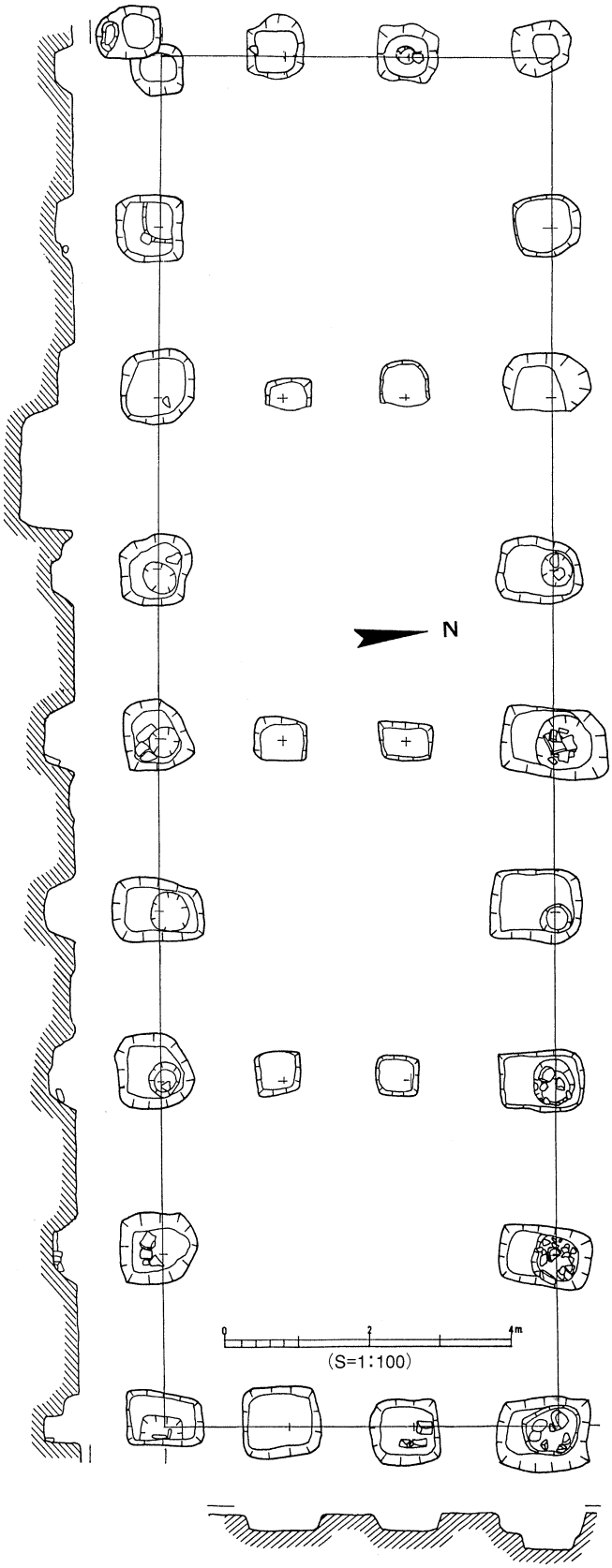

第26図　僧房実測図

『来住廃寺』1979　より転載

図29　僧房

⑤関連施設

金堂基壇の北西から西部にかけての比較的至近距離に、寺院に付随する可能性が高い建物が複数存在する。ＫＨ19－掘立１～３がこれで、想定される寺地西限と寺域西限のほぼ中央、講堂の真西に位置している（図17）。これらの建物は、寺に関する様々な用務を執り行なった施設ではないかと考えている。このうち、掘立１の柱穴から、来住廃寺創建以降に使用されたと考えられる縄目叩きによる平瓦片が出土していることから、これらの建物は、寺の存続期を上限とする遺跡群Ⅲ－Ａ期以降に所属するものと理解されている。

このほか、僧坊と考えられている建物の南にＫＨ２－ＳＢ05（図30）、僧坊から北西に約100ｍの場所にＫＴ42－掘立004（図36）などの、寺院存続期の建物である可能性が高い掘立柱建物が確認されている。

また、寺地西限を示す溝である可能性を想定しているＫＴ13－ＳＤ10（ＫＴ49－ＳＤ007）の南端から西へ延びる２条平行の溝であるＫＴ52－ＳＤ001と002（図42）については、遺跡群Ⅲ－Ｂ期に正倉院が拡張されるのに伴って付け替えられた東西道路を示すものと想定している（『年報14』）。

さらに、「回廊状遺構」北西部に重複するＫＨ23－ＳＤ002と同003（『年報Ⅶ』）は、伽藍中心部から寺地を西へ抜ける道路の存在を示している可能性が考えられることから、注目される（図17、44）。

なお、伽藍中心部から北に約200ｍほど離れた久米高畑40次（『年報Ｘ』）に位置するＫＴ40－掘立001（図17、246）と、それに隣接する廃棄土坑：ＫＴ40－ＳＫ001・002（図247）については、寺からの距離が離れており、確実に寺院関連の施設として認定することが困難であることから、「10. 遺跡群北東部の諸施設」にて、官衙関連の遺構として報告する（ｐ.266）。ＫＴ37－掘立006（図17、260）についても同様である。

ＫＨ２－ＳＢ05［図30］　桁行２間（5.06ｍ）×梁行２間（3.65ｍ）の東西棟。寺の僧坊であると考えられるＫＨ２－ＳＢ01のすぐ南で検出された（図21）。来住廃寺２次調査の際に僧坊とあわせて調査され、来住廃寺の関連建物と認識されているが、柱穴が円形であることが、僧坊とは異なる点として注意されている（松山市教育委員会編『来住廃寺』松山市文化財調査報告書12　1979）。

建物西辺の柱は、いずれも回廊状遺構の区画溝であるＫＨ２－ＳＤ33と重複している（図21）。溝が埋まった後に掘り込まれた柱穴の底から、根固めのものと考えられる礫と平瓦が出土しているが、この瓦の存在によって、この建物が僧坊と同様、来住廃寺存続期に所属するものと判断されている。柱は抜き取られた可能性が高い。

ＫＨ19－掘立１［図31］　東西２間分（5.76ｍ）×南北４間（8.96ｍ）、Ｎ－0.5°－Ｗの建物。東西が３間の場合は南北棟、４間以上の場合には東西棟になる。柱穴は直径0.5～0.7ｍ程度の不整円形ないし不整長方形で、柱根の痕跡ないし柱の抜き取り跡が検出された箇所もあるが、総じて浅い。出土遺物の特徴から、７世紀後葉頃

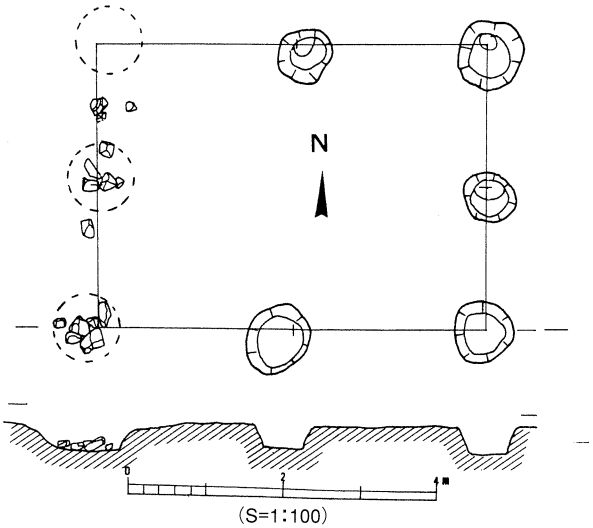

『来住廃寺』1979　より転載

図30　KH2－SB05

と予想される寺の創建時期以降に建てられた建物であることは確実である。ＫＨ19－掘立２（図32）などとともに、寺の関連施設として機能していた建物であると考えられる（図17、33）。

なお、この掘立１をはじめ、寺の西方に立地する建物群における出土遺物については、下記の文献にて詳しく報告されている。

出土遺物：北西寄りの柱穴から平瓦片２点が出土している。桶巻作りによる凸面に縄目叩きの痕跡を残す瓦である。これらの特徴を示す平瓦については、来住廃寺創建以降に使用されたものであって、当遺跡群における最古型式の軒丸瓦である単弁十葉蓮華文軒丸瓦に伴う平瓦ではないと考えている。

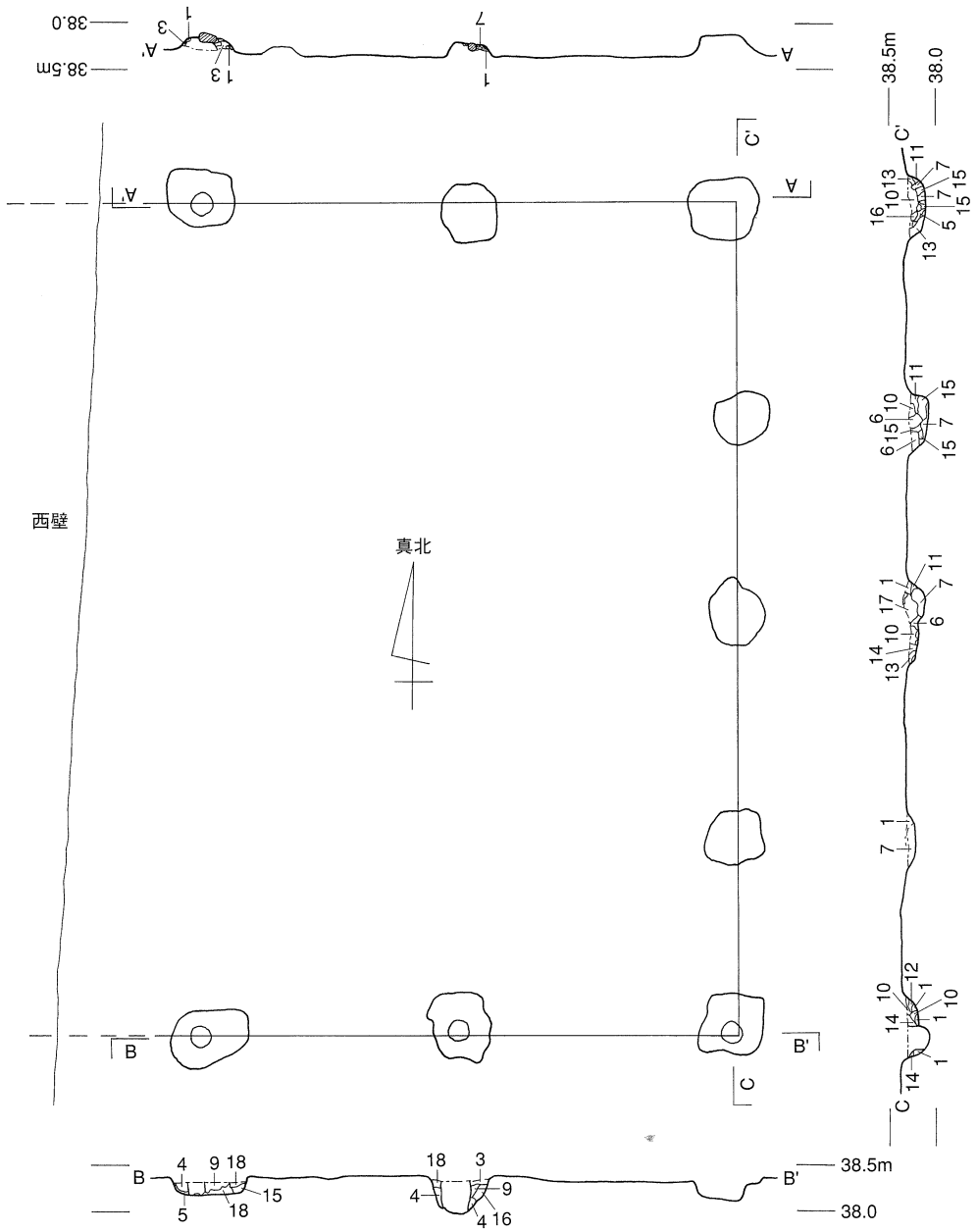

1　黄色粘質土
3　灰茶色粘質土
4　茶色粘質土　暗灰色土混入
5　黄色粘質土　暗灰色土混入
6　暗灰茶色粘質土
7　暗灰粘質土　黄色粘質土混入
9　茶色粘質土　黄色粘質土混入
10　灰色粘質土　黄色粘質土混入
11　灰色粘質土
12　暗灰茶色粘質土　黄色粘質土混入
13　黄色粘質土　灰色土混入
14　灰茶色粘質土　黄色粘質土混入
15　暗灰色粘質土
16　茶褐色粘質土
17　暗灰茶色粘質土　茶褐色土混入
18　暗灰色粘質土　茶褐色土混入

図31　KH19-掘立1

文献：宮内慎一編『来住廃寺』－第19次調査－　松山市文化財調査報告書56　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター　1996

ＫＨ19－掘立２［図32］　桁行２間分（4.29m）×梁行２間（3.75m）、方位はＮ－91°－Ｅの東西棟。柱穴は浅く痕跡的で、直径30㎝、深さ10㎝ほどしか遺存していないものもある。柱穴の形状は不整円形のものが多い。所属時期については、掘立１と同様、来住廃寺創建以降と考えられるが、重複していることから、両者の間には時間差が存在する。

出土遺物：掘立１と同様、この建物の柱穴からも平瓦の破片が出土している。凸面には斜格子叩きの痕跡を明瞭に残す。この瓦については、単弁十葉蓮華文軒丸瓦に伴う可能性があるが、使用されたうえでゴミとなって散乱するのは来住廃寺創建以降のことであると考えられる。

ＫＨ19－掘立３［図34］　桁行５間（8.17m）×梁行２間（3.82m）、方位はＮ－91.5°－Ｗの東西棟。見た目には梁行１間であるが、建物全体の遺存状況が悪いため、本来は存在したであろう東西の妻柱が失われたものであって、本来的には梁行２間の建物と理解される。柱穴は直径25㎝～50㎝程度の不整円形のものが多く、深いものでも35㎝ほどしか遺存していない。部分的に柱根の痕跡が確認されている。掘立１あるいは掘立２との併存も考えられえる（図33）。

ＫＨ19－ＳＡ２［図35］　来住廃寺19次調査地の北西角において東西に柱穴が７基並ぶ状態で検出されている箇所を、一本柱列として理解している（図33）。ただし、東端の２基の形状が、西寄りの５基と比べて不揃いである点など、東西６間分の柱列と見るには多少無理があるかもしれない。東西

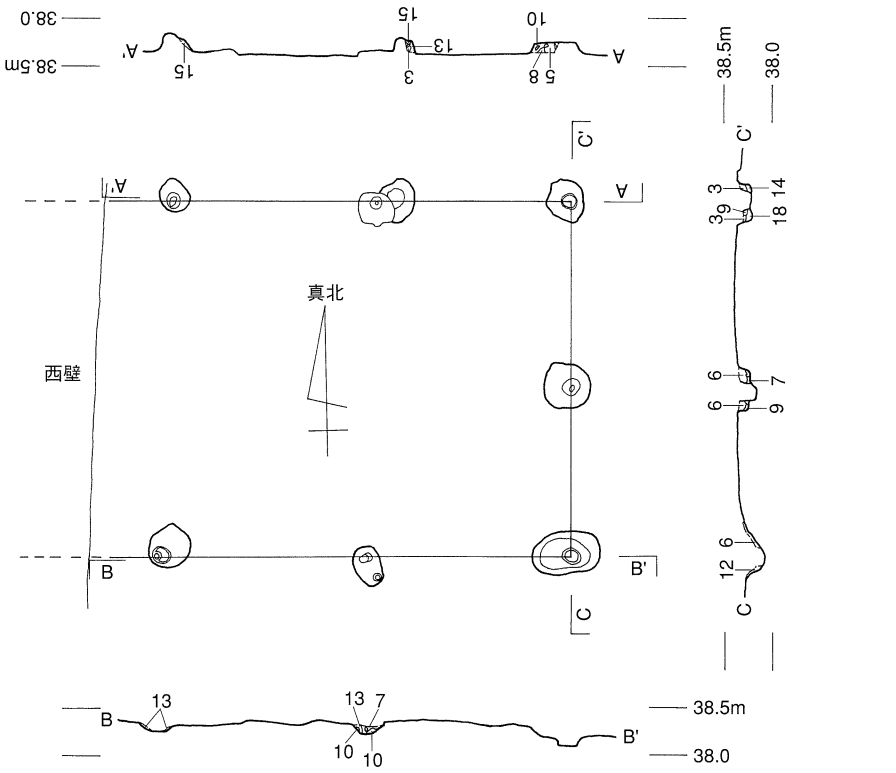

3　灰色粘質土
4　茶色粘質土　暗灰色土混入
6　暗灰茶色粘質土
7　暗灰粘質土　黄色粘質土混入
8　茶色粘質土　灰色土混入
9　茶色粘質土　黄色粘質土混入
10　灰色粘質土　黄色粘質土混入
12　暗灰茶色粘質土　黄色粘質土混入
13　黄色粘質土　灰色土混入
14　灰茶色粘質土　黄色粘質土混入
15　暗灰色粘質土
18　暗灰色粘質土　茶褐色土混入

図32　KH19－掘立2

図33　「回廊」南西部とその南面

６間分で約11.5mを測る。方位は、ほぼ正方位に対応する。削平が激しく柱穴の遺存状況は悪い。深いものでも20cmほどしか残っていない。

前掲の報告書中にて、須恵器の小片が少量出土しているとされることに加え、柱穴の多くが不整方形である点などから、官衙出現以降の時期に所属するものと想定されるが、詳細は不明である。隣接する掘立１～３と同様、来住廃寺創建以降の掘立柱建物の南辺を検出したものかもしれない。

ＫＴ42－掘立004［図36］　「回廊状遺構」の北、回廊北方官衙の南部に位置する東西棟の建物（図17、85）。桁行３間（7.08m）、梁行２間（3.82m）、方位はＮ－92°－Ｗ。柱穴は大きなものでは、一辺約１ｍに達している。柱穴の多くは不整長方形に掘り込まれている。柱の多くは抜き取られたものと考えられ、ここから、瓦片が出土している。

回廊北方官衙の内部を区画する溝であるＫＴ42－ＳＤ006（図92、85）よりも後出することから、同官衙の南西部に並んで配置された５棟の建物（図85）とは併存しないものと考えられる。なお、この建物が建っている場所は、遺跡群Ⅲ－Ａ期冒頭に来住廃寺の寺地に編入される可能性を想定している（図17）。寺域西限を示すＫＴ14－ＳＤ４（図17、21）と寺地の西限である可能性を想定しているＫＴ49－ＳＤ007等（図17、78）とのほぼ中間に位置することに加えて、建物の方位が遺跡群Ⅱ期の施設と若干異なる点も、この建物が来住廃寺創建以降（遺跡群Ⅲ－Ａ期以降）に所属する可能性を示唆しているのではないかと考えている。遺物の出土状況もこのことを裏づけている。

出土遺物：柱の抜き取り跡から、平瓦と丸瓦の破片が出土している。単弁十葉蓮華文軒丸瓦に伴う

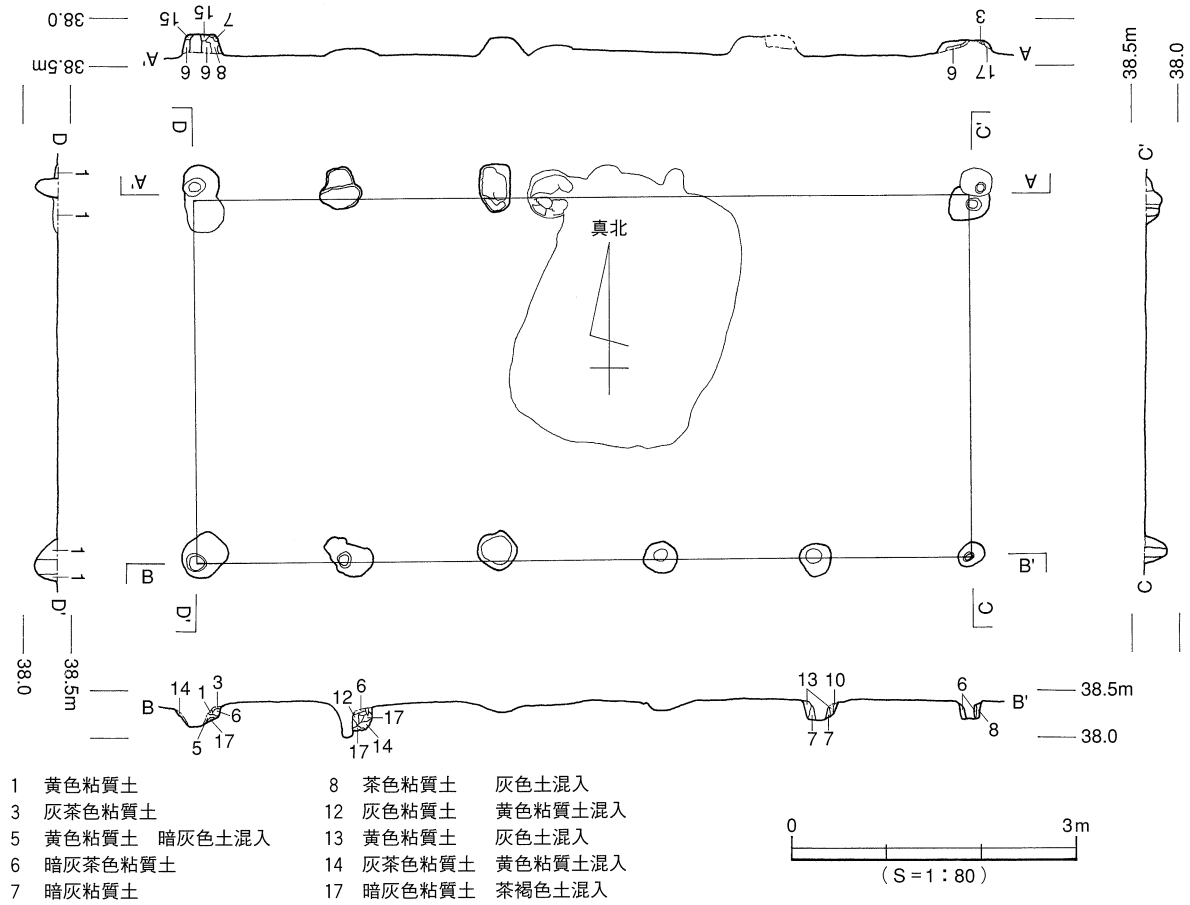

図34　KH19－掘立3

褐色の焼きがあまい瓦である。７世紀後半以降に使用されたこの瓦が掘立柱建物の柱抜き取り跡から出土する場合、その建物の廃絶年代は古く見ても７世紀後葉以降（遺跡群Ⅲ－Ａ期以降）、おそらく８世紀代に求め得るものと考えている。この建物の屋根に、これらの瓦が部分的に使用された可能性もあるが、少量しか出土していないので、詳細は不明である。

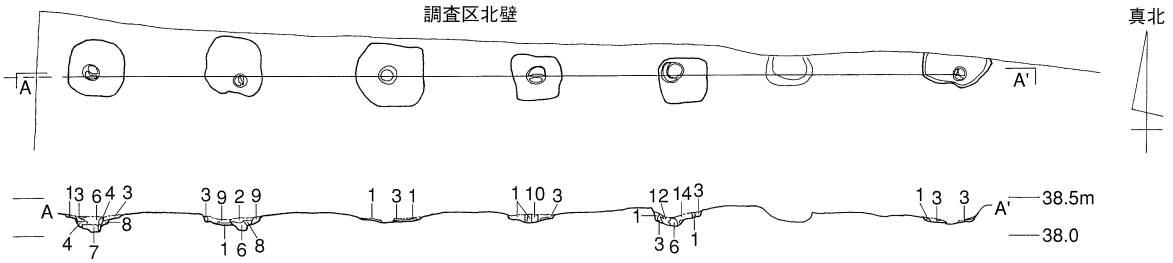

1　黄色粘質土
2　明灰茶色粘質土
3　灰茶色粘質土
4　赤色粘質土　暗灰色土混入
5　黄色粘質土　暗灰色土混入
6　暗灰茶色粘質土
7　暗灰粘質土　黄色土混入
8　茶色粘質土　灰色土混入
9　茶色粘質土　黄色土混入
10　灰色粘質土　黄色土混入
11　灰色粘質土
12　暗灰茶色粘質土　黄色土混入

図35　KH19－SA2

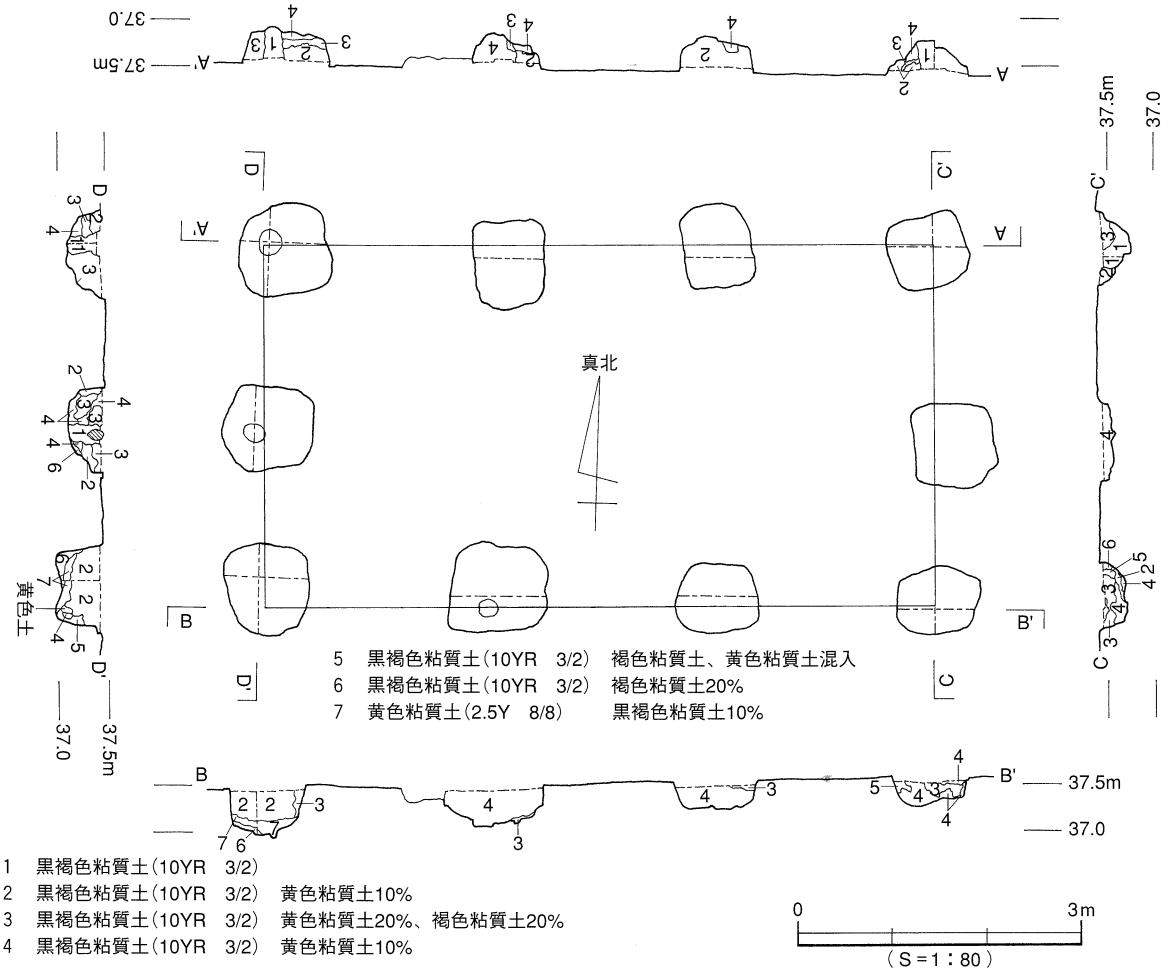

5　黒褐色粘質土（10YR　3/2）　褐色粘質土、黄色粘質土混入
6　黒褐色粘質土（10YR　3/2）　褐色粘質土20%
7　黄色粘質土（2.5Y　8/8）　黒褐色粘質土10%

1　黒褐色粘質土（10YR　3/2）
2　黒褐色粘質土（10YR　3/2）　黄色粘質土10%
3　黒褐色粘質土（10YR　3/2）　黄色粘質土20%、褐色粘質土20%
4　黒褐色粘質土（10YR　3/2）　黄色粘質土10%

図36　KT42－掘立004

ＫＨ22Ｂ－ＳＫ２［図37］　ＫＨ22Ｂ－ＳＸ１（図70、47）の西、ＫＨ７－ＳＸ１（図68）の北東に隣接する東西約２ｍ、南北1.7ｍ、深さ0.2～0.25ｍの不整形な土坑。埋土は上下２層に区分される。７世紀末から８世紀前半頃の須恵器と土師器が一括出土している（図38）。この時期の土坑は、遺跡群全体で見ても数が少なく、貴重な資料となるものである。

この土坑が掘られた場所は、先に報告したＫＨ19－掘立１～３のすぐ東に位置している（図17）。重複して建つこれら３棟のうち、東寄りの掘立３の南東角に近接する（図47）。掘立１の柱穴から、来住廃寺創建以後に使われた縄目叩きの平瓦が出土していることから、これらの建物はいずれも寺院存続期の施設であると想定されている。出土遺物の示す年代は、これらの建物が存在した時期とも重なることから、このＳＫは廃棄土坑として掘られたものと推測される。寺院の関連施設に隣接して、ゴミ捨て穴が掘られていたのであろう。当該期の建物に廃棄土坑が近接して立地する例としては、遺跡群北東部における、ＫＴ40－掘立001（図246）とＫＴ40－ＳＫ001・002（図247）の関係をあげることができる（図17）。

出土遺物：須恵器の蓋と坏身底部の形状は、概ね８世紀前半頃の特徴を示す（図38）。

*25*は須恵器の皿である。当地においてこの種の器がいずれの時期に登場するのか定かではないが、８世紀の中葉頃であろうと想定している。*28*は土師器の長頸壺の底部である。底部近くの外面に横方向のみがき調整が施されている。*29*は赤色塗彩土師器の坏である。いずれも暗文は認められない。これらの土師器は搬入品ではなく、在地のものであった可能性が高い。

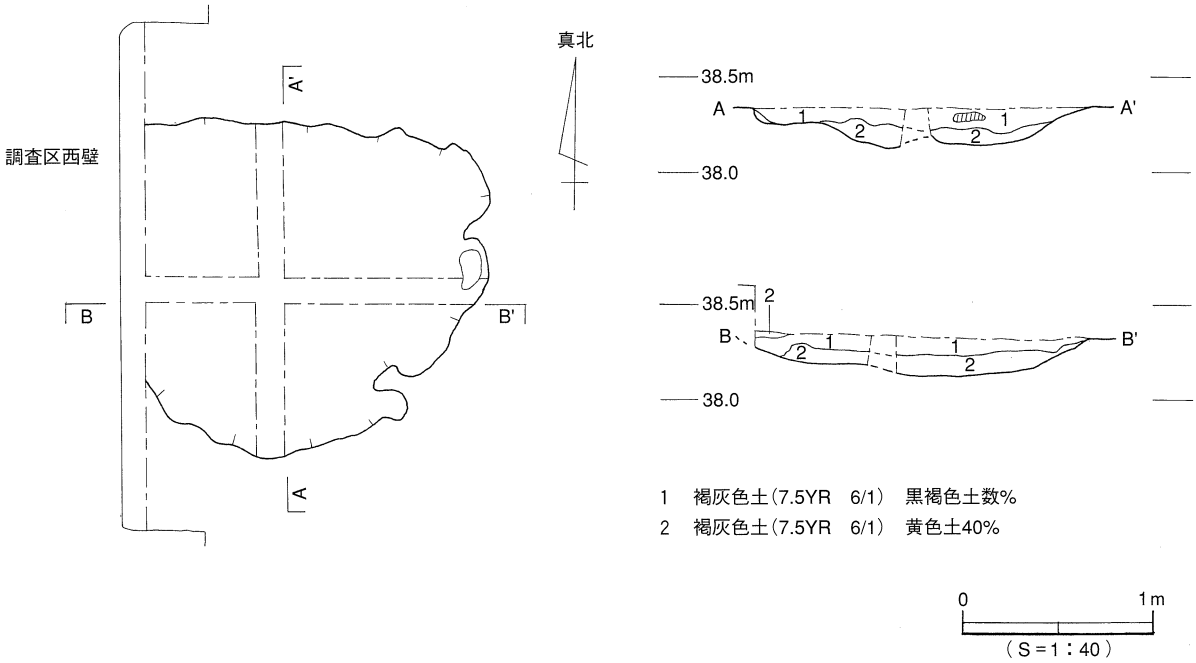

図37　KH22－SK2

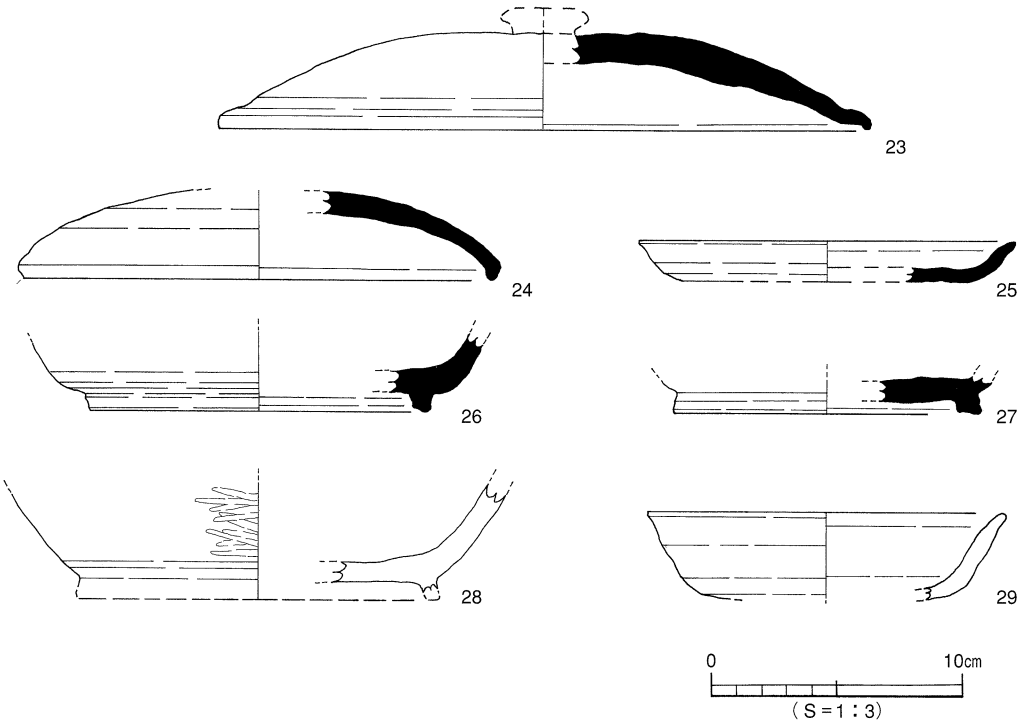

図38　KH22－SK2出土遺物

ＫＴ42－ＳＤ011　回廊北方官衙南西部に位置する５棟の建物群（図86～90）と、ＫＴ42－ＳＤ006（図92）との間に掘られた溝（図85）。幅0.3～0.4m、Ｎ－８°－Ｅ。ＳＤ005と同様、42次調査地内でのみ検出されている。出土遺物から７世紀末頃を上限とする溝であることがわかっている。来住廃寺の寺地内を区画するために掘られたものと考えられる。

出土遺物：溝の北端近くから、赤色塗彩土師器の坏*30*のほか、単弁十葉蓮華文軒丸瓦に伴う可能性が高い丸瓦が出土している（図39）。

ＫＨ５－ＳＤ４　回廊北方官衙南面の区画溝であるＫＨ５－ＳＤ３を斜めに横切る溝（図51）。ＳＤ３より新しい。幅約0.75m。従来から、来住廃寺の創建以降のものであると考えている。

出土遺物：瓦片の他に須恵器が出土している。いずれも、８世紀中葉から後半頃の高台付きの坏の底部である（図40）。『年報Ⅱ』によると、複弁四葉蓮華文軒丸瓦が出土している。

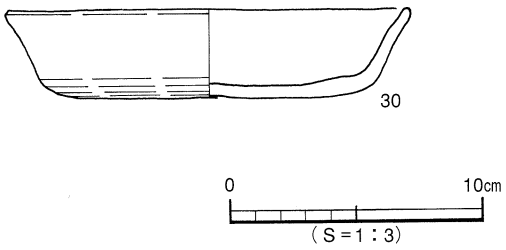

図39　KT42－SD011出土遺物

図40　KH5－SD4出土遺物

ＫＴ49－ＳＫ006（ＫＴ52－ＳＤ001）［図42］　寺地西限を示す遺構のひとつと考えられている区画溝であるＫＴ13－ＳＤ10（ＫＴ49－ＳＤ007）の南端付近から西へ延びる２条平行の溝のうち、北側の溝である（図17、85）。この溝が初めて検出された49次調査の際には大型の土坑であると認識されていたが、西隣の52次調査によって、これが溝の東端であることが判明したものである。ＳＤ002とともに、８世紀後半以降に成立する新しい地割に伴う道路の側溝として掘られた溝ではないかと考えている（『年報14』）。

52次調査地内における、土坑状の部分を含む検出長は東西26.8m、幅は1.2～1.5m、深さは0.1～0.2mを測る。方位はＮ－93.5°－Ｅ。溝底には、掘った際の工具痕跡が残されており、凸凹である。官衙関連の施設である可能性も考えられるＫＴ52－掘立002（図96、98）より後出する。

ＳＫ006とされた土坑状の部分の規模は、東西5.4m、南北約３m、最も深い場所で約0.5mを測る。出土遺物ならびに淡い色調の埋土の特徴から、８世紀後半以降に廃絶に向かった遺構であると考えられる。

出土遺物：49次調査地内の土坑状の部分から、須恵器等の遺物が若干量出土している。

*33*は、須恵器の高台付き坏身である。高台は坏底部の角に近い位置に斜めに付けられている。その端部は面的に接地する。器壁は口縁端部に向かって直線的に立ち上がる。同様の形態の坏身が、Ⅲ－Ｂ期正倉院の南濠（ＫＴ32－ＳＤ010）から出土している（図115）。

ＫＴ49－ＳＫ008（ＫＴ52－ＳＤ002）［図42］　49次調査の際に、大型のベルトとトレンチを設定した箇所に重複して、瓦を出土する土坑が検出された。後に、西隣の52次調査によって、この土坑は、ここから西へ向かう区画溝の東端であることが判明した。

52次調査地内における、土坑状の部分を含む検出長は東西27.4m、幅は1.0～1.5m、深さは0.1～0.3mを測る。方位はＮ－94°－Ｅ。北のＳＤ001とほぼ平行の位置関係にある。溝底には、掘った際の工具痕跡が残されており、凹凸が激しい。

ＳＫ008とされた土坑状の部分の規模は、東西1.8m、南北1.4m、深さは最も深い場所で0.4mを測る。前述のＫＴ52－ＳＤ001と同様、出土遺物と淡い色調の埋土の特徴から、８世紀後半以降に廃絶に向かった遺構であると考えられる。溝の端が強調されて、このような掘り込みが行なわれたのであろう。

出土遺物：溝本体からの遺物は少なく、瓦片が少量出土した程度であるが、土坑状に掘り込まれた溝の東端から平瓦が出土している。この瓦は、単弁十葉蓮華文軒丸瓦に伴う時期のもので、縄目叩きが施された来住廃寺段階のものとは異なる。出土瓦の特徴が、ＫＴ52－ＳＤ001ならびに隣接するＫＴ13－ＳＤ10（ＫＴ49－ＳＤ007）出土のものと全く共通であることは、これら３条の溝が同時に機能し、廃絶の過程も似通ったものであったことを示すものと評価している。

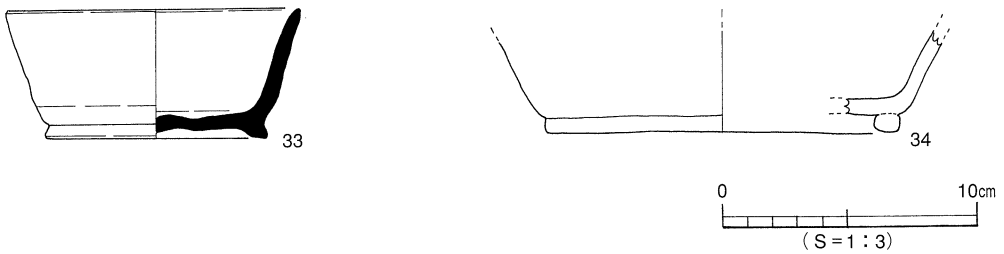

図41　KT49－SK006出土遺物

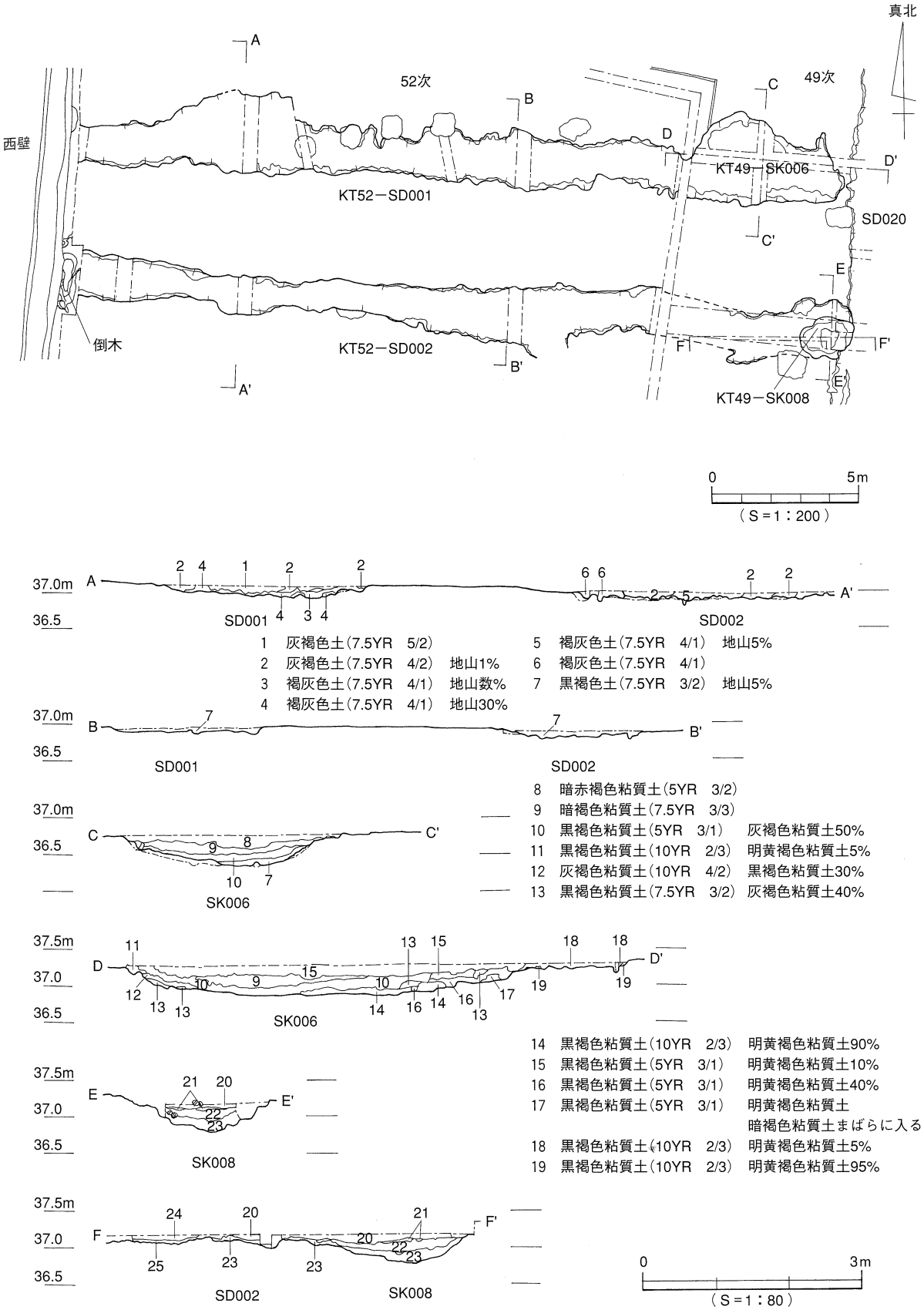

図42　KT49－SK006（KT52－SD001）・KT49－SK008（KT52－SD002）

ＫＨ23－ＳＤ02［図44］回廊状遺構西回廊の北部を調査した来住廃寺23次調査の際に、東西方向に配置された２条平行の溝が検出されている。このうちの北側の溝がＳＤ02である。南のＳＤ03とともに、寺域中心部から西へ向かう道路幅を示す遺構である可能性を検討中である。

調査区内での検出長は8.8m、幅1.3～1.4m、深さ0.10～0.15mを測る。方位はおおよそＮ－93°－Ｅ。西部は弥生時代の竪穴式住居址と重複するため、正確な形状の把握が困難な状態であった。また、回廊状遺構の区画溝であるＫＨ23－ＳＤ01と、ほぼ直交する形で重複関係にある。切り合い関係から、ＳＤ01よりも後出することが判明している。

出土遺物：回廊状遺構の外周を取り巻く区画溝（ＫＨ23－ＳＤ01）と重複する地点から、土師器の高盤*35*が出土している（図43）。坏部と軸部が離れた状態で検出された（写真14）。遺構検出面付近で確認されているが、溝の残存状況を考慮すると、底に近い最下部からの出土と判断して問題無い。坏部の立ち上がりは短く、暗文は施されていない。口縁端部は強く撫で付けられ、凹線状に窪んでいる。軸部の外面は工具によって縦方向に連続して面取りされているが、多角形の軸を造り出すことが意識されているわけではない。全体的に厚手のつくりで、脚の高さも低い。脚端近くに小さな刺突がならぶ状況が確認されるが、これは文様としての効果を狙ったものであろう。このように、明らかに高盤を意識しているものの、暗文が施されていない点をはじめ、各要素は多分に在地的色彩が濃厚である。地元で作られ、寺の中心部において供物の供献用として使用されていたものが、溝に廃棄されたものと考えておきたい。畿内産の高盤との直接の比較は難しいが、８世紀前半頃のものと想定している。

*36*は、土師器の坏身の底部である。赤色塗彩は施されていない。

ＫＨ23－ＳＤ03［図44］　ＳＤ02から南へ約1.5～２m離れて平行に位置する溝。ＳＤ02とあわせて遺跡群Ⅲ期の道路幅を示す溝である可能性を想定している。検出長5.4m、幅は1.4～2.1m程度、深さは深いところでも0.15m。浅く溝幅が不安定なため方位を厳密に示すことはできないが、概ねＳＤ02と平行の関係にある。ＳＤ02と同様、回廊状遺構本体の柱穴と、その区画溝を切っている。土層断面の観察によると、溝を掘り直しているのか、あるいは別の遺構との切り合い関係のために、溝の南辺のラインが不明瞭になっている。溝の北寄り約１m幅を溝本体と考えるべきかもしれない。

出土遺物：年代の判る遺物は出土していない。

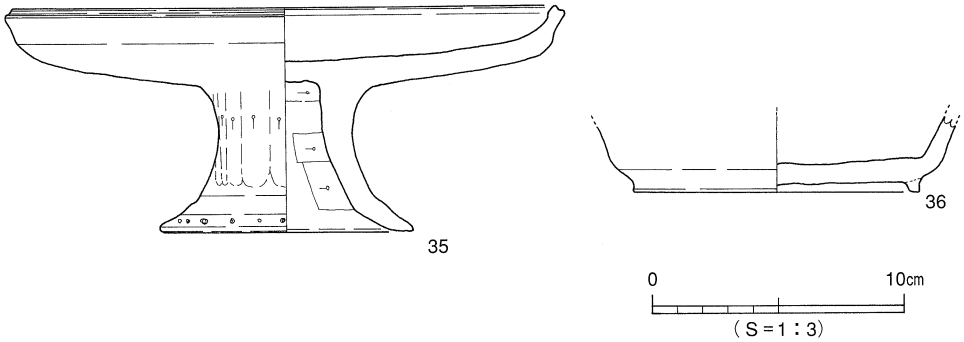

図43　KH23－SD02出土遺物

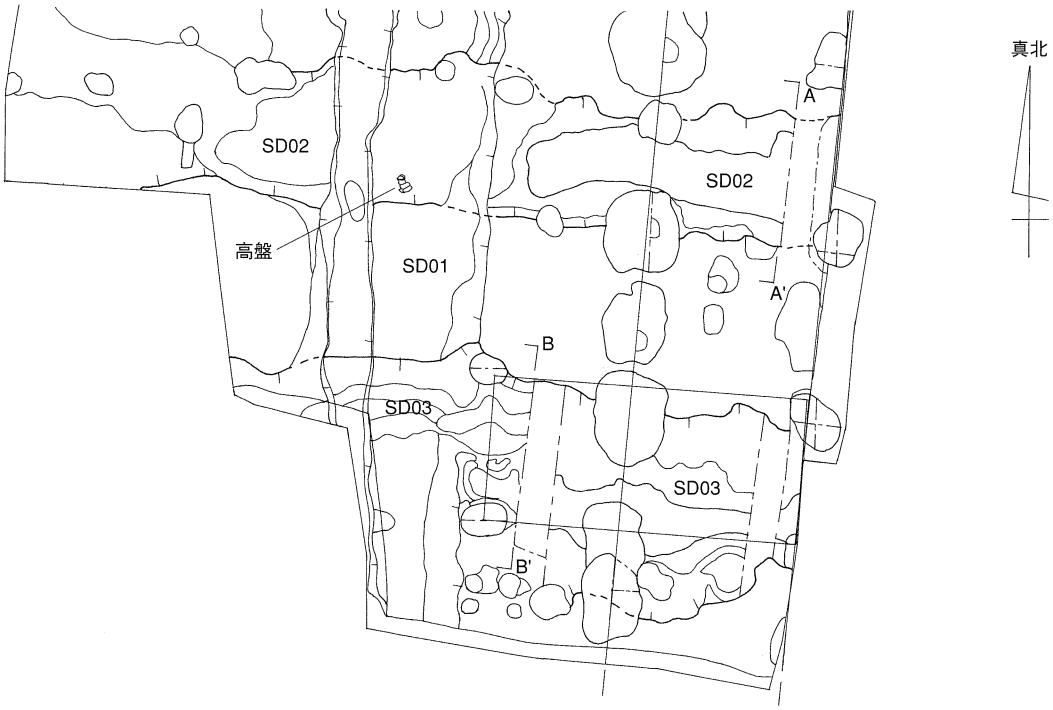

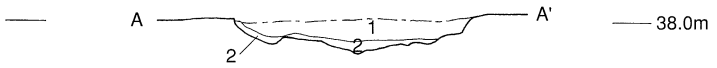

1　灰褐色粘質土（7.5YR　4/2）
2　灰褐色粘質土（7.5YR　4/2）　黄色地山40%

SD02

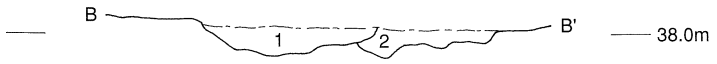

1　灰褐色粘質土（7.5YR　4/1）　地山数%
2　灰褐色粘質土（7.5YR　4/1）　地山20%

SD03

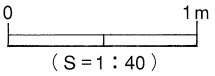

図44　KH23－SD02・03

⑥その他の遺構と遺物

*37*は「回廊状遺構」の「北回廊」を調査した来住廃寺５次調査の際に、包含層から出土した土師器の高坏である。*35*の高盤と同様、軸部外面を縦方向に工具で削って面取りしている。６ないし８角形を意識しているようであるが、この種の器本来の調整の仕方とは異なっている。これも、在地で生産されたものであろう。時期的には、回廊状遺構ではなく、来住廃寺段階のものと考えられる。

一方、図46のＳＰ６は、北回廊の北側隣接地における久米高畑42次調査（図76）の際に検出された柱穴状の遺構である。周囲に関連の柱穴が認められないことに加えて、この場所が、推定される寺域西限と寺地西限との中間付近にあたることなどの理由から、意味のある遺構ではないかと考えている。土層断面の観察によると、何らかの物が埋められていたものを、抜き取った結果と考えられる縦方向のラインを読み取っている。これは、杭や旗竿のような単独で機能する構造物を抜き取った痕跡ではないかと想定している。倒木の痕跡ではないが、植栽の跡かもしれない。

なお、この遺構の西約２ｍに、ほぼ同規模の柱穴状の遺構を検出したが、深さがほとんど無く、実際にこのような遺構が存在していたのか確認は取れていない。

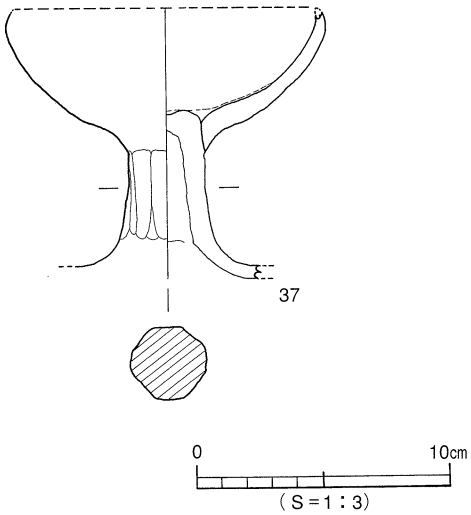

図45　来住廃寺5次包含層出土遺物

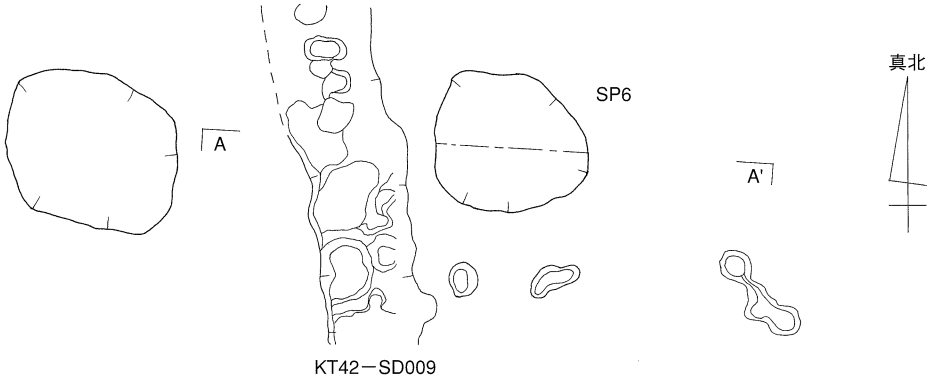

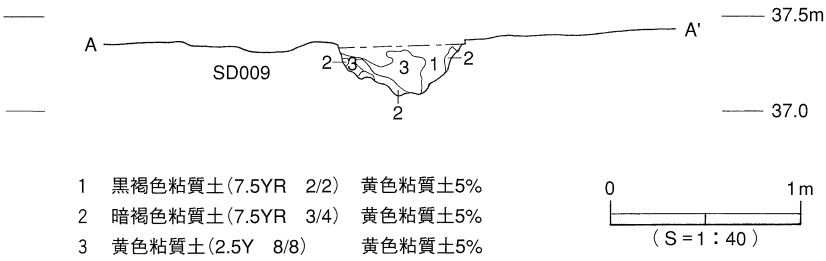

図46　KT42－SP6

2．「回廊状遺構」

①立地と概要

立地　当遺跡群で最も特徴的な官衙施設である「回廊状遺構」は、遺跡群の南端に立地している（図3）。これまでのところ、この施設以南には、官衙関連施設は立地しないことが明らかになっている。南50m付近には、旧河川に由来する低地が東西に広がっており、微高地上の最も見晴らしの良い位置にこの施設が設けられている。なお、敷地の東半部には、来住廃寺が重複する。また、すぐ北側には、回廊北方官衙の方一町規模の敷地が隣接している。

呼称　施設の外郭は、区画溝によって正方形に近い形状に囲われている。本来、回廊状遺構という名称は、２条平行の一本柱列に対して与えられたものであるが、区画施設によって囲われた施設であることを重要視して、区画溝も含めて施設全体を呼ぶ場合には、「」を付けて「回廊状遺構」と表記する。２条平行の一本柱列そのものをさす場合には、回廊状遺構（省略する場合は回廊）と表記したい。

回廊の規模　回廊状遺構の規模は、表１のとおりである。ただし、調査の際の測量に問題があるため、各調査地相互の正確な位置関係が正確には特定されていない。したがって、ここで提示する規模には誤差が伴っていることを、あらかじめ断っておく。

柱間の間隔にばらつきがあることから、各辺の柱間の数を正確に復元することはできない。回廊の外側柱列と内側柱列の関係は、各辺ともほぼ平行の位置にあるものの、両者の間隔は場所によって異なっている。

方位　回廊と溝（濠）の両者は、方位が若干異なっている（表１）。したがって、以下のように、回廊と区画溝の間には、幅1.5m～４m程度の空間が生じている。北回廊外側柱列と北溝内側との間で、約５m（中央付近）、東回廊と東溝との間で、約３m（中央付近）～約1.5m（南端）。南回廊西端で約４m、東端で1.75m、西回廊北部で約2.1m、南端で約1.7mを測る。

関連施設　関連施設としては、門（図65）、正殿的建物（図67）、Ｌ字形の一本柱列（図68）がある。なお、門の北西部（来住廃寺19次、図47）や、東回廊付近（来住廃寺２次・10次など）に大小様々な形態の建物が存在するが、これらについては、「回廊」より後出する来住廃寺段階の建物と「回廊」以前の建物とが重複しているものと想定されている。

	全　長（m）	幅　（m）	方　向　角	柱間数（間）
東　回　廊	97.8	1.76	N－3°－E	54
西　回　廊	98.2	2.02	N－5°－E	約50
南　回　廊	103.6	1.97	N－95°－E	57※
北　回　廊	99.7	1.96	N－95°－E	56
東　　溝	107.3	3(北部)･2(南部)	N－4°－E	
西　　溝	111.0	2(北部)･1(南部)	N－4°－E	
南　　溝	107.5	1	N－93.5°－E	
北　　溝	109.9	3	N－95°－E	

表1　回廊状遺構と区画溝　※門の中央間、１間を含む

②調査の経過

回廊の発見　後に回廊状遺構と呼ばれることになる遺構が最初に確認されたのは、1977年の来住廃寺２次調査の段階であった。当時、来住廃寺の塔基壇であると考えられていた土壇の北側隣接地におけるこの調査の際に、僧坊であると考えられる掘立柱建物と重複する長大な２条平行の一本柱列が検出された。この遺構は、当初、来住廃寺の西回廊であると考えられたが、その後、寺の北西に隣接する来住廃寺５次調査（1987年）において、東西方向に続く同様の遺構が検出され、さらに、その西端において、南に直角に折れ曲がる事実が確認された。これによって、この遺構が、来住廃寺とは直接関係の無いものであることが判明した。確認された当初から、この遺構について、均整のとれた回廊ではなく、別の構造物を想定する考え方も存在したが、以後、回廊状遺構という名称が定着していく。

規模の確定　昭和63年度の寺域確認調査（来住廃寺９次、1988年秋～89年春）は、回廊状遺構南辺の位置を特定する目的で実施された。それまでの調査の成果から、回廊が正方形の形状であるならば、その規模を推測できる情報が得られていたことから、調査は小面積のトレンチを５カ所設定する形で行われた。そのうちの１カ所は、３次調査の際のＢトレンチの一部を開け直す位置に設定され、その結果、それまでは明確にとらえられていなかった南東角の位置を確定することができた。また、南西角（図49）も確認されたことによって、ほぼ南辺の規模が特定された。なお、これらの調査によって、回廊が一辺約一町（約110ｍ）規模の区画溝によって外周を正方形に囲われていることが判明した。このことから、以後、官衙を配置するための地割の存在が注意されることになる。

門の発見　次に回廊に関する調査が進展するのは、来住廃寺19次調査（1992年）に至ってのことである。７次調査の際のトレンチ周辺を改めて調査した結果、南回廊の中央において門が検出された。また、７次の段階でその存在が知られていた内部の一本柱列についても、Ｌ字形に屈曲する状況が明かにされた。この柱列については、方向性が回廊とほぼ一致することなどの理由から、数少ない内部施設のひとつとなることが注意された（図69）。

内部施設　内部施設に関しては、1989年の11次調査（『年報Ⅲ』）によって東西棟の一部が検出され、回廊の正殿ではないかと考えられている（ＫＨ11－ＳＢ１、図67）。この他、来住廃寺２次、10次、14次などの調査地で、回廊の内側で多数の掘立柱建物が検出されているが、これらは「回廊」の出現以前の段階のものと、「回廊」廃絶後の来住廃寺関連の建物であって、内部施設ではないと考えられている。同様に、門が検出された19次の北西部で確認されている数棟の建物（図33～34）についても、「回廊」内部に位置するものの、時期はこれよりも新しい段階に属することがわかっている。したがって、回廊の内部では、正殿である可能性が想定されてきた建物とＬ字形の一本柱列（ＫＨ19－ＳＡ１、図68）を除くと、内部施設と呼べるものが確認されていないのが現状である。

補修の痕跡　1994年の夏から秋にかけて実施された来住廃寺23次調査によって、コーナーの数間分しか確認されていなかった西回廊において本格的な調査がおこなわれ、回廊の外側柱列のみが、同じ軸線上で建て直されていることが判明した（『年報Ⅶ』）。同様の現象は、北回廊西部においても確認されている（来住廃寺５次、図64）。また、西回廊外側の区画溝（ＫＨ23－ＳＤ01）についても、ヘドロが溜まった後で、一部を掘り直していることがわかっている（図58）。さらに、門の調査が行われた19次調査の際に、門を構成する柱穴に重複して、浅いが同様の大きさの柱穴２基が検出されている（図65）。これについて、正式な所見は出されていないが、門の建て替えの痕跡かもしれない。このような状況は、この施設の継続期間を推定する上で重要な視点であると評価している。

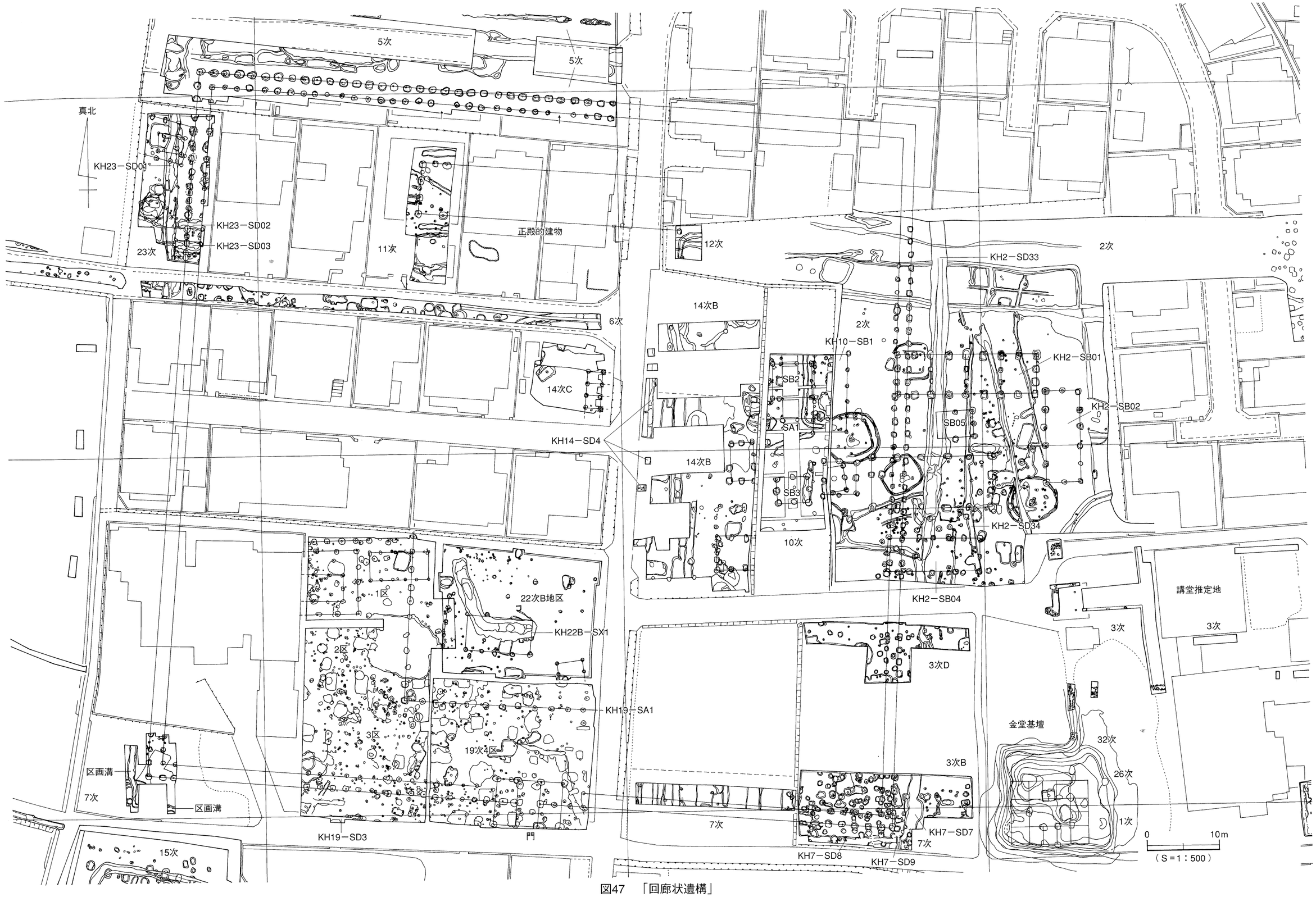
5次
5次
真北
KH23－SD01
KH23－SD02
KH23－SD03
23次
11次
正殿的建物
12次
2次
KH2－SD33
6次
14次B
2次
KH10－SB1
KH2－SB01
SB2
14次C
KH2－SB02
SB05
SA1
KH14－SD4
14次B
SB3
KH2－SD34
10次
KH2－SB04
講堂推定地
1区
22次B地区
KH22B－SX1
3次
3次
2区
3次D
KH19－SA1
金堂基壇
3区
19次4区
32次
3次B
区画溝
26次
7次
区画溝
1次
7次
KH7－SD7
KH19－SD3
門
7次
15次
KH7－SD8
KH7－SD9
0
10m
（S＝1：500）

図47　「回廊状遺構」

③区画溝

回廊の区画溝は、北部と南部では形状が異なる。北回廊や東回廊北部においては、幅2.5m程度、深さ１m前後のしっかりした形状を呈しているが、東回廊南部から南東角および南西角付近では、幅0.65～１m程度で、浅く痕跡的な状態で検出されている。

規模　回廊の外側を巡る区画溝の全体規模については、表１で示したとおりである。過去の調査時の測量に不備があるため正確な数値ではないが、外周でほぼ一町四方を測る。

区画溝北部　ＫＨ２－ＳＤ33（図47）は、東回廊の東約４mの位置に平行に掘られた直線状の濠である。幅は2.5m、断面形状はＵ字形。北端近くでは深さ２mにも達するが、南に向かうにつれて浅くなり、北半では1.2m、中央部で0.8m、南端では0.4mを測る。北回廊の北側の区画溝であるＫＨ５－ＳＤ６（図64）の場合でも、幅３m、深さ0.8m、西回廊の区画溝（ＫＨ23－ＳＤ001、図57、58）で幅約1.8mであることから、回廊状遺構北半を幅広の溝によって特に厳重に囲っているものと理解される。なお、23次調査地では、溝の底がいったん埋まった後で、溝の西辺のみ、0.6m程度の幅で掘り直された箇所が知られている（『年報Ⅶ』）。

区画溝南部　回廊南東角付近では、ＫＨ７－ＳＤ７とＳＤ８が該当する。ただし、北のＫＨ２－ＳＤ33とは別の溝であると評価している。回廊の内側から東へ続く幅の狭い溝ＫＨ７－ＳＤ７（図47）が、南へ屈曲する位置に、北のＫＨ２－ＳＤ33が接続しているように見える。この状況から、「回廊」南東部の区画施設であると考えてきた溝は、少なくともＳＤ33とは別の溝であると判断される。

回廊南西角から南面にかけては、ＫＨ７－ＳＤ１とＫＨ19－ＳＤ３が該当する。ともに幅の細い浅く痕跡的な溝である（図47）。ＫＨ７－ＳＤ１は、幅0.65～1.05mの浅く痕跡的な溝で、回廊南西角の

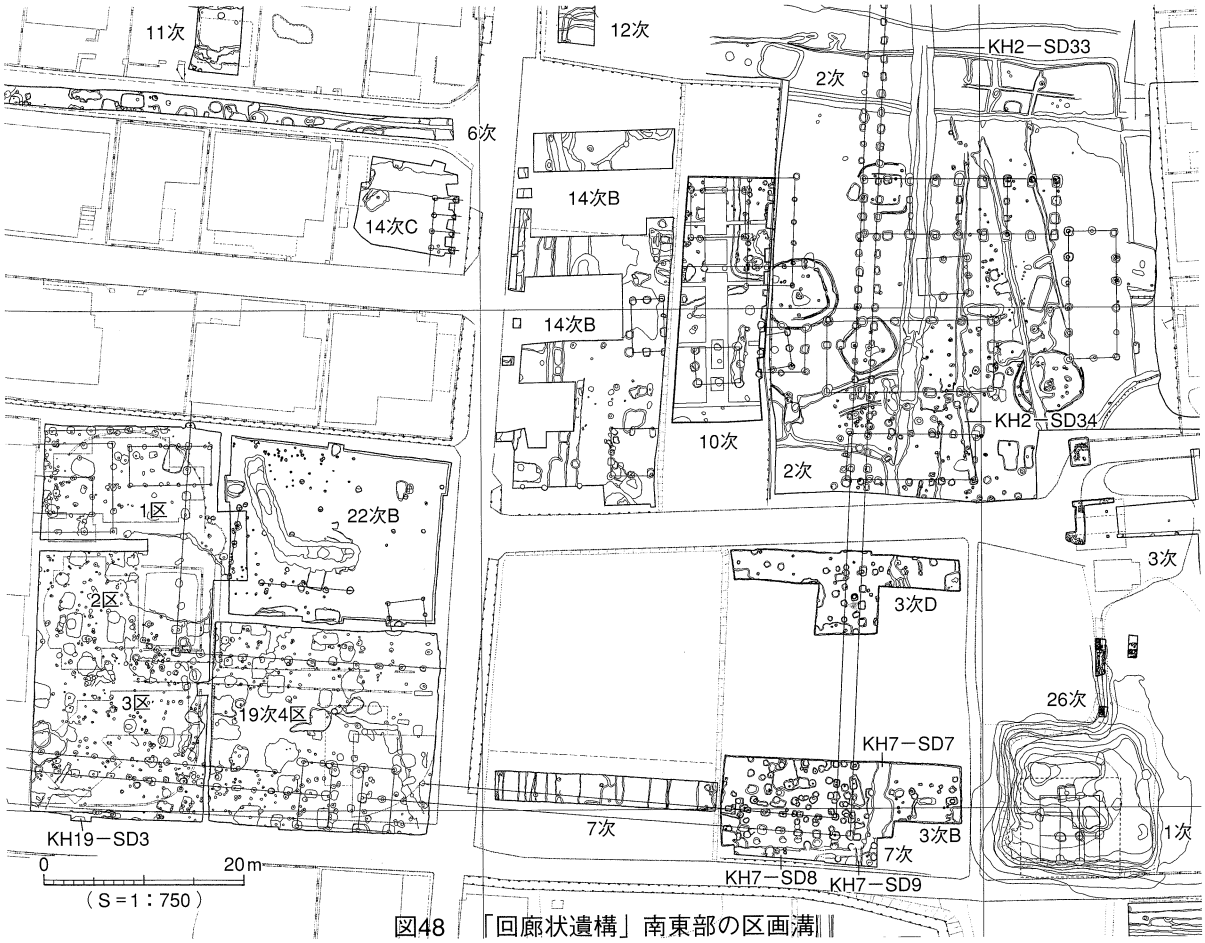

図48　「回廊状遺構」南東部の区画溝‖

外側をＬ字形に区画している。ＫＨ19－ＳＤ３は、ＫＨ７－ＳＤ１の東への延長部分にあたる可能性が考えられている。幅0.3m、深さ15～20cmを測る。なお、この溝とＫＨ７－ＳＤ８（図47）を結ぶと、

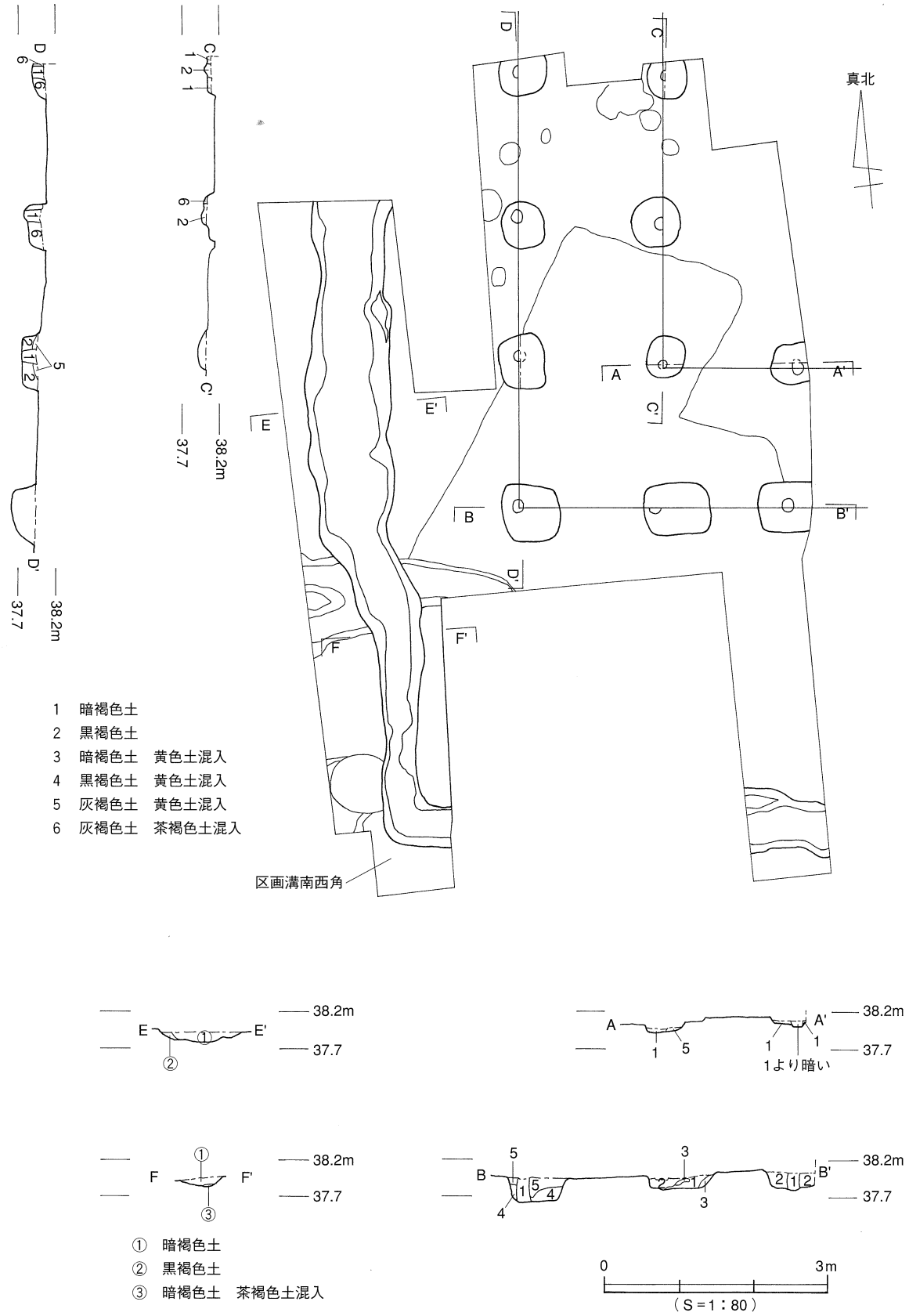

図49　「回廊状遺構」南西角

回廊に連結している門の南辺付近に至るが、門の南正面は調査の対象地外の道路にあたるため、この地点における区画溝の有無については確認されていない。

出土遺物　回廊状遺構の北側区画溝であるＫＨ５－ＳＤ６と、これに重複するＳＸ１から須恵器をはじめ多数の遺物が出土しているが、出土状況が明確で年代の決め手になるものは少ない。ＳＤ６とＳＸ１出土の遺物（図52ほか）は、概ね似通った形態のもので、明確な時期差を認定できる状況にはない。溝とＳＸ１の上部の埋土は、近現代の水田耕作土による土壌化の影響を受けており、遺構検出面近くでは８世紀以降の遺物も出土している。これは、後世の攪乱に伴うもので、溝としての実質的な機能はその時期以前に停止したものと理解している。

ＫＨ５－ＳＤ６出土須恵器（図50、図53）の示す年代は、７世紀第３四半期に限定されている。出土状況が明確な３個体の坏蓋の形態は一様で、２個体は完形である。これらと対になる坏身について復元可能なものは*40*の１個体だけであった。

図50は溝のほぼ中央部の調査区から出土したもので、図53は調査地東端の飛地にて出土した遺物である。須恵器の傾向に変わりはないが、中央部出土遺物の中では、取瓶と金属滓が含まれている点が特徴的である。これらは、ＳＤ６に重複する土坑であるＫＨ５－ＳＸ１のすぐ東側の限られた区域

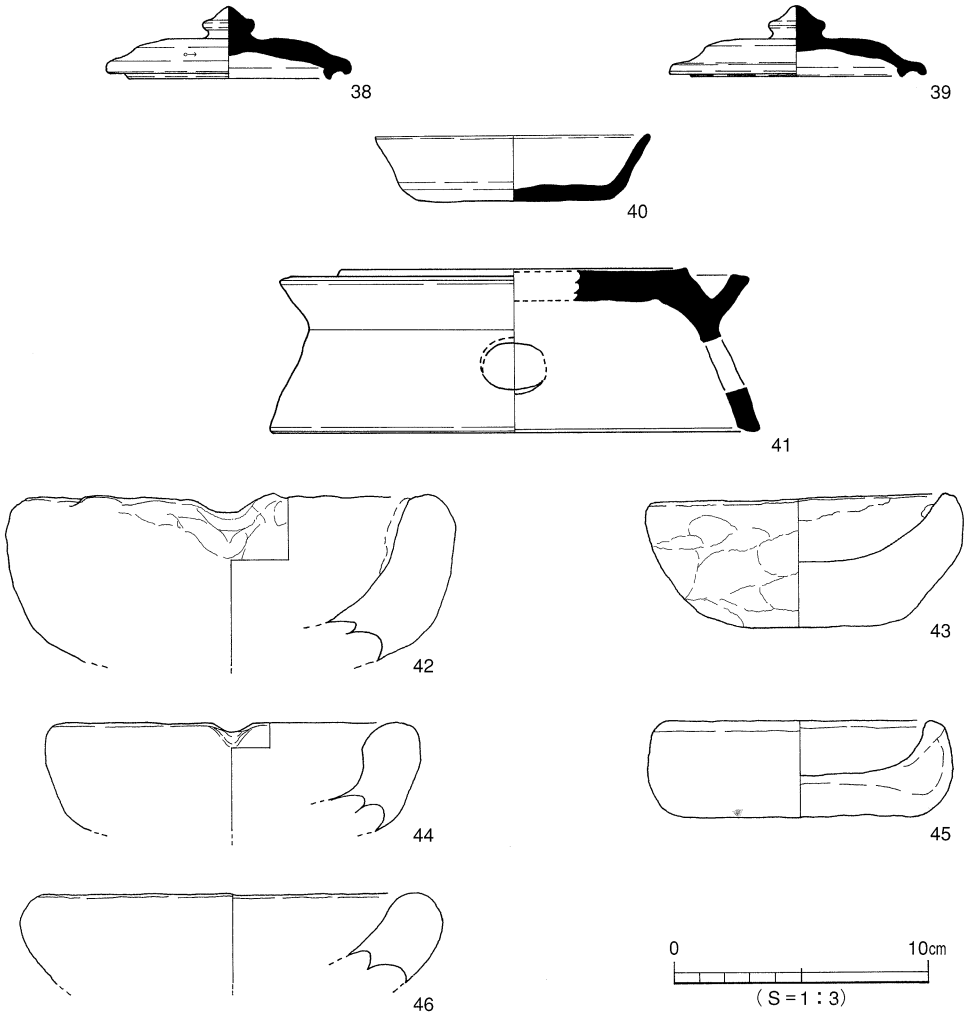

図50　KH5－SD6出土遺物

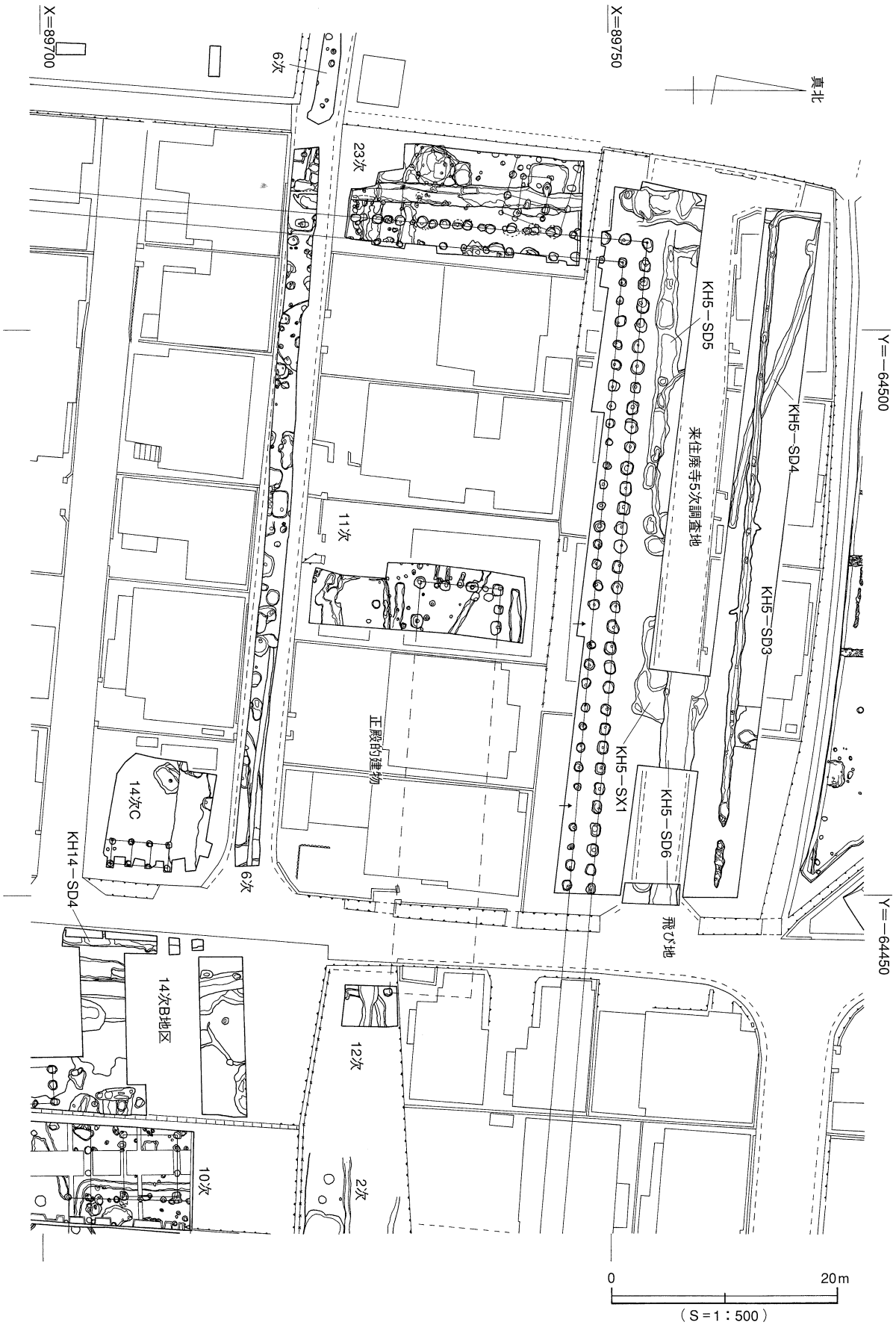

図51　「回廊状遺構」北西部調査状況

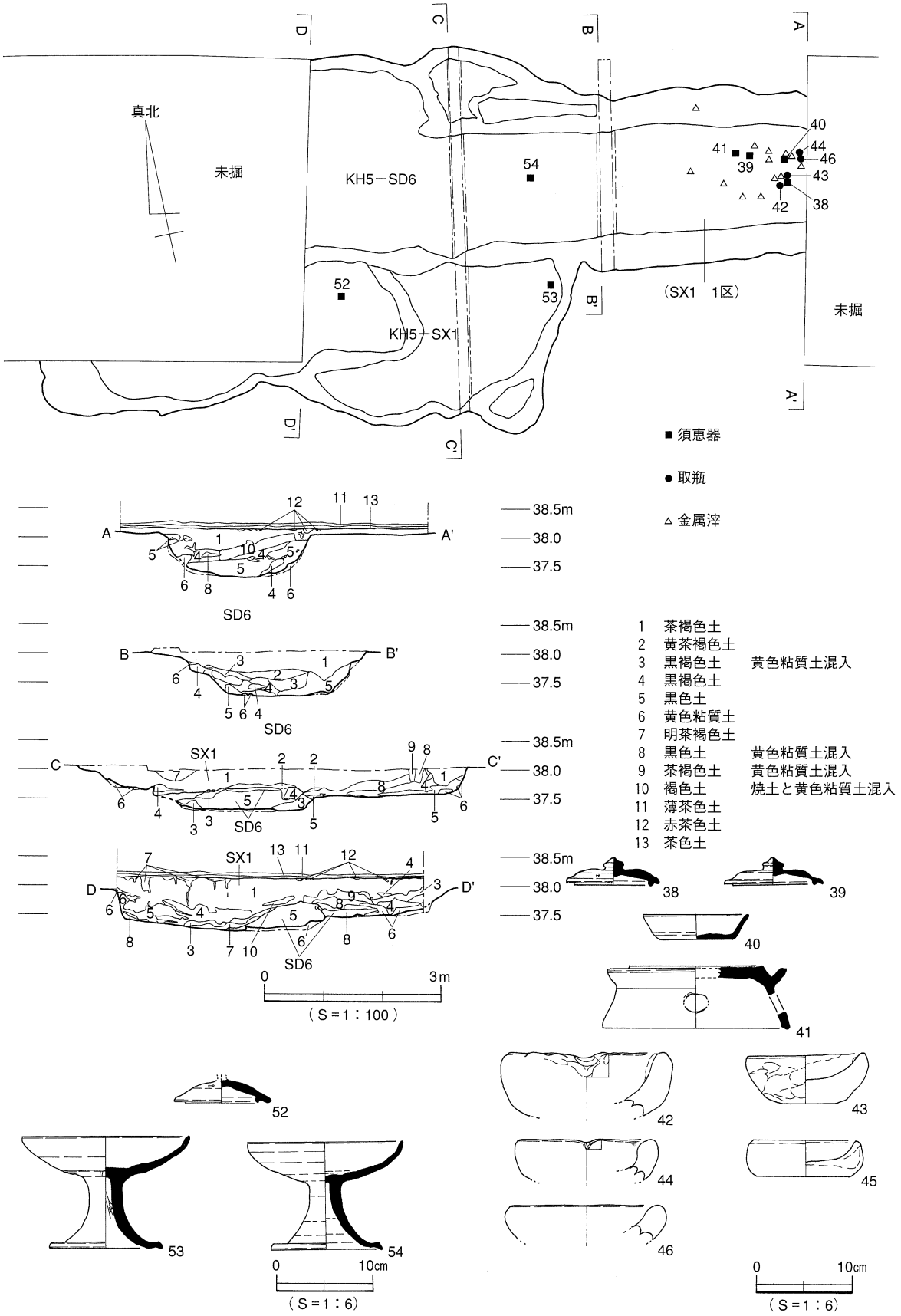

図52 KH5－SD6・SX1遺物出土状況

（調査時にはＳＸ１の１区扱い）から出土したものである。金属滓*42*～*45*は実際に使用され、破損したものと考えられる個体である。いずれも内面には、赤色や緑色のガラス状の物質が付着している。スサを混ぜた粘土を手捏ねで整形している。*42*と*44*の２個体については注ぎ口が確認される。*46*は未使用である可能性が高い。これについては、出土場所がＳＸ１である可能性も残されているが、ほかの４点については出土状況は明確である（図52）。取瓶に関しては、この他にも復元できない小片が若干量存在する。金属滓については、化学分析を行なっていないため金属の成分は不明である。これまでは、銅滓である可能性が高いと考えられている。

*41*はＳＤ６出土の円面硯である。硯については、この他、政庁南東官衙（図168）の久米高畑22次で２点（図191）と同41次で１点（*179*）出土しているが、遺跡群全体で見てもその数は少ない。

図55はＳＤ６とＳＸ１のいずれから出土したものであるのかはっきりしない遺物である。このうち*58*は、銅椀を模倣して作られた器であることを示す浅く痕跡的な沈線の存在が特徴的である。このような器の登場は、７世紀第２四半期以降であると理解しているが、同様のもの（図259他）と比較して大型化が進行していることから、年代的には７世紀後半以降に下るものと判断される。*59*は暗文が施された土師器の坏である。この種の器の登場は７世紀後葉ころと想定されるが、概ね椀の年代観とも対応するものである。

回廊状遺構の区画溝よりも後出する段階の溝から遺物が出土した事例としては、先に述べたＫＨ23－ＳＤ02（図44）出土の高盤*35*のほか、回廊南東角の区画溝であるＫＨ７－ＳＤ７・ＳＤ８からは、「７世紀中葉段階の高坏２点」のほか、「重弧文軒平瓦１点が出土」している。また、区画溝ＳＤ８を切るＳＤ９（図47）から、「複弁六弁蓮華文軒丸瓦、重圏文軒丸瓦を含む丸瓦、平瓦類が集中出土」

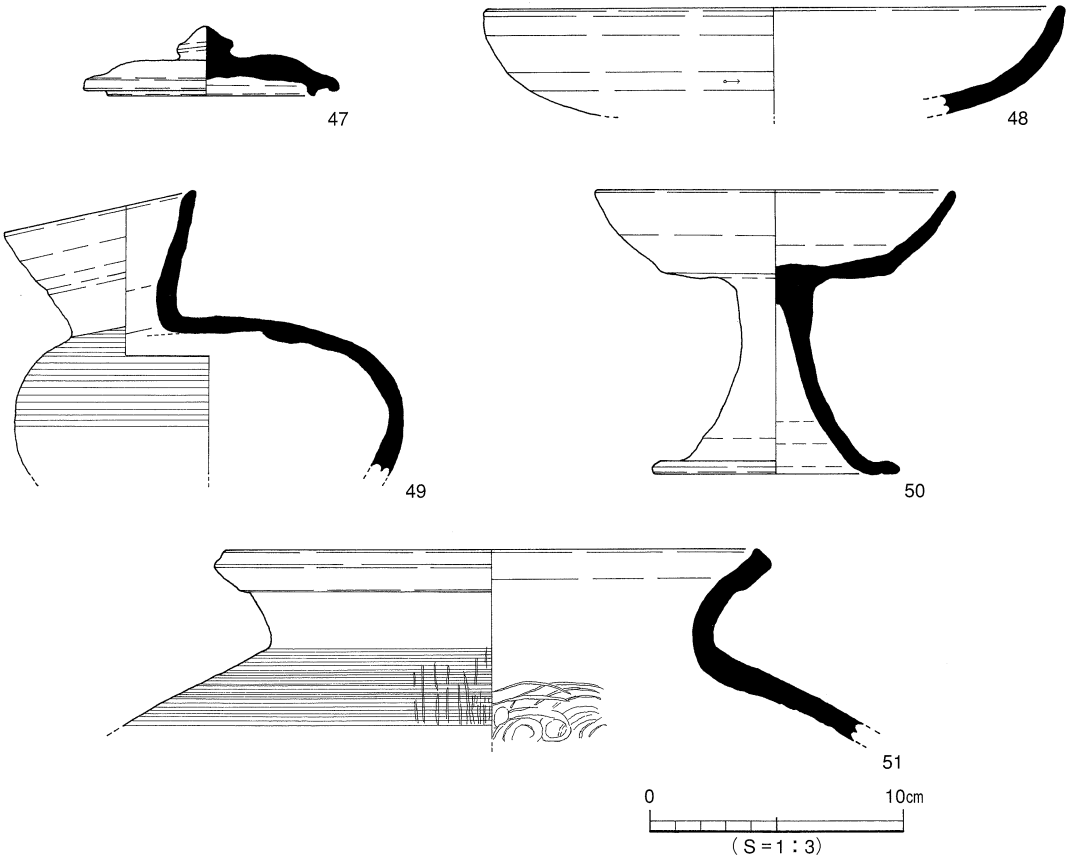

図53　KH5－SD6（飛び地）出土遺物

している（『年報Ⅱ』）。

以上の状況から、回廊状遺構の区画溝が、７世紀第３四半期を上限とする極めて限られた期間の内に廃絶に向かったことを推定可能であると評価している。

なお、ＫＨ５－ＳＤ６と同様の遺物が、政庁南部における試掘調査の際に、「回廊状遺構」と同じ遺跡群Ⅱ期の区画溝（Ｈ14－321・ＳＤ１）の下部から出土しており、注目される（図202～205）。

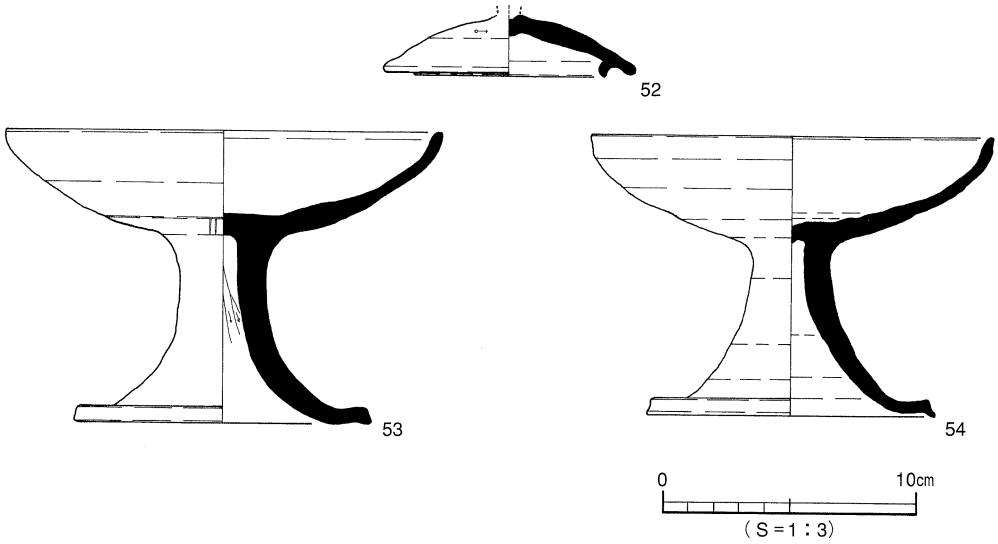

図54　KH5－SX1出土遺物

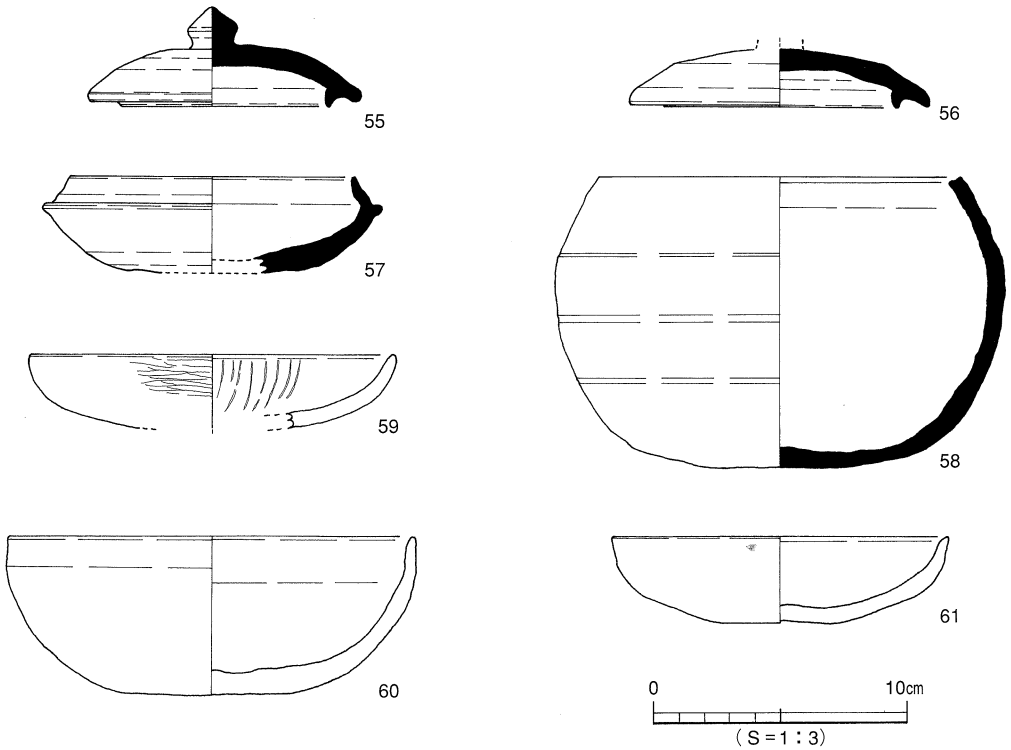

図55　KH5－SD6・SX1出土遺物

④回廊状遺構

回廊状遺構に関する概要は、②において説明した通りである。ここでは、細かな構造上の特徴に絞って報告する。関連資料として、図58～62に、西回廊北部を調査した来住廃寺23次調査（『年報Ⅶ』）の際の、回廊状遺構の柱穴に関する情報を図示した。

回廊状遺構の構造について評価する上で参考になる最大の特徴は、外側柱列と内側柱列の規模に差が存在することである。柱穴の規模を比較すると、直径、深さともに外側柱列の柱穴の方が一回り大きい。柱穴の平面形状を比較すると、外側柱列の柱穴の一辺が1.1m×0.95m程度の隅丸長方形のものが多いのに対して、内側の柱穴は直径0.75～0.85m程度の不整円形に近い形状のものが多い。深さに関しても、内側のものが15cm程度浅い場合が多い。柱根の痕跡の直径で比較しても、外側が平均で21cmであるのに対して、内側は18cm程度で、外側に比べて若干細い材が使用された様子を読み取ることが可能である。

これらの状況から、太く長さのある材によって構成される外側柱列に対して、細く高さの低い材から成る内側柱列との組み合わせによって回廊状遺構が成り立っていることがわかる。したがって、均整のとれた屋根がかかる通常の回廊のイメージでこの遺構をとらえることはできない。屋根が付いていたとすると、それはおそらく、敷地の内側へ傾斜する方流の形状であったものと想定される。屋根無しの場合を想定すると、外側は高さのある板塀で、内側の柱から外の柱を補助する材を水平に渡しかける構造であったかもしれない。この補助材に板をかけると、高さのあるデッキ状の構造物を板塀の内側に造ることも可能である。

通常の回廊を想定できないもうひとつの理由として、外側柱列と内側柱列の柱穴が、正位置で対応していない事実をあげることができる。これは、内外の柱列ともに柱間が必ずしも一定でないことによって引き起こされている。外側柱列の柱間は、各辺における平均でも、南回廊の1.79mから改築後の西回廊北部の2.05mまで幅がある。全ての柱穴に対して柱根の痕跡が確認されている訳ではないの

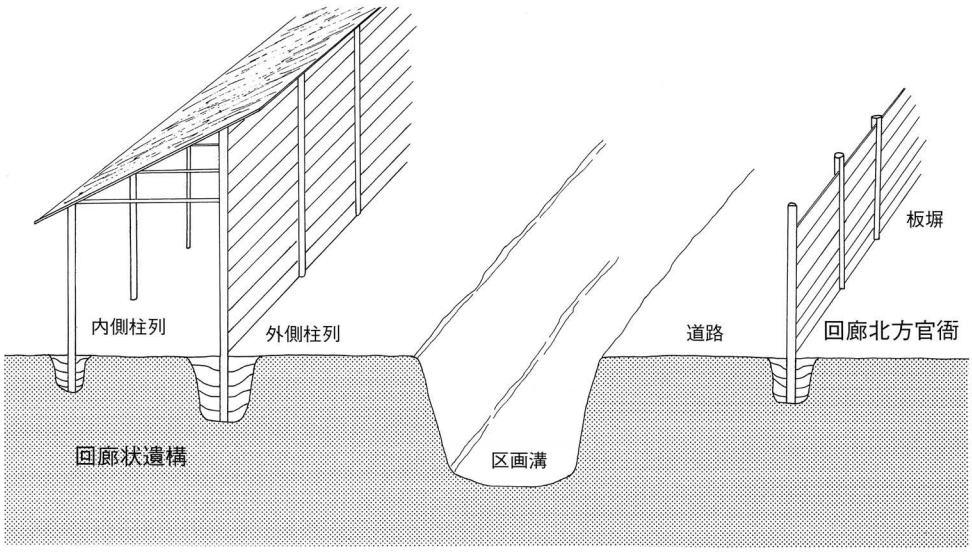

図56　「回廊状遺構」北側の想像図

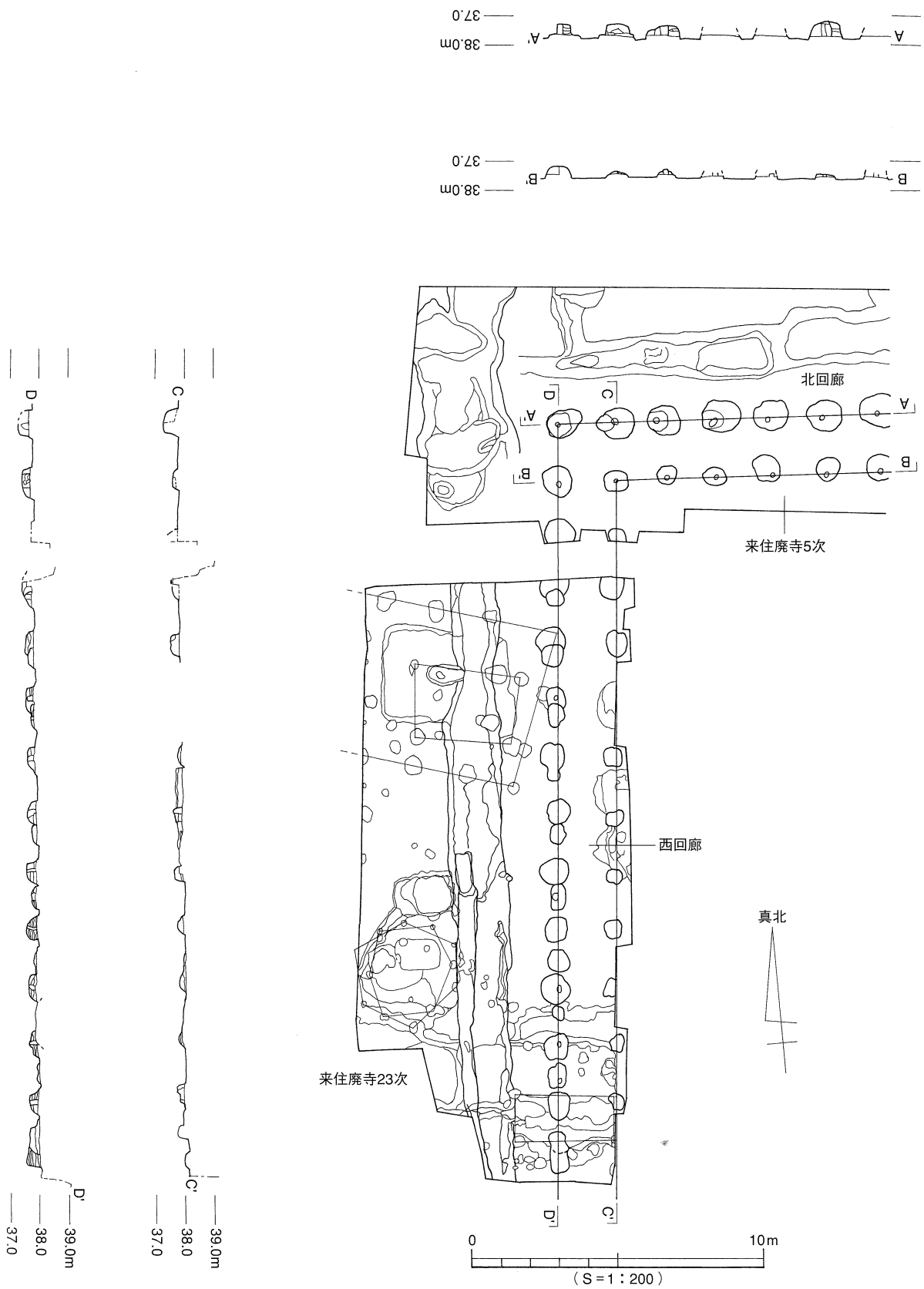

図57　「回廊状遺構」北西角

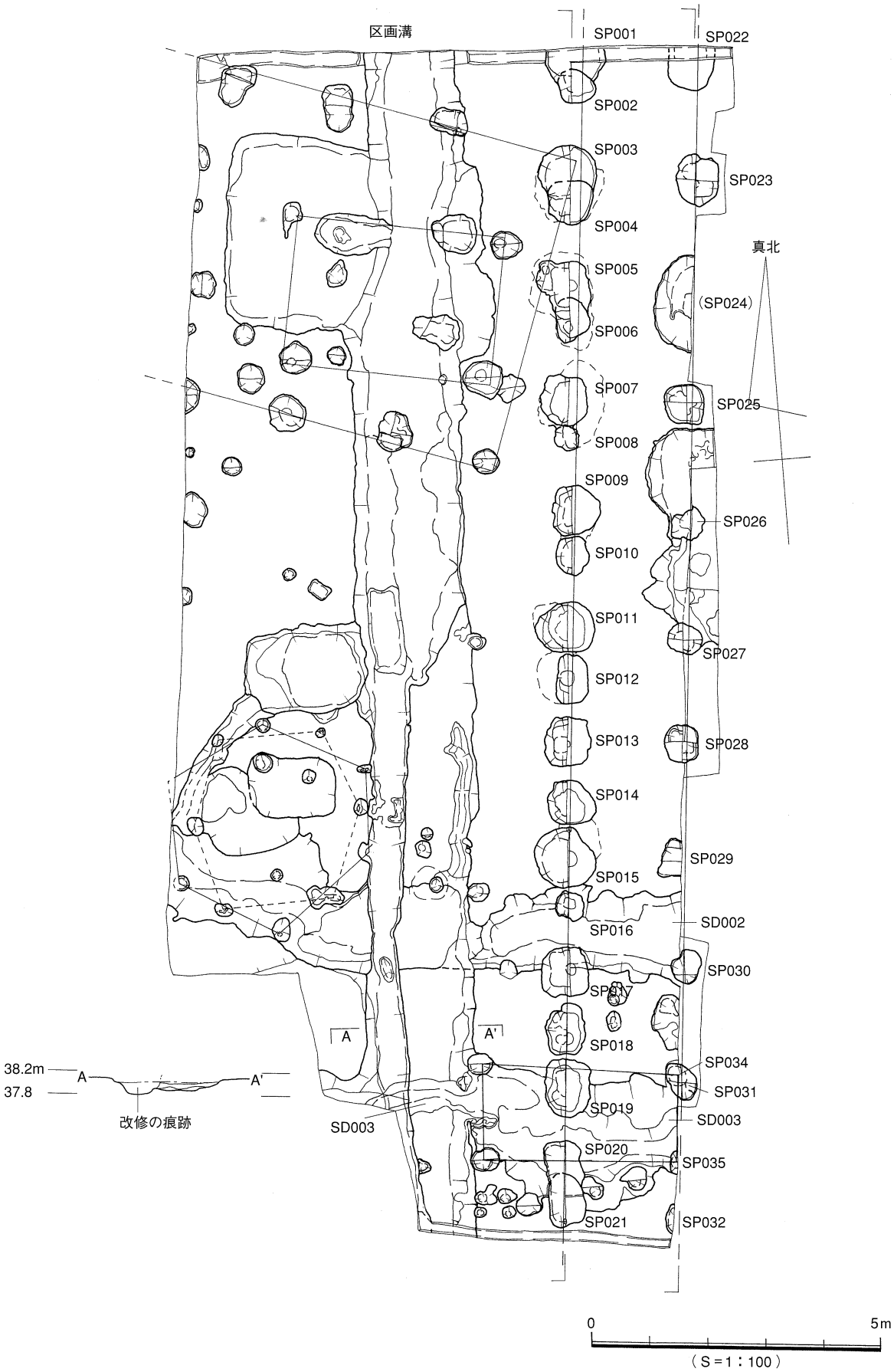
区画溝
SP001
SP022
SP002
SP003
SP023
SP004
真北
SP005
(SP024)
SP006
SP007
SP025
SP008
SP009
SP026
SP010
SP011
SP027
SP012
SP013
SP028
SP014
SP029
SP015
SD002
SP016
SP030
SP017
A
A'
SP018
SP034
38.2m
A
A'
37.8
SP031
SP019
改修の痕跡
SD003
SD003
SP020
SP035
SP021
SP032
0
5m
(S=1:100)

図58　来住廃寺23次

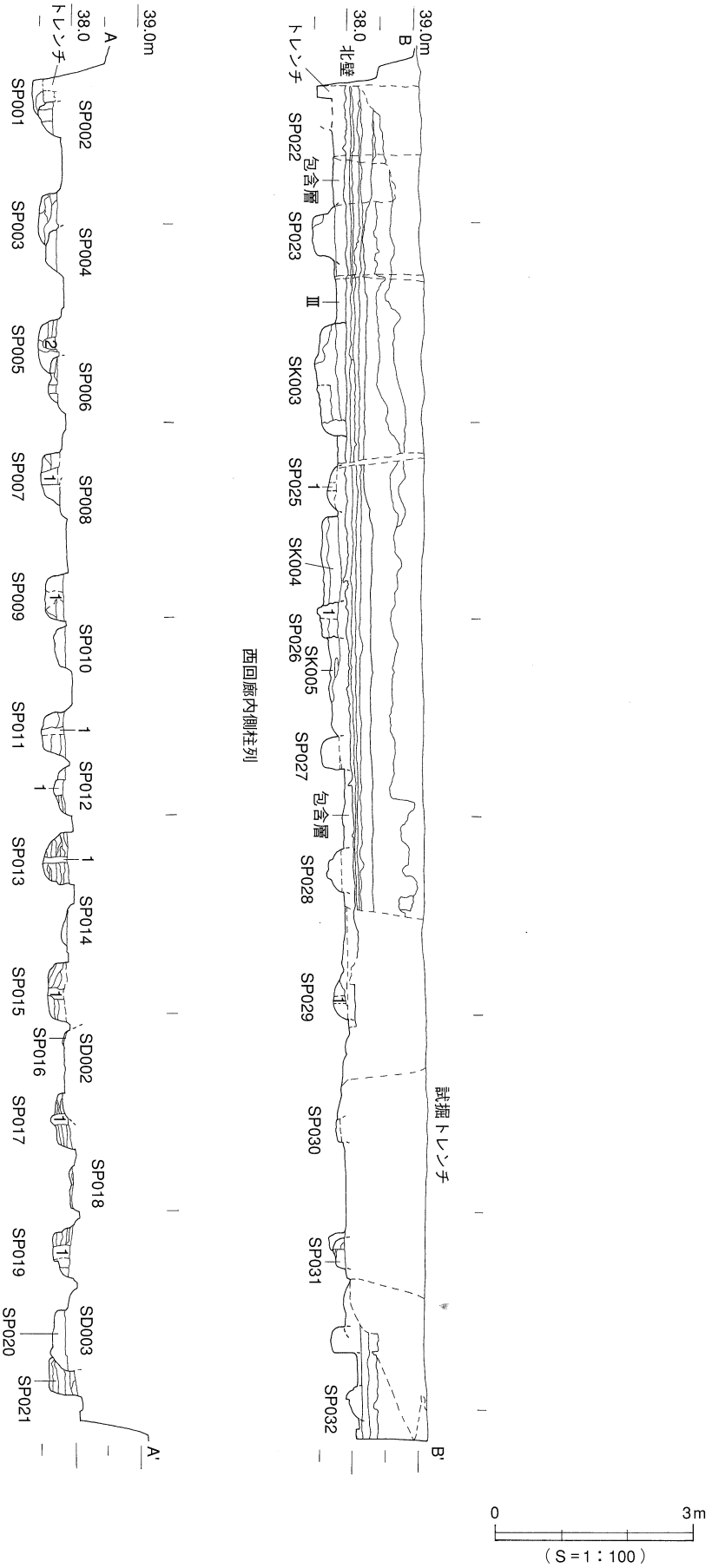

1　赤灰色土(2.5YR　4/1)　柱痕跡
2　赤灰色土(2.5YR　4/1)　黄橙色地山10%　柱痕跡

図59　回廊状遺構土層断面（1）

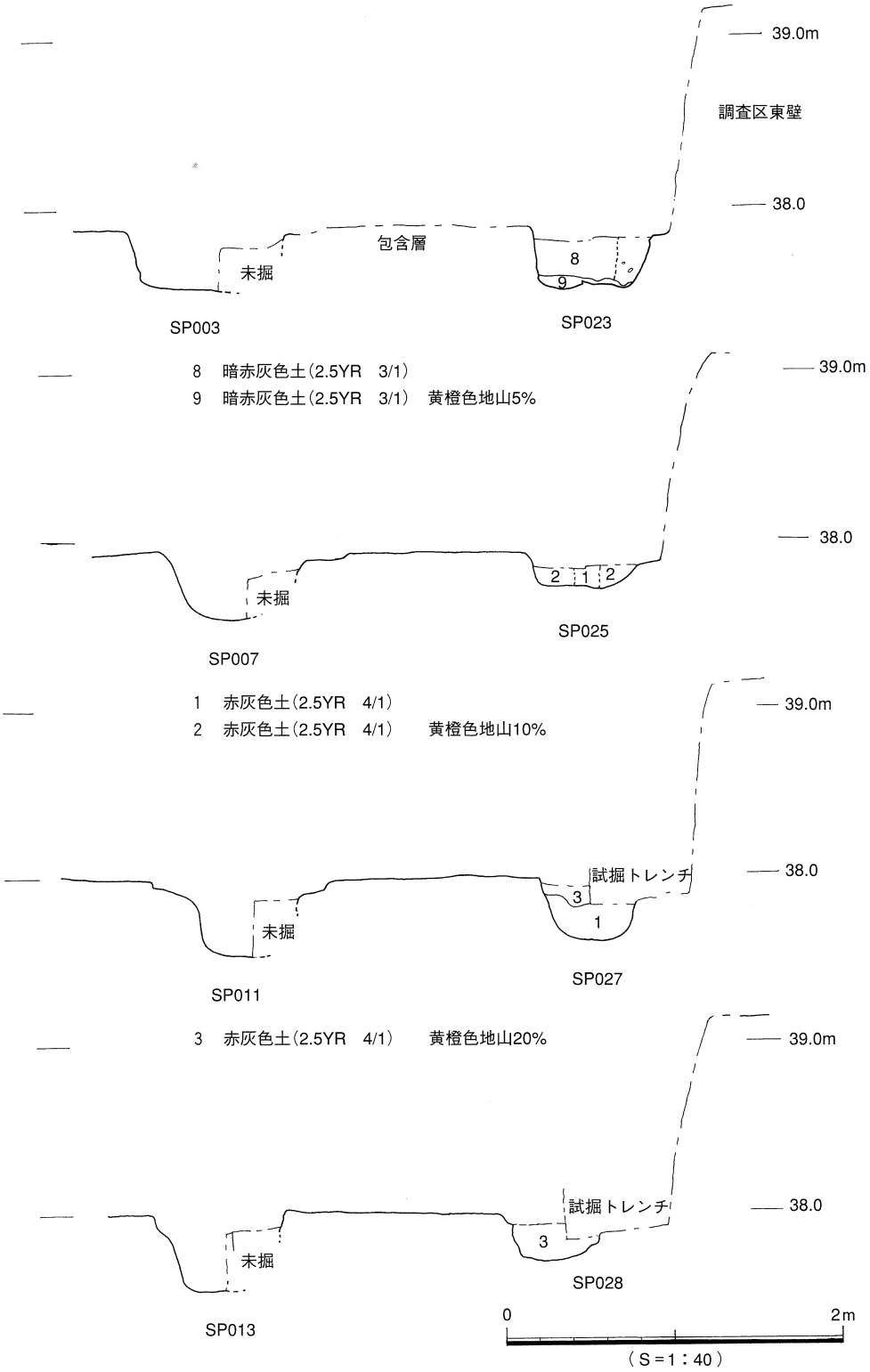

※1～9の註記内容は、他の回廊
断面図と一連のものである。

図60　回廊状遺構土層断面（2）

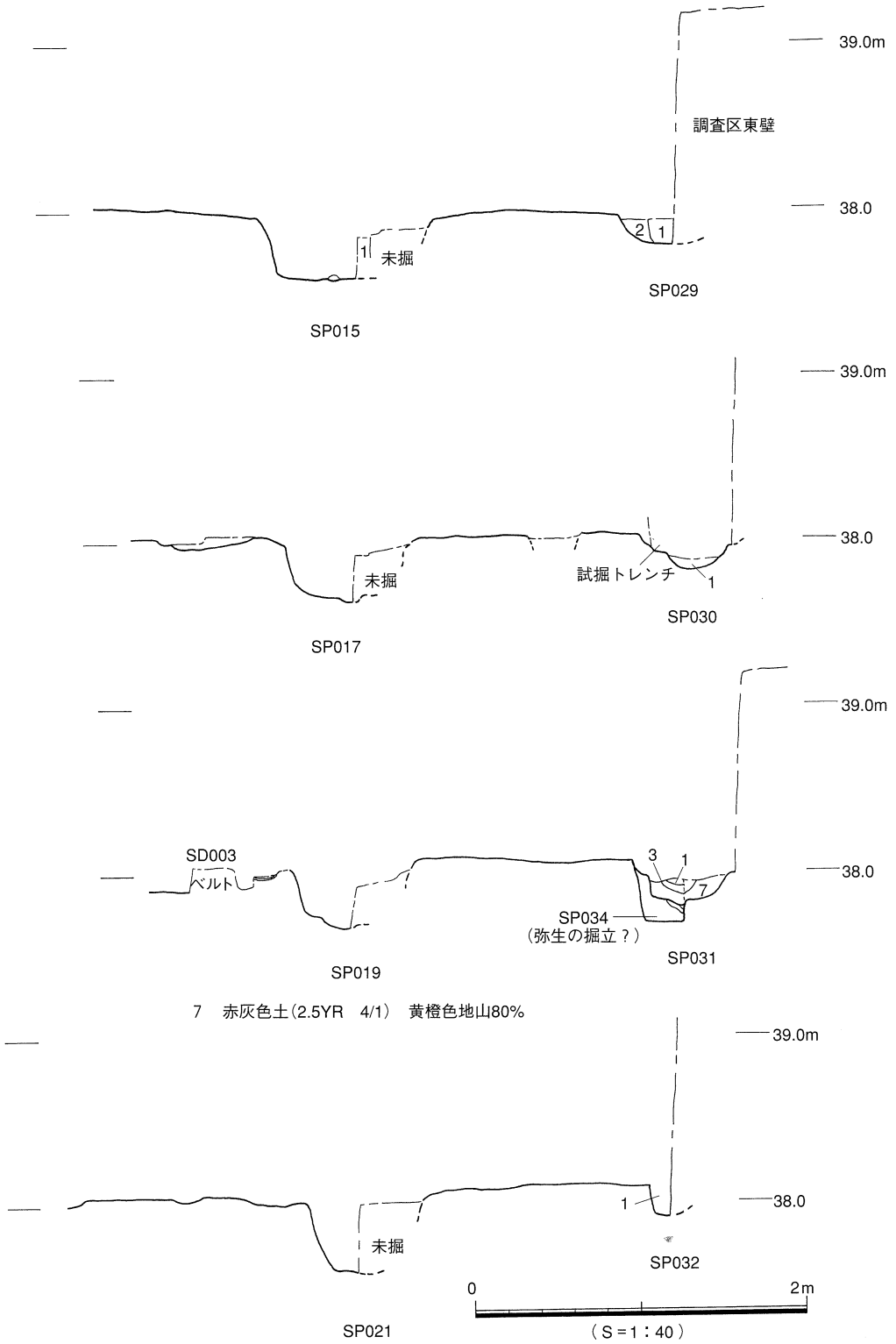

図61　回廊状遺構土層断面（3）

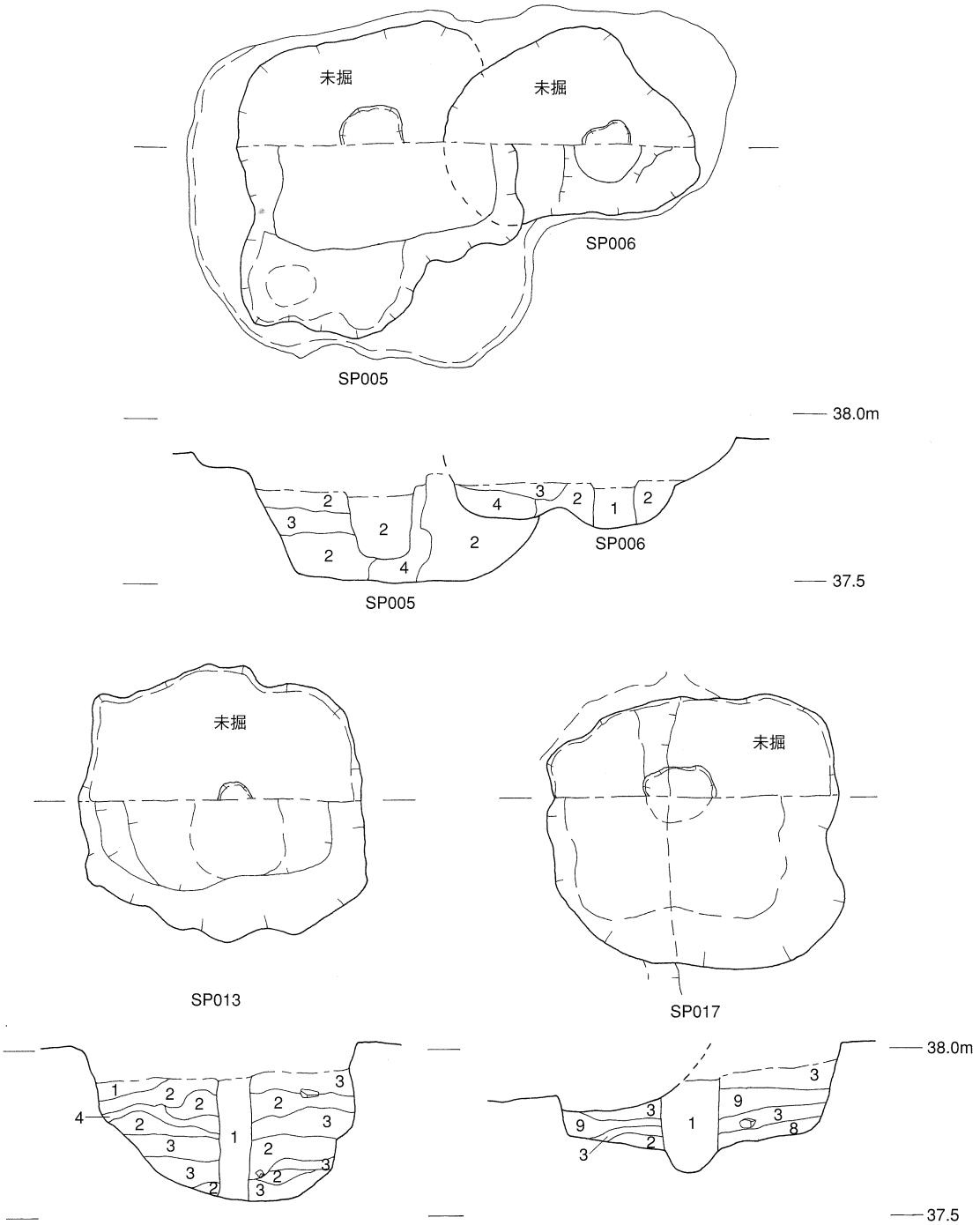

1　赤灰色土(2.5YR　4/1)
2　赤灰色土(2.5YR　4/1)　黄橙色地山10%
3　赤灰色土(2.5YR　4/1)　黄橙色地山20%
4　赤灰色土(2.5YR　4/1)　黄橙色地山40%
5　赤灰色土(2.5YR　4/1)　黄橙色地山50%
6　赤灰色土(2.5YR　4/1)　黄橙色地山70%
7　赤灰色土(2.5YR　4/1)　黄橙色地山80%
8　暗赤灰色土(2.5YR　3/1)　黄橙色地山80%
9　暗赤灰色土(2.5YR　3/1)　黄橙色地山5%

0　1m
(S=1:20)

図62　回廊状遺構柱穴土層断面

で、おおよその数字ではあるが、外側柱列の最も柱間が狭い箇所で1.43m（北回廊）、広い場所では2.28mを測る。同じような現象は、内側柱列に対しても認めることができる。この結果、内外の柱穴は基本的に一対の配置状況にあるものの、回廊状遺構の桁行に対して必ずしも直交しない不揃いなあり方を示す。

また、回廊状遺構の四辺における幅（梁行）についても一定でない（表１）。北回廊と南回廊についてはほぼ同様の幅であるが、幅の狭い東回廊で1.76m、広い西回廊（改築前）では2.02mを測る。このように、場所によって幅が一定でないことに加えて、その幅が３mに満たない規模であることも、回廊と呼べる構造ではないと考える根拠のひとつに挙げられている。

さらに、回廊各辺の長さも一様ではなく、全体形は不整方形を呈している。もっとも短い東回廊の場合、外側柱列の全長は約97.8mであるのに対し、距離のある南回廊はおよそ103.6mを測り、約６mもの差が存在する。従って、回廊状遺構の四隅の角度は直角にはならない。この点も、回廊ではない理由のひとつとして挙げられる。

このほか、回廊状遺構本体に関しては、北回廊の内側柱列において、柱穴が存在しない場所が２箇所確認されている点が重要である（図51）。回廊状遺構北西角から外側柱列上を東に20基目と29基目の柱穴に対応する内側の柱穴が掘り込まれていない。この場所は、「回廊状遺構」の正殿的建物（もしくは後殿）の北西角付近と中央部に対応することから、正殿を含む施設の全体形状と深い関わりがあるものと予想される。おそらく、正殿東端の北側にも内側柱列の柱穴が欠ける箇所があり、計３箇所、柱が無い場所が存在するものと考えられる（図63）。これらの場所は、回廊状遺構と正殿的建物の裏を結ぶ通路として利用されていたのではないかと想定している。ただし、両者の間はほとんど調査が行なわれていないので、現状において、渡り廊下等の具体的な施設の存在を想定できる状況にはないが、回廊状遺構と正殿的建物とが、密接な関わりを持っていた事実を示すものと言えよう。

回廊状遺構の本体に関して最も重要な情報として、北西角付近で確認されている外側柱列の建て替えの事実をあげることができる（図57、58）。23次調査地内で検出された10基の柱穴すべてが、若干小振りで浅い柱穴に掘り替えられている。建て替えの際に柱間が広げられたことから、新旧の柱穴が切り合っている箇所もある（図58、62）。改築後の柱間の距離は平均で2.05m。建て替え後の柱穴の形状は、一辺0.65m～0.85m程度の不整方形ないし隅丸長方形、深さは0.2～0.4mほどで、元に比べて10～20cm程度浅いものが多い。同様の現象は、北回廊の５次調査地（図64）の西部においても認められるので、北西角について部分的に改築が行なわれた証拠であると考えている。

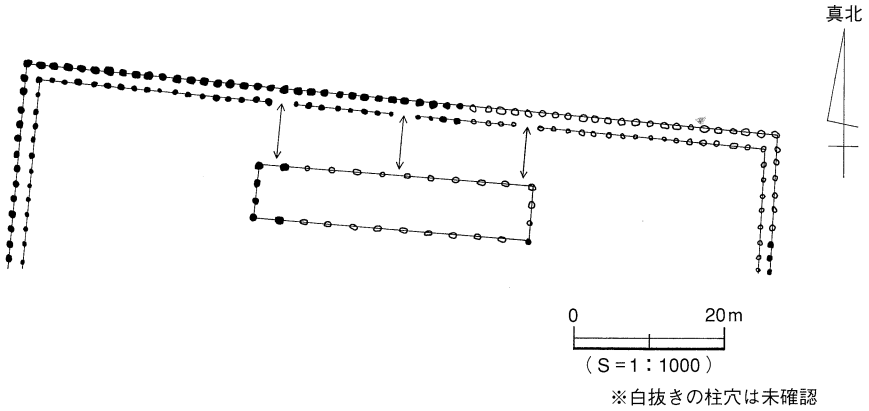

図63　柱穴の欠失箇所

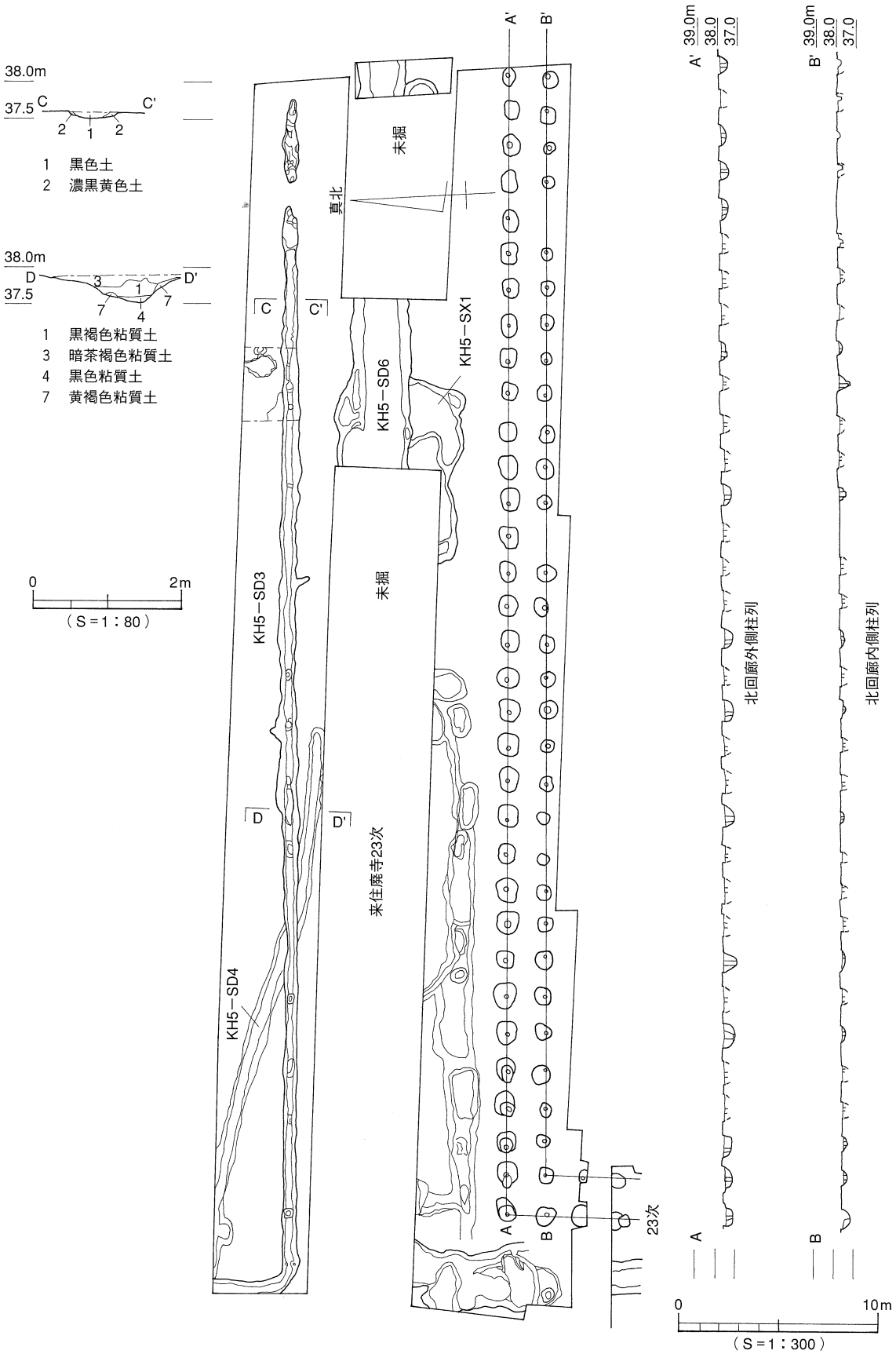

図64　北回廊と回廊北方官衙南辺溝の土層断面

⑤門：ＫＨ19－ＳＢ４［図65］

南回廊の中央に門が位置する。桁行３間（9.12m）×梁行２間（6.38m）、Ｎ－95.5°－Ｅの東西棟である。桁行の柱間は10尺（3.04m）の等間、梁行は10.5尺（3.19m）の等間であると理解している。従って、桁行と梁行の長さの比を尺数で表わすと30：21＝10：７となる。建物の桁行を１として、0.7の長さを梁行としたものと理解できる。

門は、回廊状遺構の外側柱列と一体の関係にある。

ＫＨ19－ＳＢ４の桁行中軸線上に回廊の外側柱列が対応し、桁行３間分のうち、中央の１間が入り口になっていたものと考えられる。左右１間ずつは、門の上部構造を支えつつ、回廊状遺構の外側柱列と共通の板塀を構成していたものと推測されている。ただし、これらの柱穴の直径は、回廊の外側柱列に比べると若干大きく、一辺0.9×1.1mを測る。なお、回廊状遺構の内側柱列については、門には連結していない。８本の側柱柱穴の大きさは、小さなもので一辺0.8m程度の隅丸方形から大きなもので一辺1.1m×1.5m程度の隅丸長方形のもので構成されている。深さは深いものでも0.4m程度しか遺存していない。柱根の痕跡の直径は0.24～0.42mを測るが、これらすべてが柱本来の大きさを反映しているのか明らかではなく、柱を抜き取った跡が含まれている可能性も否定できない。

なお、建物北辺の４基の柱穴のうち、中央の２基に一部重複する位置に別の柱穴が２基掘り込まれている。浅く痕跡的な柱穴ではあるが、門の中軸線に対して左右対称の場所に存在することから、門の補修あるいは建て替えの証拠とも考えられる。門の柱穴は、10数cmから深いものでも38cmしか遺存していないことから、建て替え後の柱穴が全体として浅く掘られていた場合には、一部しか遺存していないことも考えられる。この柱に対して調査時に明確な見解は出されていないが、門の補修、建て替えの事実を示す可能性も残されている。西回廊北部における外側柱列の建て替えの事実（ｐ.77）とあわせて考えると興味深い現象である。

門については、下記文献に詳細が報告されている。

文献：宮内慎一編『来住廃寺』－第19次調査－　松山市文化財調査報告書56　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター　1996

⑥正殿的建物：ＫＨ11－ＳＢ１［図67］

北回廊の内側、回廊状遺構の外側柱列からおよそ10m平行に離れた位置に、この施設の正殿であると考えられる建物の一部が確認されている。来住廃寺11次調査（年報Ⅲ）の際に、建物の西端にあたる桁行１間分（約3.3m）×梁行３間（7.04m）を検出した。北側柱については、桁行２間分（約3.3m）を確認していることから、建物北壁の柱の本数が南壁に比べて多く設定されている可能性がある。1989年（平成元年）の寺域確認調査の一環として調査が行なわれて以来、「回廊状遺構」の中心的な建物として、正殿的建物と呼ばれてきた。

このＫＨ11－ＳＢ１に関しては、調査地の東約30mに位置する来住廃寺12次調査地（図47）にて検出された大型の柱穴１基を南東の角であると考え、南辺で桁行11間（約36.4m）の長大な規模に復元する案も検討されてきた（『年報Ⅲ』では37m）。この復元案について現状で検証できる状況にはないが、建物の中軸線の位置が、回廊状遺構全体の南北正中線とほぼ一致することに加えて、桁行が概ね１町の３分の１に対応することなどから、その可能性が高いものと理解している。また、先に説明した回廊状遺構の内側柱列における柱穴の欠損箇所に関する知見（ｐ.77）も、長大な建物を考える際

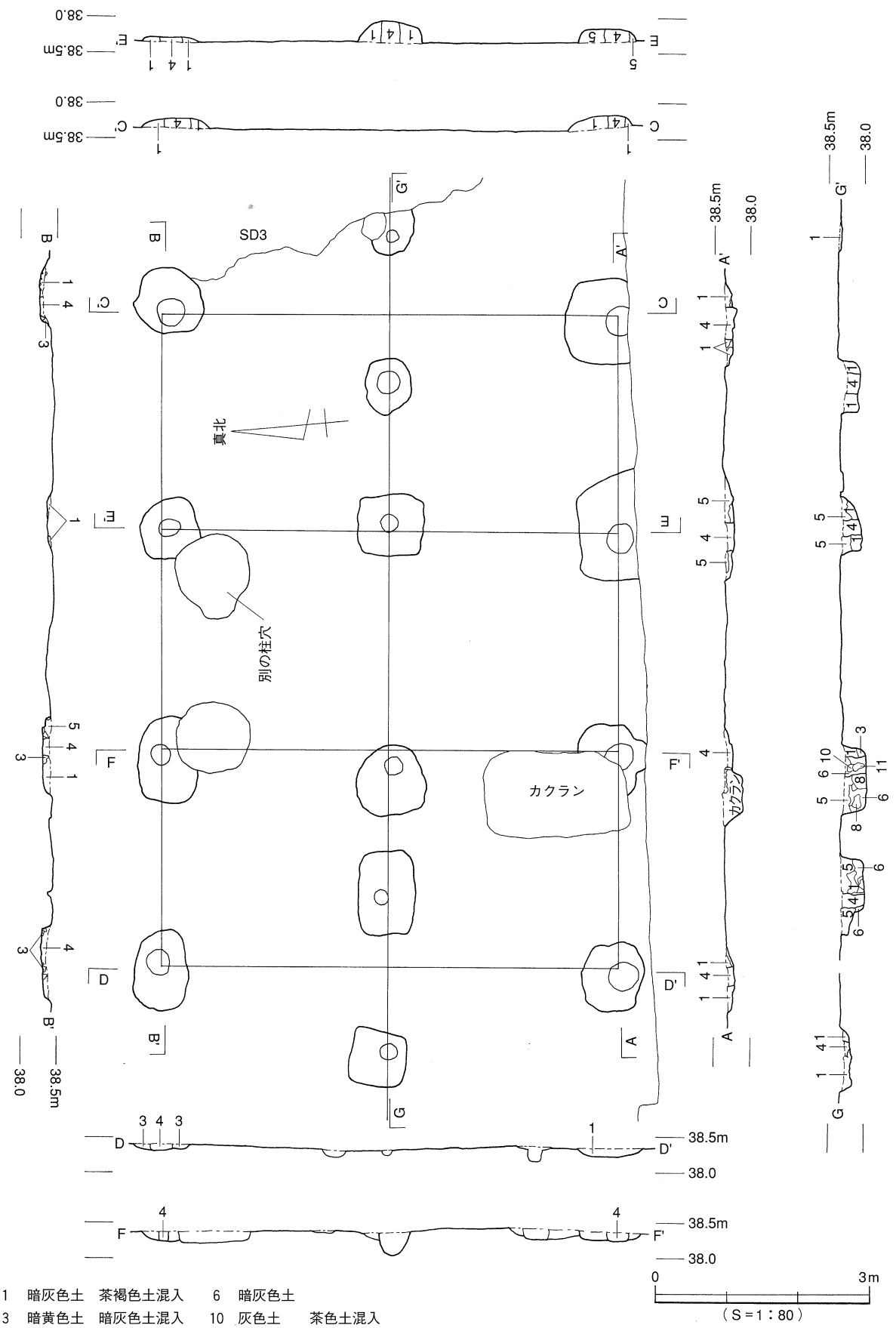

1　暗灰色土　茶褐色土混入　　6　暗灰色土
3　暗黄色土　暗灰色土混入　　10　灰色土　茶色土混入
4　暗灰色土　灰色土混入　　11　暗灰色土　黄色土混入
5　暗灰色土

図65　KH19－SB4（門）

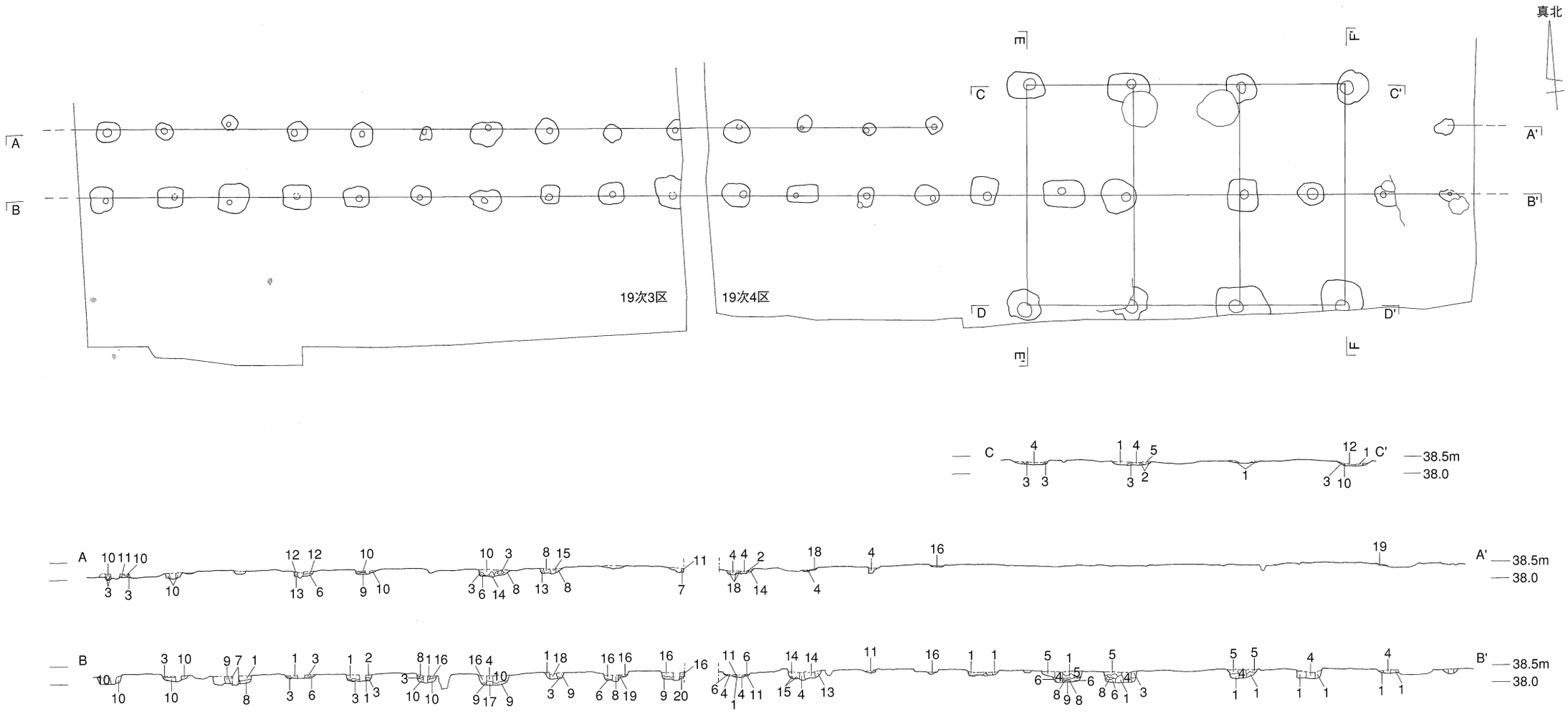

3区

1　黒褐色土（5YR　2/1）
2　黒褐色土（5YR　2/1）　暗赤褐色土混入
3　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山少量
4　暗赤褐色土（5YR　3/3）
6　明黄褐色土（10YR　6/6）
7　黒褐色土（10YR　3/1）　地山混入
8　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山少量
9　黒褐色土（5YR　2/1）　地山混入
10　黒褐色土（5YR　3/1）
11　灰褐色土（10YR　4/1）　地山混入
12　黒褐色土（7.5YR　3/1）　黄灰色土少量
13　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山少量
14　暗赤褐色土（5YR　3/2）
15　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山少量
16　黒褐色土（5YR　2/2）
17　黒褐色土（5YR　3/2）
18　暗赤褐色土（5YR　3/2）　地山混入
19　黒褐色土（5YR　2/2）
20　黒褐色土（5YR　2/1）

4区

1　暗灰色土　茶褐色土混入
2　暗黄色土
3　暗黄色土　暗灰色土混入
4　暗灰色土　灰色土混入
5　暗灰色土　茶褐色土混入
6　暗灰色土
7　灰色土
8　茶褐色土　暗灰色土混入
9　暗灰色粘質土　茶褐色土混入
10　灰色土　黄色土混入
11　暗灰色土　黄色土混入
12　暗灰色土　黄色粒混入
13　暗灰色土　黄色粒混入
14　暗灰色土　黄褐色土混入
15　暗茶褐色土
16　黄色土　暗灰色混入
18　灰色土　黄色土混入
19　灰色土　暗灰色土混入

図66　南回廊と門

に有効な情報であると評価できる。桁行の柱穴は、１ｍ×1.1ｍ程度の桁行方向に細長い長方形に掘り込まれている。柱根の痕跡は直径21～31cm程度を測り、柱穴掘りかた本体とともに回廊状遺構のものと比較してひとまわり大きい。なお、方位については、北回廊とほぼ平行のＮ－95°－Ｅ程度であるとみられる。

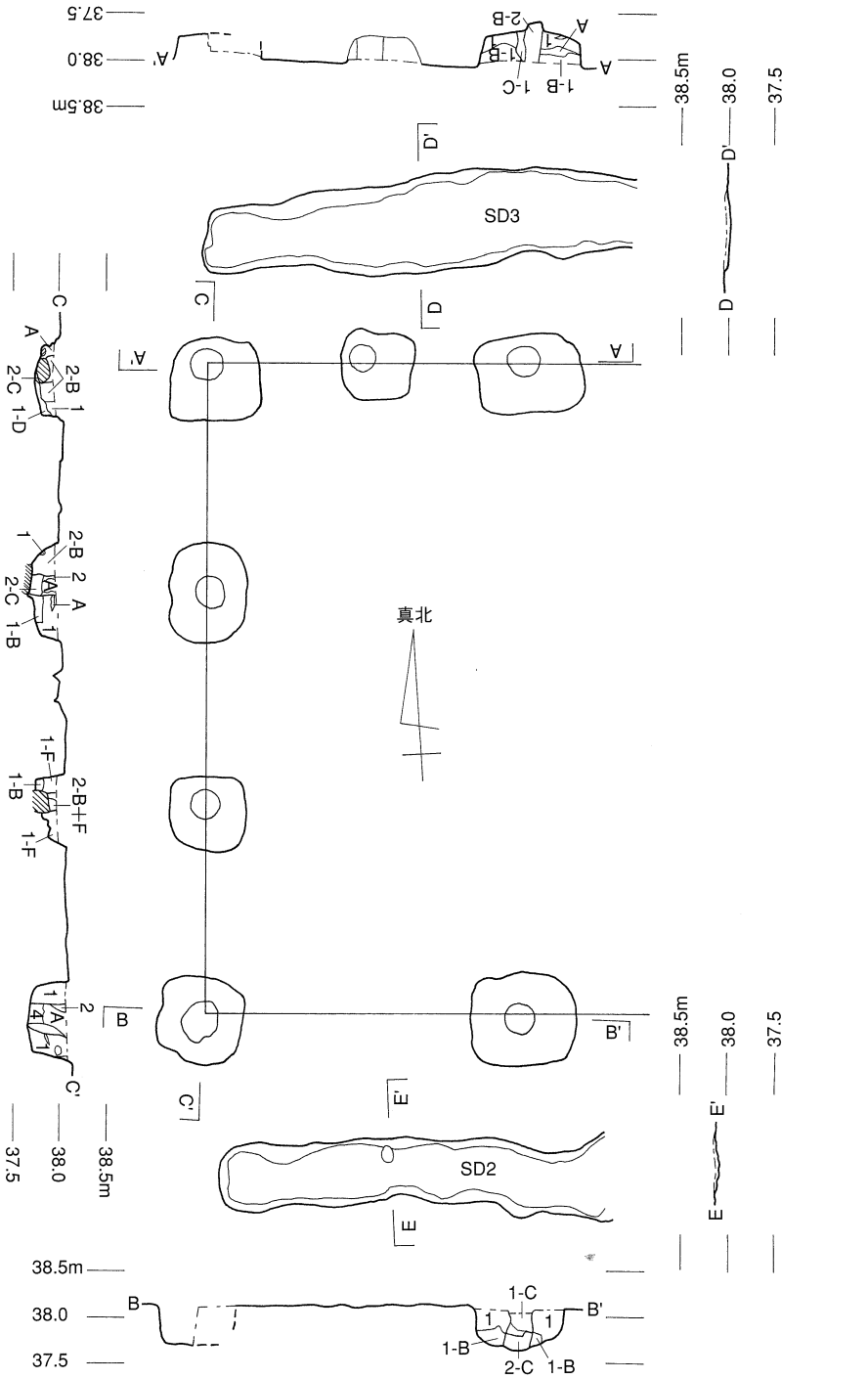

1　黒色土
2　黒褐色土
3　暗茶褐色土
4　暗灰褐色土

A　黄色土
B　黄色土少量
C　黄色土混入
D　黄色土多量
E　灰黄茶色土
F　赤色土混入

図67　KH11－SB1

多くの柱穴において、その柱の痕跡もしくは抜き取り跡から、灰白色の粘土の塊が検出されている(写真18)。これと同様の状況が、正倉院南部の大型の東西棟２棟においても確認されている（図124、125、写真32)。この現象は、これらの建物の外壁が土壁であったことの証拠であると考えられる。ＫＨ11－ＳＢ１が単なる大型の掘立柱建物ではなく、極めて重要な格式の高い建物であったことの現れであると理解している。

さらに、ＫＨ11－ＳＢ１の南と北には、建物の柱筋から平行に約３ｍほど離れて溝が掘り込まれている。これら２条の溝は、幅が0.7～１ｍ、深さは数センチ程度の痕跡的なものであるが、さらに東へ続くものと考えられている。『年報Ⅲ』では、雨落溝として報告されているが、溝の西端の位置が建物の西側柱列に対応することから、木製基壇に関連する遺構である可能性も検討中である。屋根の軒先の位置は、西側柱列よりもさらに西に張り出すはずであるから、これが雨落溝であるならば、溝はもう少し西へ延びるはずである。地形との関係に着目すると、相対的に標高の低い西へ延びず、途切れている事実も、雨落溝であると考える上で障害となる。この点からも、この溝が排水のことを考慮せずに別の目的で掘られたことを推測可能である。

木製基壇の下部構造に伴う可能性のある溝は、遺跡群全体で、これを含めてこれまでに４例が知られているが、他の３件の場合、いずれも南北棟の西辺か東辺の片側のみに掘り込まれている。東西棟の南北両面にこの種の溝を伴っている事実は、ＫＨ11－ＳＢ１の重要性の高さと特殊性を示すものと言えよう。

なお、この建物に関しては、背後の区画施設である北回廊に近接しすぎていることから、正殿そのものではなく、後殿として理解する考え方も存在する。しかし、その場合、正殿が立地すると考えられる来住廃寺６次と同14次Ｃ地区における遺構の配置状況からは、その存在を明確に読み取ることはできない（図47)。６次のトレンチ内に、大型の方形柱穴である可能性も考えられる遺構がいくつか見受けられるが、様々な特徴から、弥生時代等の土坑であると考えられる。したがって現状では、ＫＨ11－ＳＢ１は従来の評価通り、正殿である可能性が高いものと考えておきたい。

さらに、想定されるほど長大なものではなく、小規模な建物が近接して建ち並ぶ状況を想定すべきではないか、とする考え方もある。木製基壇に関する想定は、この考え方の場合にも適用可能であろうが、先に述べた北回廊の柱穴の欠失箇所についての解釈とは整合しない可能性もある。

現時点では、ＫＨ11－ＳＢ１の重要性の高さを示すいくつかの事実を重要視して、「回廊状遺構」の正殿としての位置づけをしておきたい。

⑦L字形の一本柱列：ＫＨ19－ＳＡ１［図68］

「回廊状遺構」南部、門のすぐ内側に一本柱列（ＫＨ19－ＳＡ１）が位置する。南回廊に平行な東西部分で11間分（約25m、Ｎ－93.5°－Ｅ）、連結する南北部分で10間分（約23m、Ｎ－3.5°－Ｅ）が検出されている。詳細については、19次調査の報告書にて報告済みである（ｐ.90）。

出土遺物はほとんど無く、来住廃寺併行期の土坑であるＫＨ19－ＳＸ１（図68）に先行することと、方位が南回廊と共通であることから、回廊状遺構と同時性の高い遺構であると認識されている。回廊状遺構の南回廊外側柱列（門付近）からこの柱列までの距離は約13.3mを測る。

回廊状遺構との関係を考える上で、柱列の柱穴の配置状況に注目している。

門の中軸線を北に延長すると、この柱列の柱穴のひとつに一致する。ＳＡ１南辺の中央付近に、柱列で囲われた敷地内部への出入り口が設けられていたと仮定すると、この柱の存在は不都合である。したがって、この一本柱列の南面は、完全に閉塞された板塀の構造であったのではないかと想定している。しかし、門を入ってすぐの場所にこれほどの規模で塀を廻らせてしまうと、北の奥に位置する正殿はまったく視界に入らない状態になってしまう。正殿からは、柱列の内側を見ることはできたかもしれないが、門を見ることはできない。このような状況をとらえて、この柱列に関して、「回廊状遺構」とは別段階の官衙施設ではないかと想像することも可能ではあるが、先に述べた特徴から、両者を完全に分離して考えることにも無理がある。

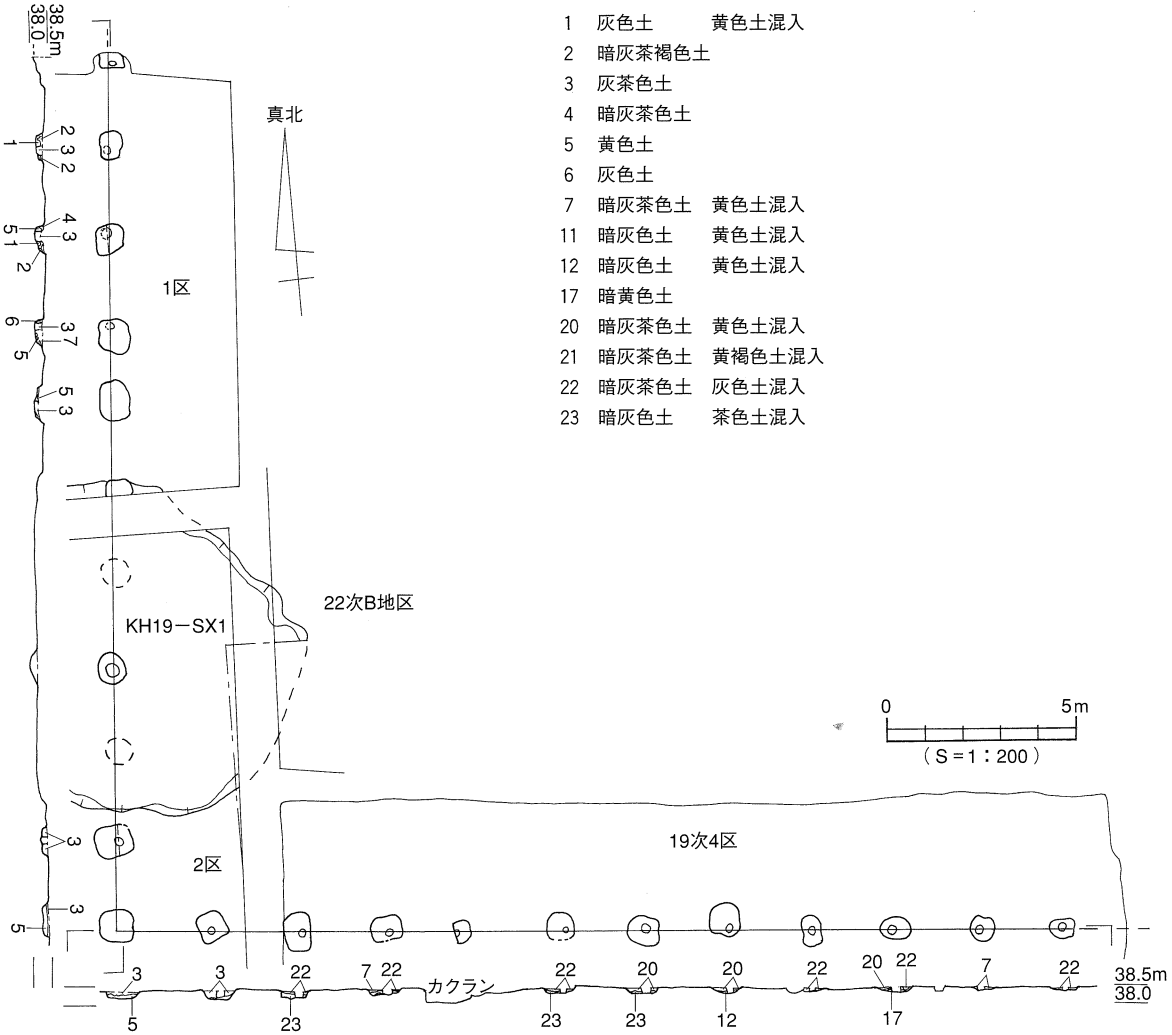

図68　KH19－SA1とSX1

さらに、南北柱列の柱筋を北に延長すると、先に述べた北回廊における内側柱列の柱穴欠失箇所（図63）や正殿的建物の西端付近にほぼ対応する（図69）。このことは、この柱列の位置や規模が回廊本体や正殿的建物と同一の基準で設定された可能性が高いことを示していると考えられる。仮に門と正殿的建物の正中線にあたる北回廊の柱穴欠失箇所を結ぶラインでこの柱列を東へ折り返すと、東西約36.5m（16間）に復元されるが、この規模は、推定される正殿的建物の桁行の長さとほぼ一致している。また、東西柱列の位置は、回廊状遺構の東西正中線から南に約36.5m離れて平行の関係にあることからも、この柱列と回廊状遺構が密接な関わりのもとにあったことが窺える（図69）。

謎の多い施設であるが、現状では、「回廊状遺構」の内部施設のひとつであると認識しておきたい。

⑧ＫＨ22Ｂ－ＳＸ１［図70］

ＫＨ19－ＳＡ１の内側には、当該期の土坑である可能性が高い性格不明遺構が１基存在する（図69）。調査当初、この遺構と「回廊状遺構」が時期的に近接する事実には気付いていたものの、その重要性については、現状ほどには認識していなかった。その後、遺跡群における発掘調査はめざましく進展したが、これほど特殊かつ意味不明な遺構を検出することはなく今に至っている。現時点では、以下述べるいくつかの特徴から、この土坑を取り囲むＫＨ19－ＳＡ１（図68）ならびに回廊状遺構本体との関係を改めて見直すべきであると考えている。

ＫＨ22Ｂ－ＳＸ１は、平成５年から翌年にかけて行なわれた寺域確認調査の際に、来住廃寺22次調査地Ｂ地区で検出された。くの字状に屈曲した形状のＳＸ１の全長はおよそ17m、幅２～３ｍ、南部における深さは１ｍ弱、北西端に向かって徐々に浅く掘られている。このスロープ状の構造は、掘っ

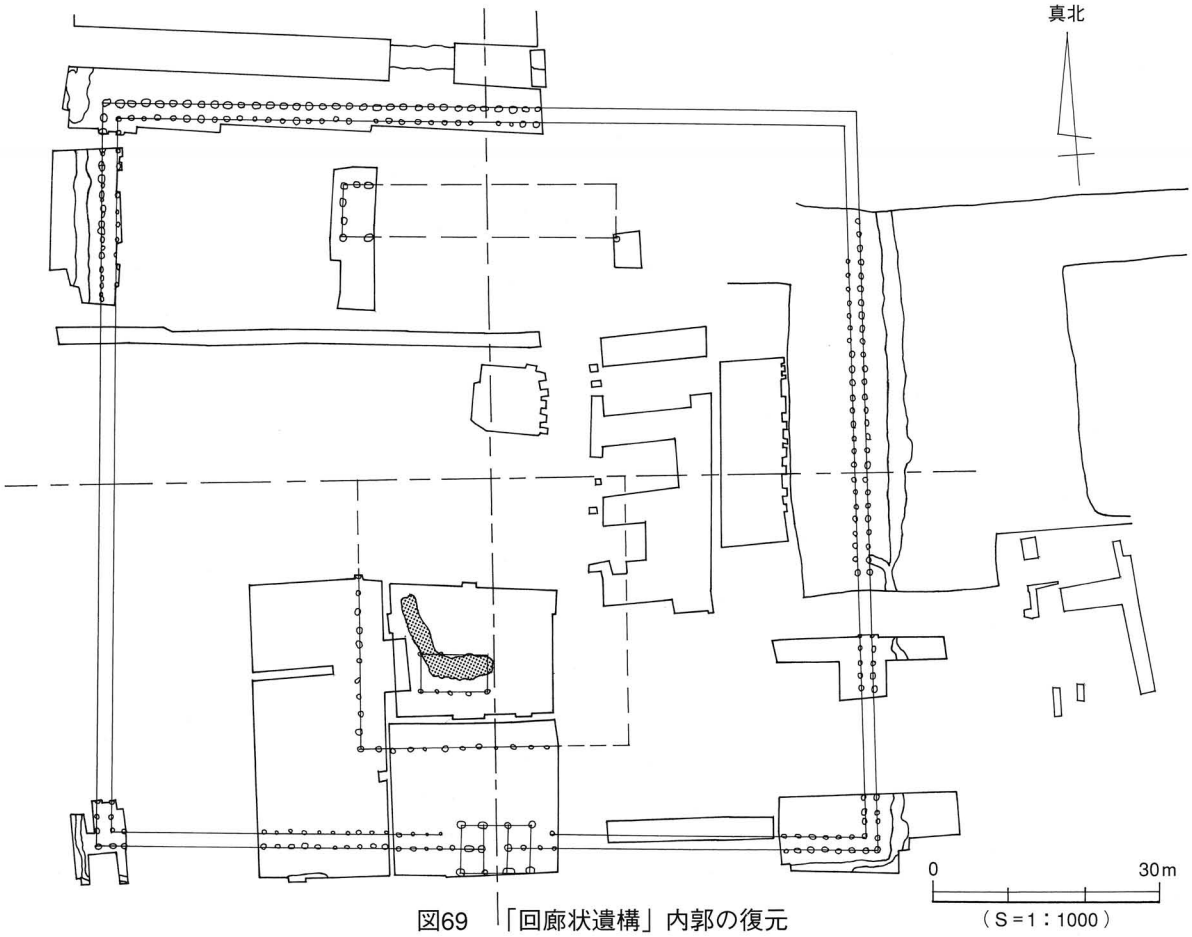

図69　「回廊状遺構」内郭の復元

た土を運び出すためだけでなく、この遺構の機能と関わりがあると考えられる。南部の掘りかたの下場は、礫層を数十センチ程度掘り込んでいることから、粘土採掘の目的で掘られたものではなさそうである。湧水は認められなかった。

ＫＨ22Ｂ－ＳＸ１の配置状況に着目すると、その東端は、回廊状遺構の中軸線にほぼ一致している。また、南辺の位置は、ＫＨ19－ＳＡ１から北に約９ｍ（30尺）離れてほぼ平行の関係にある（図69）。このように、その配置のあり方からも、回廊状遺構ならびにその関連遺構との密接な関係が伺えるが、一体何の目的で掘り込まれたものであるのか謎である。塀で囲われて、外部から遮断された空間内に位置することから、儀式が行なわれた場所であったのかもしれない。「回廊状遺構」廃絶時の廃棄土坑であるならば、このような形状で、このような位置に掘る必要は必ずしも無いはずで、ただのごみ捨て穴でもなさそうである。

ＳＸ１と関連して、この土坑の本体部分に重複する位置に、掘立柱建物が存在する（ＫＨ22Ｂ－掘

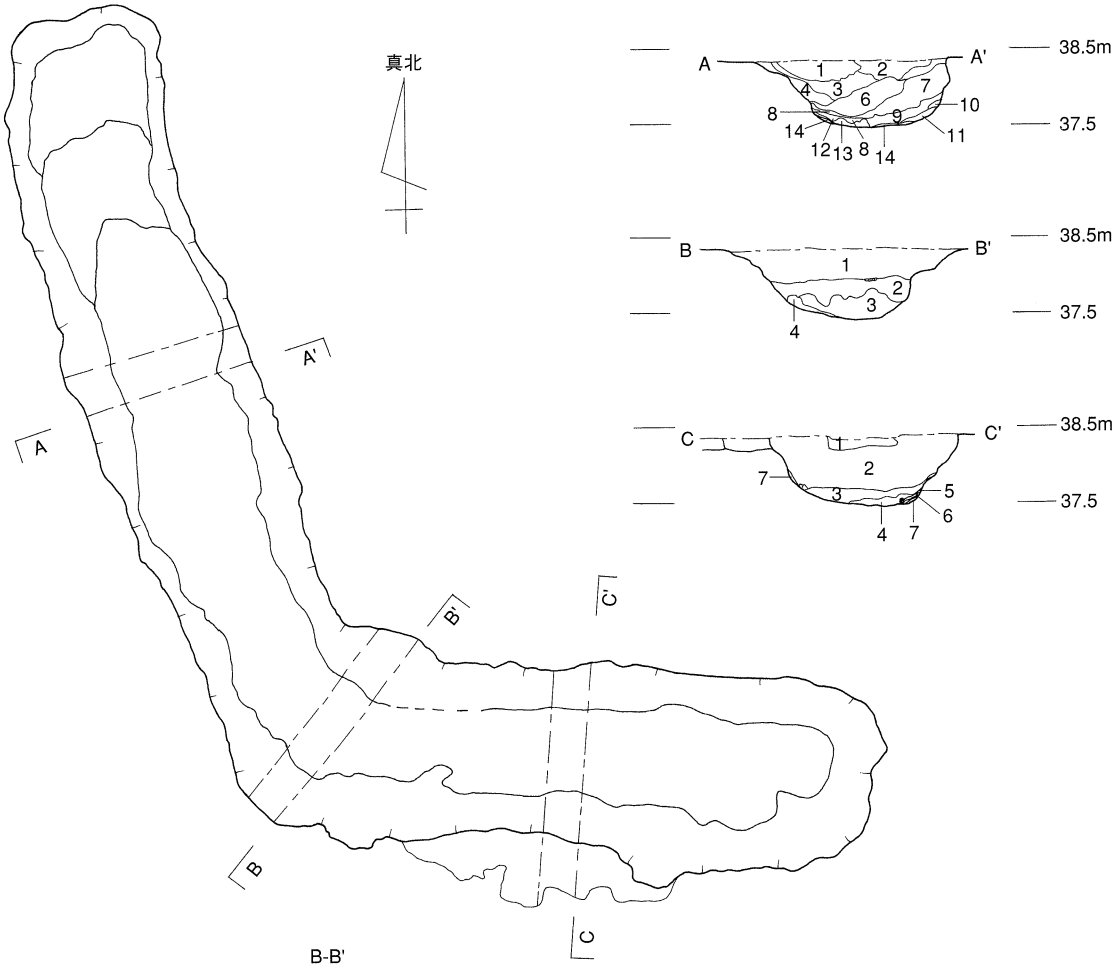

A-A'

1	黄橙色土(10YR 8/8)	明褐色土20%
2	暗赤灰色土(10R 3/1)	
3	赤黒色土(10R 2/1)	
4	赤黒色土(10R 7/1)	
5	暗赤灰色土(10R 3/1)	明褐色土70%
6	赤黒色土(10R 2/1)	明褐色土40%
7	赤黒色土(10R 2/1)	明褐色土数%
8	赤黒色土(10R 2/1)	
9	赤黒色土(10R 2/1)	明褐色土50%
10	赤橙色土(10YR 7/8)	地山
11	赤黒色土(10R 2/1)	明褐色土数%
12	赤黒色土(10R 2/1)	黄橙色土数%
13	赤黒色土(10R 2/1)	明褐色土数%
14	灰白色土(10YR 8/1)	地山

B-B'

1	暗赤灰色土(10R 3/1)	明褐色土数%
2	暗赤灰色土(7.5R 4/1)	黄橙色土と明褐色土40%
3	赤黒色土(10R 1.7/1)	黄橙色土10%
4	黄橙色土(10YR 7/8)	地山

C-C'

1	黄橙色土(10YR 8/8)	明褐色土20%
2	暗赤灰色土(10R 3/1)	明褐色土数%
3	暗赤灰色土(7.5R 4/1)	黄橙色土数%
4	赤黒色土(10R 1.7/1)	
5	黄橙色土(10YR 7/8)	地山
6	灰赤色土(7.5R 5/2)	
7	灰白色土(10YR 8/1)	地山

図70　KH22－SX1

立１、図72)。後述する理由から、この建物が土坑に対する覆い屋として設けられたものである可能性も否定できない状況にある。ＳＸ１とこの建物が、回廊状遺構と同時期に存在したと仮定すると、板塀で囲われた敷地内に、スロープ状の出入り口と覆い屋を伴った特殊な土坑の存在を復元することも可能である。推測の域を出るものではないが、この遺構は単なる廃棄土坑として掘られたものではなく、祭祀等の場として理解可能かもしれない。ちなみに、「回廊状遺構」に関する廃棄土坑としては、ＫＨ５－ＳＸ１（図52）と、後述するＫＨ７－ＳＸ１（図68）がある。

結論を出すには至らないが、この特殊な土坑の存在は、「回廊状遺構」という地方官衙としては特異な施設と密接な関連があるものと考えておく必要がありそうである。

出土遺物：少量であるが、寺院官衙併行期の遺物が出土している（図71)。*65*と*69*は、この遺構が機能していた当時に最も近い廃絶時期の上限を示す須恵器である。*70*は、検出面付近から出土したものである。これらの遺物の特徴から、ＳＸ１は７世紀後葉以降に廃絶したものと判断しているが、この状況は、推定される「回廊状遺構」の廃絶時期と対応している。*71*は、須恵器の技法で作られたが土師器として焼かれている壺である。*62*は金銅製の薄板を再利用する目的で折り畳んでまとめたもの、*63*は用途不明の鉄の鍛造品である。両端が折れているため詳細は不明である。*62*に関しては、当遺跡群における数少ない銅関連遺物のうちのひとつである。このように、金属製品が出土している点も、この遺構の特徴のひとつである。瓦は１点も出土していない。

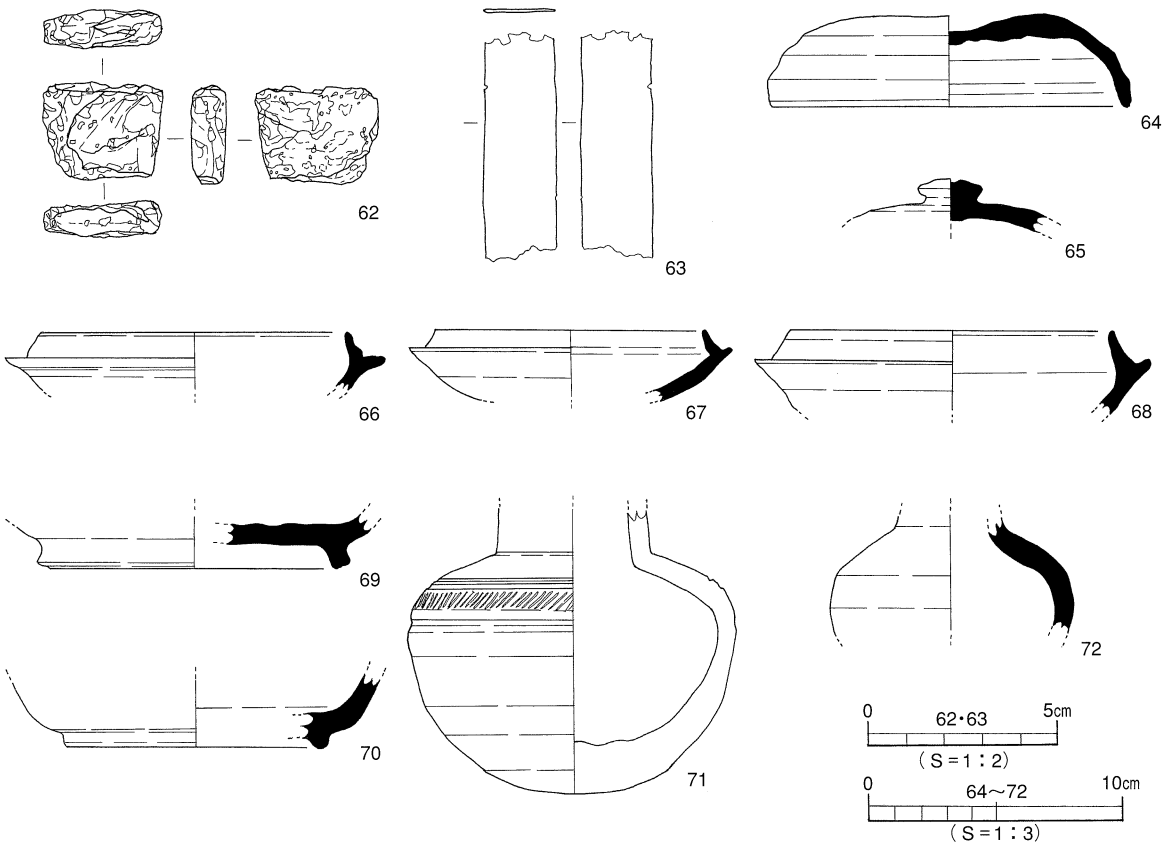

図71　KH22－SX1出土遺物

⑨ＫＨ22Ｂ－掘立１［図72］

ＫＨ22Ｂ－ＳＸ１に重複して立地する建物。桁行４間（9.24m）×梁行２間分（5.20m）、Ｎ－95°－Ｅの東西棟である。建物北辺の柱穴については、東部の柱穴が未検出であることから、水田造成の際に標高が高い北東寄りの柱穴が削平されたものと考えられる。建物北西角の柱穴がＫＨ22Ｂ－ＳＸ１と接しているが、先後関係はわかっていない。

柱穴は直径0.5～0.7m程度の円形のもので構成されている。回廊状遺構をはじめとする官衙関連施設の柱穴の多くは隅丸長方形であることから、当初、この建物は別の時期のものであって、「回廊状遺構」には伴わないと考えた。しかし、建物東辺の位置がＳＸ１の東端ならびに回廊状遺構の南北正中線にほぼ一致することと、建物の桁行の長さがＳＸ１の本体部分の規模に対応することから、土坑と同時併存した建物である可能性も否定できないので、念のため記載することとした。

両者が同時に存在した場合、この建物は、スロープ状の出入り口を伴う大型の土坑に架けられた覆い屋であった可能性が考えられる。推測の域を出ないが、これらが「回廊状遺構」の内部施設として機能していたのであると仮定すると、板塀（Ｌ字形の一本柱列）で囲われた空間内に覆い屋を伴う土坑が存在したことになる。この場所で祭祀等を行なった可能性も想定しておく必要もあろう。

⑩ＫＨ７－ＳＸ１［図68］

ＫＨ19－ＳＡ１（図68）の南北柱列と重複して、大型の不整形な土坑が掘り込まれている。その一部は、来住廃寺７次調査時に確認されていたが、未調査部分を19次の時に改めて調査したものである。「回廊状遺構」の内郭であると考えられているＳＡ１の柱穴よりも後出することが確認されている。

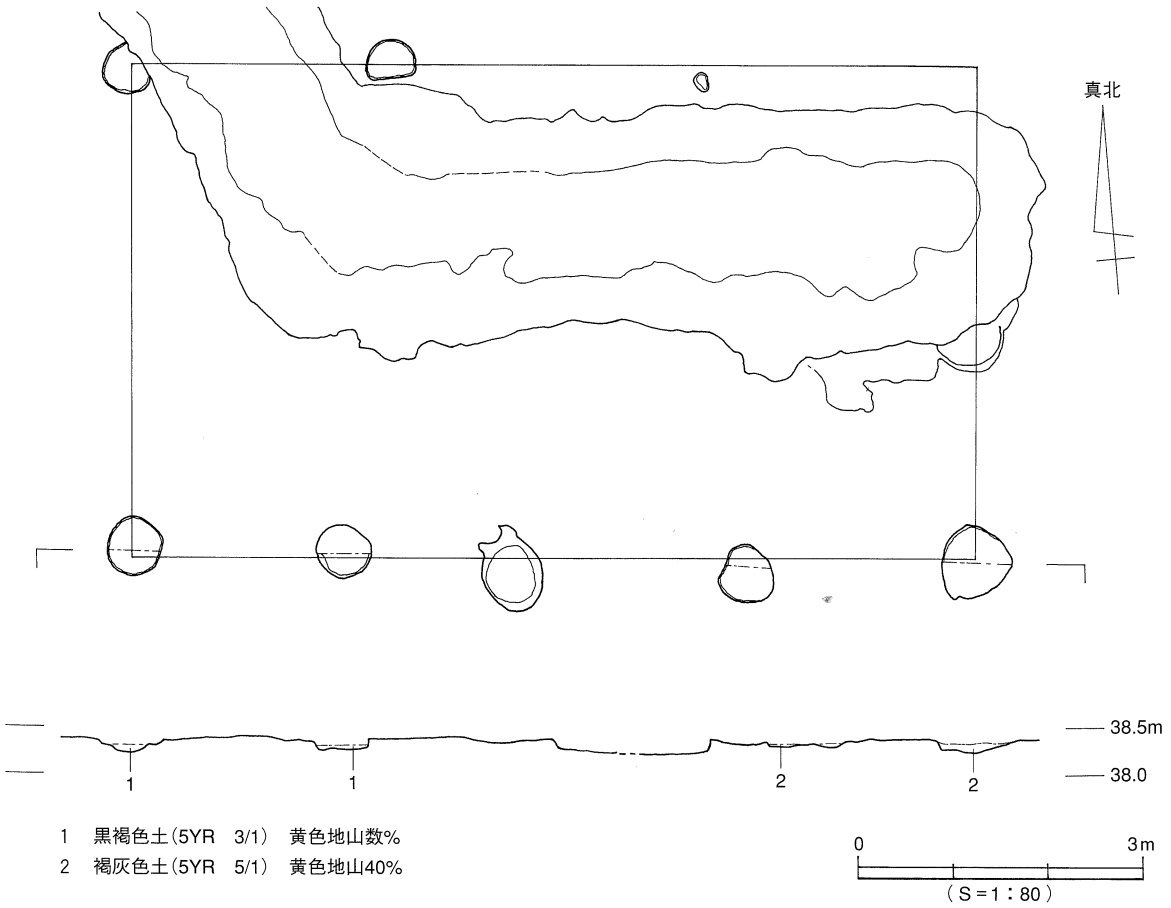

図72　KH22B－掘立1

土坑の規模は、東西11.0m、南北8.8m、深さ0.3m前後。北東部から単弁十葉蓮華文軒丸瓦の小片１点とこれに伴う平瓦、丸瓦のほか、隅木蓋瓦（破片２点）、熨斗瓦（破片１点）などが一括出土している。出土須恵器に見るべきものは無いが、瓦は７世紀後半を上限とする時期のものである。回廊状遺構廃絶後にごみ捨て穴として掘られたものである可能性が高い。回廊状遺構ならびにその関連遺構との関係としては、北回廊区画溝と重複するＫＨ５－ＳＸ１（図52）と同様の評価が可能な、数少ない重要な遺構である。

文献：宮内慎一編『来住廃寺』－第19次調査－　松山市文化財調査報告書56　松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター－　1996

⑪「回廊状遺構」南正面の状況

「回廊状遺構」は、南に広がる低地に面した微高地の縁辺に立地している。門の南は中近世の墓地になっており、古代に遡る遺構はほとんど無い。門から南へ約50m付近には、比高差にして約６ｍほどの低地が位置し、ここからは、来住廃寺15次調査（図73）の際に木製品を含む多数の古代の遺物が出土している。この低地は、15次調査の際に３区下段と呼ばれた旧河道と推定される地形である。「回廊状遺構」の南約300～400mを東から西へ流れる小野川の氾濫原に相当するものと考えられる。

出土遺物：本報告において、多数の木製品、須恵器、瓦等の出土遺物が報告されているが、土師器については、実測図の提示がなされていないことから、代表的なものを図74に示した。いずれも15次調査地からの出土である。

第６図　調査区遺構配置図

図73　来住廃寺15次

*73*は摘まみが付く坏蓋の破片である。作り方は須恵器であるが、土師器として焼かれている。*74*～*77*は、坏である可能性が高い器。高坏の*80*同様、暗文が認められる。口縁端部は外反することなく、緩やかに上方へ引き出されている。*79*は高台が付けられた坏身の底部。*80*は高坏の坏部である可能性が高い。口縁端部は緩やかに外反し、外へつまみ出される。*80*は高坏の坏部。内面に放射状の暗文が施され、外面は横方向の磨きによって調整されている。坏であると想定されている*74*～*77*に比べて、口縁端部が外側へ緩やかに外反する形に仕上げられていることが特徴的である。

いずれの個体についても言えることであるが、暗文は放射一段のものばかりで、螺旋状のものは含まれていない。磨きとの区別が付きにくいものも多い。また、表面の風化が進んでいるため、非常に痕跡的なものが多く、暗文が施されているとは気が付かないことが多い。以上の特徴は、当遺跡群の他の地点から出土した少数の土師器にも共通して言えることである（図15ほか）。

これらの土師器の器形や暗文の状況は、多分に在地的な特徴が濃厚なものと理解される。明確に畿内からの搬入品であると断定できる個体は確認されていないため直接の比較はできないが、年代的には「回廊状遺構」廃絶後の７世紀後葉以降のものと想定している。

文献：西尾幸則ほか『来住廃寺遺跡』第15次調査報告書　松山市文化財調査報告書34　松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター　1993

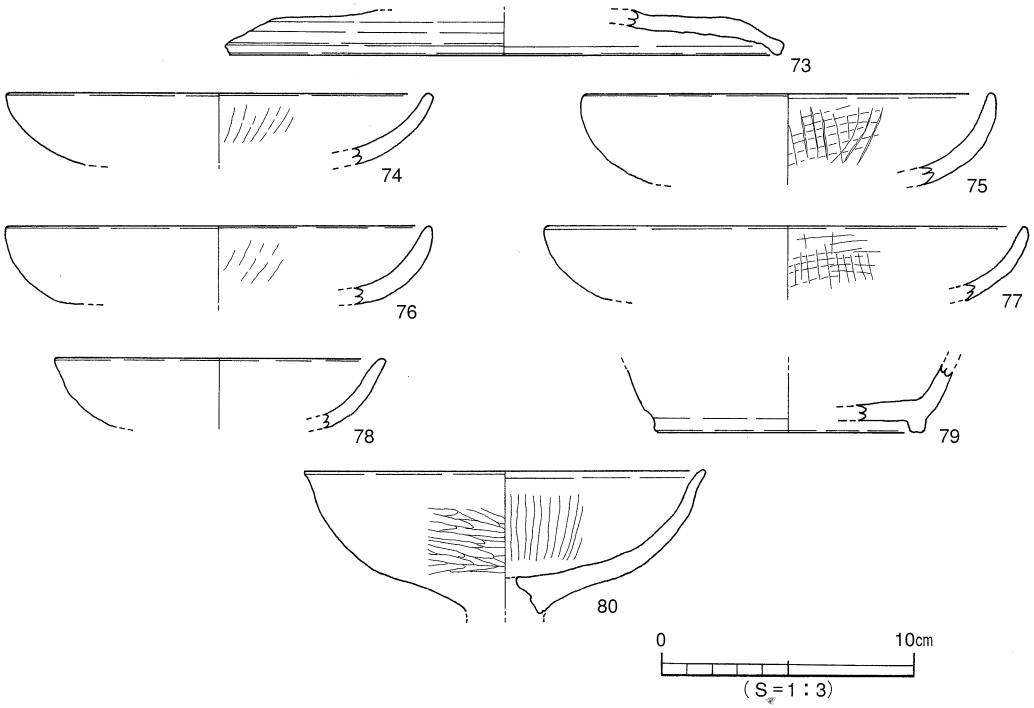

図74　来住廃寺15次出土遺物

3．回廊北方官衙

①立地と概要

立地　回廊状遺構の北側区画溝との間に幅約2.7mの道路を挟んで、その北に隣接している。Ⅱ期正倉院南面の東西道路の南辺がこの施設の北辺に対応する。西辺と東辺は、「回廊状遺構」のそれぞれの北への延長上と一致する（図75）。

呼称　1999（平成11）年の久米高畑42次調査以来、回廊状遺構の北側にも方一町規模の官衙施設が立地することが明確となった。以後、この施設全体を指して、回廊北方官衙という仮の名称を使用している。この呼称は、「回廊状遺構のすぐ北に位置する方一町規模の官衙」に限定して用いることとし、これのさらに北に広がる他の諸施設を含むものではない。将来的には、この官衙の具体的な内容とその役割りが特定された場合、適当な名称に変更したいと考えている。

規模　方一町規模の施設の外周において角の位置が特定されているのは、南西角（来住廃寺５次調査、図64）の一箇所のみである。他の３箇所の角のうち、南東角は近世の溜め池の掘削に伴って削平されていると考えられる。北西角は、久米高畑40次の８世紀代の土坑であるＫＴ40－ＳＫ001（図82）に削平されたため遺存していない。北東角は、現在の県道久米垣生線の北辺付近に位置するものと想定されているが、立地条件を考えると、今後も確認することは困難を伴うと考えられる。したがって、この官衙の敷地の規模を復元するに際しては、周辺における施設の配置状況などから、間接的に推定している。

予想される計画上の各辺の長さは、溝の心心距離で以下の通りである（いずれも推定復元値）。

東辺約109.5m、西辺約109.3m、南辺約109.4m、北辺109.4m。

方位　外周各辺の計画上の方位は、東辺でＮ－４°20′－Ｅ、西辺でＮ－４°20′－Ｅ、南辺でＮ－94.5°－Ｅ、北辺でＮ－94.5°－Ｅと予想されている。ただし、遺構として明確にされている外郭西辺溝であるＫＴ42－ＳＤ２（ＫＴ49－ＳＤ020）付近では必ずしも完璧に一直線に設定されていない。他の区画施設についても同様であるが、このような場合には、区画各辺の両端に近い位置を参考にして、計画線の中軸を仮に決定する作業を行なっている。したがって、調査された区画施設の長さが短い場合には、遺構から直接読み取られた方位の数値には大きな誤差が含まれていることになるが、遺構ごとの個別報告の際に参考値として提示する。

関連施設　外郭施設の他、ＫＴ49－掘立001、002、003、ＫＴ42－掘立001、002の計５棟の掘立柱建物が内部の主要施設として認定されている（図86～90）。さらにＫＴ42－ＳＤ006（図85）は、これらの５棟を配置するために掘られた敷地内部の区画溝であると考えている。

なお、ＫＴ42－掘立004（図36、92）は、５棟の掘立と関係が深いＳＤ006よりも後出することから、この官衙の内部施設ではなく、Ⅲ期の寺院関連の建物であると判断している。この他、外郭西辺溝の東１～２mに位置するＫＴ49－ＳＡ001とＫＴ49－ＳＤ007（『年報13』）は、来住廃寺の寺地西限にあたると考えられる（ｐ.37）。

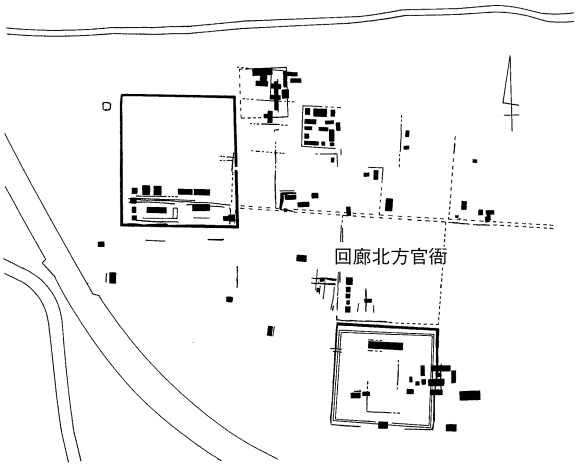

図75　位置図

②調査の経過

1987（昭和62）年から翌年にかけて行なわれた来住廃寺５次調査の際に、外郭南辺の溝（ＫＨ５－ＳＤ３）と区画地の南西角が確認されたのが、きっかけであった（図64、77）。その後、1989（平成元）年の久米高畑13次調査の際に、敷地の西辺溝（ＫＴ13－ＳＤ２）が確認され、「回廊状遺構」のすぐ北隣りにも、別の方一町規模の区画地が存在する可能性が指摘されるようになった（図76）。

その後、1999年の久米高畑42次、2001年秋から翌年にかけての同49次などの各調査によって、この方一町規模の敷地の南西角の一部に、物品の収納を行なうための掘立柱建物５棟が整然と配置されていることが判明し、官衙であることが確定した（図85）。ただし、周辺で進む都市化の動きの中で大半が宅地化してしまっているので、今後の調査によって全容を解明することは難しい状況にある。

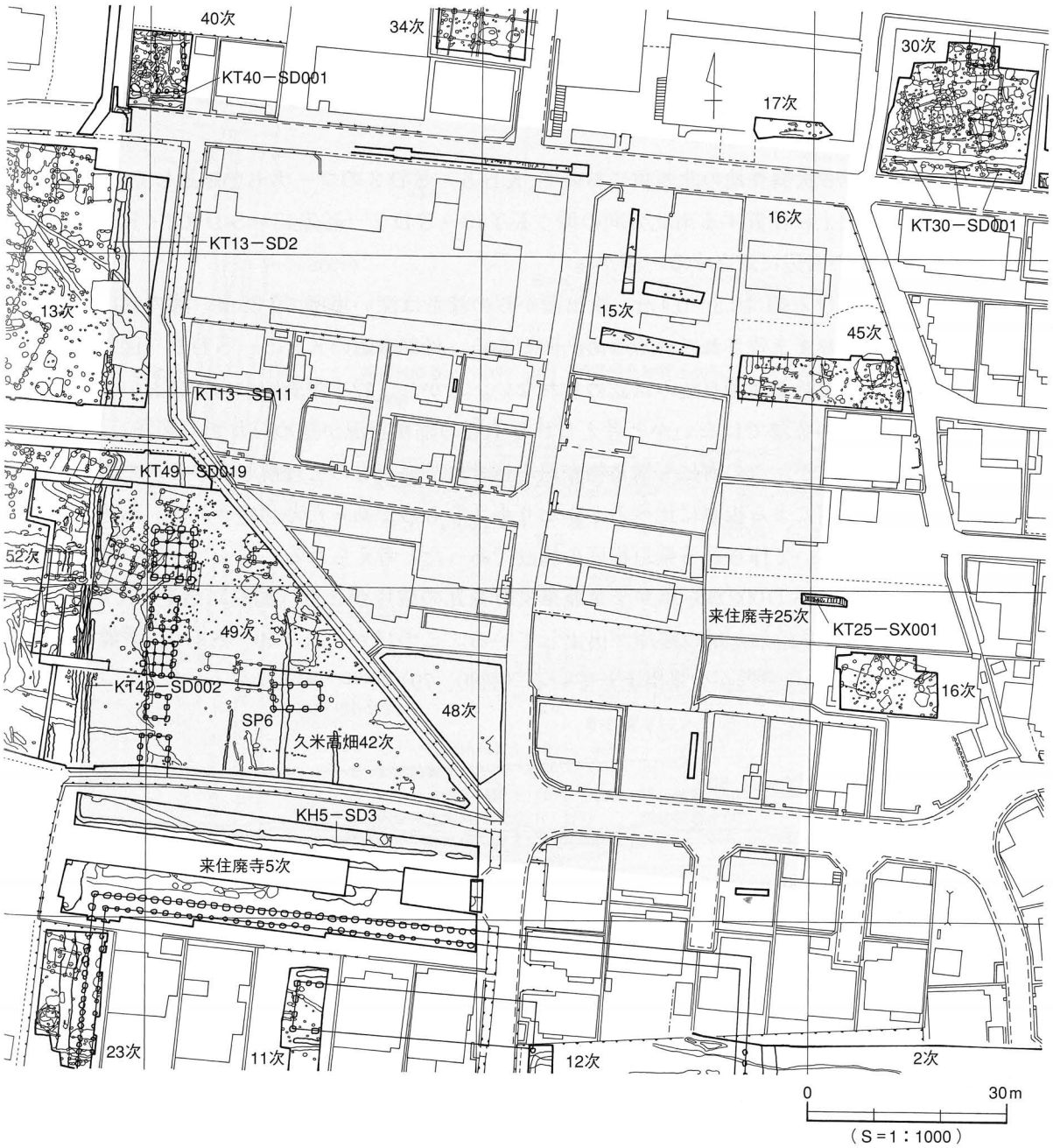

図76　回廊北方官衙の領域

③外郭施設

回廊北方官衙の外郭は、一見すると、一辺一町規模の素掘り溝によって形成されているように見える。しかし、部分的に溝の底において柱穴が検出されたり、溝の断面観察によって、抜き取り跡が確認される場合があることから、一本柱列による板塀もしくは柴垣程度の閉塞施設が埋め込まれていたと想定している。

外郭南辺　来住廃寺５次調査地北辺のＫＨ５－ＳＤ３が該当遺構である（図77）。南西角から東へ約60mにわたって、0.6～１m幅の溝が一直線に掘り込まれている。中央付近の溝底で、４基の柱穴がおよそ３m間隔で検出されたほか、同様の窪みがさらに西寄りにも４箇所認められる。このような状況から、この溝は排水を目的としたものではなく、板塀の柱を固定するために掘られたものであったと考えている。３m（10尺）間隔で３間分検出された柱穴は、用意された柱材の長さに対して、相対的に溝の深さが足りなかったため、余分に掘りさげられた部分にあたる。所定の場所に柱を立ててみて、高さに問題なければ、そのまま溝を埋め戻して根元を固定したものと考えられる。

なお、区画の南東角付近は、近世の溜め池の掘削によって失われている可能性が高い。

遺物はほとんど出土していない。

外郭西辺　来住廃寺５次調査地の北西角において、ＫＨ５－ＳＤ３のコーナーを確認している（図64）。この地点の北延長線上に位置する南北方向の溝：ＫＴ13－ＳＤ２（ＫＴ42－ＳＤ002・ＫＴ49－ＳＤ019）が、この敷地の西辺に該当する（図78）。

南寄りの42次における幅は0.3～0.4m、検出面からの深さは深い場所で0.25m。溝の底は、鉄製の工具による痕跡がそのまま残されているため凸凹である。外郭南辺のＫＨ５－ＳＤ３（図77）とは異なり、溝底に柱穴等の顕著な掘り込みは認められない。しかし、42次調査地の南壁において、何らかの物を抜き取った際の痕跡ではないかと考えられる土層の堆積状況が認められた（図78）。平面観察では識別できなかったが、この溝にも構造物が埋め込まれていたものと理解している。ただしその規模は、南辺の一本柱列による板塀に比べるとかなり小さなものであったと想定される。おそらく、雑木の小枝や細い竹を用いて作られる柴垣程度の施設であったと考えられる。

出土遺物：ＫＴ42－ＳＤ002から単弁十葉蓮華文軒丸瓦の破片が２点（図81）出土しているほか、平行するＳＤ001から平瓦と丸瓦の破片が出土している。このほか、ＫＴ49－ＳＤ019や隣接のＳＤ020から７世紀後半頃の須恵器が少量出土している（図80、79）。

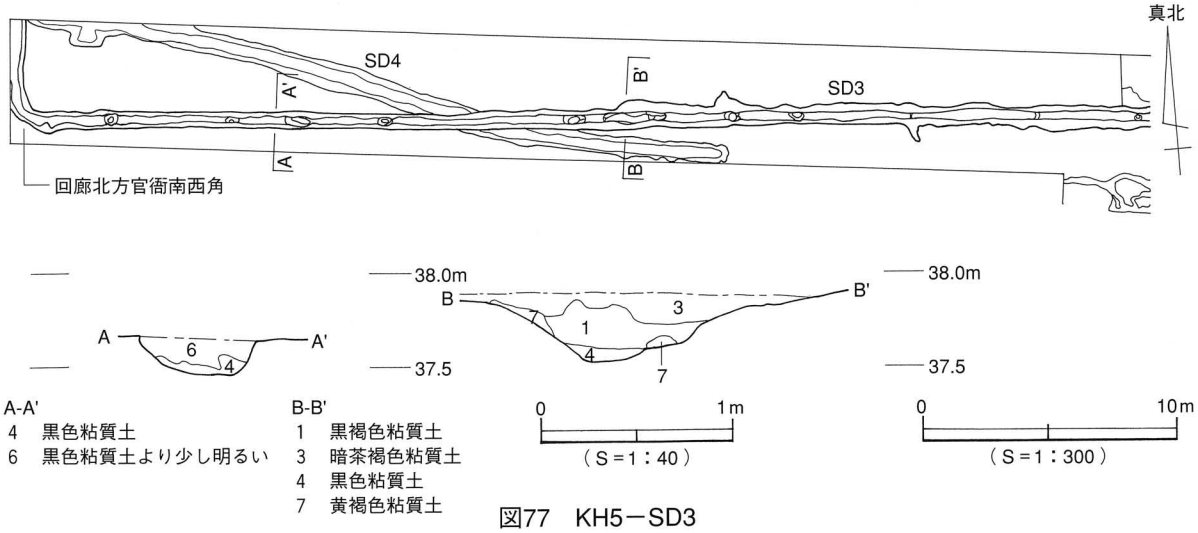

図77　KH5－SD3

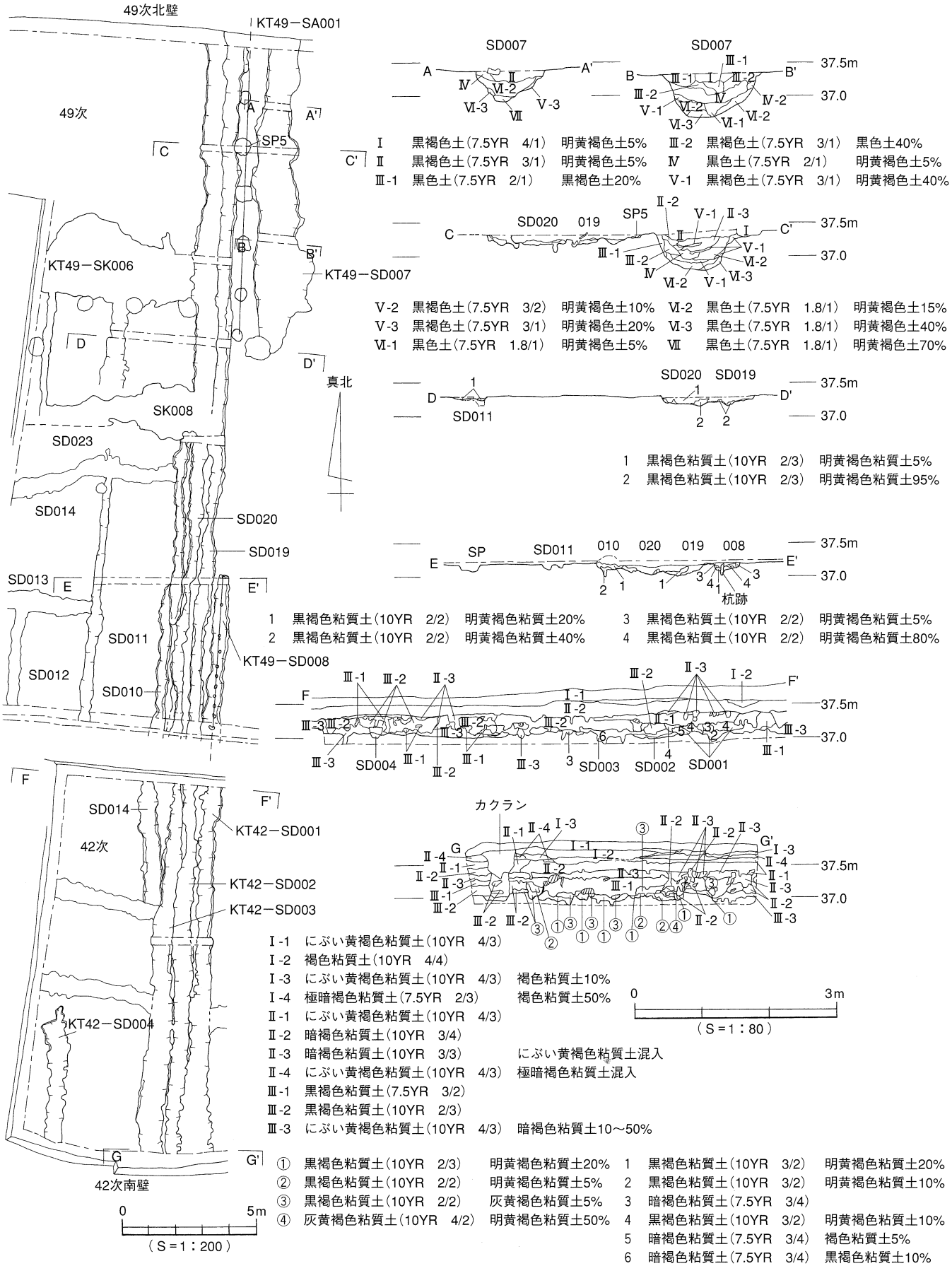

図78　回廊北方官衙西辺の区画施設

外郭東辺　東辺の中央部南寄りの位置においてトレンチ調査（来住廃寺25次、『年報11』）を実施した。その結果、幅の狭い素掘り溝２条等を確認したが、このうちＫＨ25－ＳＸ001が該当遺構である可能性を検討している。幅1.5m以上深さ20cm～30cmの溝と考えられる遺構の一部を確認したに過ぎないが、地割の計画線によく一致している（図76）。

外郭北辺　従来、現在の県道久米垣生線の真下に位置していると考えてきたが、最近の整理作業の結果、ＫＴ40－ＳＤ001（図82）が該当遺構である可能性が高まった（『年報Ｘ』）。

幅0.4～0.55m、浅く痕跡的な溝で、わずかに東西約６ｍを確認したのみである。この区画の全体規模の復元に際しては、このラインの東延長線上に位置する東隣りの区画施設の北辺であるＫＴ30－ＳＤ001とＫＴ37－ＳＡ001とを結んで方向角を決定している（図76）。

出土遺物：年代推定の参考となる須恵器が少量出土している（図83）。坏蓋はいずれも天井部を欠く。７世紀後葉を上限とし、おそらく８世紀代のものと考えられる。なお、この溝の北辺に重複する形で新しい溝が掘り込まれている（ＫＴ40－ＳＤ002、図82）が、ここからも、図84に示すように、ＳＤ001出土遺物と時期的に近接した特徴を示す遺物が少量出土している。

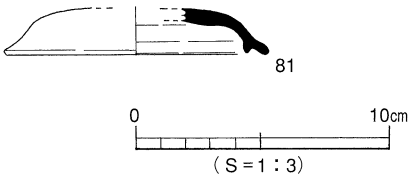

図79　KT49－SD020出土遺物

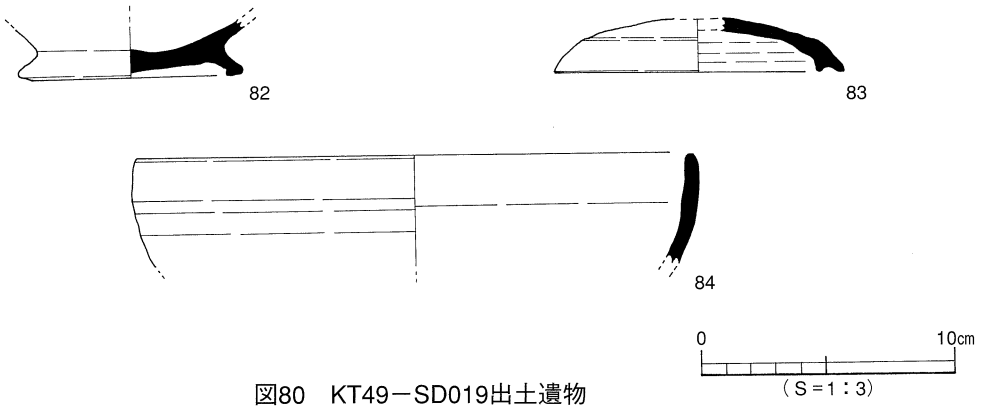

図80　KT49－SD019出土遺物

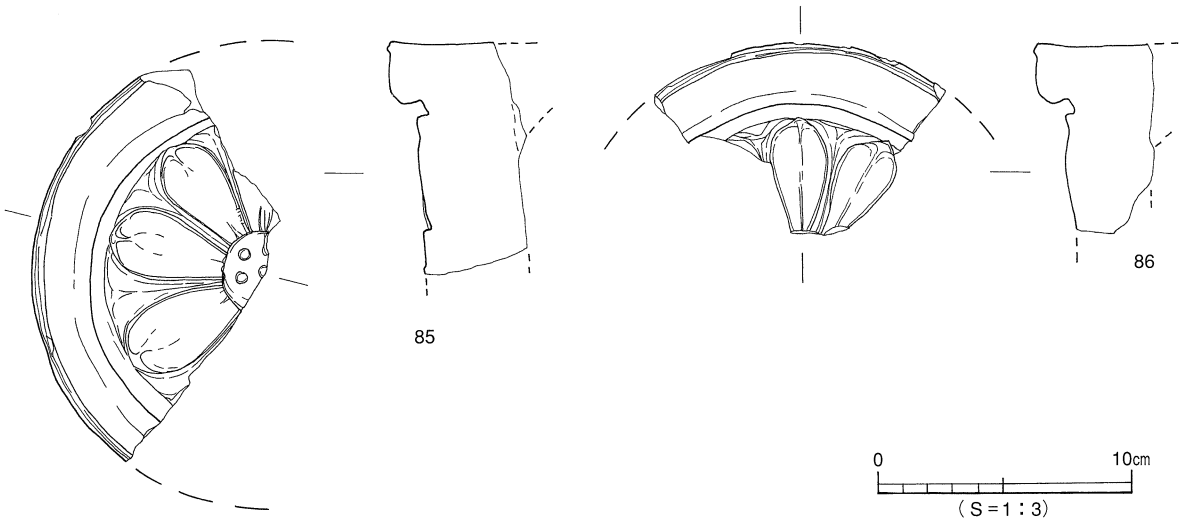

図81　KT42－SD002出土遺物

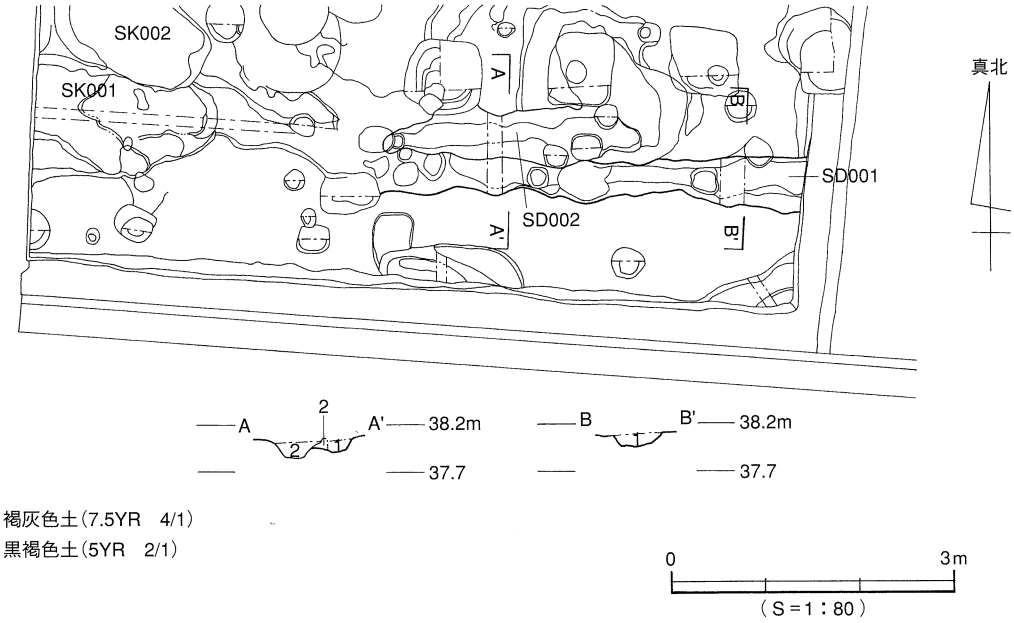

図82　KT40－SD001・002

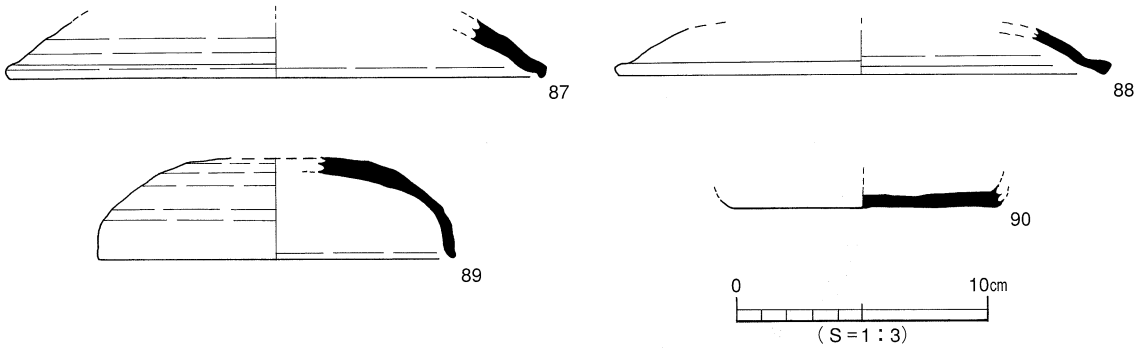

図83　KT40－SD001出土遺物

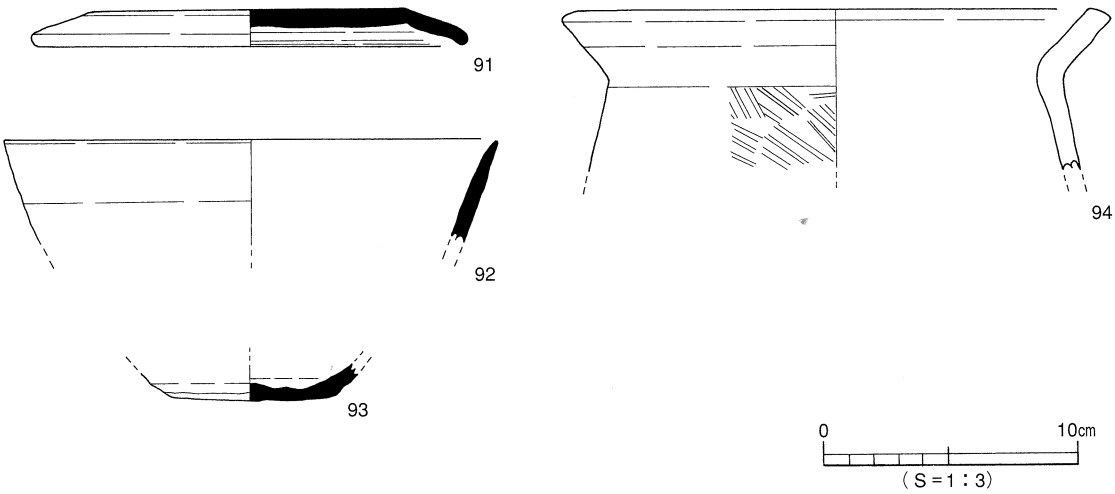

図84　KT40－SD002出土遺物

④内部施設

ＫＴ49ー掘立001［図86］　回廊北方官衙の西辺沿いに建ち並ぶ５棟の掘立柱建物のうち、最も北に位置する建物である（図85）。桁行４間（7.26m）、梁行３間（5.86m）、軸線の方位はＮ－３°－Ｅ。総床束柱構造の南北棟である。側柱の柱穴に比べて束柱の柱穴の規模が小さいことから、多少床を上げた程度の、収納を目的とした建物であると想定されている。５棟の建物群の中では最も大きな建物である。

一部重複する位置に建つ先行建物のＫＴ49－掘立006（図91）とは異なり、梁行は等間である。

柱はすべて抜き取られている。すべての柱穴において抜き取り跡が確認された。柱の抜き取り跡の平面形状は長円形ないし隅丸長方形で、その一部は、柱穴本体の掘りかたの範囲を超えて掘り込まれている。当遺跡群においてこの種の抜き取り跡が観察されるのは、一部の大型建物に限定される特徴である。

なお、桁行の西側柱列の柱穴２基が、布掘り状に掘られている。

出土遺物：柱の抜き取り跡から、少量ではあるが単弁十葉蓮華文軒丸瓦に伴う平瓦片が出土している。

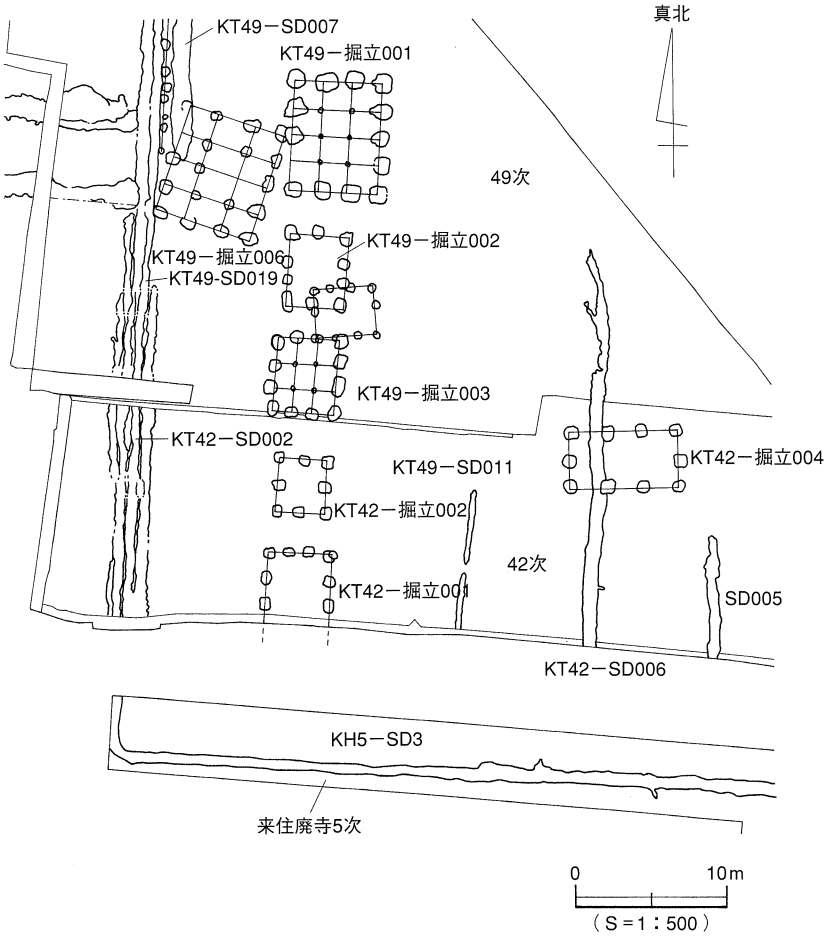

図85　回廊北方官衙南西部の関連施設

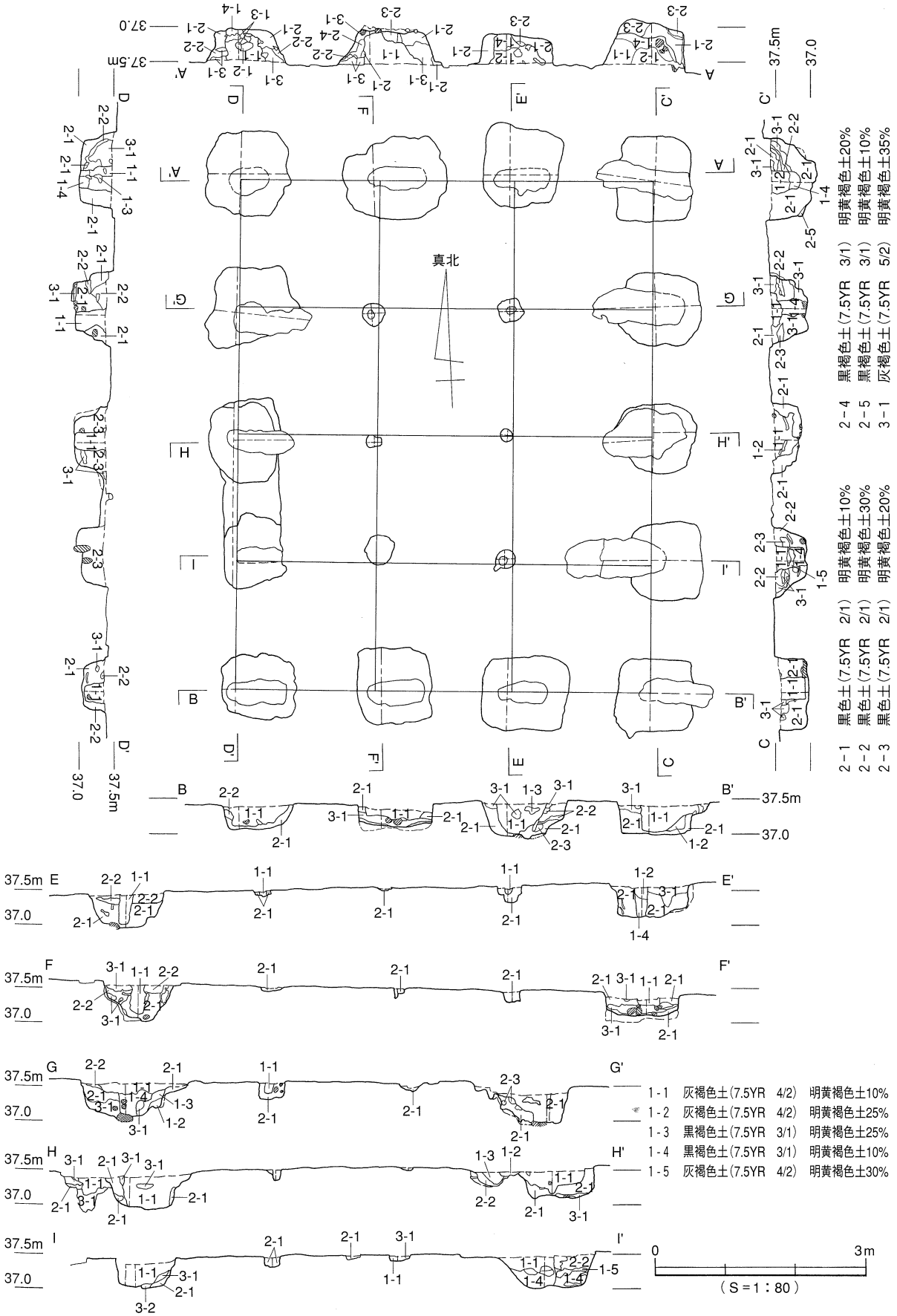

図86　KT49－掘立001

ＫＴ49ー掘立002［図87］　５棟の建物のうち、北から２番目の建物（図85）。桁行３間（4.82m）、梁行２間（3.83m）、軸線の方位はＮ－４°－Ｅの南北棟である。南に位置する掘立003と同様、柱穴の一部には、当初掘られた場所が不都合であったためか、少し位置をずらして掘り直しが行なわれているため、長方形に間延びして見えるものもある。柱の位置が掘りかたの端に寄っているものが多い。束柱の痕跡は確認されていないが、総床束柱構造である可能性も残されている。他の建物と同様、収納を目的とした建物であると考えられている。

ＫＴ42ー掘立003（ＫＴ49ー掘立003）［図88］　５棟のうち、中央に位置する総床束柱構造の建物（図85）。桁行３間（4.90m）、梁行３間（4.05m）、建物の主軸の方位はＮ－５°－Ｅの南北棟である。柱穴が重複しているように見える箇所があるが、これは柱穴の位置を修正したものであって、建て直しに伴うものではない。南側柱列の柱穴４基の一部が、1999年の久米高畑42次調査の際に、北壁断面において検出されていたもので、建物全体の調査は翌年の49次調査時に実施している 。西側柱の柱筋が、最も北のＫＴ49－掘立001と南のＫＴ42－掘立001の２棟とほぼ一致する。

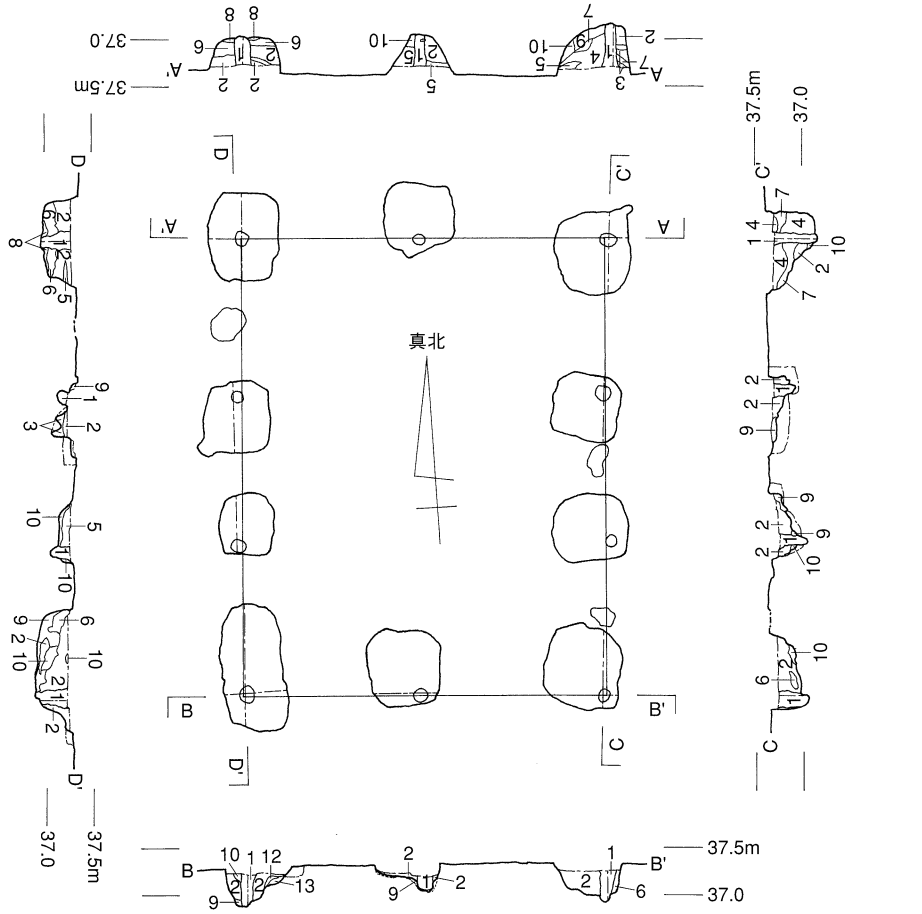

1	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山10%		7	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山30%	
1'	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山30%		8	黒色土(7.5YR 8/1)	地山10%	
2	黒色土(7.5YR 2/1)	地山10%		9	褐灰色土(7.5YR 6/1)	地山70%	
3	黒色土(7.5YR 2/1)	地山30%		10	黒色土(7.5YR 2/1)		
4	黒色土(7.5YR 2/1)	地山20%		11	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山60%	
5	黒色土(7.5YR 2/1)	地山20%		12	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山30%	
6	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山50%		13	黒色土(7.5YR 2/1)	地山15%	

図87　KT49ー掘立002

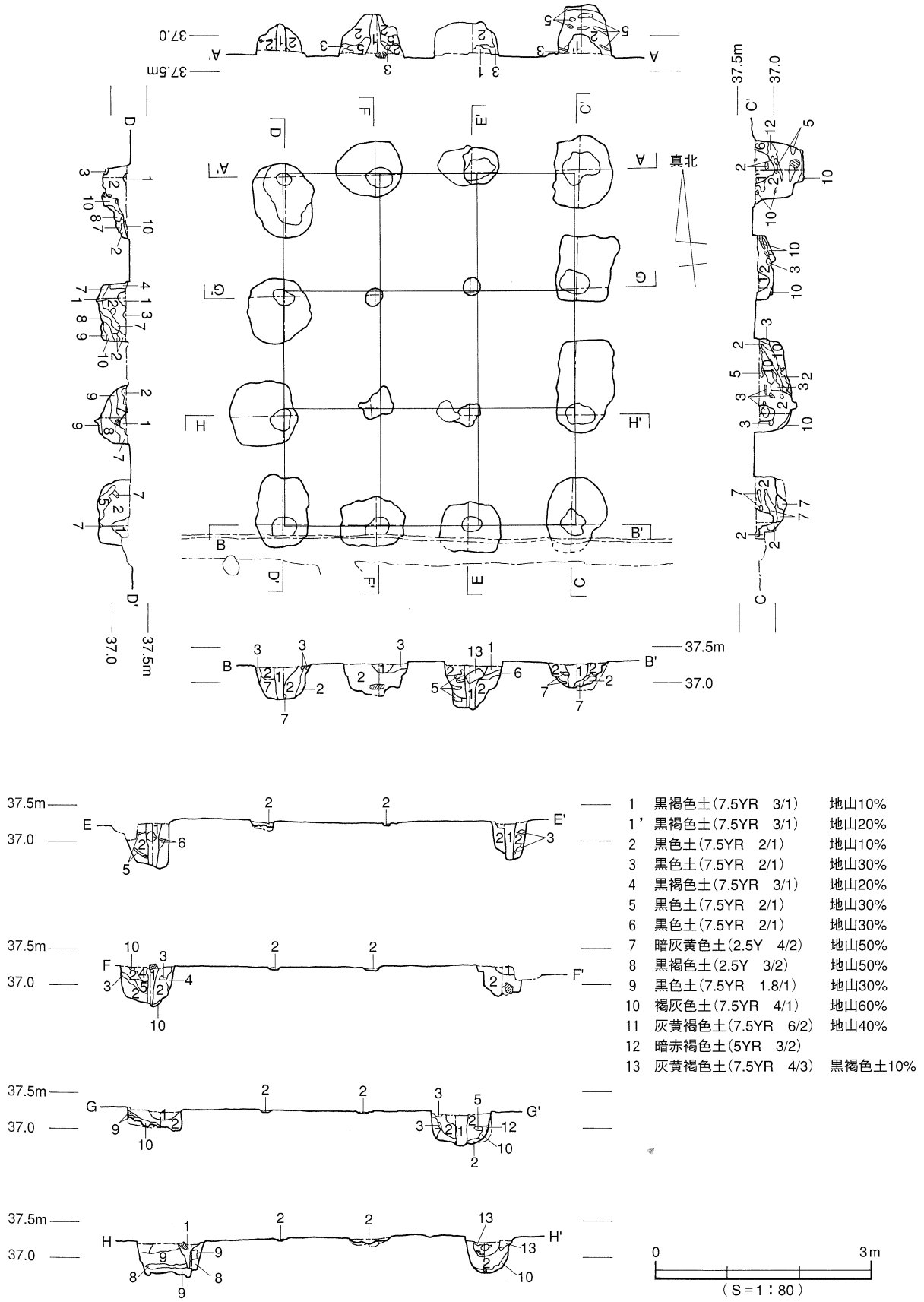

図88 KT49－掘立003

ＫＴ42－掘立002［図89］　５棟の建物群のうち、南から２棟目の建物（図85）。桁行２間（3.54m）、梁行２間（3.25m）、軸線の方位はＮ－４°－Ｅ。桁行に対して、梁行の長さを１尺短く設定された南北棟の建物である。検出時に建物の中央において、束柱の痕跡である可能性も考えられる浅い小穴の痕跡を確認していることから、床束を伴う建物であった可能性も想定されている。西側柱の柱筋は、ＫＴ49－掘立002とほぼ一致している。他の３棟の柱筋と比較すると、僅かに東へずれた位置に設定されている。

ＫＴ42－掘立001［図90］　５棟の建物群のうち最も南の建物（図85）。桁行２間分（3.47m）、梁行３間（4.26m）、軸線の方位はＮ－3.5°－Ｅ。桁行を３間で復元すると、南北5.21mの南北棟になる。西側柱筋は、ＫＴ49－掘立001、ＫＴ42－掘立003（ＫＴ49－掘立003）と対応する。細い柱の痕跡が検出される箇所と抜き取り跡が認められる柱穴が混在している。床束の柱穴は確認されていない。

その他の建物　この他の回廊北方官衙区画内部に位置する掘立柱建物の多くは、官衙施設の出現直前を含む古墳時代後期に所属する可能性が高いと考えている。なお、ＫＴ42－掘立004（図36）については、この区画内に位置するが、来住廃寺併行期の建物である可能性が高いと想定している。

ＫＴ49－掘立006　５棟の建物群のうち、もっとも北に位置するＫＴ49－掘立001（図86）と重複する建物。掘立001に先行する。厳密には、回廊北方官衙に所属する建物ではない。

桁行４間（7.22m）、梁行３間（6.27m）、方位Ｎ－18.5°－Ｅ。総床束柱構造で、柱はすべて抜き取られている。ＫＴ49－掘立001と規模や形状が似ているが、梁行３間については等間にならず、中央

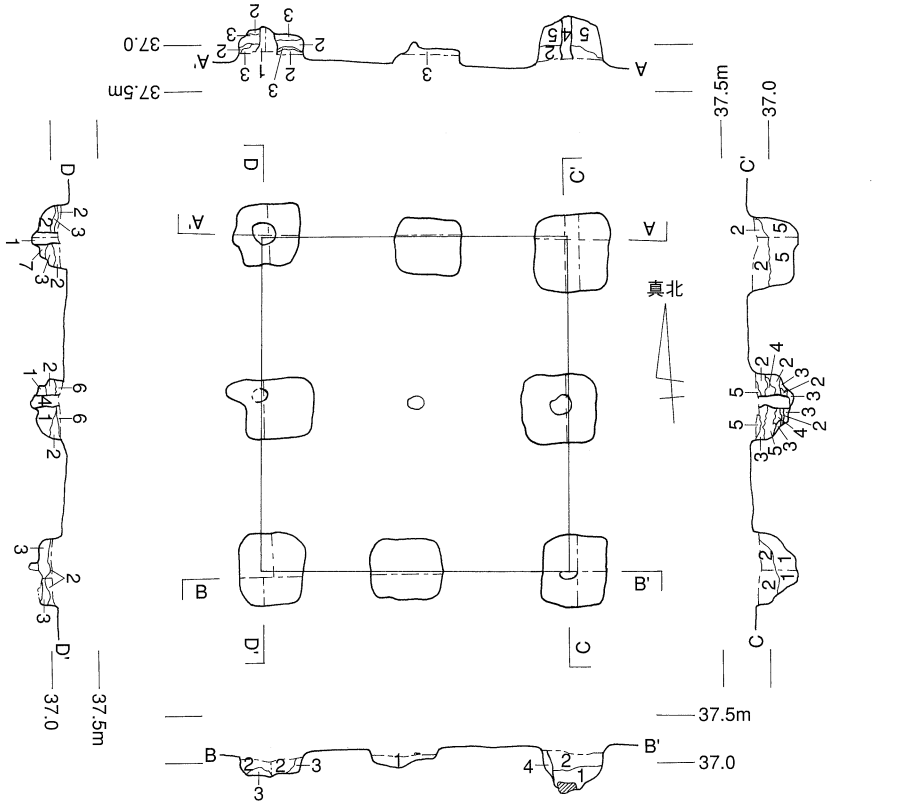

1　黒褐色粘質土（7.5YR　3/2）
2　黒褐色粘質土（7.5YR　3/2）　地山5%
3　黒褐色粘質土（7.5YR　3/2）　地山20%
4　黒褐色粘質土（7.5YR　3/2）　地山10%
5　黒褐色粘質土（7.5YR　3/2）　地山少量
6　黒褐色粘質土（7.5YR　3/2）　地山80%
7　黒褐色粘質土（7.5YR　3/2）　暗褐色粘質土50%

図89　KT42－掘立002

の柱間が広く設定されている。これと同様の構造の建物として、ＫＴ52－掘立003（図97）があげられるが、全体規模、方位ともに似通っていることから、ともに回廊北方官衙成立以前の同一時期の施設であろうと推測している。

ＫＴ49－掘立004（『年報13』）：桁行３間（4.05m）×梁行２間？（3.18m）　Ｎ－92°－Ｗ

ＫＴ49－掘立005（同上）：桁行３間（5.80m）×梁行３間（約５ｍ）　Ｎ－94.5°－Ｅ

ＫＴ49－掘立008（同上）：桁行３間（5.56m）×梁行２間（3.85m）　Ｎ－93°－Ｅ

ＫＴ42－ＳＤ006［図92］　回廊北方官衙の外郭西辺溝であるＫＴ42－ＳＤ002（ＫＴ13－ＳＤ２・ＫＴ49－ＳＤ019）から東へ約30ｍ離れて平行に位置する南北溝。幅約１ｍ、Ｎ－2.5°－Ｅ。ＫＴ42－掘立004に先行する。５棟の建物群を配置するために設定された区画溝であると考えられている。外郭西辺から東へ100尺の距離を、ＫＴ49－掘立001に代表される収納のための建物群を設置する空間として仕切ったものと理解している（図９）。単なる溝として掘られたものではなく、遮蔽構造物を埋めて固定するための溝であると考えているが、平面、断面ともにその痕跡は確認されていない。瓦片は出土していない。

ＫＴ42－ＳＤ005［図92］　ＫＴ42－ＳＤ006から東へ約８ｍ離れて、平行に掘られた溝。幅約0.6ｍ、Ｎ－1.5°－Ｗ。ＳＤ006と同様、回廊北方官衙内部を仕切る溝であると考えられるが詳細は不明。久米高畑42次調査地内でのみ検出されている。

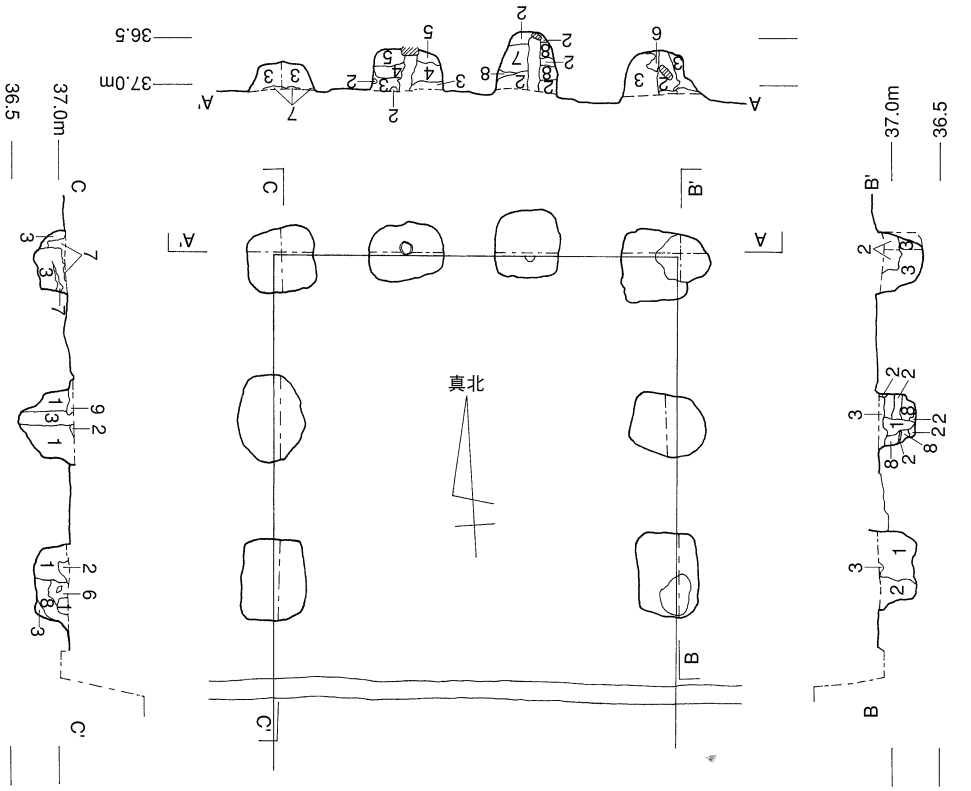

1　黒褐色粘質土（10YR　2/2）
2　にぶい黄褐色粘質土（10YR　2/2）　地山20%
3　黒褐色粘質土（5YR　3/1）　地山5%
4　にぶい黄褐色粘質土（10YR　5/3）　地山90%
5　黒褐色粘質土（5YR　3/1）　地山90%
6　にぶい黄褐色粘質土（5YR　3/1）　地山20%
7　黒褐色粘質土（5YR　3/1）　黄色粘質土50%
8　暗褐色粘質土（10YR　3/4）　地山5%
9　黒褐色粘質土（5YR　3/1）　地山含む

図90　KT42－掘立001

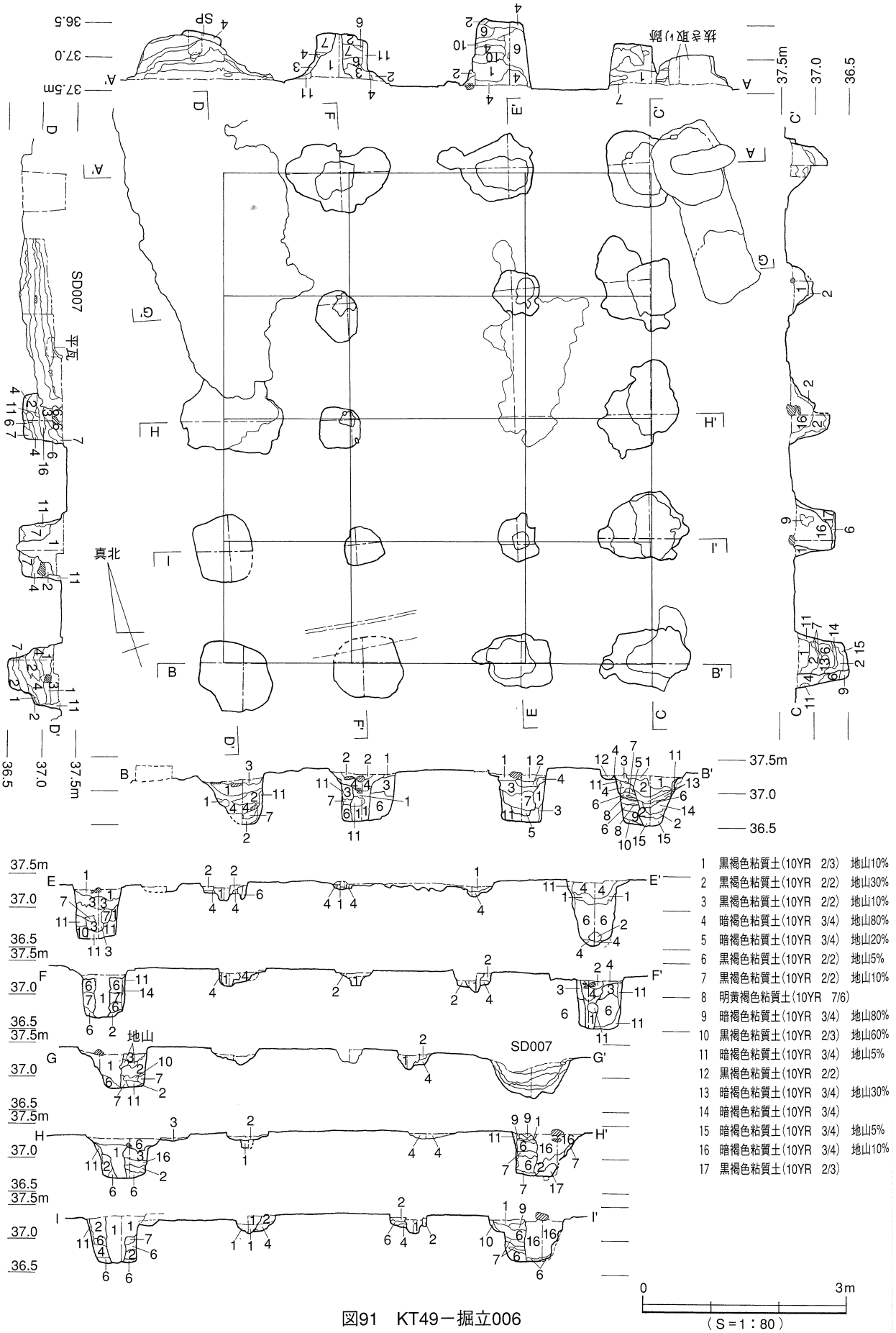

図91 KT49－掘立006

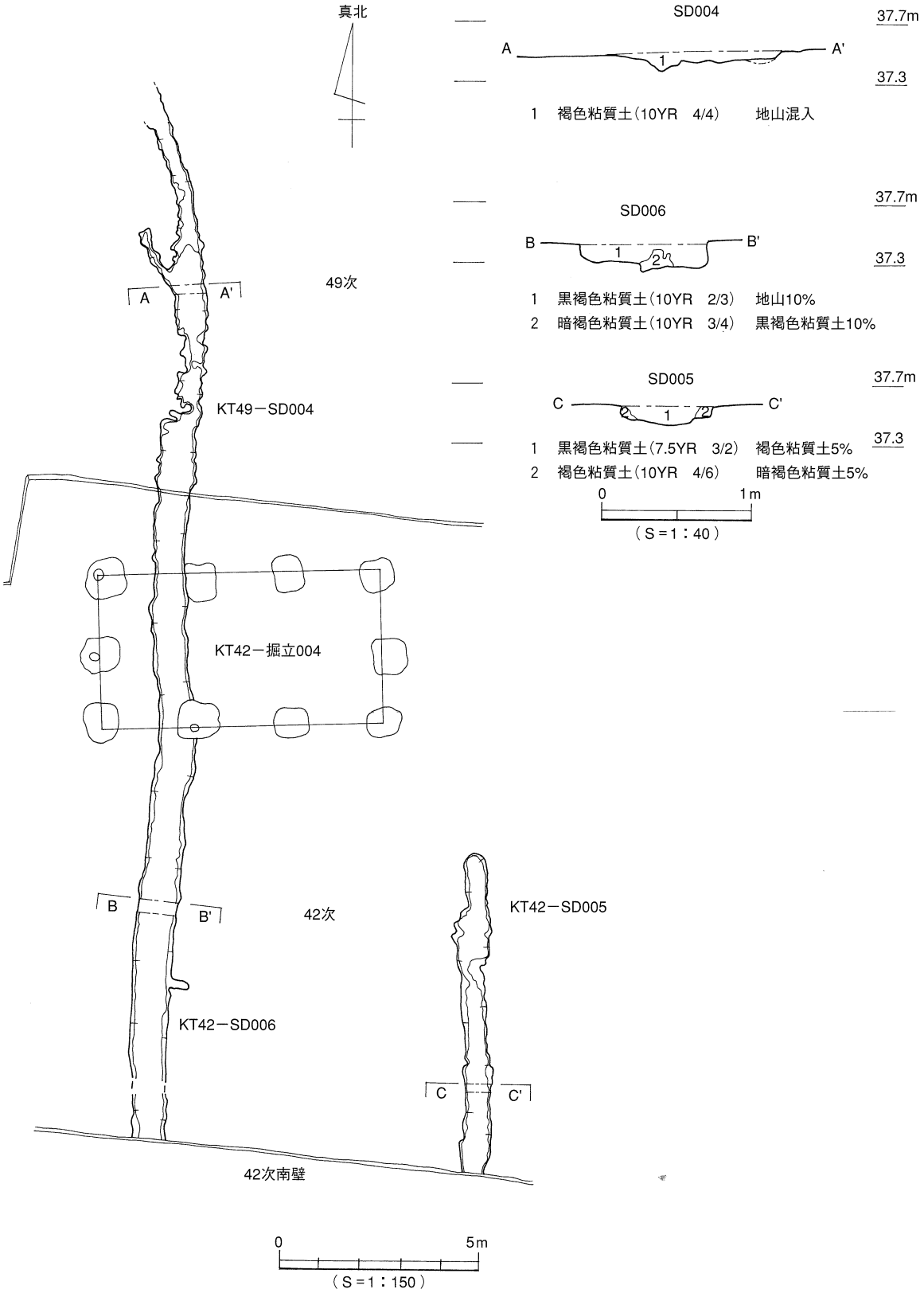

図92　KT42−SD005・006

4．南部のその他の施設

①回廊北方官衙西方

1997年の久米高畑31次調査の際に、Ⅱ期正倉院南面を東西に抜ける道路の南側溝が、調査地の北東角において南へ直角に屈曲する状況が確認されたことから、間接的ではあるが、回廊北方官衙の西にも方一町規模の区画地が存在するのではないかと予想されてきた（『年報Ⅸ』）。その後、この区域のほぼ中央部において、下水道建設に伴う調査（H11－172）によって、大型建物の一部が検出されたことに加えて（『年報12』）、久米高畑42次、同49次にて検出された区画溝ＫＴ42－ＳＤ004（ＫＴ49－ＳＤ011）の存在から、官衙施設の存在が確定的となった。

外郭東辺　ＫＴ42－ＳＤ004（ＫＴ49－ＳＤ011）が区画の東辺に該当する（図78）。南部における幅約0.7m、北部では0.3mの小規模な溝である。浅いため、49次北部から13次調査地内では検出されていない（図93）。方位はＮ－4.5°－Ｅ。

図93　回廊北方官衙の西方

外郭西辺　想定される場所では調査が行なわれていないため、遺構の有無の確認はなされていない。

外郭南辺　南辺の存在が予想される久米高畑３次調査地では、該当遺構は検出されていない。

外郭北辺　2002年に調査された久米高畑54次調査地の南東角付近を東西に通るものと想定されていたが、この場所は著しく削平を受けており、確認には至らなかった。ただし、予想位置において、８世紀代の区画溝（ＫＴ54－ＳＤ002、区画Ｂの南辺、ｐ.241）を検出したことから、本来、７世紀代の区画施設も存在したものと考えている。

Ｈ11－172（Ｃ地点）検出の掘立柱建物［図94］　下水道建設に際して行なった調査で検出された建物。幅0.8mのトレンチによって５基の柱穴を確認している（『年報12』）。桁行４間（10.3m）、梁行不明。Ｎ－97°－Ｅの東西棟。柱はすべて抜き取られている。予想される方一町の敷地の中央近くに位置する大型の東西棟であることから、Ⅱ期以降の関連建物である可能性が高いと考えている。

ＫＴ52－掘立001［図95］　桁行３間（3.62m）、梁行２間（3.27m）、Ｎ－２°－Ｅの南北棟（図98）。小規模な床束柱の柱穴２基を伴うことから、東約30mに位置する回廊北方官衙の建物群と同様、収納のための施設であると考えられる。桁行西側柱列は４基の柱穴で３間の構造であるのに対して、東側柱列は２間の設定になっている。中央の束柱２基の位置も、西側柱列の柱痕跡と正位置では対応していない。柱は抜き取られていない。ＫＴ52－掘立002と同じく、柱痕跡の土の中に焼土のようなオレンジ色の土が多く認められた。これが火災による焼失を意味するのかどうか判らないが、その可能性も有る。

ＫＴ52－掘立002［図96］　桁行４間（5.17m）、梁行２間（3.75m）、Ｎ－99°－Ｗの東西棟（図98）。方形の柱穴で構成されることなどから、掘立001と同様、官衙の関連建物であると考えられる。梁行は２間分の距離がとられているが、妻柱は検出されなかった。柱は抜き取られていない。柱痕跡には、掘立001と同様、焼土に似たオレンジ色の土の粒が含まれており、火災によって廃絶した可能性も考えられる。柱穴埋土の土色は、周辺の官衙施設のものと比較すると若干黒い。方位に関しても、付近の関連建物に比べて10度以上西に振っていることから、官衙の地割が成立する以前の建物であるのかもしれない。

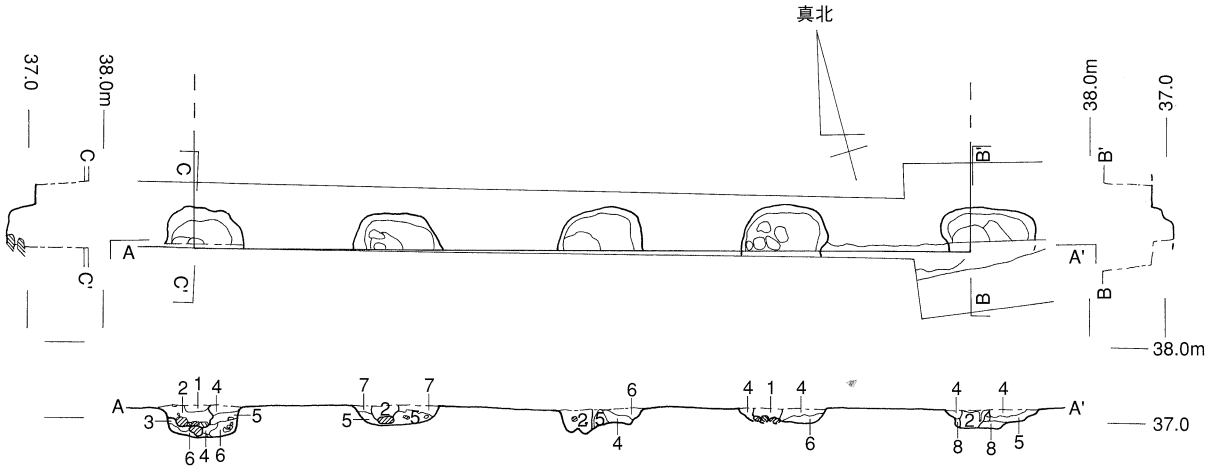

1　極暗褐色粘質土（7.5YR　2/3）
2　極暗褐色粘質土（7.5YR　2/3）　明褐色粘質土20%
3　黒色粘質土（10YR　2/1）
4　黒褐色粘質土（10YR　3/2）　明褐色粘質土
5　明褐色粘質土（10YR　6/6）　黒褐色粘質土40%
6　黒褐色粘質土（10YR　3/2）　黒褐色粘質土少量
7　黒褐色粘質土（10YR　3/2）　褐色粘質土50%
8　明褐色粘質土（10YR　3/2）　黒褐色粘質土10%

図94　Ｈ11－172掘立柱建物

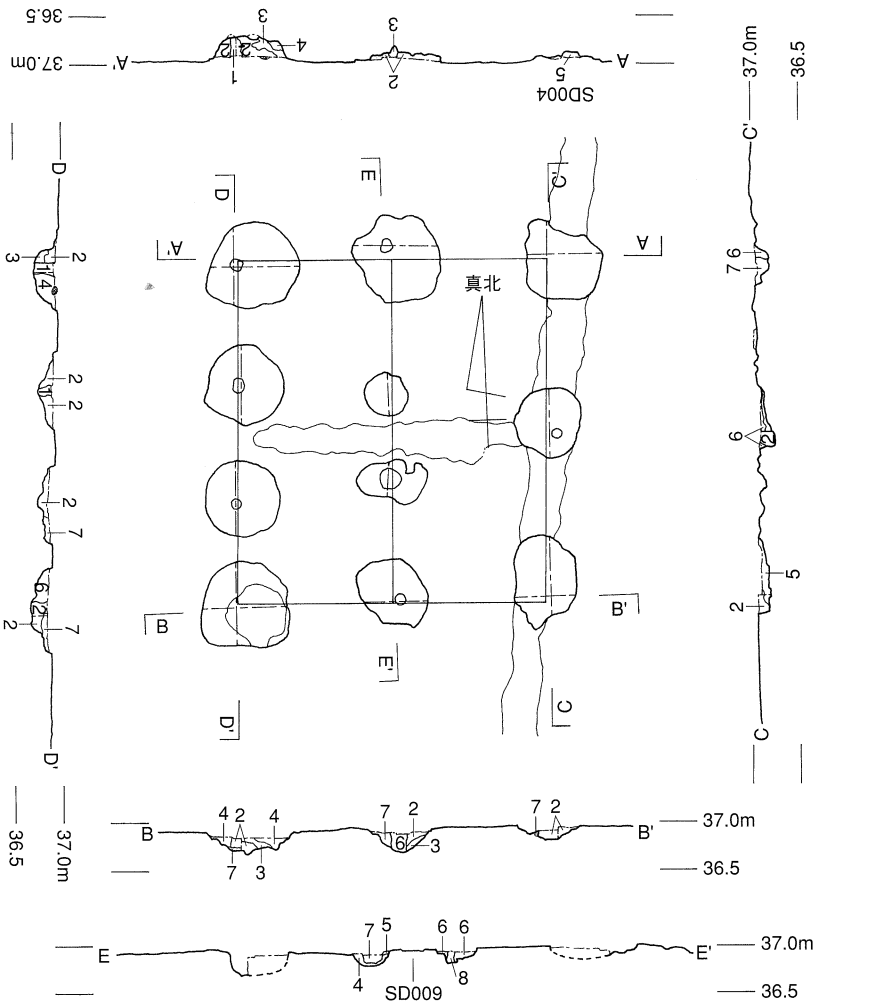

1　褐灰色土(7.5YR　4/1)　灰白色土少量
2　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山少量
3　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山30%
4　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山1%
5　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山10%
6　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山5%
7　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山30%
8　褐灰色土(7.5YR　4/2)　地山1%

図95　KT52－掘立001

その他の建物　この他の回廊北方官衙西方に位置する建物のうち、以下の掘立柱建物については、官衙施設の出現直前の時期を含む古墳時代後期に属する可能性が高い（図98）。

ＫＴ52－掘立003［図97］　桁行４間（7.20m）、梁行３間（6.34m）、Ｎ－27°－Ｅの南北棟である。小規模な床束柱の柱穴が確認されていることから、ＫＴ49－掘立006（図91）と同様、総床束柱構造の建物である。建物規模が近似するだけでなく、梁行中央の柱間が広いことも、ＫＴ49－掘立006と共通である。方位が周辺の官衙施設と異なることから、地割施行以前の建物であると考えられる。

北側柱列のＳＰ２から、７世紀前葉頃の須恵器の坏蓋の破片が出土している。

ＫＴ52－掘立005：桁行４間（6.75m）×梁行３間（4.70m）　Ｎ－101.5°－Ｗ

ＫＴ52－掘立007：桁行６間（6.77m）×梁行３間（3.85m）　Ｎ－124.5°－Ｅ

ＫＴ52－掘立008：桁行２間分（約4.3m）×梁行３間（6.37m）　Ｎ－11.5°－Ｗ

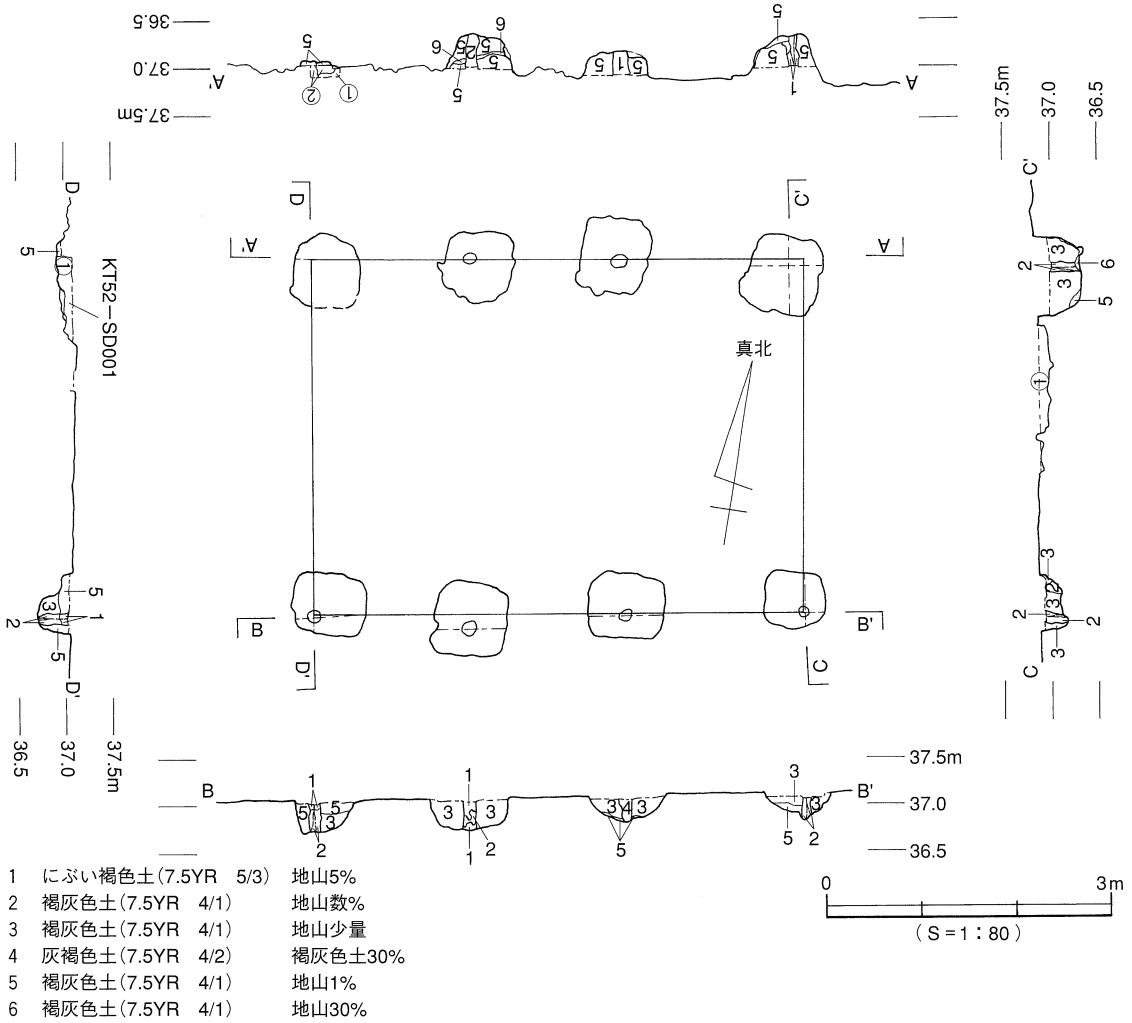

図96　KT52－掘立002

区画内の溝　久米高畑52次調査地（図98）では、南北の溝を主体とする区画地内部の溝が多数確認されている。このうち西から順に、ＫＴ52－ＳＤ003、004、005、015の４条の溝は、幅0.4～0.6mほどの直線に掘られた溝で、いずれも浅い。この区画地の外郭東辺の溝であるＫＴ42－ＳＤ004（ＫＴ49－ＳＤ011）から約５m間隔で配置されている。いずれも区画地内部を仕切る目的で掘られた溝であると考えられるが、４条が同時に存在したのではなく、時間差があるのかもしれない。このうちＫＴ52－ＳＤ004は掘立001の柱穴と重複しているが、ＳＤ004が後出することからも、内部施設の間にも時間差が存在することを説明可能である。

このほか、東西方向の溝ＳＤ007、009、010なども、同様の考え方の溝であると考えられるが、なぜ、この場所にこれだけ多くの溝が掘られているのか不明である。

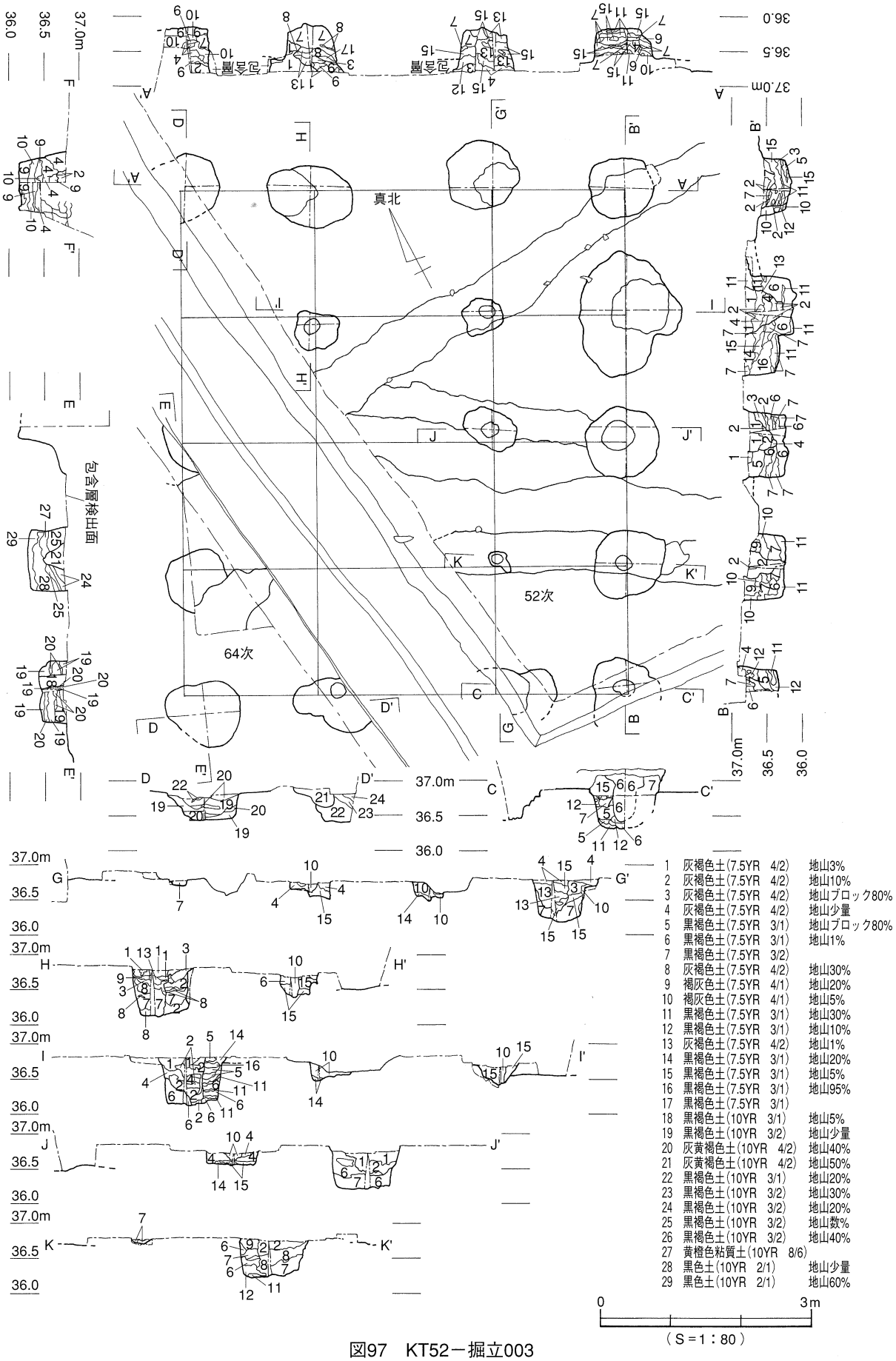

図97 KT52－掘立003

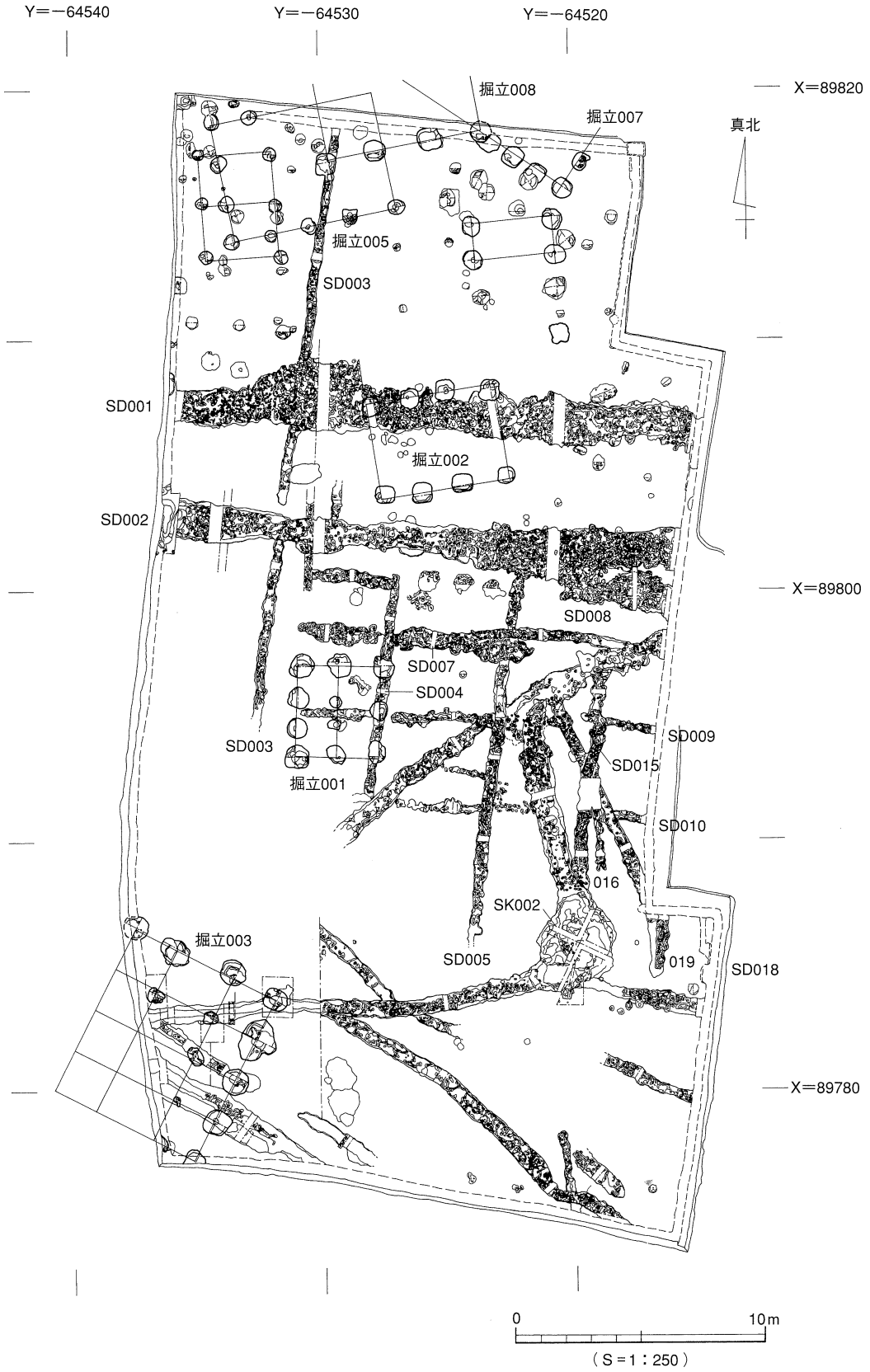
Y=−64540
Y=−64530
Y=−64520
X=89820
X=89800
X=89780
真北
掘立008
掘立007
掘立005
SD003
SD001
掘立002
SD002
SD008
SD007
SD004
SD003
掘立001
SD009
SD015
SD010
016
SK002
掘立003
SD005
019
SD018
0
10m
（S＝1：250）

図98　久米高畑52次

②回廊北方官衙東方

内部施設としての建物等は確認されていないが、区画地の存在を示す若干の遺構が検出されている。

外郭北辺　回廊北方官衙北辺の東延長線上に位置するＫＴ30－ＳＤ１とＫＴ37－ＳＡ１（図100）が、この区画地の北辺にあたると考えている。従来、この位置は、北の区画地の南辺であると想定してきたが、現時点では道路幅を挟んだ南側の区画地の北辺と理解している。

ＫＴ30－ＳＤ１［図101］　幅0.35～0.5m、深さ数cm程度の非常に痕跡的な溝である。途切れ途切れに東西約20mにわたって検出されている。ＫＴ37－ＳＡ１の西延長線上に位置することから、柴垣程度の簡単な遮蔽構造物を設置するために掘られた溝であると考えている。

ＫＴ37－ＳＡ１［図101］　ＫＴ30－ＳＤ１の東延長線上に位置する一本柱列である。東西７間（14.6m）分を確認した（『年報Ｘ』）。西隣りの30次調査地付近では柴垣であった構造物が、若干立派な一本柱塀として東へ続く状況を想定している。

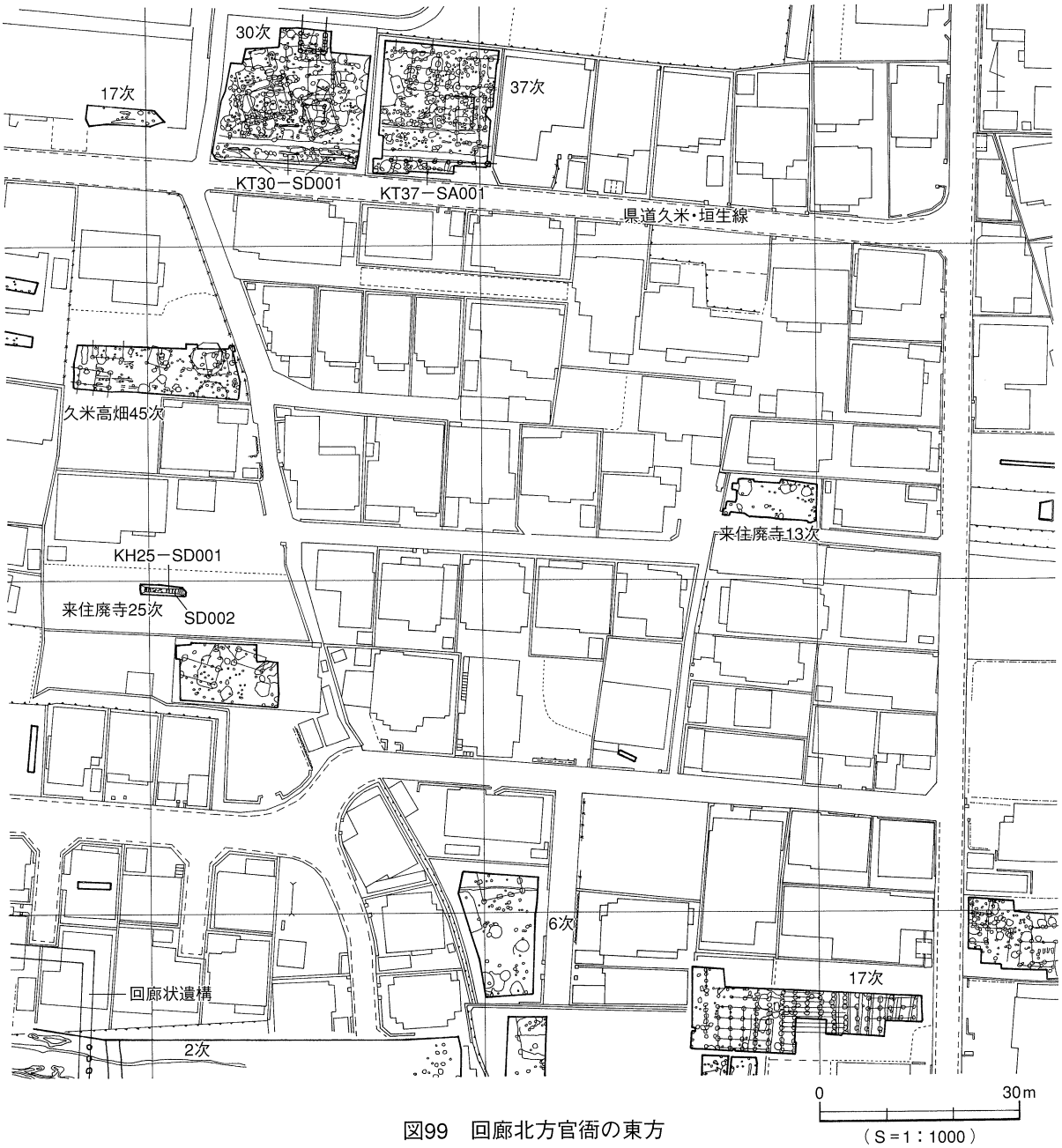

図99　回廊北方官衙の東方

図100　久米高畑30次・37次

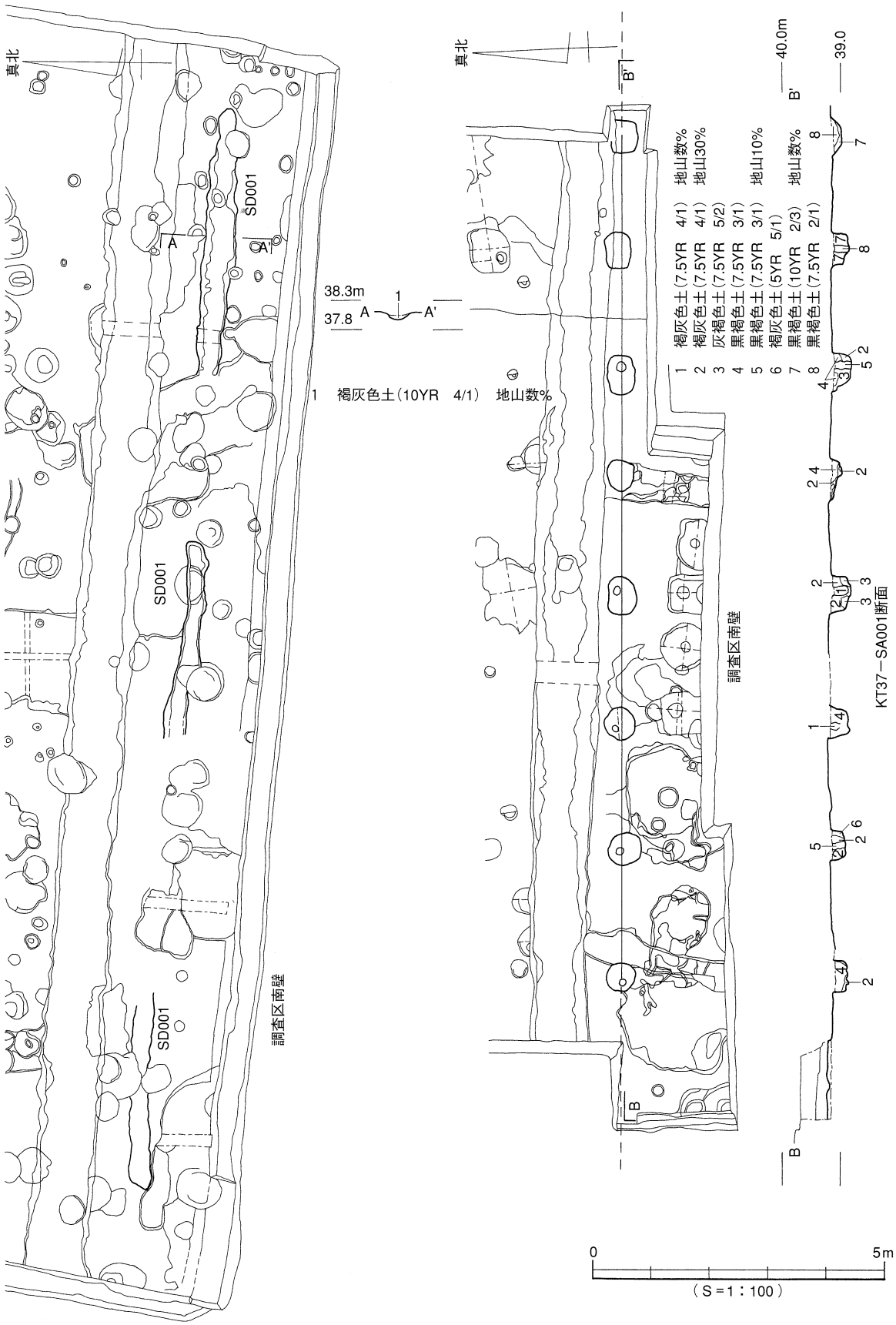

図101　KT30－SD001・KT37－SA001

外郭西辺　西辺については、来住廃寺25次（図99）検出のＫＨ25－ＳＤ001が候補としてあげられるが、断片的な調査であるので、詳細は不明である（『年報11』）。

外郭東辺　区画の東辺は、「回廊状遺構」の東側区画地（推定）と同様、「回廊」の東辺から東へ約１町に位置する現況の南北道路西辺付近（図99）を想定しているが、とらえられていない。

外郭南辺　南辺についても明確な手掛かりは得られていない。

④「回廊状遺構」東方

来住廃寺２次調査の際に検出されているＫＨ２－ＳＤ34が、区画地西辺の溝である可能性が考えられる。ただし、回廊北方官衙の東側区域と同様、区画地東辺や北辺、南辺の実態は知られていない。また、内部施設も明らかでない。

ＫＨ２－ＳＤ34［図47］　「回廊状遺構」の東側区画溝ＫＨ２－ＳＤ33（図47）の東約３ｍに平行に掘られた南北溝。「回廊状遺構」の東に方一町の区画地を想定する場合、この溝が区画西辺の候補としてあげられる。ＳＤ33が別の溝と合流する箇所（２次調査地南東部、図47）の東で途切れることから、「回廊状遺構」の外郭施設と密接な関係にあることを想定可能である。これまでは特に注意を払われてこなかったが、今後は、官衙に伴う区画溝である可能性を検討したい。

⑤「回廊状遺構」西方

「回廊状遺構」の西に方一町規模の官衙施設が存在することを示す明確な証拠は得られていない。ただし、ＫＴ36－掘立007のような大型の建物が位置することなどから、官衙施設が立地していた可能性も残されている。

ＫＴ36－掘立007［図103］　桁行５間（10.30m）、梁行２間（4.75m）、Ｎ－12°－Ｅの南北棟である。柱穴は円形。柱穴の底に、柱の高さ調節のための根石が置かれた箇所がある。特徴的な点は、東側柱列から東に約1.3mのところに、幅0.4mほどの溝（ＫＴ36－ＳＤ003）を伴っていることである。深さ0.3mの溝の断面観察からは認められていないが、木製基壇前面の板材を埋めて固定するための溝である可能性を想定している。建物の桁行の長さと対応すること、排水を考えた掘りかたになっていないことなどが想定する主な理由である。

その他の建物　久米高畑36次（図103、『年報Ｘ』）にて検出された以下の建物について、官衙の関連施設である可能性も存在する。ただし、いずれも規模が小さく、柱穴が円形であることなどから、古墳時代後期の一般集落を構成する建物との区別が困難なため、官衙関連施設として認定できない状況におかれている。周辺における調査の進展状況次第では、今後、注意をはらう必要がある区域である。

ＫＴ36－掘立001：桁行３間（5.06m）×梁行２間（4.42m）　Ｎ－91°－Ｅの東西棟。
ＫＴ36－掘立002：桁行３間（6.47m）×梁行３間（4.46m）　Ｎ－４°－Ｅの南北棟。
ＫＴ36－掘立003：桁行４間（7.94m）×梁行３間（5.32m）　Ｎ－93.5°－Ｅの東西棟。
ＫＴ36－掘立004：桁行３間（4.97m）×梁行２間（3.82m）　Ｎ－3.5°－Ｗの南北棟。
ＫＴ36－掘立005：桁行３間（5.57m）×梁行２間（4.83m）　Ｎ－94°－Ｅの東西棟。
ＫＴ36－掘立006：桁行４間（6.28m）×梁行３間（5.50m）　Ｎ－93.5°－Ｗの東西棟。

図102　久米高畑36次

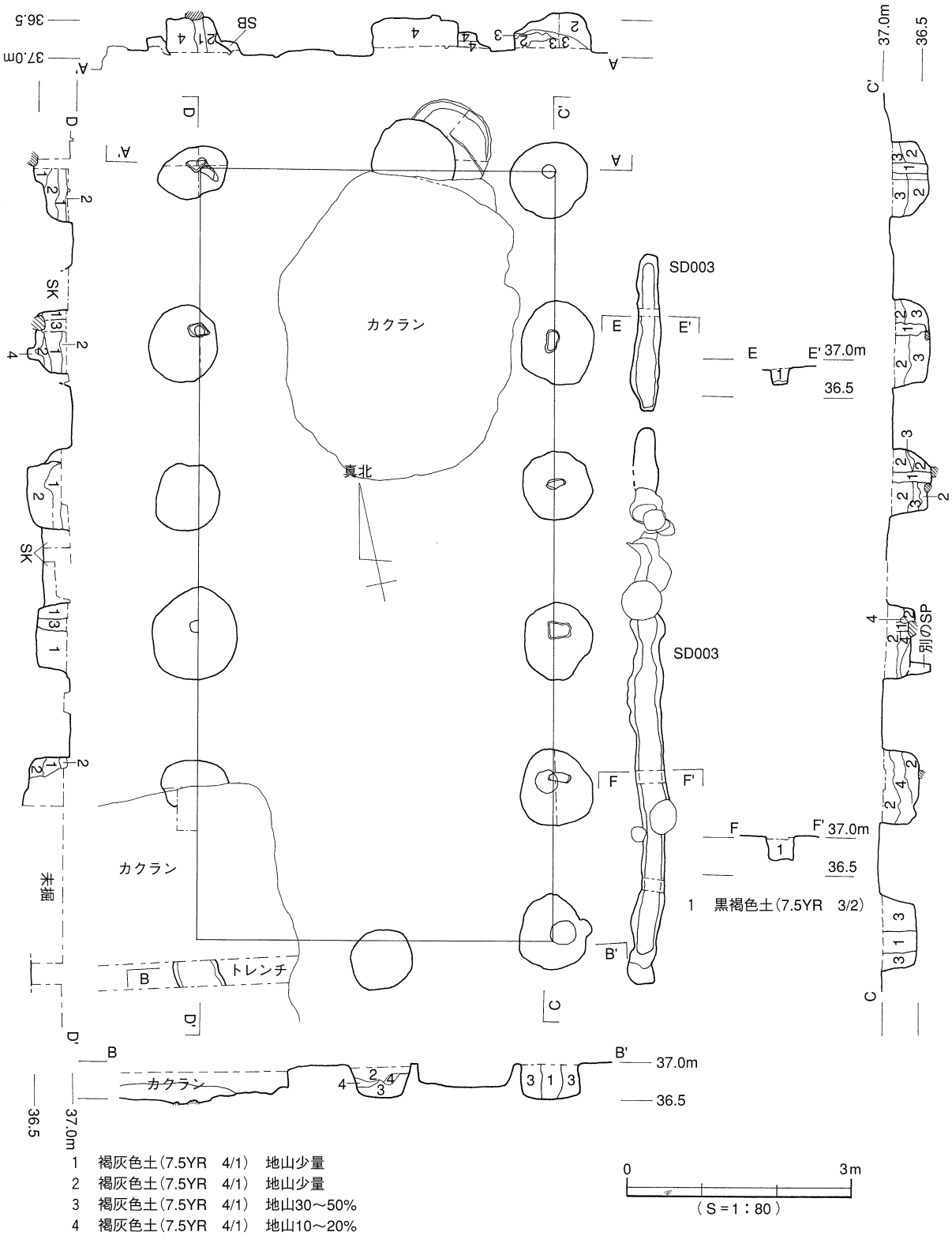

図103　KT36－掘立007

5．正倉院

①立地と概要

立地　堀越川の段丘地形を背にする遺跡群の北西端、東に位置する政庁周辺から続く微高地上に立地している。地形は西と南に緩やかに傾斜し、小野川の低地部に至る。敷地の中には、弥生時代頃に埋没したと考えられる微低地が帯状に広がっているが、正倉院が造られる頃までには埋没したものと考えられている。北西部の一角は、堀越川にともなう段丘状の地形の落ち込み部分も含めて敷地の範囲に含まれているが、この箇所には建物は配置されていない。倉を含む建物が建てられたのは、これまでに判っている範囲では、南部から西部南寄りに限定されるようである（図105）。

呼称　８世紀後半の濠で囲われたこの施設は、その内側に位置する７世紀代の地割に対応する方一町規模の施設が前身であるとの見方から、正倉院を大きく２時期に分けて考えている。回廊状遺構に代表される遺跡群Ⅱ期の施設をⅡ期正倉院（Ⅲ－Ａ期に継続）、８世紀中頃に至って濠で囲い直される段階をⅢ－Ｂ期正倉院と仮に呼ぶことにしたい。ただし、ここで言うⅡ期正倉院については、施設の実態に照らしてこの呼称が適当かどうか疑問も残るので、暫定的に使用するものとしたい。

規模　Ⅱ期正倉院の外郭施設については、ほぼ１町に達する南辺の区画施設が知られているほか、東辺の区画溝である可能性が高い溝（ＫＴ20－ＳＤ４、図105）が確認されている。ただし、北辺と西辺に関しては手掛かりは得られておらず、正確な全体規模は確定していないが、概ね１町四方であると想定している。一方、Ⅲ－Ｂ期正倉院の外郭施設は、度重なる調査の結果、以下の通りであることが判明している。なお、ここで提示する数値は概数で、濠の外周における規模である。

東濠：141.2m　　西濠：140.1m　　南濠：125.1m　　北濠：120.6m

方位　Ⅱ期正倉院の南辺であるＫＴ12－ＳＤ１（ＫＴ31－ＳＤ１・ＫＴ32－ＳＤ001）の方位は、Ｎ－94°－Ｅ、東辺であるＫＴ20－ＳＤ４はＮ－3.5°－Ｅを測る。遺跡群北西部におけるⅡ期の推定地割計画線の方位はＮ－２～３°－Ｅ程度であることと比較して若干の差が生じているが、実際には局地的な溝の方位の振れが含まれているので、概ね計画線に対応していると評価しておきたい。

なお、Ⅲ－Ｂ期正倉院の濠の方位は、以下の通りである。

東濠：Ｎ－１°弱－Ｗ　西濠：Ｎ－１°弱－Ｅ　南濠：Ｎ－92.5°－Ｅ　北濠：Ｎ－92°－Ｅ

内部施設　Ⅱ期正倉院南辺の区画溝であるＫＴ12－ＳＤ１（ＫＴ31－ＳＤ１・ＫＴ32－ＳＤ001）の北に位置する一本柱列：ＫＴ12－ＳＡ１（ＫＴ32－ＳＡ001）とＫＴ32－ＳＡ006、ＫＴ32－掘立021、017、020、それらの建て替え後の建物であるＫＴ32－掘立011、010、001が、Ⅱ期～Ⅲ－Ｂ期の内部施設である。東西の道路沿いに目隠しの板塀が設けられ、その北側に収納を目的とした建物が建てられている。

Ⅲ－Ｂ期正倉院設定当初の内部施設としては、南濠の北側に位置するＫＴ32－ＳＤ011、拡張された敷地に増設されたＫＴ12－掘立１（ＫＴ31－掘立１）、ＫＴ32－掘立002、ＫＴ32－掘立013、014、015、ＫＴ32－掘立010の建て替えである礎石建物が主要な施設である。なお、Ⅱ期～Ⅲ－Ａ期の

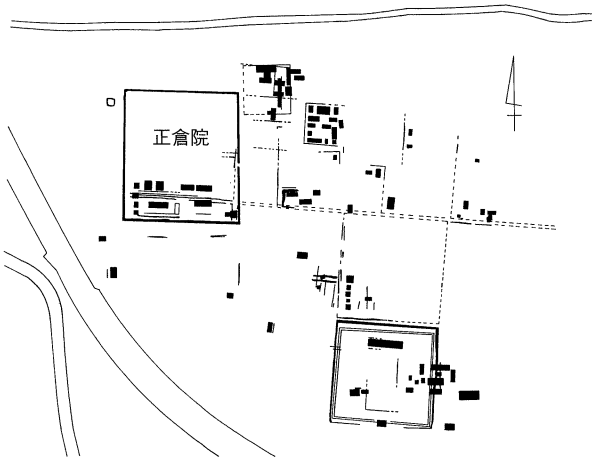

図104　正倉院位置図

施設としたＫＴ32－掘立011と001については、Ⅲ－Ａ期を経てⅢ－Ｂ期にも継続した可能性がある。

この他、南濠の北岸に接しているＫＴ32－掘立006（図139）も関連の施設かもしれない。

図105　正倉院

②調査の経過

1988年の久米高畑４次調査の際に南濠の南辺が検出されたことに続いて、同10次（1989年）で北西角、同20次（1990年）では東濠の通用口が検出され、一連の大溝が方一町規模で廻る８世紀代の区画施設であることが知られるようになった。1990年頃には、東西120m、南北140m程度の長方形の敷地であるとの認識を持つに至るが、内部の様子が判っていなかったことから、一時期、伊予総領の施設ではないかと考える説も提示された。唯一、12次（図106）で確認されていた直線溝と一本柱列に関して、内部の区画施設であるとの見解が提示されていたが、方位の違いなどを根拠として、1994年以降、７世紀代の区画地に伴うものと理解されるに至った。その後、久米高畑31次（1996年）と同32次調査（1996～1997年、『年報Ⅸ』）によって、施設の南部一帯の様子が具体的に知られるようになったことから、正倉院であることがほぼ確定した。ただし、総柱構造の倉の数が少ないなど、収納施設の構成が通常の場合と異なることなど、問題も残されている。

外郭規模については、東濠の南端近くを検出した同35次調査（1997年）に加えて、東濠と北濠の確認を目的とした久米高畑38・39次調査（1997年）を経て、ほぼ確定するに至っている。

③Ⅱ期正倉院外郭

ＫＴ12－ＳＤ１（ＫＴ31－ＳＤ１・ＫＴ32－ＳＤ001）が外郭南辺、ＫＴ20－ＳＤ４（図105）が東辺に該当する。ＫＴ12－ＳＤ１は、久米高畑31次の北東角で北に屈曲する状況が認められており、これが外郭の南東角にあたるものと考えられている。

ＫＴ12－ＳＤ１（ＫＴ31－ＳＤ１・ＫＴ32－ＳＤ001）［図106］　溝の幅は約0.5～0.7m、深さ0.2～0.3m、Ｎ－94°－Ｅ。31次調査地で検出された屈曲部から32次の西端までの確認された範囲での距離は約110mを測る（図106）。およそ３m離れて平行に位置するＫＴ31－ＳＤ２（ＫＴ32－ＳＤ002）と同様、32次の西壁の手前で僅かにそれぞれの溝が湾曲する状況が認められている。これは、32次西壁付近で双方の溝が南北に屈曲する直前の状況を示していると考えているが、詳細は不明である。

なお、ＫＴ12－ＳＤ１とＫＴ31－ＳＤ２（ＫＴ32－ＳＤ002）は、東西道路の側溝であると想定している。これらの溝が、柴垣や板塀を埋めるために掘られたものではなく、道路側溝であったと考える理由のひとつは、ＳＤ１のすぐ北に２段階にわたる板塀の柱列が存在することにある（図107）。

出土遺物：図108は、遺構検出面出土のものを除くＫＴ32－ＳＤ001からの出土遺物である。須恵器は概ね７世紀前半頃のものである。*101*は単弁十葉蓮華文軒丸瓦である。円礫を多く含む溝の上部から出土している（写真29）。この溝を廃絶する際に、整地土とともに埋められたものであると想定している。瓦そのものは西暦650年頃を上限とするものであるが、遺跡群内の何らかの施設において使用されたうえで廃棄されたものであるから、溝の廃絶は７世紀の後葉以降、８世紀前半にかけての時期であったのではないかと推測している。

ＫＴ20－ＳＤ４［図105］　正倉院東濠の途切れ箇所を調査した久米高畑20次調査地の中央を南北に走る区画溝（『年報Ⅲ』）。東濠のすぐ西に位置している。幅１m程度、方位はＮ－3.5°－Ｅ。調査地北端近くで緩やかに東へ曲がり、濠に切られる。一町規模の直線的な区画溝でない可能性もあるが、遺跡群Ⅱ期の地割によく対応する溝である。後に濠で囲われてⅢ－Ｂ期正倉院となる以前の一町四方の敷地の外郭東辺に該当すると考えている。この調査地から、単弁十葉蓮華文軒丸瓦の完形に近いものが１点出土している（『年報Ⅲ』の写真図版）が、遺構外の地山直上からの出土である。

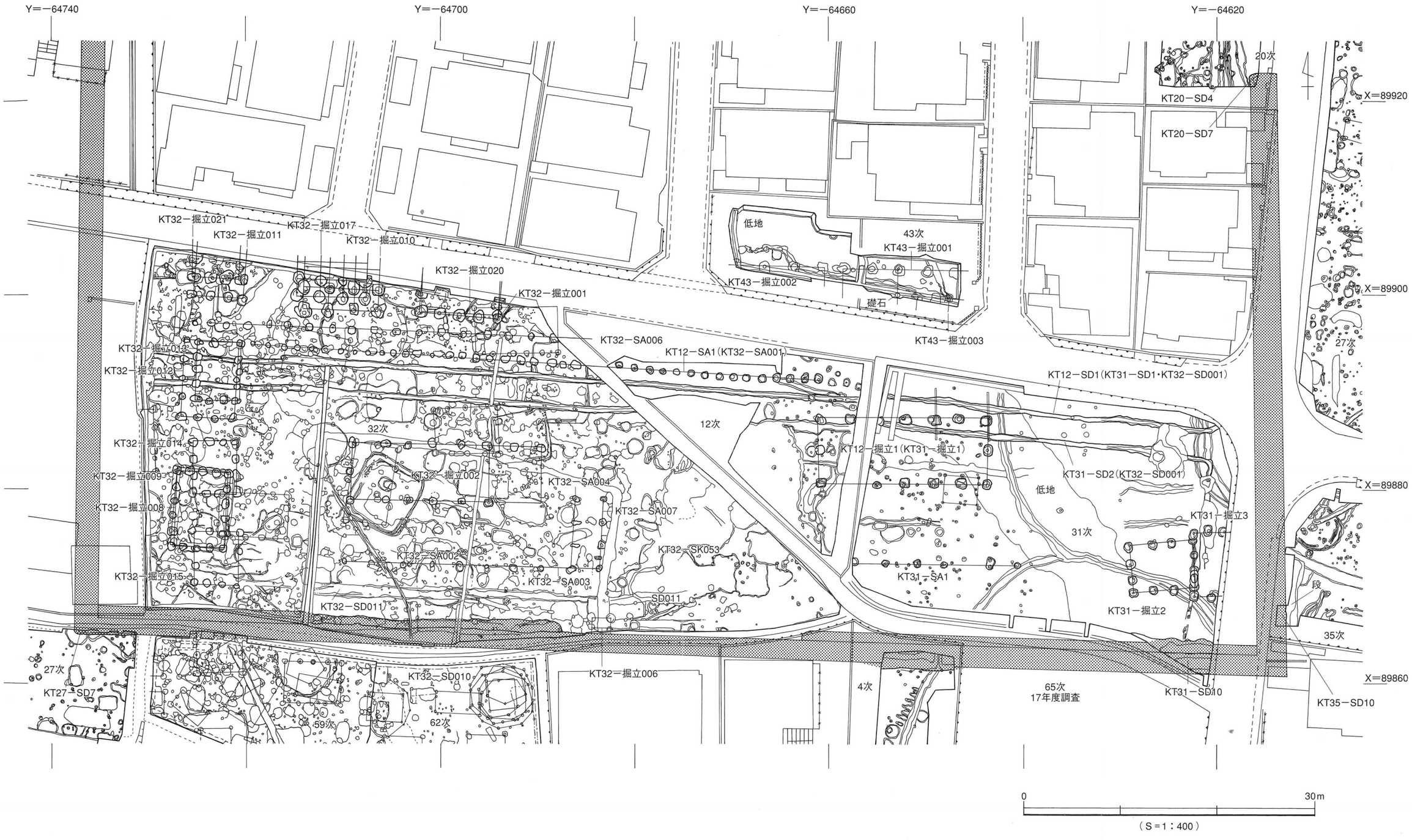
Y=−64740
Y=−64700
Y=−64660
Y=−64620
X=89920
X=89900
X=89880
X=89860
KT32−掘立021
KT32−掘立011
KT32−掘立017
KT32−掘立010
KT32−掘立020
KT32−掘立001
KT32−掘立013
KT32−掘立012
KT32−掘立014
KT32−掘立009
KT32−掘立008
KT32−掘立015
KT32−SA006
KT12−SA1(KT32−SA001)
KT12−SD1(KT31−SD1・KT32−SD001)
KT12−掘立1(KT31−掘立1)
KT31−SD2(KT32−SD001)
KT31−掘立3
KT31−SA1
KT31−掘立2
KT31−SD10
KT32−掘立002
KT32−SA004
KT32−SA007
KT32−SK053
KT32−SA002
KT32−SA003
KT32−SD011
SD011
KT32−SD010
KT32−掘立006
KT27−SD7
KT35−SD10
KT20−SD4
KT20−SD7
KT43−掘立001
KT43−掘立002
KT43−掘立003
低地
礎石
段
20次
27次
32次
12次
43次
31次
35次
4次
65次
17年度調査
59次
62次
0
30m
(S=1:400)

図106　正倉院南部

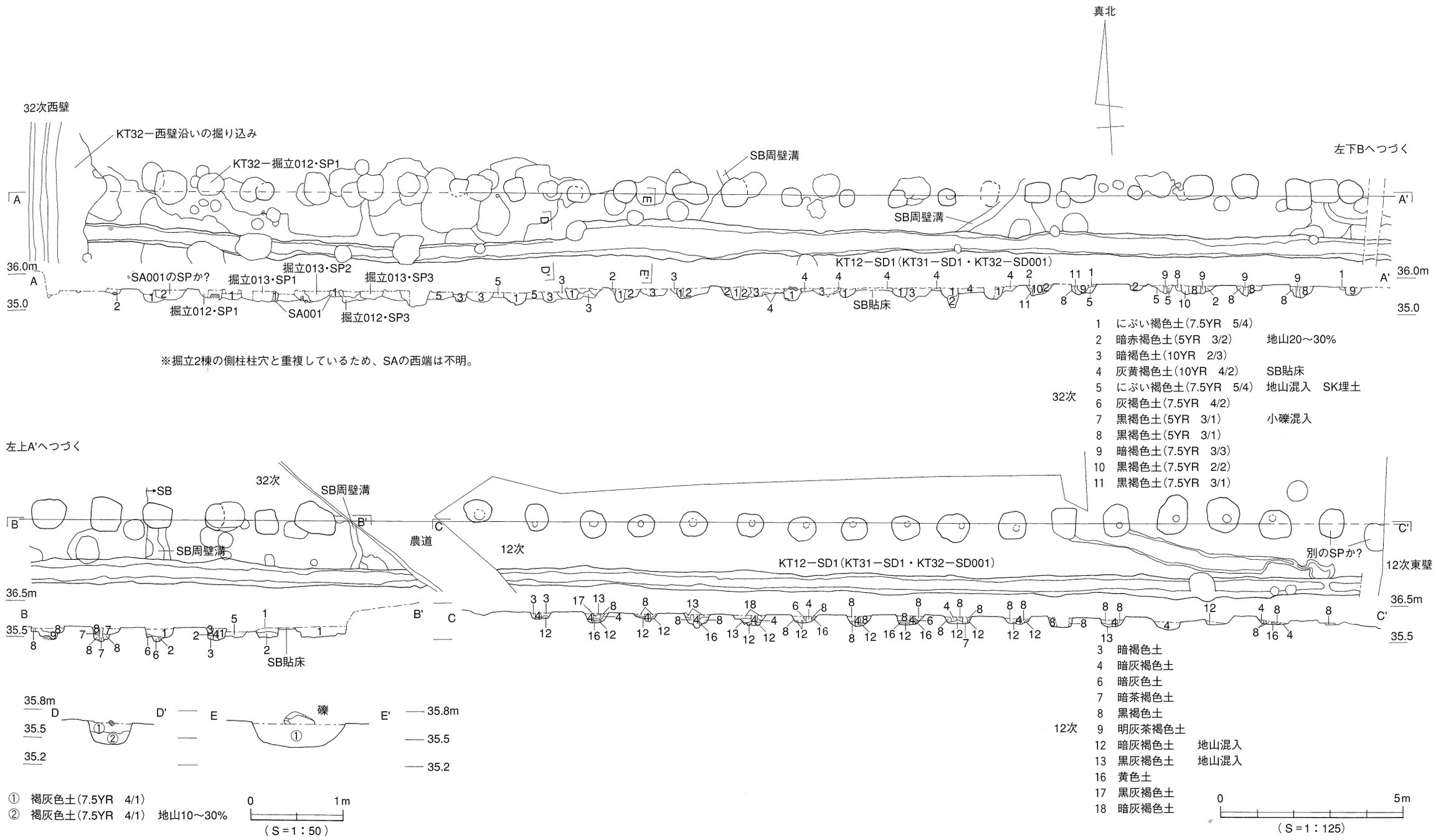

図107　Ⅱ期正倉院外郭南辺の区画施設

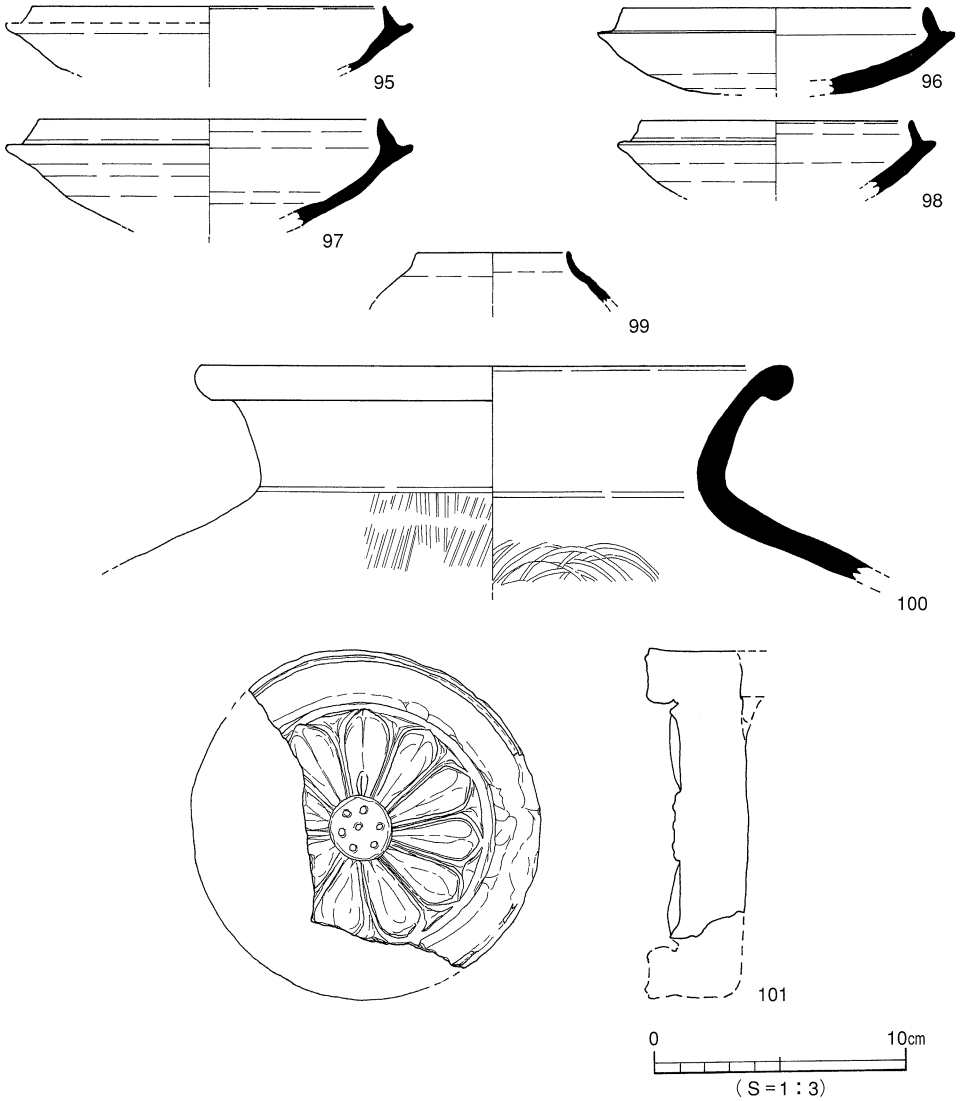

図108　KT32－SD001出土遺物

ＫＴ31－ＳＤ２（ＫＴ32－ＳＤ002）　遺跡群Ⅱ期の地割を構成する溝のひとつで、ＫＴ12－ＳＤ１（ＫＴ31－ＳＤ１・ＫＴ32－ＳＤ001）と対になって道路側溝を形成する（図106）。溝の幅は約0.5～0.7m、深さ0.2～0.3m、Ｎ－４°－Ｅ。31次調査地北東部で南に直角に折れ曲がる地点から西へ約110m分を確認している（図106）。およそ３m離れて平行に位置するＫＴ12－ＳＤ１（ＫＴ31－ＳＤ１・ＫＴ32－ＳＤ001）と同様、32次の西壁の手前で僅かにそれぞれの溝が湾曲する状況が認められている。これは、32次西壁付近で双方の溝が南北に屈曲する直前の状況を示していると考えているが、詳細は不明である。

出土遺物：須恵器の坏身と甕の口頸部の形態は、同じ道路側溝を構成するＳＤ001と変わりないが、この溝からは、高坏が２点出土している（図109）。脚端部がくちばし状に屈曲する（*105*、*106*）。政庁南東官衙の土坑であるＫＴ22－ＳＸ８出土の*157*や、「回廊状遺構」の北側区画溝であるＫＨ５－ＳＤ６出土の*58*などと比較して、若干古い時期のものであると想定している。須恵器の坏身*102*～*104*と同様、７世紀前半頃のものと考えられる。

東西道路沿いの一本柱列　ＫＴ12－ＳＡ１（ＫＴ32－ＳＡ001）とＫＴ32－ＳＡ006（Ｐ.157）が、道

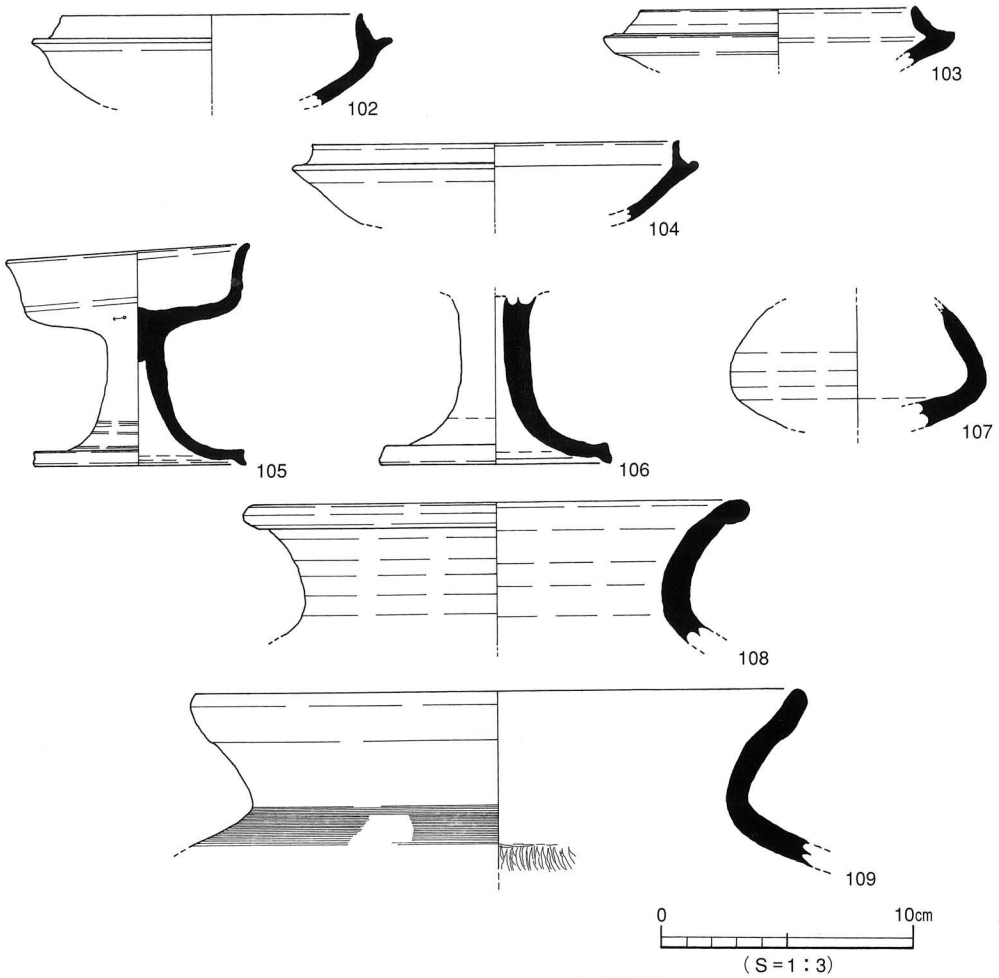

図109　KT32－SD002出土遺物

路沿いの一本柱塀であると考えられる遺構である。このうち、北のＫＴ42－ＳＡ006が最初に設けられた柱列で、南のＫＴ32－ＳＡ001（ＫＴ12－ＳＡ１）は、その建て替えであると考えている（Ｐ.158）。これらの柱列は、Ⅱ期正倉院南面の東西道路に対する目隠しの板塀であると考えられる。隣接する建物群の変遷過程にあわせて、当初は北寄りに設けられた板塀が、Ⅲ－Ａ期にかけて南に移動した可能性が高いと判断している。

④Ⅲ－Ｂ期正倉院外郭

幅2.5mないし３ｍの濠がⅢ－Ｂ期正倉院の外郭施設である。以下、各辺ごとに概要を確認する。

東濠　南端近くを久米高畑35次（ＫＴ35－ＳＤ10、『年報Ⅲ』）、中央付近の濠の途切れ箇所を同20次（ＫＴ20－ＳＤ７、『年報Ⅲ』）、北部を同38次（ＫＴ38－ＳＤ001、『年報Ｘ』）で確認している。いずれの調査も部分的に検出したのみで、濠の角は確認されていないが、北濠と南濠の調査成果とあわせて全体規模が復元されている。施設の外周にあたる東辺の全長は141.2m、幅は約2.5m、方位はＮ－１°－Ｗ。地山検出面からの深さは、北部で約0.5mを測る。

35次と38次において、濠の東辺に幅約２ｍのテラス状の段差が付くことが確認されている（『年報Ｘ』）。ただし、これは、濠の南東角からおよそ13m北の位置で途切れることが35次の際に判っているので、東濠の東辺に沿って北まで続く構造のものではないようである（図106）。どのような目的で設

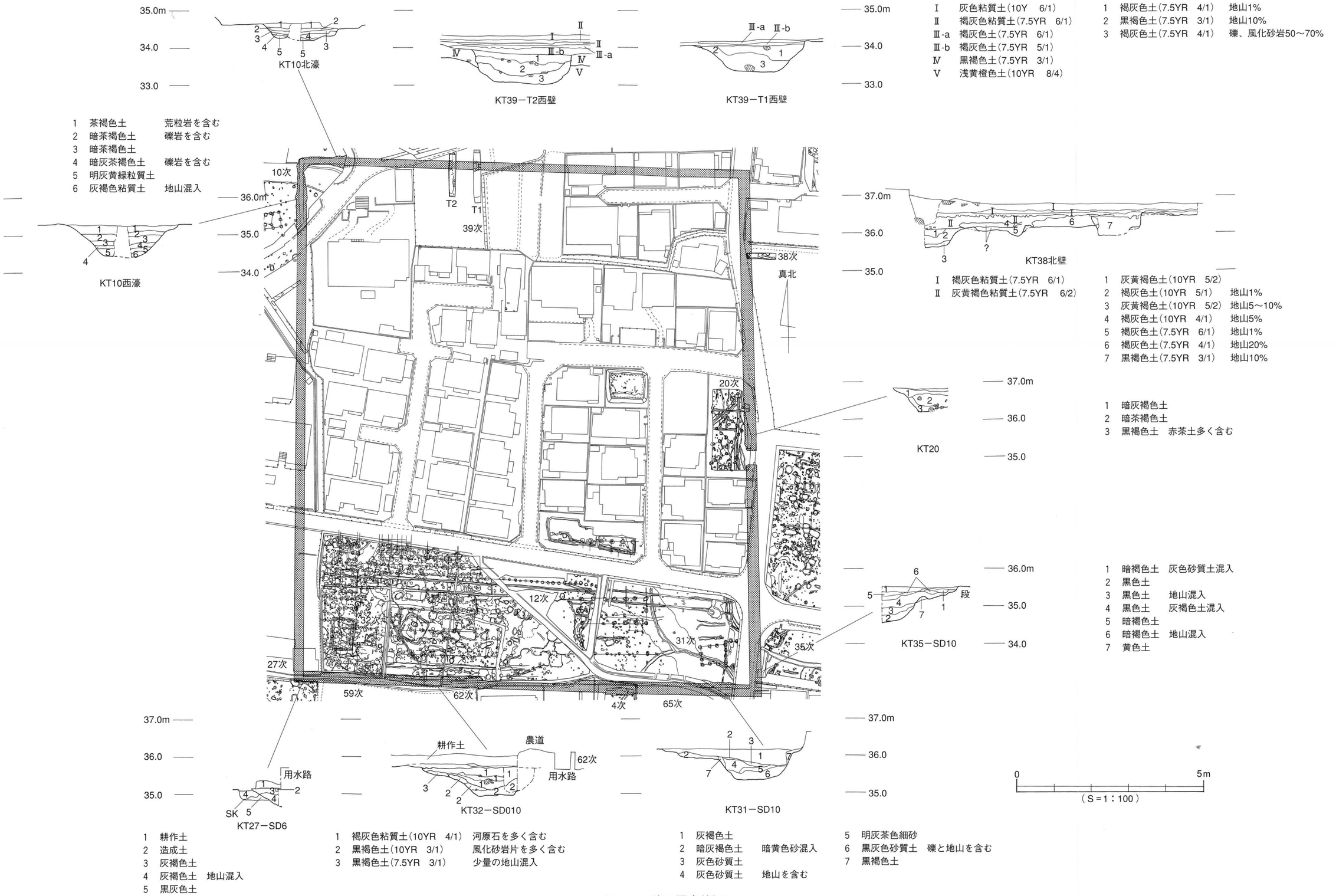

1　茶褐色土　荒粒岩を含む
2　暗茶褐色土　礫岩を含む
3　暗茶褐色土
4　暗灰茶褐色土　礫岩を含む
5　明灰黄緑粒質土
6　灰褐色粘質土　地山混入

Ⅰ　灰色粘質土（10Y　6/1）
Ⅱ　褐灰色粘質土（7.5YR　6/1）
Ⅲ-a　褐灰色土（7.5YR　6/1）
Ⅲ-b　褐灰色土（7.5YR　5/1）
Ⅳ　黒褐色土（7.5YR　3/1）
Ⅴ　浅黄橙色土（10YR　8/4）

1　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山1%
2　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山10%
3　褐灰色土（7.5YR　4/1）　礫、風化砂岩50～70%

Ⅰ　褐灰色粘質土（7.5YR　6/1）
Ⅱ　灰黄褐色粘質土（7.5YR　6/2）

1　灰黄褐色土（10YR　5/2）
2　褐灰色土（10YR　5/1）　地山1%
3　灰黄褐色土（10YR　5/2）　地山5～10%
4　褐灰色土（10YR　4/1）　地山5%
5　褐灰色土（7.5YR　6/1）　地山1%
6　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山20%
7　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山10%

1　暗灰褐色土
2　暗茶褐色土
3　黒褐色土　赤茶土多く含む

1　暗褐色土　灰色砂質土混入
2　黒色土
3　黒色土　地山混入
4　黒色土　灰褐色土混入
5　暗褐色土
6　暗褐色土　地山混入
7　黄色土

1　耕作土
2　造成土
3　灰褐色土
4　灰褐色土　地山混入
5　黒灰色土

1　褐灰色粘質土（10YR　4/1）　河原石を多く含む
2　黒褐色土（10YR　3/1）　風化砂岩片を多く含む
3　黒褐色土（7.5YR　3/1）　少量の地山混入

1　灰褐色土
2　暗灰褐色土　暗黄色砂混入
3　灰色砂質土
4　灰色砂質土　地山を含む
5　明灰茶色細砂
6　黒灰色砂質土　礫と地山を含む
7　黒褐色土

図110　濠の調査状況

けられた段差であるのか判らないが、東濠の特徴のひとつである。

東濠において最も重要な特徴は、その中程に途切れ箇所が存在する点である。東濠南端から約64m付近において、4m弱の幅で濠が途切れる状況が、久米高畑20次調査の際に知られている(『年報Ⅲ』)。この途切れ箇所については、正倉院の通用口であった可能性を想定している。通用口の北東には、時期は異なるが、Ⅰ期政庁とⅡ期の周辺施設が配置されていることから、日常的な行き来はこの場所を通って行なわれたものと考えられる。現在もこの場所から東へ延びる農道が存在するが、当時も同様に道路が設けられ、役人が往来していたのであろうと予想している。この通用口に関する情報は、遺跡群Ⅲ期以降の地割を考える上で重要な事項である。

西濠　施設の北西角を調査した久米高畑10次調査の際に、南北約15m分が検出されている(ＫＴ10－ＳＤ１、『年報Ｘ』)。全長140.1m、幅は上場で２～2.5m、下場で約1.3m、深さ約0.7m、方位はＮ－１°弱－Ｅ。東濠や南濠で認められたテラス状の掘り込みは伴っていない。なお、濠の角から南へ約４mの地点で確認されている濠底の高まり箇所については、濠を掘る際の作業単位の境目にあたるものと考えている。

西濠・北濠出土遺物：久米高畑10次調査の際に、濠の北西角から年代を知ることのできる遺物が若干出土している。図111は濠の中層から出土した須恵器で、このうち*116*は大型の高台付の皿である。８世紀の後半頃のものと考えられる。この他の須恵器も概ねこの時期以降のもので占められていることから、中層出土遺物は、実際にこの濠で囲われた敷地が使用された時期を反映しているものと理解される。最下層からは、８世紀前半から中頃にかけての須恵器の高台付の坏が少量出土しており、濠が掘られる前後の時期を示す可能性が高い。また、濠の上層からは、32次と31次同様、９世紀末から10世紀前半頃の土師器の坏の底部片が出土していることから、概ねこれらの地点と同様の埋まり方であったことが窺える。この他、格子目叩きの瓦片、縄目叩きの瓦片各１点が出土している。

南濠　西から順に久米高畑27次では南西角の南辺(ＫＴ27－ＳＤ６、『年報Ⅸ』)、32次では濠の北岸を約30mにわたって検出した(ＫＴ32－ＳＤ010、『年報Ｘ』)。さらに４次では南辺の一部(『年報Ⅱ』)、31次の南東角では短い距離ながら濠幅を確認している(ＫＴ31－ＳＤ10、『年報Ⅸ』)。規模は全長125.1m、Ｎ－92.5°－Ｅ。南西角から約50m付近まで、濠の内側に約幅0.9m、深さ0.2mの浅い段が付けられている(図116)。同様の構造が、南濠東端の31次調査地内で確認されていることから(図113)、

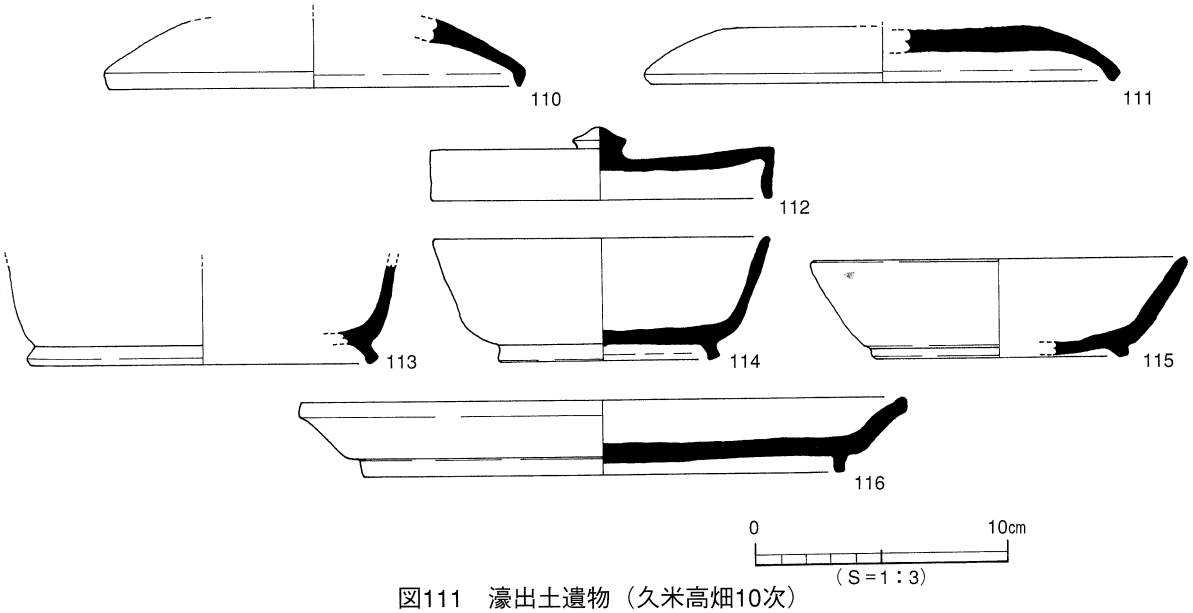

図111　濠出土遺物(久米高畑10次)

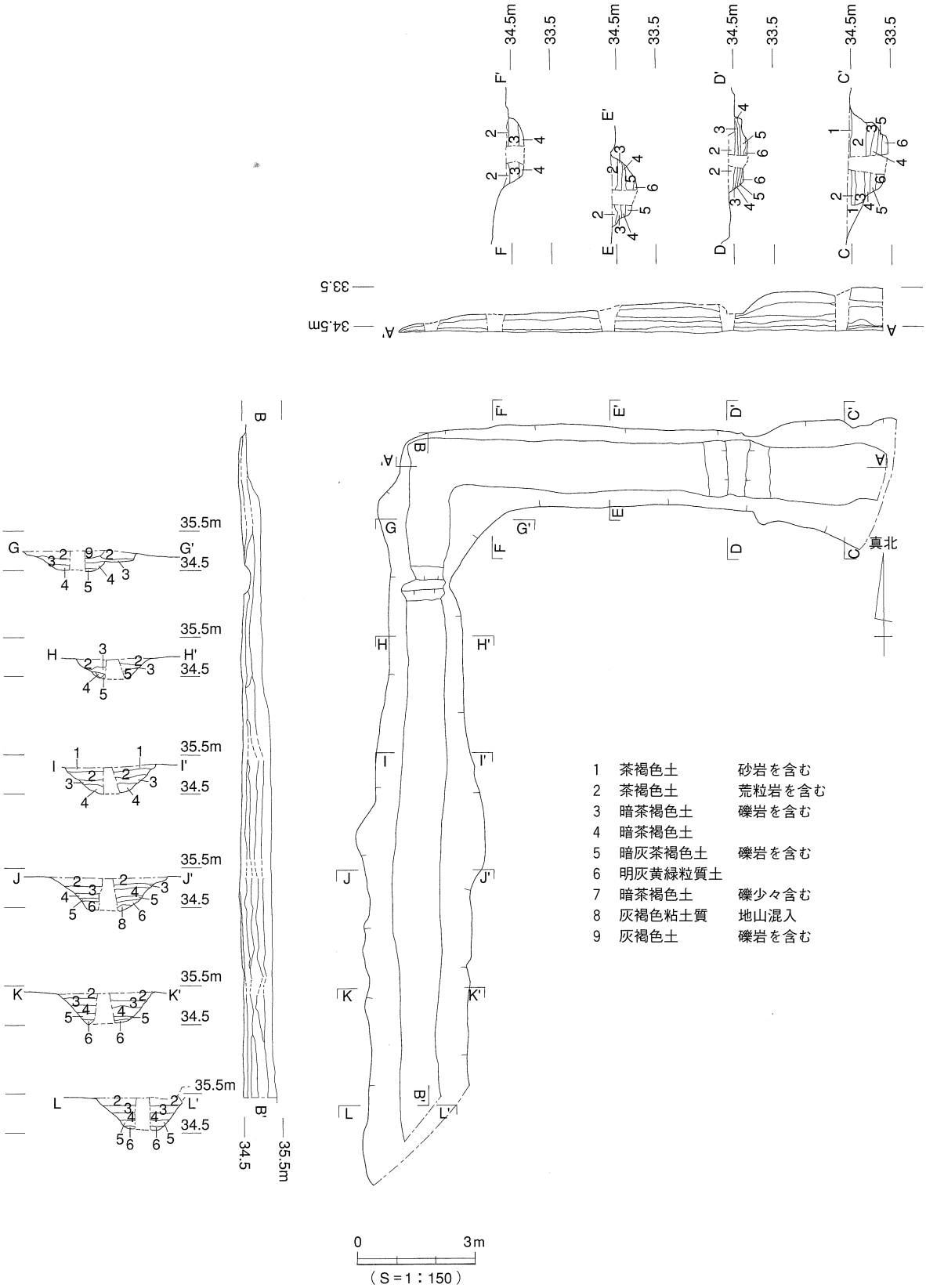

図112　濠北西角（久米高畑10次）

この段差は中央の25m程度を除く南濠北辺の東西に設けられたものと想定している。この段差を含む溝幅は約４ｍ弱、溝本体の幅は上場で約３ｍ程度に復元される。

出土遺物：久米高畑32次調査の際には、８世紀第３四半期頃の須恵器が少量出土している。*117*から*119*は濠の上層下部、*120*は下層、*121*は下層の中程から出土している。各坏身の高台の形状は、高さは低いものの、いずれもハの字形に外側に張り出している。高台が付く位置も底部の角よりは少し内側に寄っている。これらの特徴から、８世紀の中頃から第３四半期頃のものであると考えられる。これらの遺物の存在は、正倉院における活動の中心的な時期を反映しているものと理解される。

一方、*122*は下層上部出土の土師器の坏である。外面に多段撫で調整の痕跡が顕著に残されている。同様のものは、濠の南東角に近い31次調査地からも出土していることから、濠の最終的な埋没時期の上限を示すものと理解している。この土器は、９世紀末から10世紀前半頃のものと考えられることから、濠で囲われた正倉院は、この頃までには廃絶したものと理解可能である。

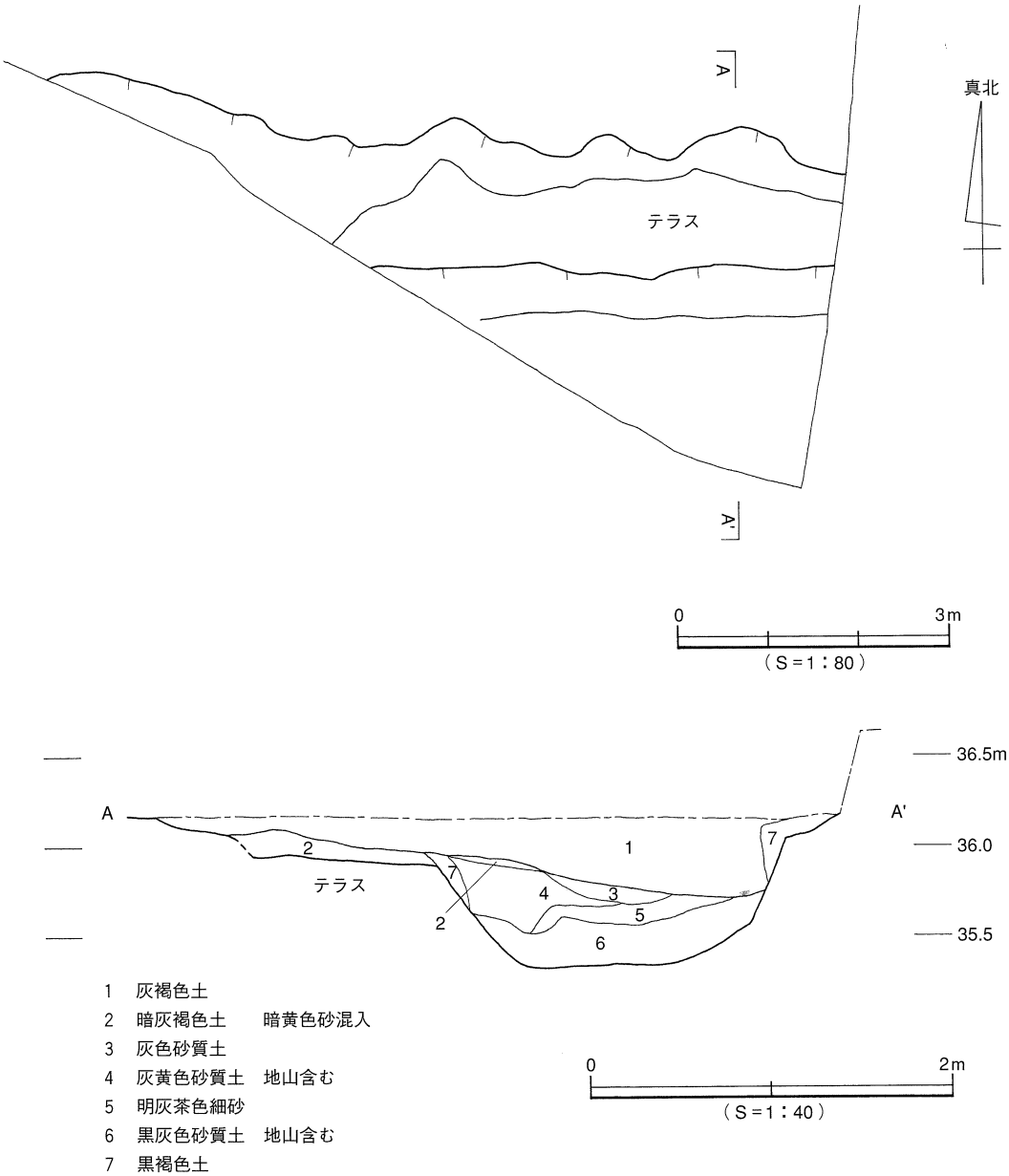

図113　南濠東部（久米高畑31次）

北濠　北西角を調査した久米高畑10次の際に、東西12m分を検出している（ＫＴ10－ＳＤ10）。全長120.6m、中央付近の同39次調査（図117）のトレンチにおける濠幅は２～2.7mを測る。テラス状の段が付く状況は認められていない。方位はＮ－92°－Ｅ。他の３辺に比べて地形の高低差が大きく、東部と西部では約2.5mの高低差を測る。中央西寄りの39次付近においても、東の住宅地との落差は大きく、検出された濠の底には段差が認められている。傾斜に沿って一律の深さで掘られたのではなく、何単位かの工区に区切ったうえで階段状に掘り込みを行なった可能性が高い。北西角から東へ約８ｍ（10次）に位置する濠底の高まり箇所についても、作業単位の境目に相当するものと考えている。

出土遺物：図111に西濠のものとあわせて掲載した。

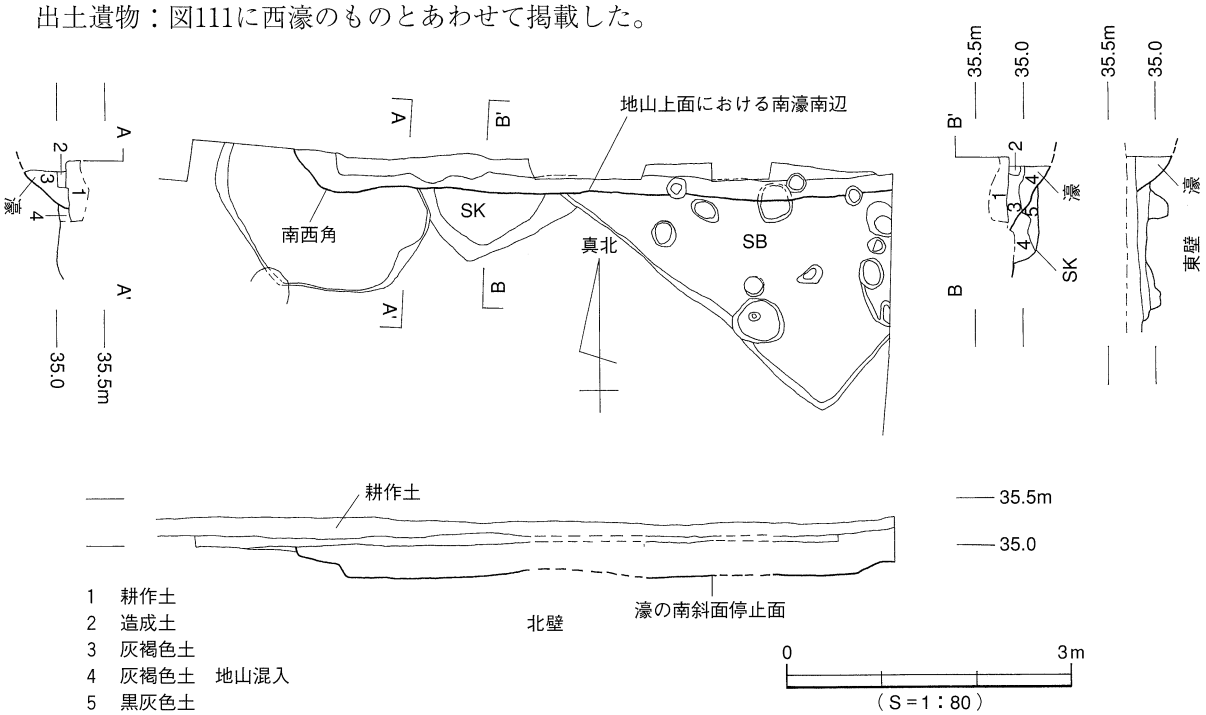

図114　濠南西角（久米高畑27次）

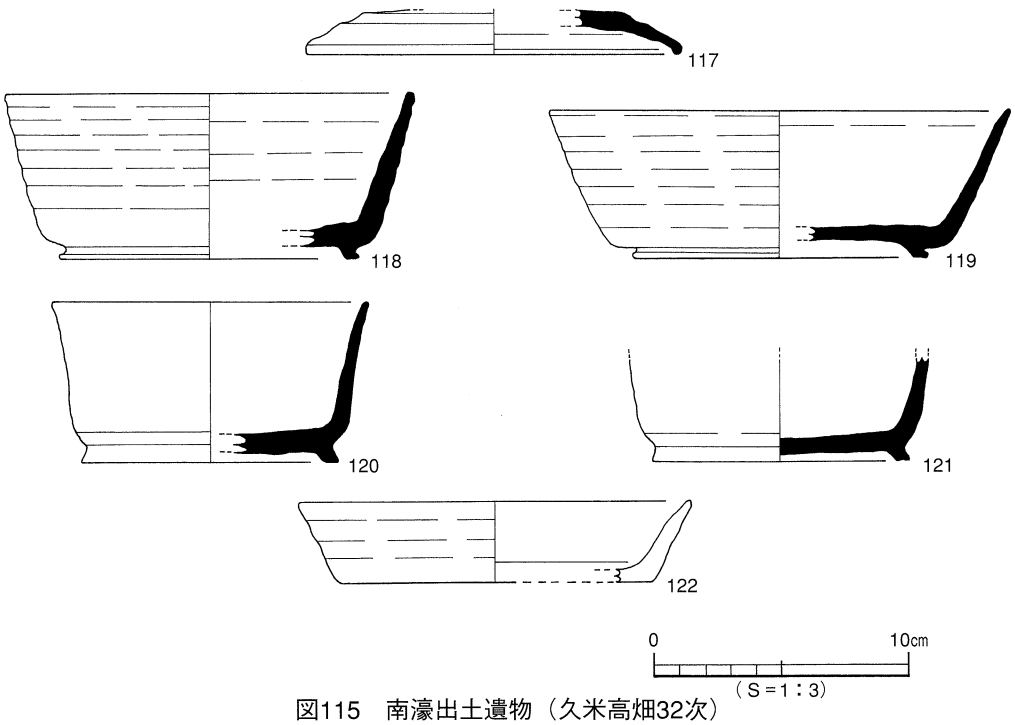

図115　南濠出土遺物（久米高畑32次）

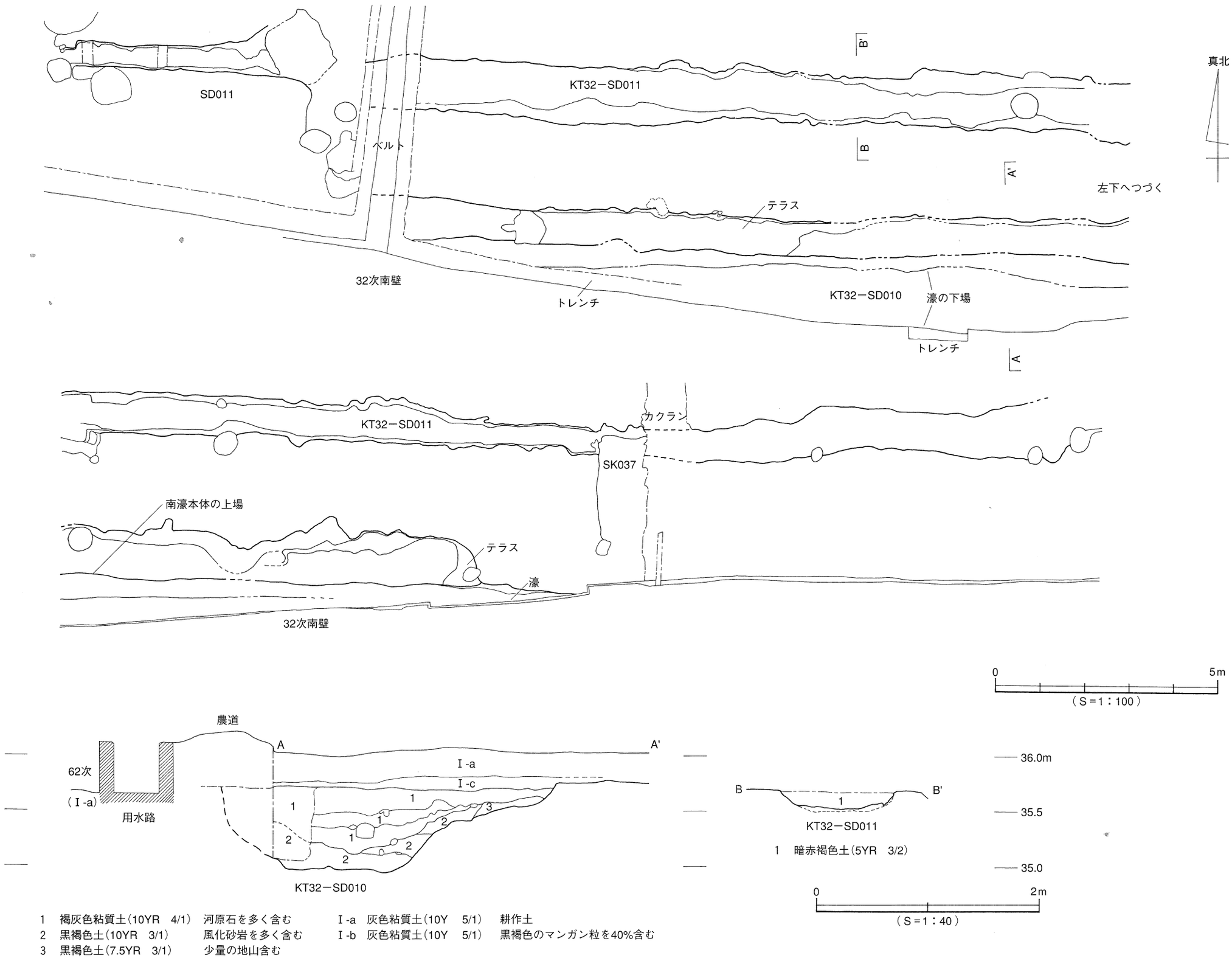

1　褐灰色粘質土（10YR　4/1）　河原石を多く含む
2　黒褐色土（10YR　3/1）　風化砂岩を多く含む
3　黒褐色土（7.5YR　3/1）　少量の地山含む

Ⅰ-a　灰色粘質土（10Y　5/1）　耕作土
Ⅰ-b　灰色粘質土（10Y　5/1）　黒褐色のマンガン粒を40%含む

図116　南濠とKT32－SD011

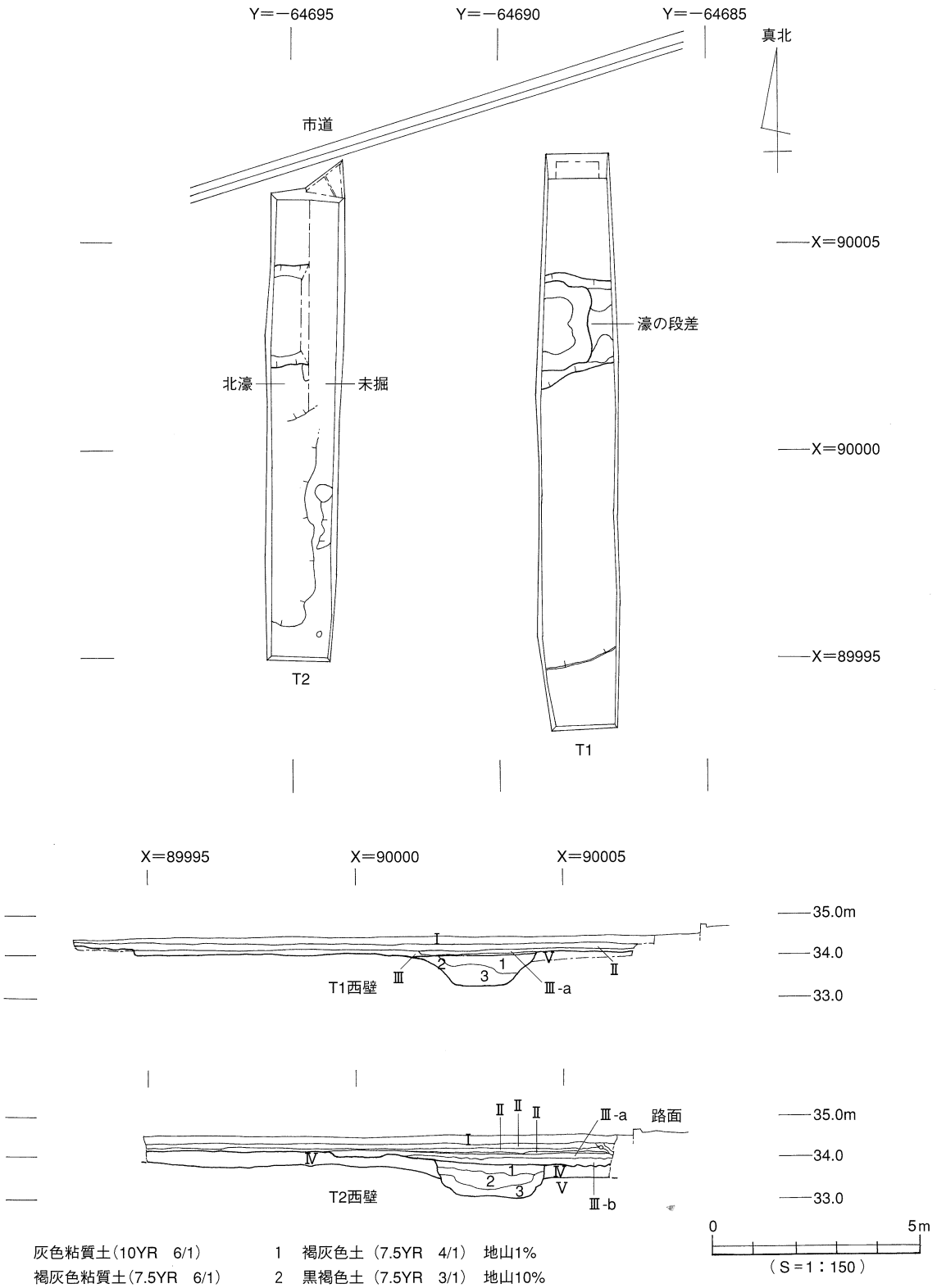

Ⅰ　灰色粘質土(10YR　6/1)
Ⅱ　褐灰色粘質土(7.5YR　6/1)
Ⅲ-a　褐灰色土(7.5YR　6/1)
Ⅲ-b　褐灰色土(7.5YR　5/1)
Ⅳ　黒褐色土(7.5YR　3/1)
Ⅴ　浅黄橙色土(10YR　8/4)　地山

1　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山1%
2　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山10%
3　褐灰色土（7.5YR　4/1）　礫、風化砂岩50～70%

図117　北濠（久米高畑39次）

⑤正倉院の内部施設

Ⅱ期正倉院の内部で様子が判っているのは、外郭南辺に近いわずかな区域に限定されている。外郭南辺に沿う形で設けられた一本柱列の北側に、繰り返し建て替えがおこなわれる３棟の掘立柱建物が位置しているが、このうちの古い時期のものが、Ⅱ期の内部施設として認定可能である。一本柱列沿いに東西に３棟並んで建てられたＫＴ32－掘立021、017、020がその候補である。ただし、確実にⅡ期の建物として判断可能なものは、中央の総柱建物であるＫＴ32－掘立017のみである。掘立021と020については、Ⅱ期正倉院の設定当初から建てられていた場合も考えられるが、Ⅲ期まで下る可能性も残されている。

ＫＴ32－掘立017［図120］　現況の市道のすぐ南にて検出された総床束柱構造の掘立柱建物（図106）。建物の南辺１間分を確認している。東西３間（7.15m）、南北１間分（1.85m）、Ｎ－3.5°－Ｅ。南北３間（5.55m）以下であれば東西棟、４間（7.40m）以上であれば南北棟になる。重複するＫＴ32－掘立010（図127）に先行する。

側柱の柱穴の直径は約1.2m、深さ約0.5m。中程の柱穴の直径は0.9～1.1m、深さ0.2m。柱穴は円形で、中程の柱穴よりも側柱の方がひとまわり大きい。これは、内外の柱穴の規模に差が無いＫＴ32－掘立010（図127）とは異なる特徴である。柱穴埋土も黒褐色土が主体で、後出するＫＴ32－掘立010に比べると、より古い時期の特徴を示す。側柱６基のうち４基について、柱の抜き取り跡が確認されている。

出土遺物：図化可能な須恵器の蓋坏の破片が２点出土している（図118）。

ＫＴ32－掘立021［図121］　久米高畑32次調査地の北西角、掘立017の西隣に位置する側柱建物。東西３間（5.06m）、南北１間分（約２m弱）を検出した。Ｎ－4.5°－Ｅ。南北３間（5.85m）以上であれば南北棟になる。重複して建つ掘立011（図128）は、この建物の南辺を南へ１間分拡張したか、建物全体を１間分南へずらしたものと考えている。したがって、側柱６基のうち、東と西の４基については、掘立011と重複している。総柱構造である可能性は無い。柱穴は不整方形、大きなものは一辺1.2～1.6m、深さ0.5mを測る。図化可能な遺物は出土していない。

ＫＴ32－掘立001［図122］　掘立017の東に位置する側柱建物。ほとんど同じ場所に建てられている掘立020（図123）よりも後出する建物である。東西４間（8.00m）、南北１間分（約2.1m）、Ｎ－4.5°－Ｅ。南北３間（約6.3m）以下であれば東西棟、４間（約8.4m）以上であれば南北棟になる。

図118　KT32－掘立017出土遺物

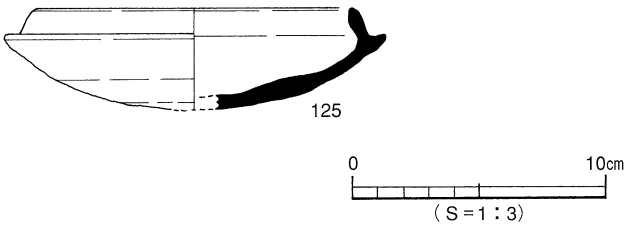

図119　KT32－掘立001出土遺物

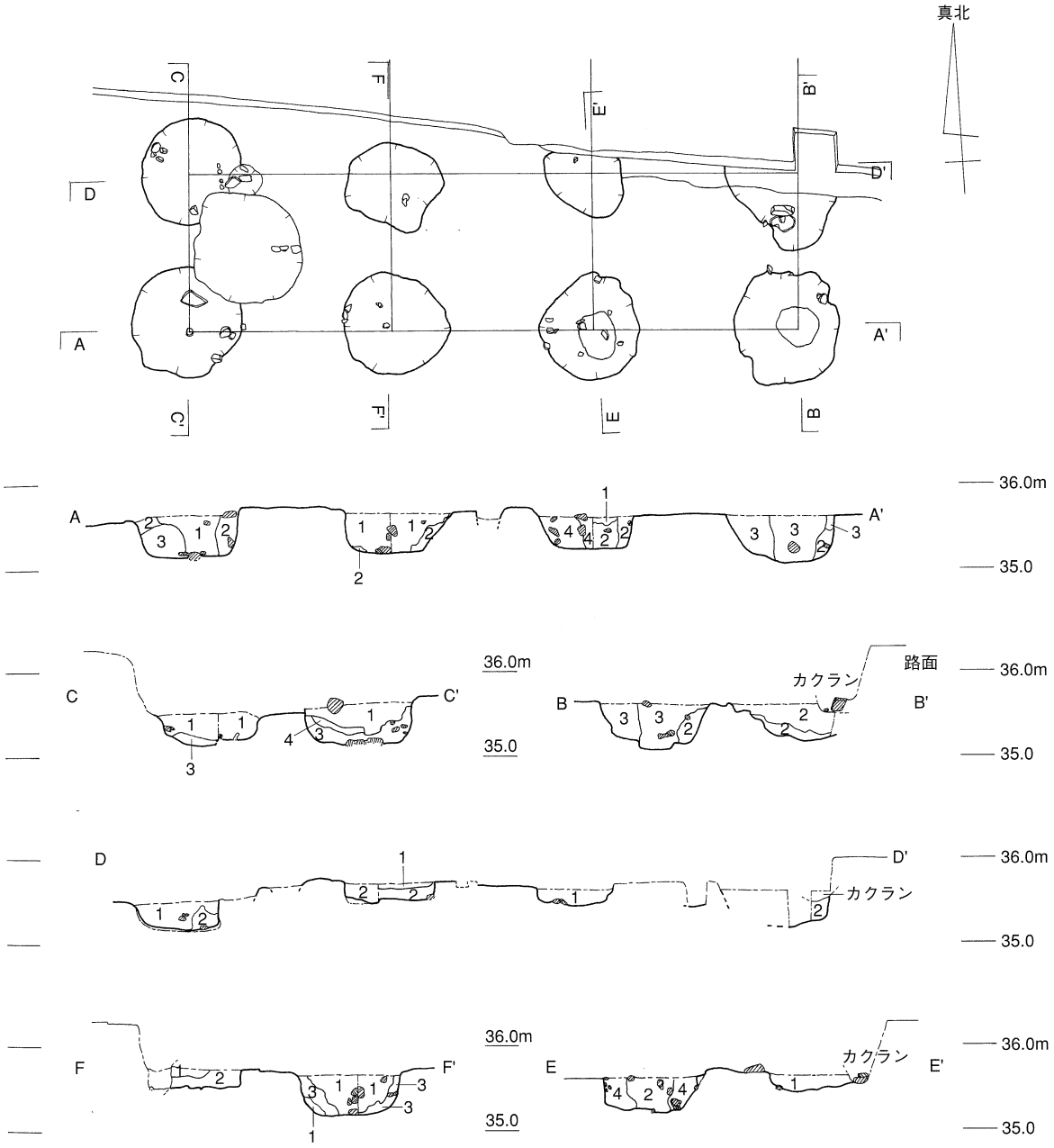

図120 KT32－掘立017出土遺物

掘立020の柱を抜いて建て直した建物であると考えられる。

柱穴の検出面付近に小礫多数が散布する状況が認められた。掘立010と同様、後に礎石建ち建物に造り替えられた可能性もあるが、詳細は不明である。

出土遺物：須恵器の坏身が１点出土している（図119）。

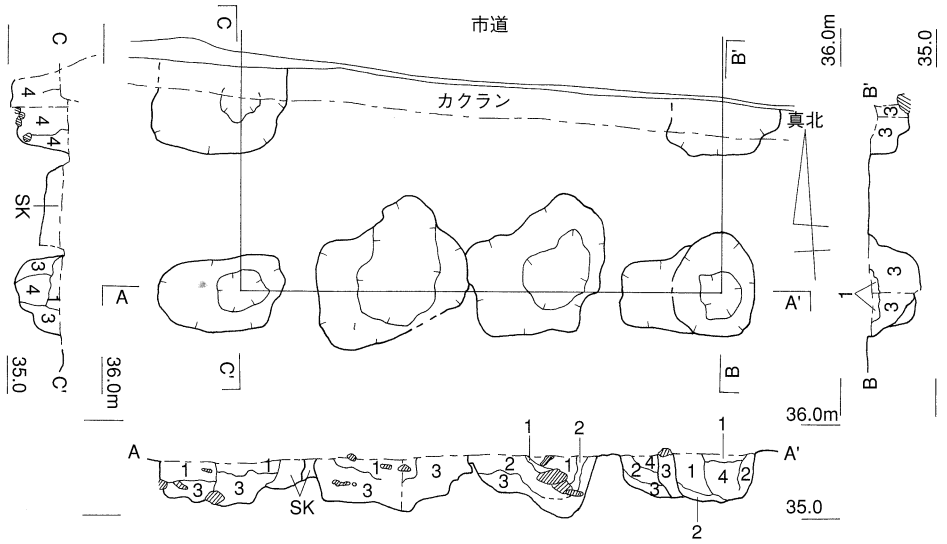

1　灰褐色土(7.5YR　6/2)　礎石の抜取跡？
2　褐灰色土(7.5YR　4/1)　風化砂岩と地山20～50%
3　黒褐色土(7.5YR　3/1)　風化礫片と地山5%
4　褐灰色土(7.5YR　4/1)　風化礫片と地山10%
5　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山1%
6　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山5%

0　3m
(S＝1：80)

図121　KT32－掘立021

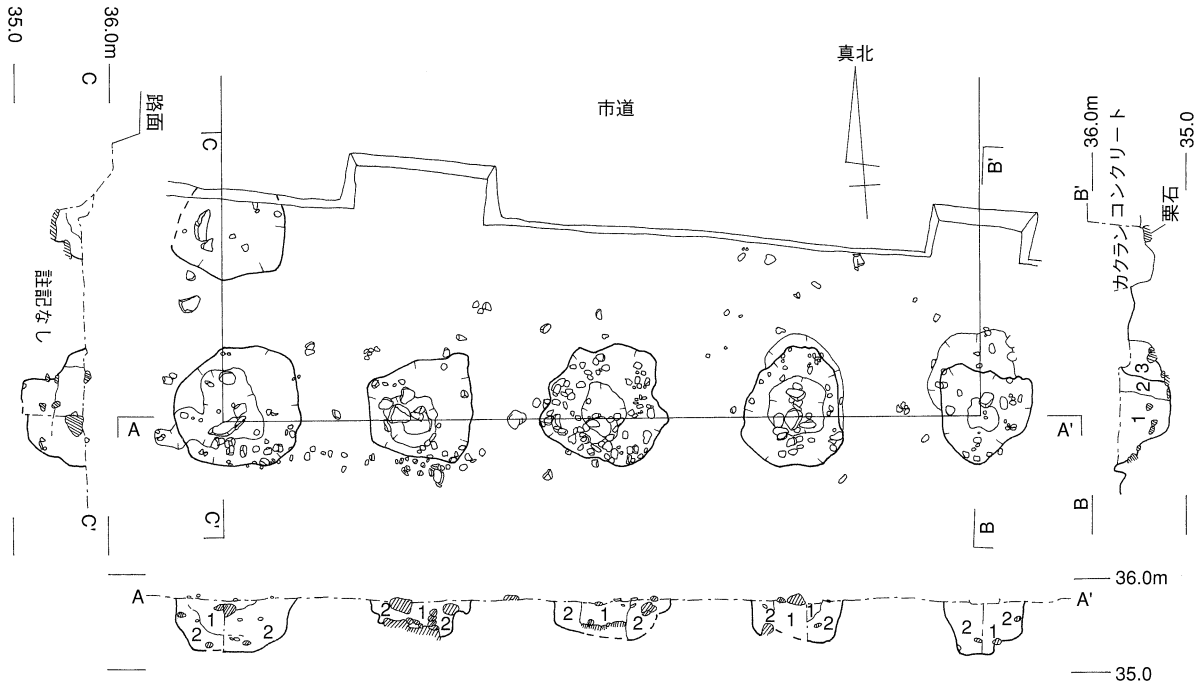

1　灰褐色土(7.5YR　6/2)　柱の抜取跡。礫を多く含む
2　褐灰色土(7.5YR　5/1)　風化礫含む
3　黒褐色土(7.5YR　3/1)　地山と風化礫片30～40%

0　3m
(S＝1：80)

図122　KT32－掘立001

ＫＴ32－掘立020［図123］　掘立017の東に位置する側柱建物。ほとんど同じ場所に建てられている掘立001（図122）に先行する建物で、６基検出された柱穴のうち、西寄りの４基については、後から建てられた掘立001と完全に重複している。東寄りの２基の柱穴の一部のみ、掘立001の柱穴に切られた状態で検出されている。東西４間（8.05m）、南北１間分（約2.1m）、Ｎ－５°－Ｅ。総柱構造である可能性は低い。南北３間（約6.3m）以下であれば東西棟、４間（8.4m）以上であれば南北棟になる。柱穴は一辺1.1～1.3mの不整方形で、深さは0.35～0.55mを測る。

ＫＴ12－掘立１（ＫＴ31－掘立１）［図124］　これまでに正倉院の内部施設として認定されたもののなかで最大規模の建物。濠で囲われたⅢ－Ｂ期正倉院の南東部に建てられている。桁行６間（17.56m）、梁行２間（6.89m）、Ｎ－90.5°－Ｅの東西棟。面積は約120㎡で、当遺跡群にて確認された建物の中で最大級の施設である。柱穴は不整方形で、大きなものは一辺が１ｍを超える。深さは0.5～0.65m。柱はすべて抜き取られている。31次調査の際には、柱の抜き取り跡の埋土中に、灰白色粘質土がブロック状に混ざる状況が確認されている（写真32）。これは、柱を抜き取る際に、建物の壁土が落ち込んだものである可能性を想定している。同様の現象が、ＫＴ32－掘立002（図125）や「回廊」の正殿的建物であるＫＨ11－ＳＢ１（図67）など、特別な大型建物において確認されている。

ＫＴ32－掘立002［図125］　正倉院南西部に位置する大型建物。桁行７間（19.53m）、梁行２間（5.93m）、Ｎ－91°－Ｅの東西棟。面積は約116㎡で、ＫＴ12－掘立１とほぼ同規模である。桁行両端の柱間が、中央の５間分に比べて若干広くとられている。柱穴は、大きなものでも一辺0.6～0.9m程度の不整方形で、浅いものは深さ0.2mほどしか遺存していない。南東部の３基は土坑と重複しているため確認されなかった。柱については、柱根の痕跡のように見える箇所もあるが、すべて抜き取られたものと判断している。ＫＴ31－掘立１（図124）と同様、抜き取り跡に灰白色の粘質土がブロッ

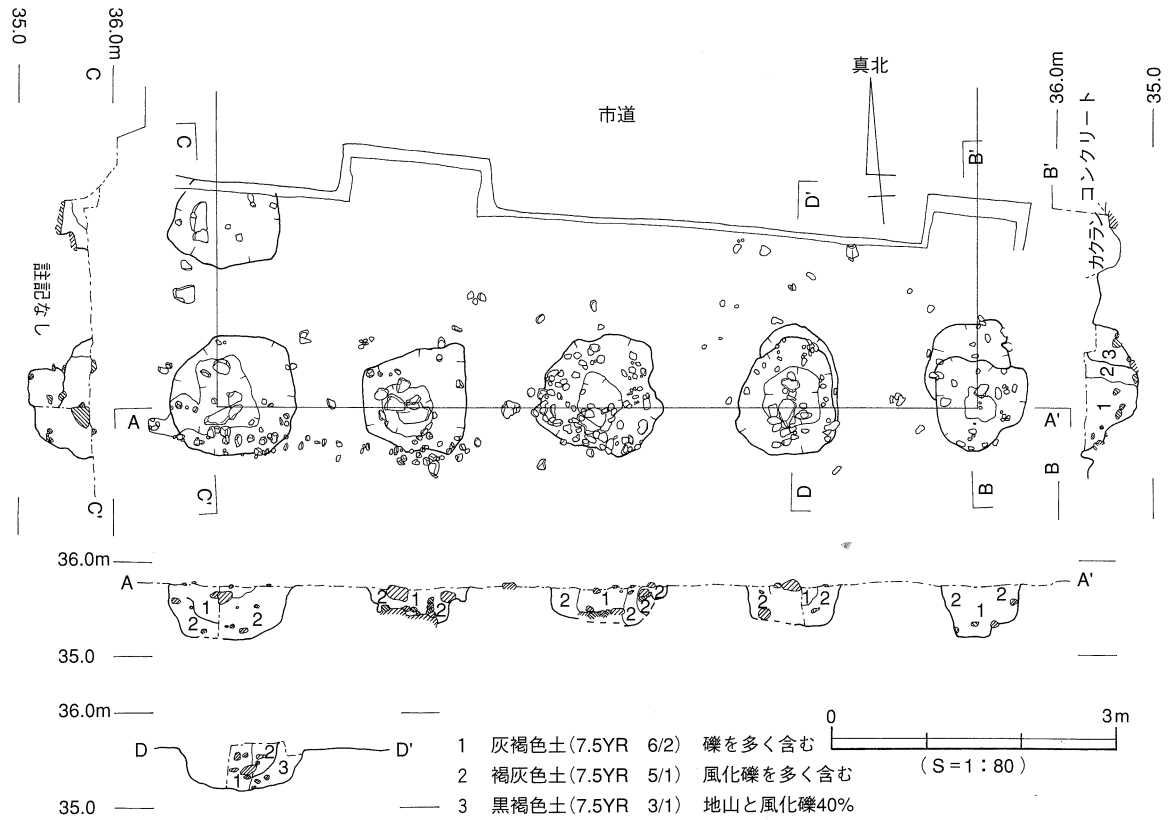

図123　KT32－掘立020

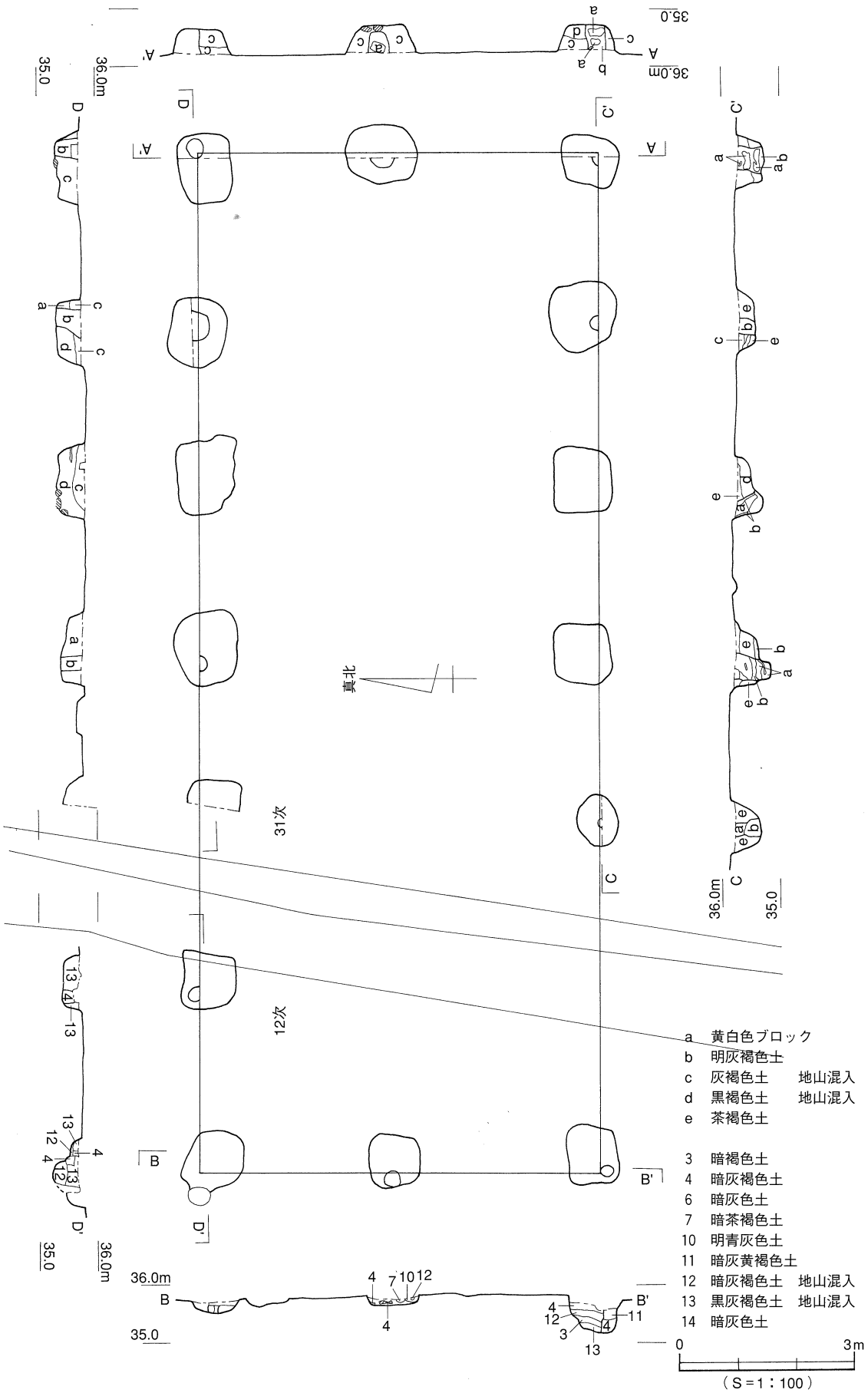

図124 KT12－掘立1（KT31－掘立1）

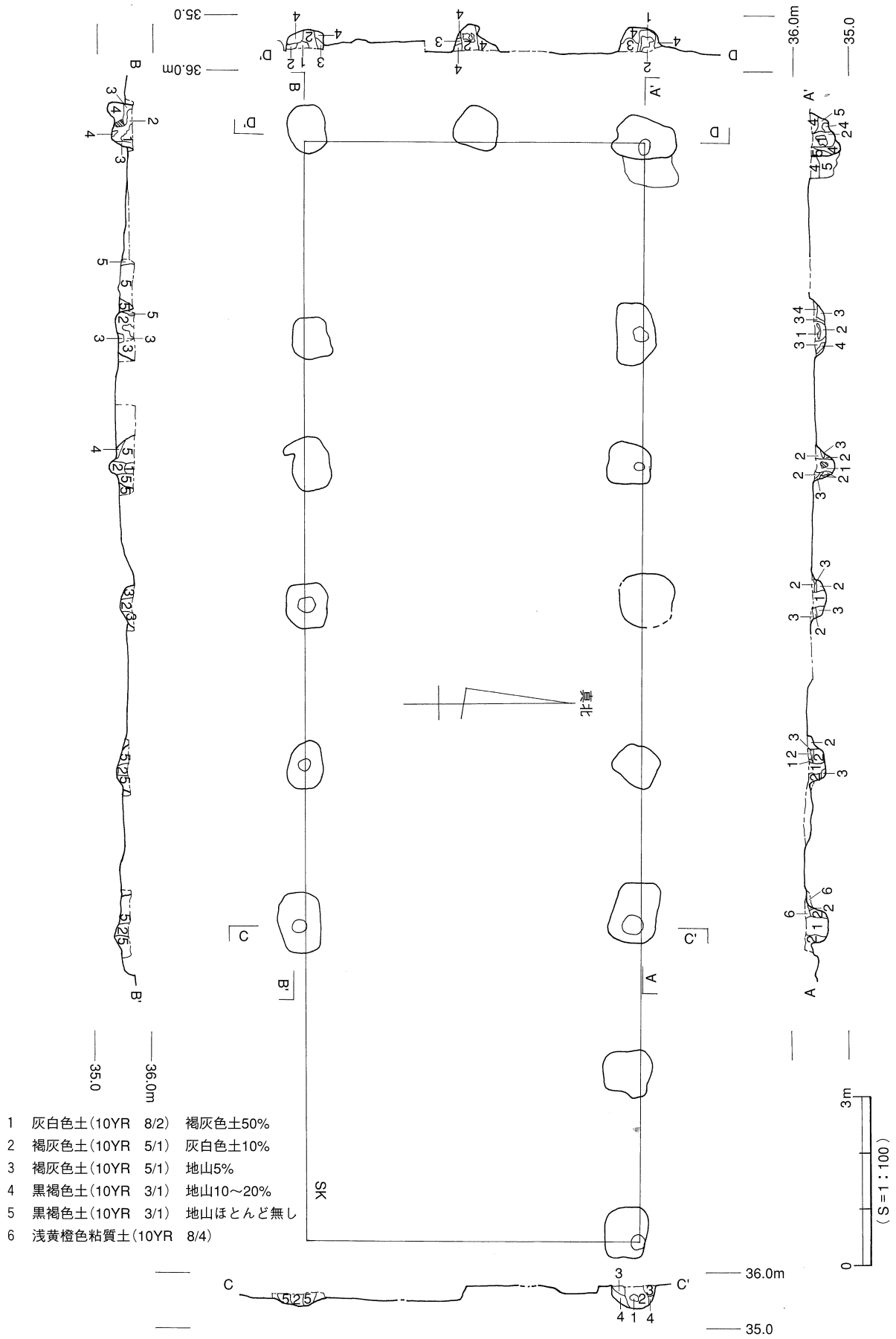

図125　KT32－掘立002

ク状に含まれる場合があることから、土壁の建物であった可能性が高い。

ＫＴ32ー掘立010［図127］　ＫＴ32－掘立017（図120）に重複して建てられる総柱構造の倉。東西３間（7.70m）、南北１間分（約2.3m）、Ｎ－４°－Ｅ。南北３間（6.9m）以下なら東西棟、４間（9.2m）以上であれば南北棟となる。柱穴は一辺0.9～1.3m、深さ0.4～0.6m程度の不整方形のものが主体で、中程の柱穴と側柱柱穴との規模の差は、ほとんど認められない。柱はすべて抜き取られている。

柱穴の切り合い関係から、掘立017の後に建てられた建物であることが判っている。

出土遺物：*126*は須恵器の坏蓋で、削りによる段が明瞭に残されている。*127*は坏の底部である。７世紀後半以降のものと考えられるが、小片であるため詳細は不明である。

ＫＴ32ー礎石建物（掘立010）［図127］　掘立010の南辺の柱穴２基の検出面には石が置かれている（写真34）。また、南東角と南西角の２基の柱穴の場合、柱の抜き取り跡を埋め戻した後、浅くて広い掘り込みを行なったうえで、拳大の礫を多数置いた状況が認められた（写真35）。特に南東角の柱穴の場合、それらの礫は中央を除いてドーナツ状に配置されており、礎石の根巻石の様にも見える。このような状況から、掘立010は柱を抜き取った上で礎石建物に建て替えられた可能性も考えられる。南東角と南西角の柱穴の小礫上に礎石が置かれていたとすると、中央の２基の柱穴上面に置かれた２個の石の上面のレベルが低すぎることに加えて、これら２個の石が礎石と考えるには小さすぎること、さらには、１つは割れていることなどを考慮して、完全な形の礎石建物とは考えず、掘立010の腐った柱の根元に後から石をはめ込んで、礎石建ち風の建物に改築した可能性も否定できないと考えている。

なお、掘立001の柱を抜いた後、石を置くために掘り込まれたと考えている浅い掘り込みについては、後世の土壌化の影響で変色した部分を誤認したもので、遺構ではない可能性もある。柱の抜き取り跡の上部だけが、より新しい時期の灰褐色土として認識された箇所があることは、その可能性を裏づける所見と言えるかもしれない。ただし、柱穴本体の埋土や抜き取り跡の埋土に対して、明確な切り合い関係にある掘り込みとして理解可能な箇所もあることから、掘立010の柱の根元近くで、柱抜き取り後に何らかの行為が行なわれたものと考えておきたい。

出土遺物：柱の抜き取り跡の上部に浅い掘り込みを伴う箇所については、礎石を設置する際の掘りかたではないかと考えているが、ここから須恵器の坏の底部片*127*が出土している。全体の形状が不明であるため詳しい時期の決定は困難であるが、７世紀の前半にまで遡る時期のものではない。

ＫＴ32ー掘立011［図128］　ＫＴ32－掘立021（図121）の南辺を１間分南へ拡張した建物。東西３間（5.23m）、南北２間分（約3.9m）、Ｎ－５°－Ｅ。南北３間（5.85m）以上であることが確実であることから南北棟である。造り足された４本の柱穴は、掘立021に比べて規模が小さい。４本とも柱は抜き取られている。掘立021に南面妻廂が付けられた状態を示している可能性も残されているが、おそらく、１間分南にずらして建て替えを行なったものと理解している。出土遺物の形状から、７世紀の中葉以降の建物であると考えられる。

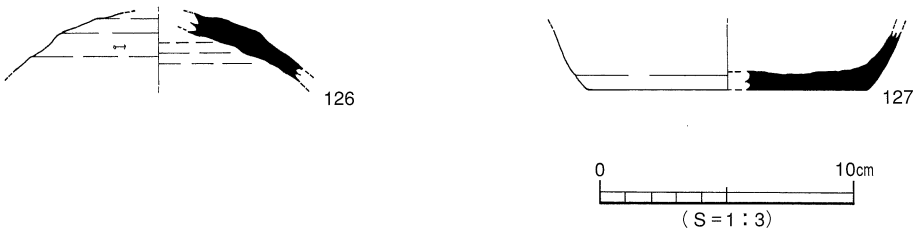

図126　KT32ー掘立010出土遺物

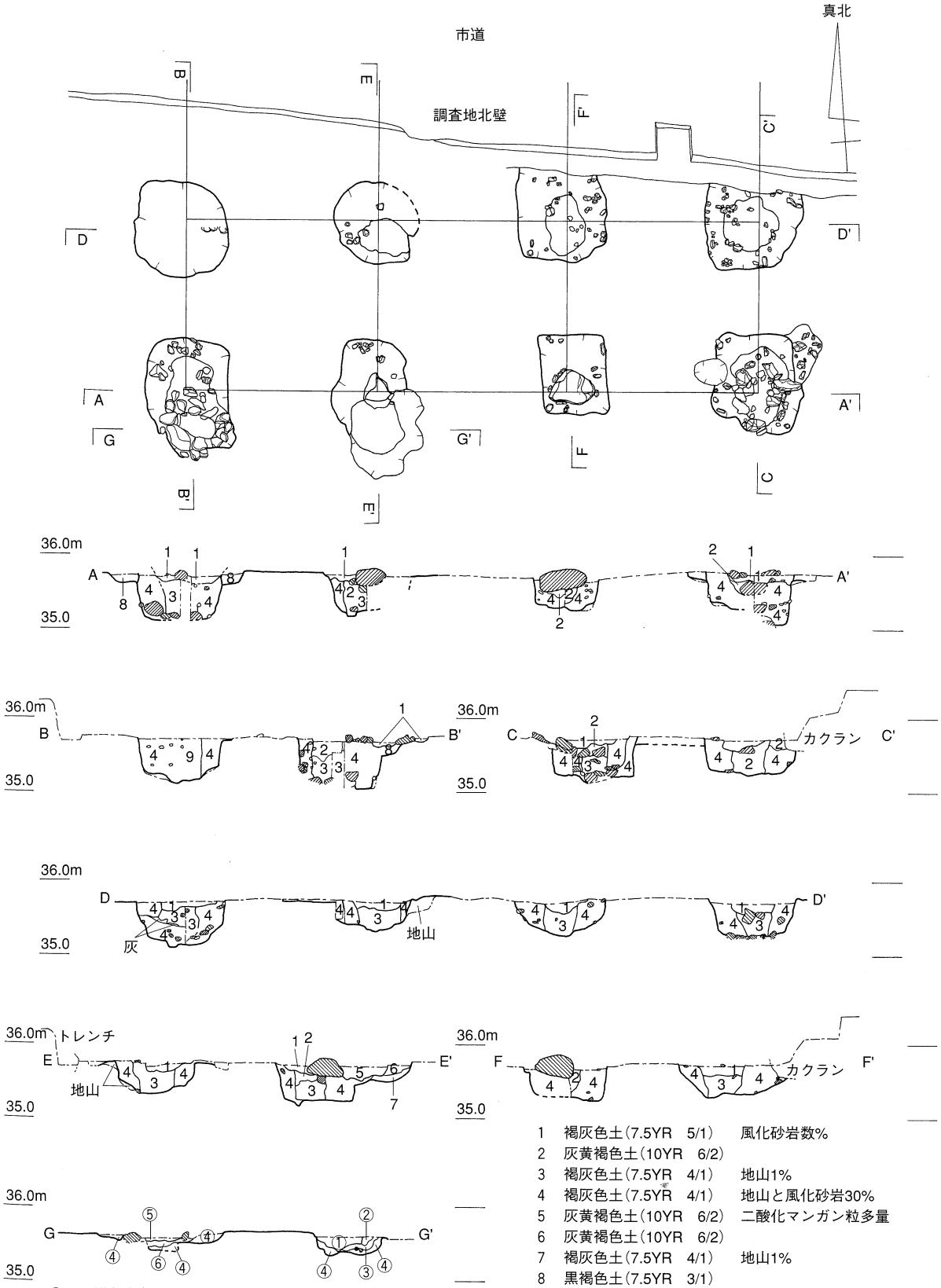

図127 KT32－掘立010

出土遺物：図129の*129*は須恵器の坏身である。立ち上がり部分の高さは低く受け部と一体化している。底部外面の工具による削り痕跡も大半が撫で消されている。坏蓋に宝珠つまみが付く新型式の蓋坏が登場する直前もしくはそれと並行関係にある器であると考えている。したがって時期は７世紀の中葉頃と判断される。

ＫＴ32ー掘立013［図130］　南に拡張されたⅢ－Ｂ期正倉院の南部に増設される建物のひとつ。大型の東西棟であるＫＴ32－掘立002（図125）の北西に位置している。ほぼ同規模の建物が３棟、南北に並んで建てられているうちのもっとも北の建物である（図106）。桁行４間（5.90m）、梁行３間（4.34m）、Ｎ－３°－Ｅの南北棟。柱穴は不整円形のものが多いが、不整方形のものも含まれている。柱の抜き取り跡は識別されていない。埋土に拳大の河原石を多く含む。

出土遺物：図化可能な須恵器片が２点出土しているが、いずれもこの建物と直接の関係に有るものではない（図131）。

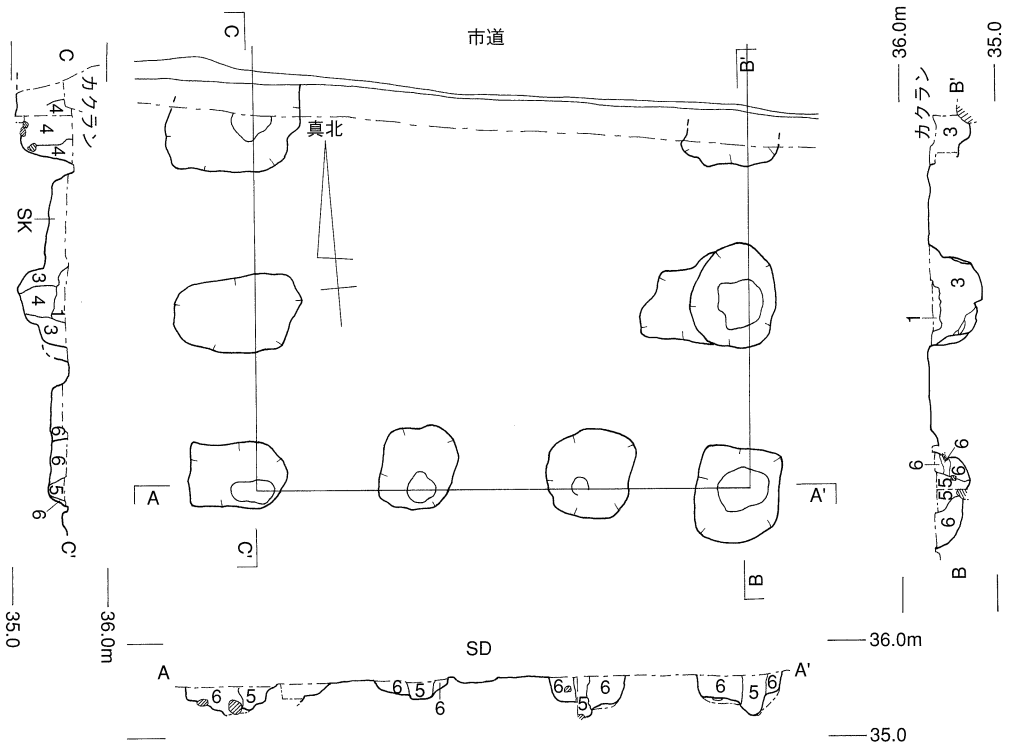

図128　KT32－掘立011

図129　KT32－掘立011出土遺物

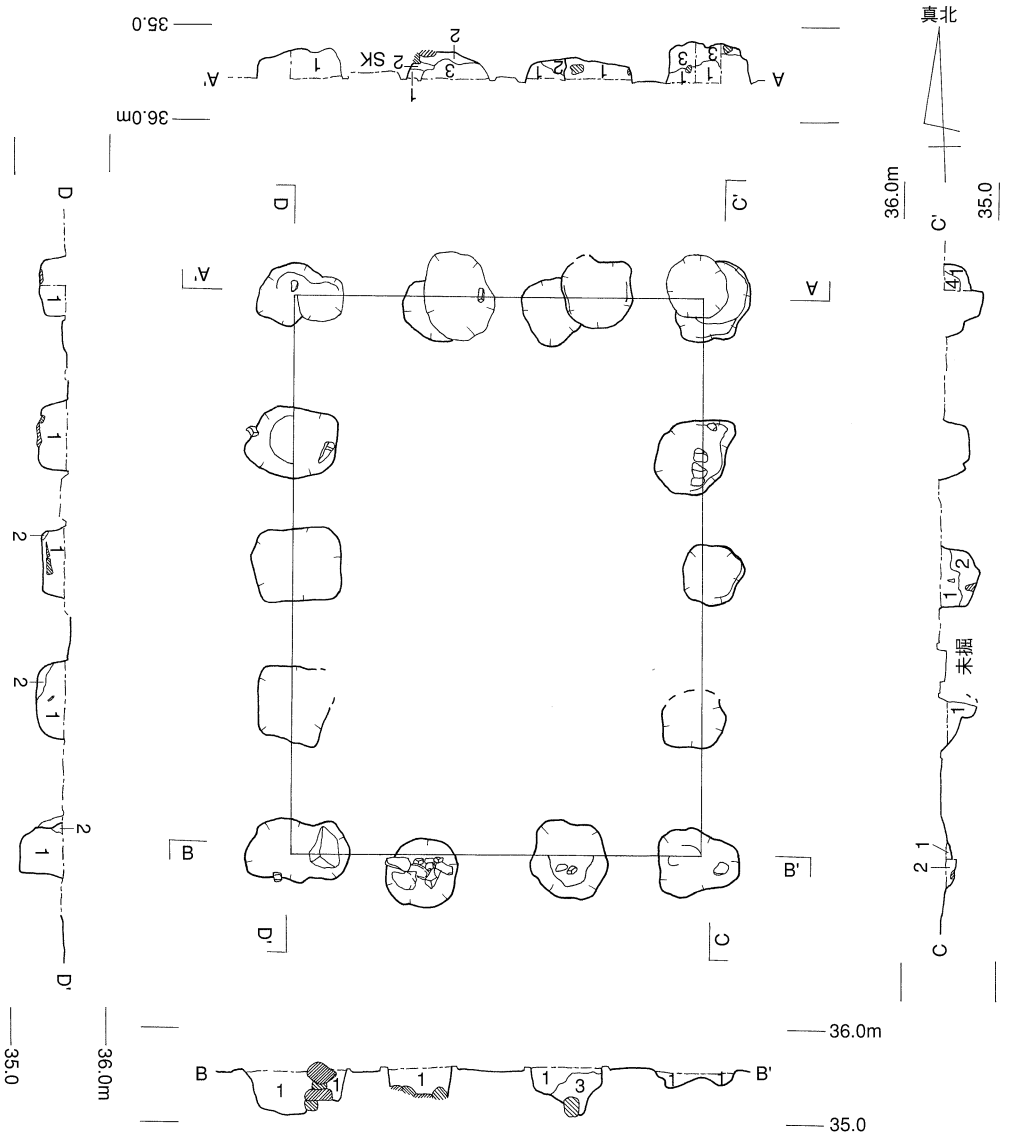

図130 KT32－掘立013

図131 KT32－掘立013出土遺物

ＫＴ32ー掘立014［図132］　３棟並びの側柱建物のうち、中央に位置する建物。ほぼ真東に柱筋を揃えて、大型の掘立002が建てられている（図106）。桁行３間（5.44m）、梁行３間（4.49m）、Ｎ－１°－Ｗの南北棟である。布掘りの掘立008（図138）によって切られている。柱穴の形状は不整形ながらも柱筋方向に細長い長方形を意識して掘られたものが多い。柱は抜き取られている。

出土遺物：図化可能な須恵器の破片が２点出土している。*133*は高坏の脚部である。透しを伴うこ

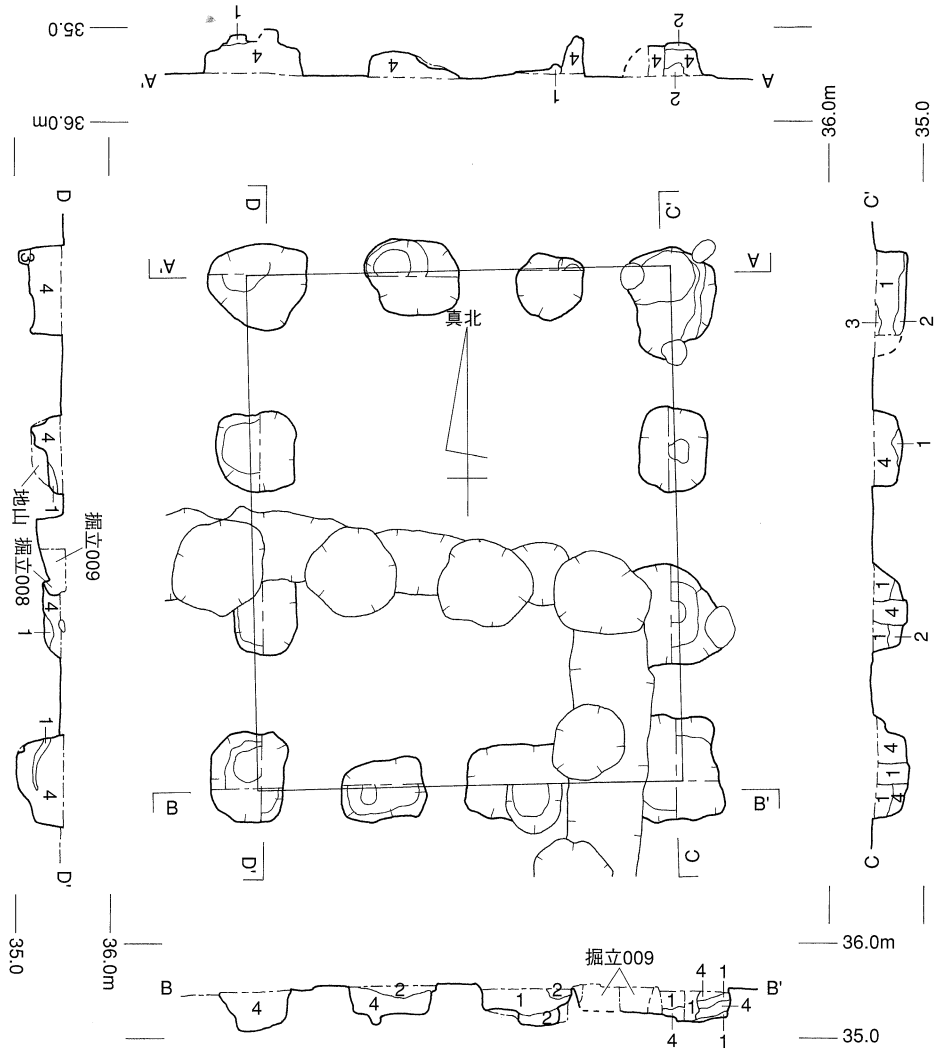

図132　KT32ー掘立014

図133　KT32ー掘立014出土遺物

とからある程度長脚の個体であろうと考えられる。脚端部の形状等、これとよく似た形状の個体が、久米高畑22次のＳＸ８から出土している（図189）。坏蓋とともに、７世紀の第１四半期ないし７世紀前葉頃のものと考えている。

ＫＴ32ー掘立015［図134］　３棟並びの建物のうち、もっとも南に位置する側柱建物（図106）。桁行３間（5.43m）、梁行３間（4.55m）、Ｎ－１°－Ｅの南北棟。柱穴は不整円形のものが多い。北に隣接する掘立014（図132）とほぼ同規格の建物である。掘立013、014と同様、床束柱は伴わない。

図化可能な出土遺物は無い。

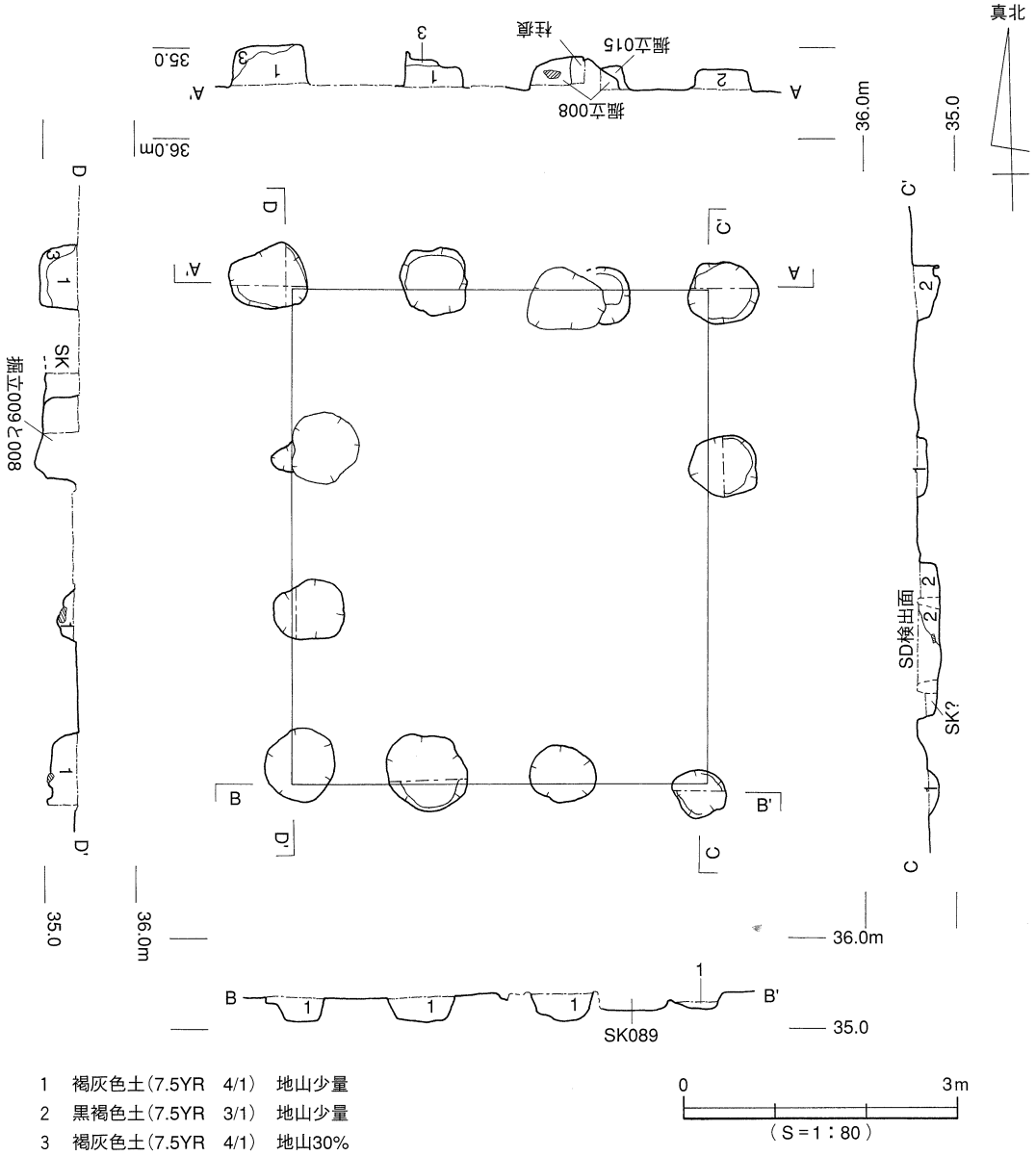

図134　KT32ー掘立015

ＫＴ32－掘立012［図135］　掘立013（図130）に重複して建てられる側柱建物。桁行４間（7.98m）、梁行３間（5.45m）、Ｎ－4.5°－Ｅの南北棟。掘立013～015の廃絶後に建てられ、掘立009と同時併存

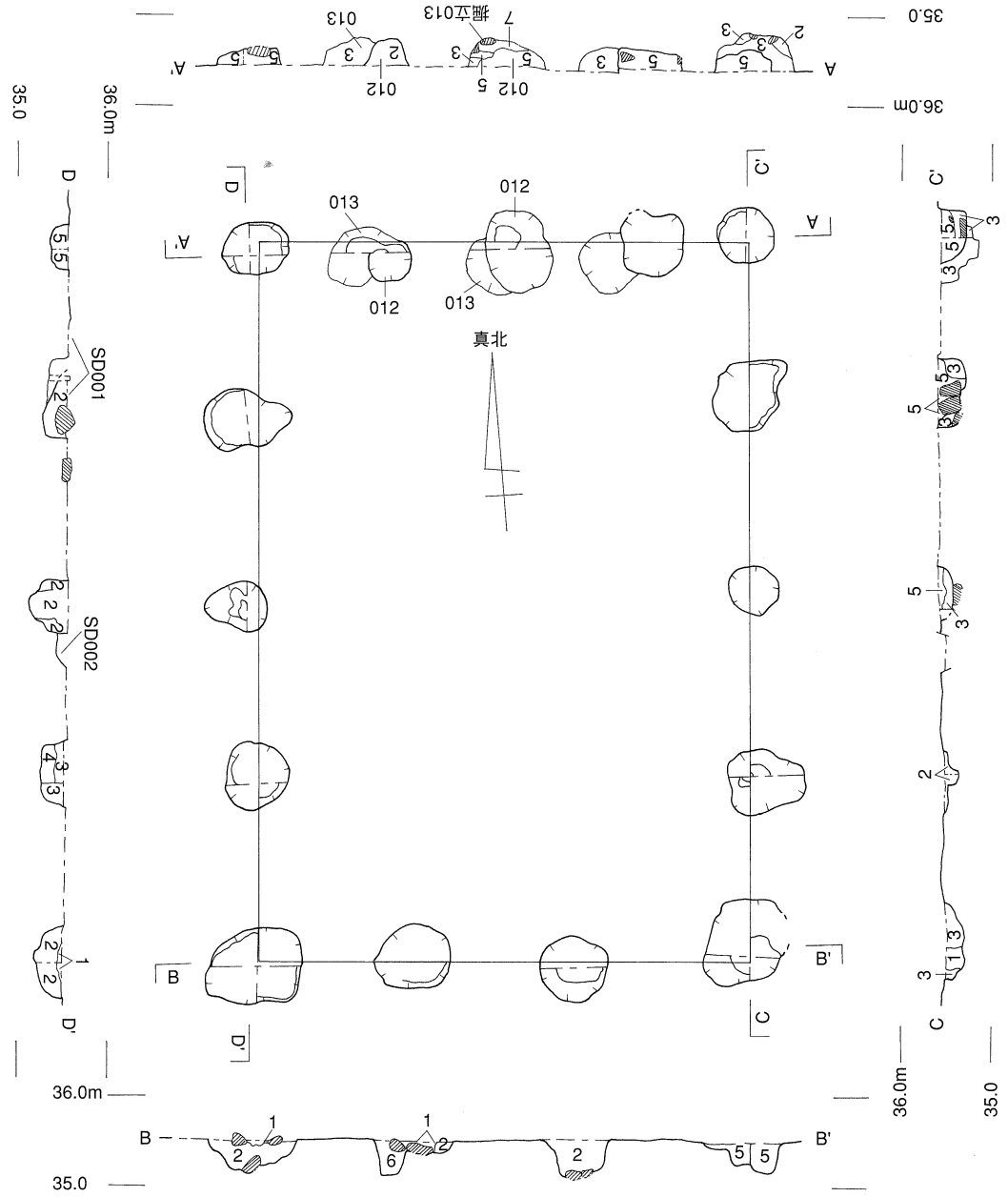

1　褐灰色土（7.5YR　5/1）
2　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山10%
3　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山1%
4　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山60%
5　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山1%
6　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山10%
7　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山60%

図135　KT32－掘立012

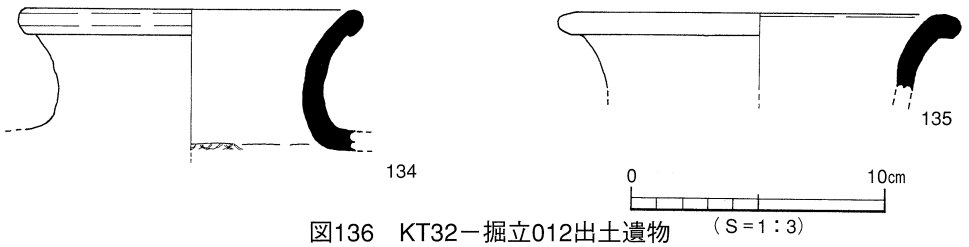

図136　KT32－掘立012出土遺物

する可能性が高い建物。柱穴は不整円形で、埋土には河原石が多く含まれている。柱根の痕跡は明確には認められていないことから、抜き取られたものと考えられる。

出土遺物：須恵器甕の口頸部の破片が2点出土しているが、正確な時期は不明である（図136）。

ＫＴ32ー掘立009［図137］　掘立014、015に重複して建てられる布掘りの側柱建物。桁行５間（7.93m）、梁行４間（5.60m）、Ｎ－４°－Ｅの南北棟である。この建物の廃絶時の柱抜き取りのための掘り込みを、そのまま掘立008の柱穴として利用したものと理解している。布掘りの掘り込みは、場所によって深さに差が存在する。掘立008の柱穴によって切られていない箇所の土層は、概ね水平に近

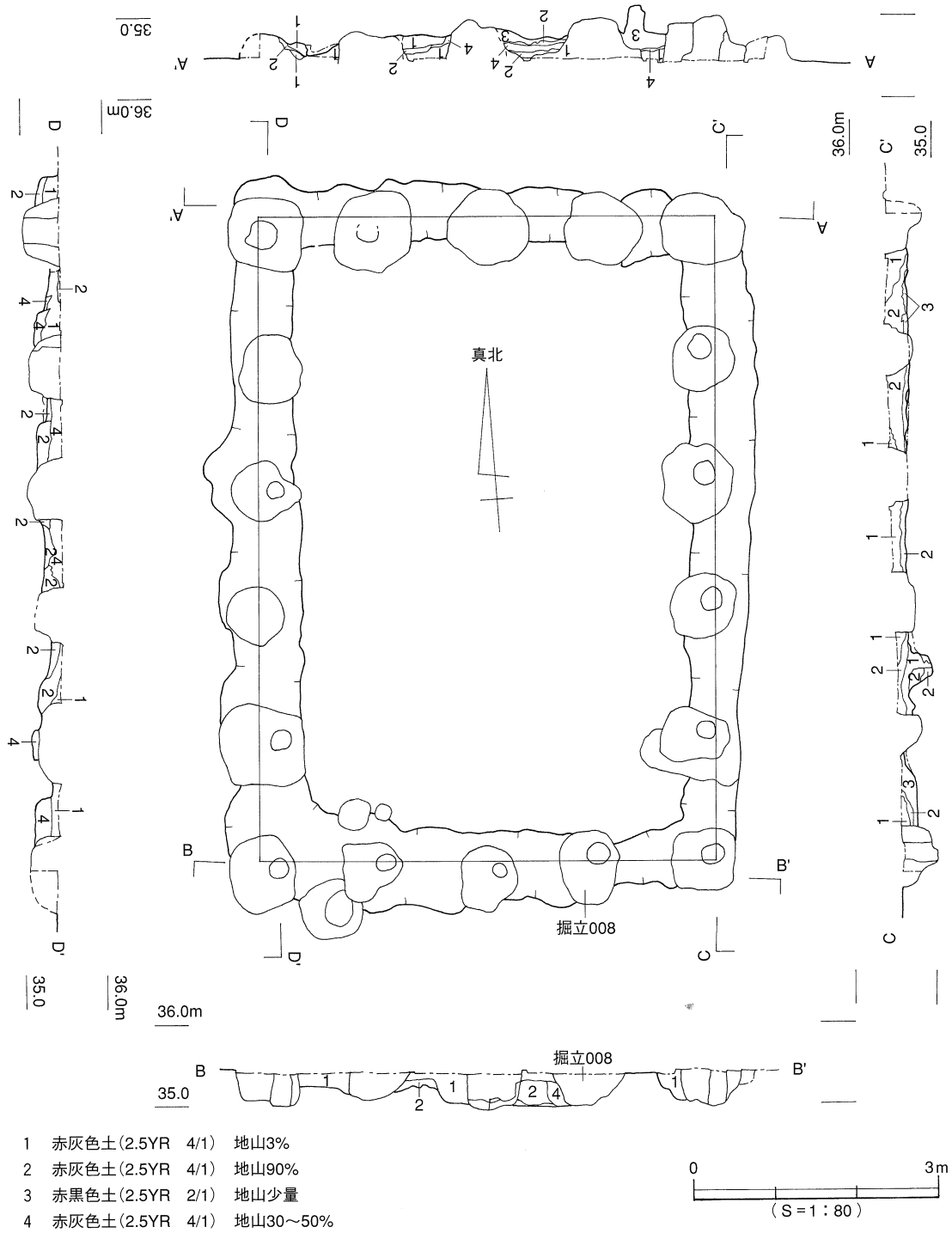

図137　KT32ー掘立009

い細かな互層状を呈している。南東角から西へ１ｍほどのところに、布掘り状の掘りかたが非常に浅く痕跡的な場所が認められるが、これは作業単位の境目を示していると考えられる。当遺跡群においては、この他に３棟の布掘りの掘りかたの建物が検出されているが、いずれも部分的に採用されているだけで、全面的に布掘りなのはこの建物が唯一の存在である。

図化可能な出土遺物は無い。

ＫＴ32ー掘立008［図138］　掘立009の柱を抜き取ったうえで建て直された建物であると考えている（写真36）。桁行５間（7.80m）、梁行４間（5.35m）、Ｎ－３°－Ｅの南北棟である。なお、柱はすべて抜き取られている。図化可能な出土遺物は無い。

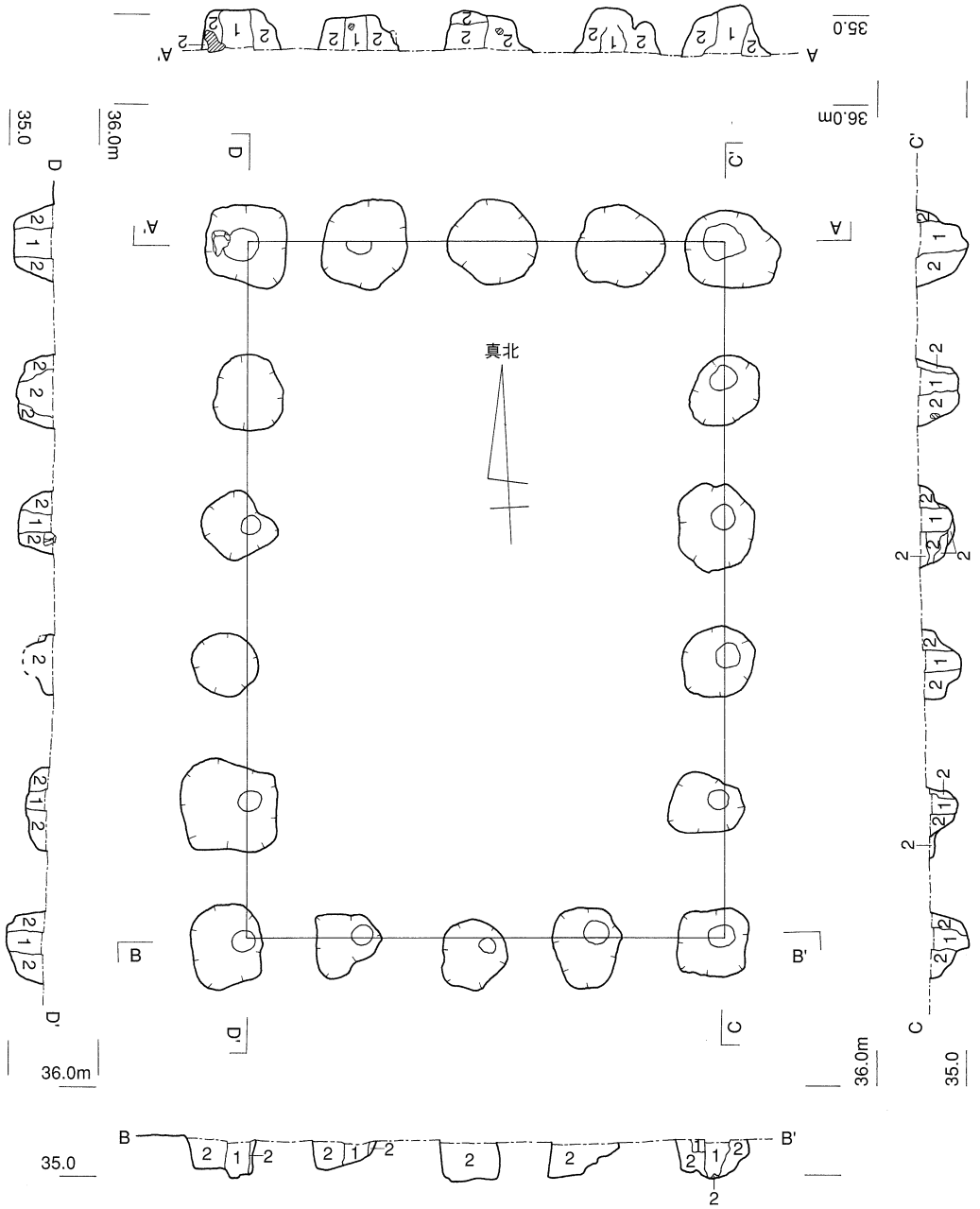

図138　KT32ー掘立008

ＫＴ32－掘立006［図139］　久米高畑32次調査地の南東部、調査地南辺に位置する構造物（図106）。直径１ｍほどの円形の柱穴２基と小型の柱穴２基から構成される。正倉院の南濠北岸に近接する場所に立地することから、濠に架かる橋のような構造物の一部ではないかとも考えられるが、所属時期等の詳細は不明である。

図化可能な遺物は出土していない。

ＫＴ43－掘立001［図140］　ＫＴ12－掘立１（ＫＴ31－掘立１）の北に位置する大型の掘立柱建物（図106）。桁行４間分（約11.5m）、梁行１間分（2.65m）を確認している。方位はＮ－91.5°－Ｅの東西棟である。建物は調査地の東と南の道路下まで続き、おそらく桁行５間（約14.4m）以上、梁行２間（約5.3m）に達するものと予想される（写真37）。

柱は大きな掘り込みによってすべて抜き取られている。このうち北西角の柱穴に関しては、抜き取り跡が柱掘りかたを超えて西方向に浅く続く状況が認められている。このような柱の抜き取りが行なわれるのは、当遺跡群においては、一部の大型建物に限られる特徴である。

なお、調査区の南壁沿いにて検出された礎石（写真38）については、建物北西角の柱穴から３基目の側柱と対応することから、間仕切りのための柱が設置された場所を示す可能性がある。周囲ではこれ以外に礎石の存在が確認されなかったことなどから、この建物との関連を検討している。礎石は径0.5m、厚さ0.4m程度の大きさの砂岩で、上面は平坦な自然面が利用されている。縁は打ち欠いて面取りを行なっている。礎石設置のための掘りかたには、側柱の抜き取り跡の埋土よりも色調が明るい新しい時期の土が詰められている。このことから、側柱建物の設定当初から礎石が据えられていたのではなく、後に追加されたものである可能性が高いと判断している。

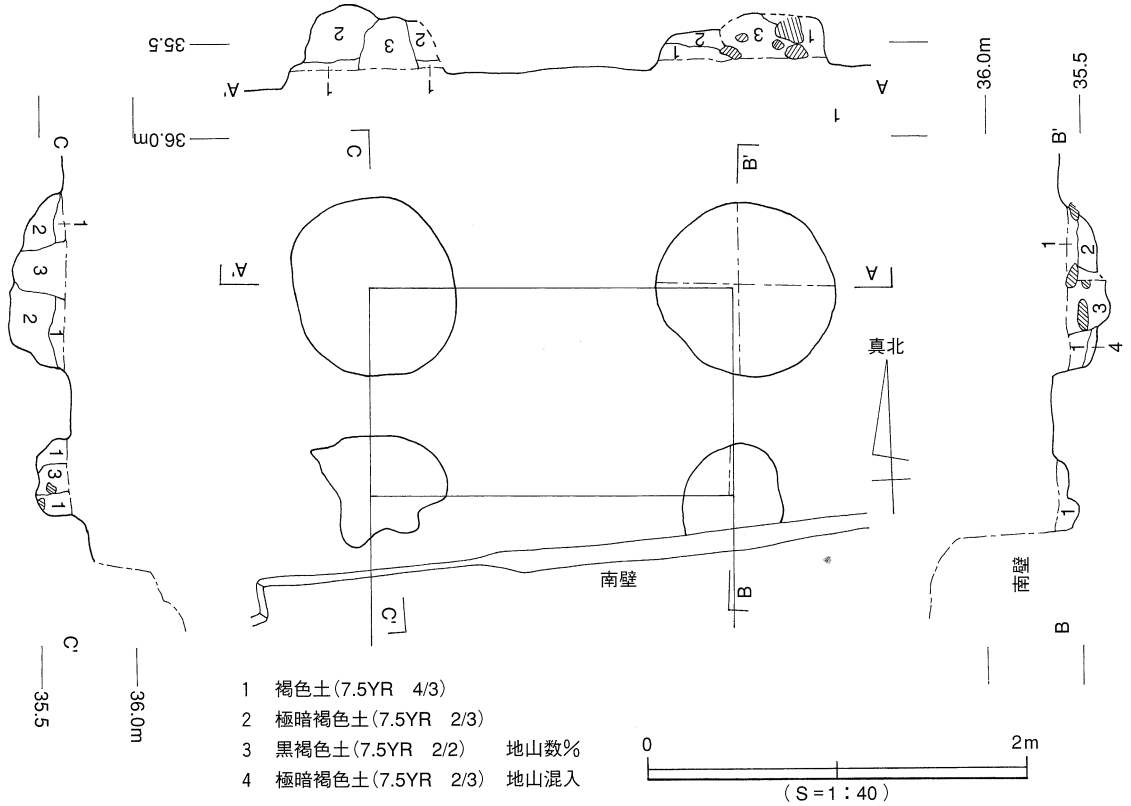

図139　KT32－掘立006

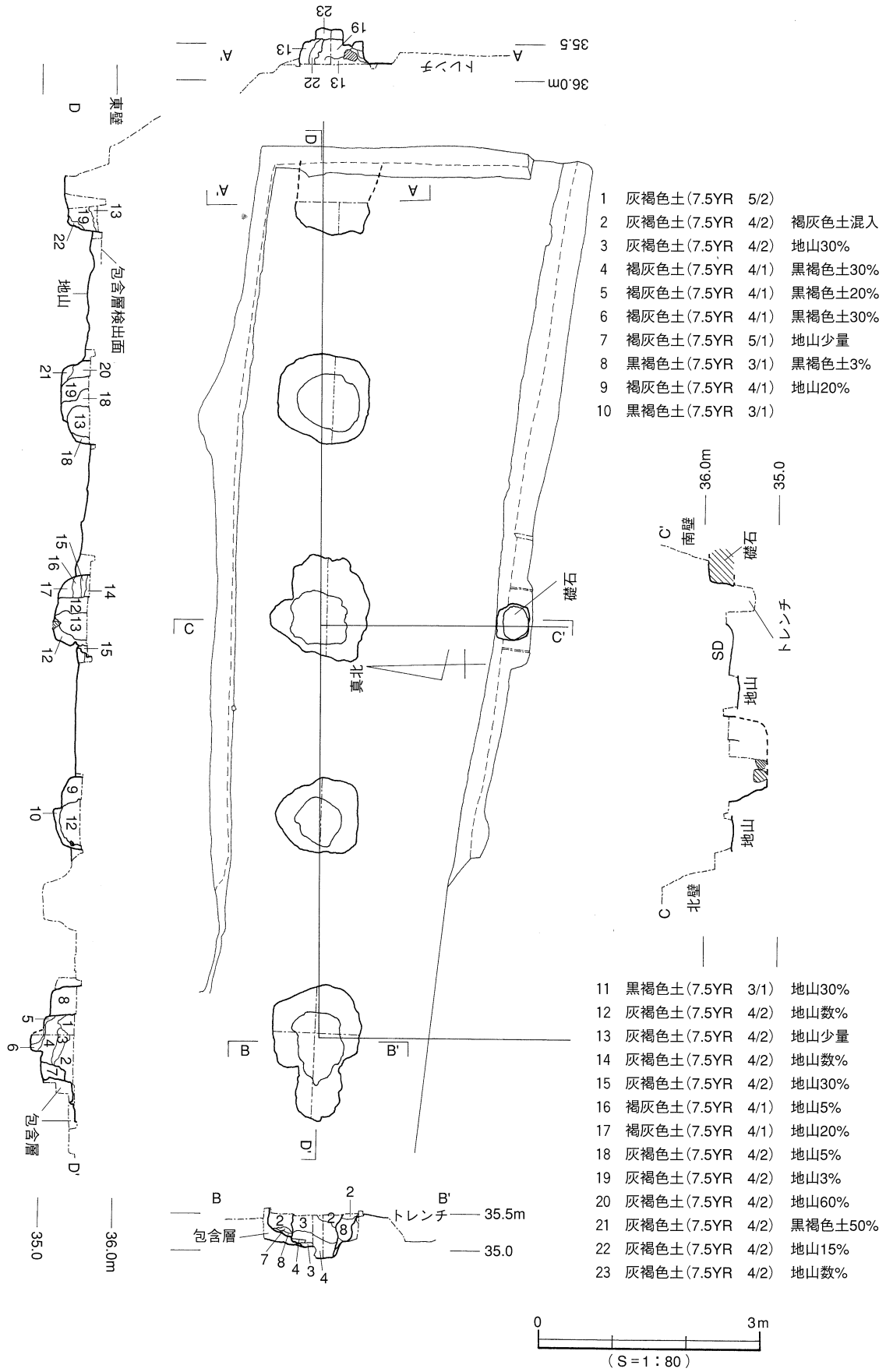

図140 KT43ー掘立001

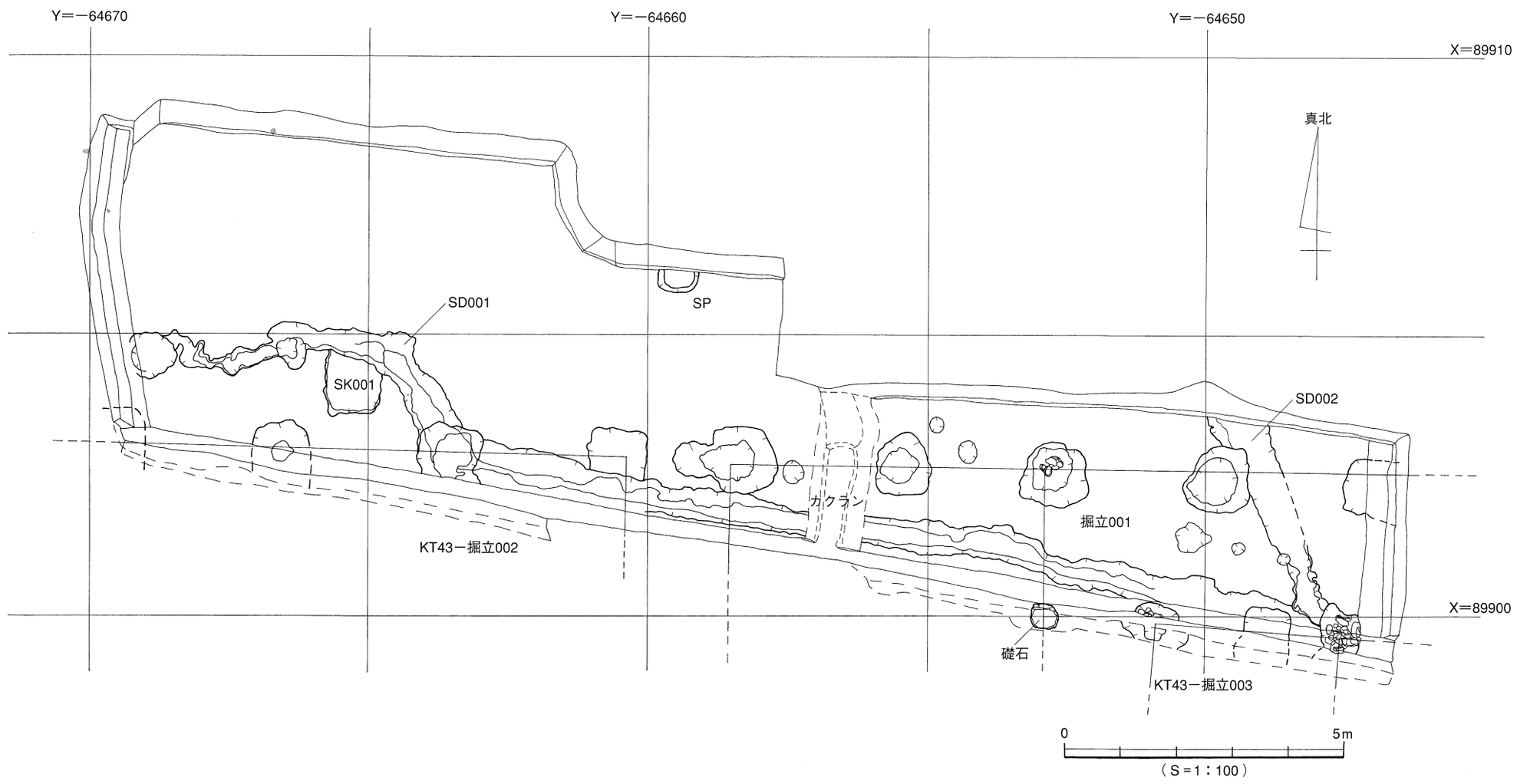

図141　久米高畑43次

側柱５基に共通して言えることであるが、抜き取り跡の規模が通常に比べて一回り大きく、径0.5～0.7mに達している。掘りかたの底には、径20cmほどの河原石が置かれた場所もあることから、柱を抜き取った後に礎石を置いた可能性も否定できない。ＫＴ32－掘立010（図127）と同様、この建物も掘立柱建物から礎石建物へ転換したのかもしれない。出土遺物から、７世紀末以降８世紀にかけて存在した建物である可能性が高いと考えている。

出土遺物：柱の抜き取り跡から瓦の破片が１点出土している。

ＫＴ43－掘立002［図142］　ＫＴ43－掘立001の真西に位置する掘立柱建物（図141）。掘立001と同様、建物の北側柱列の柱穴のみ検出された。柱筋は掘立001北側柱列の西への延長上に一致する。両者の間は1.85m離れていることから、同時併存も可能であると考えられる。

東西３間分（約９ｍ）、梁行不明、Ｎ－92°－Ｅ。柱穴は方形。包含層が堆積した低地部に建てられているため、柱穴の掘り込みは地山に達していない箇所もある。部分的に柱を抜き取った痕跡が確認されているが、検出された遺構の深さが浅いため、詳細は不明である。

ＫＴ43－掘立003［図143］　久米高畑43次調査地の南東端（図141）で検出された大型の柱穴２基について、大型の掘立柱建物を構成するものと認識し、建物としての遺構番号を付している。２基の柱穴の間に位置する別の方形柱穴１基については、この建物や隣接の掘立001とは別の建物の柱穴であろうと考える。

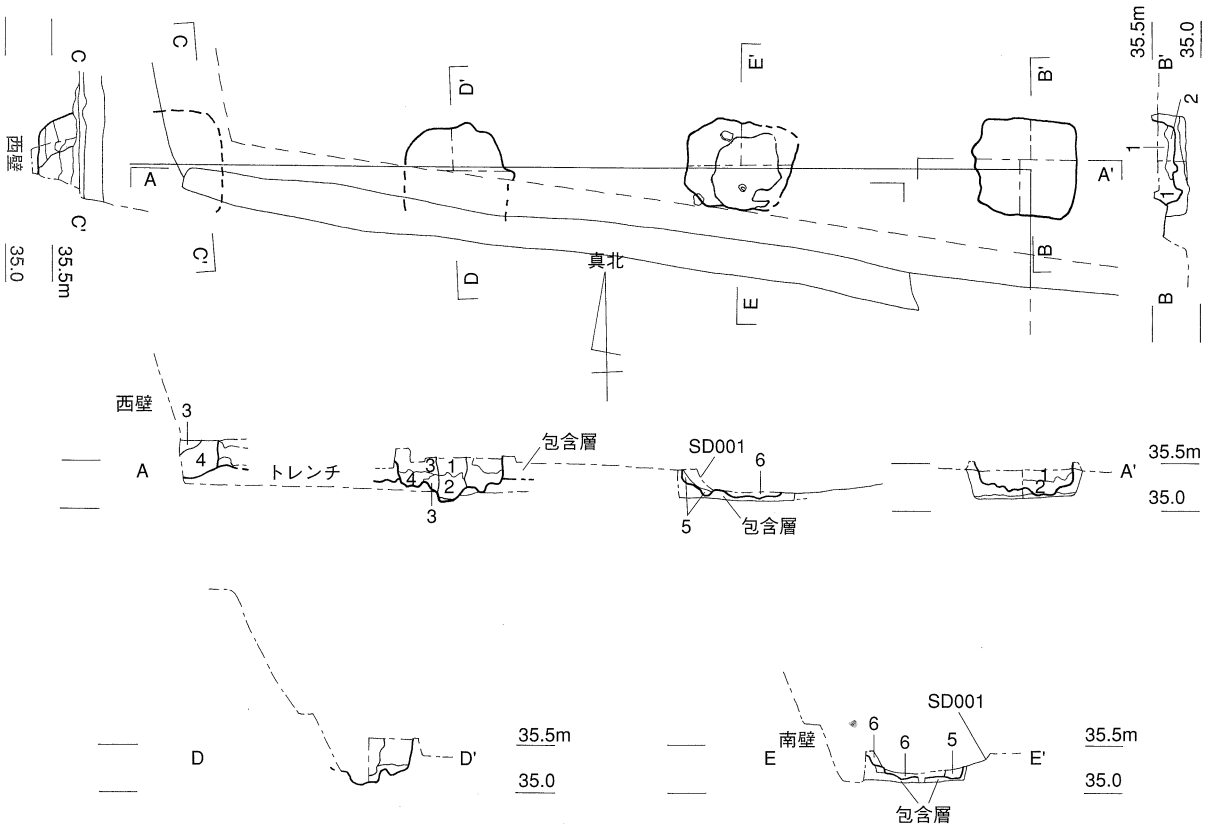

1　灰褐色土(7.5YR　5/2)　地山数%
2　灰褐色土(7.5YR　5/2)　地山5%
3　灰褐色土(7.5YR　4/2)　褐灰色土5%
4　灰褐色土(7.5YR　4/2)　黒褐色土30%
5　黒褐色土(7.5YR　3/1)　灰褐色土5%
6　褐灰色土(7.5YR　4/1)　灰褐色土30%

0　3m
（S＝1：80）

図142　KT43－掘立002

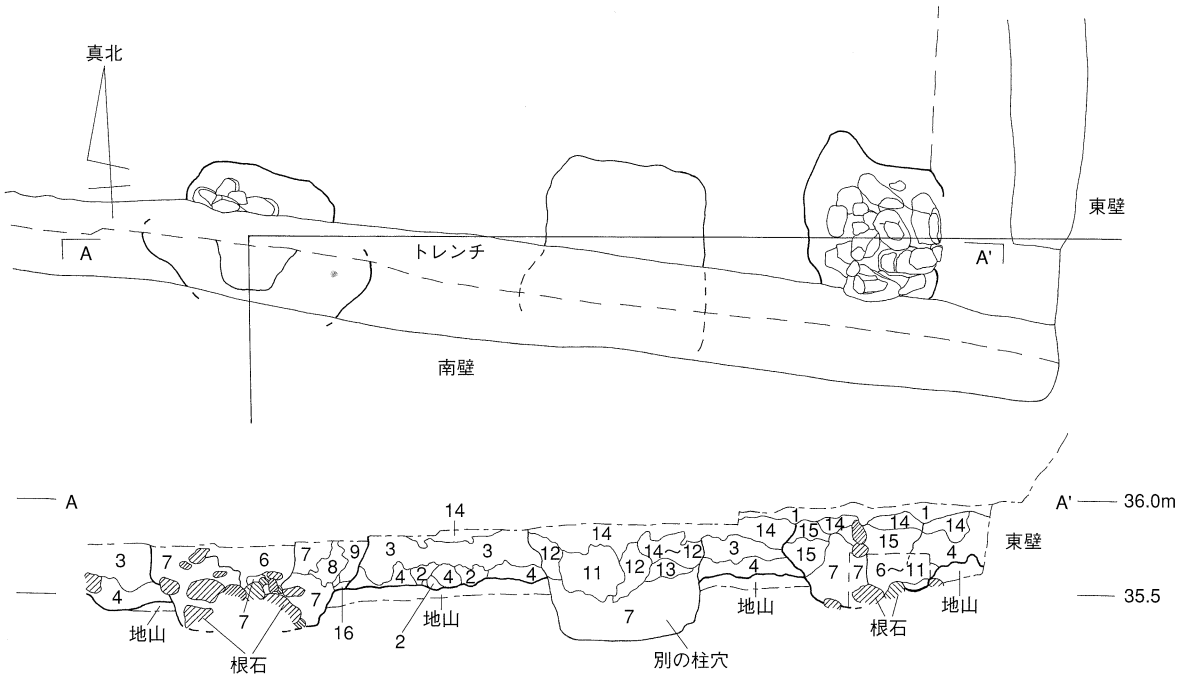

1	灰褐色土(7.5YR 6/2)	マンガン粒少量	9	褐灰色土(10YR 4/1)	地山少量
2	黒褐色土(7.5YR 3/1)	灰褐色土40%	10	褐灰色土(10YR 4/1)	地山60%
3	黒褐色土(7.5YR 3/1)	灰褐色土5%	11	灰黄褐色土(10YR 4/2)	褐灰色土20%
4	にぶい黄褐色土(10YR 5/4)	地山	12	褐灰色土(10YR 4/1)	地山10%
5	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山1%	13	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山90%
6	灰黄褐色土(10YR 4/2)	地山ほとんど無し	14	灰黄褐色土(10YR 4/2)	地山無し
7	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山10%	15	褐灰色土(10YR 4/1)	地山無し
8	灰黄褐色土(10YR 5/2)	地山5%			

0 2m
(S=1:40)

図143 KT43－掘立003

東西１間分（約3.3m、約11尺）、南北不明、N－3°－E。掘りかたの下部には、径10～30cmほどの河原石が多数詰め込まれている（写真38）。特に東側の柱穴の場合、面的に隙間無く敷きつめられている。このような状況から、これらは礎石の根巻石である可能性が高いと考えている。これらの礫の群の上部には、柱穴本体の埋土に比べて色調が明るい別の掘り込みが存在するが、これは礎石を抜き取った跡であろう。

東西１間分の柱間が３mを超える状態は、総柱構造の倉であるＫＴ32－掘立010（図127）の場合で約2.5mであることと比較して、明らかにより大型の建物であることを示している。調査地の南に位置する道路の下にかけて、総柱の倉が存在する可能性を想定しておきたい。

ＫＴ31－掘立２［図144］　正倉院の南東角、久米高畑31次調査地の東部で検出された掘立柱建物（図106）。重複して建つ掘立３（図145）に先行する。桁行３間（6.36m）、梁行３間（5.00m）、N－95°－Wの東西棟である。柱穴は一辺0.8～1.2m程度の方形で、柱の痕跡のように見える箇所も有るが、柱は抜き取られたものと考えられる。

なお、掘立２と重複する掘立３は、隣接する南北道路下で正倉院東濠に近接する位置に建てられている。さらに、出土遺物の年代観によって、これら正倉院南東部の２棟の建物は、濠が埋められてから後に建てられたものと考えられる。したがって厳密には正倉院の内部施設とは言えない。

出土遺物：柱穴から９世紀末～10世紀前半頃の土師器の坏の破片が出土している（『年報Ⅸ』）。

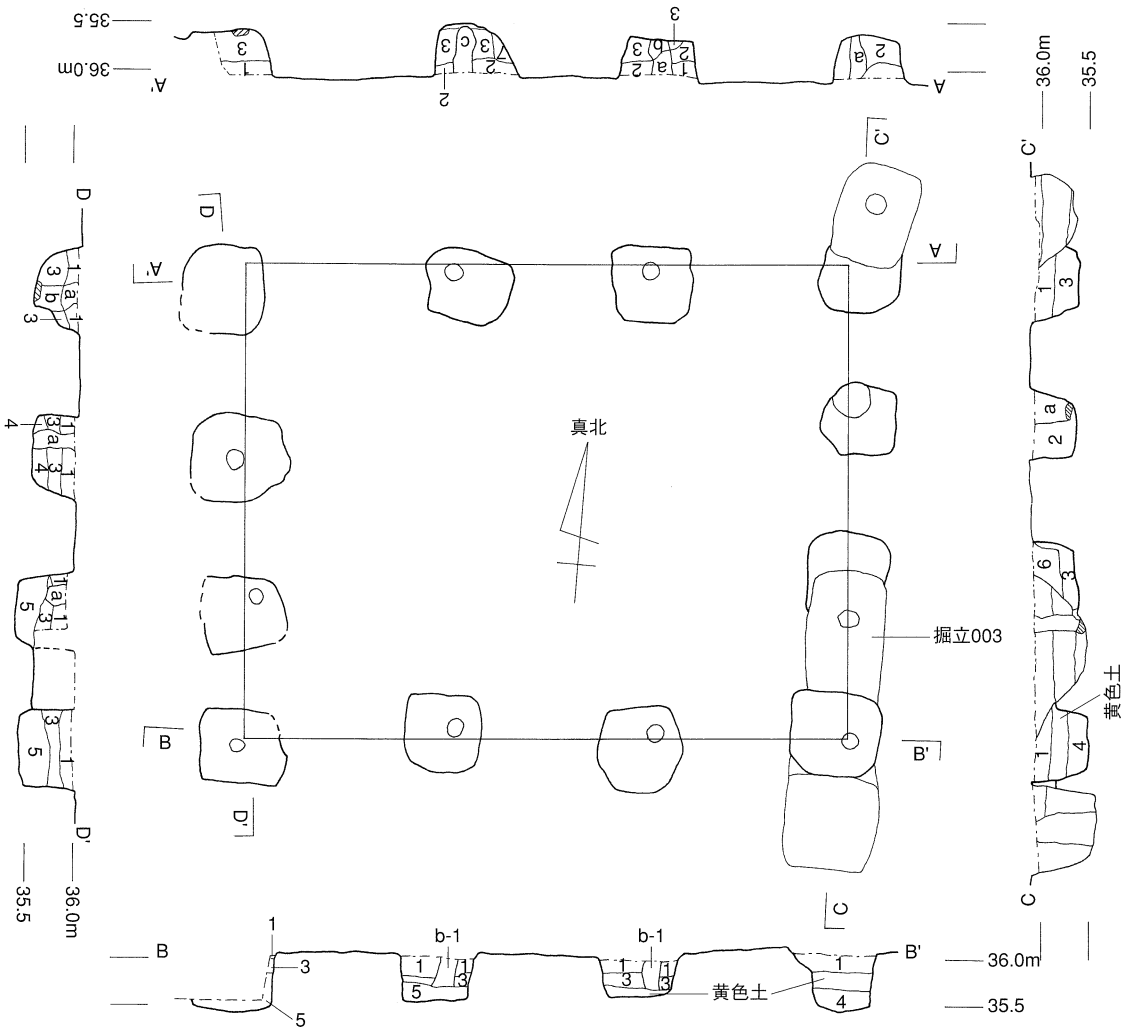

1 暗灰褐色土
2 暗灰褐色土 地山混入
3 黒褐色土
4 黒褐色土 茶色微砂土混入
5 黒褐色土 地山混入
6 灰褐色土 地山混入
7 茶褐色砂質土

a 灰褐色土 地山混入
b 黒色土
b-1 黒色土 地山少量含む
c 黒灰色土

図144 KT31－掘立2

ＫＴ31－掘立３ [図145] 掘立２同様、正倉院の東濠が埋められた後に建てられる建物で、掘立２より後出する。厳密には正倉院の内部施設ではない。南北３間（6.71m）、東西２間分（約3.2m）以上、N－1°－Wの側柱建物である。東西３間（約4.8m）または４間（約6.4m）の場合、南北棟となる。柱穴の中には、一辺が１×２mの長方形に掘られたものもある。柱は抜き取られている。７世紀から８世紀代の柱穴に比べて、より四角で、底が平らに仕上げられている傾向が認められる。

ＫＴ32－ＳＡ006 [図146] Ⅱ期正倉院南面の東西道路の北に配置された一本柱列（図106）。東西16間分（約37.8m）を検出している。方位はN－92.5°－E。東西道路北側溝であるＫＴ32－ＳＤ001から、西部で約3.6m、東部で約４m離れてほぼ平行の位置に設けられている。柱間の距離にはばらつきがあるが、１間あたり８尺前後で配置されていると考えられる。柱列の西端は、ＳＡの北に建ち並ぶ建物群のうち、もっとも西に位置するＫＴ32－掘立011（図128）の西端ないし東端付近に対応するものと理解されるが、付近における遺構の重複が激しいため正確な位置は特定できない。掘立011

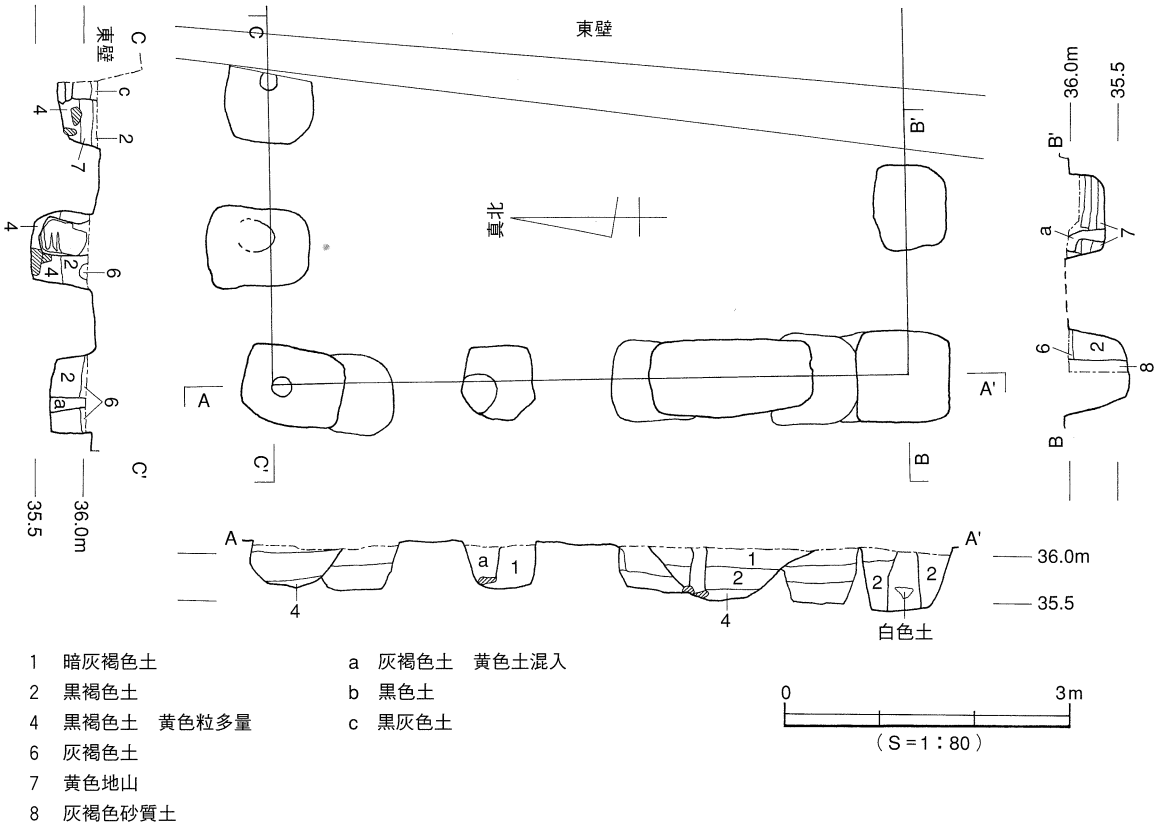

図145　KT31－掘立3

の南西角に取り付いて閉塞する状況は認められなかった。柱穴の多くは不整円形であるが、不整方形のものも含まれている。

32次調査地北辺に位置するより古い段階の建物のうち、時期的に先行するＫＴ32－掘立017や掘立021等、北寄りの位置に建てられている建物の南面を区画するための施設であると考えている。後にこれらの建物を少し南へ寄せて建て直しを行なった際に、この柱列も造り替えられたものと想定している（ＫＴ12－ＳＡ１・ＫＴ32－ＳＡ001、図107）。

ＫＴ12－ＳＡ１（ＫＴ32－ＳＡ001）［図107］　Ⅱ期正倉院南面の東西道路の北に平行に配置された一本柱列（図106）。ＳＡ006よりもⅡ期正倉院南面の東西道路北側溝に近い場所に配置されている。方位はＮ－93.5°－Ｅ。道路の北側溝であるＫＴ32－ＳＤ001から北に約1.35m離れてほぼ平行に配置されている。32次調査地北西部から東の12次調査地北東部まで、東西45間（調査地間の未検出区間を含む約61.4m）程度を確認している。１間あたり4.5尺前後で柱の配置が行なわれたようである。柱列の西端は、このＳＡの北に建ち並ぶ建物群のうち、もっとも西に位置するＫＴ32－掘立021の南辺中央ないし西端付近に対応するものと考えられるが、遺構の重複が激しいことから位置は特定されていない。北へ屈曲して掘立021の南西角に取り付く可能性は低い。また、東端の位置に関しては、東の31次調査地では検出されていないため12次の北東部で途切れるものと考えられるが、これについても特定されていない（図106）。柱穴の多くは不整円形であるが、方形のものも含まれている。なお、この柱列は、ＫＴ32－掘立010や掘立011など、Ⅱ期正倉院の南部における建て替え後の建物の南面を区画するために設けられたもので、ＳＡ006を造り替えたものと理解している。

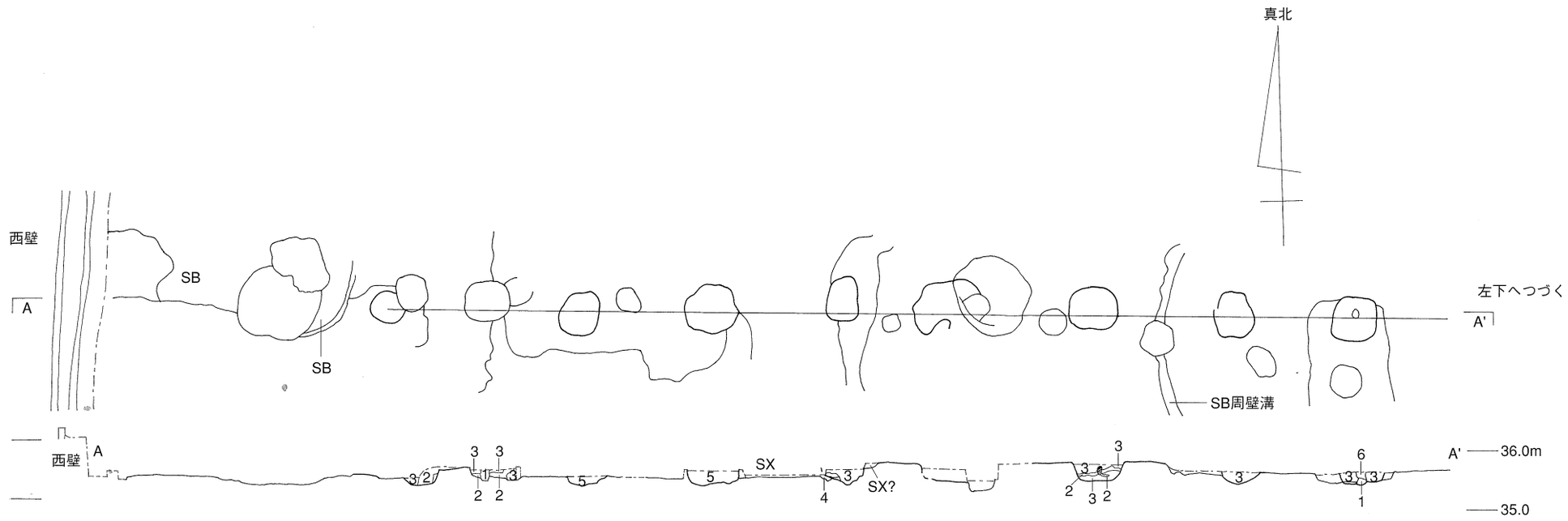

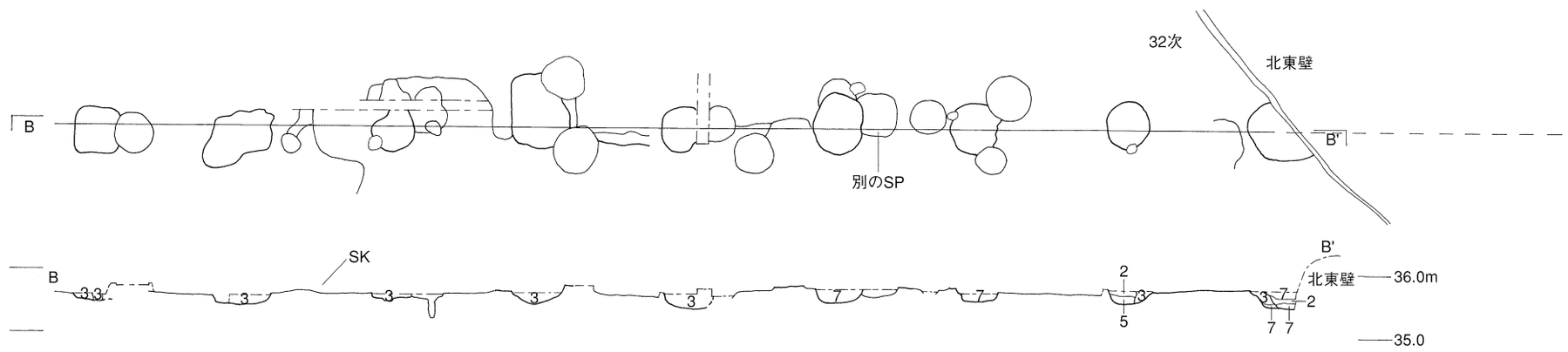

1　黒褐色土(7.5YR　3/1)
2　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山50～70%
3　褐灰色土(7.5YR　4/1)
4　褐灰色土(7.5YR　5/1)
5　黒褐色土(7.5YR　3/1)　地山3%
6　褐灰色土(7.5YR　5/1)
7　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山10%

0　5m
(S=1：100)

図146　KT32－SA006

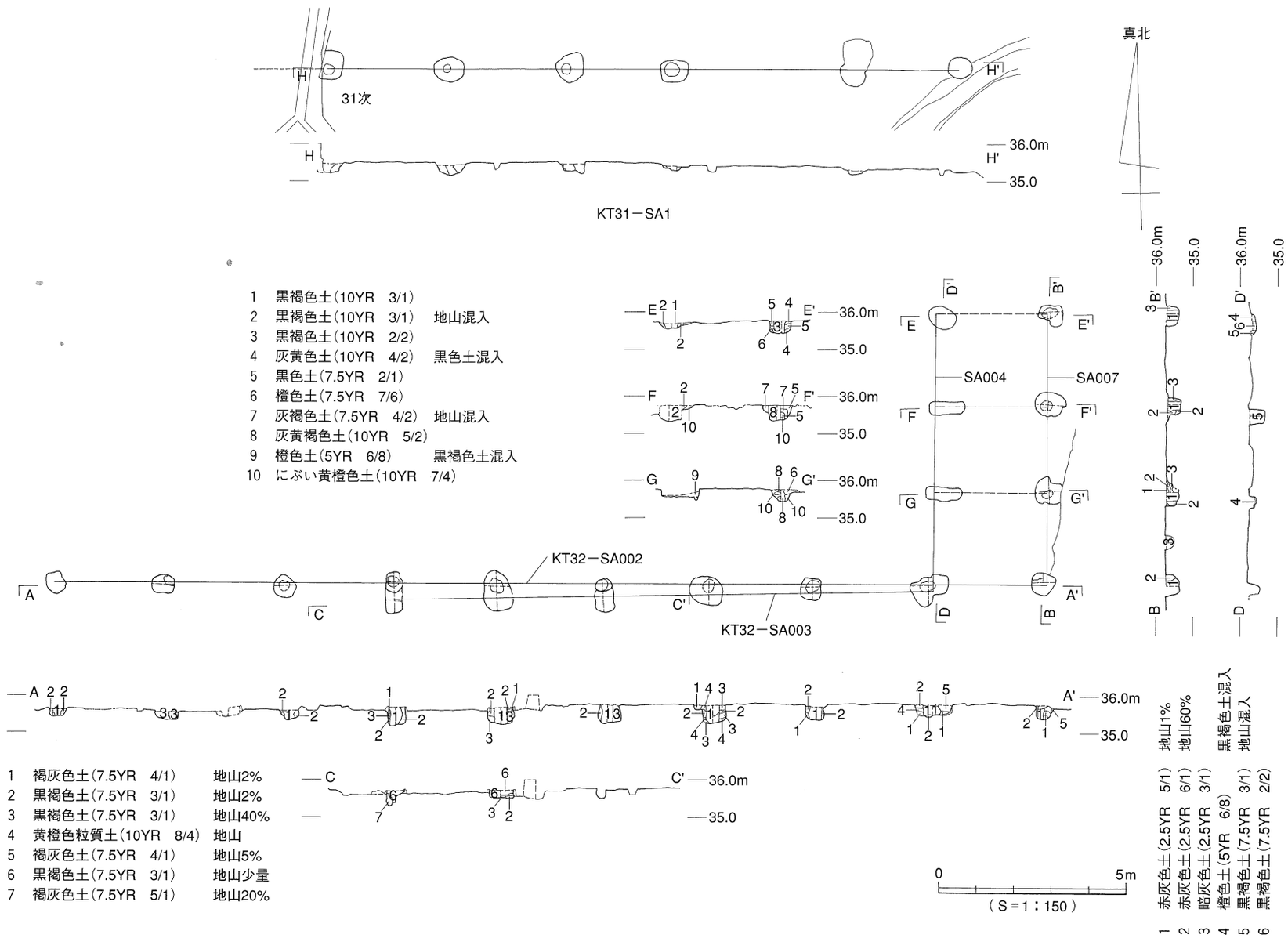

図147　正倉院南部の一本柱列

ＫＴ32－ＳＡ002（007）・003（004）［図147］　ともにⅢ－Ｂ期正倉院南東部のＫＴ32－掘立002の南面を区画するために設けられた一本柱列。建て替え前がＳＤ003と004、建て替え後がＳＤ002と007である。東西方向の柱列は、南濠本体の北辺から約6.2m北、掘立002の南側柱列から南へ約6.5mの位置に設けられている。両者の中間付近に塀を設けたものと理解される。

ＳＤ003は東西５間（約14.3m）、Ｎ－91°－Ｅ。東端で屈曲して北へ３間（ＳＡ004、約7.4m）延びて逆Ｌ字形の形態をとる。ＳＤ002は東西９間（約23.3m）、Ｎ－91.5°－Ｅ。これも同じく東端で屈曲して北へ３間（ＳＡ007、約7.2m）延びる。

場合によると南北２条の柱列は、東西１間（約３ｍ）幅の建物を構成する可能性も考えられる。正倉院南濠中央部の東側の空間に面していることから、門番の詰め所のような機能を担った建物であったのかもしれない。なお、この閉塞施設の存在とその形態は、関連のＫＴ32－掘立002が、Ⅲ－Ｂ期正倉院において特別に重要な建物であったことを示していると評価している。

ＫＴ31－ＳＡ１［図147］　前述のＫＴ32－ＳＡ002、ＳＡ003と同様の評価を行なうことが可能な一本柱列。Ⅲ－Ｂ期正倉院南東部のＫＴ12－掘立１（ＫＴ32－掘立１、図124）に対する目隠しの板塀であると考えている。南濠本体の北辺から北へおよそ8.2m、掘立１の南側柱列から南へ約8.3mの位置に、東西５間分（16.8m）が検出されている。濠本体の北辺と建物南辺の中間付近に塀を設けたものと理解される。柱列の方向はＮ－91°－Ｅ。柱列は西へ延びて32次調査地の東部に達しているものと予想されるが、大型の土坑多数が掘り込まれているため確認されていない（図106）。したがって、ＫＴ32－ＳＡ002と003のように、南北方向の短い柱列が西端に付随するかどうか判っていない。

ＫＴ32－ＳＤ011［図116］　濠とＫＴ32－ＳＡ002・003の中程に掘られた直線溝（図106）。検出長約45m、幅約0.5m～1.25m、方位はＮ－91°－Ｅ。溝の西端が３棟並びの掘立015と接していることから、溝として存在したのであれば、これらの建物とは時間差が存在すると考えられる。濠の内側において、土塁や築地塀の存在を示す遺構は確認されていないが、この溝はこれらの閉塞施設の存在を暗示している可能性もある。

出土遺物：須恵器の坏が２点出土している（図148）。このうち*136*は高台が付くもので、同様の形態のものが、南濠ＫＴ32－ＳＤ010において出土している（図115）。ＳＤ010出土の*120*と比較して、高台が偏平な点が特徴であるが、時期差を反映するものなのか不明である。

ＫＴ32－ＳＫ053他［図149］　32次調査地の東部、Ⅲ－Ｂ期正倉院の南北正中線付近に位置する大型の土坑の群。全体で東西14m×南北18～20m、深さ0.15～0.3mの不整方形に掘り込まれている。正倉院南部に建てられている２棟の大型建物のほぼ中間に位置し、８世紀代の遺物が出土している。複数の掘り込みが合わさったような形状をしており、隣の12次調査地南西部で確認されている大型の掘り込み箇所と一体のものと考えられる。遺物の出土状況が必ずしも明確でないが、付近の遺構から、少量ながら青磁の破片等、中世以降の遺物も出土していることから、正倉院存続期間中もしくは廃絶

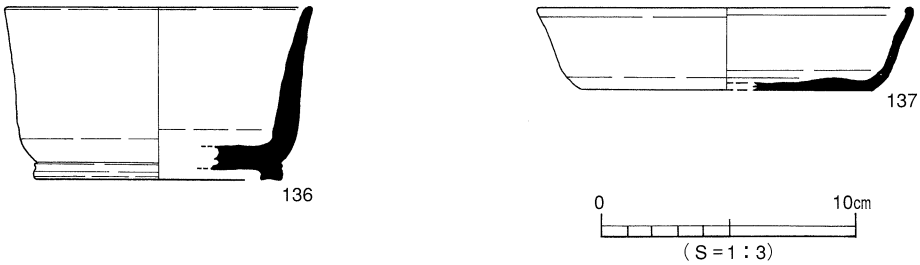

図148　KT32－SD011出土遺物

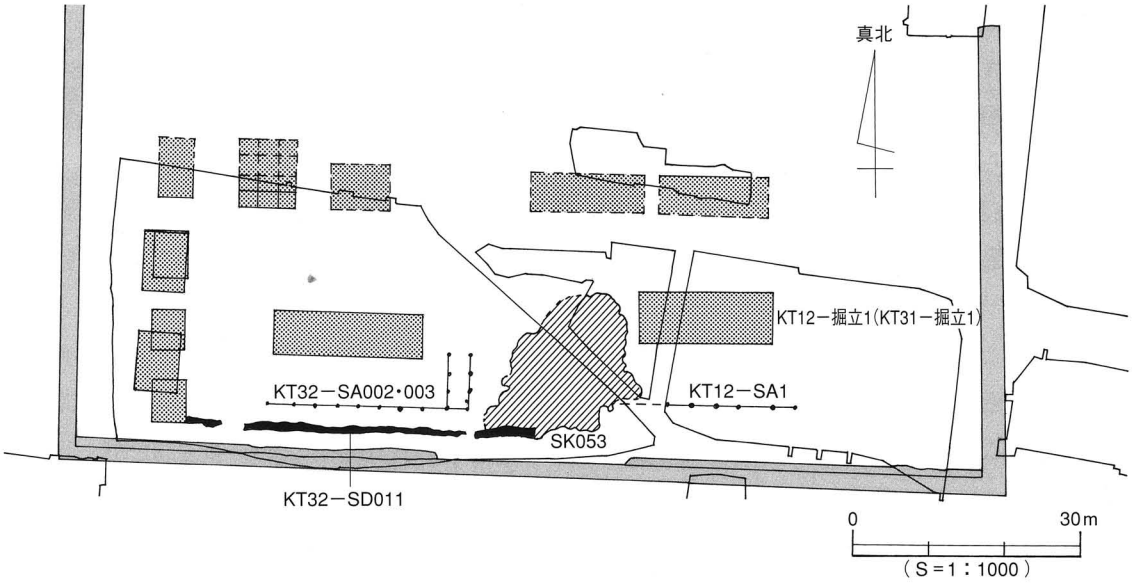

図149　KT32－SK053位置図

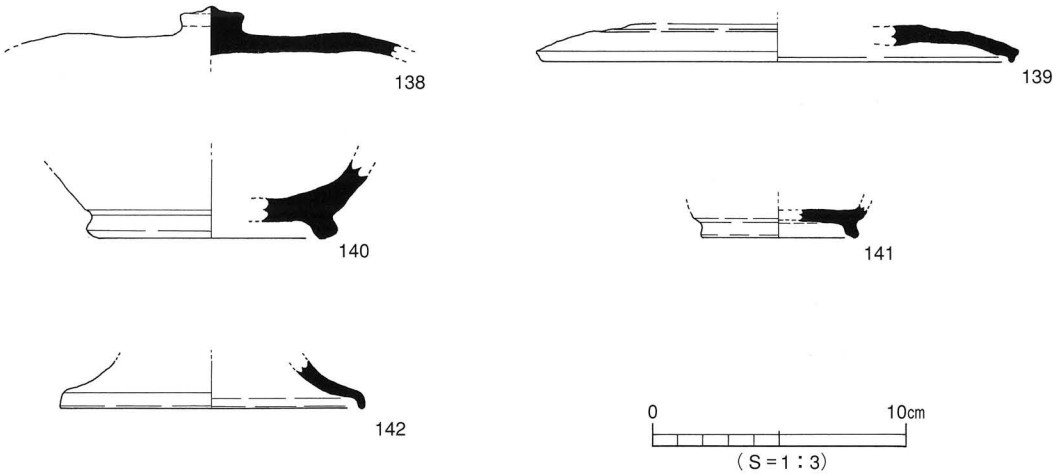

図150　KT32－SK053出土遺物

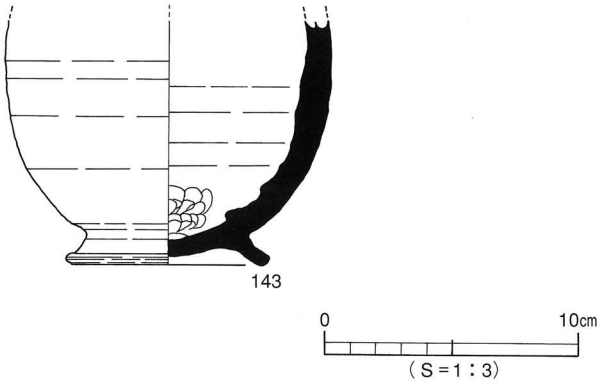

図151　久米高畑32次西壁トレンチ出土遺物

時の遺構であると断言できる状況にはない。したがって、切り合い関係にある付近の複数の土坑も含めて中世以降の遺構である可能性も否定できないが、正倉院廃絶時に廃棄土坑として掘られたものである可能性を指摘しておきたい。

出土遺物：単弁十葉蓮華文軒丸瓦の小片のほか、８世紀前半から中葉前後の須恵器が出土している(図150)。

ＫＴ32ー西壁沿いの掘り込み［図106］　32次調査地の北西部、２条平行の区画溝であるＫＴ32－ＳＤ001とＳＤ002が調査区西壁に接する付近に位置する土坑と考えられる掘り込み。２条の溝は、この土坑によって切られている。土色も溝と比べてより明るい色調で、８世紀以降の特徴を示している。２条平行の区画溝に代表される遺跡群Ⅱ期ならびにⅢ－Ａ期よりも後の時期に掘られた遺構である。正倉院が濠で囲われるⅢ－Ｂ期以降のゴミ捨て穴である可能性を考えているが、詳細は不明である。

出土遺物：高台が付く長頸壺の下半部*143*が出土している（図151)。ハの字形に開く肉厚の高台である。肩部は屈曲せず、頸部にかけて湾曲する器形の壺であると考えられる。

⑥正倉院の変遷過程

図152と153に、現在想定中の正倉院の変遷過程を示した。１期は正倉院出現以前の古墳時代後期頃の状況、６期は濠を完全に埋めた後の平安時代頃の状況を示したものである。したがって、２期から５期までの４段階分が、正倉院の実質的な変遷過程に対応する。

２期と３期は遺跡群全体の変遷過程（ｐ.14）におけるⅡ期に、また、４期はⅢ－Ａ期（来住廃寺創建期)、５期は正倉院周辺の地割の変更が行なわれるⅢ－Ｂ期に該当する（図７)。

２期：遺跡群Ⅱ期の地割に対応する段階。政庁の西隣に設けられた１町四方の敷地に倉（ＫＴ32－掘立017）が設けられる。この建物の左右に掘立021と020の２棟が伴う可能性もあるが、詳細は不明である。倉と南面の区画溝との間には、一本柱列（ＫＴ32－ＳＡ006）が設けられた。これは、道路からの目隠しのための板塀であったと考えられる。

３期：遺跡群Ⅱ期に対応する段階。倉は少し南東に寄せてＫＴ32－掘立010に建て替えられる。柱穴はそれまでの円形から方形に変更される。この倉の左右には、掘立021と020が建てられていた可能性が高い。南面の板塀も少し南へずらして、ＫＴ12－ＳＡ１（ＫＴ32－ＳＡ006）に造り替えられる。

４期：遺跡群Ⅲ－Ａ期に対応する段階。この付近の地割は維持される。掘立021と020は、それぞれ011と001に建て替えられる。倉と板塀は、前段階から継続する。敷地南東部にＫＴ43－掘立001と掘立002が建てられたのは、この頃であると想定している。

５期：遺跡群Ⅲ－Ｂ期に対応する段階。方一町の敷地は廃止され、外側を濠によって囲い直される。敷地の南部は30ｍ（100尺）ほど南に拡張され、全体形は長方形に変更される。拡張された南部には、小型の南北棟であるＫＴ32－掘立013～015、大型の東西棟ＫＴ32－掘立002とその目隠し塀であるＫＴ32－ＳＡ002・003が建てられる。南東部のＫＴ12－掘立１（ＫＴ31－掘立１）とＫＴ32－掘立002は、柱筋が揃っていないことなどから、両者が同時併存した可能性は少なく、時間差が存在するものと考えられる。正倉院の設定当初から中心的な建物として存在したＫＴ32－掘立010は、礎石を利用した建物に建て替えられる。その両脇のＫＴ32－掘立011と同掘立001についても、礎石建物への転換の可能性が存在するほか、ＫＴ43－掘立001にも部分的に礎石が導入される。また、礎石建物である可能性が高いＫＴ43－掘立003も、この段階に建てられたと考えられる。その後、南西角の３棟の小型側柱建物は、ＫＴ32－掘立012と009の２棟に建て替えられる。濠とＫＴ32－ＳＡ002・003の間に掘られた直線溝ＫＴ32－ＳＤ011については、西端が３棟並びの掘立015と接していることから、溝として存在したのであれば、時間差が存在すると考えられる。

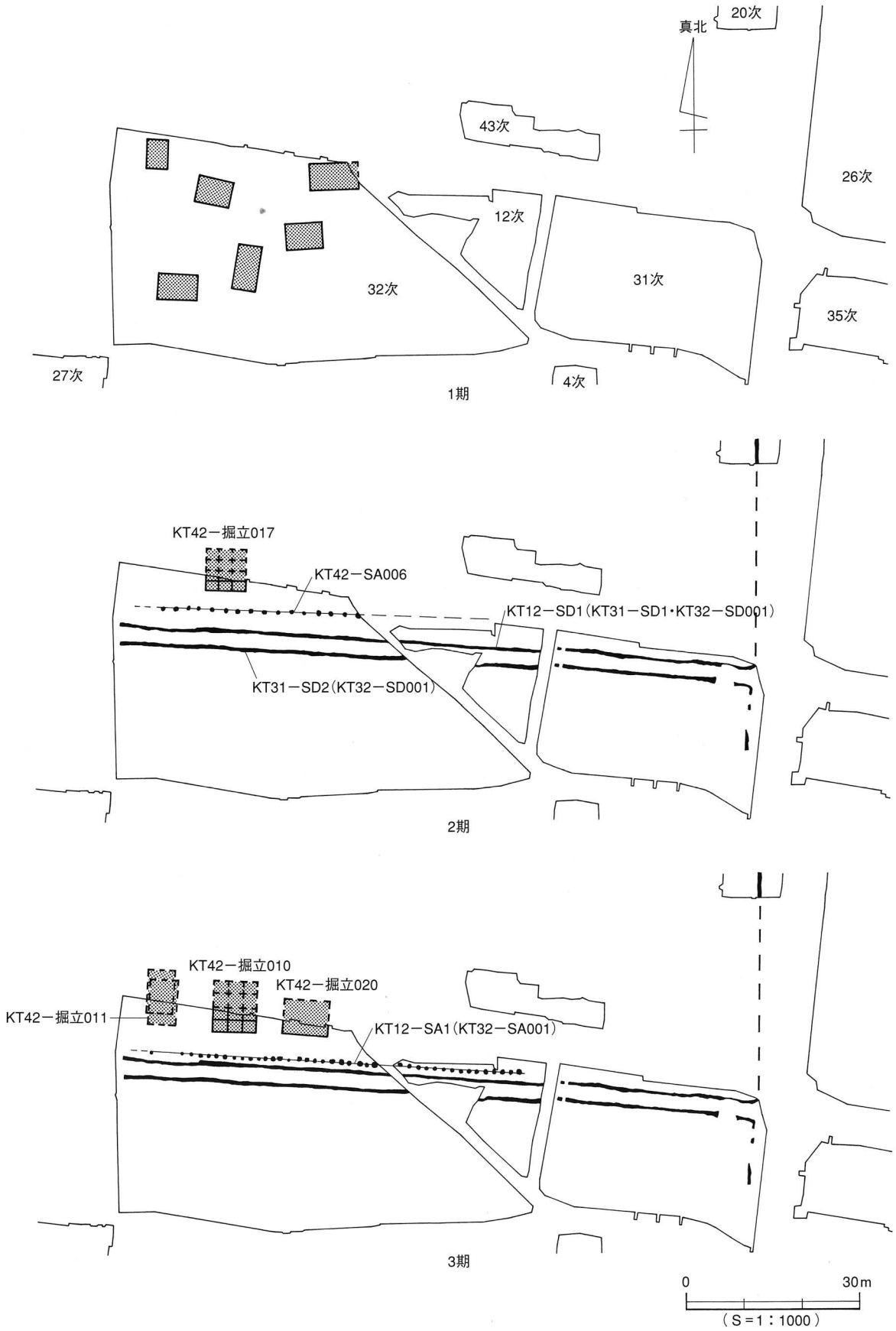

図152　正倉院の変遷過程（1）

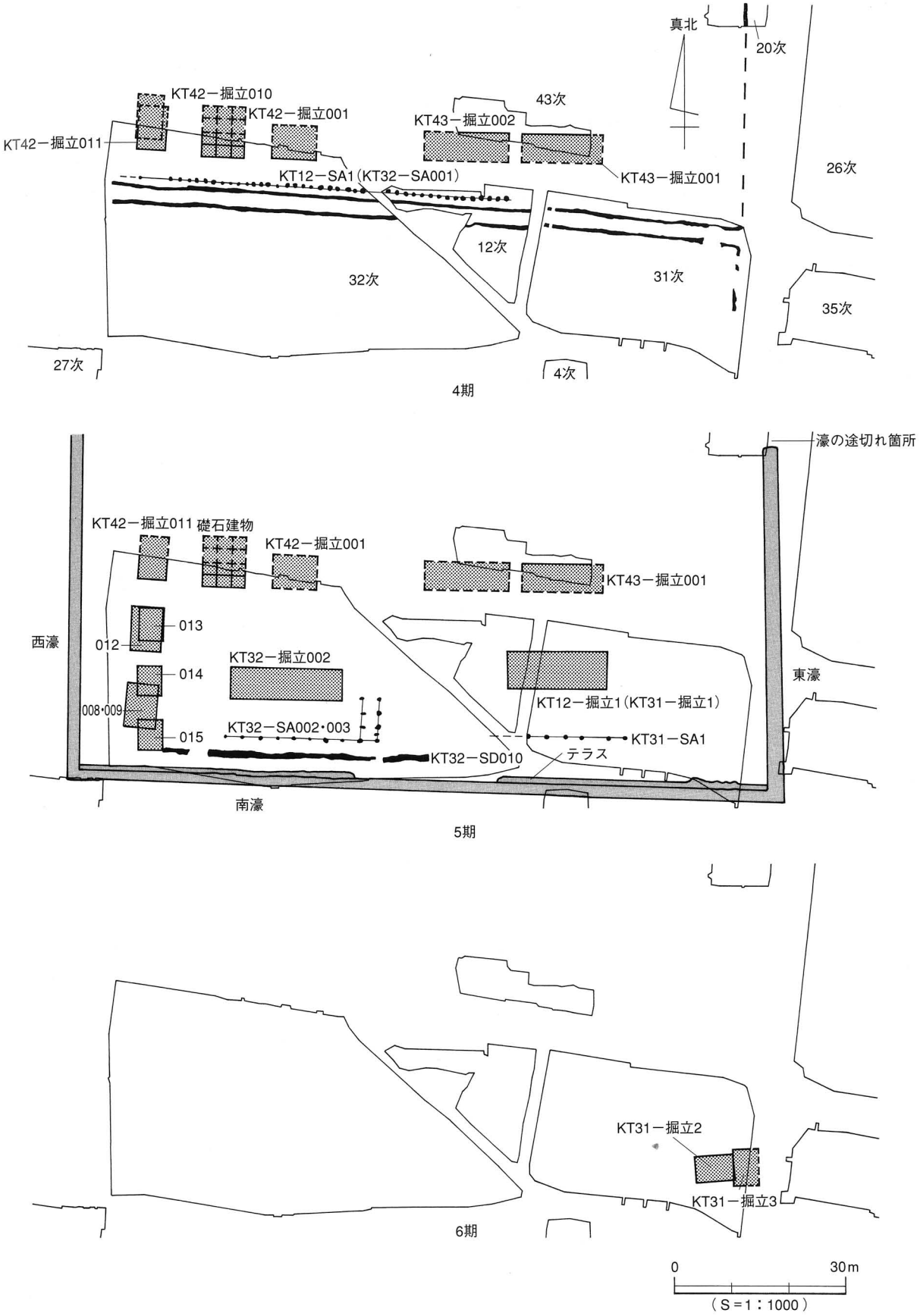

図153　正倉院の変遷過程（2）

⑦方形区画と陶仏台座

正倉院の北西角を調査した久米高畑10次調査の際に、西濠から約10m西に離れた位置において、溝によって方形に区画された遺構が見つかっている（図156、写真43）。ここから、陶製の仏像の台座である可能性がある遺物が出土しているので、遺構とあわせて簡単にまとめておきたい。

方形区画の外周規模は、一辺約9.4m、溝で囲われた内部空間の一辺長は約6.3～6.7m、溝の幅は1.2～1.8m、深さは0.24～0.35mを測る。全体形状は正方形に近い不整方形を呈している。調査地一帯は後世の水田開発に伴って大幅に削平されていることから、造られた当時の正確な規模の復元は困難であるが、概ね、外周で30尺四方、溝で囲われた空間の外周は20ないし21尺程度で計画されたものであろうと推測される。溝の埋土は茶褐色土で、年代を特定できる遺物は無い。なお、中央付近に小規模な土坑が確認さているが、方形区画との関係は不明である。

円柱形の陶製遺物は、方形区画の東側溝の中央付近のベルト中から出土した。最大径130㎜、高さ78～80㎜、重量は1255ｇを測る。概ね直径の６割の長さを高さとしたものと考えられる。側面には８枚の蓮の葉状の文様が削り出されている。外周はおよそ40.8㎝であるので、蓮弁の幅は隙間を含めて幅約51㎜で割り付けられている。

蓮弁の存在から、仏教関係の品であることは間違いないものと考えられるが、類例が無いため断定はされていない。建造物の飾りと考える説と、仏像ないし仏具の台座と考える説の二通りが有力である。

前者は仏塔の相輪（副鉢）、屋根を飾る棟飾り等、建造物の一部であると考える説である。後者は、仏像ないし仏具の台座と考える説である。仏像の台座とした場合、蓮弁文には新羅の様式との類似性が認められるという。日本における類例としては、三国時代の新羅からの伝承品とされる、長崎県対馬の法清寺に伝わる菩薩立像の台座が唯一のものとされる。

本報告では、古墳時代終末までには造られ、７世紀中頃以降に埋没したとの見解が述べられている。陶仏台座の胎土の性質や焼成具合が、来住における最古の瓦である単弁十葉蓮華文軒丸瓦に酷似することがその理由である。

ただし、現状では、陶仏台座と方形周溝との直接の関係を説明可能な状況には無い。

文献：梅木謙一編『来住・久米地区の遺跡』
2004年 松山市教育委員会ほか

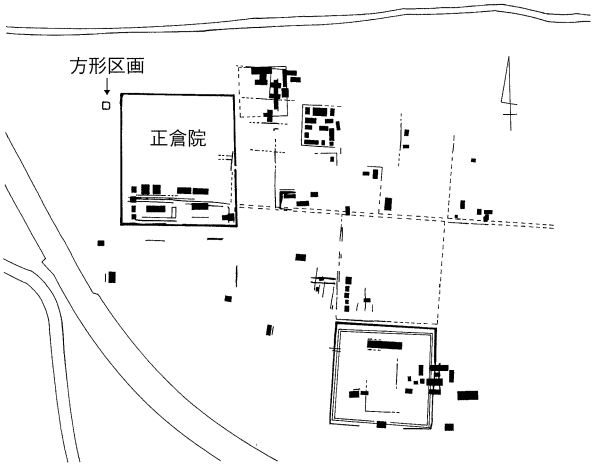

図154　方形区画位置図

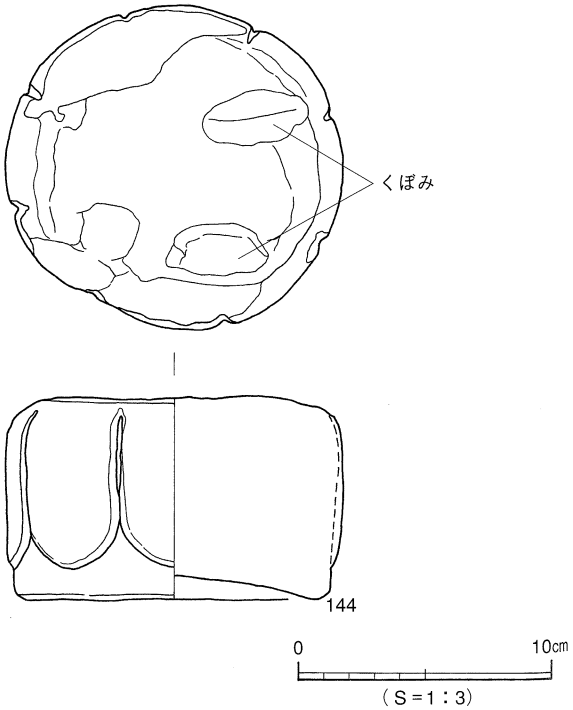

図155　陶仏台座

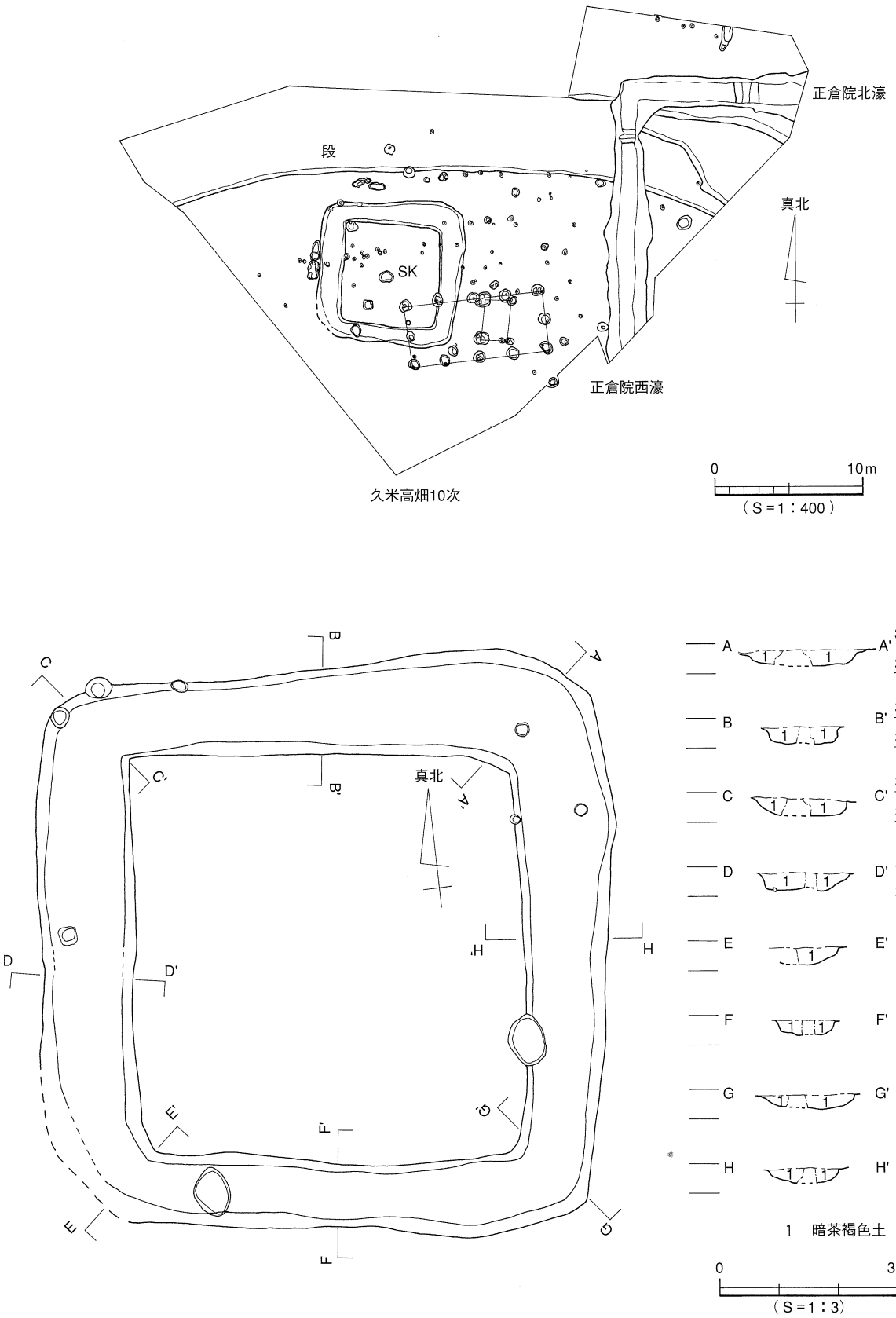
正倉院北濠
段
真北
SK
正倉院西濠
久米高畑10次
0
10m
（S＝1：400）
A
A'
B
B'
C
C'
D
D'
E
E'
F
F'
G
G'
H
H'
35.5m
35.0
1
暗茶褐色土
0
3m
（S＝1：3）

図156　方形区画

6．政庁

①立地と概要

立地　政庁はⅢ－Ｂ期正倉院の北東角のすぐ東側、遺跡群中心部の北端に位置している。堀越川南岸の段丘地形が北に張り出した場所に立地している。この場所は、遺跡群南部の「回廊状遺構」北辺から北に２町、西に１町の位置にあたるが、遺跡群Ⅱ期の地割には対応していない。

呼称　1985年の久米高畑１次調査（『年報Ｉ』）の際に、外郭東辺の一本柱列と付属舎が検出されたことから、当初より、政庁であると推測する考え方が有力であった。しかし、その後当分の間、直接的な成果が得られなかったことから、この施設が政庁であると確定したのは2001年夏の久米高畑51次調査（『年報14』）によって正殿と外郭北辺が確認されてからであった。

規模　外郭施設のうち存在が確認されているのは、北辺東半部、東辺北部と南辺の東部である。推定される東辺の南北全長は約51.9ｍを測る。正殿ならびに前殿の規模と外郭北辺との関係などから、敷地は正方形に近い形状であると推定している（図166）。

方位　付属舎を伴う外郭東辺の方位は、Ｎ－0.5°－Ｅであるが、正殿を含む北辺はＮ－92°－Ｗ、南辺付属舎を伴う外郭南辺はＮ－92.5°－Ｅを測る。したがって、敷地の外形は正方形にはならない。西辺が東辺に平行であると仮定すると、平行四辺形に近い不整形な形状になる（図166）。

関連施設　正殿であるＫＴ51－掘立001（図159）ならびにこれと一体化した一本柱列ＫＴ51－ＳＡ001（図199）によって外郭北辺が形成されている。また、外郭東辺は、付属舎を伴う一本柱列ＫＴ１－ＳＢ１（図162）によって、さらに外郭南辺は、試掘調査（Ｈ14－321、図202）の際に検出されたＳＡ１と掘立１が一体化して形成されている（図164）。この他、正殿の南正面に位置するＫＴ51－掘立002（図160）は前殿、長大な南北棟であるＫＴ51－掘立003（図161）は脇殿として評価されている。

なお、この施設には、ＫＴ51－掘立005やＨ14－321・掘立７をはじめとする多数の掘立柱建物、一本柱列などが重複して存在するが、その多くは政庁廃絶後の遺跡群Ⅱ期の地割に対応する段階に所属する。よってこれらの遺構については、後ほど政庁周辺のⅡ期の諸施設を説明する際に報告する（ｐ.211）。Ⅱ期関連遺構の時期決定の際に重要な遺物（図203）を出土しているＨ14－321・ＳＤ１（図205）についても同様である。

②調査の経過

1985年12月から86年２月にかけて、遺跡群北部の堀越川の段丘に面した場所において民間の宅地開発に伴って発掘調査が行なわれた。これが、久米高畑遺跡としての初めての発掘調査となった。この１次調査の際に、後に政庁と呼ばれることになる施設の外郭東辺の一部を検出したことによって、官衙の存在が認識されるに至る。回廊状遺構が方一町規模の官衙施設であると認識されるきっかけとなった来住廃寺５次調査が行なわれたのは、1987年９月～88年３月のことであるので、これに先がけて、官衙施設の存在が知られるきっかけと

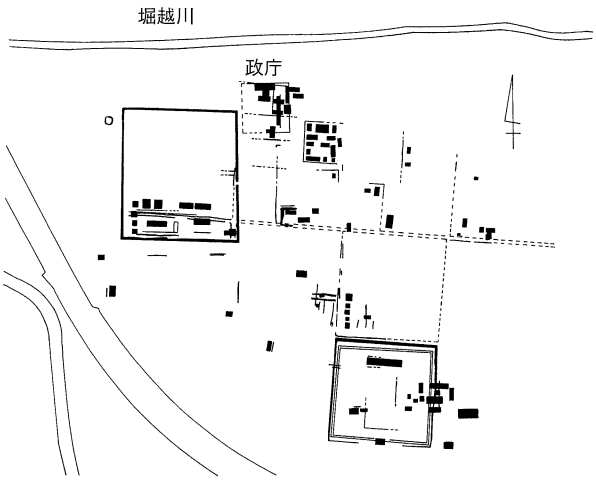

図157　政庁位置図

図158　政庁

なったわけである。その後、１次調査時に一部が確認されていた政庁南東官衙周辺における調査は進展したものの、政庁の中心部にあたる１次調査地の西側における調査が皆無に近い状態が続いたため、政庁の具体的内容の解明は、2001年４月から10月にかけて行なわれた久米高畑51次調査まで待たねばならなかった。

政庁中心部の具体的状況は、2001年の51次調査によってほぼ明らかにされた。１次調査地のすぐ西に隣接する果樹園にて行なわれたこの調査によって、施設の外郭北辺とこれに接続する正殿の存在が確認されたほか、前殿と脇殿１棟も検出された。さらに2003年２月と５月に行なわれた試掘調査（H14−321）によって、政庁の外郭南辺が特定され、建物配置や規模などの概略が明らかに成りつつある。

③外郭施設

外郭東辺：ＫＴ１－ＳＢ４［図161］　１次調査の際には東辺付属舎であるＫＴ１－ＳＢ４と一体化した柱列として扱われ、一本柱列としての個別の遺構番号は付されていない。南北15間分（約29.3m）が確認されており、北端から２間目（約4.2m）の位置から南へ８間分（約15.6m）が付属舎と一体化している。方位はＮ－0.5°－Ｅ。柱穴は小さなものでも１m角の方形、大きなものでは1.3×1.5m、深さ0.9mに達している。柱穴は外郭東辺の南北柱筋方向に対して垂直の東西に細長い長方形に掘られているものが多い。柱根の痕跡あるいは柱の抜き取り跡が確認されているのは、北部の５基に限られているが、これは柱列とは気づかずに土坑群として掘り下げられたことに由来する結果である。

外郭北辺：ＫＴ51－ＳＡ001［図199］　正殿であるＫＴ51－掘立001の北柱筋の東延長線上に、４基の小型柱穴がならぶことから、一本柱塀が建物外壁に取り付く形で外郭北辺を構成するものと理解している（図158）。方位は正殿と共通のＮ－92°－Ｗ。４基の柱穴は、直径0.6～0.8mの不整円形で、浅いものは深さ５㎝程度しか遺存していない。柱筋をさらに東へ延長すると、東辺付属舎ＫＴ１－ＳＢ４北端の柱穴に達する。外郭東辺を構成する柱穴の規模と比較すると格段に小さいことから、北辺の板塀の高さは東辺に比べて低かったものと判断される。ひときわ大きな建物である正殿をより立派に見せるために、その左右の板塀の高さを減じた結果であろうか。

外郭南辺：Ｈ14－321・ＳＡ１［図164］　Ｈ14－321（試掘調査、図158）の際に、東西９間分（約19m）を検出した。このうち西寄りの４間分は、桁行４間（約９ｍ）×梁行２間（約3.5m）の側柱建物（Ｈ14－321・掘立１）と一体化した構造になっており、南辺に対する付属舎であると考えられる。この南辺付属舎の西には、南辺の一本柱列を構成する柱穴は見当たらない。この場所は、政庁外郭規模を一辺51.9mの正方形と仮定した場合、施設の中軸にあたっていることから、外郭南辺柱列が途切れて出入り口を形成しているものと想定している（図166）。なお、施設南東角に近い南辺東部の位置は、調査が行なわれていないため、正確には特定されていない。方位はＮ－92.5°－Ｗで、外郭北辺とは平行にならない。柱穴は一辺１m前後の不整形な隅丸方形のものが多い。

外郭西辺　施設の全体形状を51.9m四方の正方形と仮定した場合、51次調査地西方を南北に通る市道沿いに外郭西辺が位置すると考えられるが、発掘調査が行なわれていないため確認されていない（図158）。正倉院東濠の一部を検出した久米高畑39次調査地（『年報Ｘ』）のトレンチ東部において、土坑もしくは大型柱穴と考えられる遺構を検出しているが、該当遺構であるのか不明である。

④内部施設

正殿：ＫＴ51－掘立001［図159］　51次調査地の北西角で検出されたＫＴ51－掘立001が政庁の正殿である。堀越川に面した段丘の落ち際から南に約10mの場所に建てられている（図158）。

梁行２間（6.92m）、Ｎ－92°－Ｗの東西棟で、建物東半の桁行３間分（約9.5m）を検出した。一辺1.3m前後の方形の柱穴が９基検出されている。深さは0.5～0.9m。途中で掘りかたの範囲を狭めて段掘り状に掘られている箇所もある。埋土は特別に固く締まっている。直径16㎝程度の柱痕跡とみられる土層が観察された箇所もあるが、基本的に柱は抜き取られていると判断している（写真49）。

政庁の全体規模を一辺51.9mの正方形とする復元案に基づいて、その北辺中央にこの建物が建てられていると仮定すると、正殿の東西規模は６間（約19.0m）に復元される（図166）。正殿に中央の柱間が必要とされる場合、桁行は７間もしくは５間程度と考えられるが、いずれの場合でも、正方形の

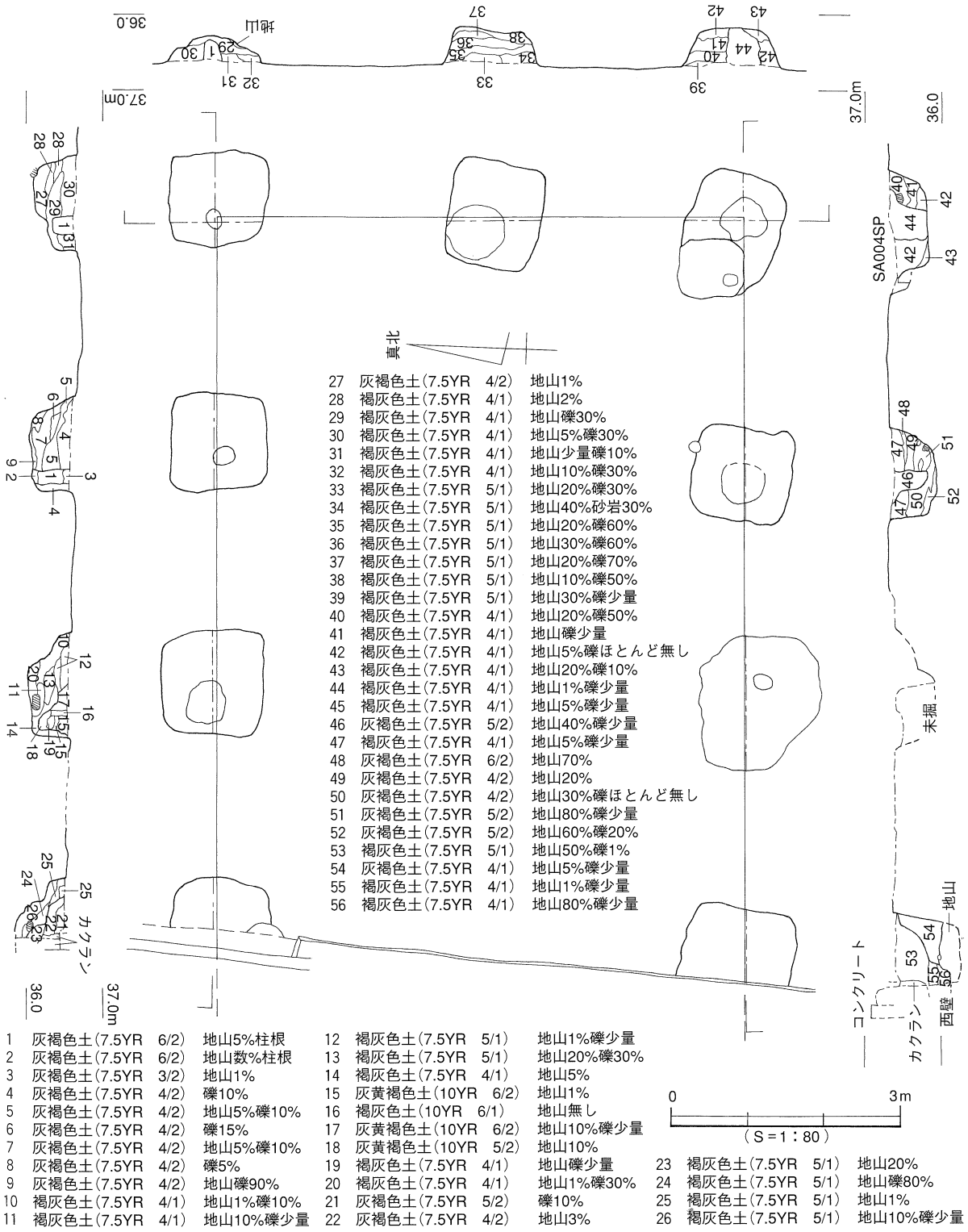

図159　正殿（KT51－掘立001）

敷地の北辺中央に正殿が位置しないことになる。したがって、この施設の外郭の形状は正方形ではなく東西にやや細長い長方形であった可能性も考えられる。しかし、Ⅱ章において指摘した通り、当遺跡群における地割の基本は正方形であることを重要視すると、この建物の桁行規模を6間とする復元案にも、一定の意味があるのかもしれない。現状では、政庁の全体形状ならびに規模、正殿を含む建物配置等も確定していないため、この建物の桁行規模に関する評価は保留しておく。

前殿：ＫＴ51－掘立002［図160］　正殿の南約10mに位置する東西棟。その東半分を検出したものと考えられる。南側柱列の柱穴は、南東角の１基を除いて遺跡群Ⅱ期に所属するＫＴ51－掘立005（図207）の布掘り状の掘りかたによって削平されている。桁行２間分（約４ｍ）、梁行３間（約4.7m）、Ｎ－90°－Ｅ。柱は全て抜き取られたものと考えられるが、平断面の観察からは明確には確認されていない。柱筋の復元の仕方によっては、建物の軸線が数度程度西へ傾く余地も残されている。

政庁の全体形状を、一辺51.9mの正方形と仮定した場合、施設中軸線上に配置された桁行５間（約10m）の建物として復元することが可能である。政庁の全体形状、規模ならびに正殿の規模などが確定的でない現状では推測の域を出ないが、前殿である可能性の高い建物と評価しておきたい。

脇殿：ＫＴ51－掘立003［図161］　51次調査地の中央から南の水田にかけて、桁行15間（31.3m）、梁行２間（約3.5m）の長大な建物を検出した。建物の南端は51次調査地外であったが、2003年２月に行なわれた試掘調査（Ｈ14－321）の際にその場所を特定するに至っている（図158）。建物の方位は外郭東辺の一本柱列とほぼ平行のＮ－0.5°－Ｅを測る。北端から10間目の位置に間仕切りのための柱穴が１基掘られている。なお、建物の北東角と南東角、東側柱列の延長上に柱穴各１基が存在する

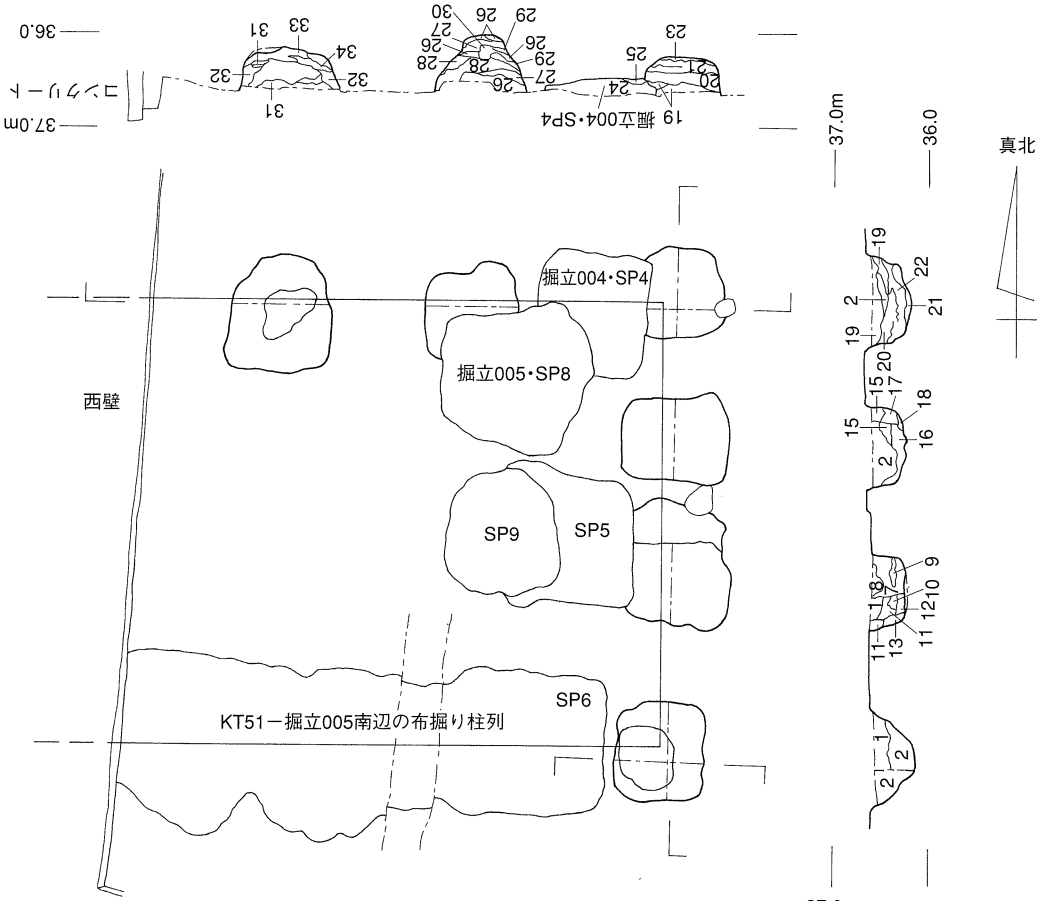

1	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山10%								
2	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山20%								
3	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山3%								
5	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山ほとんど無し								
6	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山50%								
7	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山10%	18	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山80%				
8	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山20%	19	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山5%				
9	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山1%	20	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山30%				
10	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山50%	21	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山10%				
11	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山10%	22	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山20%				
12	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山1%	23	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山1%			29	灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山60%
13	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山3%	24	黄橙色土(10YR	8/6)	地山99%	掘立004		30	灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山1%
14	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山ほとんど無し	25	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山20%			31	褐灰色土(7.5YR 5/1) 地山3%
15	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山1%	26	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山3%			32	褐灰色土(7.5YR 5/1) 地山ほとんど無し
16	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山30%	27	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山30%			33	褐灰色土(7.5YR 4/1) 地山1%
17	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山50%	28	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山10%			34	褐灰色土(7.5YR 5/1) 地山90%

図160　前殿（KT51-掘立002）

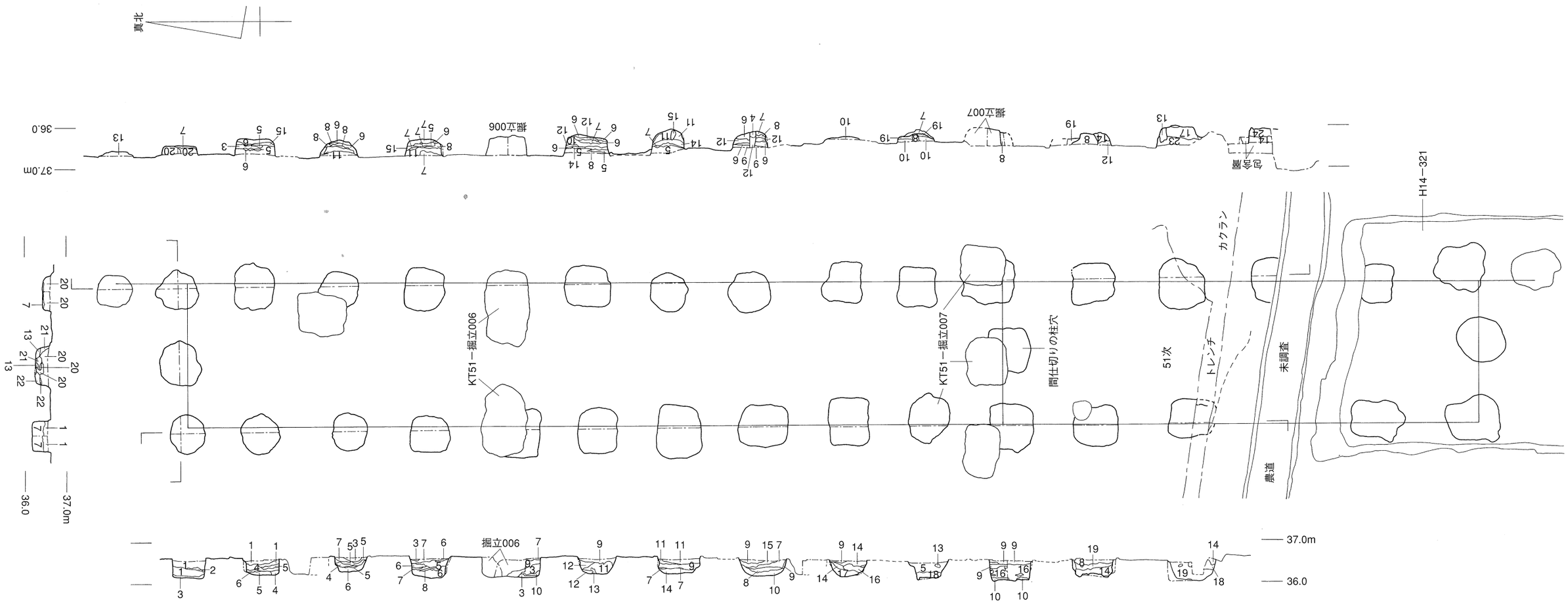

1　灰褐色土（7.5YR　5/2）　地山10%
2　褐灰色土（7.5YR　5/1）　礫を含む
3　灰褐色土（7.5YR　4/2）　地山ほとんど無し
4　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山70%
5　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山5%
6　灰褐色土（7.5YR　5/2）　地山90%
7　灰褐色土（7.5YR　5/2）　地山50%
8　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山1%
9　灰褐色土（7.5YR　5/2）　地山5%
10　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山50%
11　灰褐色土（7.5YR　5/2）　地山10%
12　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山10%
13　灰褐色土（7.5YR　6/2）　地山無し
14　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山ほとんど無し
15　灰褐色土（7.5YR　5/2）　地山1%
16　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山ブロック30%
17　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山ブロック50%
18　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山10%
19　黒褐色土（7.5YR　3/1）　地山5%
20　灰褐色土（7.5YR　6/2）　地山10%
21　灰褐色土（7.5YR　6/2）　地山20%
22　灰褐色土（7.5YR　6/2）　地山80%
23　灰褐色土（7.5YR　4/2）　地山10%
24　黒褐色土（7.5YR　3/2）

図161　脇殿（KT51－掘立003）

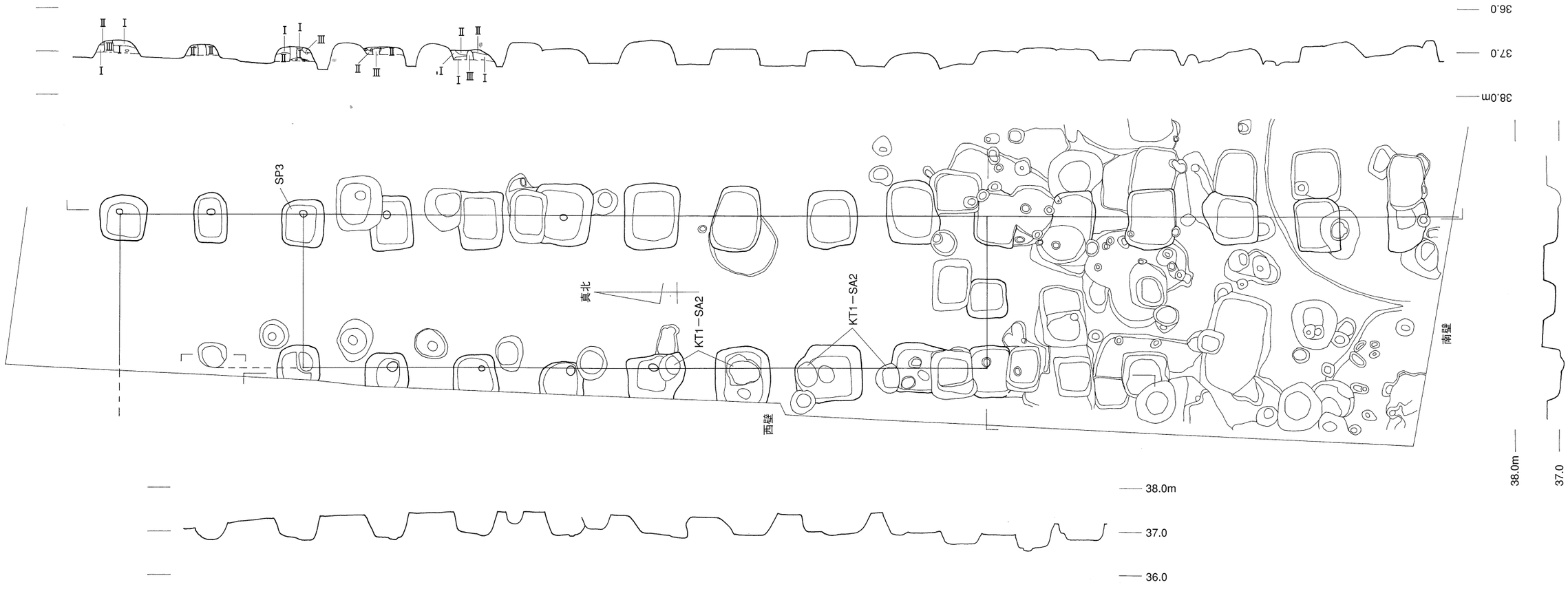

Ⅰ　暗褐色土　　地山混入
Ⅰ’暗褐色土
Ⅱ　黄褐色土　　暗褐色土混入
Ⅲ　灰褐色粘質土　地山混入

※断面図のほとんどは、遺構図記載のレベル値を参考に復元した。

0　5m
（S＝1：100）

図162　外郭東辺付属舎（KT1－SB4）

が、どのような目的で掘られたものか不明である。柱穴は大きなもので一辺およそ1.1×1.25m程度の隅丸長方形、北部の小さなもので直径約0.8mの不整円形の形状を呈する。柱穴のうち半数近くのものが、外郭東辺付属舎（ＫＴ１－ＳＢ４、図162）の柱穴と同様、建物の桁行方向にではなく、梁行方向に細長い長方形に掘られている。両建物の深い関連性を示唆する特徴である。

脇殿の東側柱列と外郭東辺までの距離は約10.4m、同じく脇殿東側柱列から前殿の東辺までの距離も10.4mを測る。これは、政庁における建物配置の規格や造営尺と関係する事柄であると考えられることから、後で詳しく述べる（p.181）。

東辺付属舎：ＫＴ１－ＳＢ４［図162］　桁行８間（約15.6m）×梁行２間（3.45m）、Ｎ－0.5°－Ｅの南北棟である。政庁外郭東辺の一本柱列（南北15間分、約29.3m）と一体化した特徴的な構造から、1985年に行なわれた久米高畑１次調査（『年報Ｉ』）の際に、官衙施設の存在が認識されるきっかけとなった建物である（写真47）。北妻柱は確認されていない。柱穴は小さなものでも一辺１mを超える大きさで、1.3×1.5mに達するものも含まれている。柱穴の平面形状は、方形もしくは桁行に直方向の長方形のものが多い。この特徴は脇殿であるＫＴ51－掘立003と共通である。

当初は長舎囲い構造の政庁の東脇殿であると想定されたが、51次の成果から、脇殿の背後に位置する政庁の外郭東辺の付属舎であると評価している。

出土遺物：図163の須恵器の壺*145*は、この建物の柱穴ＳＰ３から出土したものである。この建物を含む政庁を構成する建物や柱列からは、この須恵器以外に図化可能な遺物は出土していないことから、現状で年代推定に使える唯一の遺物である。古墳時代終末の長頸壺の破片であると考えられる。胴部最大径のすぐ上に浅い沈線が一条施されている。焼成は良好である。

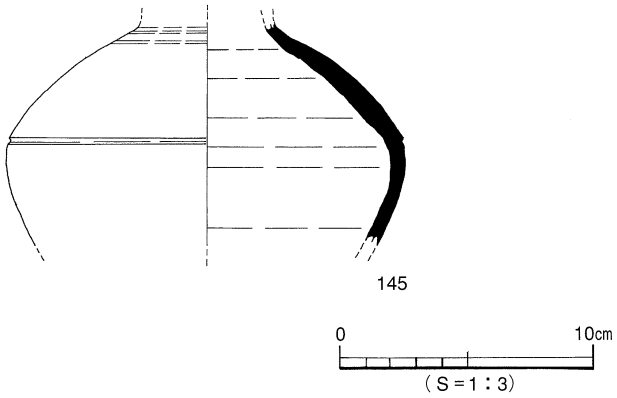

図163　KT1－SB4出土遺物

南辺付属舎：H14－321・掘立１［図164］　桁行４間（約９ｍ）×梁行２間（約3.5m）、N－92.5°－Wの東西棟で、政庁南辺の一本柱列（ＳＡ１）と一体化した建物である。建物は柱列の西端に付属しており、柱列はこれより西には続かない。したがって、掘立１のすぐ西側が政庁の入り口にあたるものと想定している。後出する掘立７の柱穴等と重複するため、東妻柱の存在は確認されていない（図202）。柱穴は一辺0.8～1.1m程度の隅丸方形ないし不整円形のもので構成されている。

政庁の確認調査（H14－321）の際に検出された建物であることから、柱穴の半截、掘り下げは行なわず、平面を多少掘り下げることによって柱の抜き取り跡や柱痕跡の確認を行なうことに重点を置いた。直径15～20cm前後の柱痕跡ないし抜き取り跡が比較的明瞭に確認さている。

ＫＴ１－ＳＢ７［図165］　外郭東辺の一本柱列に重複して建つ大型の南北棟（図196）。建物の東側柱列ならびに北側柱列の一部を検出している。東西２間分（約3.5m）×南北４間分（約7.8m）を確認している。西隣の51次調査地へは続かないことから、南北棟である可能性が高い。東辺付属舎と連結する外郭東辺の柱列よりも後出する段階の建物であるので、厳密には現在認定している政庁とは関係ないものであるが、政庁の部分的な建て替えを示す可能性も残されている。柱穴の規模と形状、建物の方位、位置等が、政庁外郭東辺柱列と非常によく似ていることは、この建物が政庁本体とまったく無関係に成立したものでないことを示しているのかもしれない。将来的に、Ｉ期政庁の継続期間や補修、建て替えの問題を考える際に重要な建物として認識しておく必要がある。

柱穴は小さなものでも一辺長が１ｍを超え、大型のものは1.5m四方に達している。建物長辺にあたる東側柱列の柱穴の多くは東辺付属舎と同様、桁行方向と直行する東西に細長い形状を呈するものが多く、この点においても政庁を構成する建物との共通性が認められる。

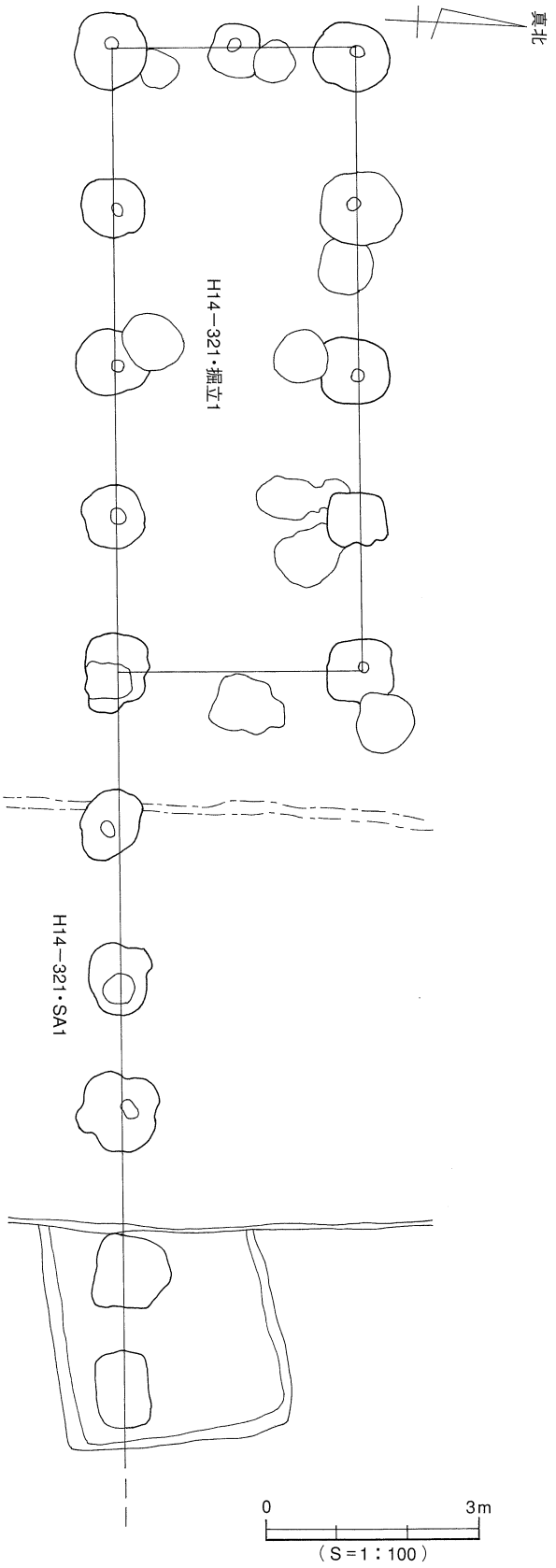

図164　外郭南辺と付属舎

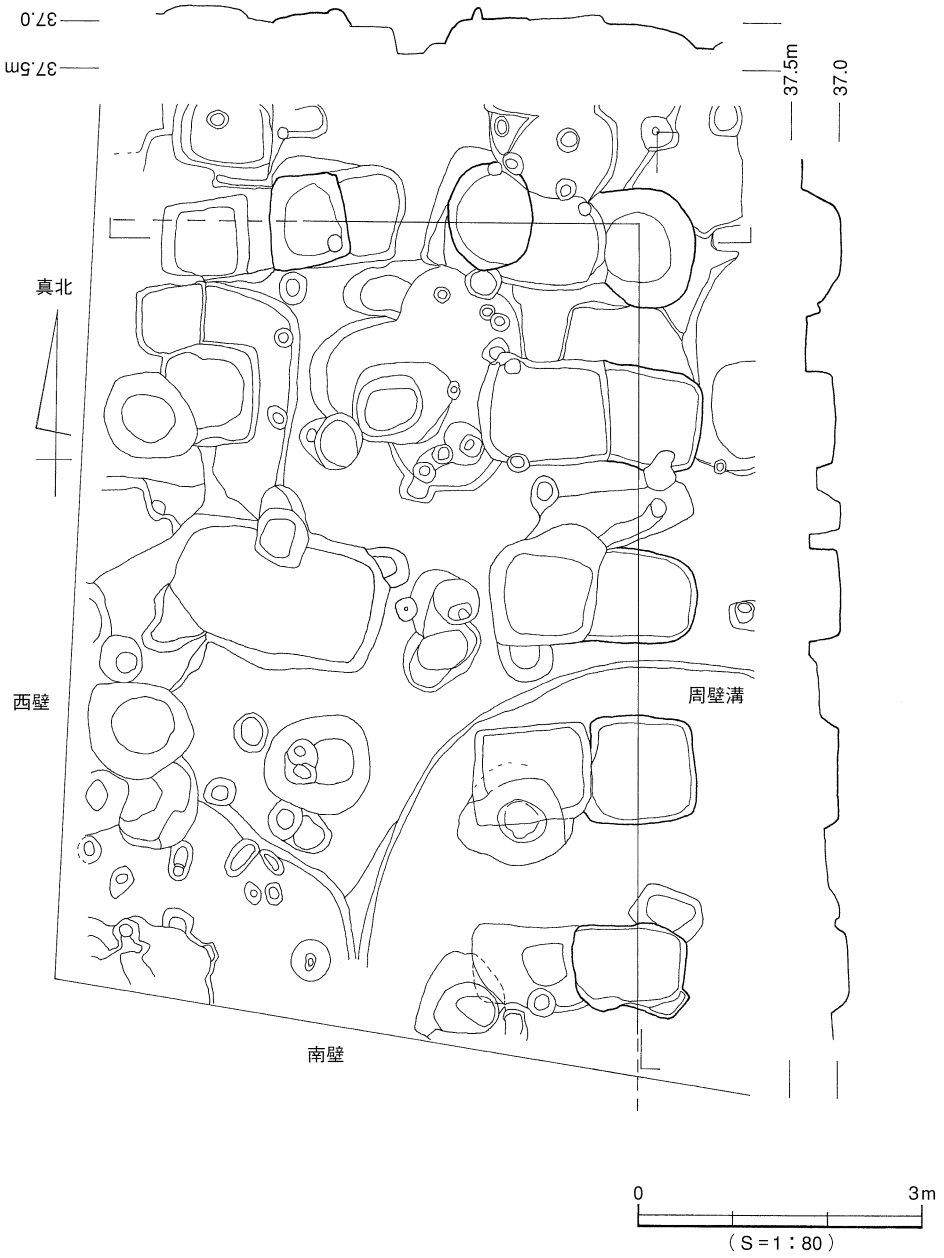

図165　KT1－SB7

⑤政庁の構造と規格

政庁の建て替えの事実を示す可能性のあるＫＴ１－ＳＢ７（図165）を除く関連建物等の配置状況から、Ｉ期政庁の全体構造と規格を検討する。なお、これまでの調査では、政庁のほぼ東半分の様子が判明しているが、中軸線から西の状況は明らかになっていない。この時期の政庁が左右対称の建物配置になっているかどうか保障の限りではないが、ここではこの考え方に基づいて復元案を提示する。なお敷地の外郭に関しては、外郭南辺柱列であると想定しているＨ14－321・ＳＡ１の東への延長線が、外郭東辺柱列の延長線と交わる点を敷地の南東角であると仮定して作業を進めたい。

前述の仮定に基づく外郭東辺の一辺長は51.9mとなる。敷地の全体形は正方形に近い形状であるとすると、図166に示すような建物配置を復元可能である。

まず、前殿、脇殿、東辺付属舎の位置関係に注目したい。ここにあげた３棟の建物の東辺のラインが、それぞれ約10.4m間隔で配置され、しかも前殿北辺と脇殿北端ならびに前殿南辺と東辺付属舎南

辺の位置が揃っている。さらに脇殿の桁行の規模は約31.3mであるが、これは、10.4mの３倍の距離にあたる。このようにこれら３棟の建物は、前殿を中心として、その配置において密接な関係にあることを指摘できる。

建物配置の基準として設定されたらしい10.4mという距離については、推定される外郭東辺規模の５分の１にあたることからも、ここで述べた考え方が単なる偶然ではなく、一定の考え方に基づいたものであったことを示している可能性が高いと考える。

つづいて、正殿を中心とした建物配置について検討する。正殿の梁行規模は約6.9m（２間）に復元されているが、この距離は正殿の南の前殿との間隔と一致している。また、6.9mという距離は、先に述べた10.4mの３分の２に相当する長さでもある。これらの点から、正殿と前殿も配置上、密接な関係にあったことを指摘することができる。

以上の状況から、政庁の造営にあたって使用された可能性のある尺度について検討した結果、造営尺となった可能性の高い尺長の候補として、ふたつの案を得た。

まず第一の案は、政庁の推定一辺長51.9mを180尺と仮定して、１尺＝0.288mの尺長を基準とするものである。一般に知られている唐尺に比べてかなり短いが、先に指摘した建物の配置上、特徴的に出現する10.4mあるいは6.9mという数字を、それぞれ36尺、24尺とみなすことができる。また、正殿の桁行規模（推定６間・約19.0m）についても、11尺等間の桁行66尺と理解可能である。脇殿の桁行（約31.3m）については108尺、梁行（約3.5m）は概ね12尺とみることができる。東辺付属舎の桁行（８間で約15.6m）についても、54尺（脇殿桁行の２分の１）と理解すると、１間あたり6.75尺の等間であると説明することができる。なお、前殿については、全体形状の把握が正確にはなされていないことから、仮に、桁行は36尺、梁行（約4.7m）は16尺（正殿梁行の３分の２）と考えておく。

つづいて第二の案は、政庁の推定一辺長を150尺とみなして、１尺＝0.346mの尺長を基準とする考え方である。この尺長を適用すると、図166において[　　]内の数字で示した通り、10.4mは30尺、6.9mは20尺と解釈可能で、多くの建物規模や配置関係の尺数をきれいな完数で説明することができる。ただし、前殿の梁行規模については、多少中途半端な１間＝4.5尺の等間（３間で13.5尺）ということになる。あまりきれいな数字ではないが、これは、遺構の重複が激しく、この建物の規模を正確につかみきれていないことに原因があるのかもしれない。

では、政庁の造営尺として妥当なのは、いずれの案であろうか。

両者を比較すると、第一案で導き出された個々の尺数は６の倍数として、第二案の場合には５の倍数として理解可能である。ただしこの現象は、想定されたふたつの尺長が、１：1.2の比例関係にあることから引き起こされるものであって、両者の優劣を決めるうえでの決定的な要件とは言えそうにない。あえて言うと、施設の全体規模や主要施設の配置に際しては、10尺や20尺、150尺や300尺といったきれいな数字のほうがよりふさわしいようにも考えられる。一方、12尺や36尺、180尺といった６の倍数として説明が可能な点については、６尺をひとつの単位とする考え方の存在を反映している可能性もあるが、現状ではなんとも言い難い。造営尺をいずれかひとつの案に決することは難しい。

結論とは言い難い状況であるが、最後に、両案を併用して説明可能であることを指摘しておく。

第一案の尺長を小尺、第２案をそれに対する大尺と見なして、尺長の長い測地用の大尺で全体規模と主な建物の配置を決定したうえで、小尺によって個々の建物の構造を設計したと考える方法である。

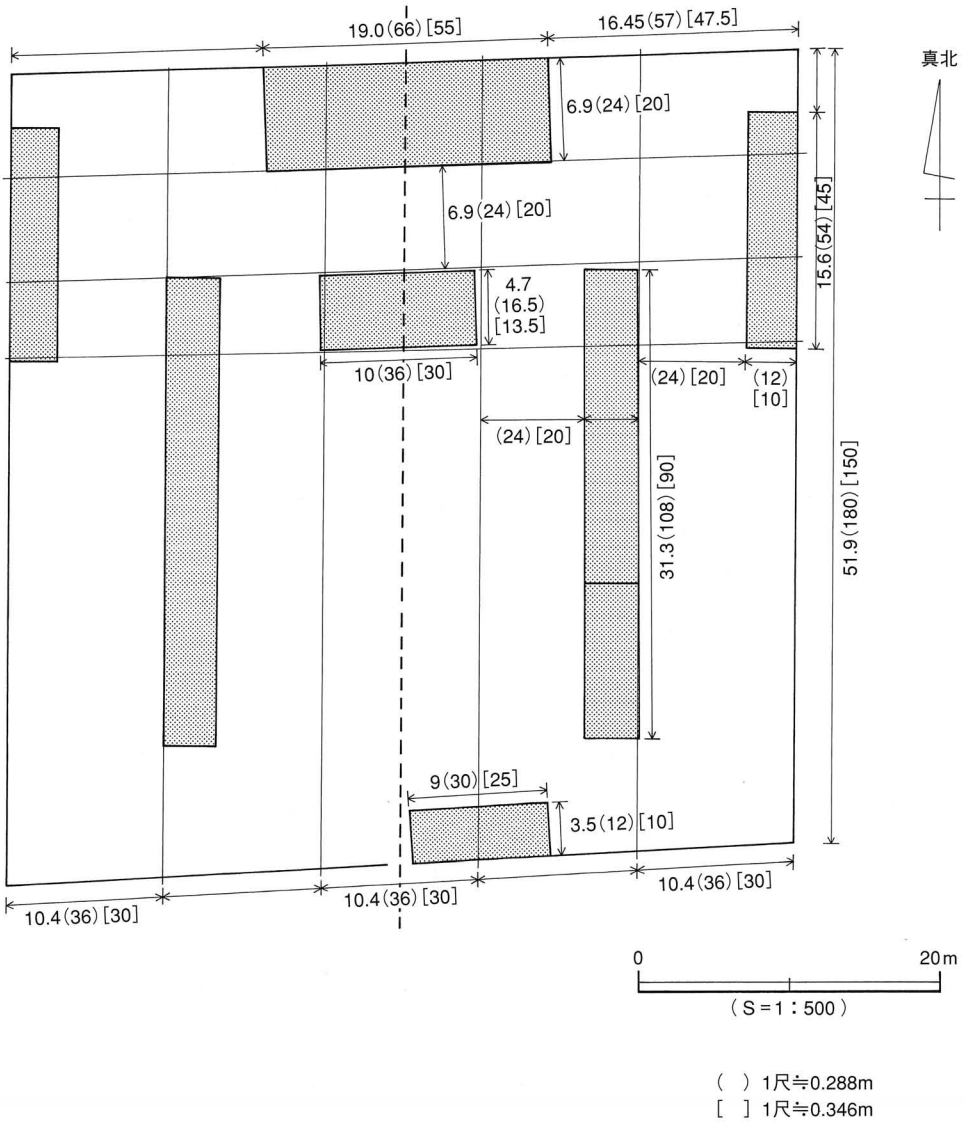

図166　政庁の規格

この場合、施設の外郭一辺長は150大尺、建物の間隔は20大尺、個々の建物規模は６小尺を単位として設定されていると解釈できる。なお、正殿の桁行規模については、第一案では11尺等間の66尺と説明可能であるのに対し、第二案では１間あたりの尺数が完数にならないことからも、少なくとも建物の構造を決める際には、第一案の尺長が用いられた可能性が高いと考える。

なお、このたび、政庁の造営尺を検討するにあたっては、この他、一般に言われている唐尺に加えて、「回廊状遺構」の門の構造などから割り出された１尺＝0.304m程度の尺長（Ⅱ期の造営尺、p.20）についても適用可能か検討したが、これらではうまく説明することができなかった。今回の作業によって、これまでに知られていなかった未知の尺度を突き止めたと言えるのか、しかも、地方における小尺と大尺の使い分けの実例として提示可能な事例と言えるものか否か、現時点では判断しがたく、今後の作業によって検証されるべき課題であると認識している。

7．政庁南東官衙

①立地と概要

立地　政庁正殿の南東約80m、「回廊状遺構」の北西角から北に約200mに位置しており、遺跡群Ⅱ期の地割に対応する。一本柱列で区画されたその敷地は、Ⅱ期正倉院の東隣、「回廊状遺構」から北へ2町の一町角の敷地の北東角に位置する。施設の北辺は「回廊状遺構」北辺から北に2町分、推定される東辺は回廊状遺構西辺の北延長線と約4mの道路幅を隔てて平行の位置関係にある。

呼称　政庁の存在が確定していなかったころには、この施設が久米評衙の政庁にあたるのではないかと推定した経緯がある。その後、施設内の建物配置が具体的に明らかになる過程において、政庁と呼ぶべき内容の施設ではないとの見解が出されるに至っている。さらに近年の調査によって、政庁の存在ならびにその具体的構造が明確にされたことから、1997年当時、松山市発行の『年報Ⅸ』において仮に提示した久米評衙評庁院とする見解を撤回する。

現在、この施設は政庁近くにあって、政庁を補完する日常的な実務を執り行なった役所ではないかと想定している。政庁ならびにこの施設の周辺から遺跡群北東部にかけての広い範囲にわたって、小規模ながら院構造をとる諸施設が点在するほか、雑多な建物が散漫に分布する状況が認められている。このような状況において、とりわけその構造が明らかにされている当施設に関しては、それらの諸施設から区別して、政庁南東官衙という個別の名称を付すこととした。

規模　東辺の区画施設が未確認であるため、正確な規模は特定されていない。ただし、北辺の位置が遺跡群Ⅱ期の地割に対応することから、この施設の東辺についても、同様の地割の南北線に対応するものと想定している。予想される敷地外郭の規模は、距離が明らかになっている西辺の長さを参考にして、約43.1m・およそ5分の2町）四方の正方形であると考えている（図193）。

方位　外郭西辺の一本柱列の方位はN－2°－E、北辺柱列はN－93.5°－E、南辺柱列はN－2°－E。したがって、敷地の北西角は鋭角となるため、敷地の形状は正方形にはならない（図168）。

関連施設　この官衙施設は、久米高畑1次、11次、22次、41次の各調査地にまたがって展開することから、同一建物が複数回に分けて調査された場合がある（図169）。建物の略号を表記する時には、初めの調査の際の遺構番号を優先し、必要に応じて（　）内に後続する調査時の略号を提示する。

外郭を形成する逆コの字形の一本柱列で囲われた敷地の中に、大小15棟の掘立柱建物が配置されている。北奥中央に重複して建つＫＴ１－ＳＢ12（図170）とＫＴ１－ＳＢ11（ＫＴ41－掘立001）の2棟が、この施設の中心的な建物である。残りの13棟の建物も同時に併存したものではなく、いずれかの中心的建物に対応して2群に区分可能であることが、柱筋の揃い方の状況から知られている（『年報11』）。

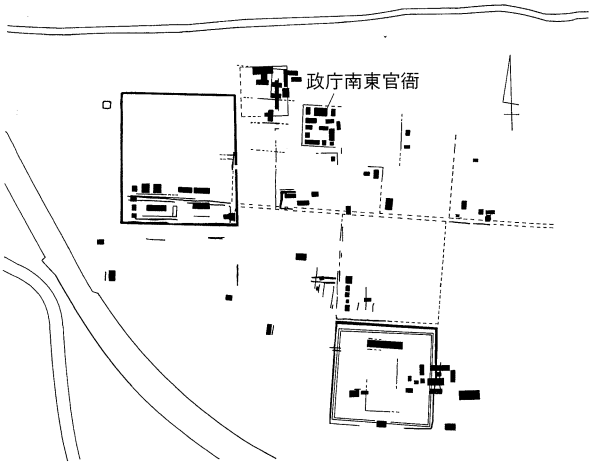

図167　政庁南東官衙位置図

②調査の経過

1985年12月から翌年にかけて行なわれた久米高畑遺跡1次調査の際に、外郭北西角と2棟の中心的建物の一部等を確認したことにはじまる（『年報Ⅰ』）。その後1989年の同11次調査（『年報Ⅲ』）

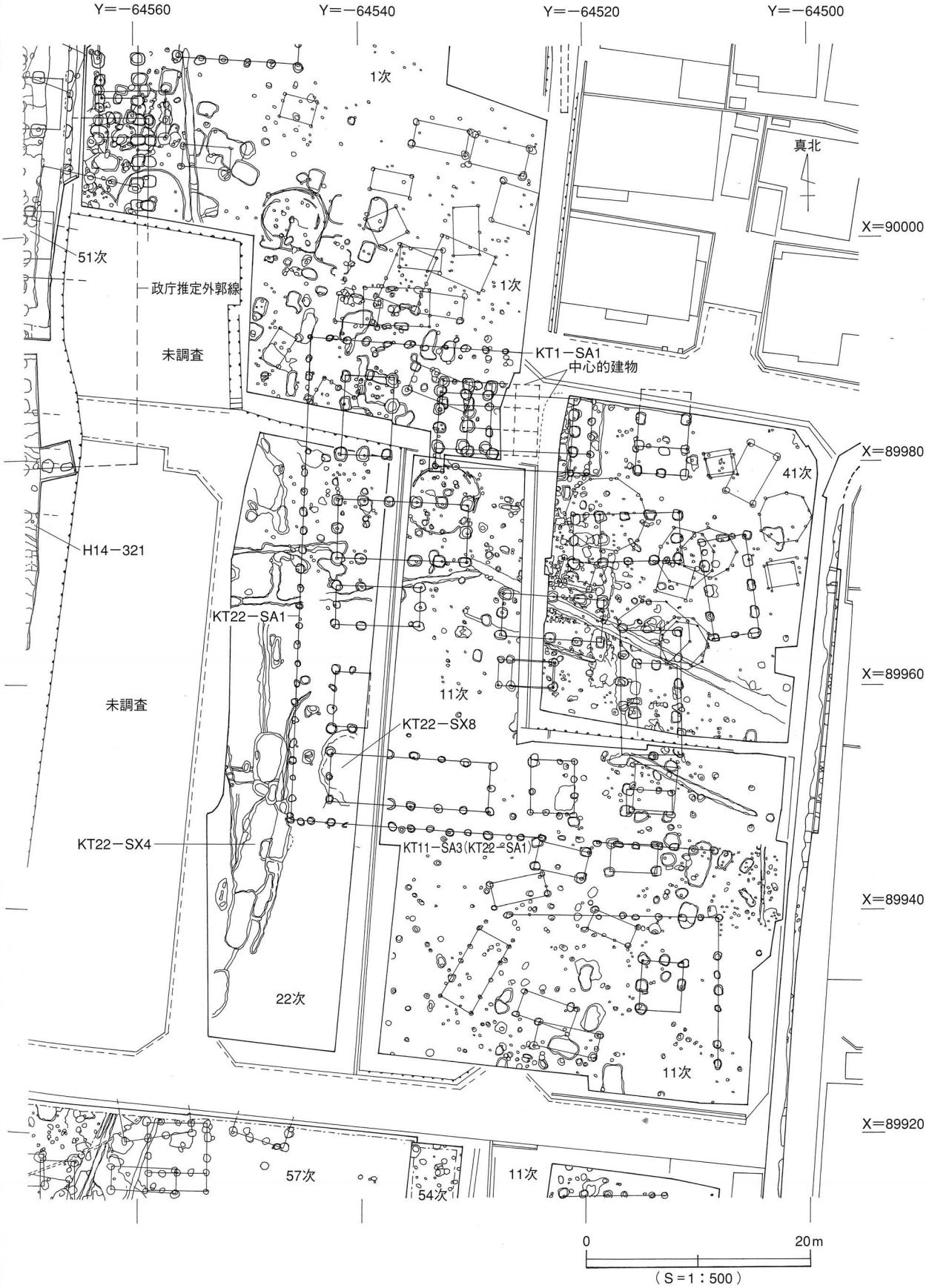
Y=−64560
Y=−64540
Y=−64520
Y=−64500
1次
真北
X=90000
51次
政庁推定外郭線
1次
未調査
KT1−SA1
中心的建物
X=89980
41次
H14−321
KT22−SA1
X=89960
11次
未調査
KT22−SX8
KT22−SX4
KT11−SA3(KT22−SA1)
X=89940
22次
11次
X=89920
57次
54次
11次
0
20m
(S=1:500)

図168　政庁南東官衙

で外郭南辺の一部と、敷地中央部から南部にかけて展開する複数の関連建物を確認。さらに、1994年の同22次調査（『年報Ⅵ』）で外郭南西角周辺、1998年から翌年にかけて行なわれた同41次の調査によって、敷地南東部における建物配置が判明した（『年報11』）。一連の調査の結果、関連建物の配置と規模については、ほぼ全容が明らかにされている（図169）。

③外郭施設

外郭西辺　ＫＴ１－ＳＡ１と、これの南につづくＫＴ22－ＳＡ１が、この施設の外郭西辺に該当する（図169）。南端、北端ともに角の位置が確認されている。南北25間、約43.1m、方位はＮ－２°－Ｅ。調査当時の測量の誤差から、規模については数十センチ程度前後する可能性が残されている（『年報Ⅵ』では42.8m）。柱穴は、直径約0.6～0.8m、深さ0.5～0.7m程度の規模で多くが不整円形であるが、一部に方形に近い形状のものも認められる。

外郭北辺　久米高畑１次調査地内でのみ検出されている。ＫＴ１－ＳＡ１がこれにあたる（図169）。東西10間分、約17.6mを検出した。方位はＮ－93.5°－Ｅ。柱穴の形状は外郭西辺のものと大差ない。

外郭南辺　ＫＴ11－ＳＡ３（ＫＴ22－ＳＡ１）が南辺に該当する（図169）。東西22ないし23間分、約37.9mが検出されている。方位はＮ－94°－Ｅ。中央やや東よりの、南西角から11間目の柱間が他よりも広いことから、この場所が出入り口であった可能性が指摘されている。なお、この柱列は、ＫＴ41－掘立003、004、008とＫＴ11－ＳＢ33の４棟の建物の柱筋が南北に揃った位置から東へ約２間分のところで止まっている（図169）。柱列全体が後世の土壌化と削平の影響を受けているため、遺存している柱穴の深さは浅い。しかし、東部の柱穴が特に削られて失われた状況は認められないことから、柱穴は元からこの位置までしか掘られていなかった可能性もある。この点は、外郭東辺の柱列が未検出であることと関わりがあるのかもしれない（久米高畑41次、『年報11』）。

外郭東辺　敷地の形状が正方形であると仮定した場合、その東辺は、久米高畑41次調査地の東部にて検出される可能性が高いと考えられていたが確認されていない（図169）。したがって、敷地は正方形ではなく、東西に細長い長方形である可能性も指摘されるが詳細は不明である。敷地そのものは正方形であるが、元から東辺には柱列が設けられていなかったと想定することも可能である。ただしその場合、逆コの字形に敷地を囲った理由を合理的に説明することができない。

④内部施設

中心的建物：ＫＴ１－ＳＢ12［図170］　施設の敷地の形状が正方形であると仮定した場合の中央北奥にあたる場所において、大型建物が２棟重複して存在する状況が確認されている（図169）。このうち、ＫＴ１－ＳＢ12が先行する時期の建物である。

桁行１間分（約2.1m）×梁行３間（約6.3m）、Ｎ－93°－Ｅの総床束柱建物である。桁行が３間の場合、平面形状が正方形になる可能性もある。側柱の柱穴は、一辺0.9～1.1m程度の隅丸方形で、深いもので0.6mほど遺存している。建物内側の柱穴は、直径0.6～0.9m、深さは15～20㎝程度と、側柱の柱穴と比較して小さくて浅い。したがってこれらの柱穴は床束を設置するために掘られたものと考えられる。床を多少上げた程度の建物であったと考えられる。なお、柱は抜き取られていないようである。この点は、建て替え後のＳＢ11（図171）と同様である。

この建物に関して特徴的なこととして、北西角に１間四方の張り出しが付くことがあげられる。東

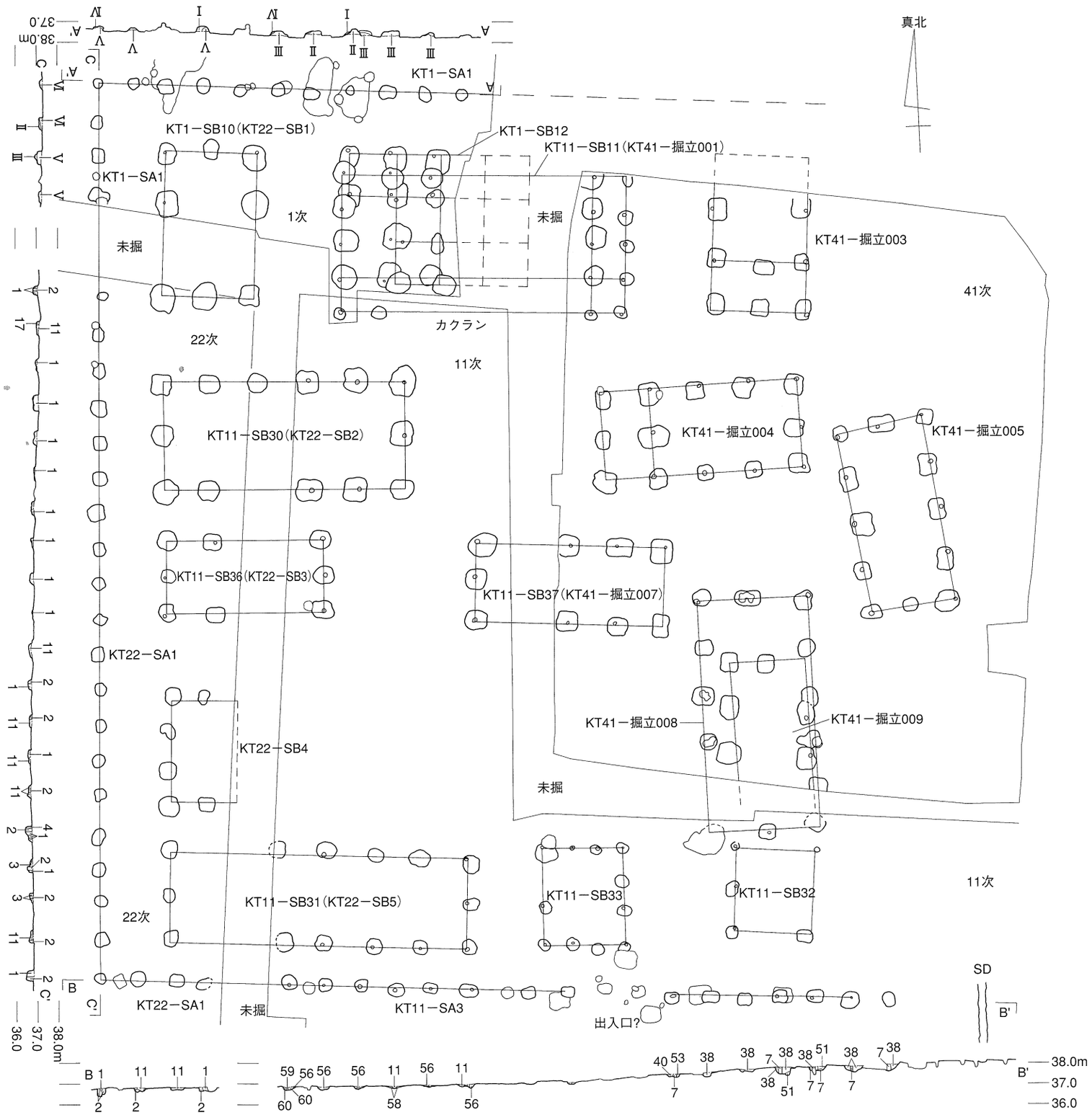

1	黒褐色土	地山混入	40	明黄色土		Ⅰ	暗褐色土
2	暗灰茶色土		51	明灰褐色土		Ⅱ	黒褐色土
3	黄色土	灰茶色土混入	53	黄色土		Ⅲ	黒褐色土　地山混入
4	黄色ブロック土	暗灰色土混入	56	茶褐色土		Ⅳ	黄褐色土　暗褐色土混入
7	暗灰褐色土		57	明灰黄色土	微粒子混入	Ⅴ	黒色土
11	黒褐色土		58	灰茶褐色土	微粒子混入	Ⅵ	黒色土　地山混入
17	灰黄褐色土		59	黒色粘質土			
38	暗褐色土		60	黒灰色粘質土			

図169　政庁南東官衙の関連施設

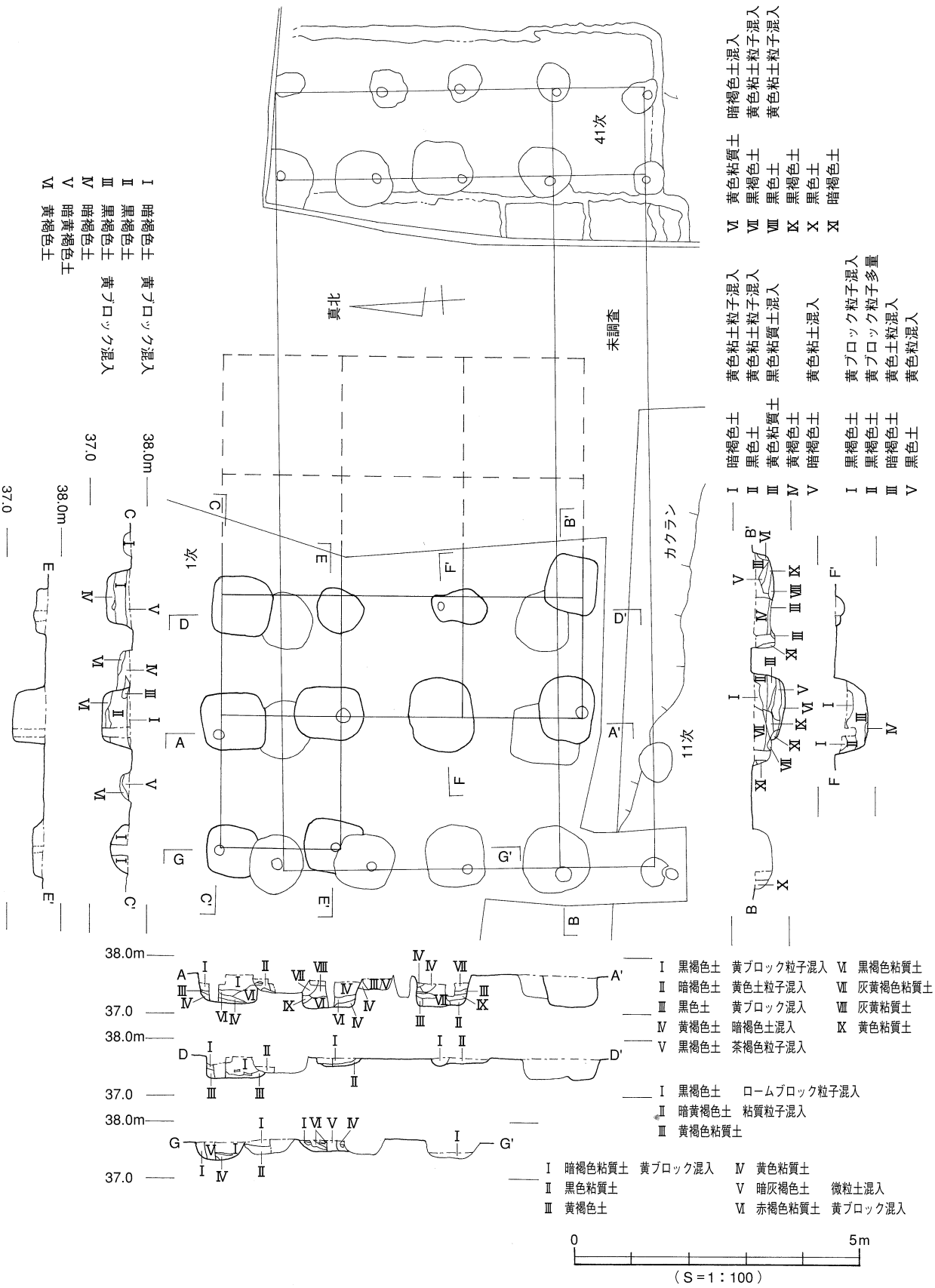

図170　KT1－SB12

西１間（約2.35m）、南北１間（約2.1m）、柱穴の形状等は建物本体と共通である。若干床を上げた構造の建物であることを考えると、この張り出しには屋根付きの階段が設置されていたのではないかと想定している（故 松本修自氏よりご教示いただいた）。

中心的建物：ＫＴ１－ＳＢ11（ＫＴ41－掘立001）［図171］　ＫＴ１－ＳＢ12が廃絶した後に建てられる建物である。東面と南面に廂が付く。身舎の規模は、桁行６間（約12m・およそ40尺）、梁行３間（4.85m・16尺）、方位はＮ－93°－Ｅの東西棟である。ちなみにこの規模は、政庁付近に重複して展開する遺跡群Ⅱ期の建物のひとつであるＨ14－321・掘立７（図211）とほぼ共通である。東面廂の幅は1.55m、南面廂の幅は1.62mに復元される。廂を含めた建物全体の規模は、桁行約13.7m（およそ45尺）×梁行6.47m（21.5尺）、面積約88m²に達する。身舎の桁行と梁行の長さは５：２の比率となるように設計されている。廂の柱穴の一部を除いて、大半のもので柱の痕跡が確認されている。入側柱の柱穴は、直径１mの不整円形ないし0.9×1.2mほどの隅丸方形のもので構成されている。廂の柱穴は、径0.5～0.7m、深さ20cm未満の不整円形のものが多い。なお、11次調査地内に位置する廂の柱穴の一部は攪乱によって失われている（図171）。

ＫＴ１－ＳＢ10（ＫＴ22－ＳＢ１）［図172］　敷地の北西角、中心的建物の西に位置する掘立柱建物（図169）。桁行３間（約6.9m）、梁行２間（約4.4m）、Ｎ－3.5°－Ｅの南北棟である。建物の北辺は中心的建物ＫＴ１－ＳＢ12の北辺と、南辺はＳＢ11の南面廂と柱筋が揃っている。中心的建物の東に位置するＫＴ41－掘立003（図178）と比べて桁行が1.5尺ほど短いが、配置の状況から、ともに脇殿的な性格を帯びた施設であると考えられる（図169）。柱穴の規模は不揃いで、大きなものでは直径1.2mに達している。径20cmほどの柱の痕跡が確認されている。

ＫＴ11－ＳＢ30（ＫＴ22－ＳＢ２）［図174］　敷地の西辺に沿って５棟並び建つ建物のうち、北から２棟目の建物である。桁行５間（約11.６m）、梁行２間（5.24m）、Ｎ－92°－Ｅの東西棟である。東側柱列の柱筋は、中心的建物であるＫＴ１－ＳＢ12の西側柱列と柱筋が揃っている。柱穴は小さなもので一辺0.9m、大きなものでは１×1.4mの不整方形ないし隅丸長方形のもので構成されている。検出された13基の柱穴すべてにおいて、直径20～25cm程度の柱の痕跡を確認している。

時期的には、出土遺物の形状から、７世紀第２四半期以降に建てられたものと考えられる。

出土遺物：柱穴の埋土中から須恵器の坏身*146*が出土している（図173）。７世紀第２四半期頃のものである。口縁端部の立ち上がりが短いこのような形状の坏身は、政庁南東官衙の外郭西辺柱列と重複する土坑であるＫＴ22－ＳＸ４（図188）からも１点出土している。

ＫＴ11－ＳＢ36（ＫＴ22－ＳＢ３）［図175］　敷地の西辺に沿って並び建つ建物のうち、北から３棟目の建物である（図169）。桁行３間（約7.4m）、梁行２間（3.56m）、Ｎ－92°－Ｅの東西棟。

東に位置するＫＴ11－ＳＢ37（ＫＴ41－掘立007）と建物北辺の柱筋が揃っている。柱穴の大きさは、大きなもので一辺１m程度の不整方形ないし隅丸長方形で、検出された８基のすべてにおいて柱の痕跡を確認している。数cmから15cm程度の深さしか遺存していないが、これは、この建物が建てられている場所の立地条件と関係がある。この建物を含む政庁南東官衙の南西部一帯は、隣接する政庁南部から続く浅い谷地形の延長上にあたっている。この低地には、褐灰色の遺物包含層が厚く堆積しているが、過去の多くの調査の際には、これらの土を除去した上で遺構を認識していたため、本来存在する遺構の一部を削り飛ばしてしまったものと考えられる。結果として、建設当時に地山面まで掘り込まれた部分だけが遺構として認識されるに至っている。

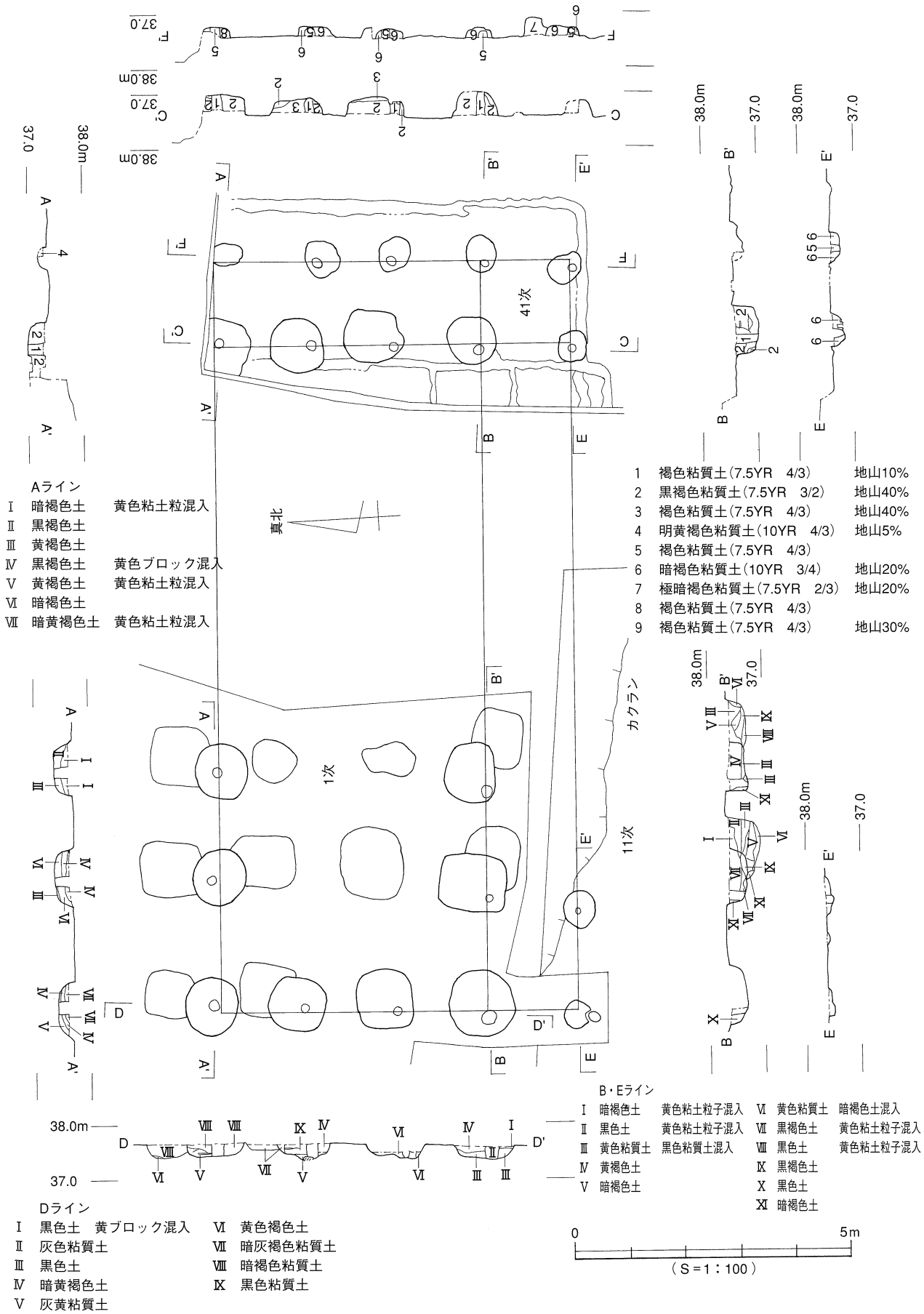

図171 KT1－SB11（KT41－掘立001）

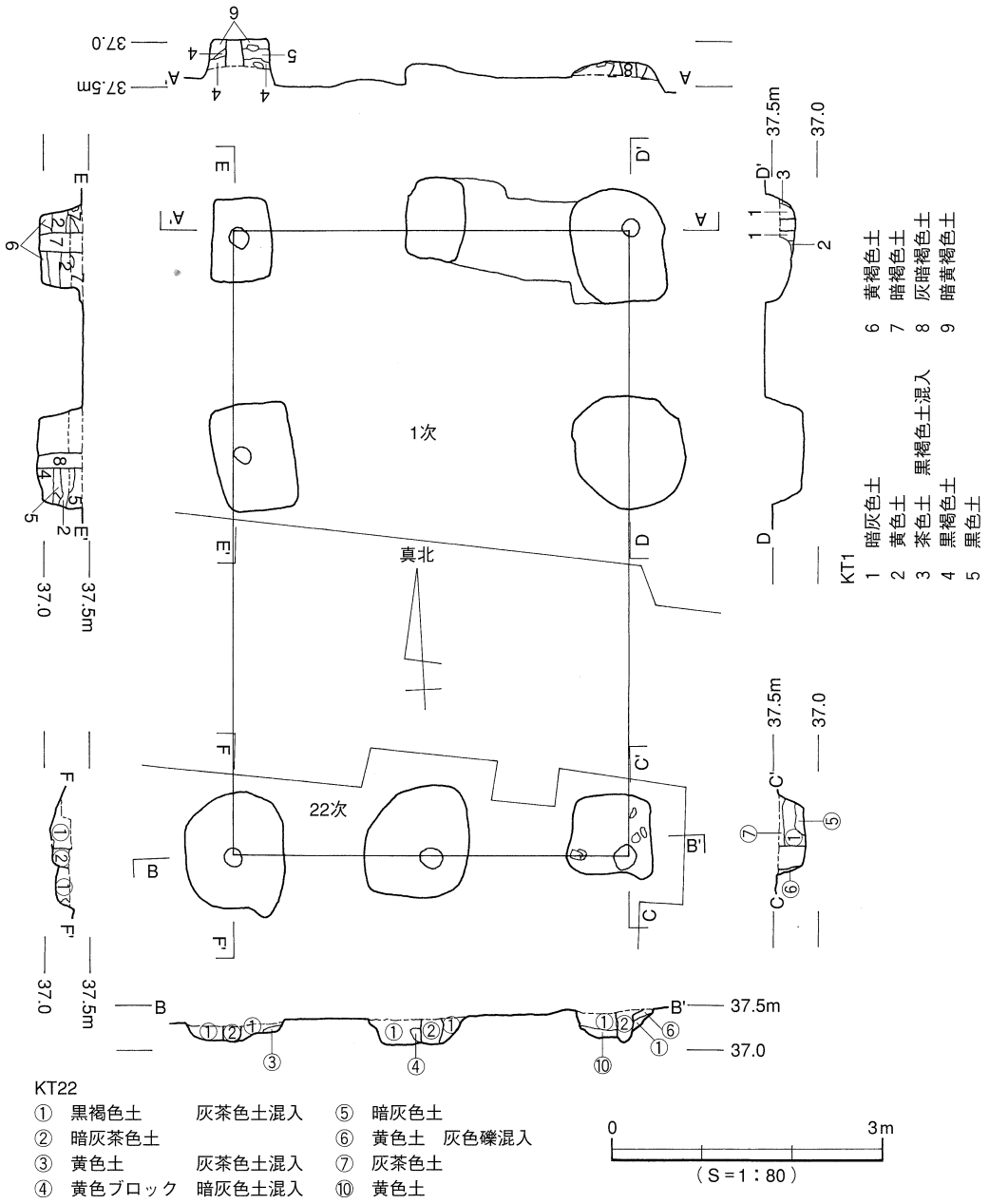

図172 KT1－SB10（KT22－SB1）

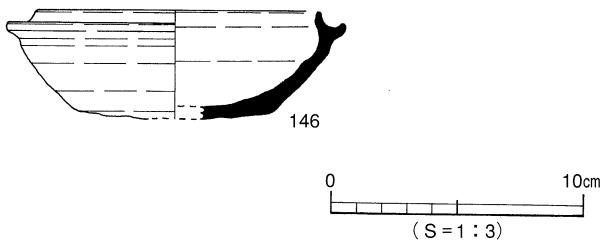

図173 KT11－SB30（KT22－SB2）出土遺物

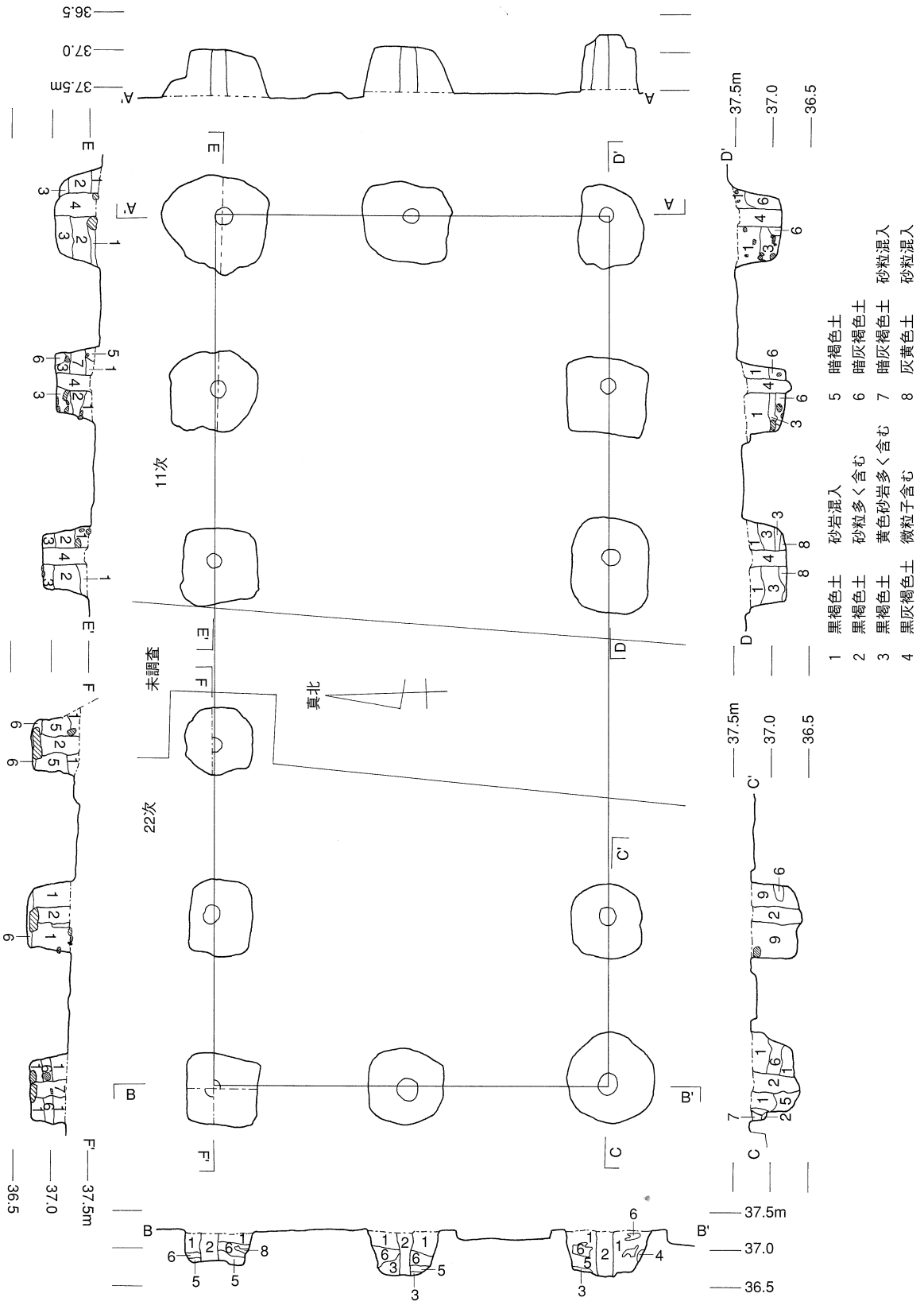

1 黒褐色土 黄色粒と灰茶色土混入
2 暗灰茶色土
3 黄色土 灰茶色土混入
4 黄色ブロック 暗灰色土混入
5 暗灰色土
6 黄色土 灰色礫混入
7 灰茶色土
8 暗灰色土 黄色粒と礫混入
9 黄色土

0 3m
（S＝1：80）

図174 KT11－SB30（KT22－SB2）

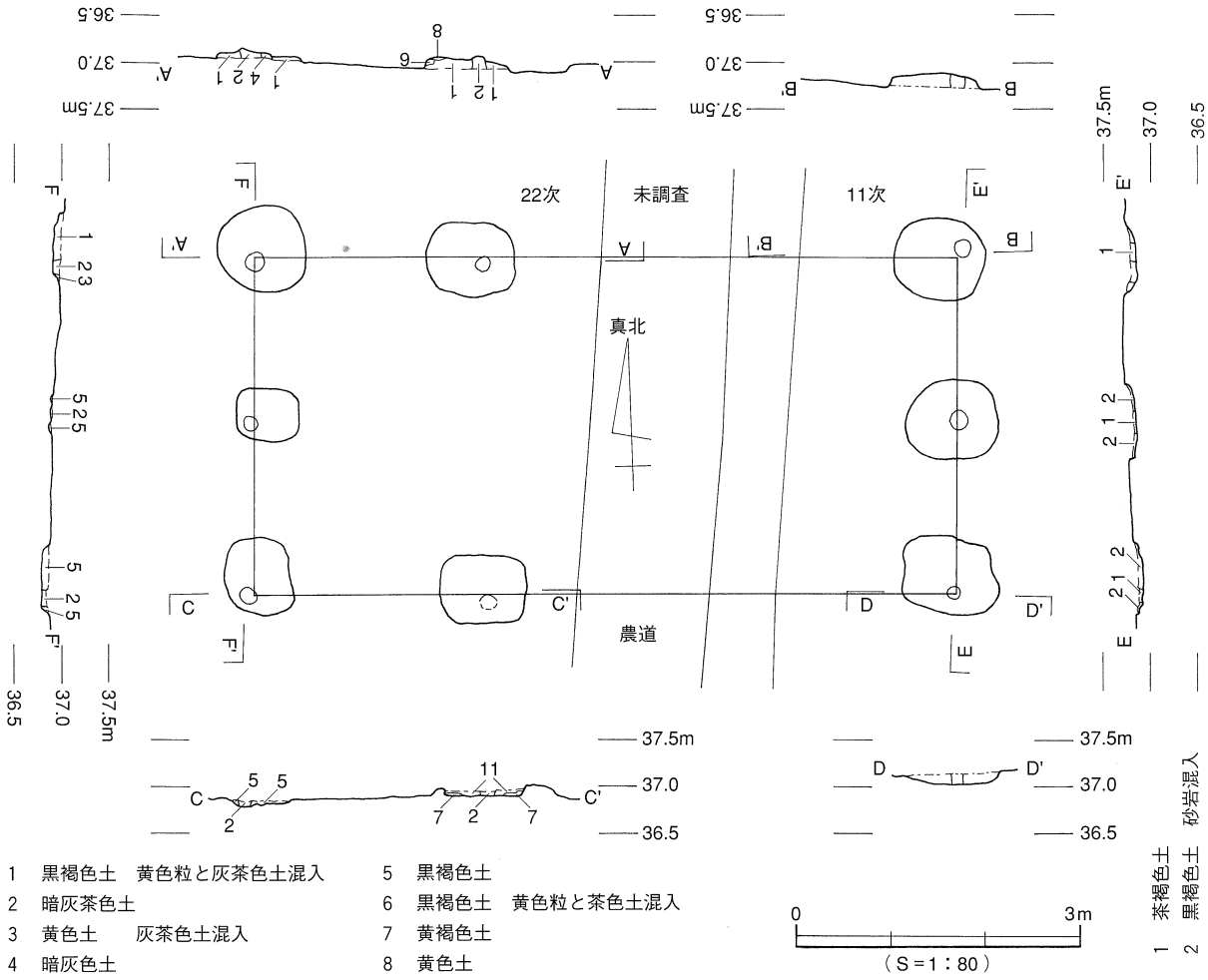

図175　KT11－SB36（KT22－SB3）

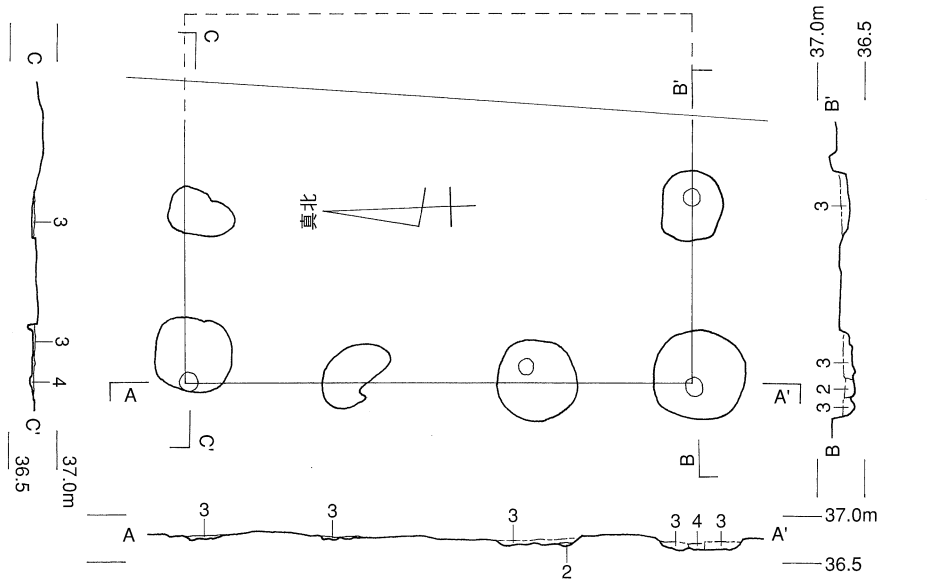

図176　KT22－SB4

ＫＴ22－ＳＢ４［図176］　敷地の西辺に並び建つ建物のうち、北から４棟目の建物である（図169）。桁行３間（5.35m）、梁行２間（約４ｍ）、Ｎ－２°－Ｅの南北棟である。桁行規模の４分の３を梁行の長さとした可能性がある。後述するＫＴ11－ＳＢ31と同様の理由から、検出された柱穴の深さは極めて浅い。最も残りの良い南西角の柱穴の場合、直径約１ｍの隅丸方形に近い形状をしている。

ＫＴ11－ＳＢ31（ＫＴ22－ＳＢ５）［図177］　敷地の西辺に並び建つ建物のうち、最も南に位置する建物（図169）。桁行６間（約14.5m）、梁行２間（4.49m）、Ｎ－93.5°－Ｅの東西棟である。柱穴は東ほど浅く残りが悪い。これは、相対的に標高が高い東ほど後世の水田開発に伴う削平の影響を強く受けているからと考えられる。柱穴の平面形状は、直径0.6～１ｍ程度の不整円形ないし隅丸長方形を呈する。その多くで柱の痕跡が検出されている。

ＫＴ41－掘立003［図178］　敷地の北東部、中心的建物の東に隣接する建物。桁行推定３間（約7.4ｍ）×梁行２間（4.51m）、Ｎ－0.5°－Ｅの南北棟である。この桁行の規模は、敷地の外郭西辺に沿って建てられた５棟の建物のうち、中央に位置するＫＴ11－ＳＢ36（図175）の桁行の長さとほぼ一致する。また、梁行の長さは、同じく西辺沿いの建物のうち最も南に配置されているＫＴ11－ＳＢ31の梁行２間の距離と共通である。このような現象は、これら３棟の建物が共通の計画のもとに配置された結果生じたものであって、場合によると造営尺が同一であることを示唆するだけでなく、互いの存在の同時性にまで言及できることを反映している可能性も有るので、後でこの施設の構造と規格を検討する際に、再度詳しく検証したい（ｐ.204～）。

間仕切りのためと考えられる柱穴が１基掘り込まれている点が最大の特徴である。柱穴の掘りかたの形状や規模において、側柱の掘りかたと比較して若干浅い以外に大きな違いはない。ただし、柱痕跡の位置が、妻柱に対応せず、建物の中心線から少し東に片寄った配置になっている。当遺跡群において、これ以外に、明確に間仕切りであると断定可能な例は、すぐ南に隣接するＫＴ41－掘立004（図180）と政庁脇殿の２棟のみである。小さいながらも、ある程度格式の高い建物であったことを示していると考えられる。この柱穴を含む６基については、柱の根元に根石として円礫が置かれている。なお、南西角の柱穴の南端から円面硯の破片147が出土しているが、この柱穴については、柱の痕跡ないし柱の抜き取り跡は確認されていない。ただし、円面硯が出土した場所が建物の柱位置にあたる可能性が高いため、建物の廃絶時に混入もしくは投棄されたものと考えられる。

出土遺物：円面硯*147*は、焼きがあまい灰白色の大型品で、全体に摩滅している。脚部はスカート状に広がる特異な形状を呈している。類例も無く時期も不明であるが、焼成の具合は、当地における最古型式の瓦である単弁十葉蓮華文軒丸瓦を含む一群に良く似ている。

ＫＴ41－掘立004［図180］　掘立003の南に隣接する建物。桁行４間（9.51m）、梁行２間（4.30m）、Ｎ－91°－Ｗの東西棟である。西端１間の位置に間仕切りの柱穴が１基掘られている。北西と南西角の柱は抜き取られているが、その他は柱の痕跡が遺存している。柱穴は小さなもので一辺0.7m×１ｍ、大きなものでは１ｍ×1.5m程度の不整長方形を呈している。柱穴の深さは西寄りのものほど深い。これは、東寄りほど標高が高いこの場所に柱穴を設けるに際して、当時の地表面から一定の深さの柱穴が掘られたことを示している。その後、水田開発に伴う削平を受けて、相対的に標高の高い東部の柱穴ほど、その上部が失われたものと考えられえる。建物の屋根を架ける際には、異なる長さの柱材を配置しながら、最終的に水平になるように調整が行なわれたものと想像される。

出土遺物：南西角のＳＰ11の柱を固定した埋土中から、単弁十葉蓮華文軒丸瓦の破片が１点出土し

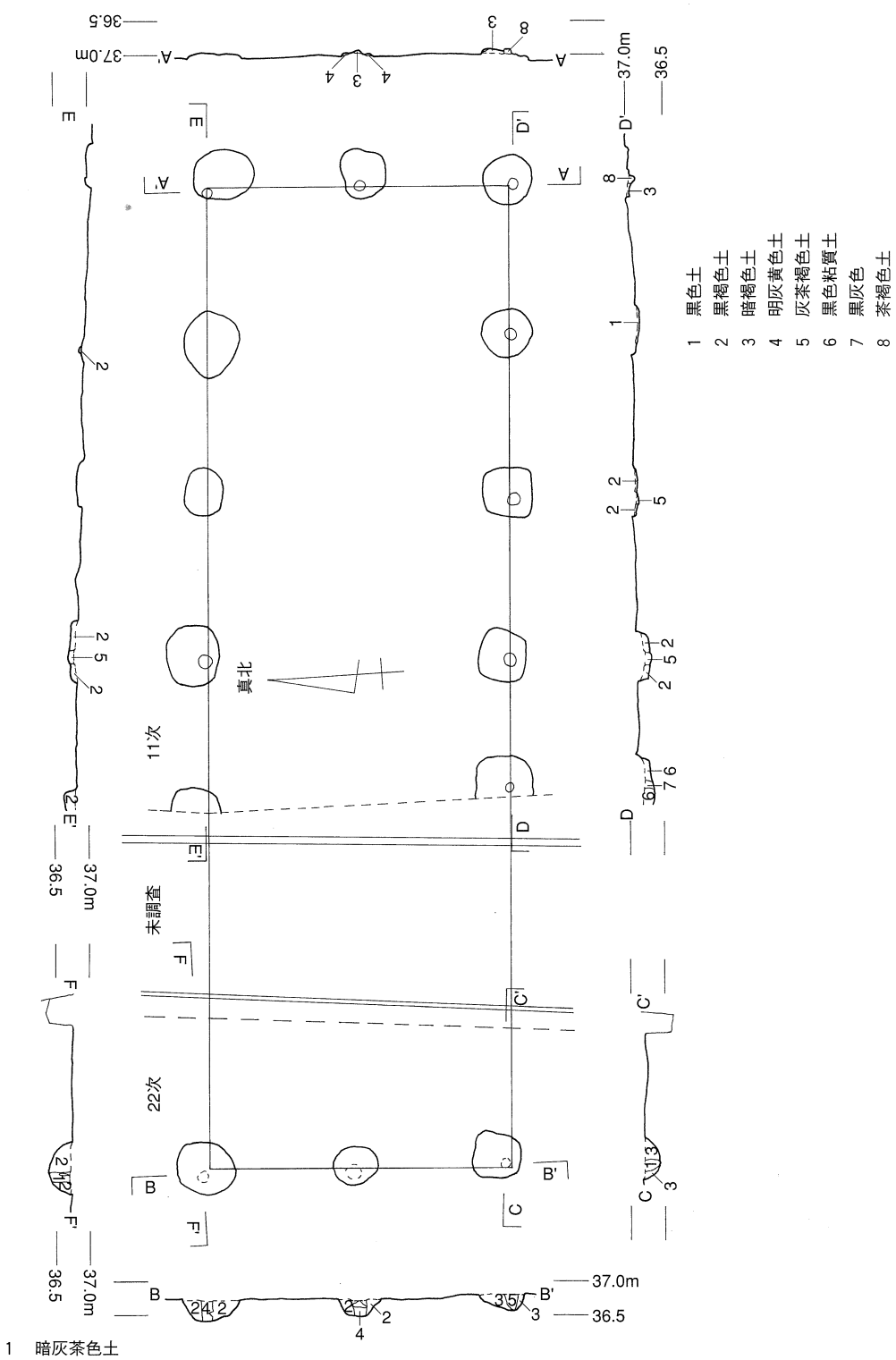

1　暗灰茶色土
2　黒褐色土
3　黒褐色土　黄色粒と茶色土混入
4　茶灰色土　褐色土混入
5　茶灰色土　黒色土混入

図177　KT11－SB31（KT22－SB5）

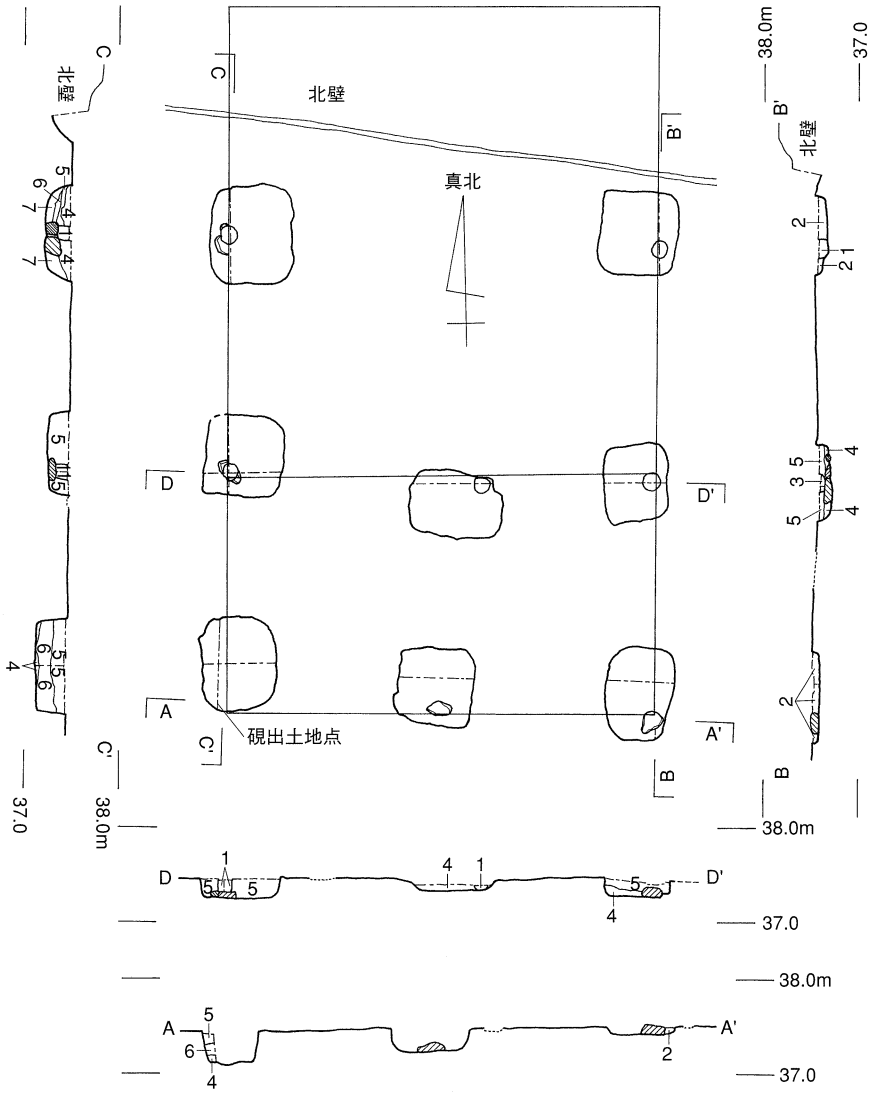

1　褐色粘質土(7.5YR　4/4)
2　にぶい褐色粘質土(7.5YR　5/3)　橙色粘質土50%
3　にぶい褐色粘質土(7.5YR　5/3)
4　橙色粘質土(7.5YR　6/8)　暗褐色粘質土50%
5　暗褐色粘質土(7.5YR　3/4)
6　暗褐色粘質土(7.5YR　3/4)　橙色粘質土20%
7　暗褐色粘質土(7.5YR　3/4)　にぶい褐色粘質土40%

0　3m
(S=1:80)

図178　KT41－掘立003

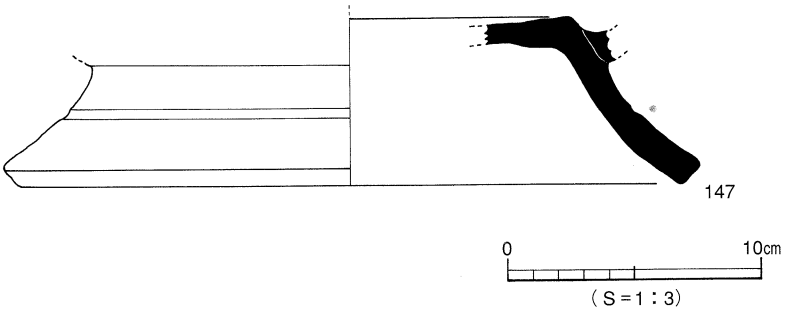

図179　KT41－掘立003出土遺物

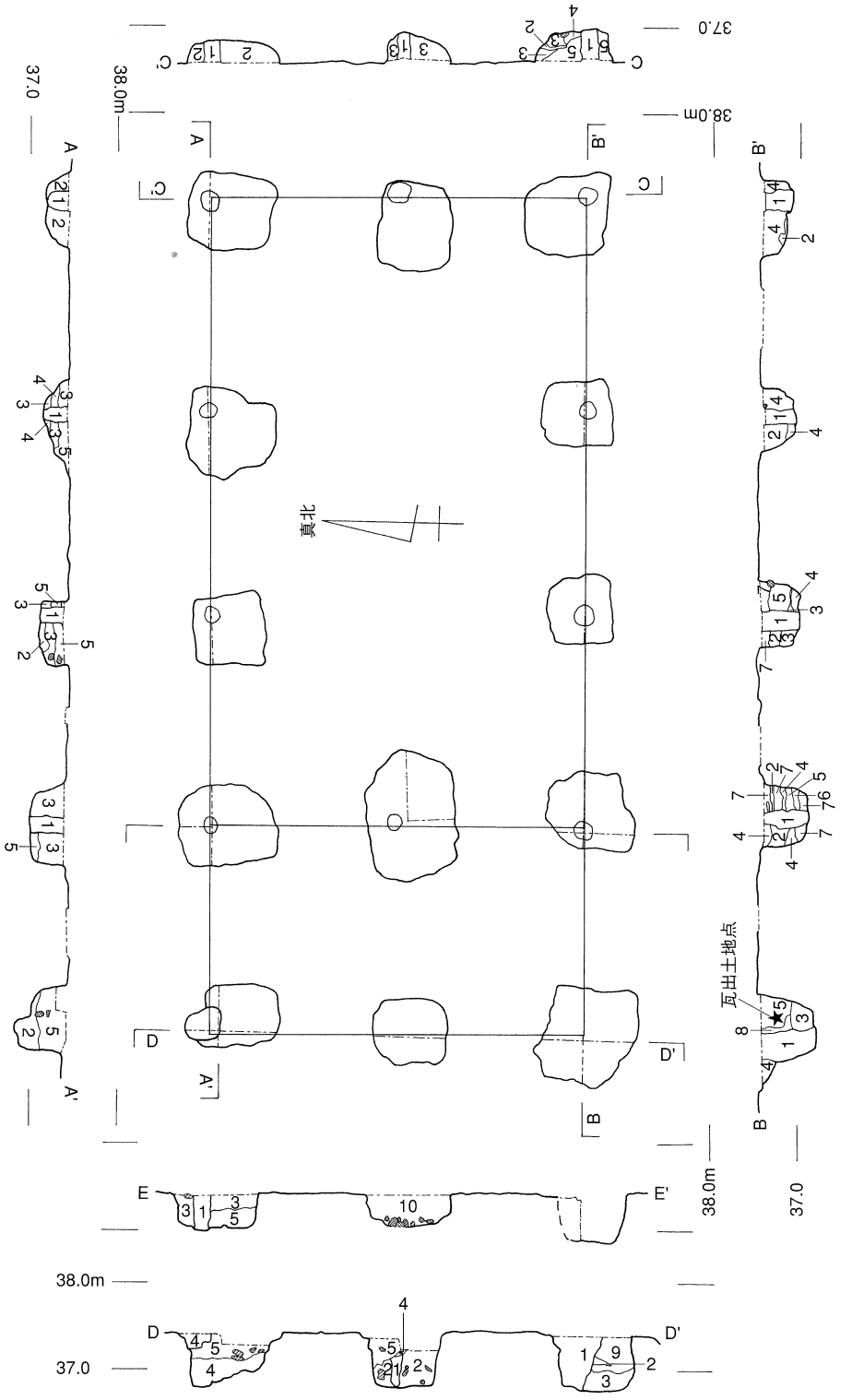

1　褐色粘質土(7.5YR　4/3)　地山10%
2　褐色粘質土(7.5YR　3/4)　地山50%
3　暗褐色粘質土(7.5YR　3/4)　地山20%
4　褐色粘質土(7.5YR　4/3)
5　暗褐色粘質土(7.5YR　3/4)　灰褐色粘質土30%
6　暗褐色粘質土(7.5YR　3/4)　地山60%
7　暗褐色粘質土(10YR　3/3)
8　褐色粘質土(10YR　4/4)
9　褐色粘質土(10YR　4/4)　褐色粘質土80%
10　暗褐色粘質土(10YR　3/4)

図180　KT41－掘立004

ている（図181）。当初、八葉の瓦当の一部と判断し、『年報11』においてその趣旨で報告したが、その後、従来から出土例のある十葉の蓮弁幅が広い部分の破片であることが判明した。この点については、范傷が一致することからも確証を得ているので、『年報11』における報告内容を撤回し、訂正するものである。なお、この事実誤認は、岡山理科大学の亀田修一氏がこの瓦を実見された際に指摘をいただき判明したものである。記して感謝申し上げる。

ＫＴ11－ＳＢ37（ＫＴ41－掘立007）［図182］　掘立004の南西、中心的建物の南に位置する建物（図169）。桁行４間（約９ｍ）、梁行２間（3.78ｍ）、Ｎ－93.5°－Ｅの東西棟。12基の柱穴のうち、10基を確認している。妻柱の規模が、他の柱穴と比較して若干小さい傾向が認められる。大きな柱穴では、一辺１×1.1ｍを測る。なお、11次と41次に分断された南側柱列と北側柱列の柱穴断面図を合成すると、東西でずれが生じてしまう。これについては、11次調査の際の水準の取り付けに問題があったのではないかと考えているが、詳細は不明である。

ＫＴ41－掘立008［図183］　北西角がＫＴ11－ＳＢ37の東端に近接する位置に建てられた建物（図169）。同じ場所に重複して建つ掘立009よりも後出する段階の建物である。桁行５間（約11.4ｍ）、梁行２間（5.34ｍ）、Ｎ－0.5°－Ｗの南北棟である。建物の南辺は、南の11次調査地北壁沿いに位置している。建物規模に比べて柱穴は小振りなもので構成されている。大きなものでは一辺１×1.5ｍほどのものも含まれているが、0.6～0.8ｍ程度のものが中心である。明確に柱の痕跡であると認定可能なものは無く、大半が抜き取られているようである。なお、南西角の柱穴は、倒木痕跡と重複しているため未確認である。

ＫＴ41－掘立009［図184］　東側柱列が掘立008と重複している建物で、掘立008より先行する（図169）。桁行３間（約７ｍ）、梁行２間（3.50ｍ）、Ｎ－１°－Ｗの南北棟である。北西角の柱穴は、第２次大戦中に旧日本陸軍によって掘られた溝によって失われている。柱穴は大きなものでは一辺0.8×1.1ｍ程度の隅丸長方形のものが含まれている。北西角の柱穴では、柱材の高さ調整のために根石が置かれている。建物南端は南の11次調査地には達していないことから、未調査の畔の下に位置するものと考えられる。

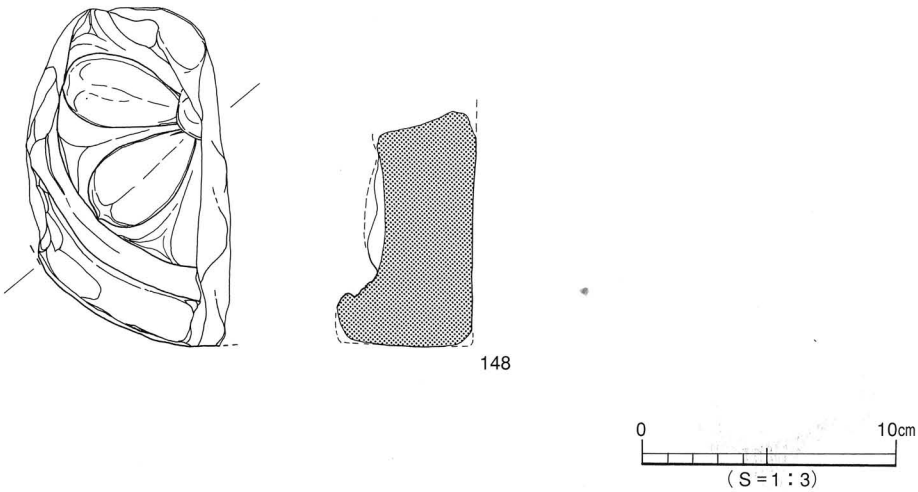

図181　KT41－掘立004出土遺物

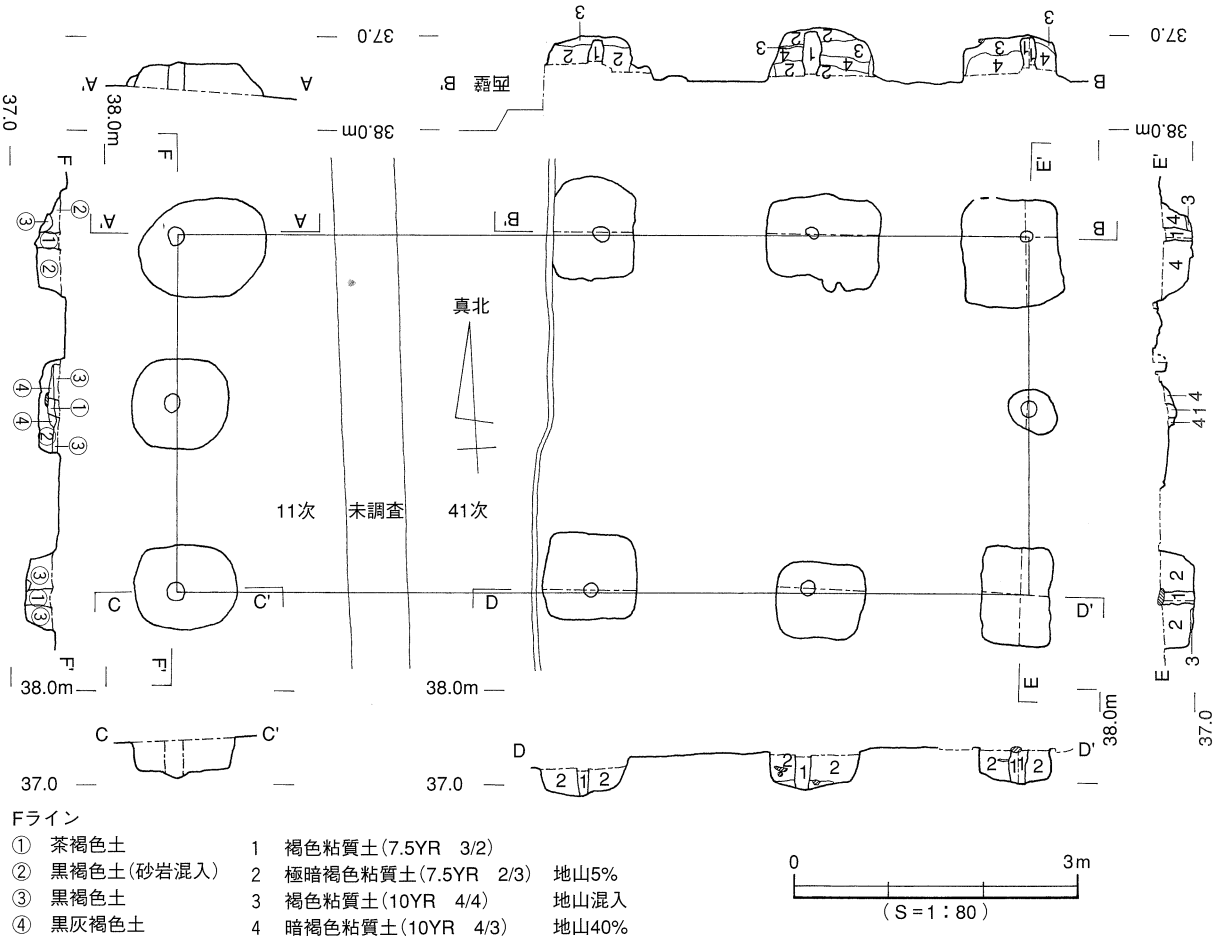

図182 KT11－SB37（KT41－掘立007）

ＫＴ11－ＳＢ33［図185］　政庁南東官衙の敷地内東半部に位置する建物のなかで、最も南に建てられた２棟の小型建物のうちの１棟（図169）。桁行２間（4.20m）、梁行１間（3.48m）、Ｎ－３°－Ｅの南北棟である。北側柱列はＫＴ41－掘立008の南辺とほとんど接している。別の時期の大型柱穴と重複しているほか、北東角の柱穴は土坑と重なっていることから未確認である。柱穴は浅く残りの悪い状態であったが、本来は直径0.5～0.7m程度の規模であったと考えられる。

ＫＴ11－ＳＢ32［図186］　ＳＢ33のすぐ西に位置する小型の建物（図169）。桁行３間（4.65m）、梁行３間（3.93m）、Ｎ－２°－Ｅの南北棟。直径0.6m前後の不整円形の柱穴で構成される。多くの柱穴で柱の痕跡を検出している。

ＫＴ41－掘立005［図187］　政庁南東官衙の関連建物の中では最も東に位置する建物。北西角は掘立004の東妻柱に近接している。桁行４間（8.85m）、梁行２間（4.18m）、Ｎ－7.5°－Ｗの南北棟。造営尺には、１尺＝0.295～0.298m程度の唐尺を基準として、桁行30尺、梁行14尺に設定された可能性を想定している。柱穴は小さなもので直径0.6mの不整円形、大きなものでは一辺0.7×1.1mの長方形のものも含まれる。柱筋に対して各柱穴の位置がまちまちで、柱穴の掘りかたの端に柱痕跡が寄っているものが多い。12基の柱穴のうち、６基について根石が用いられているが、これは、柱材の高さ調節のためであろう。いずれの柱穴も浅く、深いものでも30㎝程度しか遺存していない。

建物の形状、柱穴や柱痕跡の様子など、同じ施設のこのほかの建物と比較して変わりないが、この

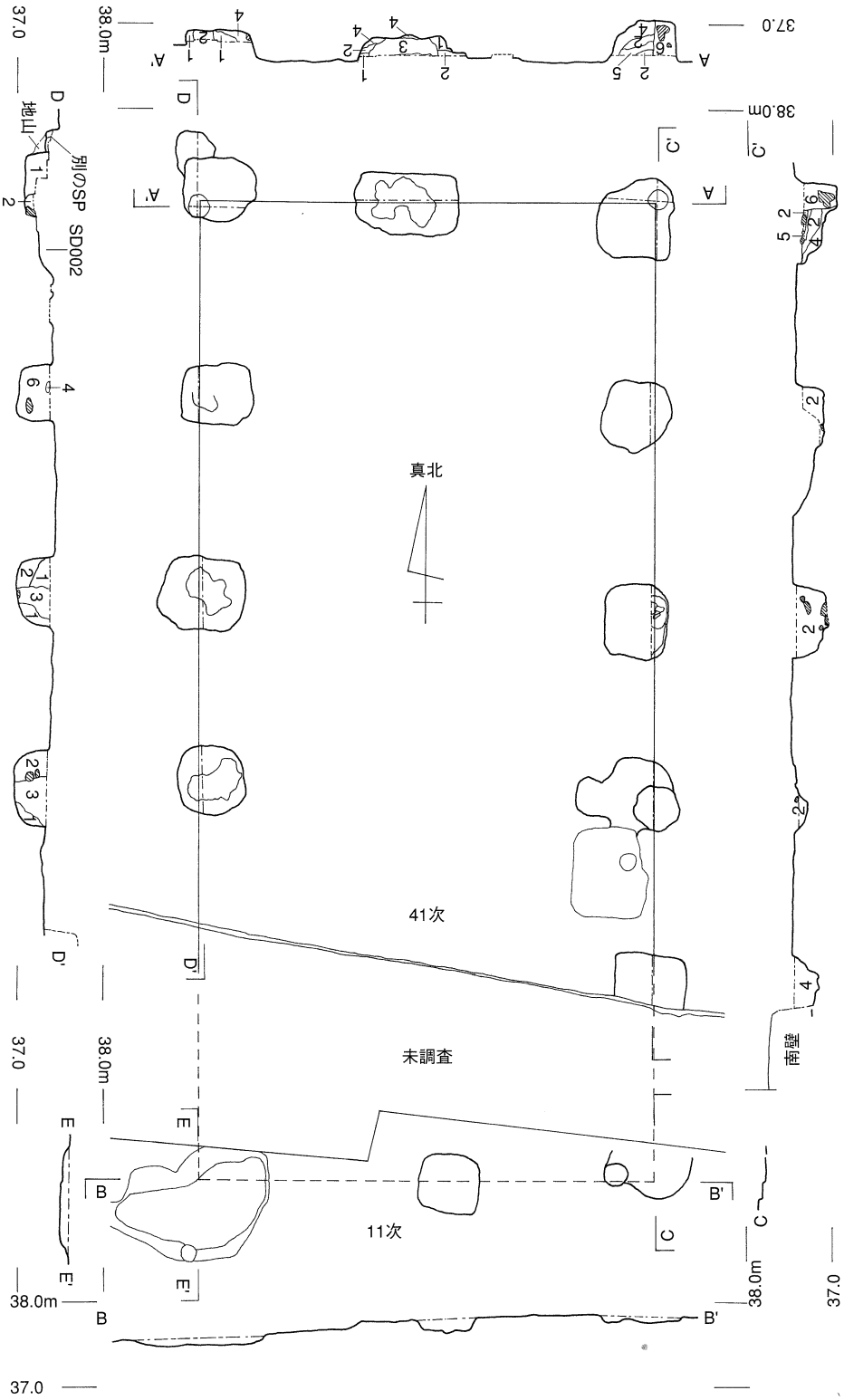

1　黒褐色粘質土(10YR　2/3)　地山5%
2　黒褐色粘質土(5YR　3/1)　地山5%
3　黒褐色粘質土(10YR　2/3)　にぶい黄褐色砂質土混入
4　褐色粘質土(7.5YR　4/3)　地山混入
5　黄橙色粘質土(10YR　8/8)　褐色粘質土30%
6　暗褐色粘質土(7.5YR　3/3)　地山5%

0　3m
(S=1:80)

図183　KT41－掘立008

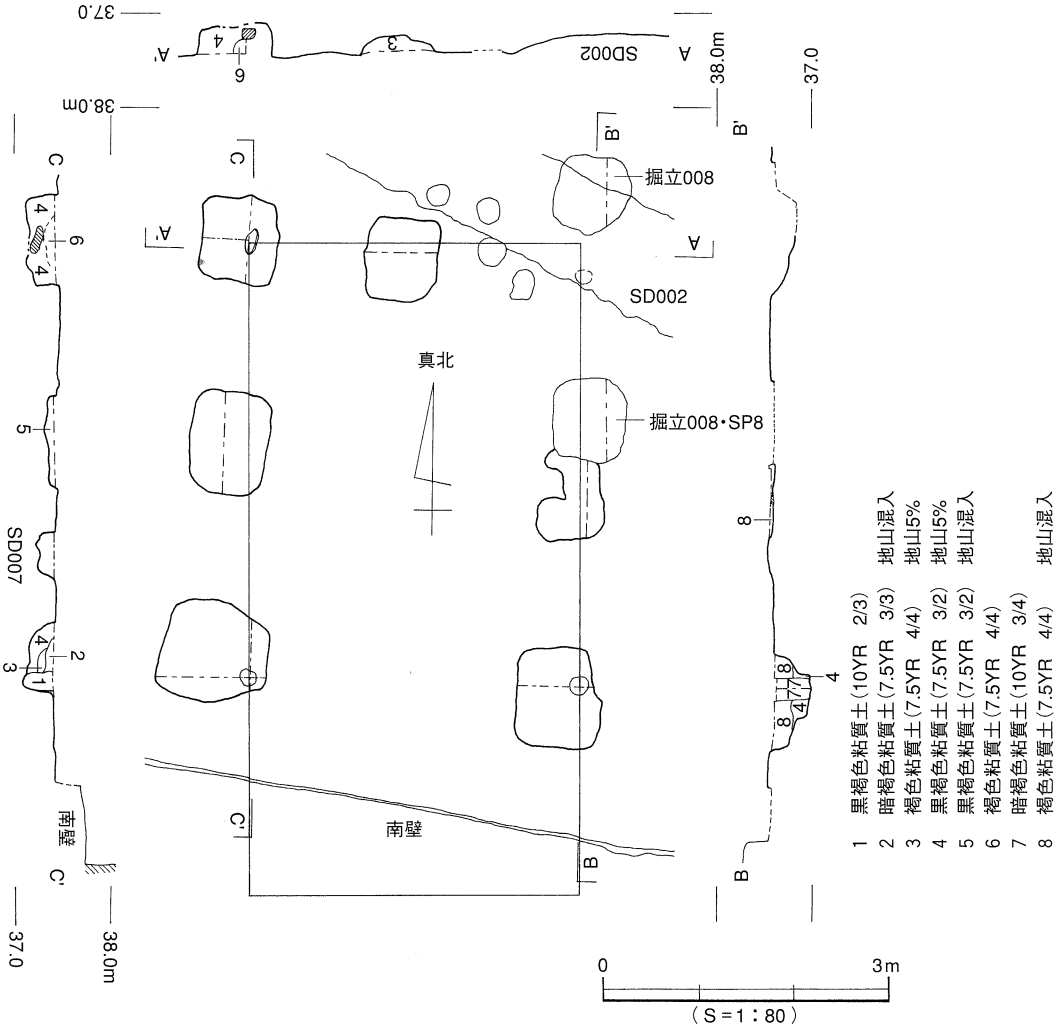

図184　KT41－掘立009

建物が建てられている位置とその方位に着目すると、他の建物とは時間差が存在するのではないかと考えられる。これについては、後で政庁南東官衙の構造と規格を説明する際にもう一度確認したい。

ＫＴ22－ＳＸ４［図188］　22次調査地南西部に位置する幅２～４ｍ、長さ19mほどの南北に細長い性格不明の遺構（図168）。重複関係から、政庁南東官衙の外郭西辺柱列より先行する可能性が高いと考えられている（『年報Ⅵ』）。

出土遺物：口縁端部の立ち上がりが短い坏身*149*は、７世紀第２四半期頃のものと考えられる。同じ形態のものが、この官衙を構成する建物のひとつであるＫＴ11－ＳＢ30の柱穴から出土している（図173）。

ＫＴ22－ＳＸ８［図189］　ＫＴ11－ＳＢ31（ＫＴ22－ＳＢ５）の西部と重複する土坑（図168）。直径約７ｍ、深さ0.3～0.5m。ＳＢ31に先行する（『年報Ⅵ』）。

出土遺物：７世紀前半頃の須恵器の蓋坏と高坏が出土している。高坏*157*の脚部の形状は、回廊状遺構の北側区画溝であるＫＨ５－ＳＤ６に先行する土坑であるＫＨ５－ＳＸ１出土のもの（図54）と非常によく似ている。

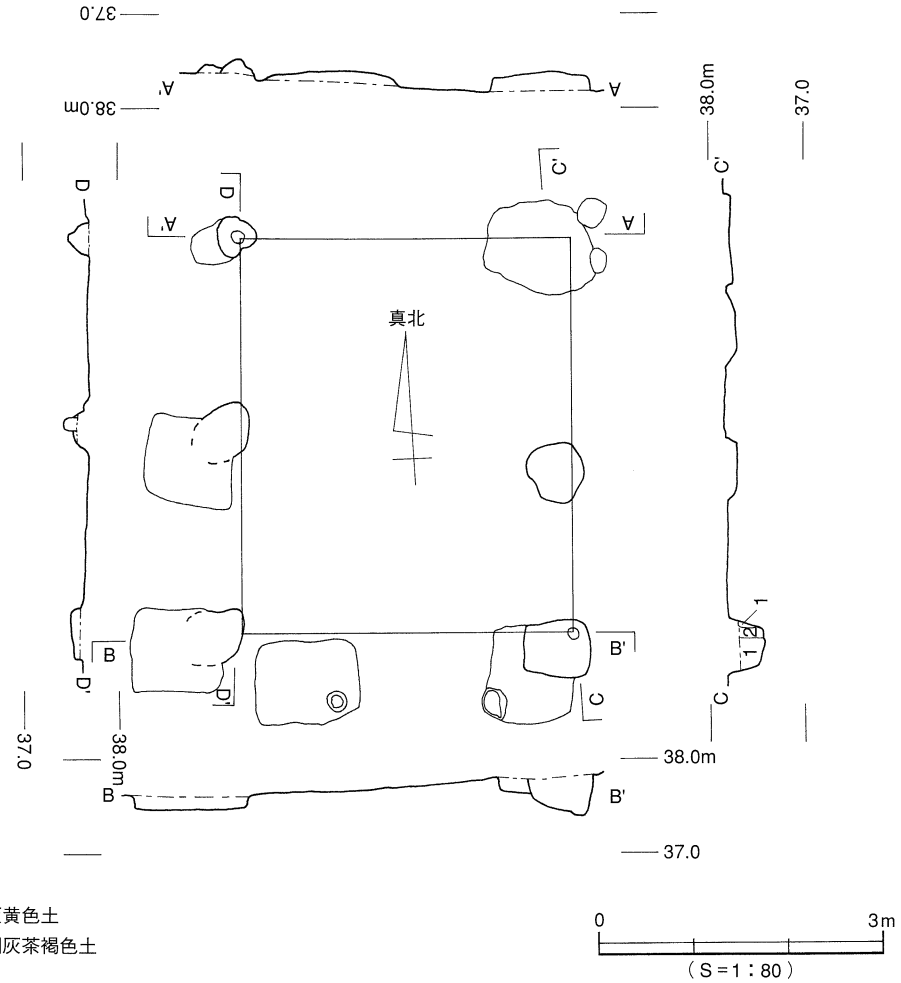

図185　KT11－SB33

包含層出土遺物　政庁南東官衙が立地する久米高畑11次、22次、41次の各調査地において、包含層から若干量の遺物が出土している。図190～192は、これらのうち、７世紀中葉以降のものをまとめたものである。

須恵器の坏蓋の形状は、隣接する政庁の南で行なわれた試掘調査（H14－321、『年報16』）の際に区画溝ＳＤ１の下部から一括出土したもの（図203）と似通っている。これらの蓋に伴う坏身は、*161*のように高台を伴わない段階のものである。口径が小さい*166*は、これらの坏蓋よりも若干古い時期のものであろう。なお、しっかりした高台を持つ*167*については、当遺跡群において類似品は確認されていない。時期は７世紀後葉以降のものであると考えられるが、胎土や焼成の具合が当地における一般的なものと比較して異なることから、他地域からの搬入品である可能性もある。

*169*は銅椀を模倣して作られた椀である。類似品が遺跡群北東部の関連建物であるＫＴ37－掘立005のＳＰ２（図259）と、回廊状遺構北側のＫＨ５－ＳＤ６あるいはＳＸ１と判断される地点から出土している（図55）。口縁部が内傾し、胴部下半に２条の沈線が施されている。

*172*と*173*は硯であると判断されている個体である。*172*は包含層上部ないし上面から、*173*は耕作土の床土直下から出土している。*172*には、筋条の切れ目が施されているが、貫通はしていない。*173*のように円形の透かし窓があけられたものとしては、回廊状遺構北側の区画溝であるＫＨ５－ＳＤ６の

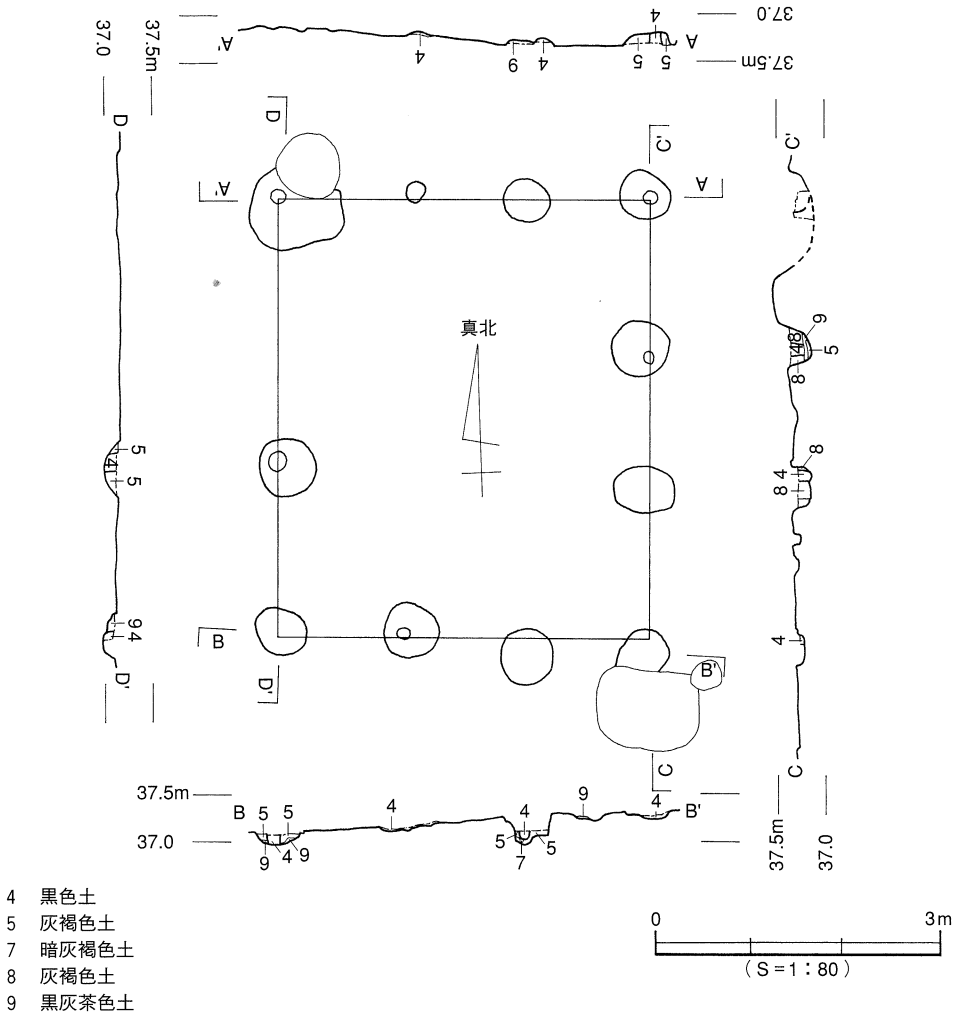

図186　KT11－SB32

１区から出土したもの（図50）があるが、形状は異なっている。

*162*は土師器の坏である。外側に開く高台の端部は水平に接地する。器壁外面は横方向の磨き調整が施され、内面には暗文であると考えられる工具による磨きの痕跡が認められる。８世紀代の遺物であると考えられるが詳細は不明である。暗文が施された土師器は、回廊状遺構南方の低地部（来住廃寺15次・３区下段）出土遺物（図74）の中に破片が少量確認されているが、高坏もしくは高台を伴わない坏に限定されている。

⑤政庁南東官衙の構造と規格

この施設の特徴のひとつに、中心的建物とその前面の空間を意識しつつも、東西棟主体の建物配置が行なわれている点があげられる。また、建物構造に着目すると、規模が大きい中心的建物２棟以外のすべてが梁行２間に統一されていることも重要な点であると思われる。これらの特徴は、多分にこの施設に与えられた役所としての役割の性質を反映しているものと考えられる。この施設は回廊状遺構などと同時期の遺跡群Ⅱ期に所属するが、先行するⅠ期政庁が、すでにコの字形（ロの字形）の建物配置を採用していることを踏まえると、東西棟が並び建つ特異な空間構成には、明確な意図が存在するものと理解しておくべきであると考える。施設を構成する建物については、以前から、同時に建

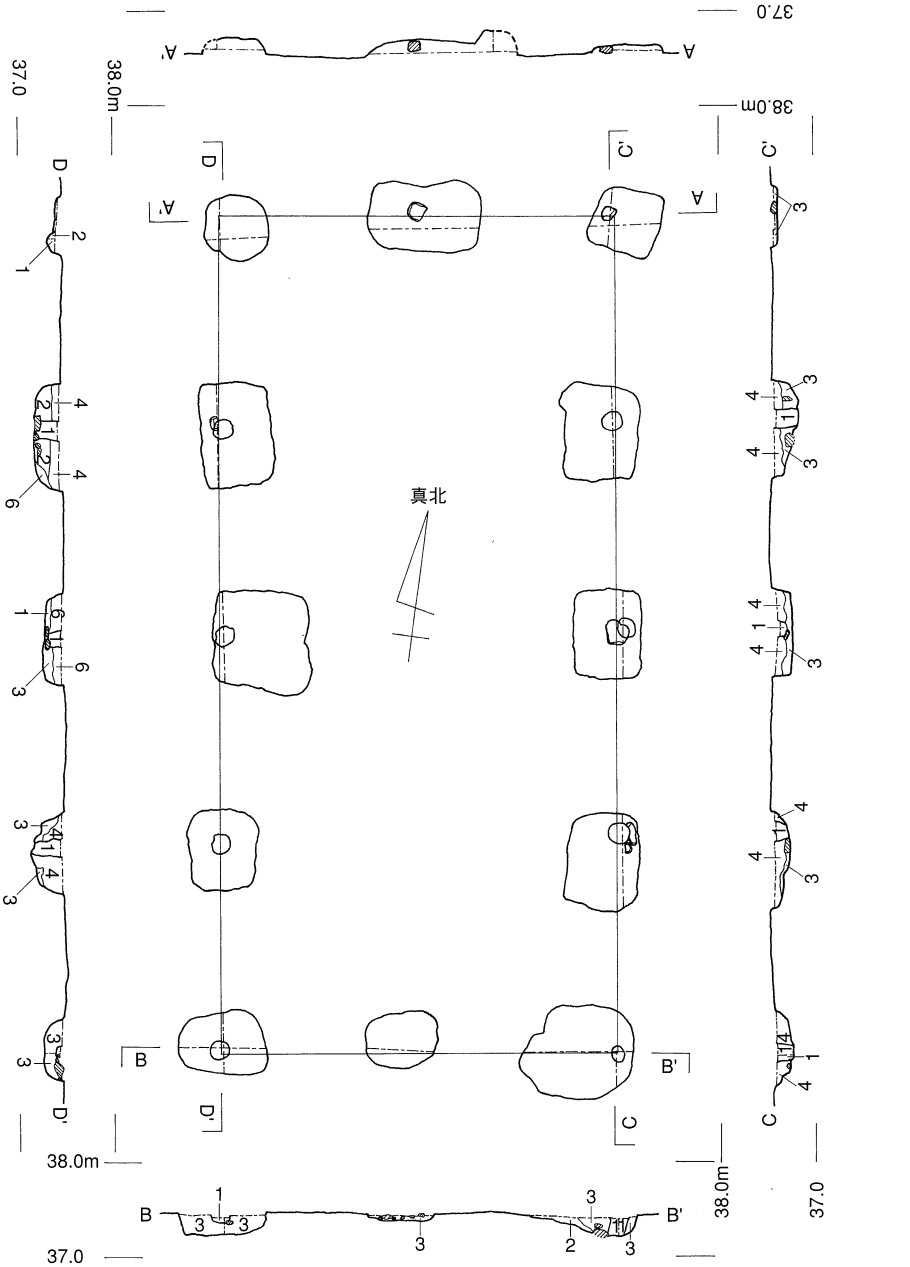

図187 KT41－掘立005

てられたものではなく、一定の継続期間の中で複数の段階設定を行なうべきであるとする考え方が有力である（『年報11』）。まず、理由のひとつにあげられている建物相互の柱筋の通り方に着目して、当施設における建物配置の変遷の復元を試みる（図193）。

この施設が建てられた当初から存在したことが確実なのは、敷地北奥から北西角に位置するＫＴ１－ＳＢ12とＫＴ１－ＳＢ10の２棟である。便宜上、この建物群を第１段階と呼ぶ（Ｐ.209）。

第１段階の中心的建物であるＫＴ１－ＳＢ12と脇殿的な配置関係にあるＳＢ10は、敷地の外郭北辺

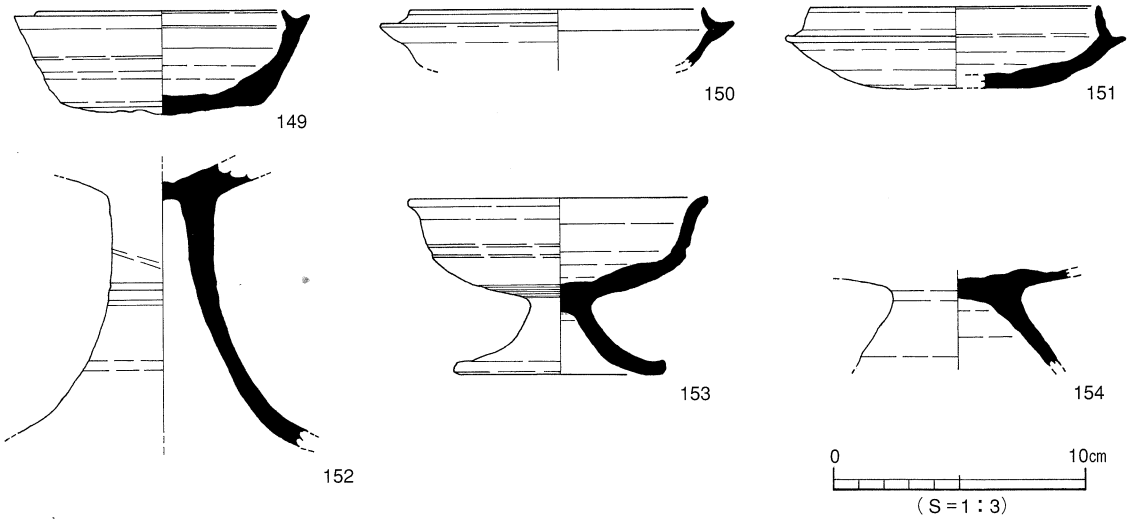

図188　KT22－SX4出土遺物

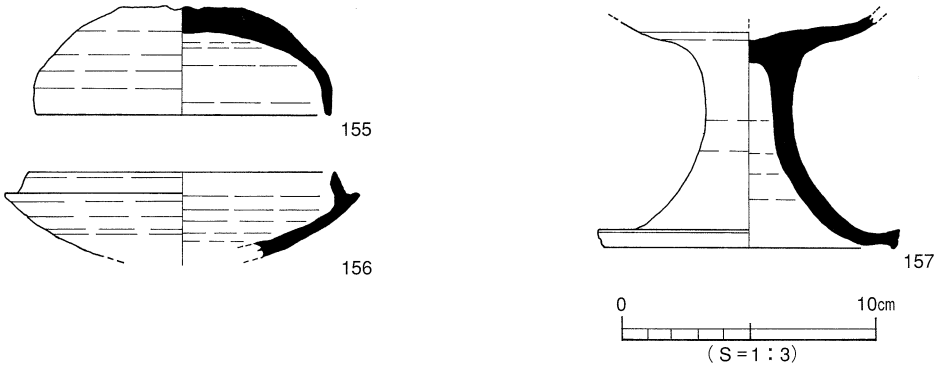

図189　KT22－SX8出土遺物

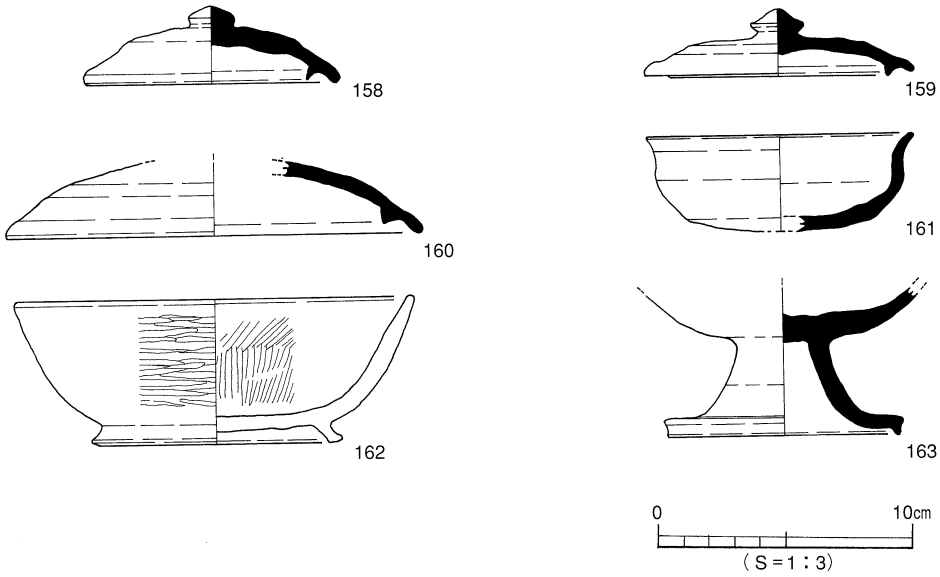

図190　久米高畑11次包含層出土遺物

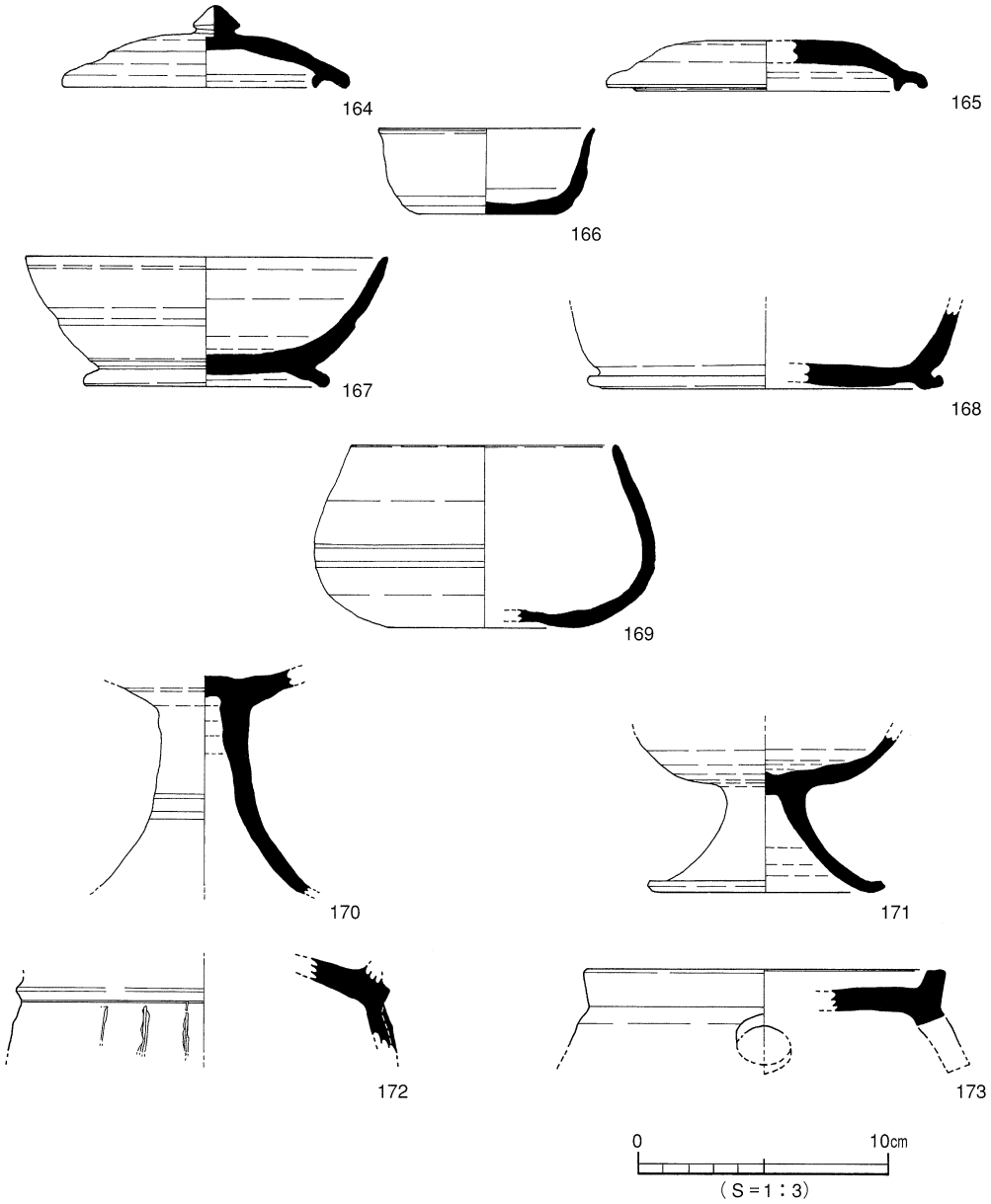

図191　久米高畑22次包含層出土遺物

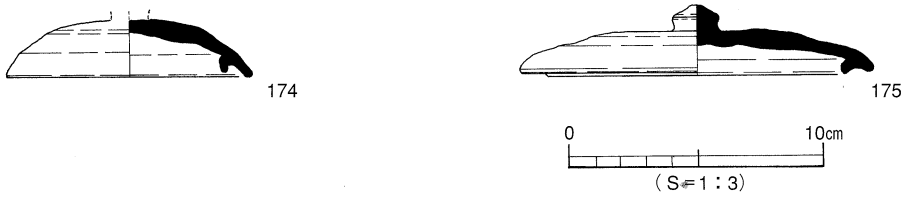

図192　久米高畑41次包含層出土遺物

一本柱列にその北辺を揃えて東西に並び建つ。ＳＢ10の西辺も外郭西辺から10尺程度の間隔をあけて位置が決められているが、その南に並ぶ４棟の建物の西端の位置も、所属段階の違いに関わらず、これと柱筋を揃えた配置となっている。

このほか第１段階に属する建物としては、ＳＢ10の南のＫＴ11－ＳＢ30（ＫＴ22－ＳＢ２）が有力

である。中心的建物と概ね柱筋を揃えていることがそのおもな理由である。南西角に近いＫＴ22－ＳＢ４についてもこの段階に所属する可能性が高いと考えているが確証はない。

つづく第２段階の建物の配置は、中心的建物の建て替えによってはじまる。ＳＢ12は撤去され、ＫＴ１－ＳＢ11（ＫＴ41－掘立001）が建てられる。南面と東面に廂をもつ大型の側柱建物である。その位置は、第１段階の建物に比べて若干南に寄せて設定される。その理由としては、中心的建物の東に新たに建てられた脇殿的な建物であるＫＴ41－掘立003の桁行規模に関係があると考えている。一見するとこの建物の規模は、第１段階のＳＢ10と共通に見えるが、実は若干大きく造られている。拡大した規模は、桁行でおよそ0.4m、梁行も10cmほど広く設定されている。やや拡大した脇殿南辺の柱筋を中心的建物の南側柱列（南面廂）に揃えた結果、建物の北辺は中心的建物の北辺に比べて北へ張り出すことになるが、この位置を、外郭北辺からおよそ10尺の位置に揃えたものと考えている。

外郭西辺に沿う５棟のうち、第２段階に所属する建物は、中央のＫＴ11－ＳＢ36（ＫＴ22－ＳＢ３）と南西角のＫＴ11－ＳＢ31（ＫＴ22－ＳＢ５）の２棟である。このうちＳＢ36は、建物の北辺が敷地の東西正中線に対応するように位置が決められている。また、この建物の東辺は、中心的建物の西辺に比較的良く対応している。また、南西角のＫＴ11－ＳＢ31の東辺は、中心的建物の中軸線に一致する。さらに、敷地中央部に建てられているＫＴ11－ＳＢ37（ＫＴ41－掘立007）の西辺も、このラインに一致するだけでなく、その北辺についても、西隣のＳＢ36の北辺とそろっていることから、この建物も第２段階に所属すると考えられる。

第２段階の建物の規模を比較すると、所々に桁行や梁行規模が同一の箇所が認められる。例えばＫＴ41－掘立003（図178）の桁行は、ＫＴ11－ＳＢ36（ＫＴ22－ＳＢ３）の桁行とほぼ一致する。また、梁行の長さは、敷地南西角のＫＴ11－ＳＢ31（ＫＴ22－ＳＢ５）の梁行規模と共通である。このように、柱筋の通り方から同時性を指摘した第２段階の建物において、その規模に関しても多くの共通点を指摘できる。

この他の建物に関しては、前述の各段階には所属しない可能性が高いと考えている。敷地の東部に建てられているＫＴ41－掘立004と東辺が揃うＫＴ41－掘立008と009の２棟については、方位が前述の建物群と異なることに加え、第２段階の建物に近接しすぎている点から、第３段階を形成する可能性が高い。また、建物群から若干東に離れるＫＴ41－掘立005については、方位が大きく西に振っていることや、柱筋がいずれの建物とも揃わない点から、これも別段階のものであると考える。また、外郭南辺に沿って建てられている小型のＫＴ11－ＳＢ32とＳＢ33に関しては、第２段階との共通点を指摘できるが、確証はない。

建物の造営尺について検討した結果、第１段階と第２段階以降の建物では、尺度が異なっていた可能性を検討している。

第２段階の建物群からは、唐尺よりもやや長い遺跡群Ⅱ期の造営尺と考えている１尺＝0.304m前後の尺長を抽出することが容易であるのに対して、第１段階の建物には、これを適用することが難しい。妥当と考えられる造営尺は、政庁の分析から明らかにされたⅠ期小尺（p.182）である。この尺度を適用すると、第１段階のＫＴ１－ＳＢ10とＫＴ11－ＳＢ30の場合、ＳＢ10は桁行6.9m（24尺）×梁行4.4m（15尺）、ＳＢ30は桁行11.6m（40尺）×梁行5.24m（18尺）程度と評価できる。全体規模が明かでないこの段階の中心的建物の詳細は不明であるが、第１段階の建物には、Ⅰ期小尺が造営尺として用いられた可能性を指摘しておきたい。

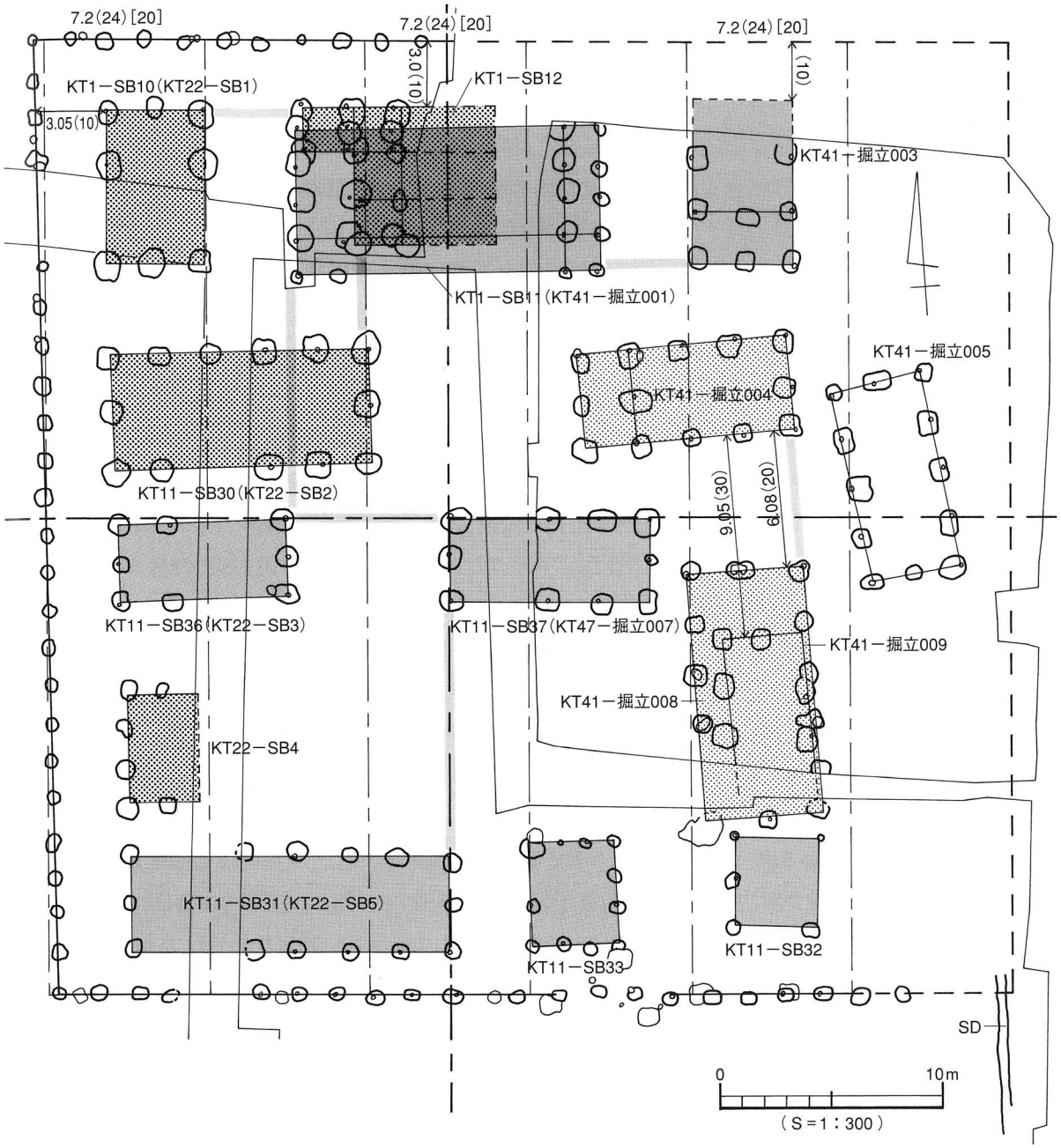

図193　政庁南東官衙の規格

第１段階のＩ期小尺から、第２段階に至ってⅡ期の造営尺に変更されている証拠として、先に述べた脇殿的な２棟の建物の微妙な規模の違いをあげることができる。この違いを、基準となった尺長そのものの変化の結果と理解できる可能性がある。つまり、若干規模が拡大した北東角のＫＴ41－掘立003の桁行と梁行の長さは、北西角のＫＴ１－ＳＢ10と同じ24尺×15尺なのであるが、１尺当たりの尺長が延びたものを使用した結果、このような状況に至ったものと考える。後から建てられたＫＴ41－掘立003は、尺長の長いⅡ期の造営尺をもとにして、桁行24尺×梁行15尺に設定されたのである。

造営尺の変更に伴う同様の現象は、異なる段階の建物が近接している場所においても確認することができる。第１段階のＫＴ11－ＳＢ30と、その南に位置する第２段階のＫＴ11－ＳＢ36を見比べてみよう。前者の桁行11.6mは、Ｉ期小尺で40尺（１間８尺の等間）で設定されたと考えている。一方、

南のＫＴ11－ＳＢ36の桁行7.4mは、Ⅱ期の造営尺で24尺（１間８尺の等間）と想定している。ところで前者の桁行３間分の長さは７m弱であるから、図193でもわかるように、両者の桁行３間分の距離にはおよそ0.4m強の差が生じ、結果として柱の位置が揃っていない。このずれの長さを、尺長の異なる２種類の造営尺における24尺分の距離の差と考えると、この現象に対する説明がつく。なお、第２段階のＳＢ36の桁行は、先に説明した北東角のＫＴ41－掘立003のそれと共通であるし、また、東隣に北辺を揃えて並ぶＫＴ11－ＳＢ37の桁行約9.0mという数値にも、Ⅱ期小尺による30尺とする解釈を適用可能なことから明かなように、ここで検討した柱筋の通り方と造営尺の違いによって二つに大別された建物群相互の関係は、矛盾すること無く説明可能である。

ところで、最も新しい段階の建物と判断しているＫＴ41－掘立005（図187）については、１尺＝0.295～0.298m程度の唐尺を使用している可能性がある。

それでは、各段階の建物は、どのような基準のもとに、その配置が決められたのであろうか。

北西部に集中する第１段階の建物群に関しては、後続する第２段階の建物位置の基準となったことを指摘できる以外に、配置上の特徴を見出すことはできない。第３段階についても、その東限の位置が、第２段階のＫＴ41－掘立003を基準として決められたことを指摘できる以外、特徴はない。造営尺や遺跡群全体の地割との関係から、ある程度説明可能なのは、第２段階の建物配置である。

第２段階の建物は、一辺43.1m（５分の２町）四方の正方形の敷地を東西方向に縦に６分割したうえで、西から５単位分、東西約36m幅の区域に建てられる。第２段階の建物群は、この東西36m×南北43.1mの長方形の区域に中軸線を設定して配置される（図193）。第２段階の中心的建物の廂を含む建物の中軸線は、この敷地の南北正中線と一致している。

敷地を東西に６分割して得られた約7.2mという幅は、Ⅱ期の造営尺における24尺に相当するが、Ⅰ期政庁の造営尺を考える際にも検討した、小尺と大尺の関係を、ここでも仮に想定すると、この距離は20大尺と理解することもできる。一辺120大尺四方の敷地を縦に６分割して、西よりの５単位分すなわち東西100大尺幅の敷地に軸線を設定の上、第２段階の建物を配置したのではなかろうか。

なお、建物群東辺のラインと東西100大尺幅の計画線との間には1.5～２m程度の間隔が存在するが、敷地西辺沿いの建物群における10尺程度の幅と比べると狭く不規則な状況である。このような状態は、各建物の配置が、敷地の北西部から順次東へ向かって行なわれた結果生じたもので、元々、西辺から東へ36mの問題のライン上には、柱列等の顕著な閉塞施設を伴わなかった可能性を示唆するものかもしれない。これと関連して、敷地の東端１単位分（東西7.2m×南北43.1m）については、基本的に建物を建てない区域とされたが、時が経つにつれてこの考え方は崩れ、最終的にＫＴ41－掘立005が加わる。この施設の敷地東辺は、Ⅱ期の官衙群を南北に貫く幅約４mの道路が接していると考えられているが、路肩から建物群までの間は、基本的に何も無い空間であったに違いないと想定している。

以上、この施設の建物配置と敷地利用のあり方について検討した。造営尺については、明快な回答を得たとは言い難い状況であるが、この問題については今後も検討課題としたい。

各段階の所属年代に関しては、第１段階は遺跡群Ⅱ期の冒頭、第３段階は、ＫＴ41－掘立004から単弁十葉蓮華文軒丸瓦が出土していることから、７世紀後半以降であることが確定している。実際には、瓦がゴミとなって散乱する状況が生じるのは、来住廃寺が造営される７世紀第４四半期以降と予想されることから、８世紀初頭に第２段階の建物の一部、もしくは第３段階のものが機能していた可能性も十分にあると考えている。

8．政庁周辺におけるⅡ期の諸施設

①立地と概要

立地　政庁が位置する遺跡群北部には、政庁廃絶後の遺跡群Ⅱ期に該当する諸施設が重複して立地している。これらの施設は、政庁廃絶後に新たに置かれた中核施設の周辺施設として設けられた可能性を想定している。その中心的な存在が、政庁南東官衙である。ここでは、政庁付近および政庁南東官衙の西に立地する施設の概要を報告する。政庁南東官衙の南や、南西に位置する別の区画施設を伴う官衙に関しては、Ⅱ期に該当しない可能性もあるため、別に報告したい（ｐ.236）。

呼称　政庁南東官衙に関しては、建物配置の特徴から、遺跡群Ⅱ期以降の政庁でないことはすでに明らかにされている。その周辺に展開するⅡ期のこれらの施設については、特定の官衙としての名称は付していない。ひとまず、政庁南東官衙のすぐ西に立地することが予想される遺跡群Ⅱ期～Ⅲ期の政庁ならびに政庁南東官衙の補完施設としての位置づけを行なっておきたい。ただし、政庁の南で行なわれた試掘調査（Ｈ14－321、『年報16』）にて検出のＳＤ１（図202ほか）については、その規模と特徴的な遺物の出土のあり方などを考慮すると、将来的にⅡ期以降の政庁外郭北辺溝として認定される可能性も存在することから注目している。

規模　該当施設が展開する区域は、政庁の中心部に重複し、政庁南東官衙の西に隣接する東西およそ50m、南北約80mほどの範囲に及ぶ。四囲の規模は確定されていない。

方位　区画施設である一本柱列、溝、主要な建物の方位は、概ねＮ－93.5°～94.5°－Ｅの範囲に集中している。これは、遺跡群Ⅱ期の主要施設の方位に対応する。

関連施設　政庁に重複する一本柱列であるＫＴ51－ＳＡ002とＳＡ003の間に挟まれた掘立005～007、ＳＡ004・005、ＫＴ１－ＳＡ２、政庁南東官衙外郭北辺の北に位置するＫＴ１－ＳＢ２、ＳＢ３とＳＢ６、政庁南面における試掘調査（Ｈ14－321）の掘立７、同ＳＤ１が主要な施設である。

②調査の経過

1985年から行なわれた久米高畑遺跡１次調査の際に、政庁外郭東辺柱列に重複するＫＴ１－ＳＡ２と、２棟の東西棟ＫＴ１－ＳＢ２、ＳＢ３が検出された（図196）。当初より、これらの建物については、方位が政庁とは異なり政庁南東官衙に対応するなどの理由から、政庁よりも後の段階に位置づけられてきた（『年報Ⅰ』）。その後、2001年に行なわれた政庁正殿とその南面における調査（久米高畑51次）の際に、正殿、前殿、脇殿に後出する遺跡群Ⅱ期に該当する遺構群が認定されるに至り、これらの施設の実態がより具体的に知られるようになる。さらに、2003年２月と５月に行なわれた政庁南部における試掘調査（Ｈ14－321）の際に、外郭南辺柱列とその付属舎よりも後出する大型のＨ14－321・掘立７（図211）と、区画溝（Ｈ14－321・ＳＤ１）等を検出し、現在に至っている。

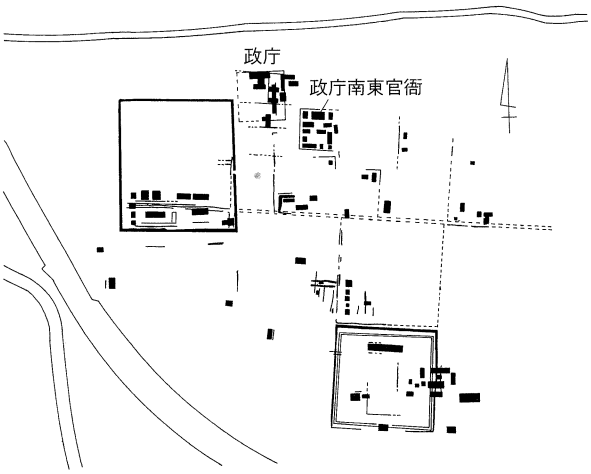

図194　位置図

③区画施設

ＫＴ51－ＳＡ002［図199］　政庁廃絶後に設けら

図195　Ⅱ期の関連施設の配置

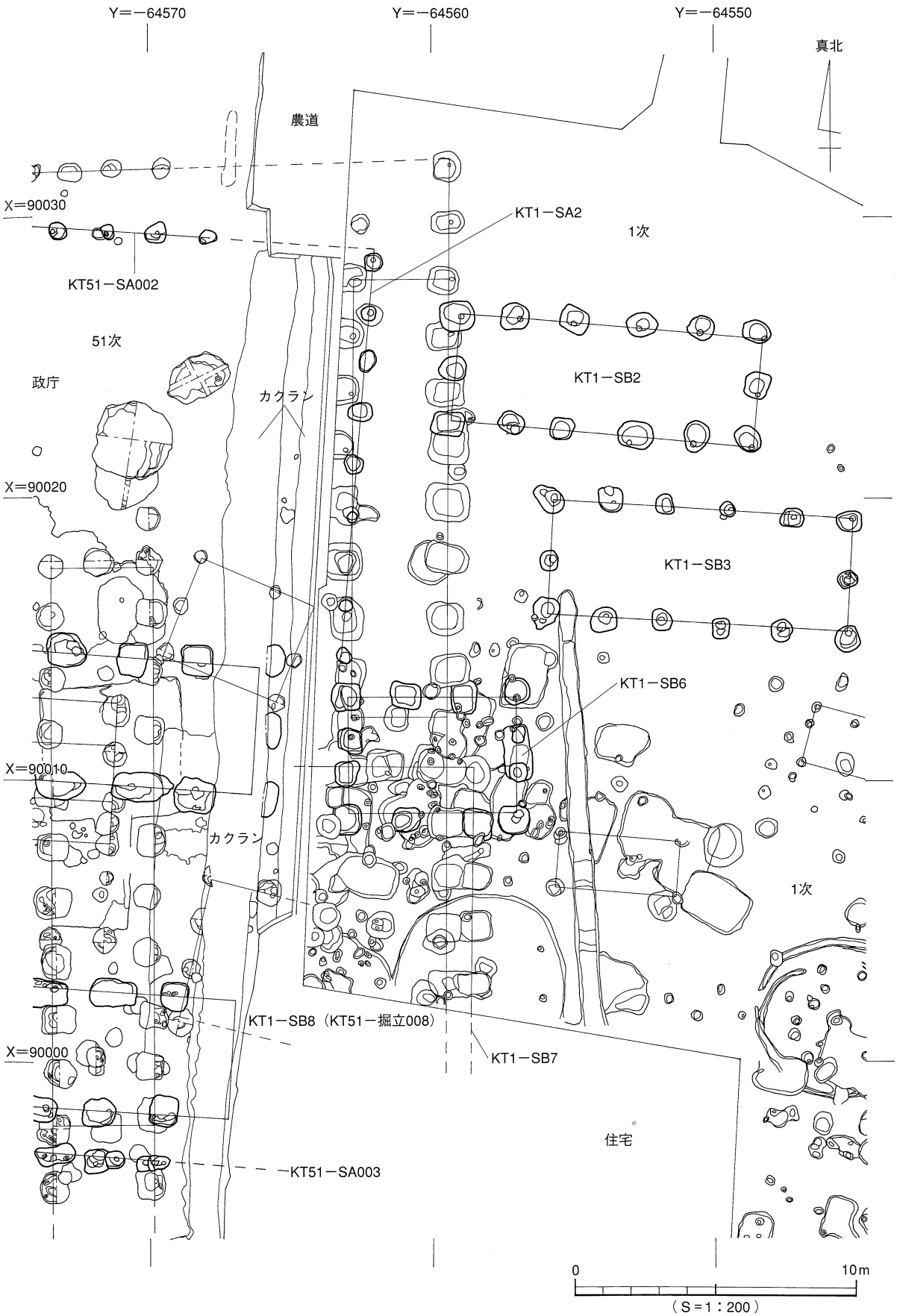

図196　政庁北東部Ⅱ期の関連施設

れた諸施設の北限を区画する一本柱列（写真46）。政庁正殿の柱穴を切ることから、Ⅰ期政庁廃絶後の遺跡群Ⅱ期に所属すると判断している。51次調査地北部において柱穴11基を検出した（図197）。このうち柱穴の一部しか検出していない西端の１基を除く、東西９間分で約15.8mを測る。調査地外にて１次調査の際に検出されているＫＴ１－ＳＡ２（図198）の北端と連結し、南に直角に屈曲する（図196）。ＳＡ２北端の柱穴までの距離は約21.8mを測る。方位はＮ－94°－Ｅで、政庁の正殿ならびに政庁外郭北辺の方向性とは異なる。柱穴の形状は、大きなものの場合、一辺0.6×0.8m程度の隅丸長方形を呈している。深いものでも25cmほどしか遺存していないが、その多くで柱の痕跡が認められた。

ＫＴ１－ＳＡ２［図198］　久米高畑遺跡１次調査の際に調査区西壁沿いで検出された一本柱列。北端で西に屈曲してＫＴ51－ＳＡ002と連結する（図196）。南北８間分（14.17m）を確認。方位はＮ－５°弱－Ｅ。１次調査地の南西角付近における遺構密度が極めて高いため、この柱列がさらに南へ延びるものか否か詳細は不明である。南へ延びて、同一段階の一本柱列ＫＴ51－ＳＡ003（図199）と連結し、３本の柱列でコの字形（長方形）に土地を区画する可能性もある（図215）。

柱穴の掘りかたの形状は、一辺0.5～0.6m×0.7m程度の隅丸長方形ないし不整長方形で、深いもので25cm、浅いものでは10cm弱しか遺存していない。ほとんどの柱穴で直径12～18cm程度の柱の痕跡もしくは抜き取り跡を確認している。

ＫＴ51－ＳＡ003［図199］　Ⅰ期政庁の跡地に建てられる建物の一部に対する閉塞施設としての一本柱列である。51次調査地の南部において検出された（図197）。この一本柱列は建て替えられているため柱穴が重複している。新旧合わせて計17基の柱穴を検出しているが、調査地南西部は太平洋戦争当時に旧日本陸軍によって掘られた溝によって失われている。当初の一本柱列については柱穴を９基（８間分、約13.2m）、建て替え後の柱列については８基（７間分、約13.1m）を検出した。このうち、建て替え後の柱列西端の２基の柱穴は、この一本柱列（板塀）に対する棟門を構成するものと想定している。棟門の柱間を除く建て替え後の柱列の規模は６間分で約10.7mを測る。柱穴の平面形状は、柱筋の方向に対応する東西に細長い隅丸長方形ないし不整方形を呈している。棟門を除く柱穴の規模は、大きなものでも長辺が１mを超えない程度の大きさで、深さは0.35～0.65mを測る。建て替え後の柱穴のうち３基では柱の痕跡が確認されたが、最初の柱列の柱はすべて抜き取られている。なお、付近には褐灰色の包含層が厚く堆積しているため、柱穴の中には、地山に対してほとんど掘り込まれていない箇所もある。方位はＮ－94.5°－Ｅを測る。

ＫＴ51－ＳＡ003・棟門［図199］　ＫＴ51－ＳＡ003を構成する柱穴の中に、ひときわ大きな柱穴が２基含まれていることから、この部分は板塀に付随する棟門であると想定している。若干小さい西の柱穴は１×1.2m、深さ0.7mの長方形、東の柱穴は1.3×1.4m、深さ0.55mの不整方形を呈する。ともに一本柱列の柱筋に対して直方向に細長い形状に掘られており、柱材は抜き取られている。一本柱列の柱穴に比べてひとまわり大きく、深く掘られていることから、使われていた材も太く長いものであったと考えられる。２本の柱間の距離は2.37m（８尺）程度と復元している。

ＫＴ51－ＳＡ004［図200］　Ⅱ期の建物であるＫＴ51－掘立006と掘立007の西側柱列を南北に連結するＳＡ005の北延長上に位置する一本柱列（図197）。掘立006北西角から北へ６間分（11.88m）続くことが判明している。さらに１間北へ延びて、政庁正殿の柱穴と重複する可能性もある。詳細は不明である。柱穴は大きなもので一辺0.65×１m程度の隅丸長方形。方位はＮ－４°－Ｅ。２棟の掘立柱建物ならびに建物間を連結するＳＡ005と一連の施設であると考えられる。

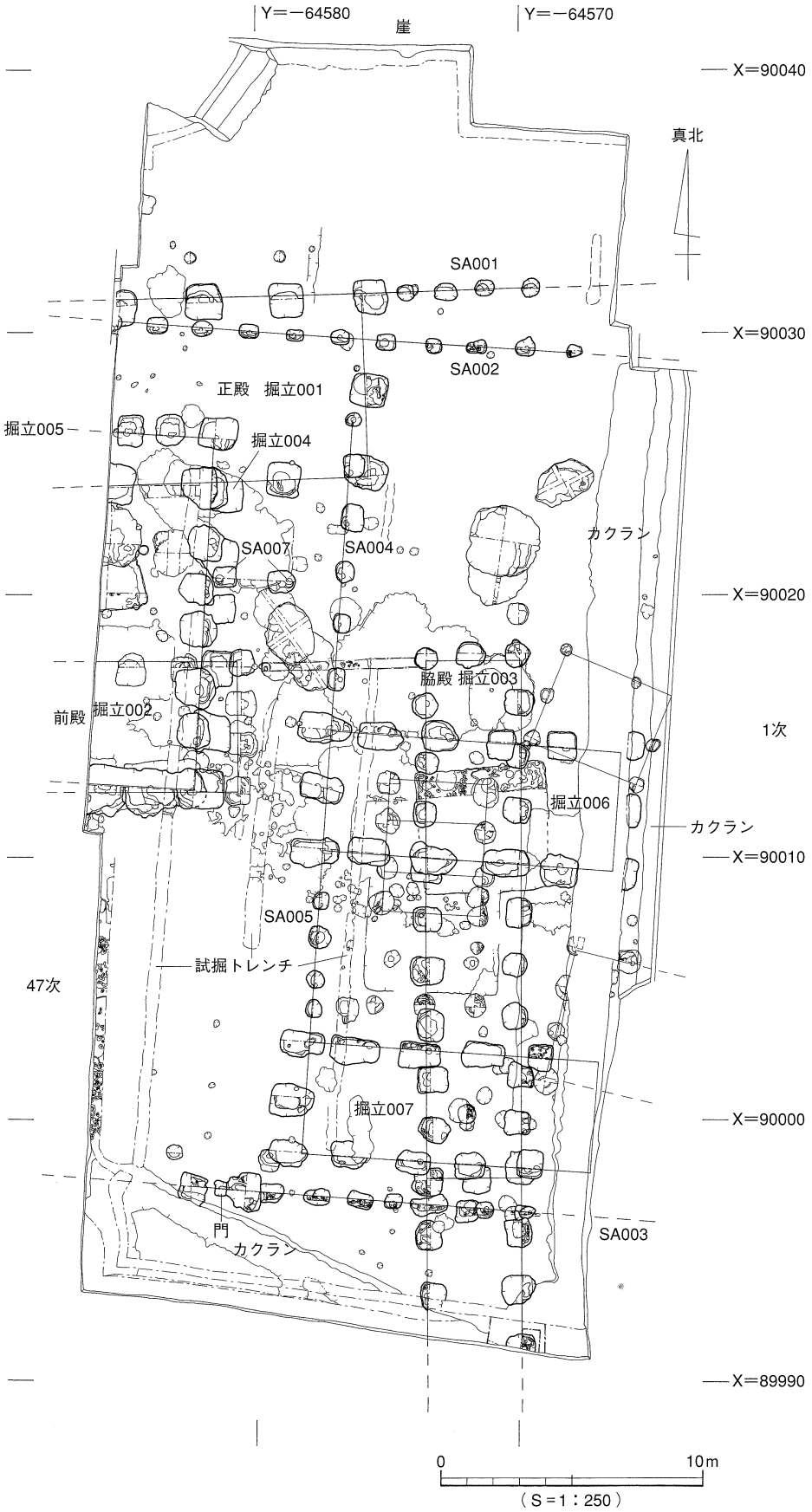

図197　久米高畑51次

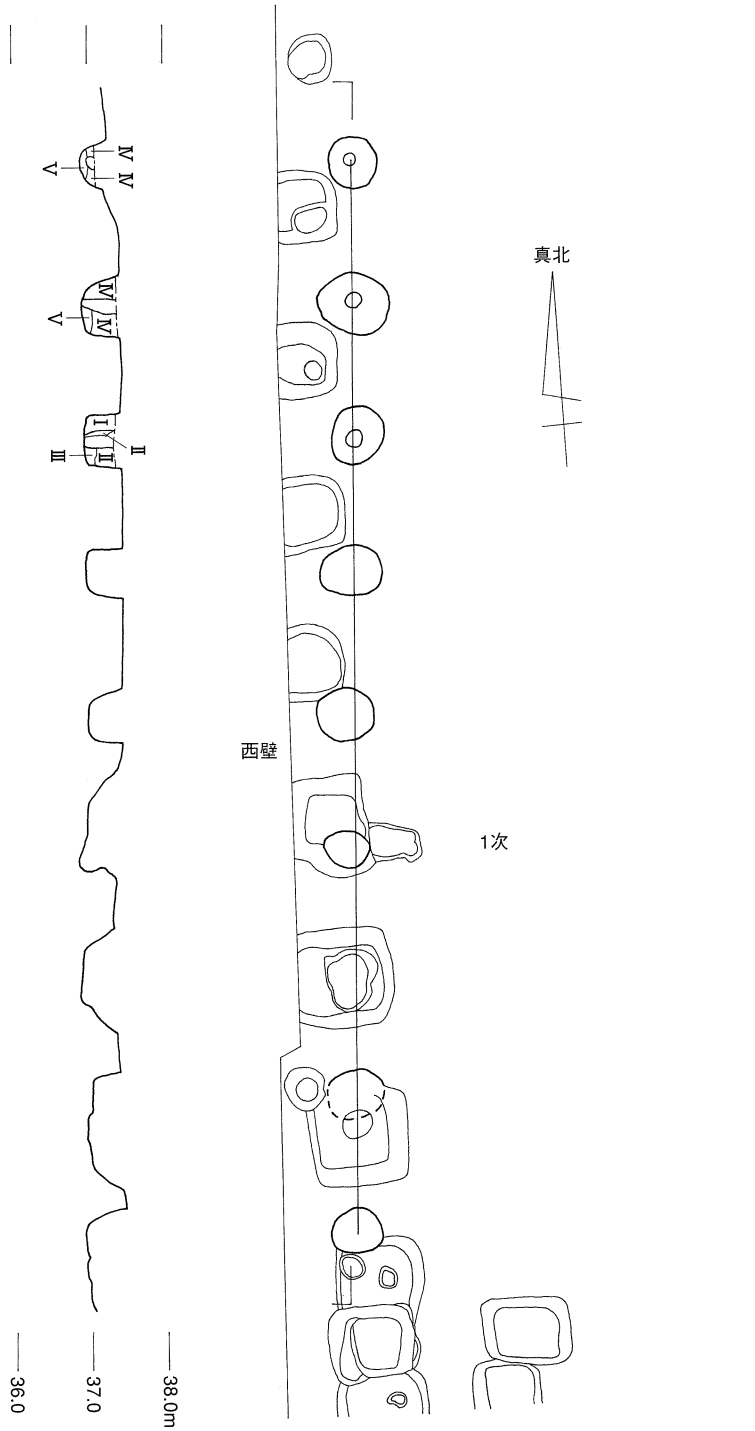

Ⅰ　黒褐色土　黄色土粒混入
Ⅱ　黒褐色土　黄色粘土混入
Ⅲ　黒褐色土　黄色粒を多量に含む
Ⅳ　黒茶褐色土
Ⅴ　青白色土　黒茶褐色土混入

0　5m
（S＝1：100）

図198　KT1－SA2

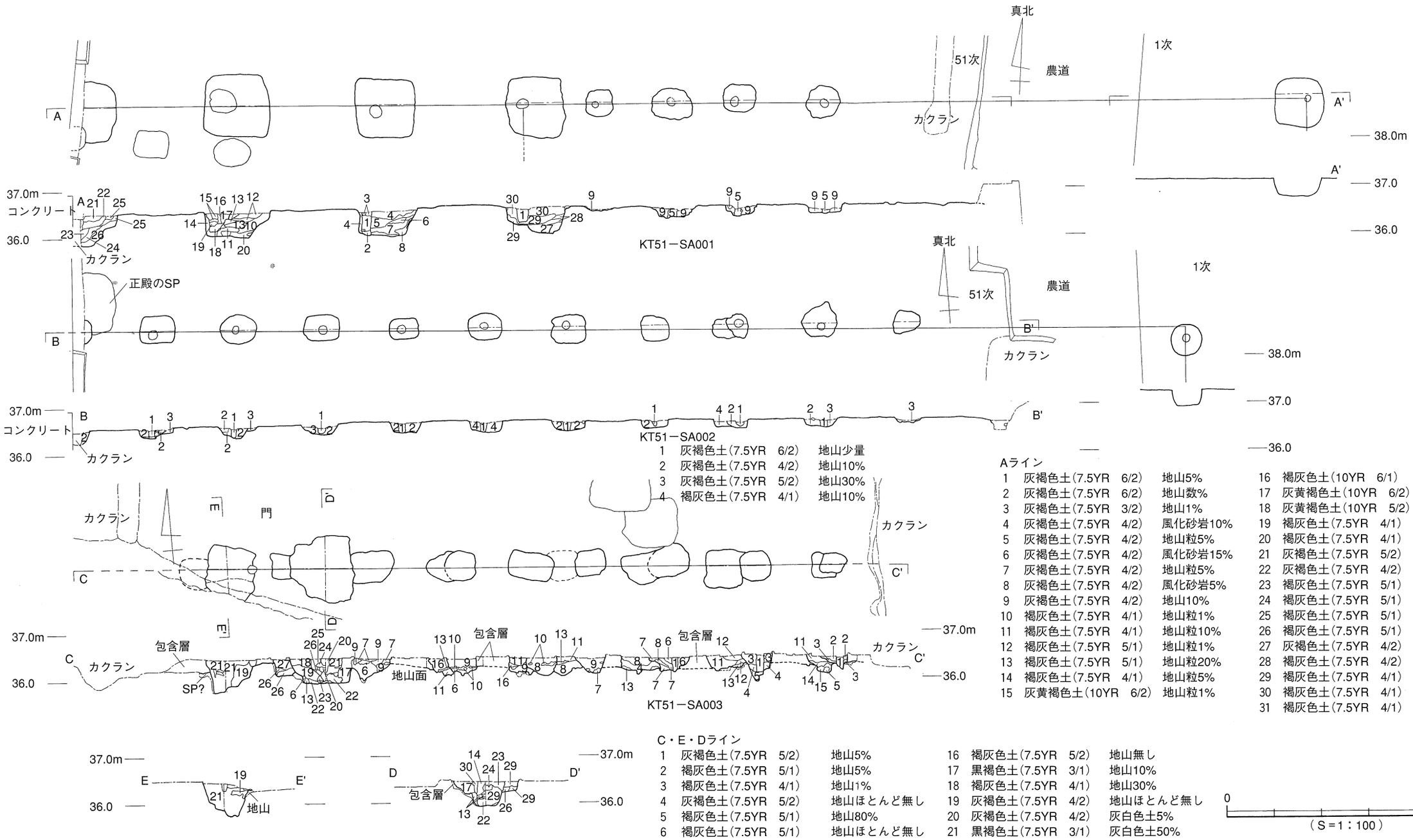

Aライン

1	灰褐色土(7.5YR 6/2)	地山5%	16	褐灰色土(10YR 6/1)	地山無し
2	灰褐色土(7.5YR 6/2)	地山数%	17	灰黄褐色土(10YR 6/2)	地山10%
3	灰褐色土(7.5YR 3/2)	地山1%	18	灰黄褐色土(10YR 5/2)	地山10%
4	灰褐色土(7.5YR 4/2)	風化砂岩10%	19	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山少量
5	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山粒5%	20	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山1%
6	灰褐色土(7.5YR 4/2)	風化砂岩15%	21	灰褐色土(7.5YR 5/2)	風化砂岩10%
7	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山粒5%	22	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山粒3%
8	灰褐色土(7.5YR 4/2)	風化砂岩5%	23	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山粒20%
9	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山10%	24	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山粒80%
10	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山粒1%	25	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山粒1%
11	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山粒10%	26	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山粒10%
12	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山粒1%	27	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山粒1%
13	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山粒20%	28	褐灰色土(7.5YR 4/2)	地山粒2%
14	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山粒5%	29	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山粒30%
15	灰黄褐色土(10YR 6/2)	地山粒1%	30	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山粒5%
			31	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山少量

KT51－SA002

1	灰褐色土(7.5YR 6/2)	地山少量
2	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山10%
3	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山30%
4	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山10%

C・E・Dライン

1	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山5%	16	褐灰色土(7.5YR 5/2)	地山無し
2	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山5%	17	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山10%
3	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山1%	18	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山30%
4	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山ほとんど無し	19	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山ほとんど無し
5	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山80%	20	灰褐色土(7.5YR 4/2)	灰白色土5%
6	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山ほとんど無し	21	黒褐色土(7.5YR 3/1)	灰白色土50%
7	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山3%	22	褐灰色土(7.5YR 3/1)	地山粒5%
8	黒褐色土(7.5YR 5/1)	地山無し	23	褐灰色土(7.5YR 3/1)	地山10%
9	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山1%	24	灰白色土(7.5YR 8/1)	地山粒5%
10	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山80%	25	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山5%
11	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山少量	26	褐灰色土(7.5YR 3/1)	地山10%
12	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山10%	27	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山ほとんど無し
13	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山50%	28	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山5%
14	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山少量	29	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山数%
15	灰オリーブ色土(5Y 5/2)	地山10%	30	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山無し

0　5m
(S＝1：100)

図199　政庁周辺の一本柱列

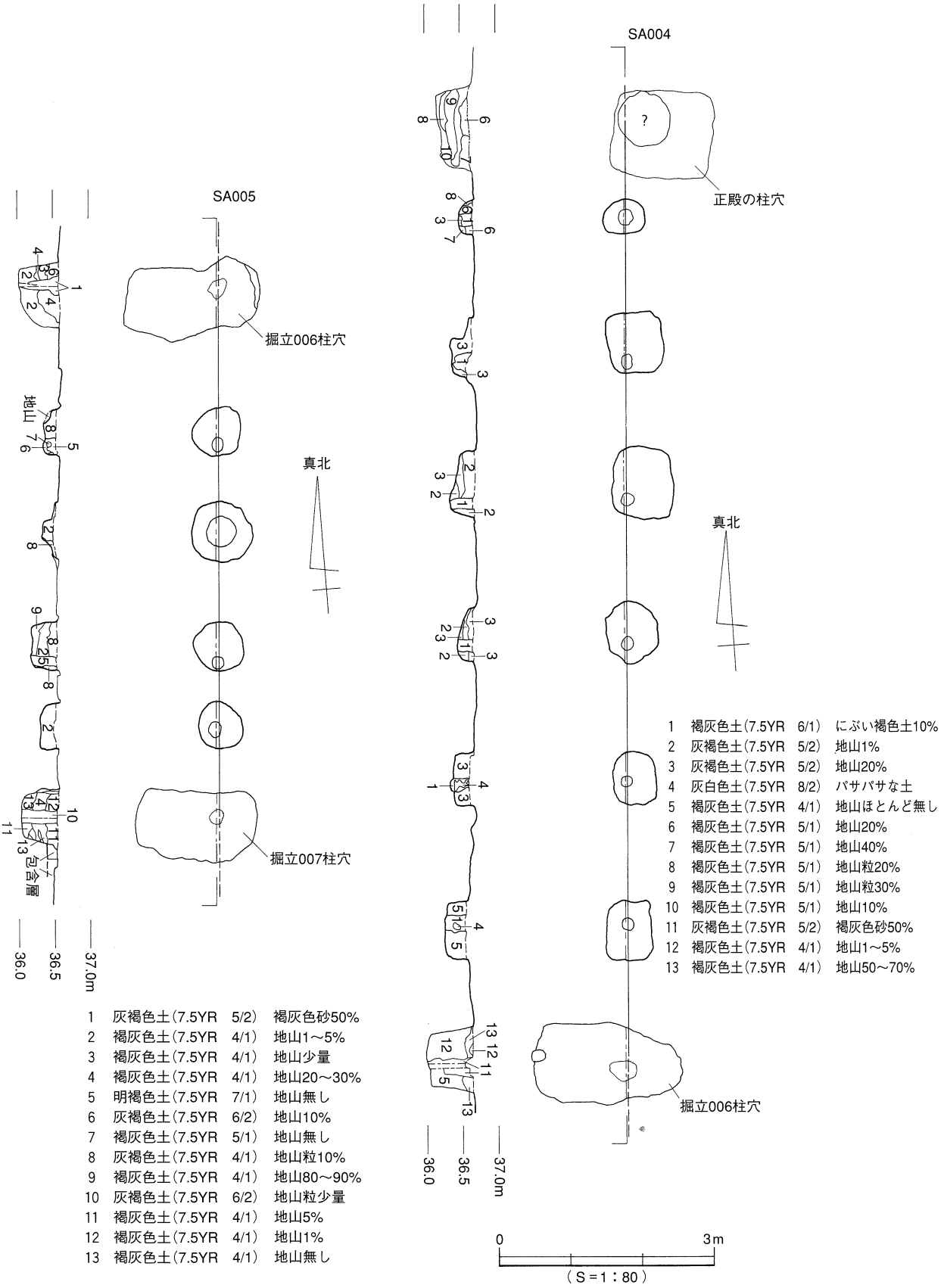

1　褐灰色土（7.5YR　6/1）　にぶい褐色土10%
2　灰褐色土（7.5YR　5/2）　地山1%
3　灰褐色土（7.5YR　5/2）　地山20%
4　灰白色土（7.5YR　8/2）　パサパサな土
5　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山ほとんど無し
6　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山20%
7　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山40%
8　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山粒20%
9　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山粒30%
10　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山10%
11　灰褐色土（7.5YR　5/2）　褐灰色砂50%
12　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山1～5%
13　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山50～70%

1　灰褐色土（7.5YR　5/2）　褐灰色砂50%
2　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山1～5%
3　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山少量
4　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山20～30%
5　明褐色土（7.5YR　7/1）　地山無し
6　灰褐色土（7.5YR　6/2）　地山10%
7　褐灰色土（7.5YR　5/1）　地山無し
8　灰褐色土（7.5YR　4/1）　地山粒10%
9　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山80～90%
10　灰褐色土（7.5YR　6/2）　地山粒少量
11　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山5%
12　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山1%
13　褐灰色土（7.5YR　4/1）　地山無し

図200　KT51－SA004・005

ＫＴ51－ＳＡ005［図200］　ＫＴ51－掘立006と掘立007の西側柱列を南北に連結する柱列。４本の柱で掘立006の南西角と掘立007の北西角の柱を連結し、板塀を形成する。２棟の建物間の５間で7.36ｍを測る。方位はＮ－4.5°－Ｅ。柱穴の直径は0.65～0.85ｍ、平面形状は不整円形ないし不整方形。

ＫＴ51－ＳＡ007［図201］　ＫＴ51－掘立005に近接して掘られている２基の柱穴について、周辺に関連する柱穴が存在しないことから、この２基だけで構造物を形成した可能性が高いと判断している（図197）。西側のＳＰ10は一辺0.8×0.75ｍ、深さ0.55ｍ、東のＳＰ11は一辺１×0.8ｍ、深さ0.6ｍ。ともに柱は抜き取られている。方位はＮ－92°－Ｅ。柱間の間隔は約2.7ｍ。南北棟の掘立005の柱穴との重複はないが、掘立005を建てる前に掘られた計画変更以前の掘立004の柱穴を切っている。また、桁行７間の掘立005の中央間のすぐ北側を東西に区切る位置にあたっていることなどから、掘立005の入り口の脇に設けられた目隠し塀ではないかと考えている（図215）。

Ｈ14－321・ＳＤ１［図205］　政庁南面における試掘調査時に検出された官衙の区画溝（図202）。東西に20ｍ弱を検出した。幅は平均的な場所で約1.5ｍ。包含層中の検出面からの深さは0.35～0.65ｍを測る。断面はＵ字形。方位はＮ－93.5°－Ｅで、遺跡群Ⅱ期の諸施設と対応している。この溝の北に位置するＫＴ51－ＳＡ002、ＳＡ003とほぼ平行の関係にあることから（図202）、政庁廃絶後の地割のための施設であると考えている。溝の北辺が、Ｈ14－321・掘立７の南辺柱列の柱穴と接しているが、先後関係は明確でない。

出土遺物：この溝からは、７世紀第３四半期の良好な一括遺物が出土している（図203）。

*177*と*179*は、完形の坏蓋である。*176*は土圧でひび割れていたが完形に復元された。*178*は破片３点から復元された坏身である。これらの遺物は、坏蓋の破片*180*と、横瓶の封じ穴の破片１点を伴って、

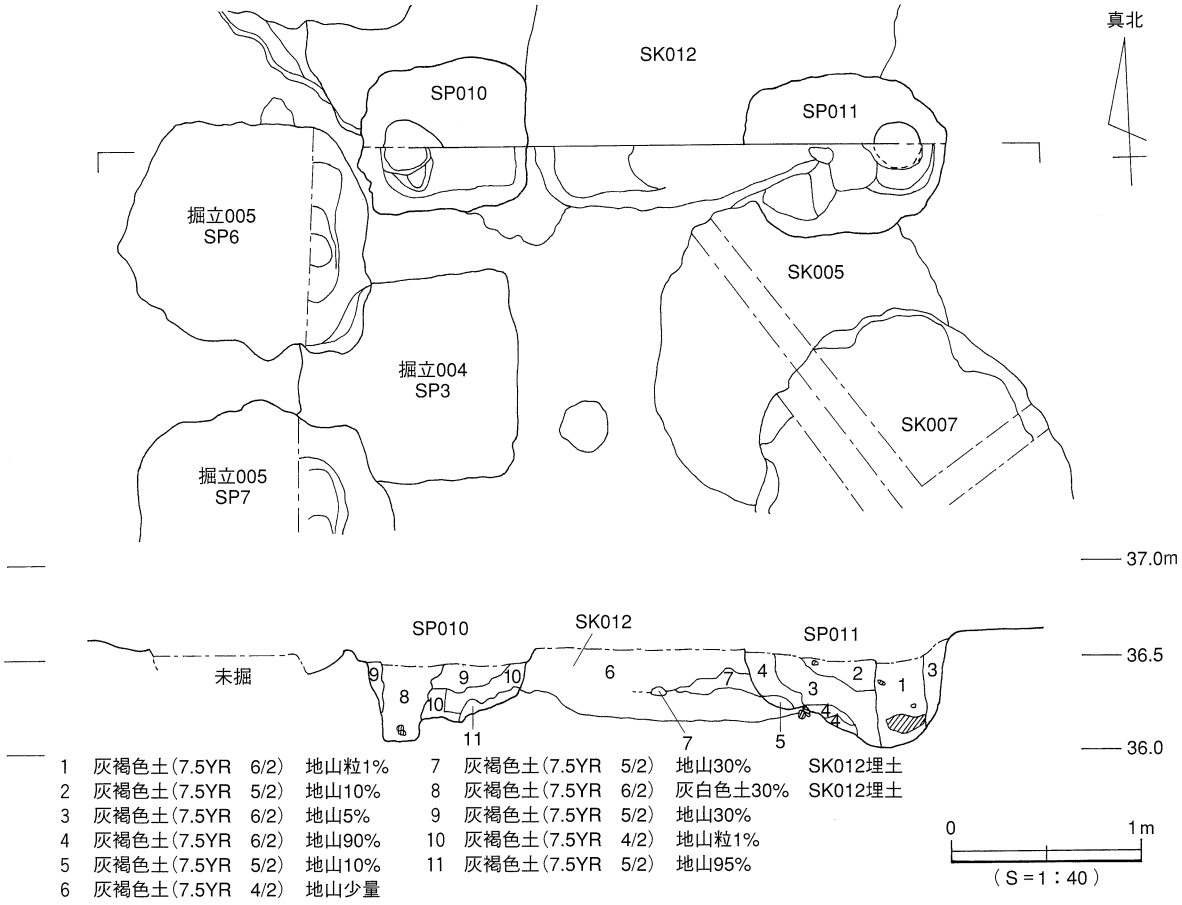

図201　KT51－SA007

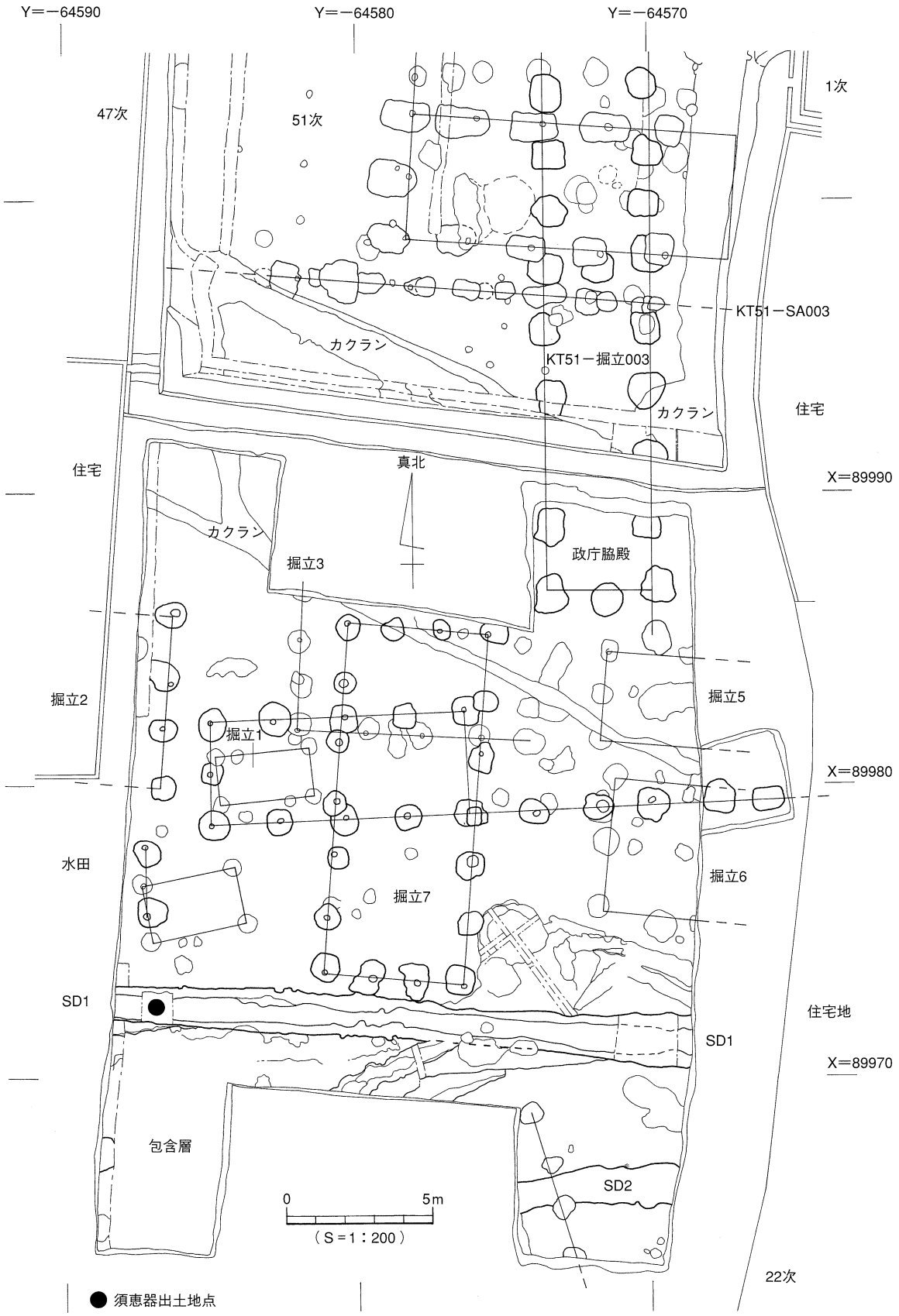
Y=−64590
Y=−64580
Y=−64570
47次
51次
1次
KT51−SA003
カクラン
KT51−掘立003
カクラン
住宅
住宅
真北
X=89990
カクラン
掘立3
政庁脇殿
掘立2
掘立5
掘立1
X=89980
水田
掘立6
掘立7
SD1
住宅地
SD1
X=89970
包含層
SD2
0
5m
（S＝1：200）
22次
須恵器出土地点

図202　H14−321

H14－321調査区西壁に近い溝の最下部から出土している（図204）。いずれの遺物も溝の底から16～20cm程度高い位置で面を揃えた状態で検出されたことから、この溝が一定期間機能した後、溝が埋められる直前にヘドロの上面に置かれた（投棄された）ものと考えられる（写真52）。

なお、これと同様の遺物が回廊状遺構の北辺区画溝の中央付近から出土している（図50～55）。坏蓋が完形で出土していることに加えて、坏身が小片で、１点しか復元されていない状況もよく似ている。ともにこの遺跡群を代表する規模の大きなⅡ期の区画溝からの出土であることも、両遺物群の間の共通点である。また、今回の出土地点付近では、比較的大きな炭化物の粒が集中する状況も認められている。こうした状況からこの遺物群は、祭祀に使用され、この場所に投棄されたものであろうと想定している。その際、坏身については、打ち欠いてから投棄された可能性を想定している。その結果、両遺物群ともに坏蓋の出土状況に比べて、坏身の存在が分かりにくい状況に至ったものと理解している。

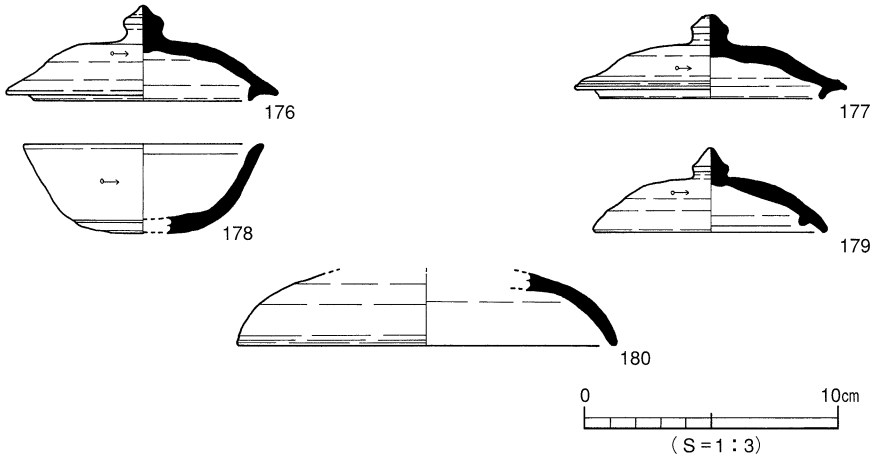

図203　H14－321・SD1出土遺物

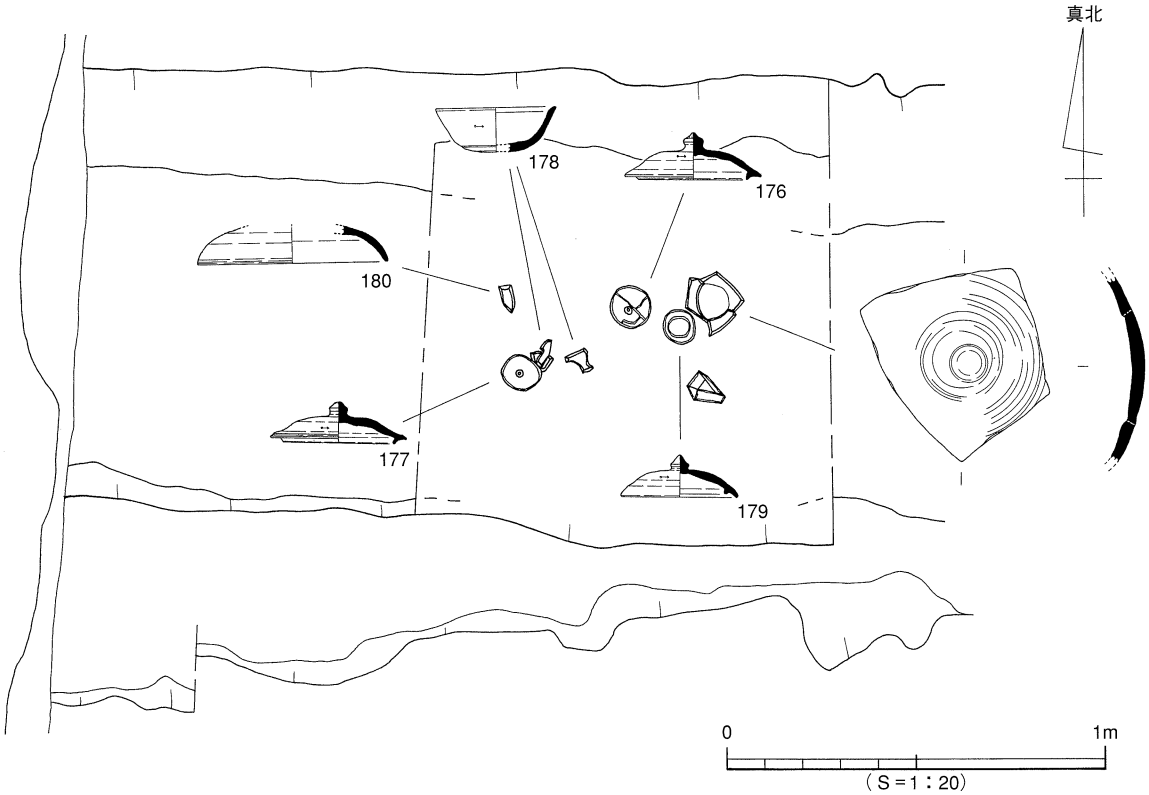

図204　H14－321・SD1遺物出土状況

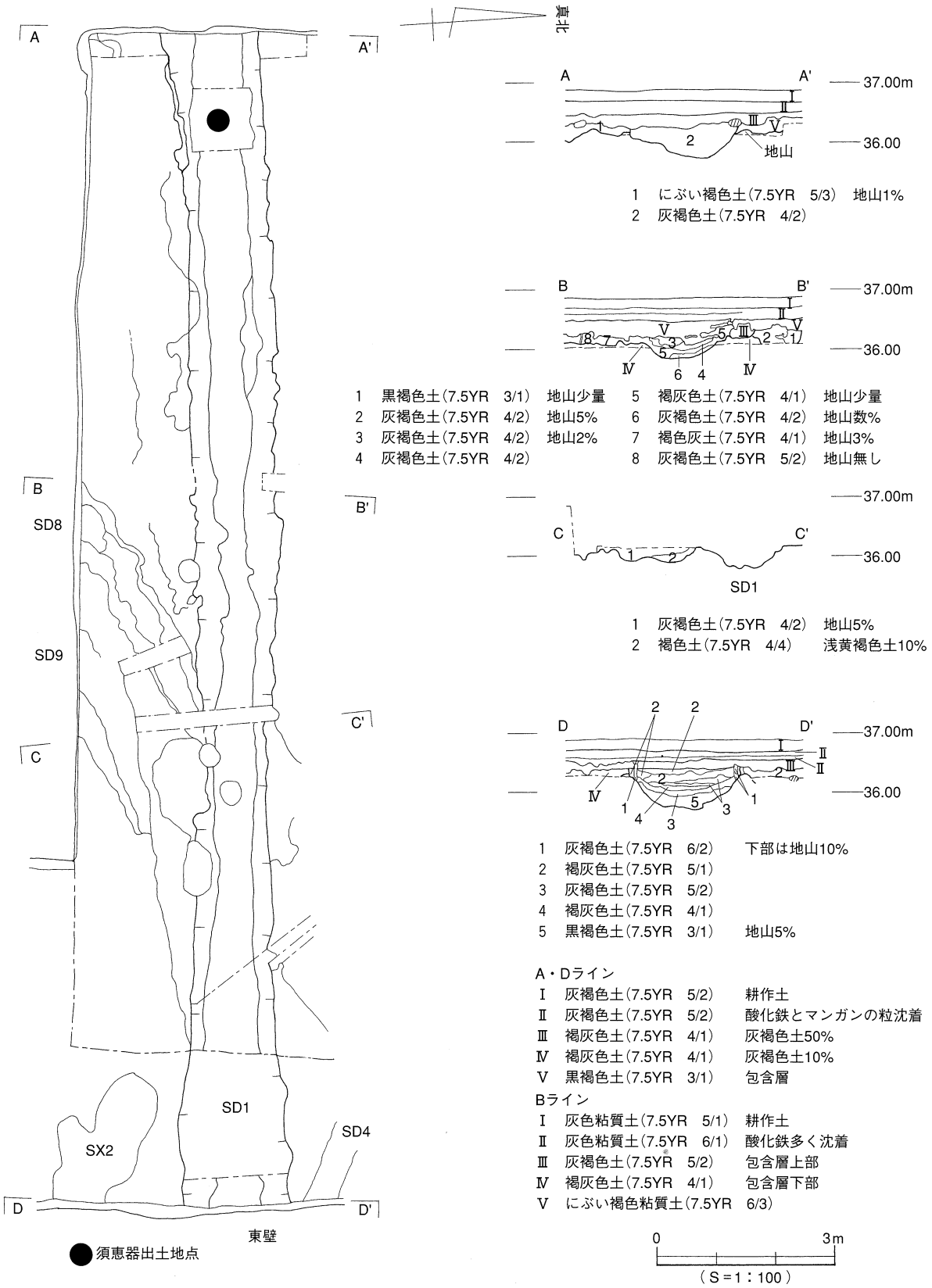

図205 H14−321・SD1

④関連建物

ＫＴ51－掘立004［図206］　ＫＴ51－掘立005の東辺沿いに平行に並ぶ６基の隅丸方形の柱列。この区域の中心的な建物であるＫＴ51－掘立005（図207）をこの場所に建てる予定で工事に着手したものの、位置の修正が行なわれたため、実際には使用されなかった柱穴である。したがって正確には、建物として成立しない柱列であるが、便宜上、遺構番号を付けて報告する。

柱穴の掘りかたの形状は、一辺1.1×1.2mないし1.3m四方程度の隅丸方形。深さは深いもので0.3mほどを測るが、浅いものは地山面から15cm程度しか掘り込まれていない。柱の抜き取り跡は確認されていない。これら６基以外に周辺には関連する柱穴が認められないことから、建物位置の計画変更は比較的早い段階で行なわれたものらしい。

ＫＴ51－掘立005［図207］　ＫＴ51－ＳＡ002の南に位置し、政庁正殿ならびに前殿に対して後出する段階の建物である（図197）。51次調査地の西壁沿いにおいて、桁行７間（13.45m）、梁行２間分（3.42m）を検出している。Ｎ－４°－Ｅの南北棟。当初、僅かに東寄りに建物の建設が予定され、柱穴が掘られていたが（掘立004）、計画変更によってこの位置に造り直されたものである。

柱穴は一辺1.1×１mないし1.5m四方程度の不整長方形のもので構成され、南辺の柱列は布掘り状に掘られている。深さは浅いもので45cm、深いもので60cmを測る。いずれの柱穴においても、直径20～25cm程度の柱の痕跡が確認されている。ＳＡ002とＳＡ003に区切られた空間に位置する遺跡群Ⅱ期の建物の中では、最大規模のものである（図215）。政庁廃絶後の遺跡群Ⅱ期に所属するものと理解している。当遺跡群においては、桁行が偶数間になる建物が多く、大型の建物でも中央間をもつ奇数間の例は少ない。この点においては、南北棟ではあるものの、この建物の重要性の高さを示す特徴ととらえることができる。

ＫＴ51－掘立006［図208］　政庁廃絶後の遺跡群Ⅱ期に、政庁脇殿（ＫＴ51－掘立003）に重複して建てられる建物のひとつ。掘立007とほぼ同規模で南北に並立する（図197）。２棟はともに東西棟であるが、その西柱筋がＳＡ005によって連結されている。

桁行５間（11.02m）×梁行２間（4.56m）、Ｎ－93.5°－Ｅの東西棟。東側柱の３基の柱穴の大半が、太平洋戦争中の攪乱によって失われている。３基の西側柱の柱穴では、柱が位置する柱穴掘りかたの東部が膨らんだ形状になっているが、これは柱穴の重複や建物の建て替え、柱の抜き取りに伴うものではない。個々の柱位置を決定する際に、建物東辺の柱から順に立てて１間あたりの柱間を決定した結果、西端の柱が当初掘った柱穴の範囲に納まらない状態に至ったため、必要な部分だけを拡張して対応したものと考えられる。このため、柱穴の形状は不整形なものも多いが、概ね一辺が１×1.1mないし1.1×1.8m程度の隅丸長方形を意識して掘られている。

なお、この建物の西側柱列の北延長上にＳＡ004が延び、全体として、ＳＡ004－掘立006西辺－ＳＡ005－掘立007西辺が一直線に連なる特異な形態の施設になる。西に隣接する掘立005との関係については、方位が一致する他、多くの共通点が認められるものの明確ではない（図215）。

ＫＴ51－掘立007［図209］　掘立006の南約７mの位置に平行に建つ建物。桁行５間（11.07m）×梁行２間（4.25m）、Ｎ－94.5°－Ｅの東西棟。北に平行に位置する掘立006と、建物の北西角がＳＡ005で連結されている。柱穴の掘りかたは、一辺0.9×１mないし1.3×1.8m程度の不整長方形のもので構成される。全ての柱穴で柱の痕跡が検出された。３基の東側柱の柱穴は、第２次大戦中に掘られた攪乱溝によって失われているが、調査区東壁にその断面の一部が遺存している。桁行規模は掘立

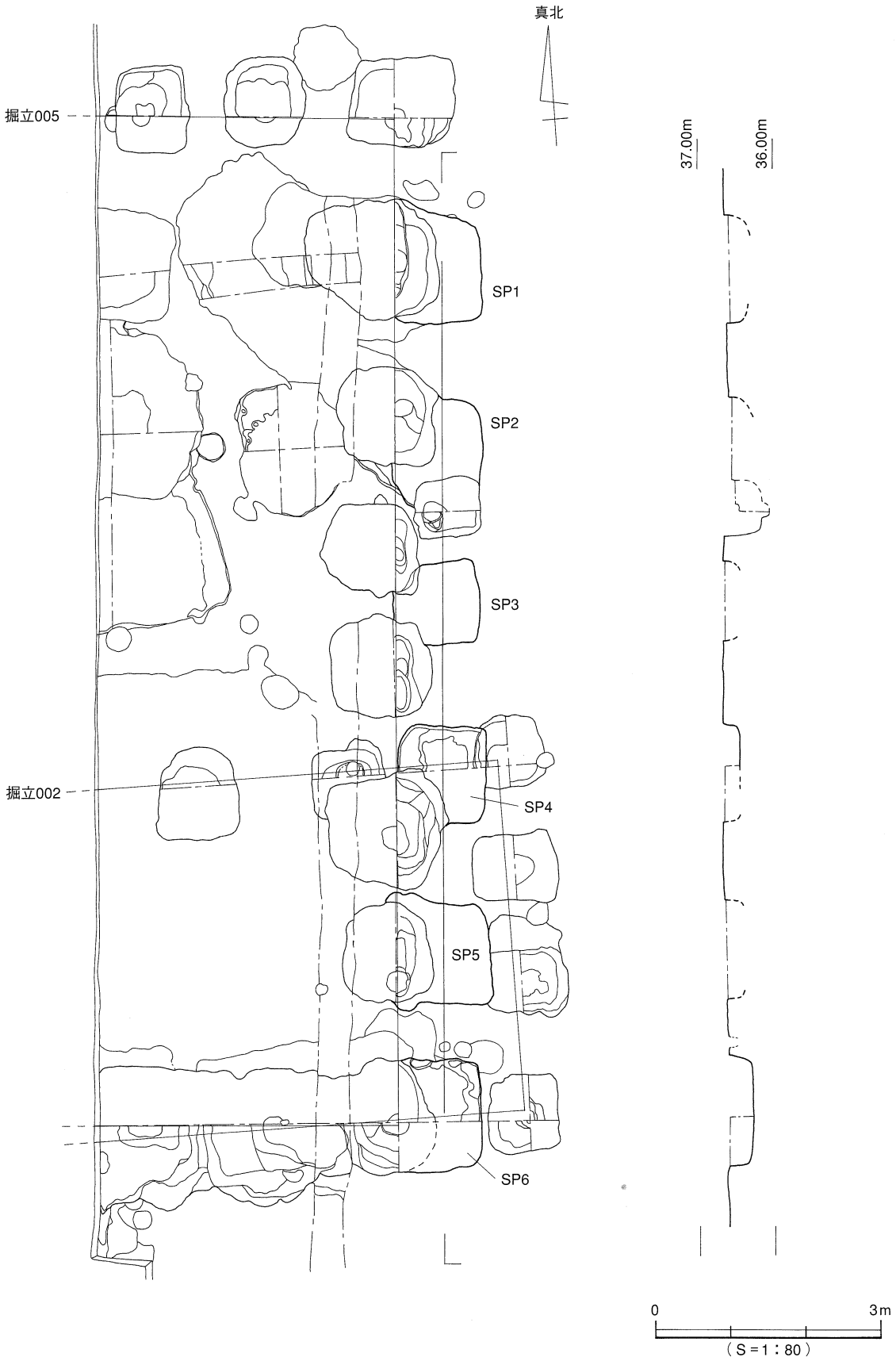

図206　KT51－掘立004

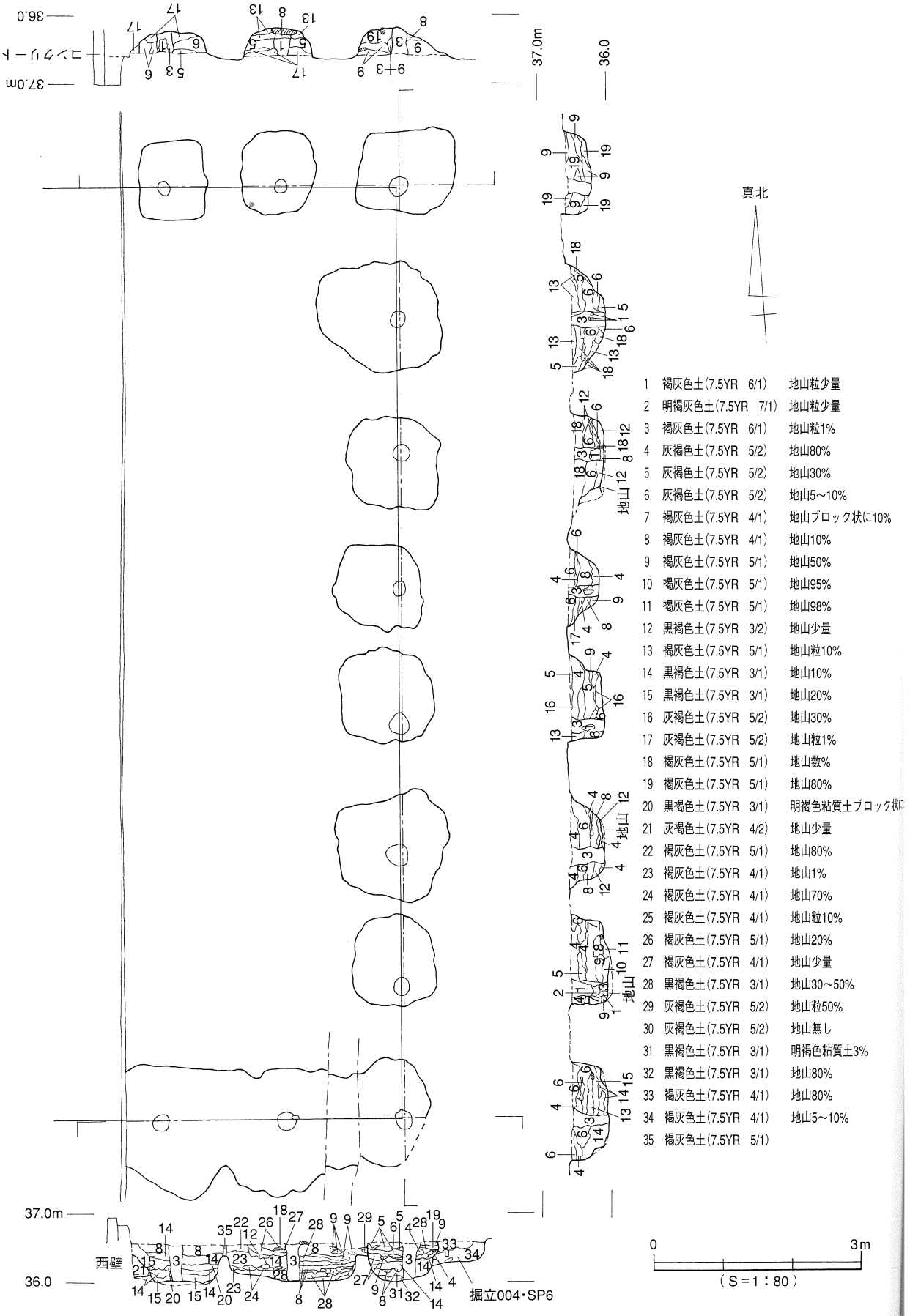

1	褐灰色土(7.5YR 6/1)	地山粒少量
2	明褐灰色土(7.5YR 7/1)	地山粒少量
3	褐灰色土(7.5YR 6/1)	地山粒1%
4	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山80%
5	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山30%
6	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山5～10%
7	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山ブロック状に10%
8	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山10%
9	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山50%
10	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山95%
11	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山98%
12	黒褐色土(7.5YR 3/2)	地山少量
13	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山粒10%
14	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山10%
15	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山20%
16	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山30%
17	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山粒1%
18	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山数%
19	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山80%
20	黒褐色土(7.5YR 3/1)	明褐色粘質土ブロック状に
21	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山少量
22	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山80%
23	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山1%
24	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山70%
25	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山粒10%
26	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山20%
27	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山少量
28	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山30～50%
29	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山粒50%
30	灰褐色土(7.5YR 5/2)	地山無し
31	黒褐色土(7.5YR 3/1)	明褐色粘質土3%
32	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山80%
33	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山80%
34	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山5～10%
35	褐灰色土(7.5YR 5/1)	

図207　KT51－掘立005

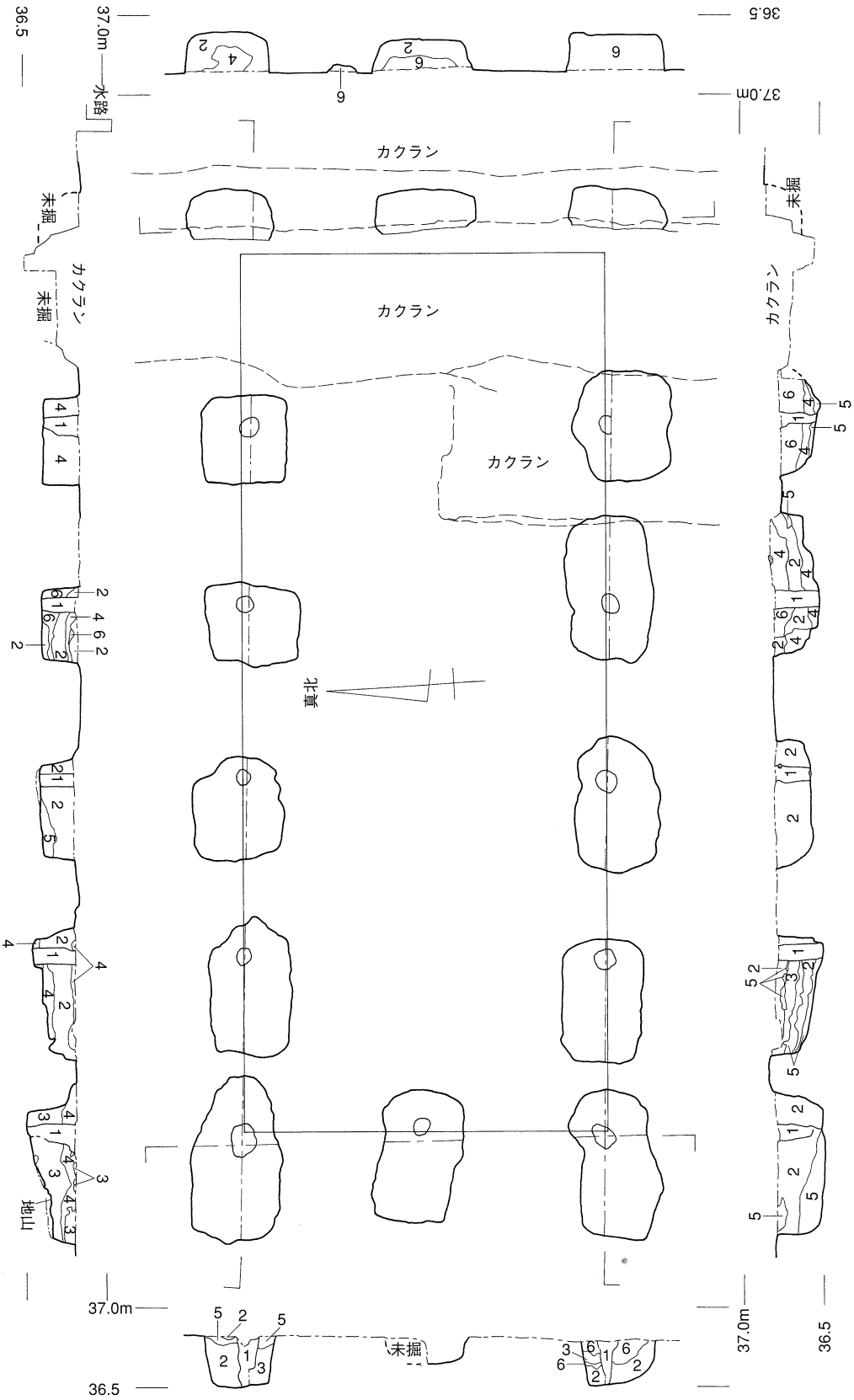

1　灰褐色土(7.5YR　5/2)　褐灰色砂5%
2　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山1～5%
3　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山少量
4　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山50～70%
5　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山70～90%
6　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山20～30%

0　3m
(S＝1：80)

図208　KT51－掘立006

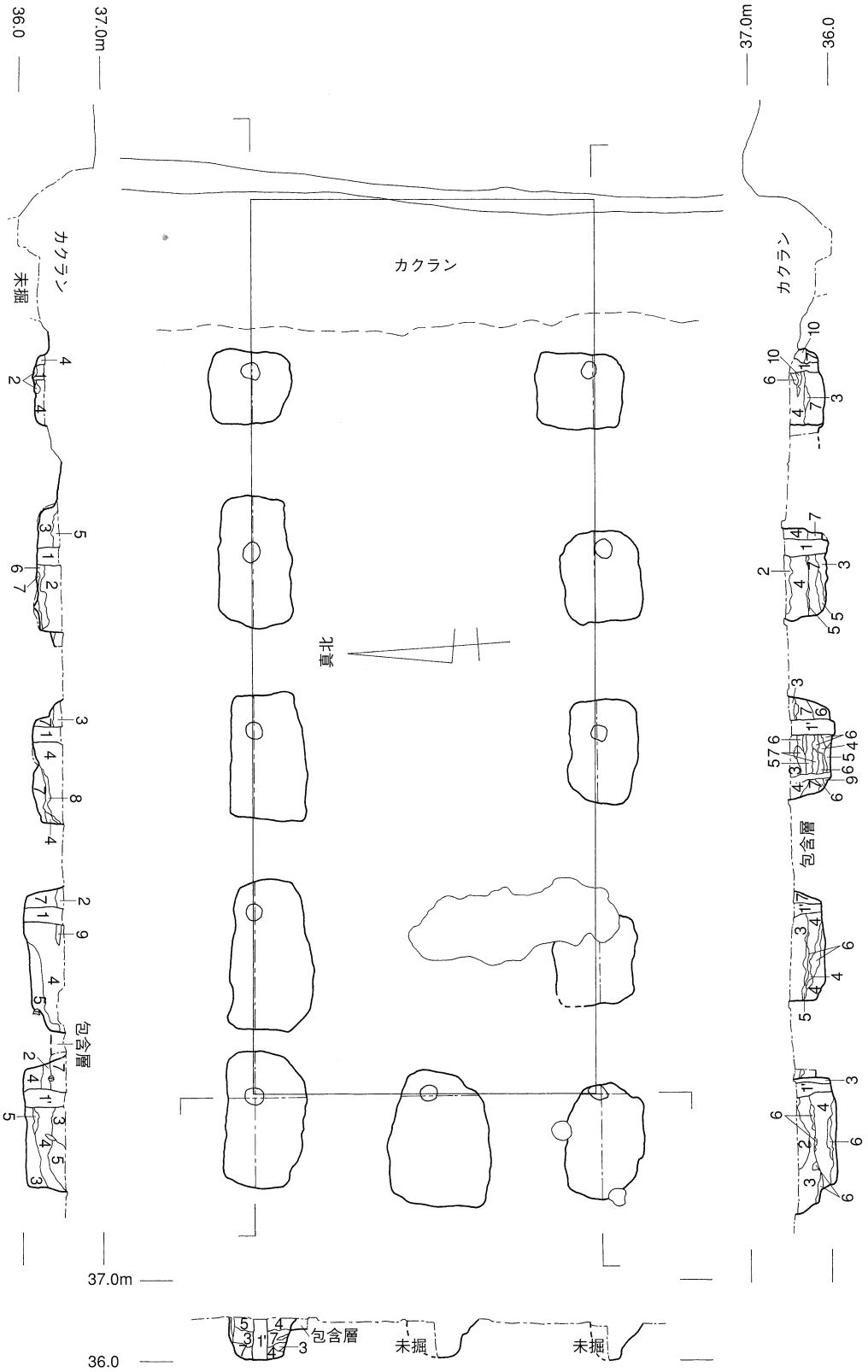

1	灰褐色土(7.5YR 6/2)	地山少量	6	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山70%
1'	灰褐色土(7.5YR 6/2)	地山5～20%混入	7	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山ほとんど無し
2	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山20%	8	黄橙色粘質土(10YR 8/6)	地山
3	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山5%	9	褐灰色土(7.5YR 4/1)	灰褐色土混入
4	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山1%	10	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山30%
5	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山50%			

0　3m
(S=1:80)

図209　KT51－掘立007

006とほぼ同じであるが、梁行は2間で1尺ほど短い設定になっている。造営尺には、1尺＝0.304～0.307mの尺長のものが使用された可能性が高い。これは、遺跡群Ⅱ期の諸施設で用いられる造営尺と共通である。

掘立006と同様、西側柱列の柱位置が柱穴の掘りかたの東端に片寄っている。西側柱の柱穴では、当初掘られた掘りかたに納まらないため、東端を掘り足して柱を立てている。これは、建物の柱を立てる作業が、建物の東寄りから行なわれたことを示す現象であると考えられる。

建物の南面が、一本柱列であるＫＴ51－ＳＡ003によって閉塞されていた可能性が高い（図215）。

H14－321・掘立2［図210］　試掘調査地の西壁沿いにおいて、一辺0.7～1m程度の柱穴が4基並んで検出されている（図202）。北端の柱穴の位置が、大型の南北棟である掘立7の北側柱列に対応することから、調査地外につづく東西棟の東辺を検出したものと考えている。東西不明、南北3間（約6m）、方位はＮ－94.5°－Ｅ。建物の南北（梁行）の規模が、東に隣接する掘立7の桁行距離の半分（3間分）に共通であることも、両者が密接な関係にあることを示していると考えられる（図215）。この建物については、柱穴の検出面をある程度掘り下げて、柱の痕跡や抜き取り跡の確認を行なったのみである。

H14－321・掘立7［図211］　区画溝であるH14－321・ＳＤ1に接して北側に位置する大型の南北棟。政庁外郭南辺ならびにその付属舎よりも後出する（図202）。桁行6間（12.04m）、梁行3間（4.82m）、方位はＮ－4.5°－Ｅ。桁行の長さの5分の2を梁行3間の距離としたものと考えられる。この規模は、政庁南東官衙の中心的建物であるＫＴ1－ＳＢ11（図171）の身舎の規模と共通である。柱穴の大きさと形状は、北部の小さなもので直径0.7m程度の不整円形、南部の大きなもので一辺0.9m×1.2mほどの不整長方形のもので構成されている。多くの柱穴で柱の抜き取り跡を確認している。直径が小さいものの中には、一部、抜き取り跡ではなく柱痕跡も含まれている可能性がある。

なお柱穴の大半について、検出面を多少掘り下げて柱の痕跡や柱の抜き取り跡の確認を実施したのみで、掘り下げは行なっていないが、南側柱列の4基の柱穴についてのみ、半截を行なっている。

ＫＴ1－ＳＢ2［図212］　桁行5間（10.62m）、梁行2間（4.05m）、Ｎ－93.5°－Ｅの東西棟。政庁南東官衙外郭北辺の一本柱列とほぼ平行の位置関係にあることから、調査当初から同一段階（遺跡群Ⅱ期）の建物であると判断されてきた。政庁東辺付属舎（ＫＴ1－ＳＢ4）の柱列よりも後出する（図196）。

多くの柱穴で柱の痕跡が検出されている。柱穴は小さなもので直径0.6m程度の不整方形、大きな

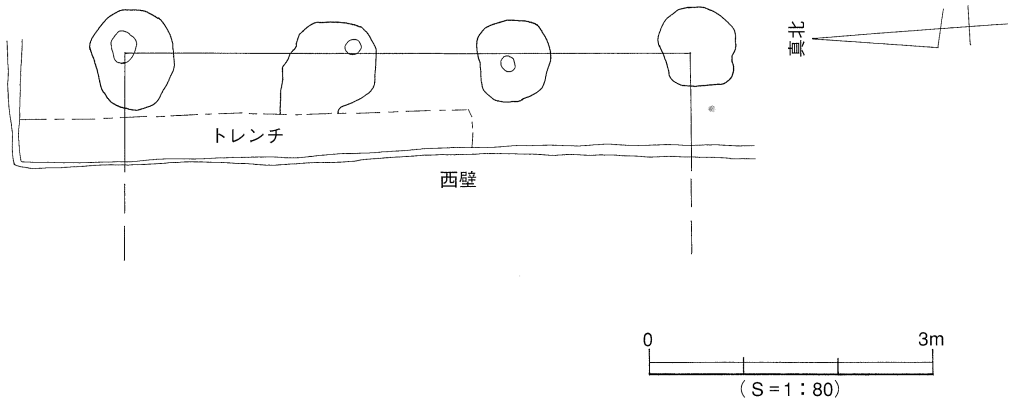

図210　H14－321・掘立2

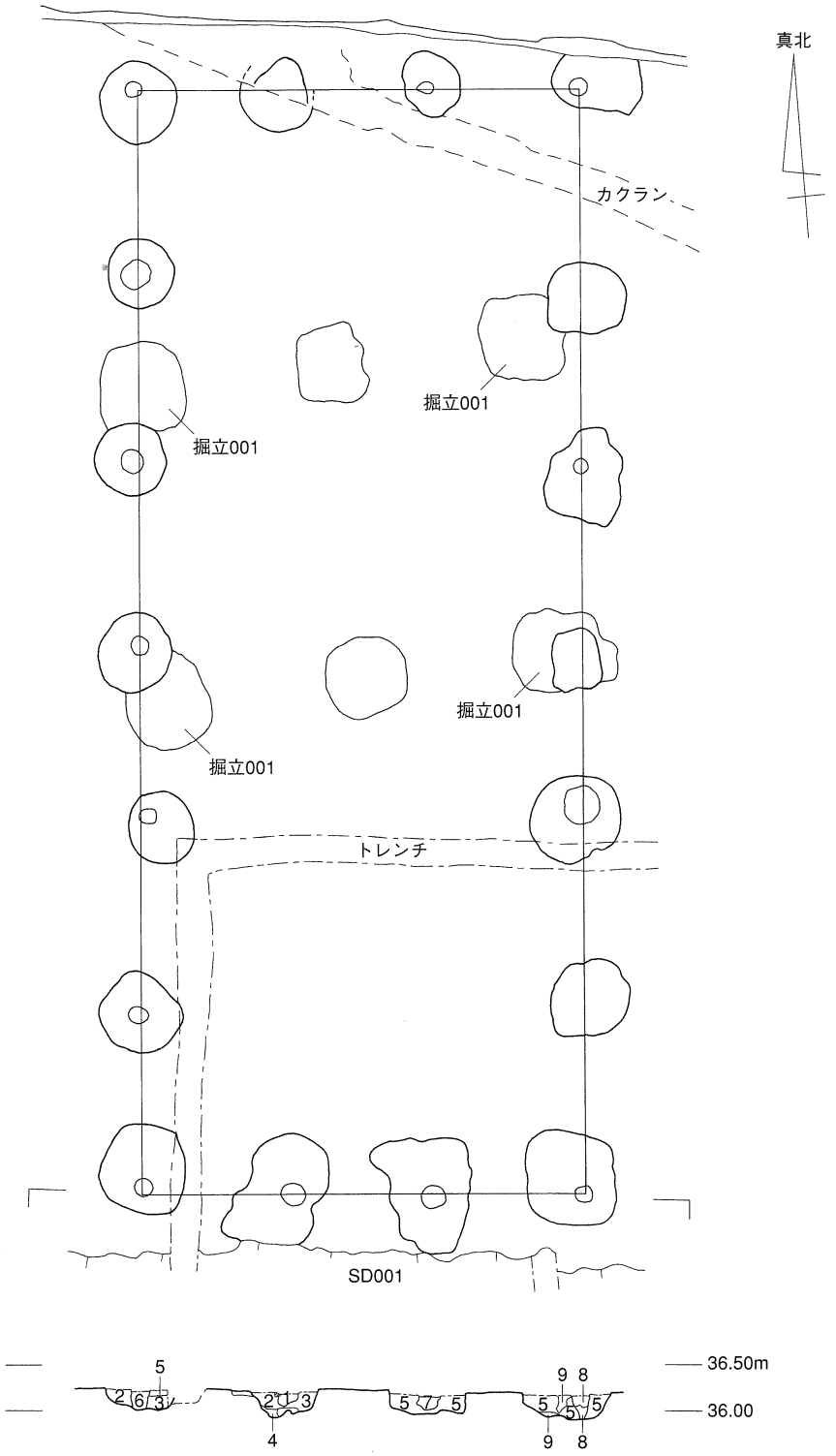

1　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山少量
2　黒褐色土(7.5YR　3/1)　地山20%
3　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山5%
4　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山10%
5　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山無し
6　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山1%
7　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山40%
8　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山無し
9　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山20%

図211　H14－321・掘立7

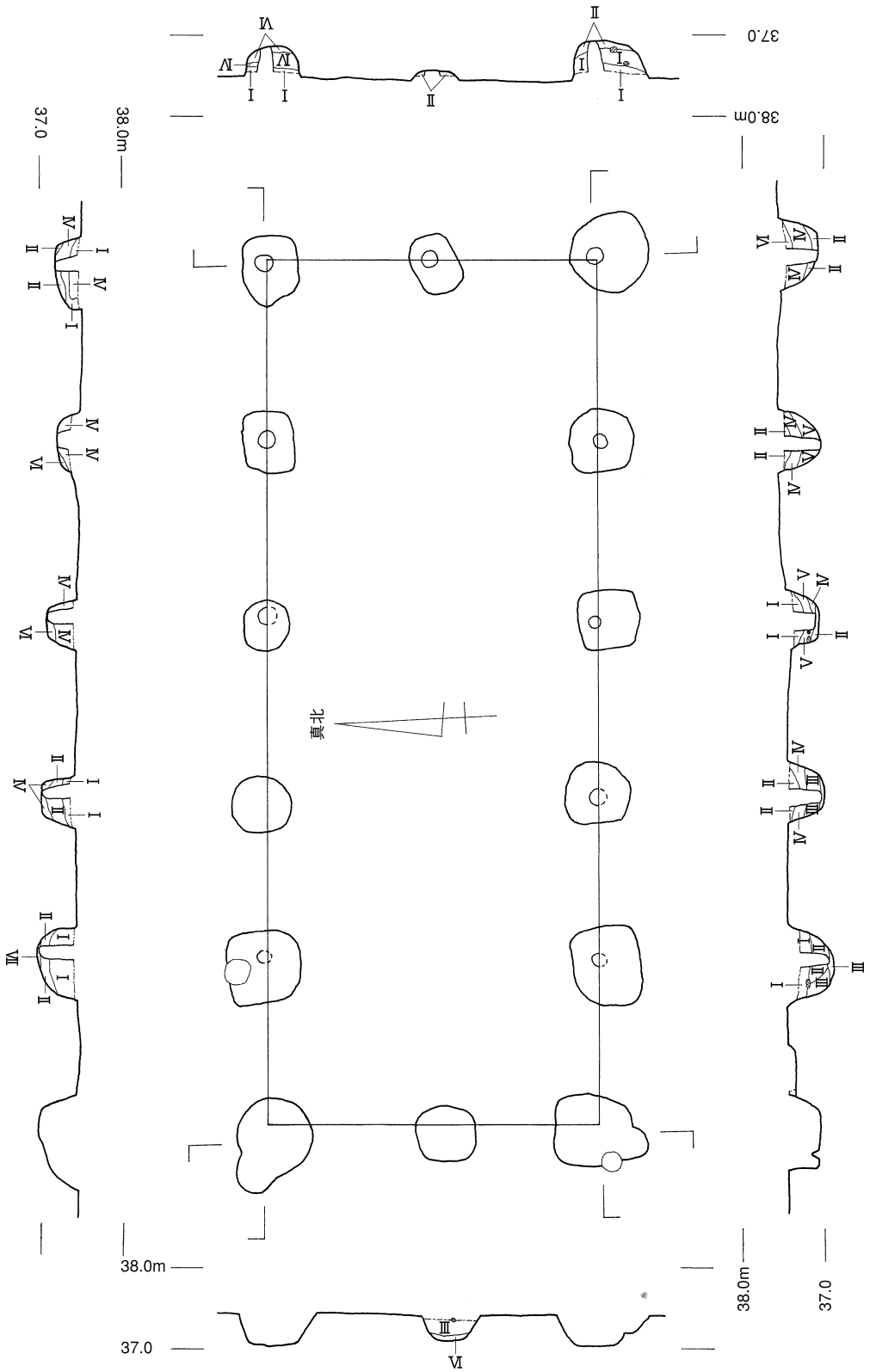
真北
38.0m
37.0
Ⅰ　暗褐色土　黄色土粒子混入
Ⅱ　暗褐色土　黄色土ブロック混入
Ⅲ　暗褐色土
Ⅳ　黒褐色土　黄色土粒混入
Ⅴ　黒褐色土
Ⅵ　黄褐色土
Ⅶ　暗黄褐色土
0
3m
（S＝1：80）

図212　KT1－SB2

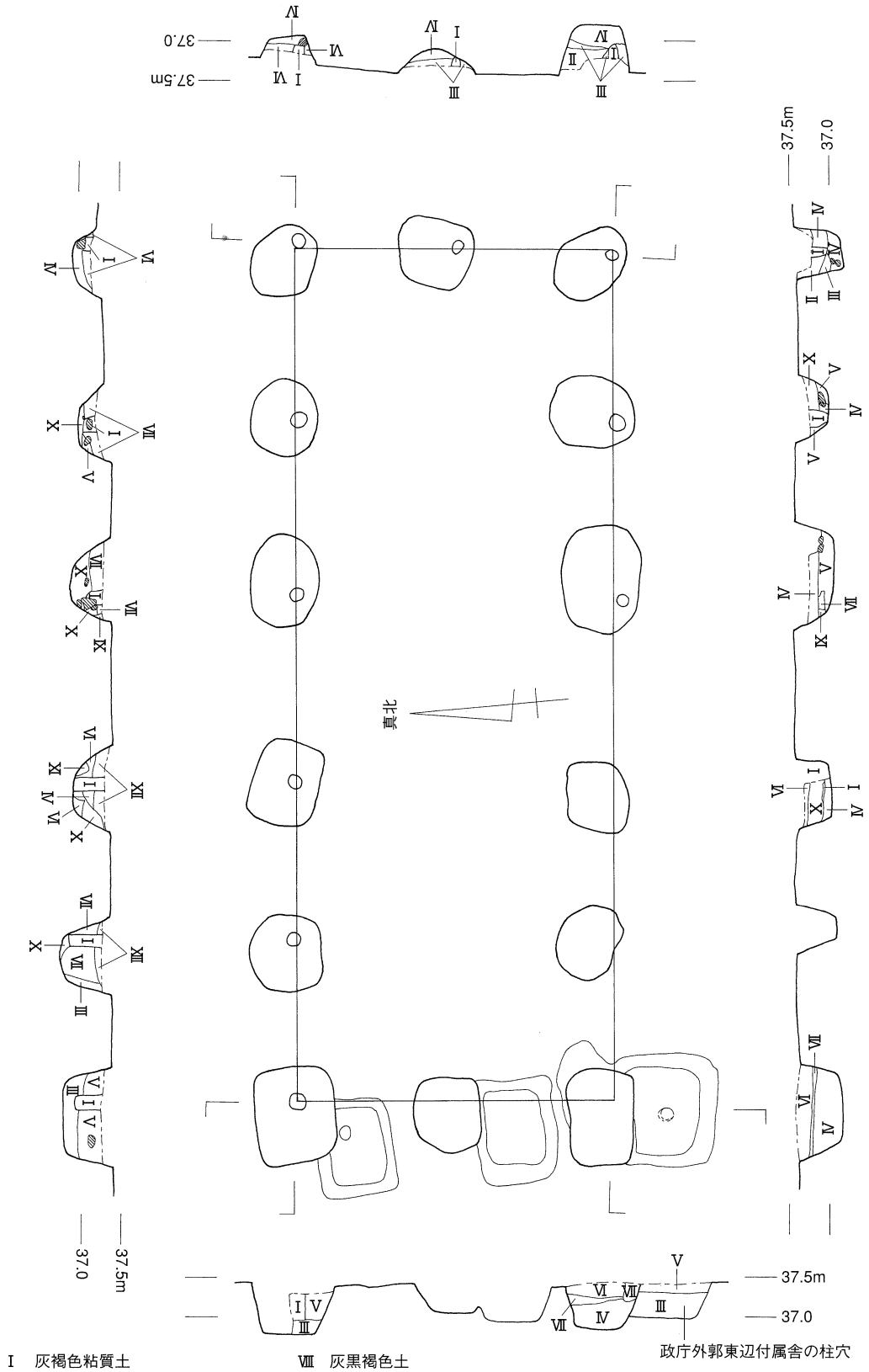

Ⅰ　灰褐色粘質土
Ⅱ　茶褐色土　暗褐色土含む
Ⅲ　黒褐色土　黄色粘土含む
Ⅳ　暗黄褐色粘質土
Ⅴ　黒褐色土　黄色粘土粒子含む
Ⅵ　暗褐色土　黄色粘土ブロック混入
Ⅶ　暗褐色土
Ⅷ　灰黒褐色土
Ⅸ　黒色粘土
Ⅹ　黄褐色土
Ⅺ　黄色粘土ブロック
Ⅻ　褐色土
ⅩⅢ　暗黄褐色土

図213　KT1－SB3

ものでは一辺0.8×１ｍほどの隅丸長方形を呈する。なお、東西の妻柱の規模が他の柱穴に比べて小さい。後述するＳＢ３とほぼ同一規模で、相互の距離がおよそ2.5ｍと近接していることから、どちらかが建て替え後の建物である可能性が高い。

ＫＴ１－ＳＢ３［図213］　桁行５間（10.75ｍ）、桁行２間（4.00ｍ）、Ｎ－95°－Ｅの東西棟。前述のＳＢ２の南に隣接して建つほぼ同規模の建物である（図196）。政庁南東官衙外郭北辺の一本柱列とほぼ平行の位置関係にあることから、ＳＢ２と供に政庁南東官衙を背後から補完する役割をもった建物であったと想定している。柱穴はＳＢ２と比べてひとまわり大きく掘り込まれている。掘りかたは小さなもので一辺0.75×0.85ｍ程度の不整方形、大きなものでは１×1.2ｍほどの隅丸長方形に掘り込まれている。東西の妻柱がひとまわり小さい点は、ＳＢ２と共通である。

ＫＴ１－ＳＢ６［図214］　政庁外郭東辺付属舎であるＫＴ１－ＳＢ４の南端に重複し、これより後出する段階の建物（図196）。遺跡群Ⅱ期に該当する建物であると考えられる。桁行３間（5.84ｍ）、

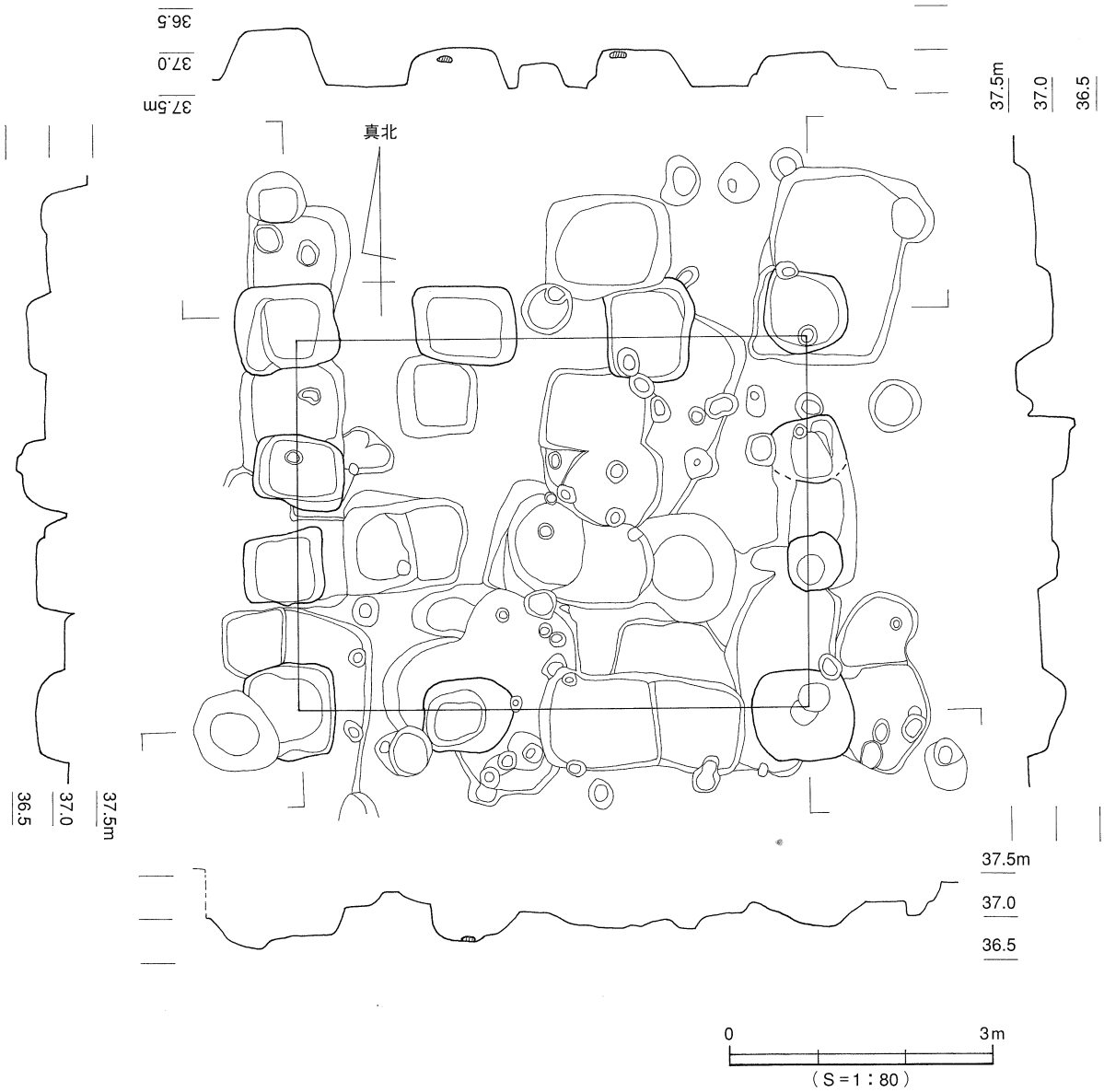

図214　KT1－SB6

梁行３間（4.24m）、N－90°－Eの東西棟。柱穴の規模は大きなものでは一辺１×1.2mに達している。東側柱列の中央２基については、布掘り状の掘りかたが採用された可能性があるが、遺構密度が極めて高い場所であることから詳細は不明である。

ＫＴ１－ＳＢ７［図165］　政庁外郭東辺付属舎の南端に重複し、政庁よりも後出する段階の建物。東側柱列が政庁外郭東辺の一本柱列と平行に接している（図196）。建物の南辺は調査区外の南に延び、西辺も51次調査地との境界付近に達することから正確な規模は不明である。桁行４間分（約7.8m）、梁行２間分（約3.5m）を確認している。方位はN－１°弱－Eの南北棟。柱穴の規模と形状は、近接する政庁外郭東辺南部の柱穴に近似している。

政庁を構成する施設との関連が濃厚な建物であることから、遺跡群Ⅱ期の建物とは認定せず、詳細は「６　政庁」本分中に記載した（ｐ.180）。

その他の建物　１次調査地南西部から51次東壁沿いにかけて位置するＫＴ１－ＳＢ８（ＫＴ51－掘立008、『年報14』）については、方位が異なることから、官衙出現以前の建物である可能性が高い。

ＫＴ１－ＳＢ８（ＫＴ51－掘立008）　桁行４間（8.16m）、梁行３間（5.23m）、N－106°－Eの東西棟。柱穴は不整円形のものが多い（図196）。

⑤施設の構造

該当する建物や区画施設の件数が少ないことから、建物の配置や規格に関して言及することは困難を伴うが、判明した範囲でまとめておきたい。

この付近の該当施設の配置状況を考える上で重要なポイントのひとつに、ＫＴ51－ＳＡ003の棟門（図199）の存在をあげることができる。この一本柱列は、南東に隣接する政庁南東官衙北辺の西への延長線に対して、北へおよそ3.4m離れて平行の位置関係にあることから、東西道路の北辺に該当するものと理解している。したがってこれに付随する棟門は、道路の北側に広がる遺跡群Ⅱ期の施設に対する南門であろうと考えている（図215）。

まず初めに、道路の北側の敷地に関して、その外郭規模と内部施設の配置状況を検討する。続いて、この道路の南側の諸施設について確認する。

棟門の北側の施設は、道路北辺のＫＴ51－ＳＡ003と、51次調査地北部で検出されたＫＴ51－ＳＡ002との間に展開している。両区画施設間の距離は、およそ32.7mを測る。これは、遺跡群Ⅱ期における造営尺の108小尺（90大尺）に相当する。なお、敷地北辺のＫＴ51－ＳＡ002は、ＫＴ１－ＳＡ２と連結する可能性が高いと予想しているが、南辺のＳＡ003とも一連の構造物であったと仮定すると、コの字形に外周を囲われた施設ということになる。仮に正方形の敷地を想定すると、西辺は久米高畑47次の調査区内において検出された可能性が高いが、この地点では確認されていない（図195）。また、幅８尺の門の位置も、一辺108小尺（90大尺）に復元する場合の南辺中央には位置せず、若干西に寄っている。このような状況から、道路北側の施設の外周規模については、その西辺の位置はⅡ期の地割に対応するものと考えて、東西およそ46m弱（150小尺・125大尺）×南北約32.7m（108小尺・90大尺）程度と想定しておく。

続いて敷地の内部の様子を検討する。

棟門から北の敷地へ入ると、すぐ右側（東）は２棟の東西棟を連結する一本柱列（ＫＴ51－ＳＡ004・005）の板塀によって閉塞されている。さらに板塀に沿って北へ進むと、左側に大型の南北棟Ｋ

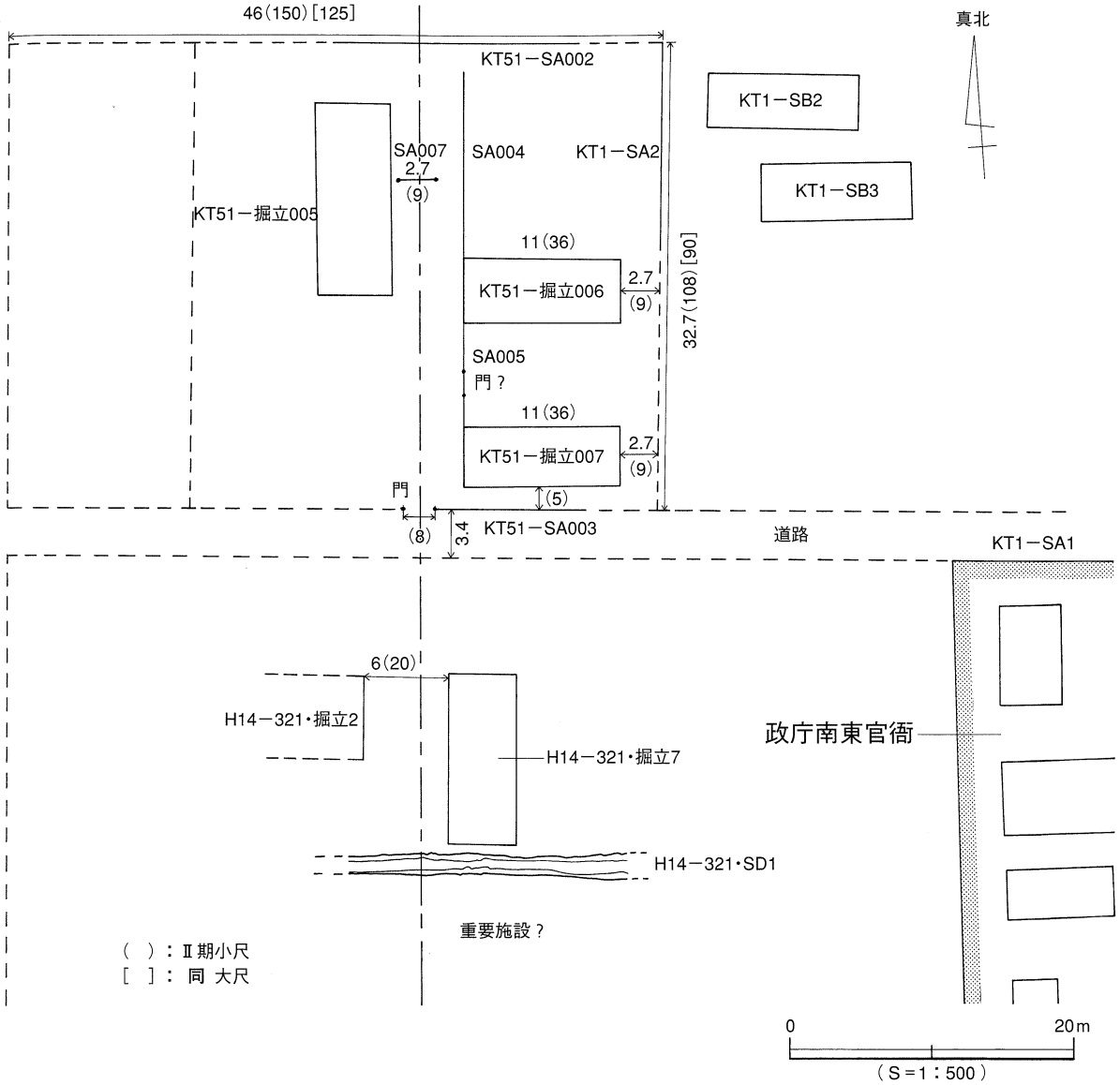

図215　政庁周辺Ⅱ期の建物配置

Ｔ51－掘立005が建てられており、桁行７間の中央にこの建物の出入り口が設けられている。出入り口のすぐ北側には、目隠しのためのついたて状の短い塀（ＫＴ51－ＳＡ007、図201）が設けられているが、この位置は、門から見るとほぼ北の正面にあたっている。なお、板塀によって連結された２棟の掘立柱建物へ出入りするには、塀の北端を廻り込むか、南のＫＴ51－掘立007と敷地南辺の板塀（ＫＴ51－ＳＡ003）との間の５尺ほどの隙間を通ったものと考えられる。２棟とも梁行２間であることから、扉が西に付く妻入である可能性は低いと考えられることから、平入であったものと想定しておきたい。場合によると、２棟を結ぶＫＴ51－ＳＡ005の中央間の前後の柱穴が若干大きいことから、この場所にも棟門が設けられ、出入り口として機能していた可能性もある（図200）。

現状で、一本柱列（板塀）によって連結された２棟の建物の配置に関しては、一定の計画性を読み取ることが可能である。桁行の長さが同規模に復元されるこれら２棟の建物は、敷地の東辺であるＫＴ１－ＳＡ２の南延長線との間に、９尺（2.7m強）の距離を隔てて建物東辺の位置が決められている。桁行はともに36尺（11m強）であるので、建物西辺を連結する板塀とＳＡ２との距離は45尺とな

る。大型の南北棟ＫＴ51－掘立005の建設位置については、現時点で説明することができないが、当初予定した建物東辺の位置を僅かに西へずらして建設されていることは、２棟の東西棟とそれを連結する板塀の位置を確定する行為と密接に関連している可能性がある。

東西道路の南側に展開する２棟の掘立柱建物については、建物間の距離がⅡ期の20小尺（６ｍ強）に設定されていること以外に、配置上の規則性を読み取るには至っていない。この場所は、東に隣接する政庁南東官衙と同一の一町四方の敷地の北西部にあたっているが、外郭北辺の状況が知られていないことから、道路北側の諸施設との直接の関係は不明である。ただし、道路北側の棟門の中軸線を南に延長すると、Ｈ14－321・掘立２と同掘立７の間に至ることから、道路の南側の敷地においても、北側と同様の人の動線を考えた上で建物配置が行なわれた可能性もあるのではないかと考えている。

９．政庁南東官衙南面の諸施設

政庁南東官衙の南面から遺跡群北東部にかけて、土地の区画施設を伴う官衙施設が複数見つかっている。いずれも、政庁や政庁南東官衙の周辺にあって、これらの役所で行なわれていた仕事を補完するための周辺施設であると考えられるが、情報が断片的でその全容を知るには至っていない。そこで、ここでは仮に各区画地に記号を付したうえで概要を報告する。

①区画Ａ

1988年に行なわれた久米高畑遺跡11次調査の際に、調査地南部において、Ｌ字形に配置された一本柱列による区画地が検出されている（図216）。これを仮に区画Ａと呼ぶ。区画Ａは、政庁南東官衙の外郭南辺一本柱列のすぐ南に位置し、敷地北東角は政庁南東官衙外郭南辺の柱列が途切れる場所と対応している。ただし方位に関して両者は異なっている。政庁南東官衙南辺の方位はＮ－92°－Ｅであるのに対して、区画Ａ北辺の柱列はＮ－90.5°－Ｅを測る。このような状況から、区画Ａは遺跡群Ⅱ期の施設ではなく、方位が近似するⅠ期もしくはⅢ期に該当する可能性が高いと判断している。

ＫＴ11－ＳＡ１［図218］　区画Ａの外郭北辺に該当する遺構として、東西８間分（約15m）を検出している。さらに西へ２間分延びて10間とみるならば約18.9mを測る。方位はＮ－90.5°－Ｅ。柱穴は直径0.5～0.7m程度の不整円形のものが多く、柱間の距離は一定ではない。

外郭東辺の柱列は、南北約13.2m分を検出した。方位はＮ－１°－Ｅ。ＳＡ１の北東角の柱穴を含めて７基の柱穴によって構成される。このうち、敷地北東角と南部の２箇所に柱穴の間隔が広い場所があり、敷地への出入り口ではないかと考えられる。中央の柱穴４基分（約4.7m）は、敷地内に建つＫＴ11－ＳＢ12に対応する目隠しの塀であると考えている。東辺の柱穴の形状は基本的に北辺と同様であるが、柱筋方向に細長い隅丸長方形に近い形状のものが多い。

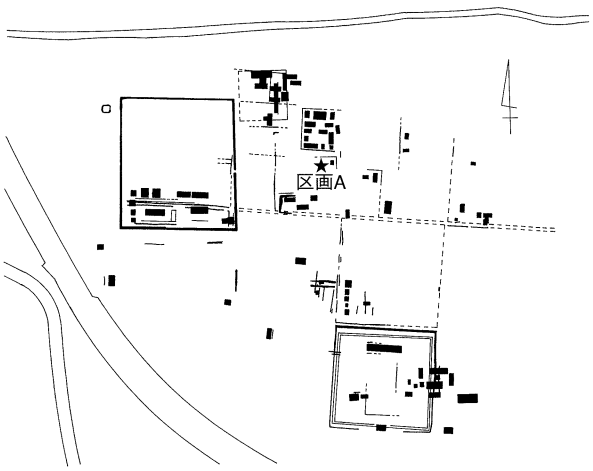

図216　区画A位置図

ＫＴ11－ＳＢ12［図219］　区画Ａにおける唯一の内部施設。桁行２間（4.45m）、梁行２間（3.65m）、Ｎ－３°－Ｅの南北棟である。極めて残り

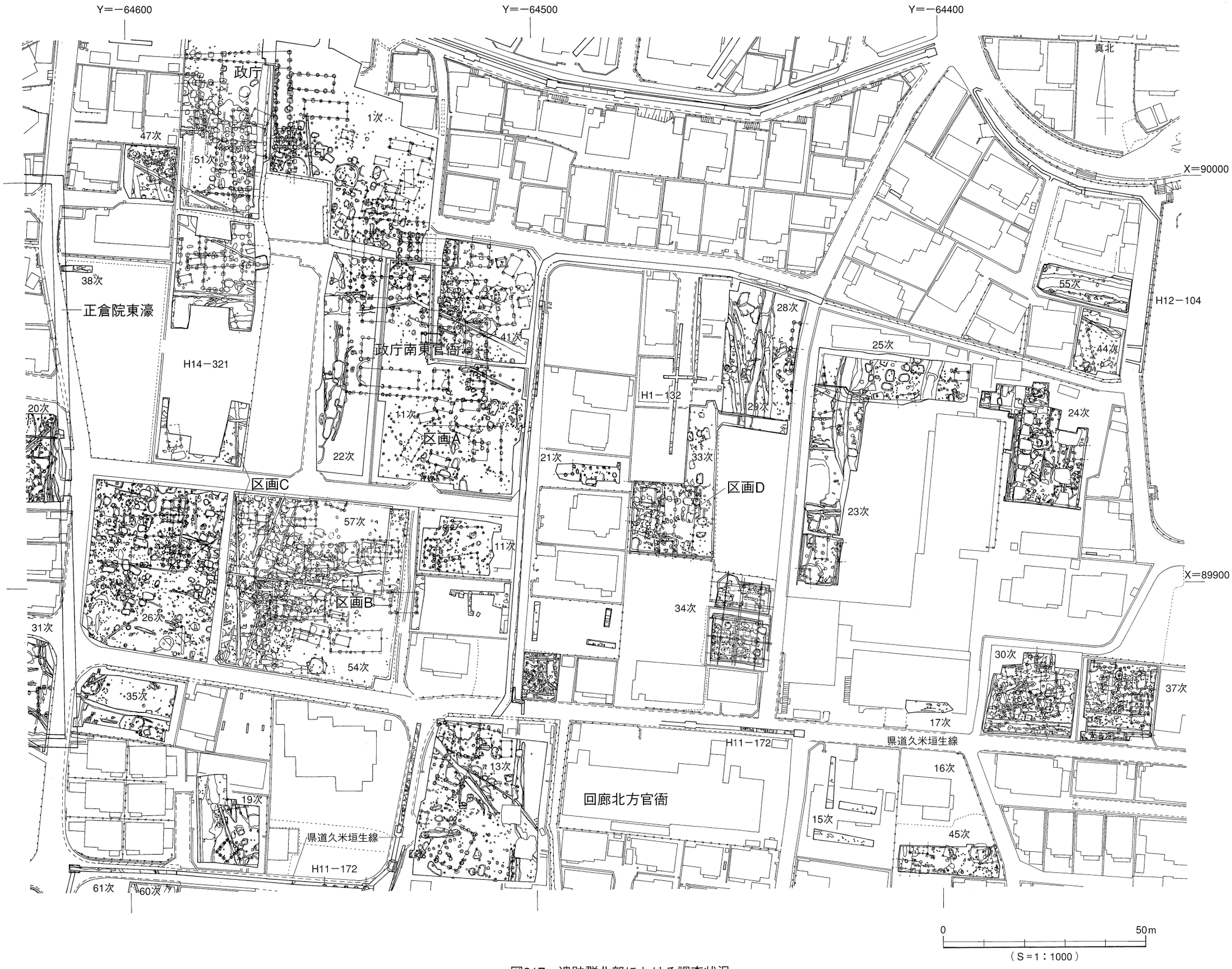

図217　遺跡群北部における調査状況

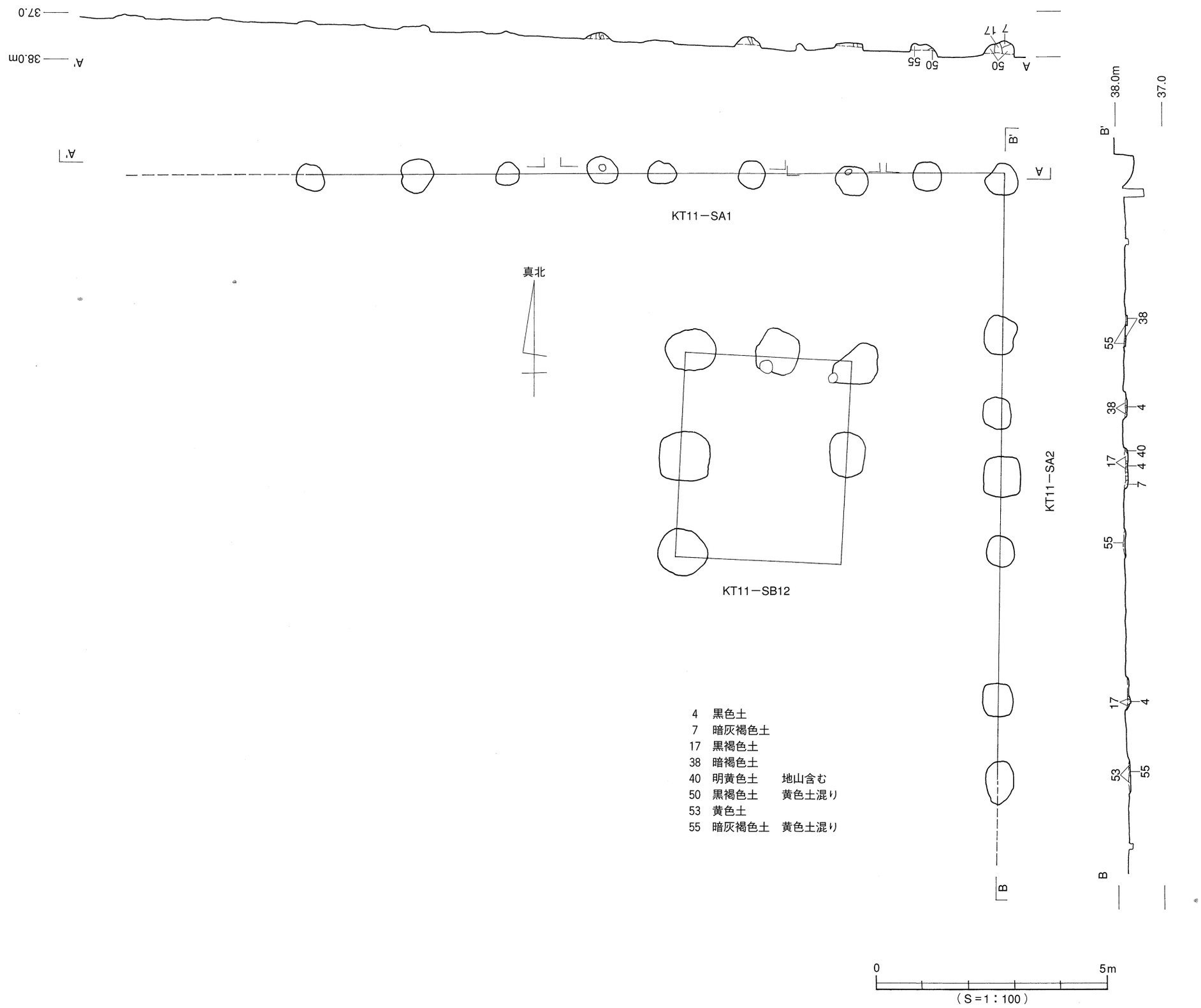
KT11－SA1
KT11－SA2
KT11－SB12
真北
A
A'
B
B'
38.0m
37.0
4 黒色土
7 暗灰褐色土
17 黒褐色土
38 暗褐色土
40 明黄色土　地山含む
50 黒褐色土　黄色土混り
53 黄色土
55 暗灰褐色土　黄色土混り
0
5m
（S＝1：100）

図218　区画A

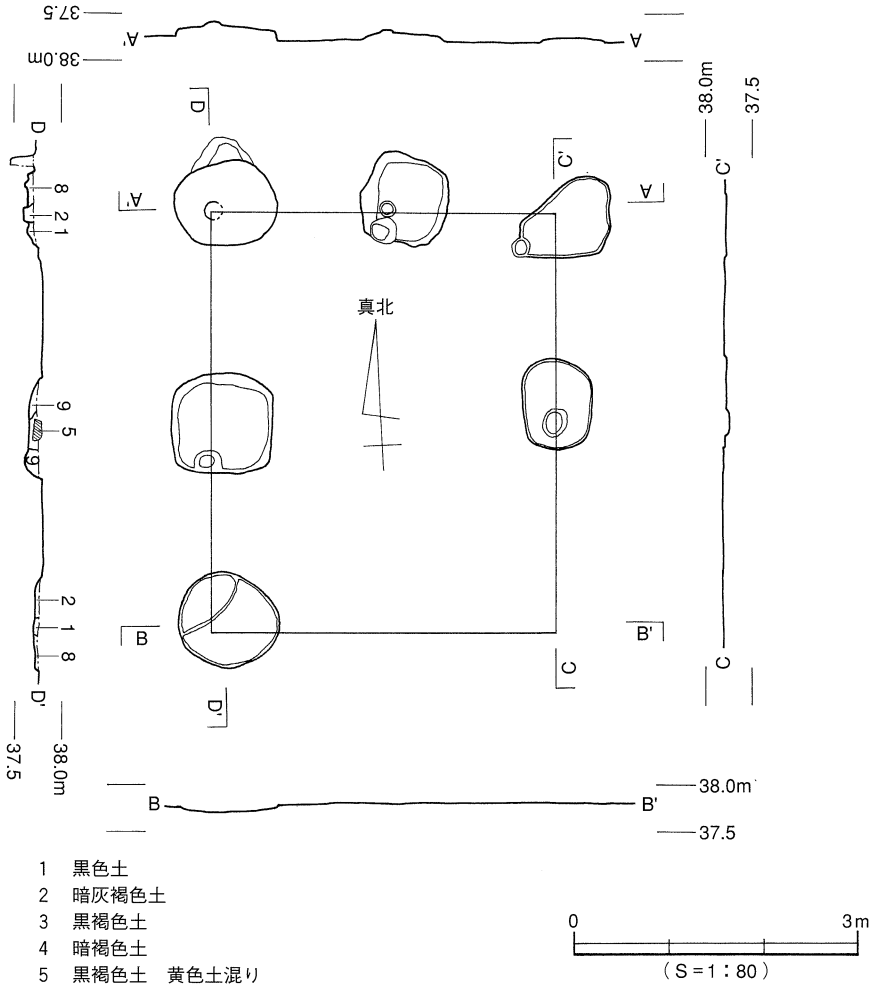

図219　KT11－SB12

が悪く、柱穴の底が辛うじて残った状態で検出されている程度であるが、一部には柱の位置を特定できる箇所もある。南東角の柱穴は削平されており検出されなかった。建物北辺から敷地の外郭北辺までは約４m、東辺から外郭東辺の間は約3.3mを測る（図218）。

②区画Ｂ

政庁南東官衙の南約50m、2002年に調査が行なわれた久米高畑54次調査地（『年報15』）で検出された８世紀代の区画地。東に開口する逆コの字形の区画溝によって土地が区切られている（図221）。その内部には、大型の東西棟が複数配置されている。区画溝等からの出土遺物の特徴から、８世紀代の遺跡群Ⅲ期に所属するものと考えられる。

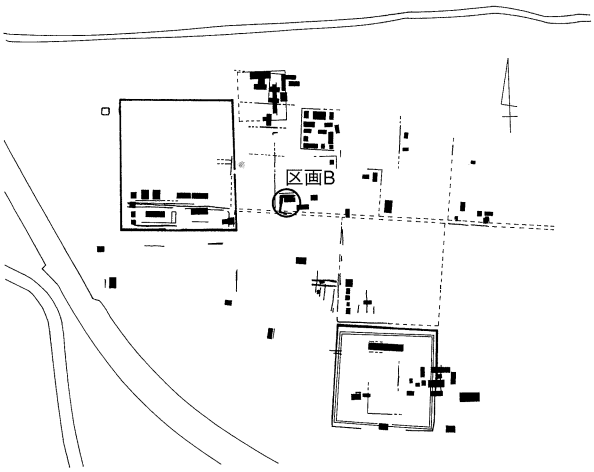

図220　区画B位置図

ＫＴ54－ＳＤ002［図222］　この溝の北溝と南

図221　区画Bとその周辺

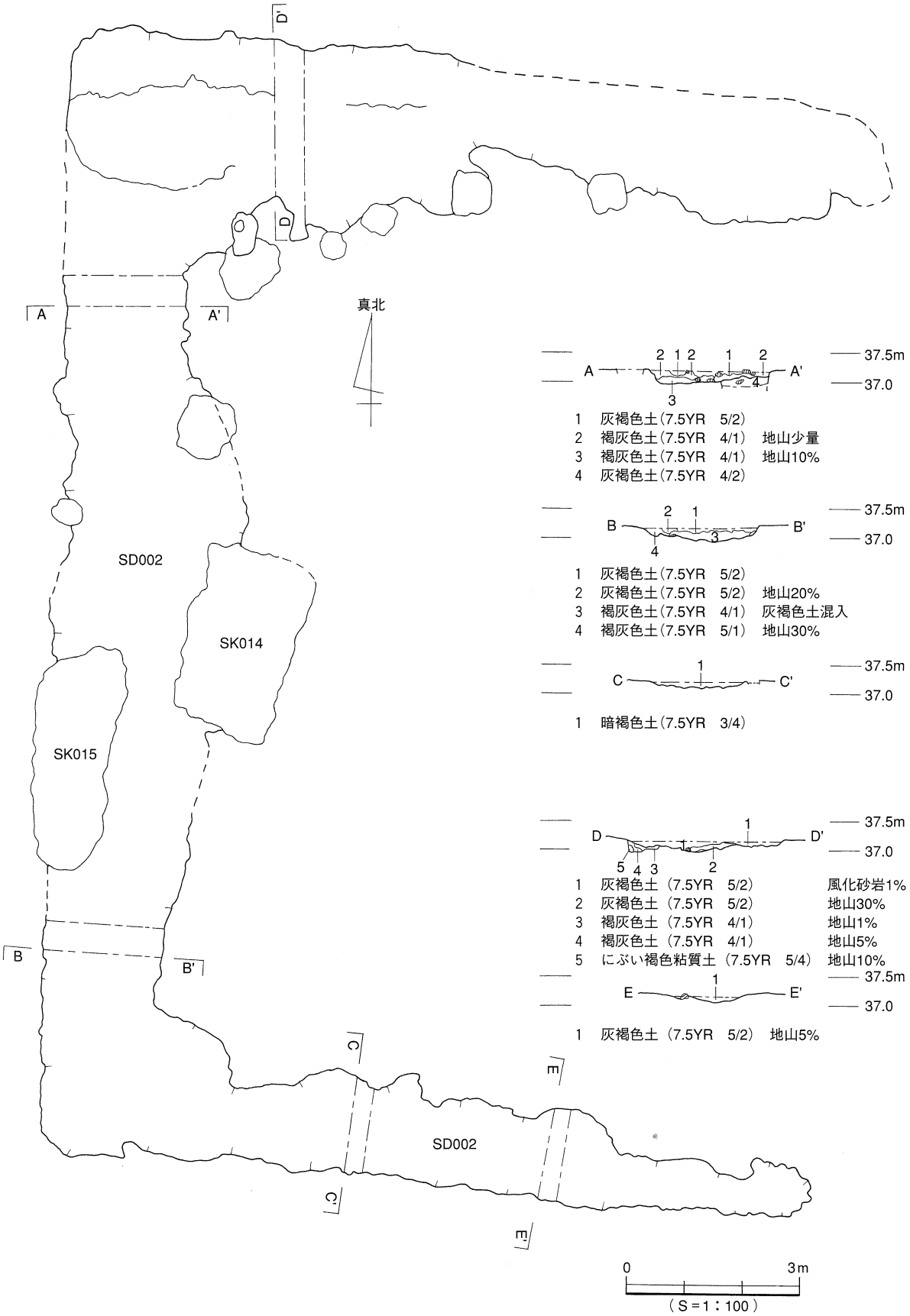

図222 区画B（KT54－SD002）

溝は、本来、調査地東部へ延びて、建物群を東西に細長い長方形に囲う区画溝であったと考えられるが、水田開発に伴う削平のため標高が高い東半部が失われたものと推測される。南北方向の西溝で幅約２ｍ、深さ約0.2ｍを測る。８世紀頃の須恵器の高台付坏やその蓋、平瓦の破片などが出土している。南北方向の西溝と北溝は正方位に対応するが、南溝はＮ－95°－Ｅで、７世紀代の遺跡群Ⅱ期の地割計画線にほぼ重複している（図４）。なお、この溝に関しては、正倉院付近の道路が大幅に変更される遺跡群Ⅲ－Ｂ期に先立つⅢ－Ａ期に所属するものと予想している（『年報15』）。

出土遺物：点数は少ないが、この遺構の所属時期が、遺跡群Ⅲ－Ａ期を上限とすることを示す須恵器が出土している（図223）。

坏蓋や、高台*185*の形状から、これらの遺物は、７世紀第４四半期以降に所属する可能性が高いと想定している。*186*は、肩の張らないタイプの長頸壺の底部であると考えられる。

ＫＴ54－ＳＡ001（ＫＴ57－ＳＡ001）［図225］　54次調査地北壁と57次調査地南壁にまたがって位置する東西方向の一本柱列（図221）。東端の柱穴の位置が確定していないが、７間の場合13.4ｍ、８間の場合約15ｍを測る。方位はＮ－91°－Ｗ。遺物が出土していないため正確な時期は不明であるが、８世紀代の区画溝であるＳＤ002の北溝とほぼ平行であることに加えて、柱列の西端の位置がＳＤ002の北西角の位置と対応している等の特徴から、同時期の区画施設である可能性を想定している。

ＫＴ54－掘立002［図226］　ＳＤ002によって囲われた敷地の中に建つ大型の東西棟（図221）。桁行５間（11.90ｍ）、梁行２間（4.83ｍ）、方位はＮ－91°－Ｗ。多くの柱穴で柱の抜き取り跡が検出されている。柱穴は一辺0.6×0.8ｍ程度の隅丸長方形のものが多いが、著しく削平を受けているため検出されなかったものもある。標高が高い北東寄りの柱穴ほど残りが悪い。掘立009と重なって建っているが、直接の切り合い関係にないため、先後関係は不明である。

出土遺物：南辺東部の柱穴から坏蓋の破片*188*が出土している（図224）。この存在から、この建物の所属年代は７世紀後葉を上限とするものと推定している。

ＫＴ54－掘立009［図227］　掘立002と重複して建つ大型の東西棟。桁行５間（13.80ｍ）×梁行２間（4.70ｍ）、方位はＮ－93°－Ｅ。柱穴は浅く痕跡的なものばかりで、柱の抜き取り跡等は確認されてい

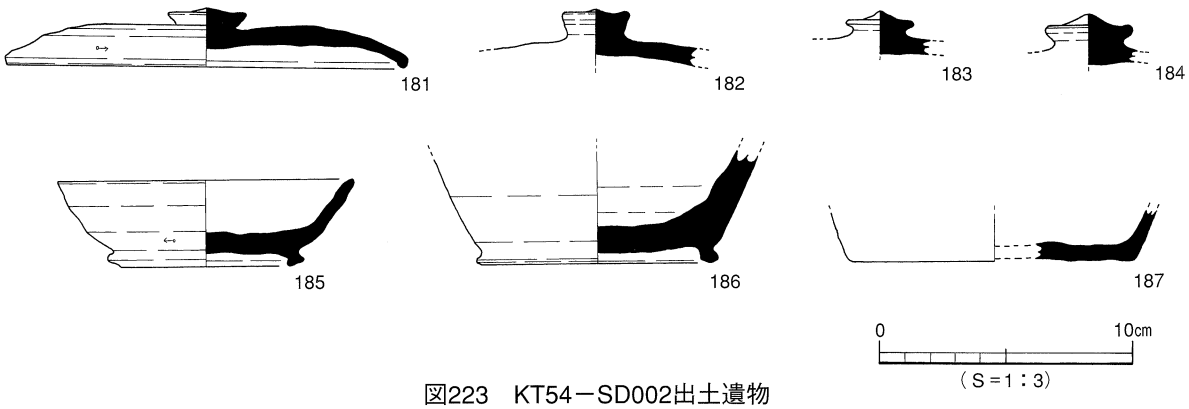

図223　KT54－SD002出土遺物

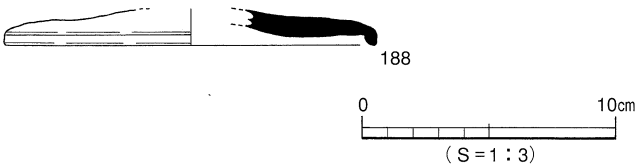

図224　KT54－掘立002出土遺物

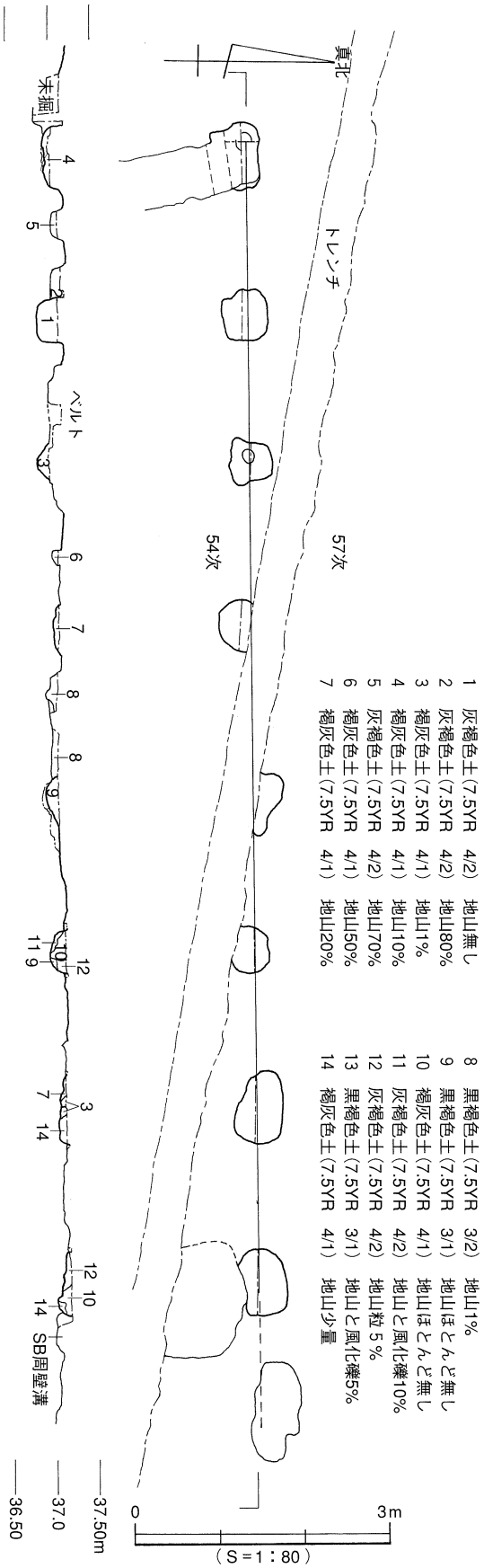

図225　KT54－SA001（KT57－SA001）

ない。桁行方向に細長い隅丸長方形の柱穴が数基含まれている。

ＫＴ54－掘立005［図228］　54次調査地の南東部に建つ大型の東西棟（図221）。桁行６間（12.23ｍ）×梁行３間（5.17ｍ）、Ｎ－90°－Ｅ。建物全体の規模の大きさに比べて柱穴が小さい。水田開発に伴う削平が著しく、東部の柱穴の多くはシミ状に僅かに残っている程度であった。桁行が偶数間で、しかも梁行が２間ではなく３間である点は、古い時期の建物の特徴として指摘できる。掘立002や009と同様の機能を担った建物であると推定しているが、これら２棟に比べると、多少重要性の低い建物であったと考えられる。

ＫＴ54－掘立004［図221］　調査地の東部に位置する正方位に対応する建物。桁行１間分（約1.7ｍ）×梁行３間（4.98ｍ）、方位はＮ－90°－Ｅ。東隣の果樹園で行なわれた試掘調査（Ｈ15－31）の際に建物の東辺の位置を確認している（図221）。正確な規模は決定されていないが、桁行４間の東西棟とみられる。

柱穴は一辺0.6×0.8ｍ程度の隅丸長方形のものが多い。柱穴そのものの大きさに比べて比較的太い柱の痕跡が確認されている。

区画ＢのＫＴ54－ＳＤ002の北溝を東へ延長した場合、建物の北辺と重複することから、この区画に伴う建物か否か断定することは難しい。

ＫＴ57－掘立001［図230］　桁行４間（5.35ｍ）、梁行は廂１間分（1.70ｍ）込みで４間（6.15ｍ）、Ｎ－90°－Ｅの東西棟。不整形な隅丸方形の柱穴で構成される。

廂の柱穴は、身舎のものと比べて小さく、省略された配置状況にあることから、屋根の構造が異なる原始的な形状の廂であったろうと想定している。官衙関連施設である可能性が高いと考えられるが、出土遺物がほとんど無いことから確証はない。

後述する区画Ｃに伴う建物である可能性も考えられる（ｐ.251）。

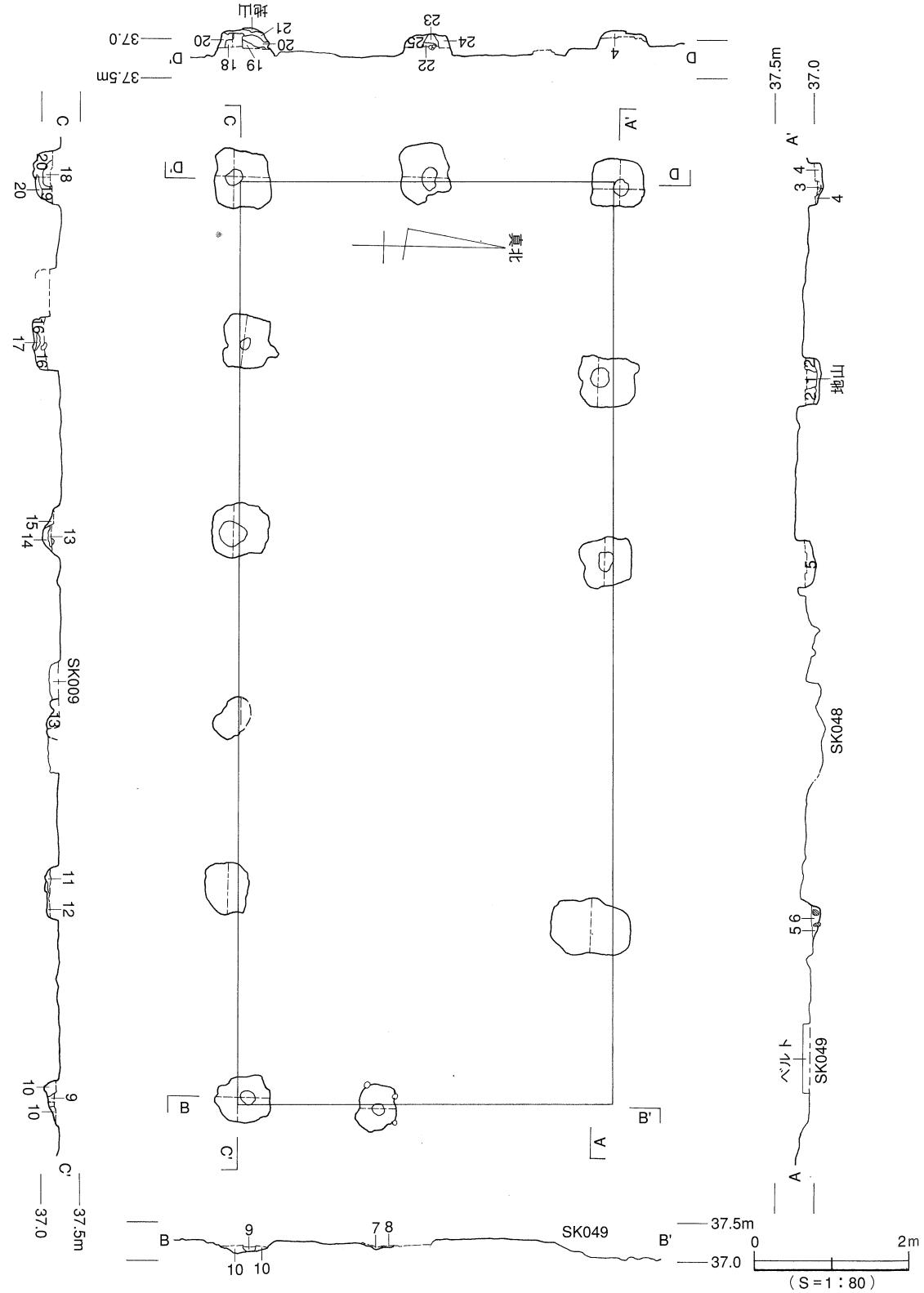

1	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山少量	10	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山粒少量	19	灰褐色土(7.5YR	4/2)	礫20%
2	灰褐色土(7.5YR	4/2)	風化砂岩3%	11	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山と礫10%	20	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山40%
3	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山少量	12	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山と礫10%	21	灰褐色土(7.5YR	3/2)	地山少量
4	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山粘土30%	13	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山無し	22	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山10%
5	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山50%	14	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山20%	23	灰褐色土(7.5YR	4/1)	地山無し
6	褐灰色土(7.5YR	4/1)	風化砂岩3%	15	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山70%	24	灰褐色土(7.5YR	4/1)	地山少量
7	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山無し	16	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山30%	25	灰褐色土(7.5YR	4/1)	地山10%
8	灰褐色土(7.5YR	5/2)	風化礫10%	17	黒褐色土(7.5YR	3/2)	地山無し				
9	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山1%	18	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山無し				

図226　KT54－掘立002

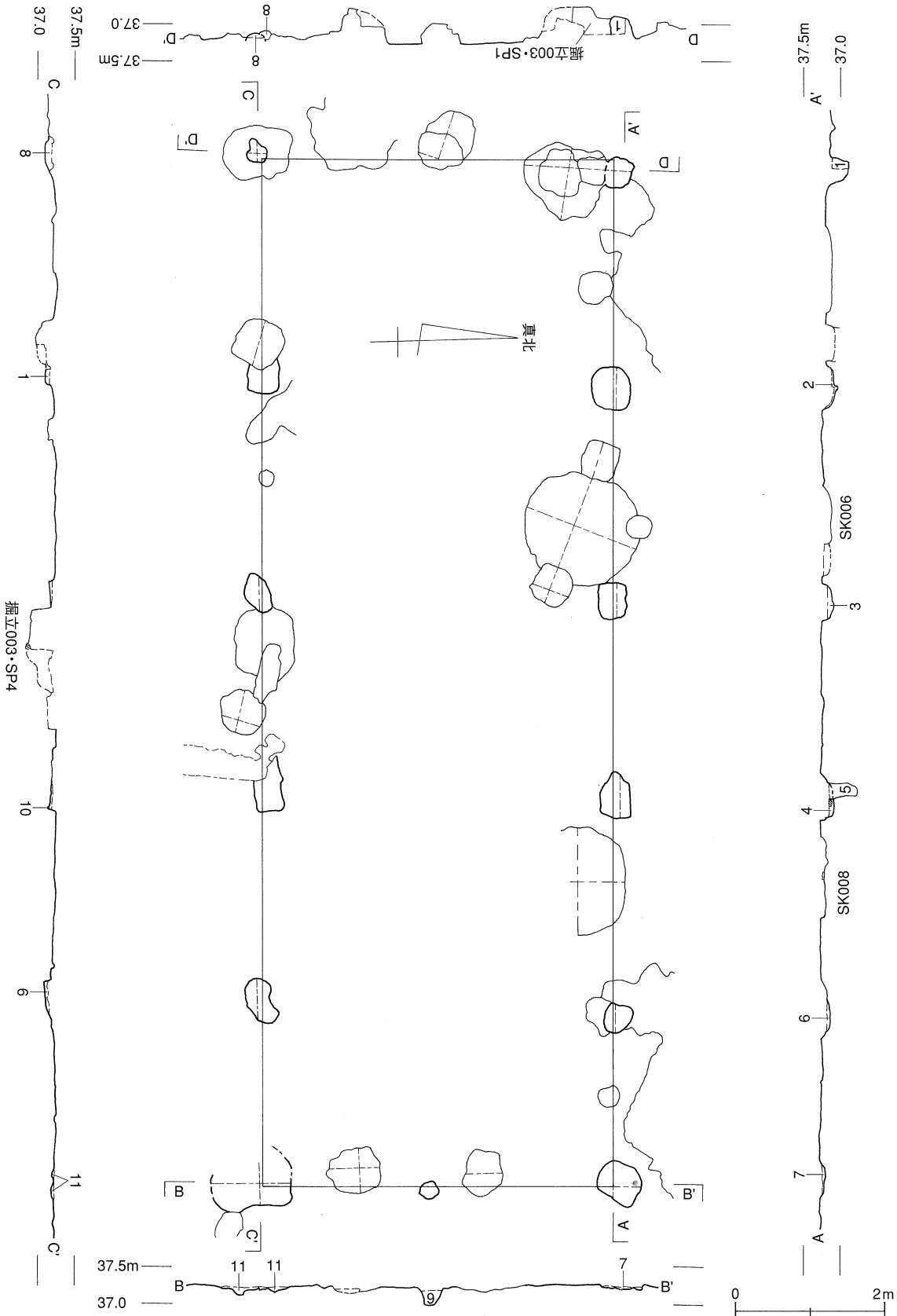

1　灰褐色土(7.5YR　5/2)　地山なし
2　灰褐色土(7.5YR　5/2)　地山と礫10%
3　灰褐色土(7.5YR　5/2)　地山と礫30%
4　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山と礫30%
5　黒褐色土(7.5YR　3/2)　地山少量
6　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山なし
7　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山30%
8　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山少量
9　黒褐色土(7.5YR　3/2)　地山なし
10　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山5%
11　灰褐色土(7.5YR　3/2)　地山20%　礫20%

図227　KT54－掘立009

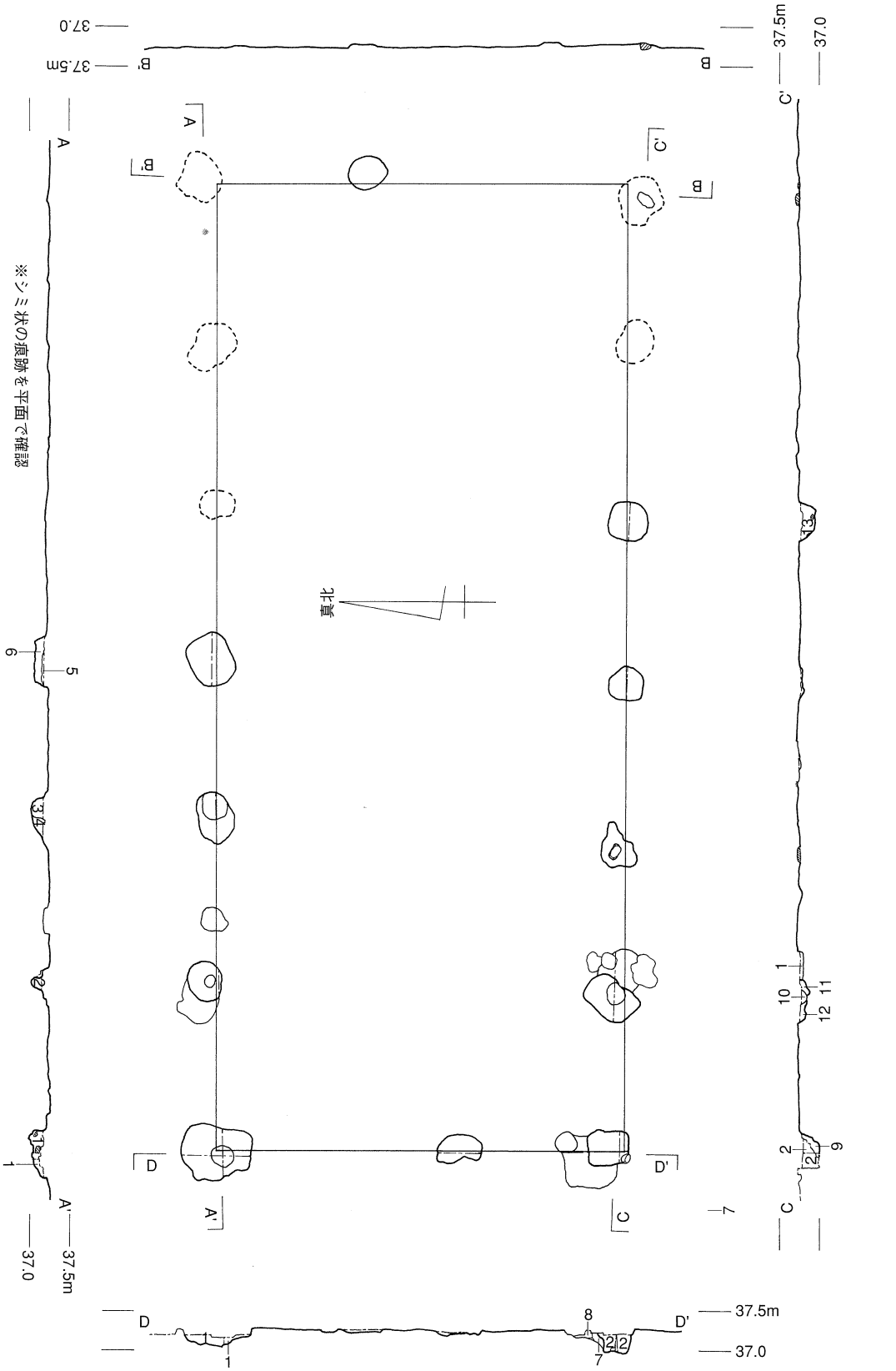

1	灰褐色土(7.5YR	5/2)	風化礫30%	8	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山10%
2	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山無し	9	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山30%
3	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山1%	10	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山無し
4	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山と礫10%	11	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山無し
5	褐灰色土(7.5YR	4/1)	礫5%	12	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山20%
6	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山20%	13	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山少量
7	灰褐色土(7.5YR	5/2)	地山5%				

図228　KT54－掘立005

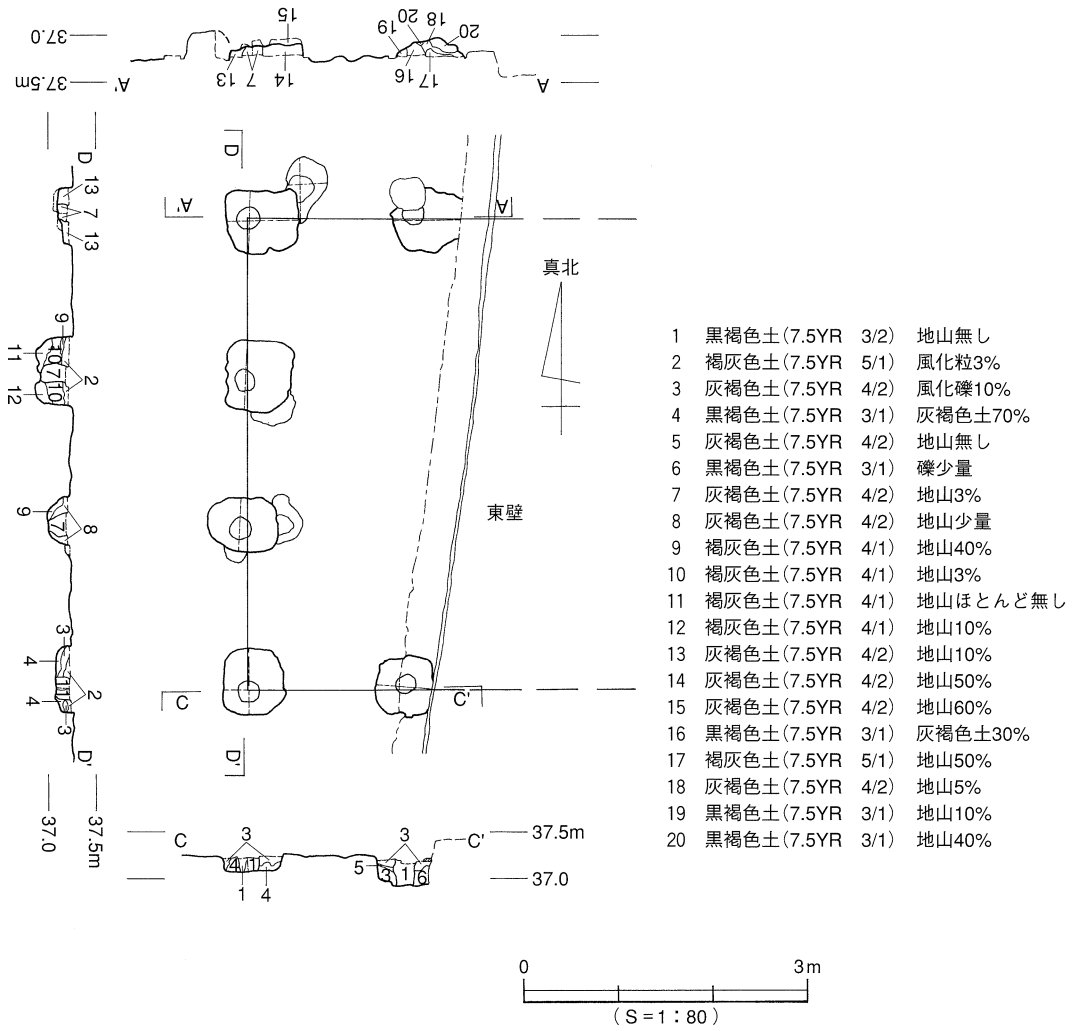

図229 KT54－掘立004

その他の建物

ＫＴ54－掘立001［図231］　区画Ｂの内側に位置するが、８世紀代の掘立009より先行する段階の建物。桁行３間（5.26m）、梁行３間（4.85m）、Ｎ－111°－Ｅの東西棟。官衙関連施設の方位と異なるが、方形の柱穴で構成されることから、官衙出現直前のものである可能性もある。

ＫＴ54－掘立008（ＫＴ57－掘立008）［図233］　桁行３間（6.20m）、梁行３間（5.25m）、Ｎ－101°－Ｅの南北棟。建物規模のわりに柱穴が深く掘られている。ほとんどの柱穴で柱の痕跡が検出されている。区画溝であるＫＴ54－ＳＤ001（ＫＴ57－ＳＤ001）よりも先行する（『年報15』）。

ＫＴ57－掘立002［図234］　桁行４間（8.12m）、梁行３間（5.70m）、Ｎ－90°－Ｅの東西棟。柱穴は不整円形のものが多く、浅く痕跡的である。柱穴の形状は官衙施設で一般的に認められる方形ではないが、建物方位が正方位に対応することから、関連施設である可能性も残されている（『年報16』）。

ＫＴ54－掘立010（ＫＴ57－掘立010）［図235］　桁行６間（9.05m）、梁行３間（4.26m）、Ｎ－92°－Ｅの東西棟。ＫＴ54－掘立005、同掘立002などと同様、官衙施設である可能性もあるが、柱穴の掘りかたは円形で小規模である（『年報15』）。

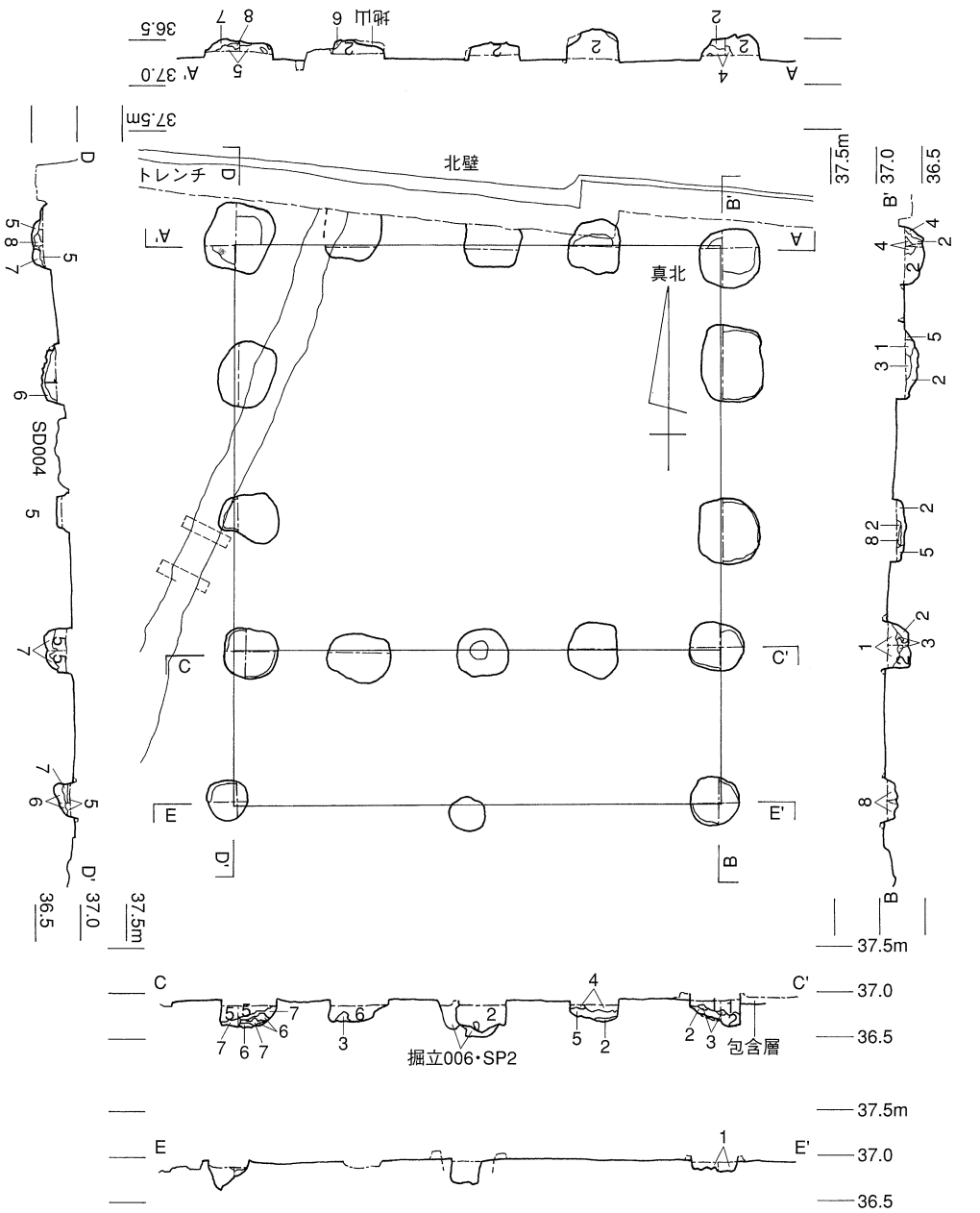

1　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山数%
2　黒褐色土(7.5YR　3/1)　地山少量
3　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山40%
4　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山50%
5　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山10%
6　黒褐色土(7.5YR　3/1)　地山10%
7　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山70%
8　黒褐色土(7.5YR　3/1)　地山40%

図230　KT57－掘立001

③区画C

政庁脇殿の南延長線上に、正倉院東濠に対してほぼ平行の区画溝が存在する（図217）。久米高畑54次調査地（『年報15』）ではじめて検出されたこの溝は、北隣の同57次（『年報16』）、さらにその北で行なわれた試掘調査（H14－321）の３区（『年報16』）においても一直線に続く状況が確認された（ＳＤ５）ことから、官衙の区画溝であることに間違いはないものと考えられる。H14－321北東部の

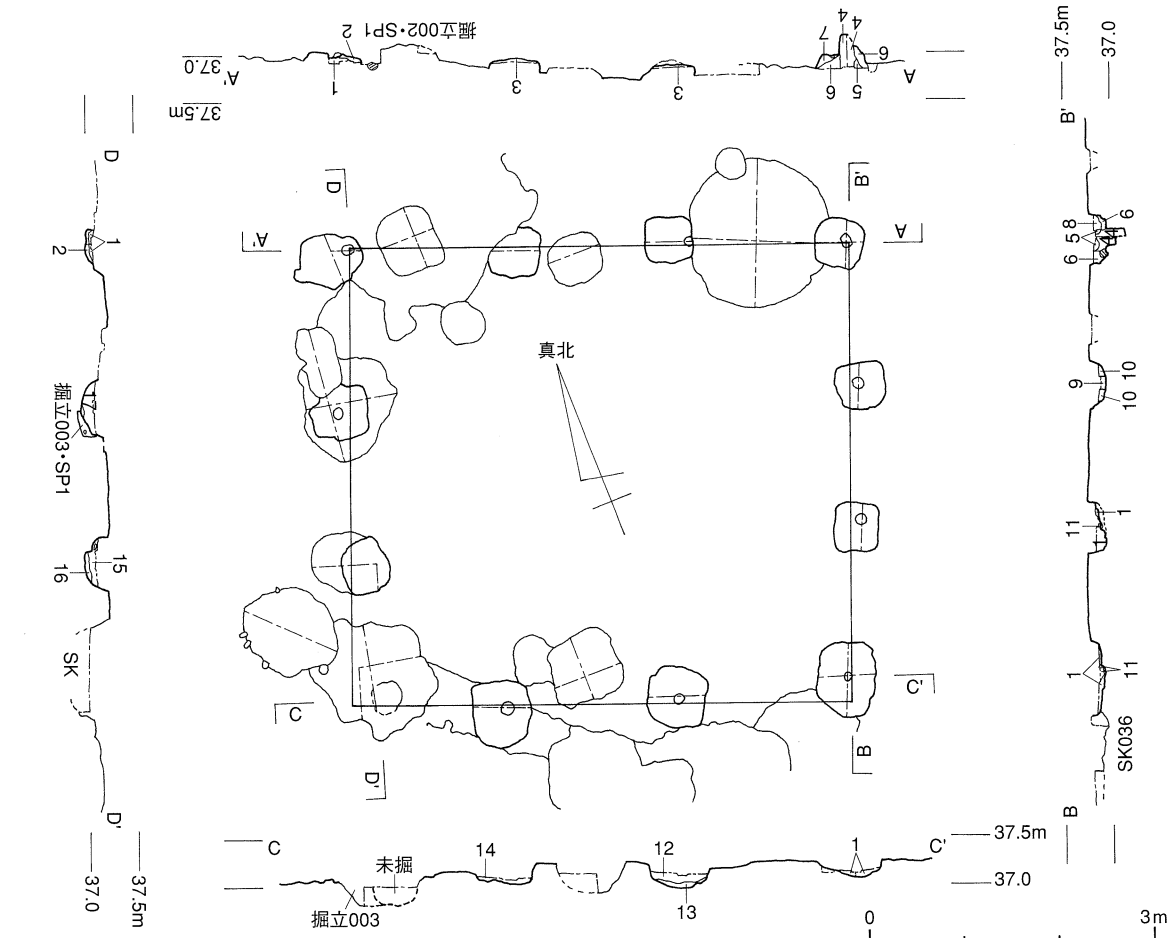

1	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山少量	8	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山30%				
2	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山30%	9	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山無し				
3	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山1%	10	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山10%	14	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山5%
4	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山1%	11	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山無し	15	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山10%
5	褐灰色土(7.5YR	5/1)	地山少量	12	黒褐色土(7.5YR	3/1)	灰褐色土30%	16	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山20%
6	褐灰色土(7.5YR	4/1)	礫10%	13	黒褐色土(7.5YR	3/1)	礫10%	17	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山無し
7	褐灰色土(7.5YR	4/1)	礫20%								

図231　KT54－掘立001

Ｔ１南端で検出されている同ＳＤ２と同一の溝であると考えると、南北長約80mに達する大規模な区画施設の西辺であることも予想される。正倉院東濠に平行であることから、遺跡群Ⅲ－Ｂ期に属する可能性も考えられるが、同様に方位が共通な政庁に対応するＩ期の施設である可能性もある。方位だけで判断すると、Ⅱ期に所属する可能性は低いものと判断している。なお現状では、この区画施設に伴う建物の峻別ができないが、ＫＴ57－掘立001などが関連施設である可能性も考えられる。

ＫＴ54－ＳＤ001（ＫＴ57－ＳＤ001／Ｈ14－321・ＳＤ５）［図236］　政庁南部における試掘調査（Ｈ14－321）のＳＤ２（図202）に連結すると仮定すると、54次の南端からの南北長は約80mに達する。幅は約0.5～0.7m、方位はほぼ真北に対応する。溝の西辺寄り20cmないし30cm幅で一段深く掘り込まれており、特にこの部分に工具痕跡が顕著

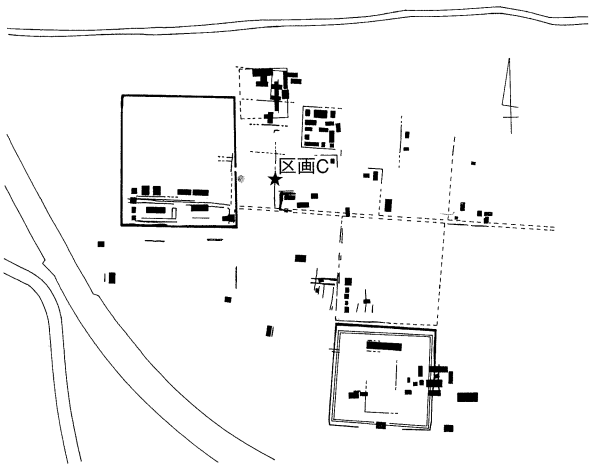

図232　区画C位置図

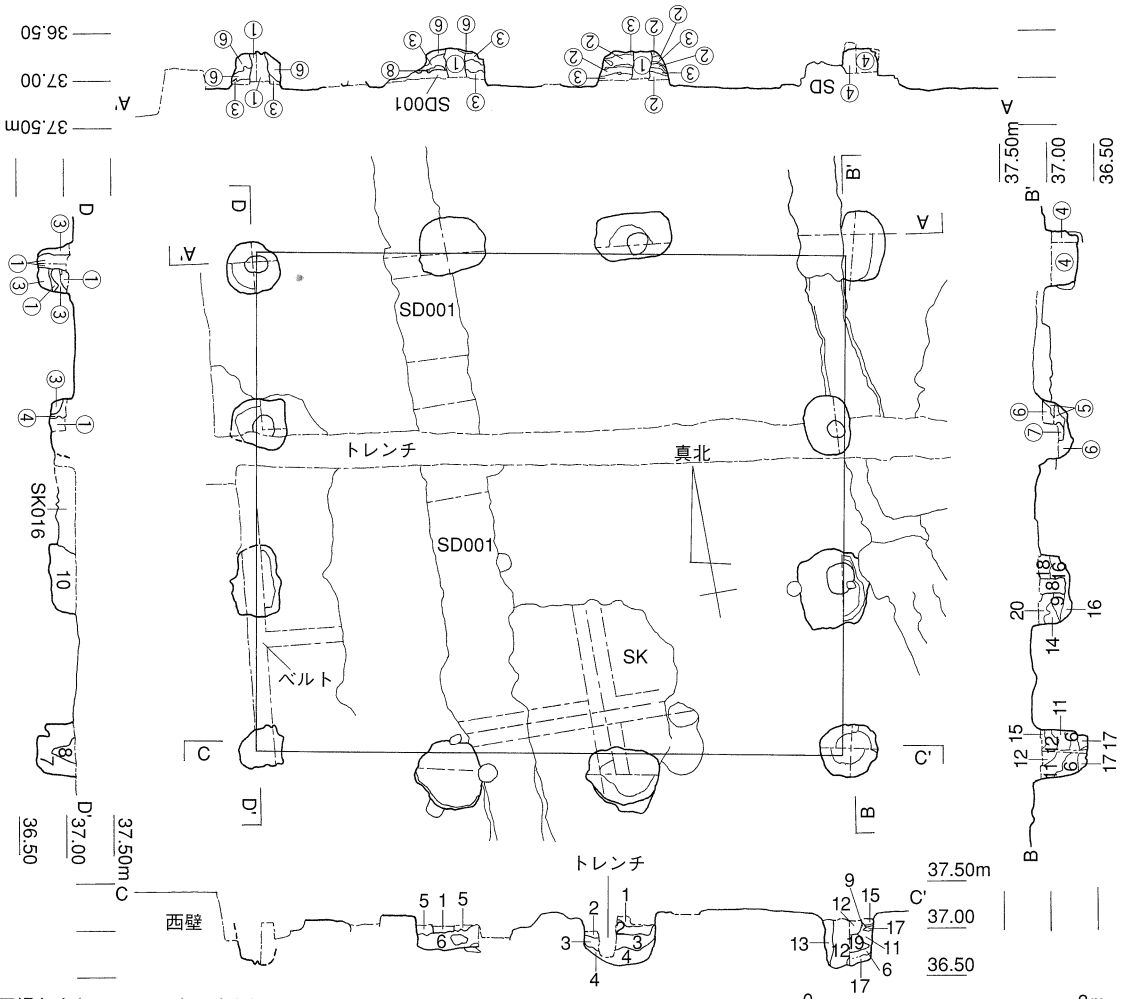

1	灰褐色土(7.5YR	6/2)	地山無し	11	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山5%				
2	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山30%	12	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山5%				
3	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山10%	13	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山少量				
4	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山99%	14	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山20%	①	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山1%
5	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山無し	15	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山少量	②	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山60～70%
6	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山1%	16	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山98%	③	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山5～10%
7	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山無し	17	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山10%	④	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山数%
8	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山1%	18	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山20%	⑤	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山20%
9	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山70%	19	黒褐色土(7.5YR	3/1)	礫と地山30%	⑥	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山30%
10	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山少量	20	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山60%	⑦	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山20%
								⑧	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山80%

図233　KT54－掘立008（KT57－掘立008）

に遺存している。この部分は別の溝と重複関係にある可能性もあるが、土層の断面観察からは明確にされていない。排水を目的とした溝ではなくて、柴垣程度の閉塞施設を配置するために掘られた溝であることを示す現象かもしれない。

少量の須恵器片が出土したことから古墳時代後期以降の溝であることは判明しているが、具体的に官衙のいずれの段階に所属するものか断定することは難しい。埋土は褐灰色土中心で、８世紀に所属することが判明している区画ＢのＳＤ002（図222）と比べて色調が暗い。この特徴は、より古い時期の土であることを示すことから、東に隣接する遺跡群Ⅲ期のＫＴ54－ＳＤ002と同時併存する施設ではないと考えている。現状では、この溝の西側には、正倉院東濠までの間、官衙の関連建物がまったく存在しない空間が広がっていることから、政庁南面に建物を配置しない空間を確保する目的で掘られた区画溝である可能性が高いものと考えている（図217）。

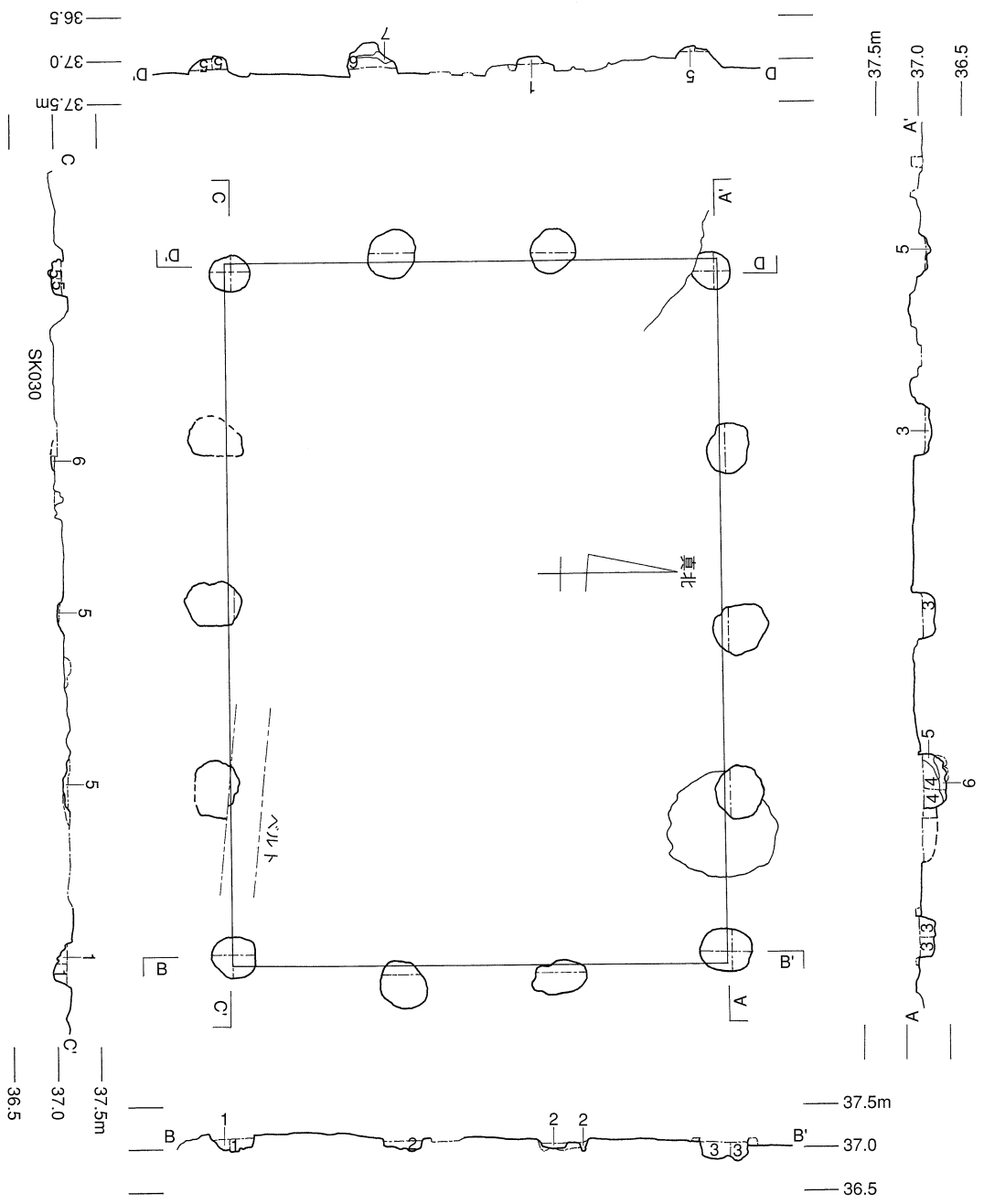

1　褐灰色土(7.5YR　4/1)　風化礫5%
2　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山粒5%
3　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山10%
4　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山少量
5　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山1%
6　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山10%
7　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山50%

図234　KT57ー掘立002

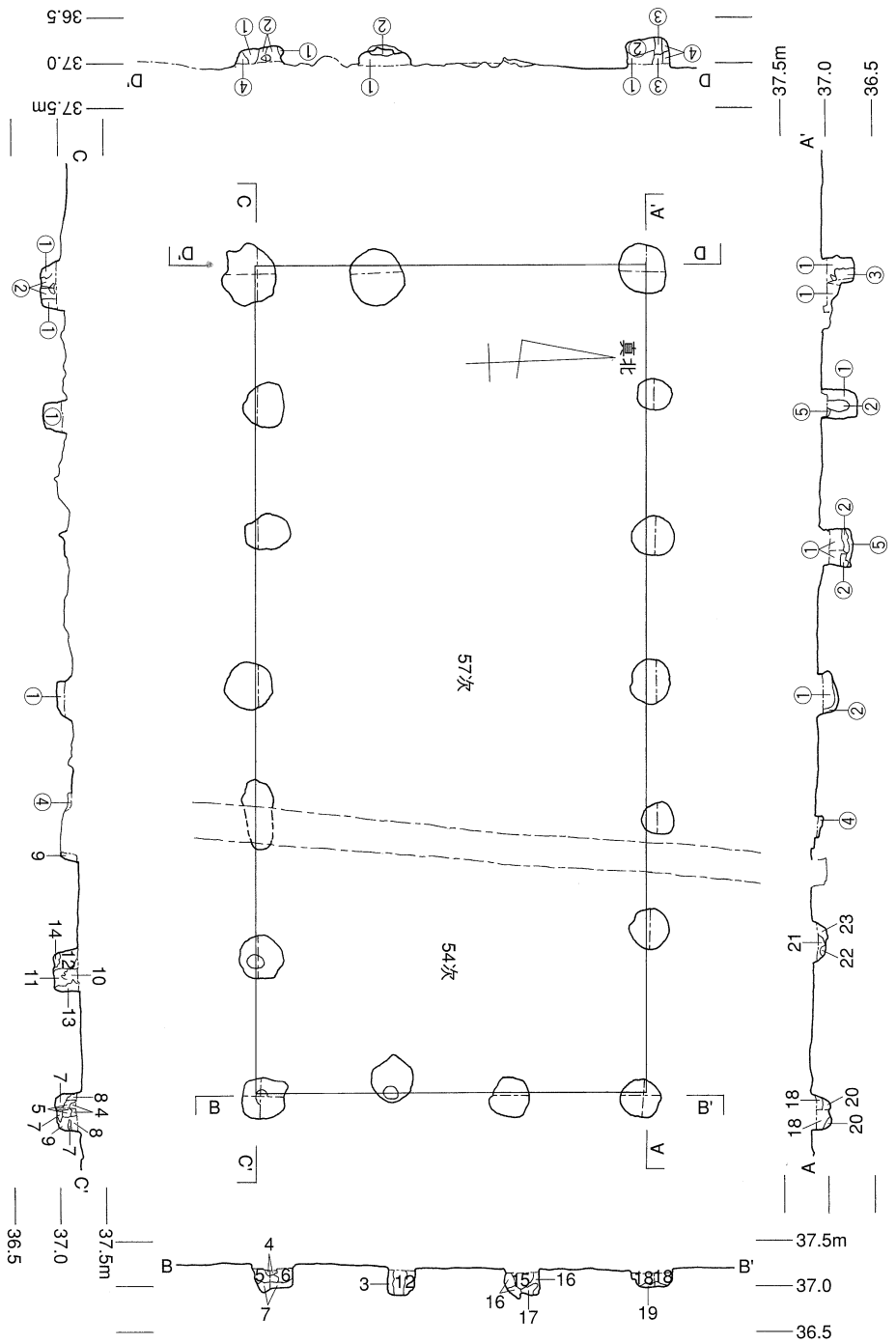

1	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山数%	15	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山1%		
2	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山1%	16	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山5%		
3	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山30%	17	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山ほとんどなし		
4	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山1%	18	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山少量		
5	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山数%	19	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山1%		
6	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山5%	20	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山80%		
7	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山95%	21	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山なし		
8	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山5%	22	褐灰色土(7.5YR 5/1)	地山30%		
9	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山3%	23	褐灰色土(7.5YR 4/1)	地山少量		
10	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山5%				①	黒褐色土(7.5YR 3/1) 地山1%
11	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山少量				②	黒褐色土(7.5YR 3/1) 地山10%
12	黒褐色土(7.5YR 3/2)	地山数%				③	黒褐色土(7.5YR 3/1) 地山5%
13	灰褐色土(7.5YR 4/2)	地山85%				④	灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山30%
14	黒褐色土(7.5YR 3/1)	地山10%				⑤	黒褐色土(7.5YR 3/1) 地山70%

図235　KT54－掘立010（KT57－掘立010）

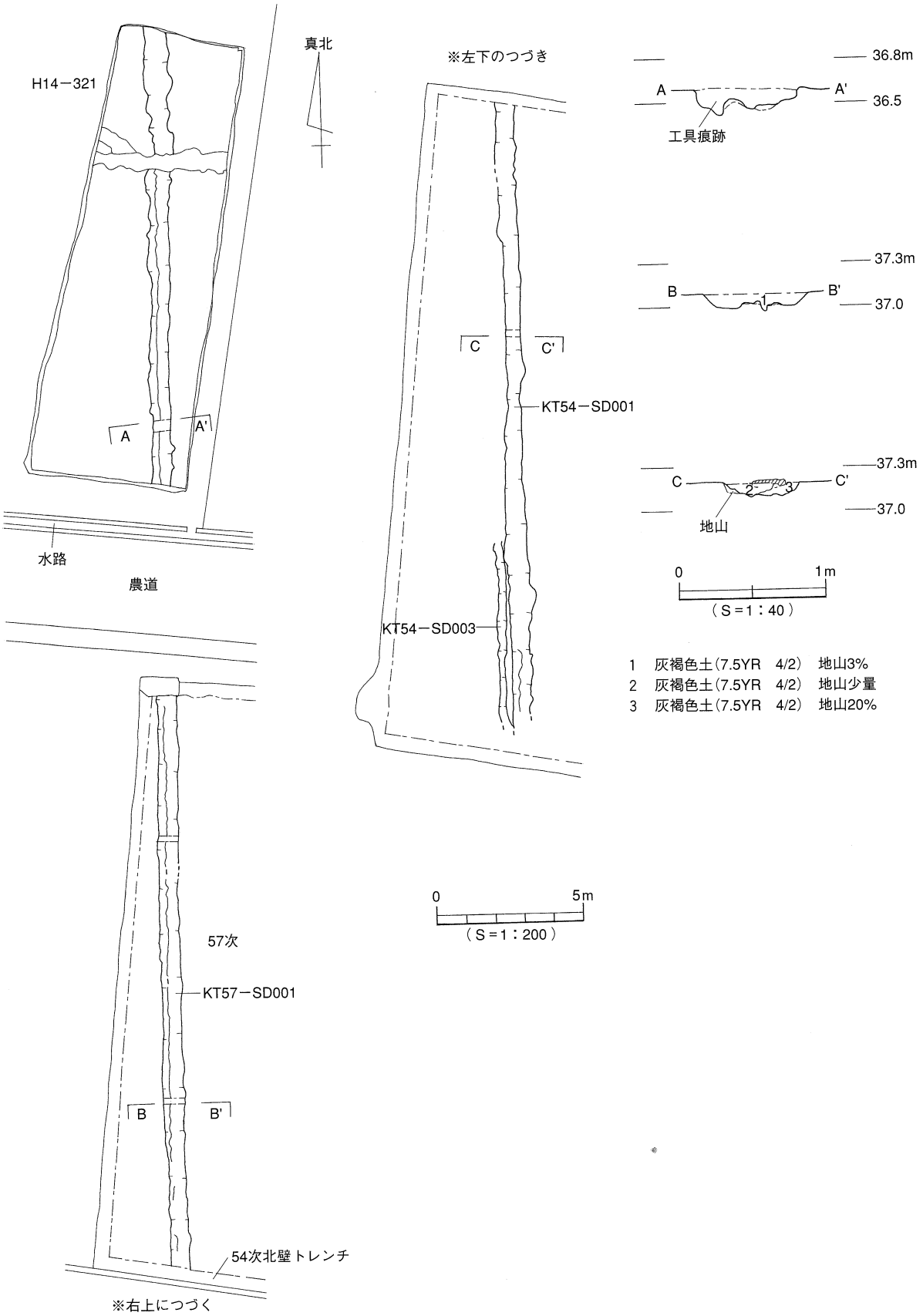
H14－321
真北
※左下のつづき
36.8m
A
A'
36.5
工具痕跡
37.3m
B
B'
37.0
C
C'
KT54－SD001
A
A'
37.3m
C
C'
37.0
地山
水路
農道
0
1m
（S＝1：40）
KT54－SD003
1　灰褐色土（7.5YR　4/2）　地山3%
2　灰褐色土（7.5YR　4/2）　地山少量
3　灰褐色土（7.5YR　4/2）　地山20%
0
5m
（S＝1：200）
57次
KT57－SD001
B
B'
54次北壁トレンチ
※右上につづく

図236　区画C

10. 遺跡群北東部の諸施設

政庁南東官衙の東方、回廊北方官衙の北辺より北の区域にも官衙の関連施設が分布している。区画Dのように院構造の施設も認められるが、多くは掘立柱建物に小規模な区画施設が隣接する程度のあり方を示す。これらは、政庁ならびに政庁南東官衙の周辺にあって、役所における雑務を執り行なうための施設にあたるものと考えられる。大半の施設は、遺跡群Ⅱ期もしくはⅢ期に所属する可能性が高いと考えているが、詳細は不明である。

①区画D

遺跡群北東部、政庁南東官衙の南東約50mの場所に位置する官衙施設である（図237）。久米高畑33次調査（『年報X』）の際に、L字状に屈曲する一本柱列と関連建物2棟が検出されている（図238）。「回廊状遺構」の北2町、正倉院の東2町に位置する一町四方の区画地の内部を細分して利用したものと考えられる。遺跡群Ⅱ期に該当する施設である。

KT33－SA001［図238］　区画Dの北辺にあたる一本柱列。東西9間分（15.09m）を検出した。方位はN－94.5°－E。柱穴は直径約0.4～0.7mの不整円形のものが主体を占める。半数程度の柱穴において柱の痕跡が確認されている。

KT33－SA002［図238］　区画Dの東辺にあたる一本柱列。2間幅（3.51m）の隙間を含む南北9間分（15.00m）を検出した。方位はN－5.5°－E。北半の4間分（6.66m）と南半の3間分（4.83m）との間の2間幅程度の隙間は、区画内部の建物であるKT33－掘立001（図240）の東正面中央付近に対応することから、この敷地への出入り口であったものと想定している。出入り口左右の柱穴の規模等は他と比較して差は認められないことから、棟門の存在を積極的に説明できる状況にはない。柱の大きさにはばらつきが認められる。小さなもので直径約0.4～0.6mの不整円形、大きなもので一辺およそ1×0.5mの隅丸方形に掘り込まれている。SA001と同様、後世の削平のため、いずれの柱穴も掘りかたの底近くしか遺存していない。

KT33－掘立001［図240］　区画D内部に建つ建物。桁行4間（8.54m・28尺）×梁行2間（4.42m・14.5尺）、N－4.5°－Eの南北棟。建物北辺とSA001との間の距離はおよそ3.6m（12尺）、東辺とSA002とは約4.85m（16尺）離れている。区画Dの敷地北東角に建てられた脇殿的な建物で、西を正面にする形で配置されている。柱穴は直径0.8～1m程度の不整円形のもので構成されている。北妻柱の存在が未確認であるが、これは土坑との重複を見落としたものかもしれない。柱穴はいずれも浅く残りが悪いが、大半の柱穴で柱の痕跡を検出している。

建物西辺に対して平行に約1.6m離れた位置にKT33－SD003が掘り込まれている（図240）。幅は30～40cm。その北端は建物北西角に対応し、南端は建物の南西角から北に1間目の柱位置と対応している。建物の中央部正面にあたるこの溝の南半分がひときわ深く掘り込まれている点も特徴のひとつである。この部分の深さは約30cmを測る。

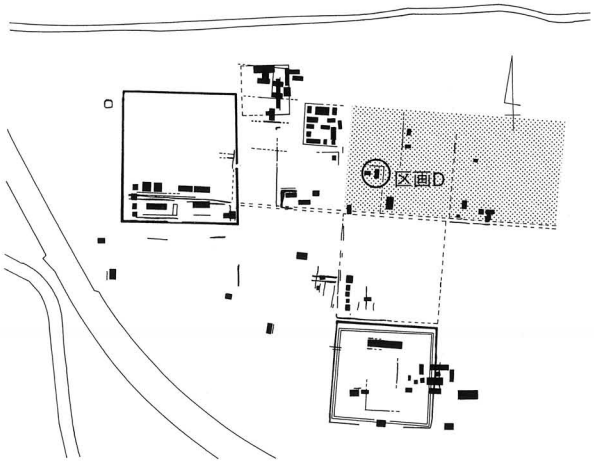

図237　位置図

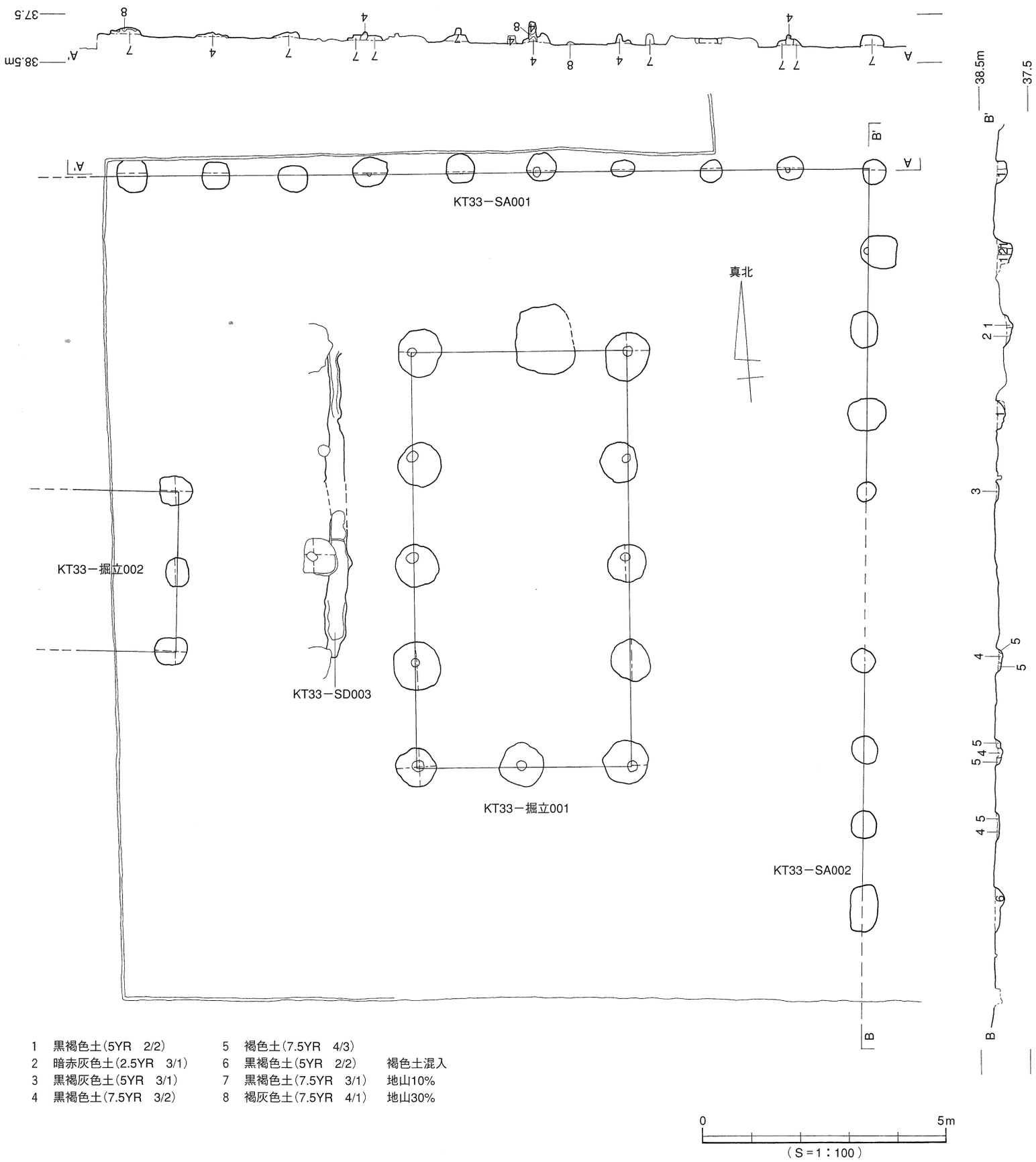
KT33－SA001
KT33－掘立002
KT33－SD003
KT33－掘立001
KT33－SA002
真北
A
A'
B
B'
38.5m
37.5
1 黒褐色土(5YR 2/2)
2 暗赤灰色土(2.5YR 3/1)
3 黒褐灰色土(5YR 3/1)
4 黒褐色土(7.5YR 3/2)
5 褐色土(7.5YR 4/3)
6 黒褐色土(5YR 2/2) 褐色土混入
7 黒褐色土(7.5YR 3/1) 地山10%
8 褐灰色土(7.5YR 4/1) 地山30%
0
5m
(S=1:100)

図238 区画D

図239　遺跡群北東部における調査状況

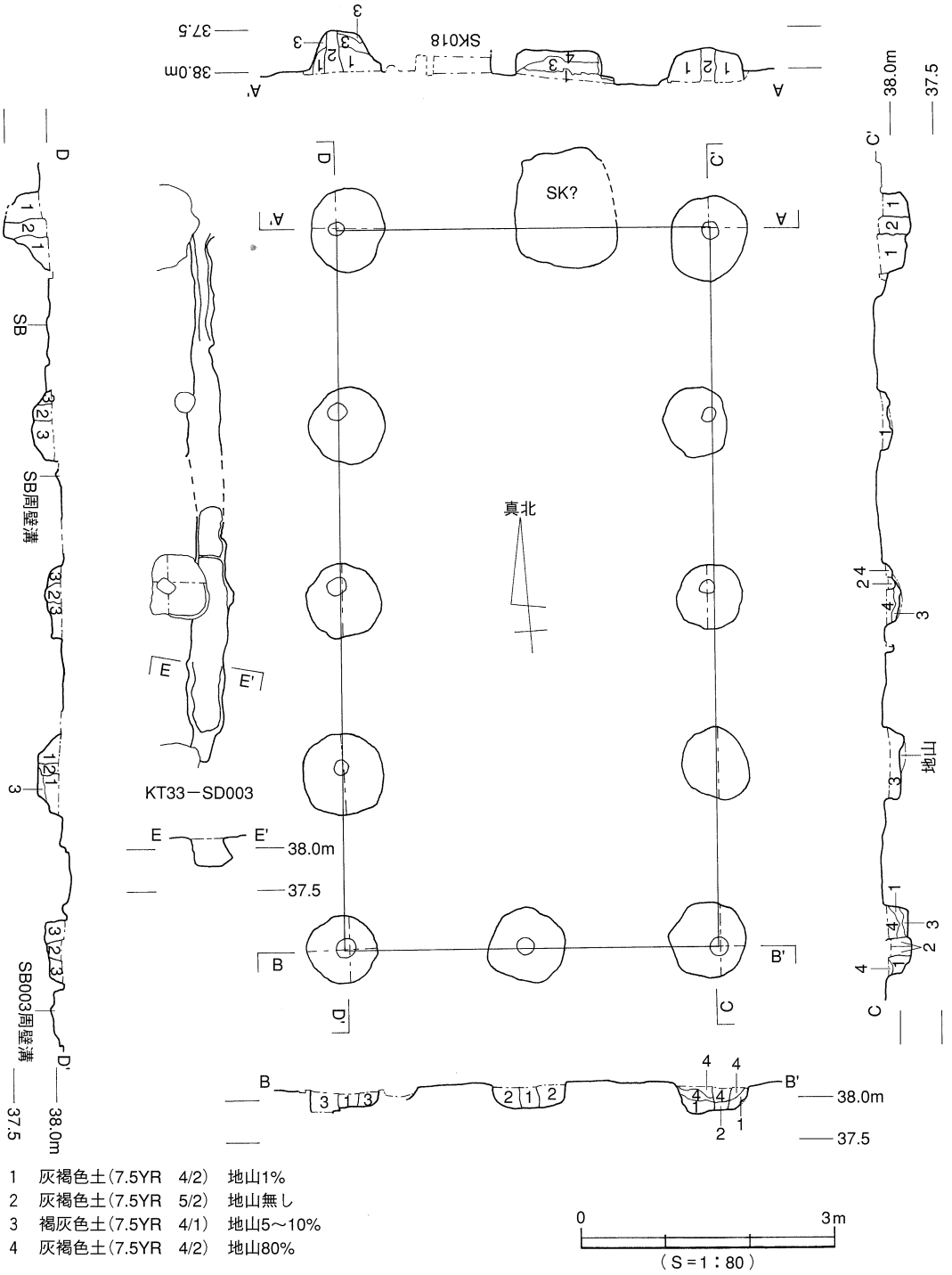

図240　KT33－掘立001

当初、この溝は建物に対する雨落溝であると考えたが、排水を考えて掘られていないことに加えて、両端の位置が建物の柱位置と対応する点を考慮して、木製基壇を設置するための溝であると判断するに至っている。

小規模な建物であるが、木製基壇を伴う可能性がある点に加えて、外郭施設が設けられていること、外郭との位置関係を遺跡群Ⅱ期の造営尺によって容易に説明可能であること、梁行２間の構造であることなどの特徴から、ある程度格式の高い建物であったと予想している。

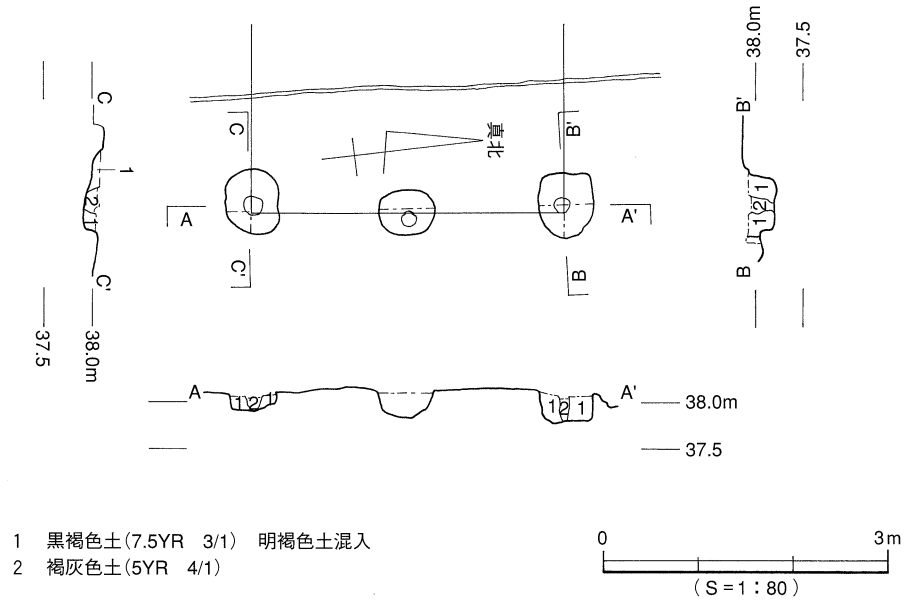

図241　KT33－掘立002

なお、当遺跡群において木製基壇を伴う可能性が想定されている建物としては、このほかに、KH11－SB1（「回廊状遺構」の正殿的建物、図67)、KT36－掘立007（図103)、KT5－SB11（図269）が候補としてあげられている。

KT33－掘立002［図241］　区画Dの北寄り中央に建つ、東西棟である可能性が高い建物（図238)。東辺の柱穴を3基検出した。桁行不明、梁行2間（3.29m)、N－96.5°－E。建物の角の柱穴は東西方向に細長い不整長方形（0.5×0.65m）に掘り込まれている。3基とも柱の痕跡もしくは抜き取り跡を検出している。この敷地内における位置関係から、区画Dの中心的な建物であった可能性を想定しているが、全体規模が不明であることから確証はない。

②区画D周辺の関連施設

「回廊状遺構」から北へ2町、正倉院の東2町に位置する方一町の区画地の南西角を占める区画Dの東側には、明確な院構造ではないものの、建物単独もしくは部分的な区画施設に伴う形で10棟余りの関連建物が分布している。これらの建物の多くは、遺跡群Ⅱ期ないしⅢ期に伴うものと予想しているが、官衙出現以前のものも含めて峻別することは困難であるので、時期別に区分することなく報告する。土地の区画施設としては、Ⅱ期の一町四方の土地区画であるKT30－SD007、KT24－SD010と、一町四方の敷地内部を分割するための溝であるKT28･29－SD004があげられる（図239)。

KT30－SD007［図250］　遺跡群を東西に貫く道路の北辺、区画Dを伴う敷地の東隣の区画の外郭南辺にあたる溝である。南に4m離れて平行の位置関係にあるKT30－SD001（図101）と対応し、道路の北辺の位置を示す。従来、KT30－SD001がこの道路の北辺にあたるものと考えた時期には、存在が重要視されなかった溝である。その後、国土座標に基づく調査成果の蓄積が進むにつれて、現状の解釈を採用するに至っている。

溝の幅は約20㎝、検出長は僅かに3.6mである。

KT24－SD010［図242］　区画Dを伴う敷地の東隣の区画の外郭西辺を示す溝である可能性が高い遺構。幅約20㎝、検出長約5.3mの浅く痕跡的な溝である。方位はN－6°－E。溝の底に工具痕跡

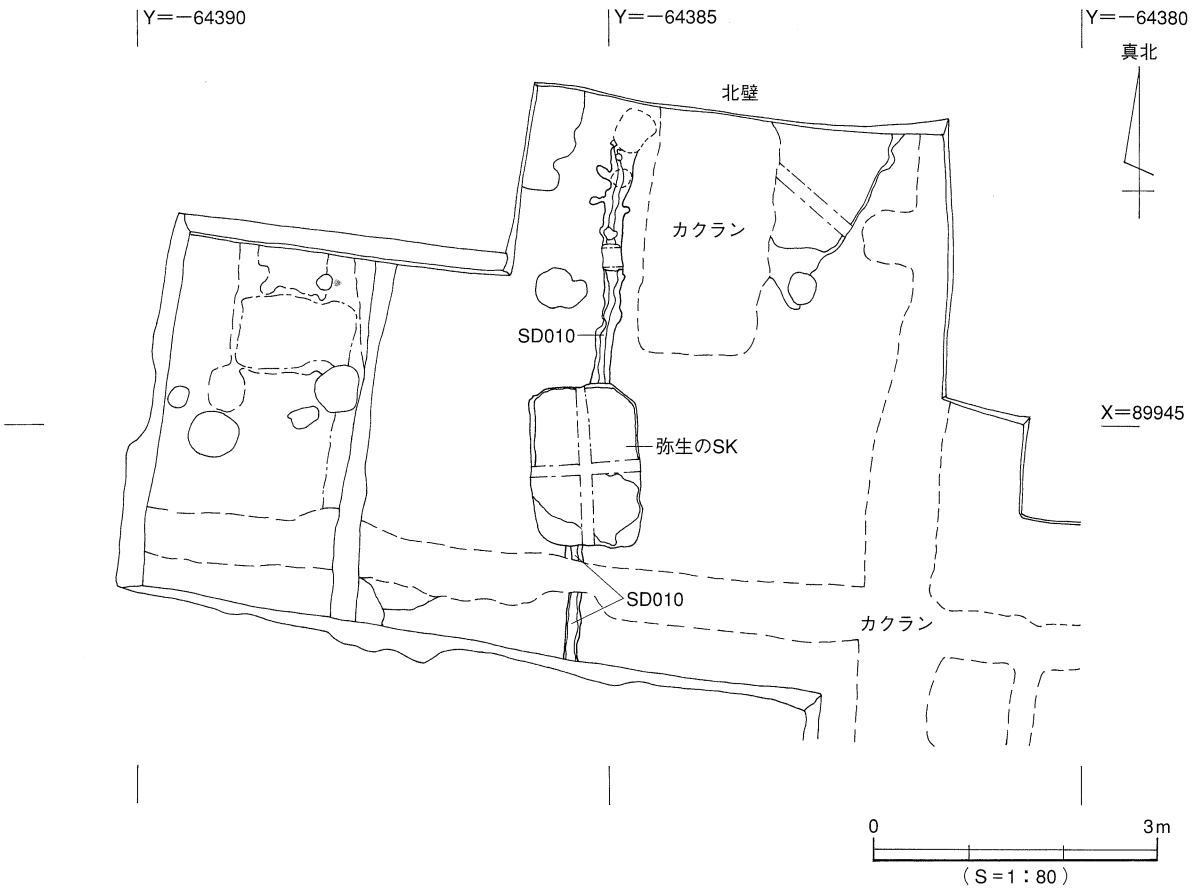

図242　KT24−SD010

の凸凹が明瞭に残っていたことから、水を流すことを目的とした溝ではなく、遮蔽構造物を建てるために掘られたものと理解している。ただし断面観察によって、材の痕跡が確認されている訳ではない。

ＫＴ28･29−ＳＤ004　回廊北方官衙の北に隣接する一町四方の敷地の内部を東西に２分割する位置に掘られた溝である（図239）。幅約0.8～１ｍ、検出長約27ｍ、方位はＮ−２°−Ｅ。溝の東側には、２棟の掘立柱建物（ＫＴ28･29−掘立001と掘立002）が配置されているが、同時に併存したものであるのか否か不明である。また、この溝の南延長線の西側には、区画Ｄ東辺の柱列（ＫＴ33−ＳＡ002）との間に、大型の南北棟であるＫＴ34−掘立001（図245）が位置する。

ＫＴ28･29−掘立001［図243］　前述の一町四方の敷地を東西に２分割するＫＴ28･29−ＳＤ004の東側に建つ掘立柱建物（図239）。桁行３間（6.24ｍ）、梁行１間分（1.65ｍ）、Ｎ−7.5°−Ｅの南北棟であると推定される。柱穴が直径0.9ｍ程度の円形で埋土の色調が黒いこと、さらには、建物方位の真北からの振れが大きいことなどの理由から、官衙出現以前の建物である可能性も高い。

ＫＴ28･29−掘立002［図244］　掘立001の南に建つ建物（図239）。桁行１間分（約１ｍ）、梁行２間（3.07ｍ）、Ｎ−92°−Ｗ。東西棟である可能性が高い。検出された全ての柱穴で柱の痕跡を検出している。柱穴の直径は0.5～0.6ｍの円形で、建物方位が西に振れる点など、Ⅱ期の建物の特徴と一致しない状況も認められる。したがって、掘立001と同様、官衙出現以前の建物である可能性が高い。

ＫＴ34−掘立001［図245］　区画Ｄの外郭東辺（ＫＴ33−ＳＡ002）の外側に位置する大型の南北棟。桁行は推定で７間（約11.8ｍ）、梁行３間（5.16ｍ）、Ｎ−８°−Ｅ。柱穴は一辺0.6×0.8ｍないし0.8×

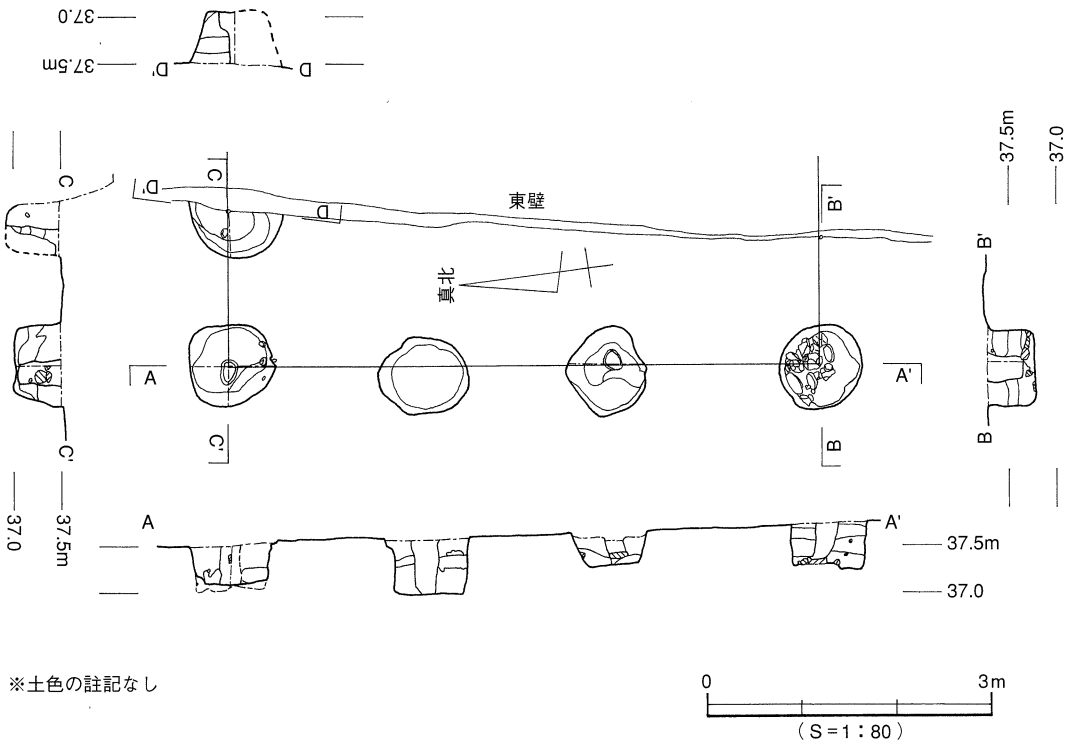

図243　KT28・29－掘立001

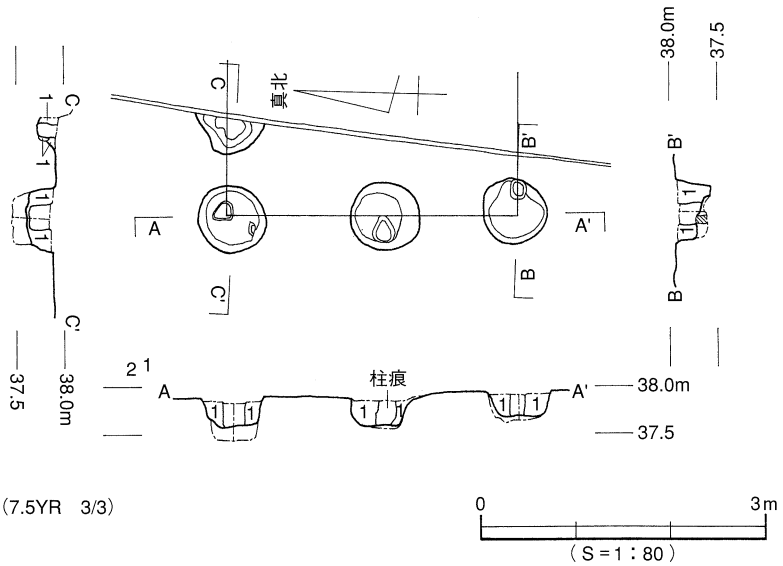

図244　KT28・29－掘立002

１m程度の隅丸長方形に掘り込まれている。建物南東部に、柱穴２基をまとめて布掘り状に掘ったと考えられる箇所がある。柱穴の遺存状況は悪く、深いものでも30cmほどしか残っていない。なお、北西角と北東角の柱穴については、攪乱によってほとんど失われている。方位等の特徴から、遺跡群Ⅱ期に所属する可能性が極めて高いものと考えている。

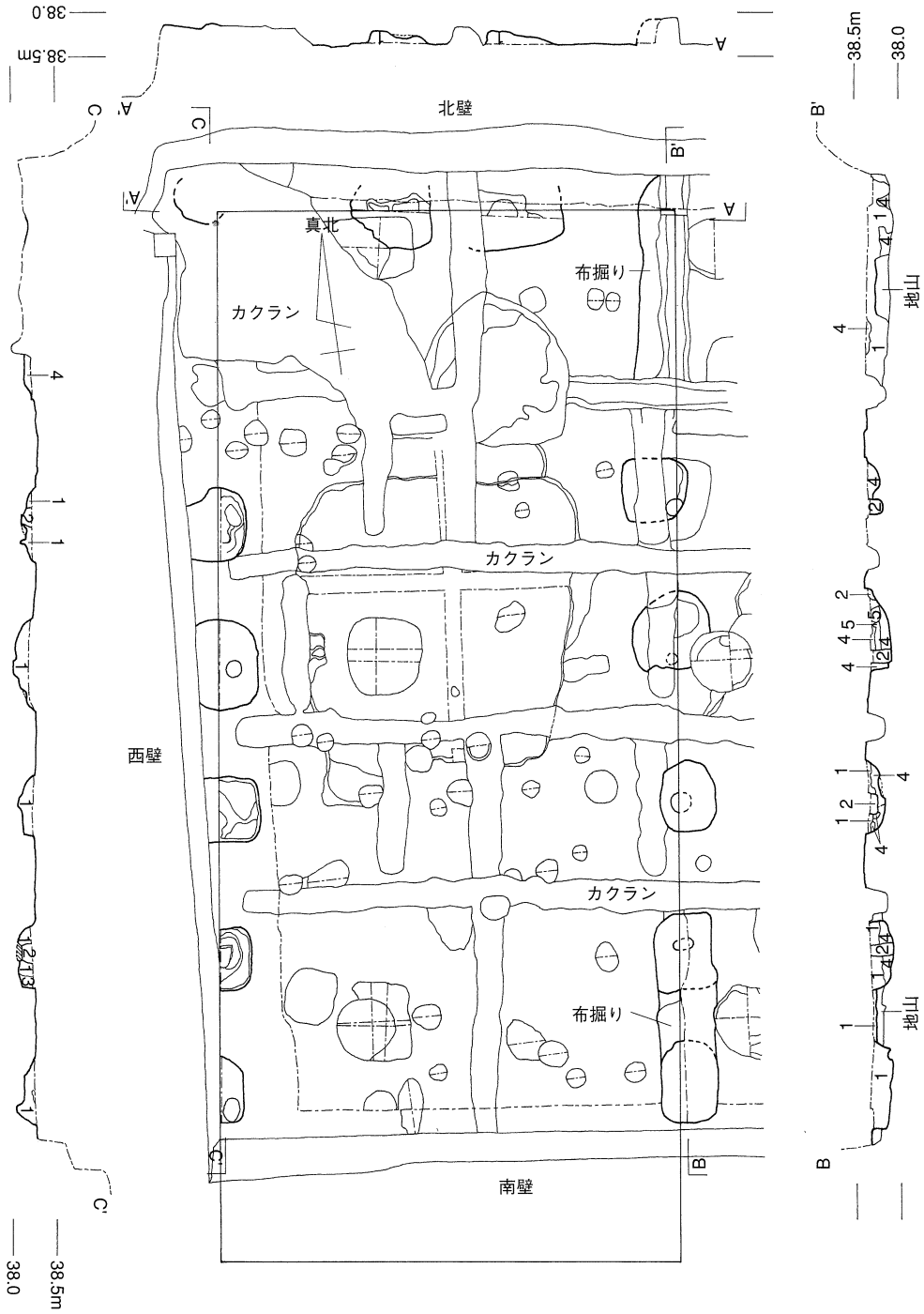

1　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山10%
2　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山無し
3　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山無し
4　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山60%
5　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山90%

0　3m
(S=1:80)

図245　KT34－掘立001

ＫＴ40－掘立001［図246］　区画Ｄの南西角、遺跡群Ⅱ期の東西道路の推定位置に重複して建つ建物（図239）。桁行５間（8.90m・30尺）、梁行３間（4.42m・15尺）、Ｎ－2.5°－Ｗの南北棟。桁行と梁行の長さが２：１に設定された建物である。造営尺には唐尺が用いられた可能性が高い。

柱穴は一辺0.6×0.8mないし0.8×0.9m程度の不整長方形に掘り込まれている。深いもので0.6mほど遺存している。柱を抜き取った箇所と柱の痕跡が検出される柱穴が混在している。

この建物の特徴のひとつに、柱の抜き取り跡の中に河原石が含まれる点があげられる。また、少量ではあるが、灰白色の砂もしくは粘質土の塊が含まれている。河原石の存在は、Ⅲ－Ｂ期正倉院を構成する建物に特有の現象（ｐ.144ほか）であることから、この建物の所属時期を考える上で重要である。なお、灰白色粘土の存在は、正倉院が南に拡張された空間に建つ大型のＫＴ31－掘立１（図124、写真32）とＫＴ32－掘立002（図125）、ならびに、「回廊状遺構」の正殿的建物とされるＫＨ11－ＳＢ１（図67、写真18）でのみ認められる特徴である。特別に重要な大型建物における土壁の存在を暗示する現象として重要視している（ｐ.139、84）。

なお、この建物の方位が遺跡群Ⅱ期のものと異なること、Ⅱ期の東西道路推定位置に重複して建てられていることに加えて、造営尺が遺跡群Ⅱ期のものではなく、一般的な唐尺（１尺＝0.295～0.297m前後）を使用している可能性が高いことの３点に関しては、この建物の所属時期が遺跡群Ⅲ－Ｂ期以降（８世紀後半以降）であると考えると理解しやすい。

ＫＴ40－ＳＫ001・002［図247］　ＫＴ40－掘立001の西に隣接する廃棄土坑（図239）。２基の土坑が重複関係にあるが、先後関係は不明。南側のＳＫ－001は、回廊北方官衙の外郭北辺にあたるＫＴ40－ＳＤ001（図82）を切っている。ＳＫ－002の規模は、長径２m以上、短径1.4m、深さ約0.3mで、長軸はほぼ東西方向に対応している。ＳＫ－002は長径1.8m、短径0.9m、深さ0.15mを測る。ＳＫ－001が遺跡群Ⅱ期の地割に重複することから、Ⅲ期以降に所属することは確実である。近接するＫＴ40－掘立001（図246）の傍に掘られた廃棄土坑である可能性が高いと考えている。

出土遺物：両土坑からは、８世紀代の須恵器をはじめとする遺物が少量出土している（図248、249）。このうち、土錘*191*は当遺跡群における唯一の例として注目される。

ＫＴ30－掘立001［図251］　正倉院から数えて東へ３町、回廊北方官衙の北東に隣接する一町四方の敷地に位置する建物のひとつ。建物の南半分を検出している（図250）。桁行２間分（約2.6m）、梁行３間（約3.7m）、Ｎ－4.5°－Ｅの南北棟であると想定される建物。検出された８基の柱穴はすべて布掘り状の溝の底に掘り込まれている。柱穴の形状は、一辺0.5mの方形ないし0.6×１mの隅丸長方形。深さは深いもので0.6mに達している。柱を抜いた跡が１カ所確認されている。建物方位から、遺跡群Ⅱ期に所属するものと考えられる。

ＫＴ30－掘立002［図252］　久米高畑30次調査地（『年報Ⅸ』）の北部に位置する建物（図250）。桁行２間（4.47m）×梁行２間（3.31m）、Ｎ－91.5°－Ｗの東西棟。掘立001より先行する。柱穴の形状は、多くは直径0.5m程度の不整円形であるが、一部に一辺0.5×0.6mの隅丸長方形のものが含まれている。掘りかたの深さは0.25m～0.45m。方位の共通性から遺跡群Ⅱ期に該当する可能性があるが、官衙出現以前の古い時期の建物である可能性がより高いと判断している。

ＫＴ30－掘立006［図253］　桁行２間（4.03m）、梁行２間（3.12m）、Ｎ－90°－Ｅの東西棟（図250）。掘立002と比較して柱穴がひとまわり大きく、大きなものでは一辺0.9×１mに達している。深さは残りの良いものでも0.3m程度しか遺存していない。形状は隅丸長方形ないし不整方形。掘立002同様、

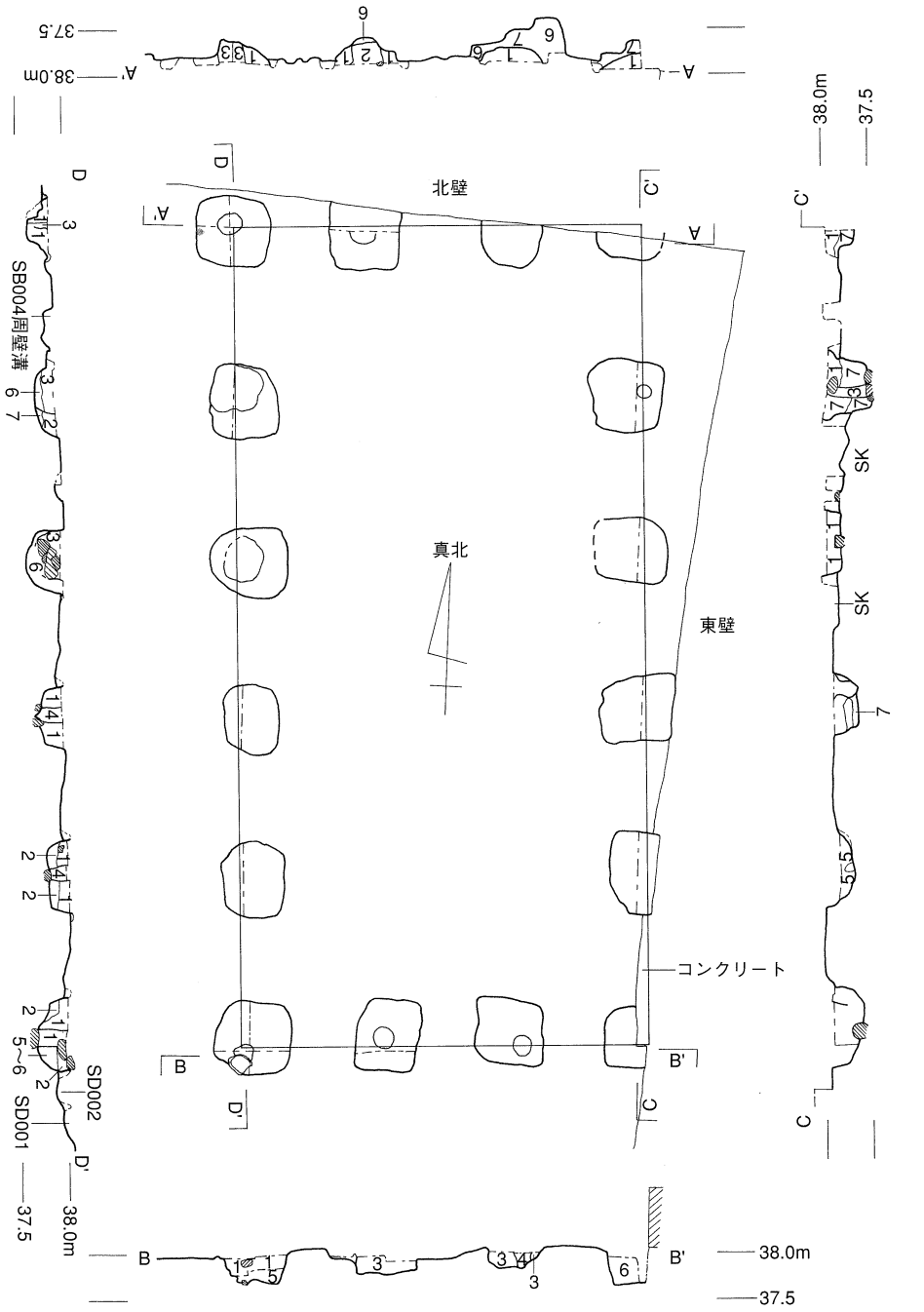

1　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山1%
2　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山5～10%
3　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山無し
4　褐灰色土(7.5YR　5/1)　地山無し　柱根
5　黒褐色土(7.5YR　3/1)　地山50%
6　黒褐色土(7.5YR　3/1)　地山5～15%
7　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山50%

図246　KT40－掘立001

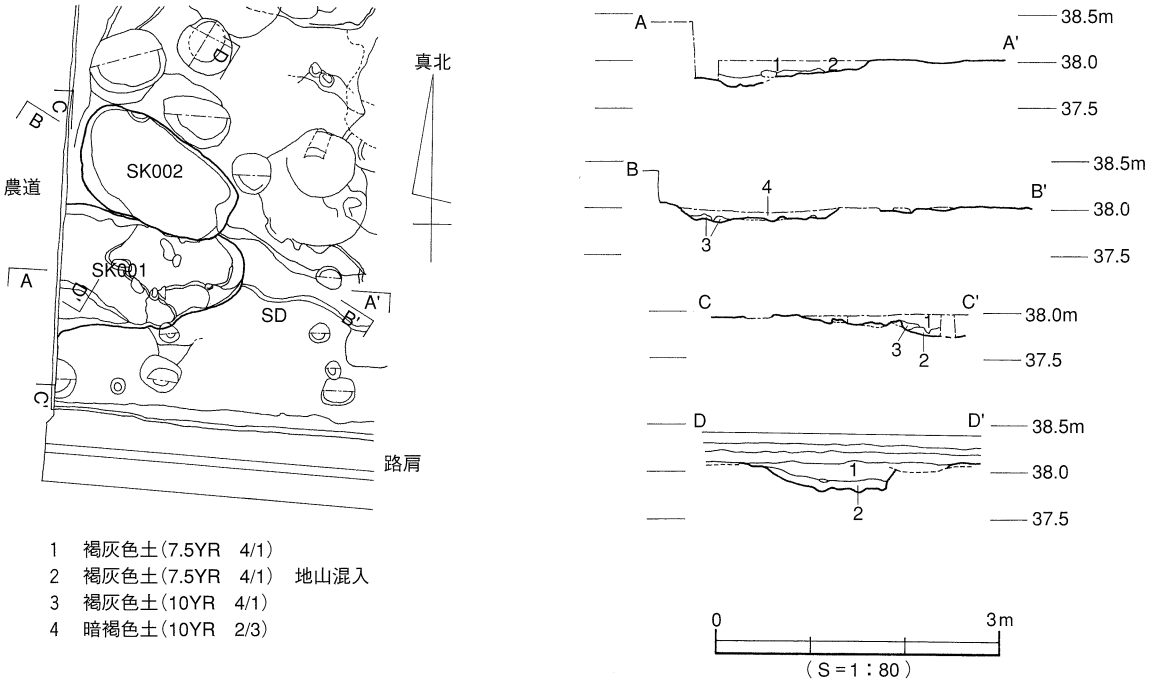

図247 KT40－SK001・002

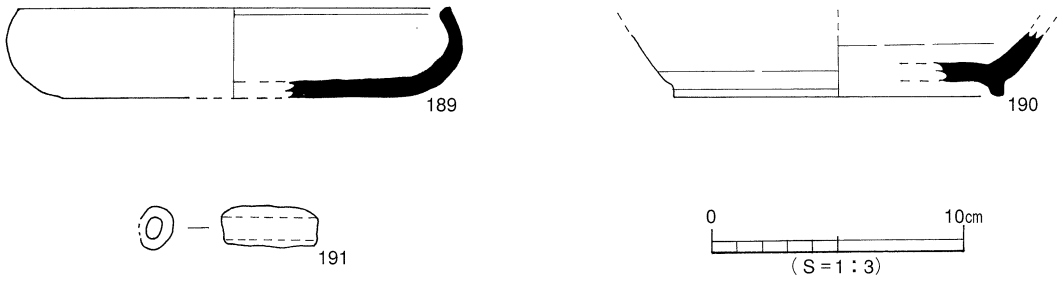

図248 KT40－SK001出土遺物

図249 KT40－SK002出土遺物

方位の特徴から遺跡群Ⅱ期に該当する可能性があるが、官衙出現以前の古い時期の建物である可能性も考えられる。

ＫＴ37－掘立001［図254］ 桁行４間（5.70m）、梁行３間（3.90m）、Ｎ－８°－Ｅの南北棟（図250）。部分的に断面で柱の痕跡もしくは抜き取り跡を検出している。柱穴の形状と大きさ、深さにはばらつきが見られる。一辺0.6～0.7m程度の隅丸方形の柱穴が５～６基含まれている。深いものでは30㎝程度遺存しているが、浅い柱穴の中には、ほとんど残っていないものもある。推定される東西道路の北辺から建物南辺までの距離は、約6.5mを測る。遺跡群Ⅱ期に所属する。

図250　久米高畑30次・37次

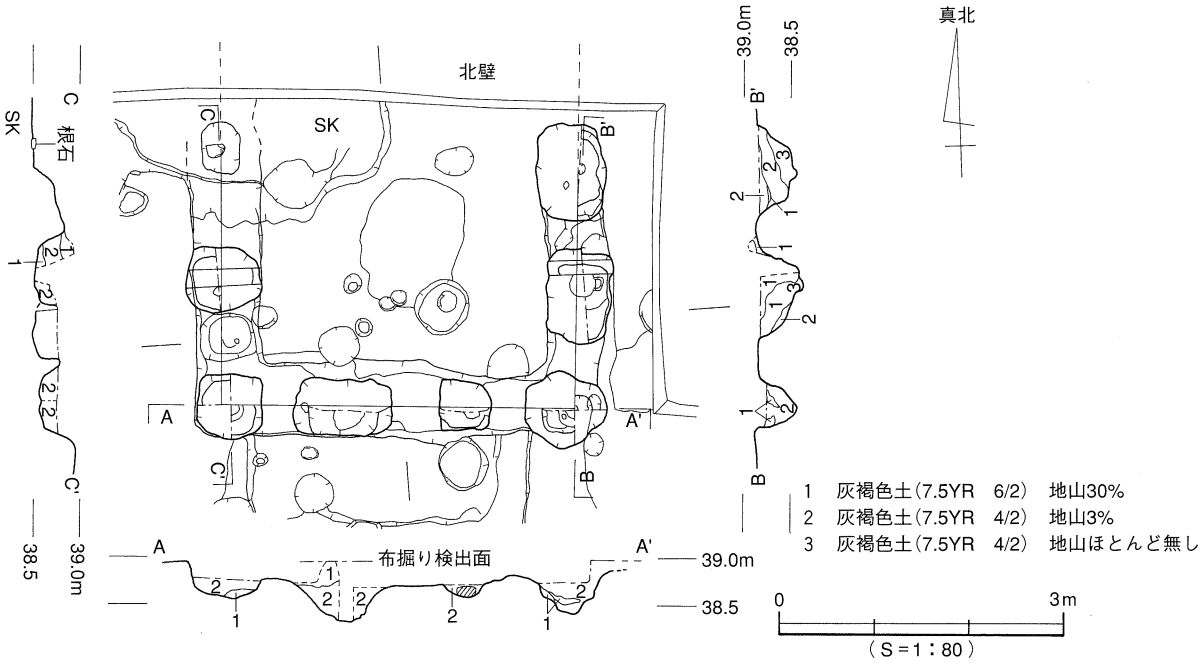

図251　KT30－掘立001

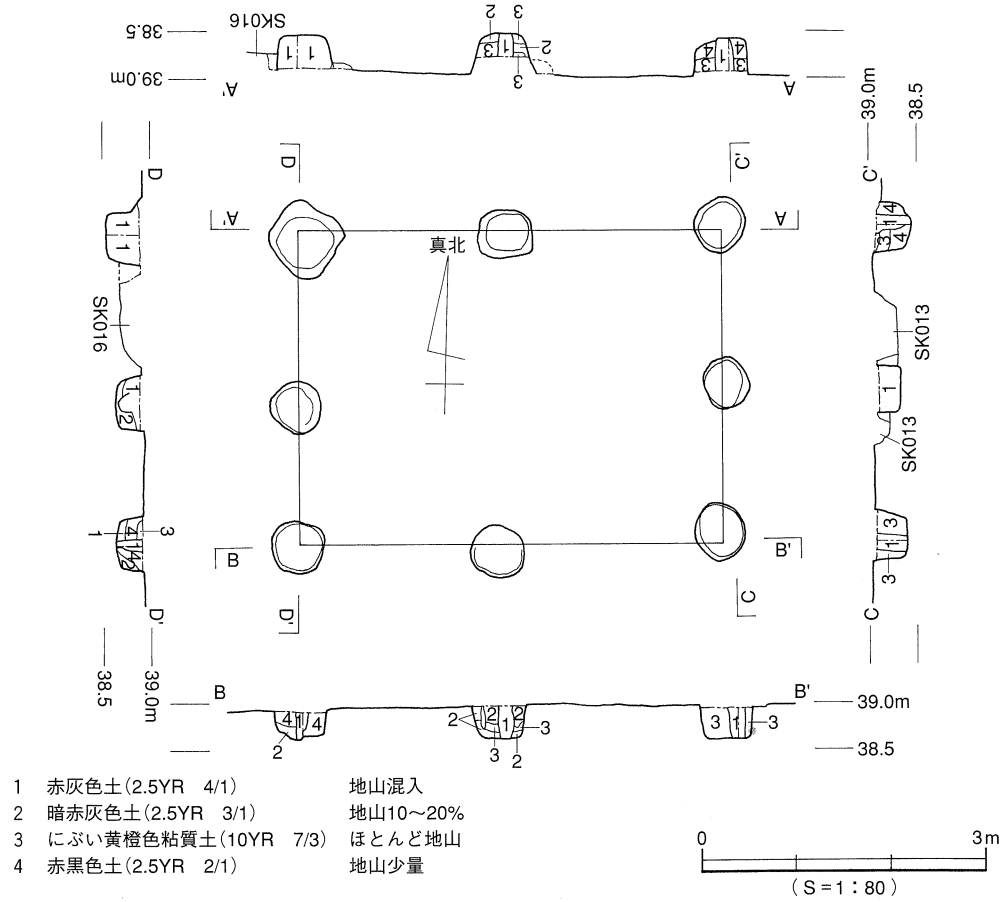

図252　KT30－掘立002

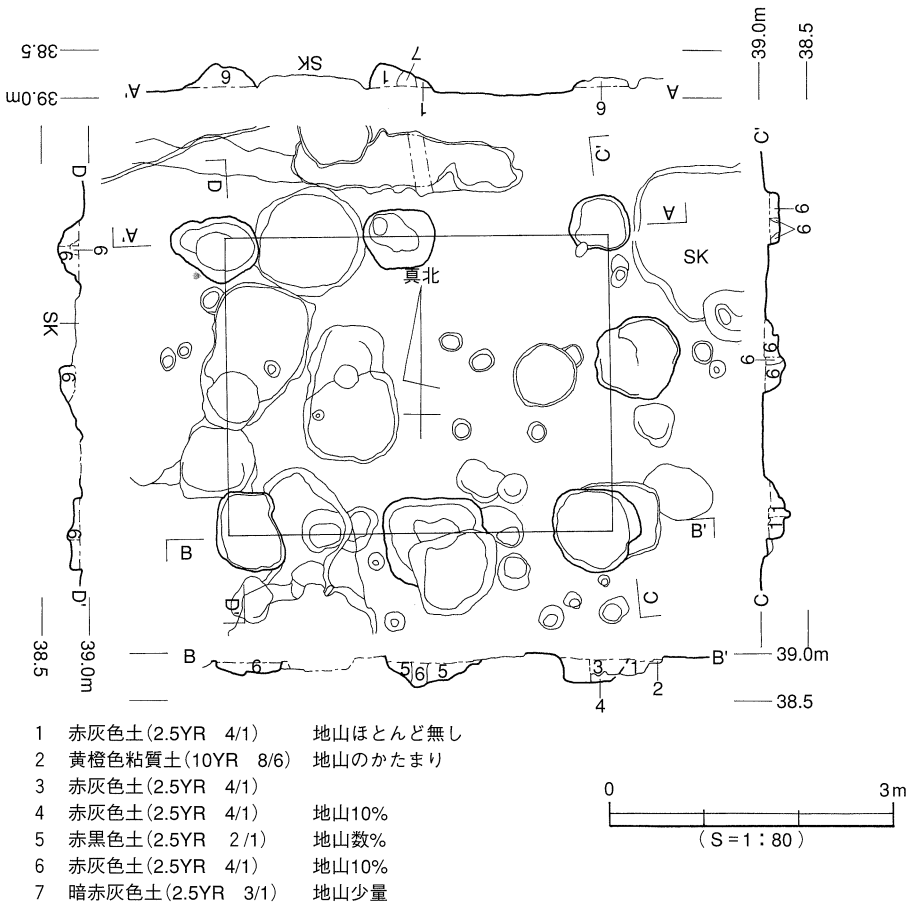

図253 KT30－掘立006

ＫＴ37－掘立002［図255］ 久米高畑37次の北西部に位置する比較的規模の大きな掘立柱建物（図250)。桁行は３間以上、２間分で4.76m、梁行２間（4.23m)、Ｎ－92°－Ｅの東西棟である。柱穴は、一辺0.6×0.7mないし0.6×0.8mの隅丸長方形で、４基の柱穴において柱の痕跡を確認した。推定される東西道路の北辺から建物南辺までの距離は、およそ7.5mを測る。方位の共通性や柱穴の形状等の特徴から、遺跡群Ⅱ期に所属する建物であると考えられる。

ＫＴ37－掘立003［図256］ 桁行３間（4.90m)、梁行２間（4.10m)、Ｎ－1.5°－Ｅの南北棟。南北妻柱は、掘立005の柱穴と重複しているため確認されていない。掘立005に先行する可能性がある。柱穴は一辺0.45m四方ないし0.6×0.9m程度の不整長方形のもので構成される。建物西辺の柱筋が、北に隣接する掘立002と一致することから、同じⅡ期に所属するものと考えられる（図250)。建物南辺の位置は、Ⅱ期の地割である東西道路北辺の推定ラインから北に２ｍほど離れて配置されている。

ＫＴ37－掘立004［図257］ 桁行３間（4.40m)、梁行２間（3.95m)、Ｎ－96.5°－Ｅの東西棟（図250)。総柱構造の倉である可能性が高い。柱穴は小さなものでは直径0.35m、大きなものでも0.6m程度の大きさで、大半が不整円形である。掘立003と掘立005に対して先行する段階の建物である。建物の方位に関しては遺跡群Ⅱ期と共通であるが、Ⅱ期のこれらの建物よりも古いことから、官衙出現以前の時期に遡る可能性もある。建物南辺の位置が、Ⅱ期の地割である東西道路北辺の推定ラインに対して0.5mまで近接していることから、道路との同時併存の可能性については微妙である。

ＫＴ37ー掘立005［図258］　桁行１間分（約３ｍ）、梁行３間（4.86m）、Ｎ－91°－Ｅの東西棟。大型の建物の西辺を検出したものと理解している（図250）。柱穴はいずれも一辺0.6×0.9m程度の隅丸長方形で、柱の抜き取り跡が確認されている。掘立003の南北正中線上にこれら４基の柱穴が並ぶことから、掘立003との関連を想定した時期もあったが、柱穴の埋土の性質が異なる等の相違点が認められるため、現在ではこの考え方はとっていない。形状、方位の特徴に加えて、出土遺物の形状から、遺跡群Ⅱ期以降に所属する建物であると判断している。ただし、建物の南辺の位置は、Ⅱ期の東西道路北辺の推定ラインに１ｍほどにまで近接している。

出土遺物：北西角から２基目の柱穴の柱抜き取り跡から、遺物が一括出土している（図259）。*195*は、弥生時代の銅戈などの武器形青銅器を模倣したものの基部である。須恵器椀*194*の中に納められた形で出土した。*193*は７世紀前半頃の須恵器の坏身である。焼き歪みが激しい個体であるが、復元値で口径約12.2㎝を測る。径は大きめであるが、口縁部の立ち上がりや受部の形状には、やや新しい

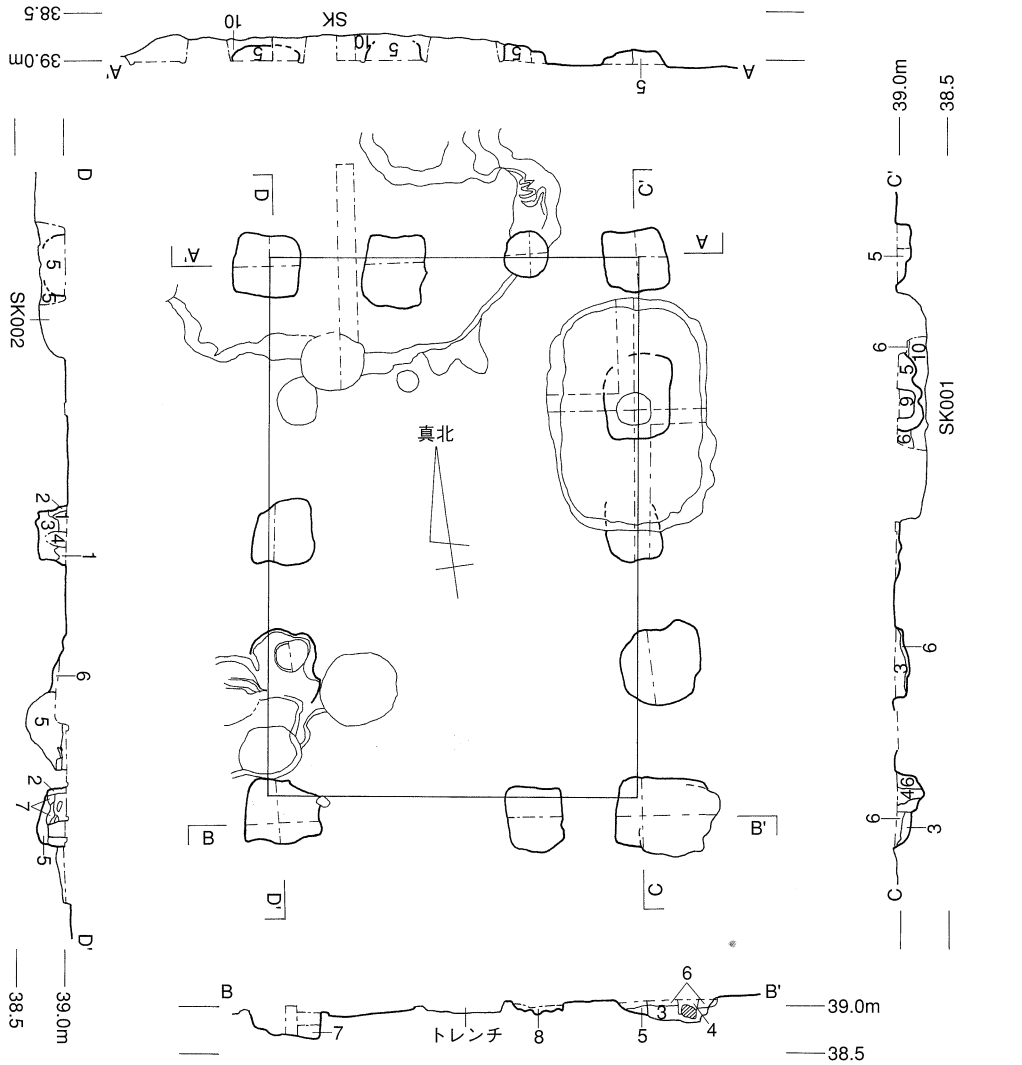

1　暗褐色土(7.5YR　3/3)　明黄褐色土混入
2　灰黄褐色土(10YR　5/2)
3　明黄褐色土(10YR　7/6)　暗褐色土混入
4　暗褐色土(7.5YR　3/3)　褐灰色土混入
5　黒褐色土(10YR　3/1)
6　褐灰色土(7.5YR　4/1)
7　黒色土(7.5YR　2/1)　黄橙色土混入
8　黒褐色土(2.5YR　3/1)
9　黒褐色土(7.5YR　3/1)
10　極暗褐色土(7.5YR　2/3)　黄橙色土混入

図254　KT37ー掘立001

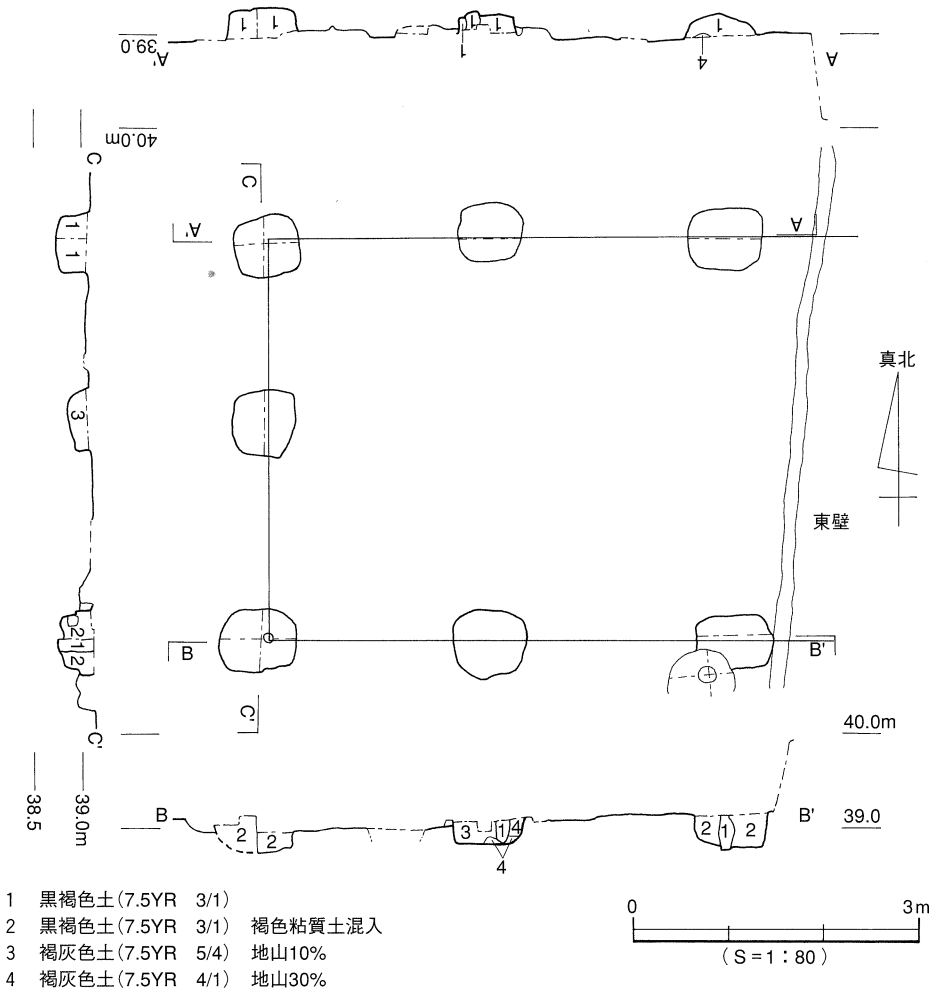

図255 KT37－掘立002

時期の特徴を認めることができる。撫で調整は全面には及ばず、底近くには明瞭な削りに伴う段が残されている。*194*は須恵器の椀である。口径13.4cm、器高は6.7cm。焼き歪みはほとんどない。口縁部は緩やかに内湾し、底部近くまで削りの痕跡を撫で消しているが、底部外面には数単位の削りが残されている。体部が最も張り出した箇所の外面に、浅い沈線が1条施されている。これらの特徴から、この須恵器は銅椀を模して作られたものと考えられる。同様の考え方の器は、一般的には7世紀初頭以降に出現すると考えられているようである。今回出土した個体は、金属器としての銅椀の形態に比較的近いことから、概ね7世紀前半頃のものと考えて差し支えないものと理解している。

ところで、これらの須恵器は、石製品*195*を埋納するために用いられたのではないかと考えている。坏身と椀が組み合わさった状態で出土したわけではないが、口径がよく一致することから、その可能性は高いものと想定される。官衙関連の建物を廃絶する際に、柱を抜いて埋納したのであろう（『年報Ⅹ』）。したがって、この建物は、7世紀前半以降に廃絶したものと判断される。場合によると、遺跡群Ⅱ期に所属する建物の中には、7世紀の前半に使用され廃絶したものも存在するのかもしれない。遺跡群の各段階の所属年代を考える上で非常に重要な遺物群として評価されるものである。

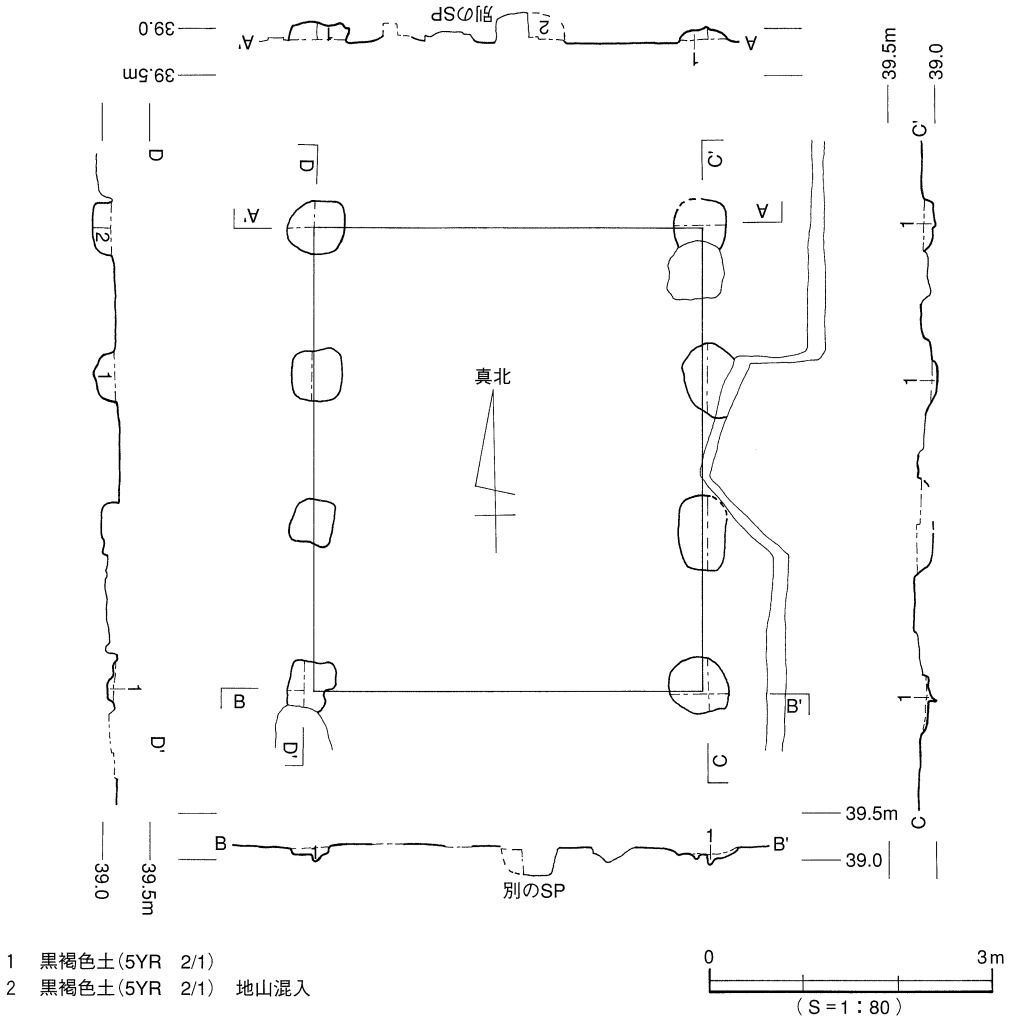

図256 KT37－掘立003

ＫＴ37－掘立006［図260］ 桁行３間（5.10m）、梁行２間（3.32m）、Ｎ－3.5°－Ｗの南北棟。Ⅱ期の建物が重複して建つ37次調査地の南部に位置している（図250）。柱穴の形状は、直径0.4m程度の不整円形のものから一辺0.65mほどの隅丸方形のものが混在している。いずれも浅く痕跡的で、柱の痕跡が確認されたのは、ほかよりも若干深く掘り込まれている建物南東角と南西角の柱穴だけであった。柱穴の切り合い関係から、重複して建つ掘立003と004よりも後出することがわかっている。Ⅱ期の建物よりも新しく、Ⅱ期の東西道路想定位置に重複するうえに、方位の特徴から、遺跡群Ⅲ期以降の段階に所属する建物であると認定している。西の40次調査地（図239）に建つＫＴ40－掘立001（図246）と同様の評価が可能な建物である。

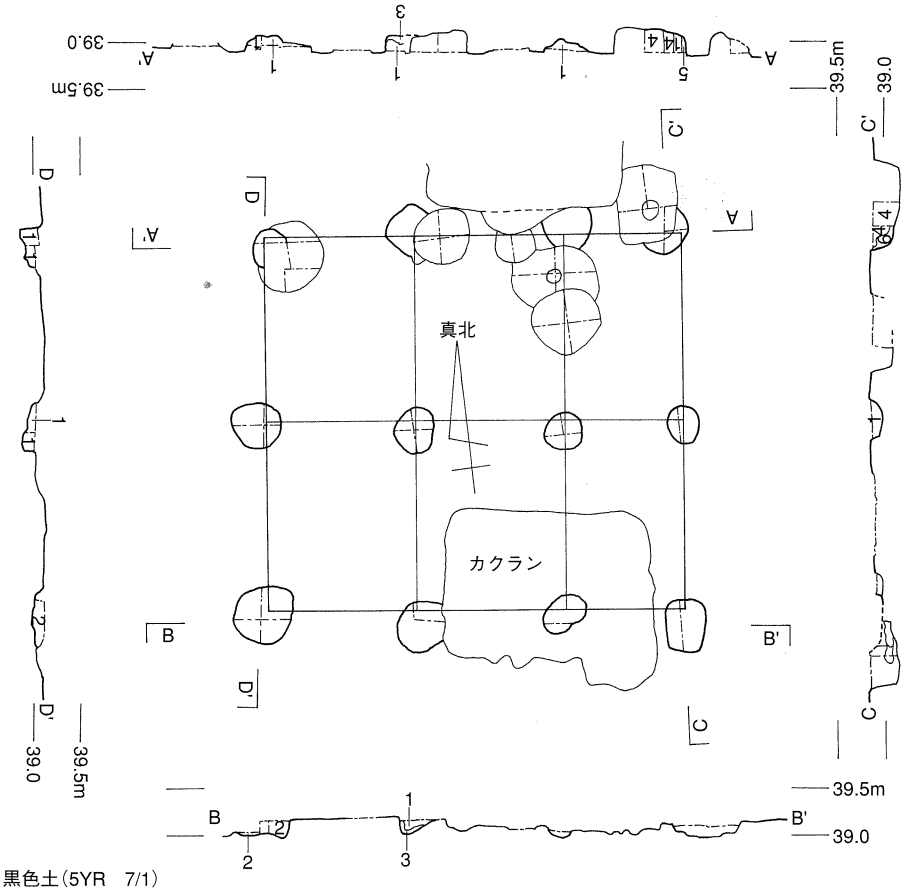

1　黒色土(5YR　7/1)
2　褐灰色土(7.5YR　4/1)
3　褐色土(7.5YR　4/6)　黒褐色土混入
4　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山混入
5　褐灰色土(7.5YR　4/1)　地山ブロック混入
6　明褐色土(7.5YR　5/8)　褐灰色土混入

0　3m
(S=1:80)

図257　KT37ー掘立004

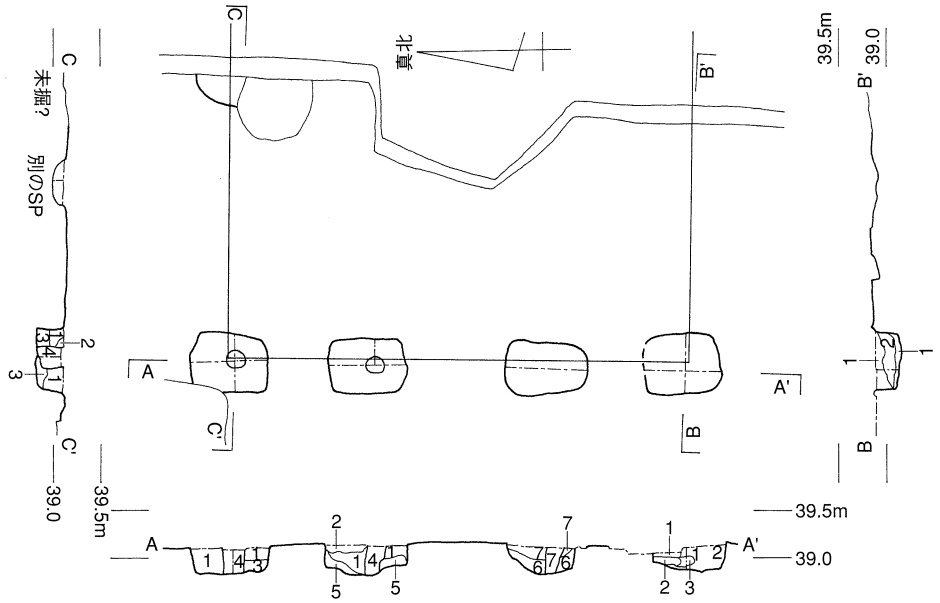

1　黒色土(5YR　1.7/1)
2　褐灰色土(10YR　4/1)　地山多量に含む
3　暗赤褐色土(5YR　3/2)　地山混入
4　褐灰色土(10YR　4/1)
5　褐灰色土(10YR　4/1)　地山混入
6　黒褐色土(10YR　3/1)　地山混入
7　黒色土(5YR　1.7/1)　地山混入

0　3m
(S=1:80)

図258　KT37ー掘立005

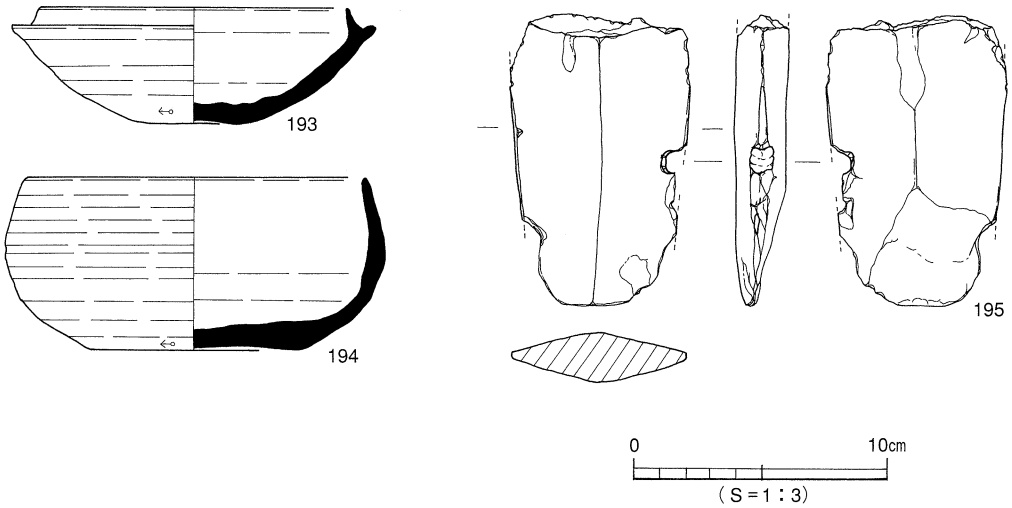

図259　KT37－掘立005出土遺物

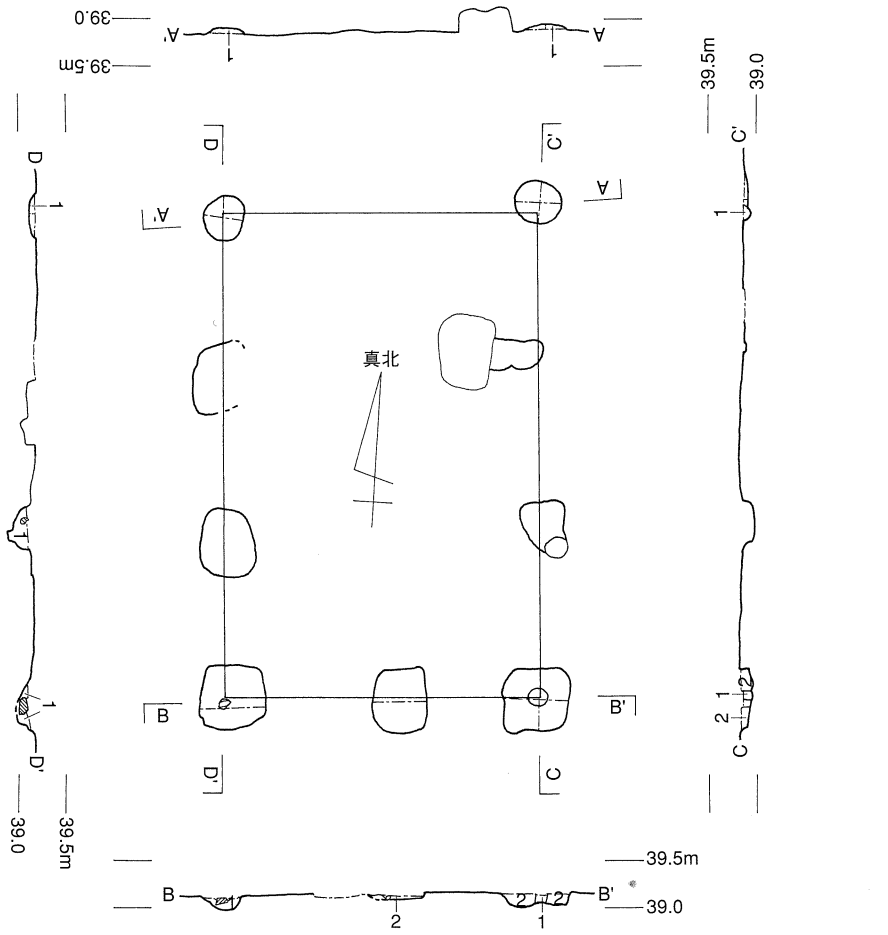

1　黒褐色土(5YR　2/1)
2　褐灰色土(5YR　4/1)　黒褐色土ブロック状に混入

図260　KT37－掘立006

11. 正倉院南方の諸施設

正倉院南西角の南西約50mほどの所に官衙の関連建物が3棟立地している（図262）。このうち、北側に位置するＫＴ27－掘立１（図267）は、南面に廂を持つ建物である。当遺跡群においては、廂付きの建物は極めて珍しい存在である。また、これの南に位置するＫＴ５－ＳＢ11（図269）は、西面に木製基壇を伴う可能性が高い大型の南北棟である（『年報Ⅱ』）。これらの建物の正面には小野川の屈曲部が近接することから、この場所には、官衙のための津が設けられていたのではないかと想定している（図261）。２棟の建物が面する空間を荷揚げ場として利用したのではなかろうか。残念ながら、２棟の建物からは年代を示す遺物は出土していない。しかし、ＫＴ５－ＳＢ11周辺の包含層からは、７世紀後葉から８世紀代の遺物（図268）が出土していることから、これらの建物が機能していたのは遺跡群Ⅲ期を中心とする時期であろうと想定している。

また、近年の調査によって、正倉院の南正面において、区画施設等の検出事例が増加しつつある。このうち、久米高畑遺跡61次調査地（『年報17』）にて検出されたＫＴ61－ＳＤ002（図263）は、正倉院の東濠の南への延長線上に位置することから、濠が掘られる遺跡群Ⅲ－Ｂ期の地割を示すものと考えている（図262）。さらに、正倉院南濠から南へ10～15mほど平行に離れた位置に、複数の直線的な東西溝が検出されている 。ＫＴ62－ＳＤ001、同002、同004や、ＫＴ65－ＳＤ021と022などがそれである。これらの溝のすべてについて、積極的に濠との同時併存を説明できる状況にはないが、正倉院の南正面における土地の使われ方を示す遺構である可能性も考えられるので、まとめておく。

ＫＴ61－ＳＤ002［図263］　正倉院東濠の南延長線上に位置する直線的な溝（図262）。検出長約27.8m、幅1.2～1.8m、深さ0.2～0.3mを測る。方位はＮ－１°－Ｅ。断面形状は、底が平らな逆台形を呈する。埋土は暗褐色土ないし黒褐色土で構成され、ほぼ水平に堆積している。溝幅に関しては、当遺跡群における官衙の区画溝の中でも、規模の大きな部類に入ることから、正倉院東濠に沿う南北道路の側溝等、重要度の高い施設の区画であると予想している（『年報17』）。

出土遺物の特徴に加えて、正倉院の東濠の延長線上に位置することから、遺跡群Ⅲ－Ｂ期（８世紀後半）以降の官衙の区画溝であると判断している。ただし、東濠の方位（Ｎ－１°弱－Ｗ）と比べると、方向角が２度近く東へ振っている点に関しては、両者の間に若干の時間差が存在することを示している可能性もあると判断している。

出土遺物：つまみが欠損した須恵器の坏蓋や高台を伴わない坏身が出土している（『年報17』）。

ＫＴ62－ＳＤ001［図264］　正倉院南濠の南辺から南へ約15m離れた位置にほぼ平行に掘られた溝（図262）。ＫＴ65－ＳＤ009と同一の溝であると考えられる。62次調査地内における検出長は約18.8m、幅約1.2m、深さは残りの良いところで約0.2m、方位はＮ－93.5°－Ｅ。溝の底には、細かな小礫と弥生土器や須恵器の小片が敷きつめられた状態で検出されていることから、注目されてきた溝である（『年報17』）。調査当初は官衙の有力な区画溝であると考えたが、平成17年に調査が行なわれた久米高畑遺跡65次調査の際に、この溝の東

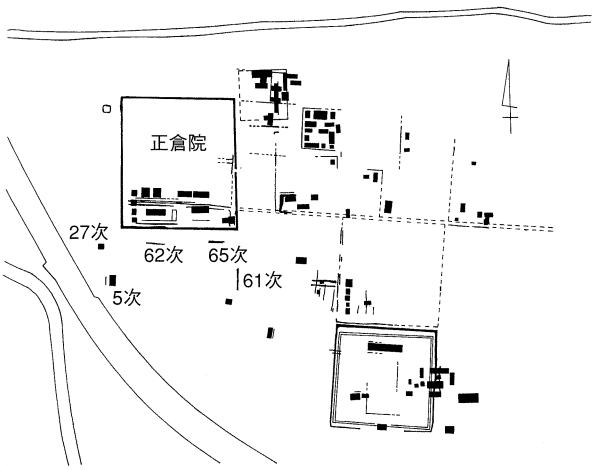

図261　位置図

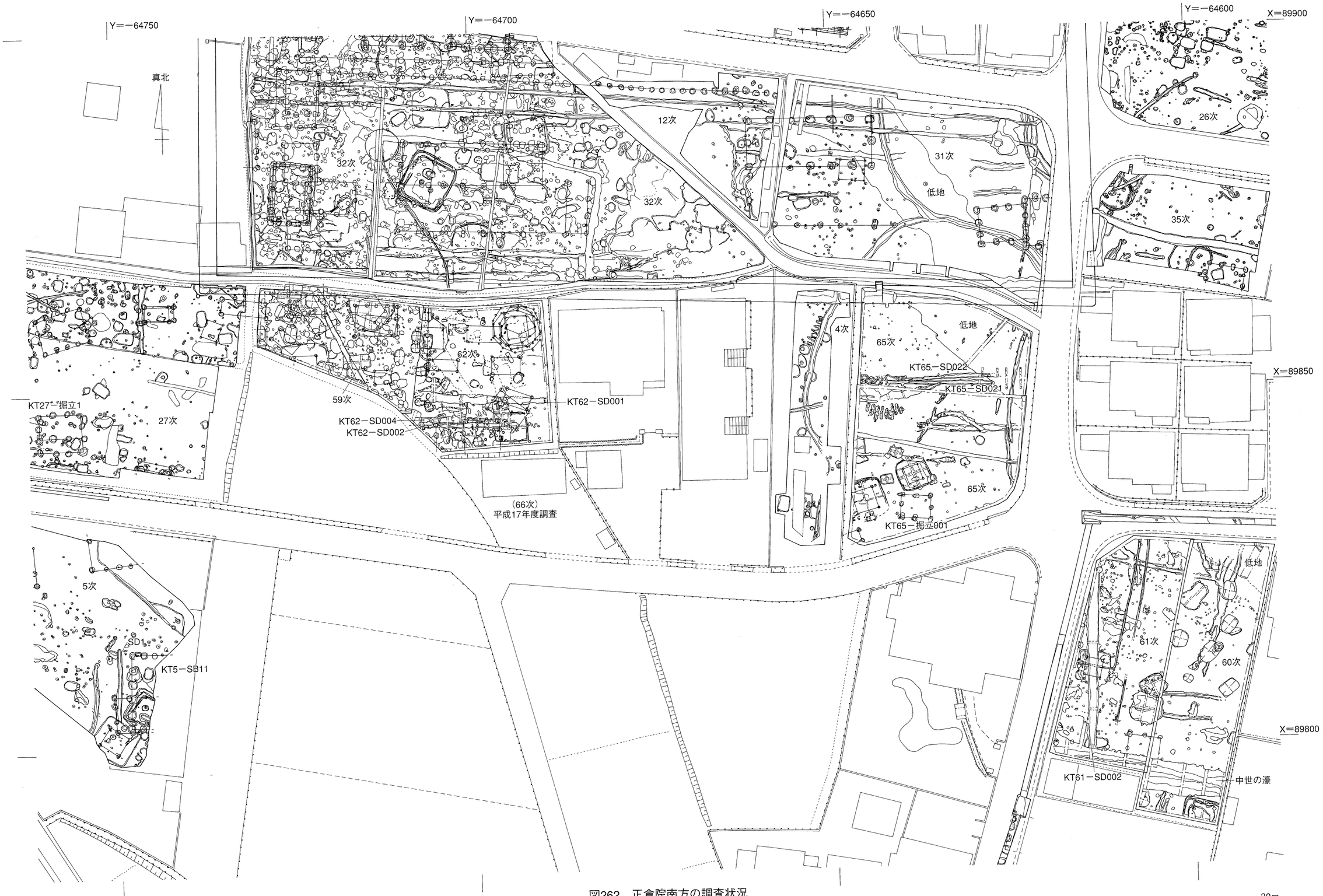

図262　正倉院南方の調査状況

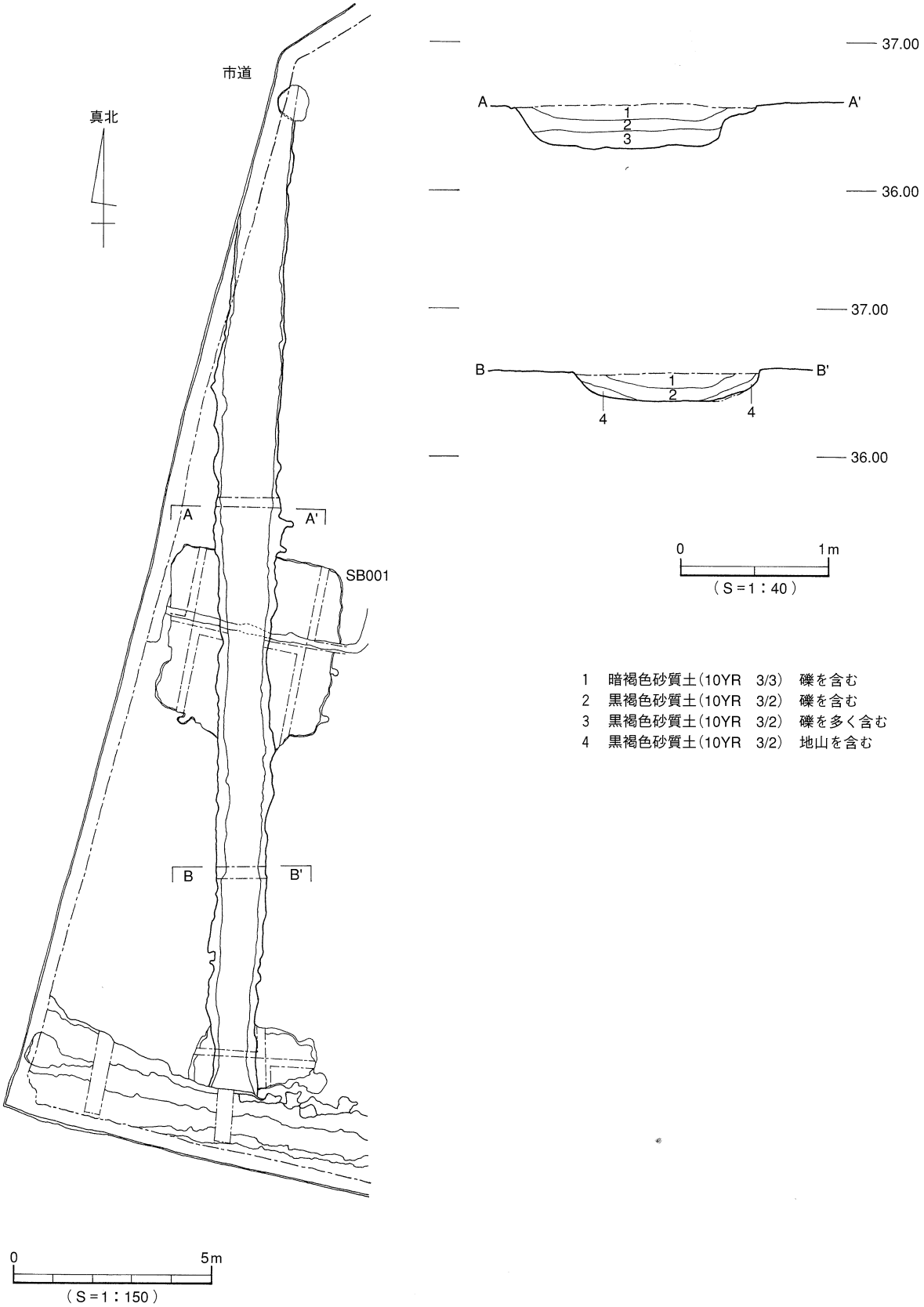

図263　KT61－SD002

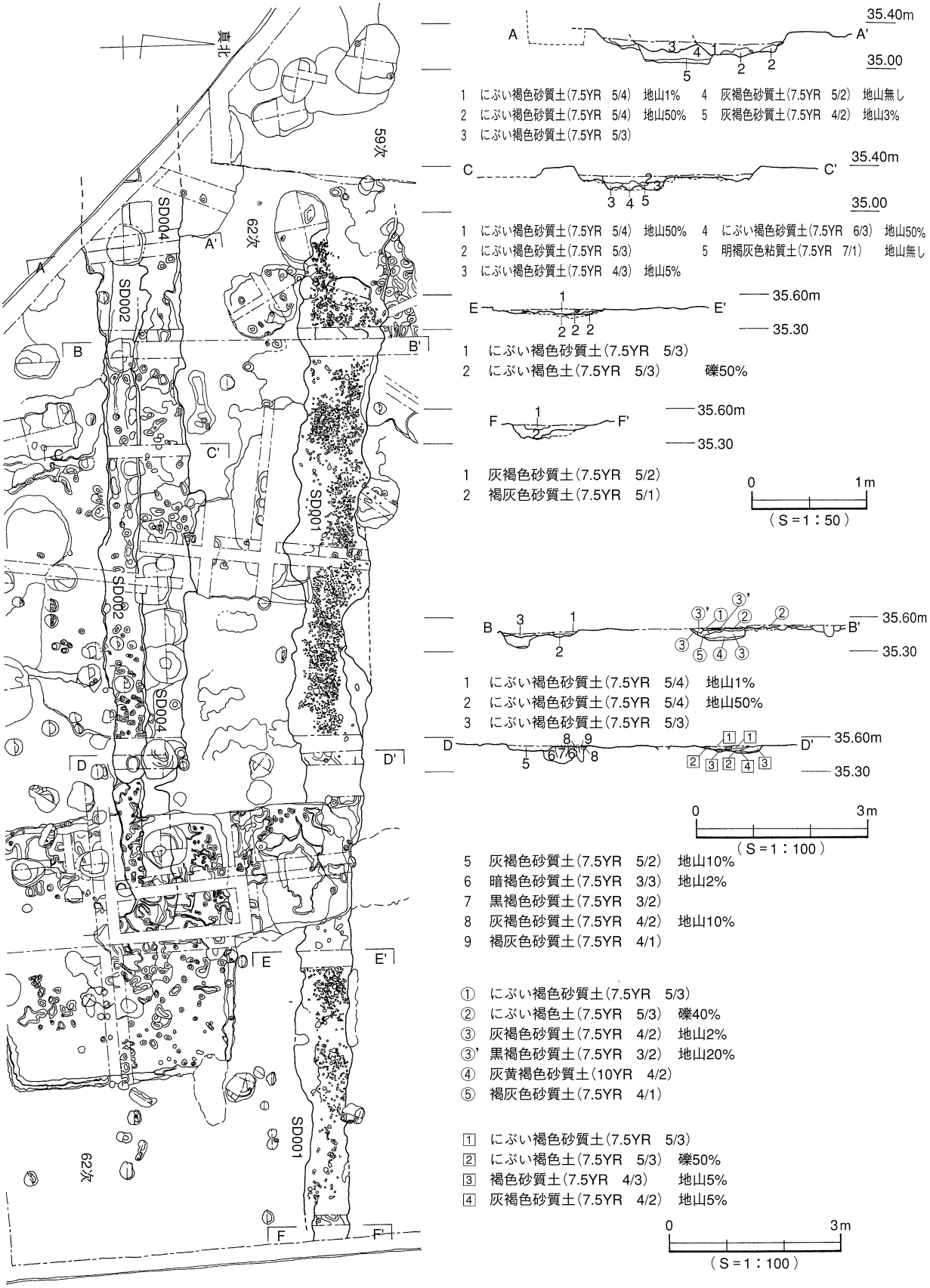

図264 KT62－SD001・002・004

への延長部分（ＫＴ65－ＳＤ009、図265）が北へ湾曲する状況が確認されたことなどの理由から、官衙とは無関係な溝である可能性も否定できない状況に至っている。

ＫＴ65－ＳＤ009他［図265］　ＫＴ62－ＳＤ001の東延長線上に延びる溝（図262）。最大幅約1.4m。ＳＤ001と同様に、底に小礫が敷かれている。65次調査地西壁近くにおいては浅くなるが、その西へ延びるＳＤ010、011の２条平行の溝（図265）がこれの延長線上に位置することから、関連があるのではないかと考えている。付近に隣接する小溝（ＳＤ012～019）の底にも小礫が敷かれていることから、これらの溝も一連の遺構である可能性が高い。当遺跡群においては、当時の地表面から最低でも0.5mほどの削平を受けていると推定されることから、道路の下部構造の一種として理解するにも無理が有るのではないかと考える。小礫の中に、須恵器片が混じることから、古墳時代後期以降に所属することは確実である。

ＫＴ62－ＳＤ002［図264］　ＫＴ62－ＳＤ001から南へ約3.5m離れてほぼ平行の位置にある直線的な溝（図262）。溝の北辺をＳＤ004に切られている。幅約0.7m、残りの良い西部における深さはおよそ0.4mで、001に比べると深い。方位はＮ－90°－Ｅ。溝の底には小礫は敷きつめられていない。埋土の色調は、にぶい褐色土で、ＳＤ001やＳＤ004に比べるとやや黒みが強く、古い時期の特徴を示す。重複するＳＤ004のように、埋土中に円礫は含まないことから、Ⅲ－Ｂ期正倉院の濠が掘られる以前の段階の区画溝である可能性もあるが、出土遺物からは、古墳時代後期以降の時期としか言えない。

ＫＴ62－ＳＤ004［図264］　ＳＤ002の北辺に重複する直線的な溝。ＳＤ002より後出する段階のものである。幅0.7～１m、方位はＮ－91°－Ｅ。埋土の性質はＳＤ001に近似し、円礫が多く含まれている。この特徴は、Ⅲ－Ｂ期正倉院内部の建物等の遺構埋土によく似ている。正倉院南濠に対してほぼ平行な位置にあることから、正倉院南面の区画溝として掘られたものである可能性も否定できない。ただし、官衙との関わりを説明可能な遺物は出土していない。出土遺物からは、古墳時代後期以降の時期であるとしか言えない。

ＫＴ65－ＳＤ021［図266］　久米高畑遺跡65次調査地（2005年）の中央部に位置する東西方向に掘り込まれた直線的な溝（図262）。ＳＤ022の南に近接している。検出長約19m、幅約0.5m、深さ約10cm、Ｎ－91°－Ｅ。埋土は褐灰色土ないし灰褐色土。溝の底には工具痕跡が残されているだけでなく、不規則な高低差も存在することから、水を流す目的で掘られた溝ではないようである。断面観察の結果、一度埋め込まれた何らかの物を抜き取ったような、縦方向の分層線が確認されている（図266）。これは、従来から、土地を区画するために設けられた柴垣程度の閉塞施設の抜き取り跡ではないかと考え、注目してきたものである。同様のものが、回廊北方官衙の西辺など複数の地点において確認されていることから、官衙の区画施設である可能性も十分あると考えている。

仮に官衙の溝であるとすると、北に位置する正倉院南濠との関係が想定される。この溝が掘られている場所は、南濠の南辺からおよそ10.8～10.9m（約36小尺・30大尺）南に離れて平行の位置にあたっている。方位的には、南濠がＮ－92°－Ｅであることと比較すると、約１度のずれが認められるが、これを誤差の範囲内の現象ととらえるか否かによっても評価は異なったものとなる。現状では、官衙の区画溝である可能性を指摘しておきたい。

出土遺物：須恵器等の古墳時代以降のものは確認されていない。弥生後期末の支脚やタタキが施された土器の小片が出土している。

ＫＴ65－ＳＤ022［図266］　前述のＳＤ021に近接して掘られた直線的な溝で、規模や形状も似てい

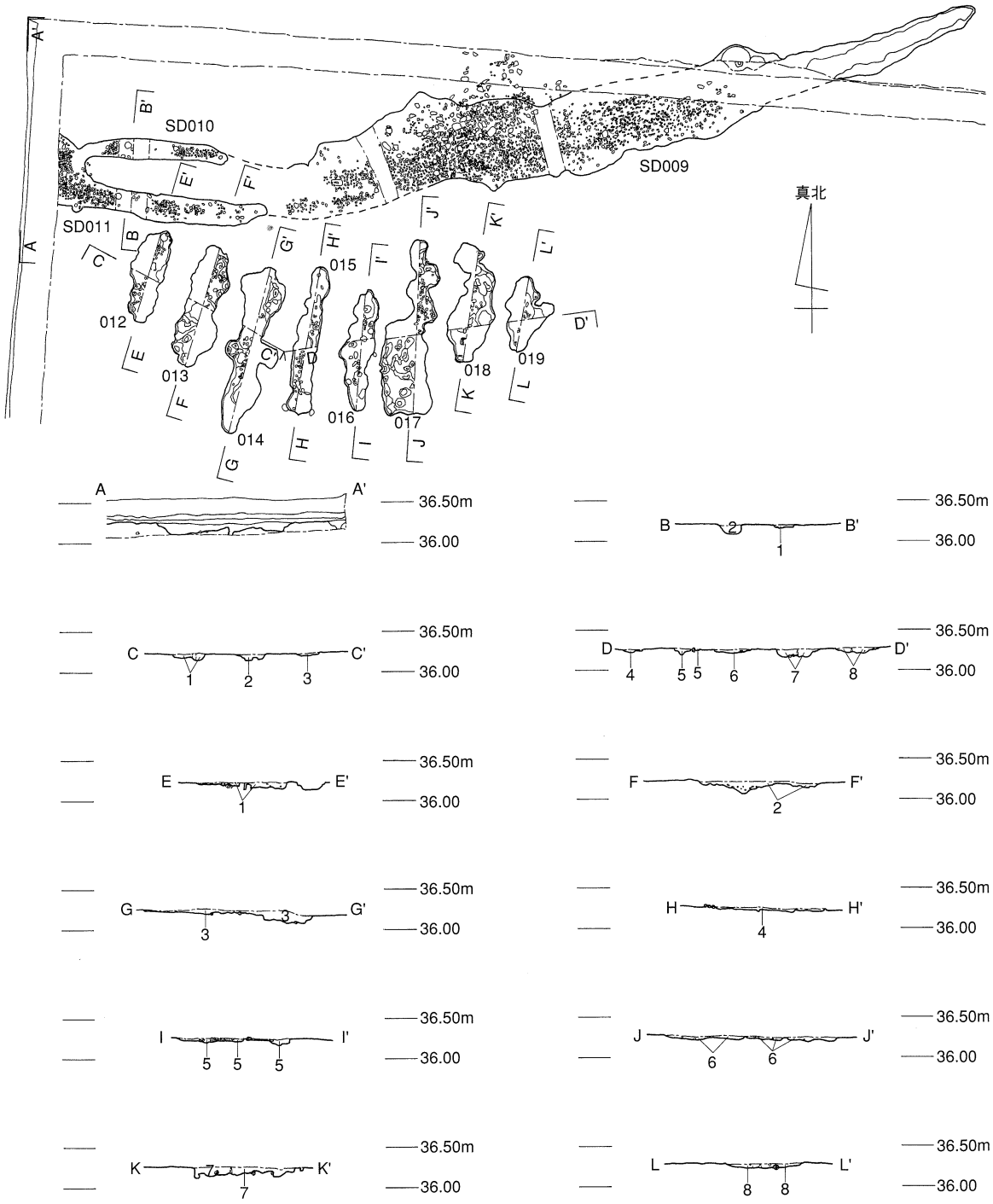

1　灰褐色土(7.5YR　6/2)　径10～30㎜の円礫を多量に含む
2　灰褐色土(7.5YR　5/2)　径5～30㎜の礫が溝底に敷かれている
3　灰褐色土(7.5YR　5/2)　径10～20㎜の礫と土器片を少量含む
4　灰褐色土(7.5YR　6/2)　径7～50㎜の礫と土器片の他、須恵器片1点が底に貼り付く
5　灰褐色土(7.5YR　6/2)　径15～50㎜の礫の他、土器片を少量含む
6　灰褐色土(7.5YR　6/2)　径15～30㎜の礫が北半の底部に貼り付いている他、須恵器が1点出土
7　灰褐色土(7.5YR　5/2)　径10～40㎜の礫と土器片が底に貼り付く
8　灰褐色土(7.5YR　5/2)　径10～30㎜の礫と土器片が底に貼り付く

0　3m
(S＝1：80)

図265　KT65－SD009～019

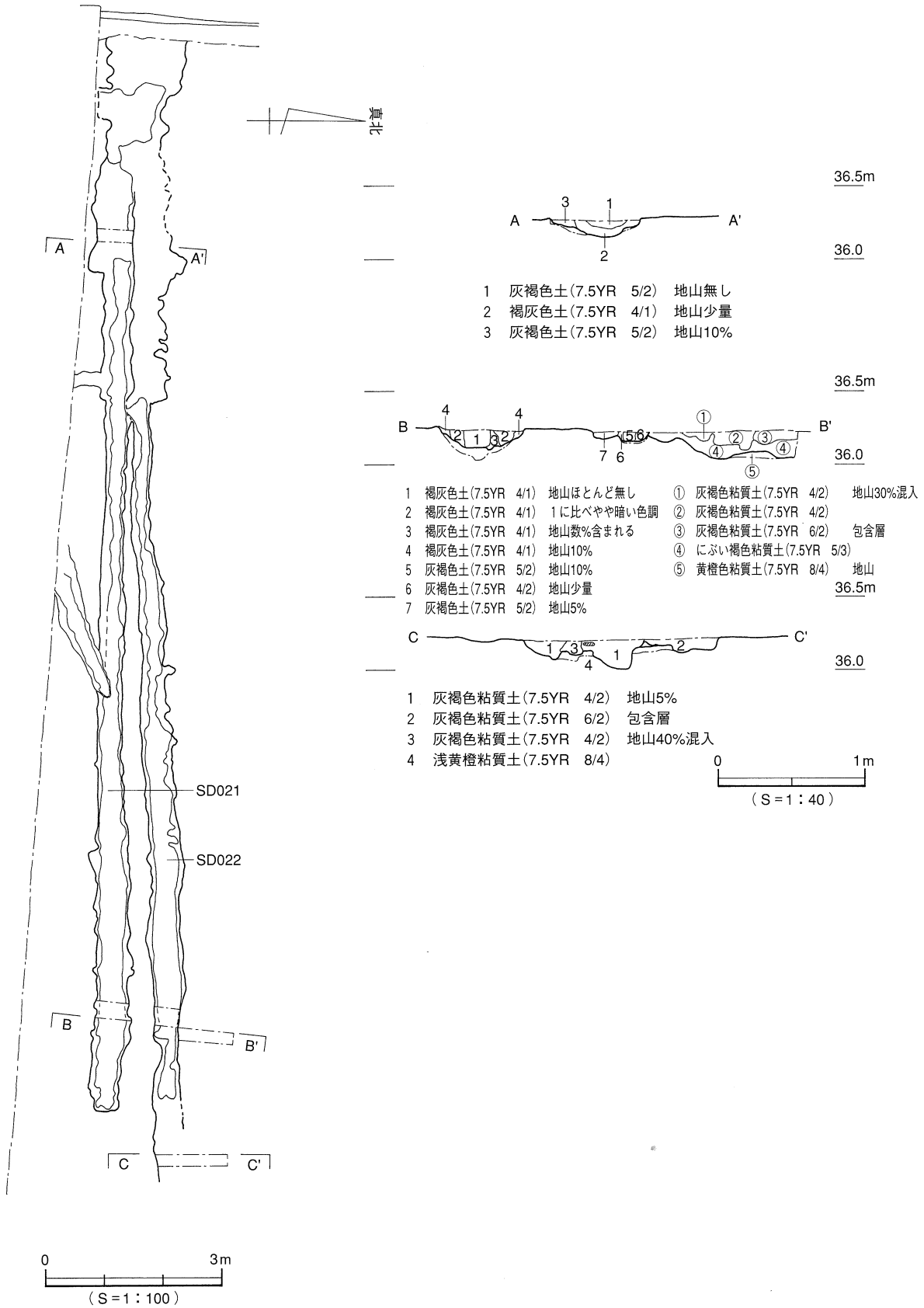

図266　KT65－SD021・SD022

る。検出長約18.3m、幅約0.5m、深さは深いところでも10cmほどしかない。真北からの方向角はN－93°－Wで、ＳＤ021よりも４度ほど西に振っている。西部がＳＤ021と重複しており、021よりも新しい溝であると考えているが、切り合い関係は明確ではない。埋土はＳＤ021のものと比較して若干明るい灰褐色土である。

出土遺物：遺構の検出面から須恵器片が１点出土しているが、耕作土直下であることから、この遺構に伴うものであるか否か判断することが難しい状況であった。他の遺物の中では、ＳＤ021と同様、後期末の支脚の小片が年代を特定できるものとして、最も新しいものである。

ＫＴ27－掘立１［図267］　桁行３間（6.10m）、梁行は１間幅（2.10m）の南面廂が付いて３間（5.46m）を測る。方位はN－92.5°－Wの東西棟。柱穴は、直径0.6～１m程度の不整円形のものが多い。

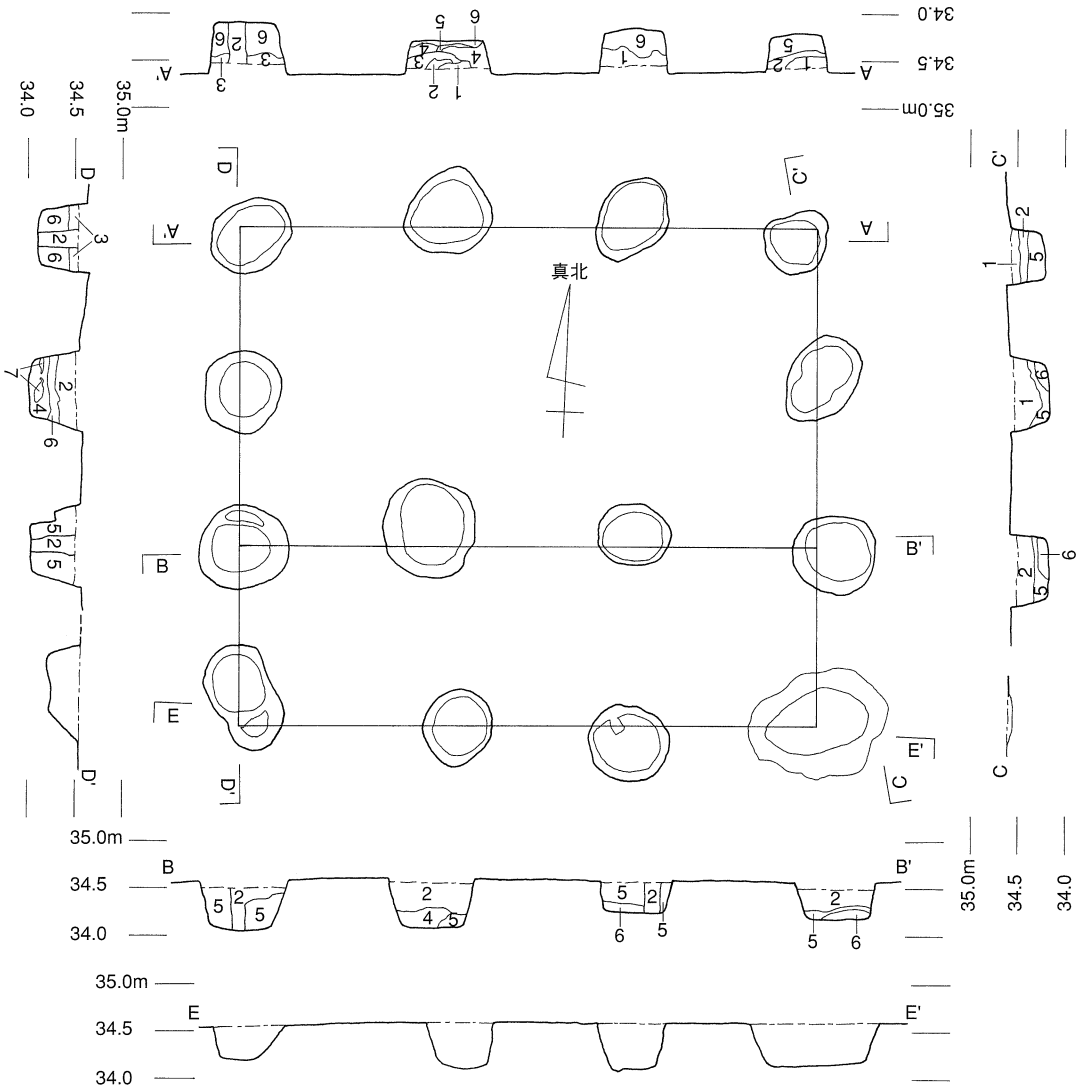

1　灰褐色土(7.5YR　4/2)
2　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山がブロック状に少量含まれる
3　灰褐色土(7.5YR　4/2)　地山がブロック状に多量含まれる
4　黒褐色土(7.5YR　3/2)
5　黒褐色土(7.5YR　3/2)　地山がブロック状に少量含まれる
6　黒褐色土(7.5YR　3/2)　地山がブロック状に多量含まれる
7　明褐色土(7.5YR　5/8)

0　3m
（S＝1：80）

図267　KT27－掘立1

深さは深いもので0.6mに達している。

下記の報告書の結語においては、廂付きの建物とすることに否定的な見解も出されているが、周辺にこれら余分な側柱の柱穴と関連づけて説明可能な柱穴が見当たらないことから、片廂の建物と考えて差し支えないと理解している。なお、廂が付く官衙関連の建物は、当遺跡群においては、この建物の他に僅かに２例が知られるのみである。政庁南東官衙の中心的な建物であるＫＴ１－ＳＢ11（図171）が南面と東面の二面廂であることと、ＫＴ57－掘立001（図230）が南面片廂である可能性が高いことの２例である。

文献：梅木謙一編『来住・久米地区の遺跡』Ⅴ　松山市文化財調査報告書101　松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター 2004年

ＫＴ５－ＳＢ11［図269］　桁行５間（10.29m）、梁行２間分（約3.2m）、方位はほぼ真北に対応する南北棟である（図262）。柱穴は一辺0.6×0.8mないし1.1×1.2m程度の長方形ないし隅丸長方形のもので構成される。９基検出された柱穴のうち、７基において柱の痕跡が確認されている。痕跡の直径は、およそ20～24㎝。

なお、建物の西辺柱列から西へ平行に約1.6m離れた位置に、木製基壇に伴う可能性が高い溝を伴っている。溝の幅は約0.5～0.65m、検出長約10m。南端は竪穴式住居址と重複しているため不明であるが、北端は建物の北西角から北へ0.9mほどのところまで延びる。溝の北部において、埋土中から何らかの物を抜き取ったと評価可能な土層の痕跡が確認されている（図269）。これは木製基壇前面の材を抜き取った跡であろうと評価している。ちなみに当遺跡群においては、これを含めて４例の木製基壇を伴う可能性のある建物が知られている（ｐ.22）。

時期は明確でないが、包含層出土遺物の特徴や建物方位から、遺跡群Ⅲ期に所属する可能性が高いものと予想している。

出土遺物：いずれも建物周辺の包含層出土であって、遺構に伴うものは含まれていない（図268）。これらの須恵器の示す年代は、７世紀後半から８世紀代である。

ＫＴ５－ＳＢ12［図270］　大型の南北棟であるＫＴ５－ＳＢ11の南部に重複して建つ小型の南北棟（図262）。ＳＢ11よりも後出する可能性が高い。桁行３間（4.89m）、梁行２間（4.20m）、方位はＮ－4.5°－Ｗ。桁行の中央１間分の幅（約2.3m）が両端の柱間よりも広く設定されている。梁行は等間である。建物北東角と南東角の２基の柱穴については、竪穴式住居址と重複していることから、痕跡程度しか確認されていない。柱穴は、角の２基を除いて一辺0.5×0.7mないし0.7×0.8m程度の長方形か隅丸長方形のもので構成されている。柱筋方向に細長く掘られたものも有るが、桁行に直交する東西方向に細長く掘られた穴が多い。柱穴のなかには、柱の高さ調節のために根石が置かれた箇所もある。

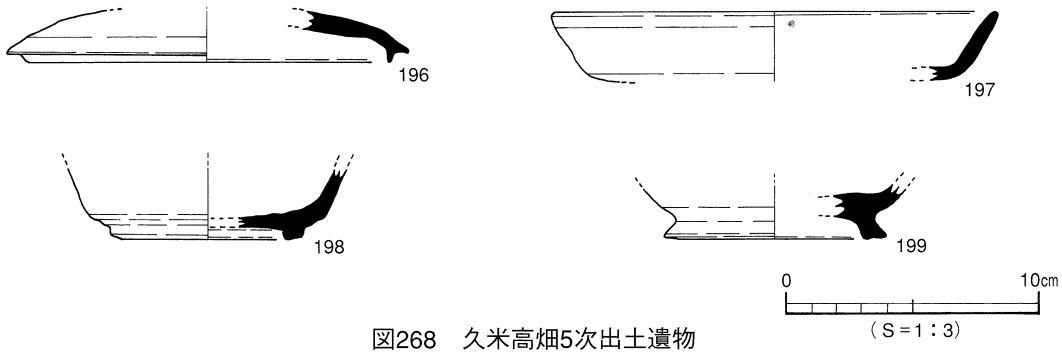

図268　久米高畑5次出土遺物

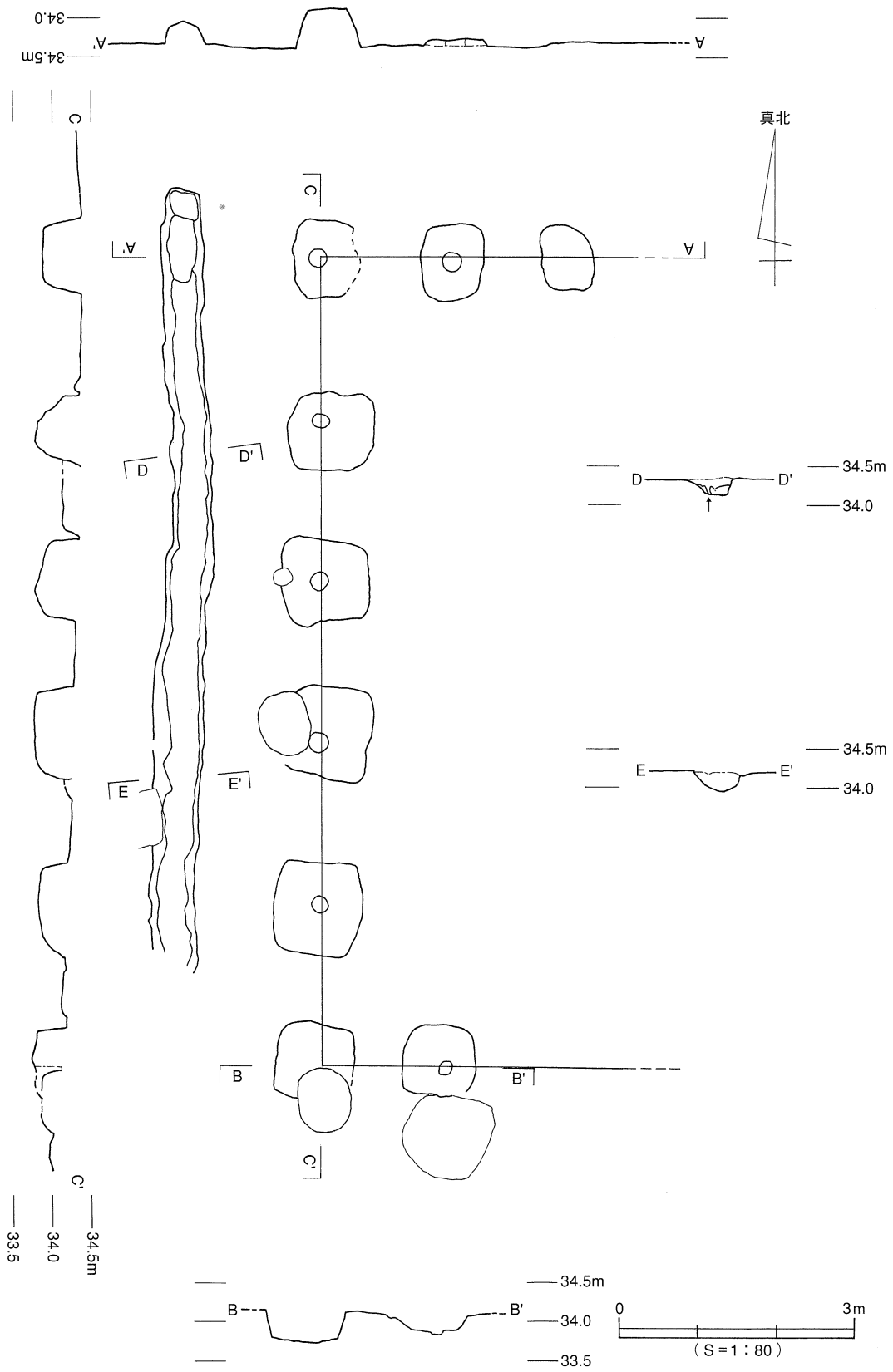

図269　KT5－SB11

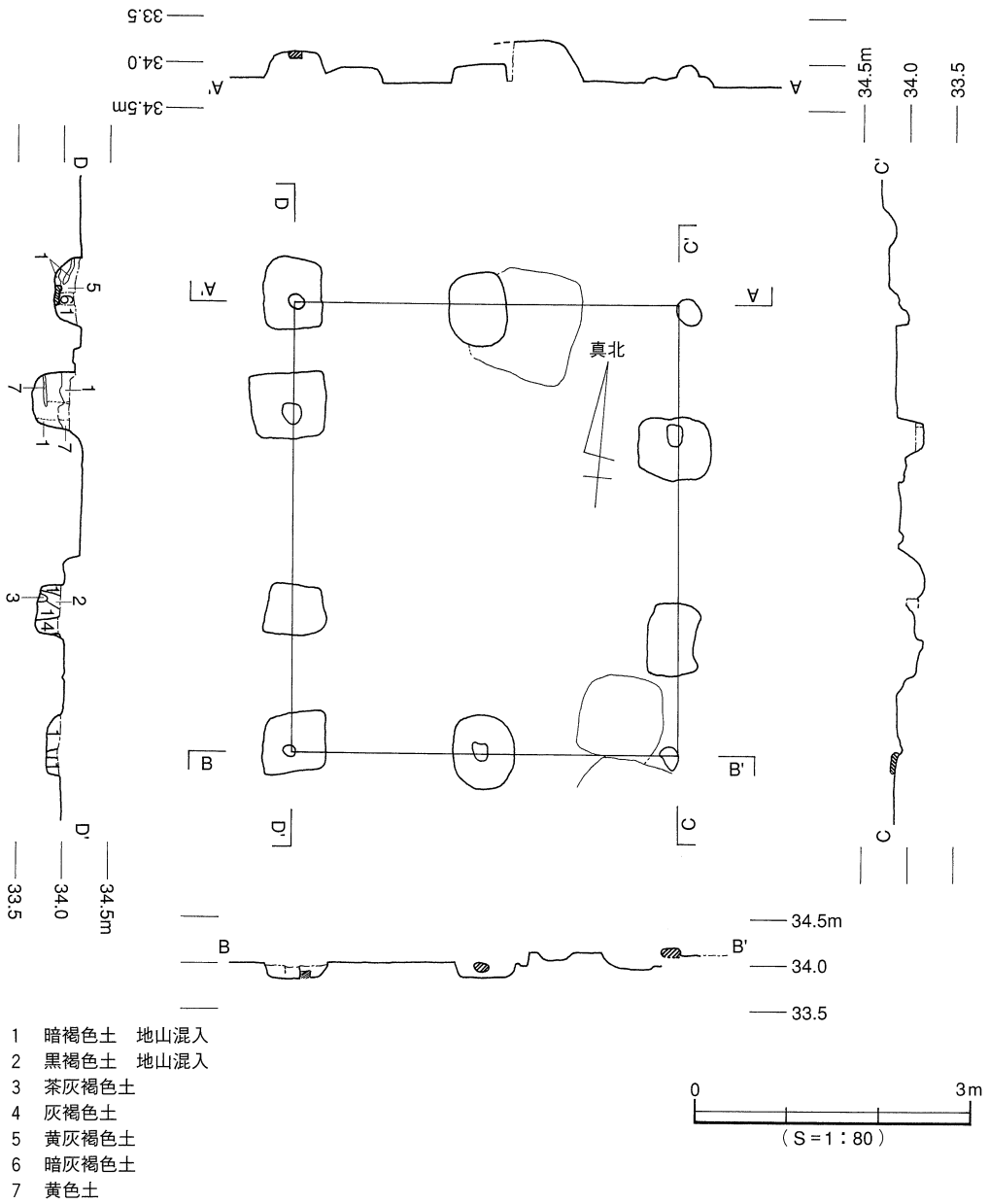

図270 KT5－SB12

時期は明確でないが、ＳＢ11同様、包含層出土遺物（図268）の特徴や建物方位から、遺跡群Ⅲ期以降に所属する可能性が高いものと予想している。

ＫＴ65－掘立001［図272］　久米高畑65次調査の際に検出された小型の掘立柱建物（図262）。桁行２間（4.15m）、梁行２間（3.30m）、Ｎ－95.5°－Ｅの東西棟。柱穴は深さ0.1～0.35m程度の不整方形ないし不整円形。多くの柱穴において柱の抜き取り跡が確認されている。当遺跡群における通常の抜き取り跡の規模は、柱穴掘りかたの中で納まる程度のものが大半を占めるが、この建物の場合、柱穴本体の範囲を超えて掘り込まれているものも認められる。

出土遺物の状況や建物の方位、柱穴埋土の色調などの特徴から、正倉院の濠とは異なり、遺跡群Ⅱ期に所属する可能性が高いものと判断している。

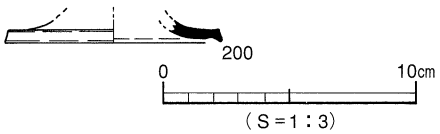

図271 KT65－掘立001出土遺物

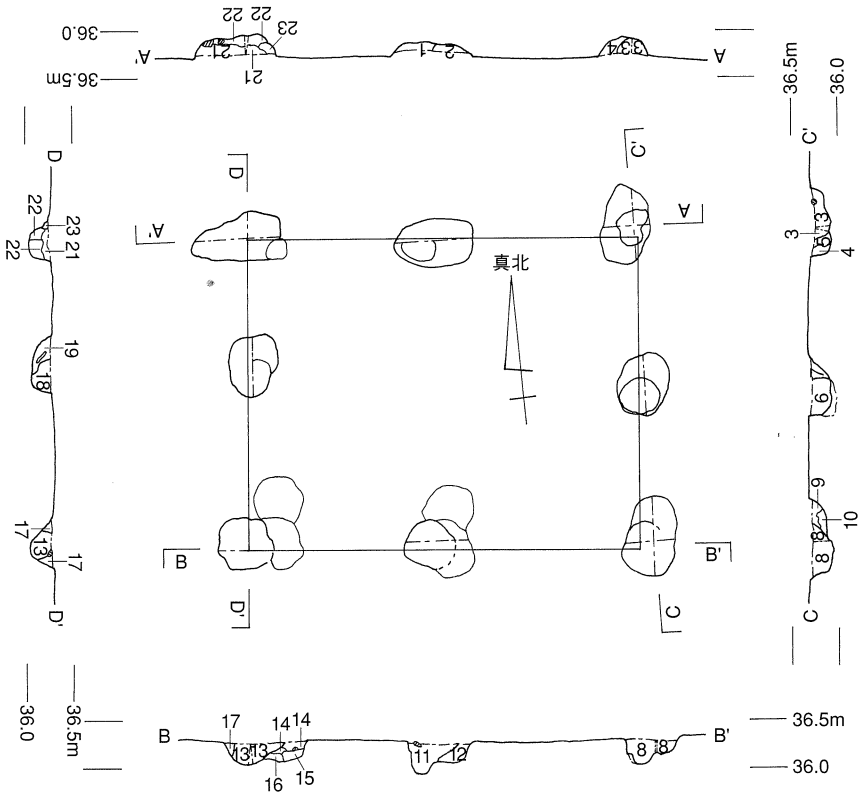

1	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山ほとんど無し	10	黒褐色土(7.5YR	4/1)	地山少量				
2	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山20%	11	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山数%				
3	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山30%	12	黒褐色土(7.5YR	3/1)	地山50%				
4	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山50%	13	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山1%				
5	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山10%	14	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山90%	19	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山数%
6	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山少量	15	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山ほとんど無し	20	灰褐色土(7.5YR	4/2)	地山30%
7	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山20%	16	褐灰色土(7.5YR	4/1)	地山10%	21	黒褐色土(7.5YR	4/1)	地山10%
8	黒褐色土(7.5YR	4/1)	地山無し	17	褐灰色土(7.5YR	4/1)		22	黒褐色土(7.5YR	4/1)	地山数%
9	黒褐色土(7.5YR	4/1)	地山80%	18	黒褐色土(7.5YR	3/2)	地山10%	23	黒褐色土(7.5YR	4/1)	地山5%

図272　KT65－掘立001

出土遺物：柱穴から須恵器高坏の脚端部の小片*200*が出土している（図271）。端部がくの字状に屈曲するタイプのもので、７世紀前半頃のものと考えられる。

第Ⅳ章　おわりに

久米官衙遺跡群における発掘調査を進めるうえで最も重要視したことは、遺跡群の全体像を正確に把握することのできる、詳細な全体図の作成を急ぐことであった。宅地化が進行するこの遺跡群においては、過去に調査が行なわれた隣接地における状況の把握なくして調査成果の評価を行なうことは難しい。ところが、過去の調査における測量の方法が異なることから、隣り合わせの調査地の場合でも、図面を貼り合わせた際に遺構がずれる問題が生じていた。この問題を解決するために、まず最初に取り組んだ仕事は、遺跡群全体図のデジタル化であった。

調査の際に国土座標に基づく基準点の配置を行なうことに加えて、各調査地の遺構平面図のデジタル化を進め、平成12年までに初期の形ができあがった。その後も、しばらくの間、政庁と政庁南東官衙周辺における調査地の正確な位置決定ができない状況が続いたが、平成13年の久米高畑51次調査の成果をもとに、翌年には、この問題を概ね解消することができた。

その後、デジタル化によって仮の位置が決定された各関連建物の展開図を作成し、規模を決める作業に着手した。その際、古建築の専門家からの要請により、建物の柱筋の復元ラインを同一の基準のもとで設定しなおす作業を行なっている。過去に『年報』や報告書で報告したものも、この考え方に基づいて原則として見直しをおこなっている。

複数の調査地にまたがる建物の規模については、細かく測定は行なうものの、最終的には概数を提示することによって、全体規模を正確に知ることができた建物の細かな復元値とは区別して提示することとした。これは、造営尺の抽出という明確な目的が存在したためである。造営尺の検討の際に恣意的な数値が介在しないよう、各段階の作業手順の統一を行なった。

造営尺の検討に関しては、一定の成果を得たと評価しているが、現状で十分に説明できたとは言い難い状況にある。特に回廊状遺構に関して造営尺の抽出ができなかったことは、全体形状の復元に今なお問題が残されているのか、あるいは、当時の測量技術の復元を試みなければ解決しない問題であることを示している。今後も謎の解明に向けた作業を継続していきたい。

今後の調査によって大きな成果が期待されるのは、政庁南西部の一帯である。この場所では、Ⅱ期以降の政庁の発見が期待されている。ただし、これ以外の地点では、大きな進展は望めそうにない。回廊状遺構は、敷地の買い上げが進まないと新たな発見は期待できない。また、政庁南東官衙および回廊北方官衙周辺においては、近年の新しい基準の適用により、本格調査の実施が難しい状態が既に生じている。限定的な調査では、得られる成果も僅かなものしか期待できない。社会情勢がどのように変化しようとも、この地区で調査が必要無くなることはないが、大半の施設の実態を、現状で得られた情報から復元する必要があると考えている。

平成17年に来住廃寺32次調査が実施されて以降、長らく中断してきた来住廃寺中枢部における調査が本格的に再開された。すでに、土地の公有化を完了している来住廃寺の指定区域における史跡の整備に向けた調査に視点は移りつつある。今回は、関係遺構の提示を徹底することに主眼をおいたため、調査ごとの情報の提示を行なっていないが、デジタル化図面の完成によって、個別報告書の作成も行ないやすい環境が整った。今後は、調査ごとの整理作業も行なっていきたい。また、遺構番号の振り替えも行ないやすい状況になったことから、遺構の種類や時期別に通し番号を振る作業にも着手したいと考えている。課題山積である。

写　真　図　版

写真図版例言

1．遺構は、主な状況については、4×5判や6×7判の白黒ネガフィルム・カラーリバーサルフィルムで撮影し、35mm判で補足している。一部の撮影には高所作業車を使用した。

使用機材：

カ メ ラ	トヨフィールド45A	レンズ	スーパーアンギュロン90mm他
	アサヒペンタックス67		ペンタックス67　55mm他
	ニコンニューＦＭ２		ズームニッコール28～85mm他
フィルム	白　黒　プラスXパン・ネオパンＳＳ・アクロス		
	カラー　エクタクロームＥＰＰ・ＲＤＰⅢ・アスティア100Ｆ		

2．遺物は、4×5判で撮影した。すべて白黒フィルムで撮影しているが、一部はカラーリバーサルフィルムでも撮影している。

使用機材:

カ　メ　ラ	トヨビュー45Ｇ
レ　ン　ズ	ジンマーＳ 240mm Ｆ5.6他
ス ト ロ ボ	コメット／CA32・CB2400
スタンド等	トヨ無影撮影台・ウエイトスタンド101
フ ィ ル ム	白　黒　プラスXパン・ネオパンアクロス
	カラー　エクタクロームEPP・アスティア100Ｆ

3．単色図版は、白黒プリントを等倍で使用できるように焼き付けている。

使用機材:

引　伸　機	ラッキーMD・90MS
レ　ン　ズ	エル・ニッコール135mm Ｆ5.6Ａ・50mm Ｆ2.8N
印　画　紙	イルフォードマルチグレードⅣ　ＲＣペーパー

4．製　版　　写真図版175線

印　刷　　オフセット印刷

用　紙　　マットコート系、ＯＫプレスカラー、ミューズコットン

製　本　　アジロ綴じ

【参考】『埋文写真研究』vol. 1～16　『報告書制作ガイド』

［大西朋子］

写真１　南東上空より遺跡群を望む［1999年］

写真２　長隆寺と来住廃寺の金堂基壇（西より）［1994年］

写真３　基壇上面における礎石の検出状況（西より）［来住廃寺26次　2000年］

写真４　撹乱土上の謎の石材（北より）［来住廃寺26次　2000年］

写真５　来住廃寺２次調査地と長隆寺遠景（北西より）［来住廃寺２次　1977年］

写真６　「回廊状遺構」東辺における調査状況（南より）［来住廃寺２次　1977年］

写真７　北回廊全景（東南東より）［来住廃寺５次　1987年］

写真８　回廊状遺構北西角（西より）［来住廃寺５次　1987年］

写真９　北回廊の区画構ＳＤ６とＳＸ１（東より）［来住廃寺５次　1987年］

写真10　回廊北方官衙南辺区画溝ＳＤ３（西北西より）［来住廃寺５次　1987年］

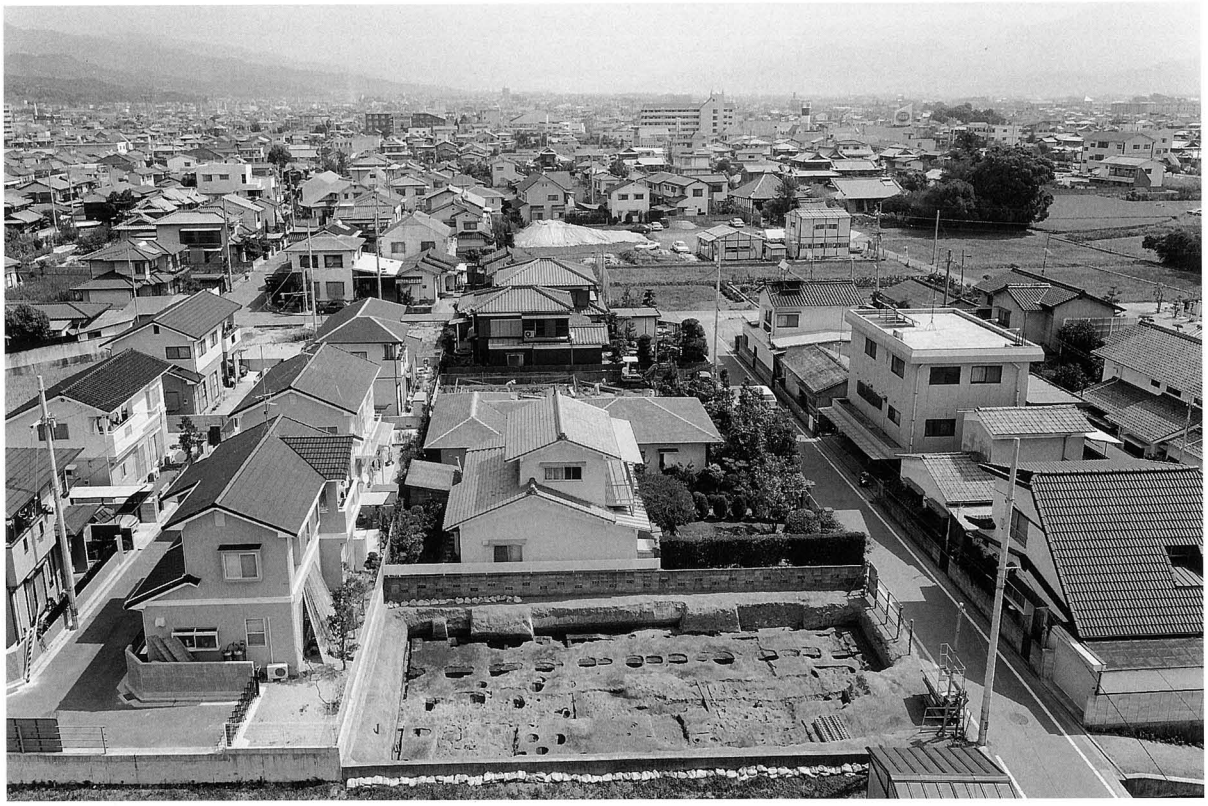

写真11　来住廃寺23次調査地より金堂基壇を望む（西より）［来住廃寺23次　1994年］

写真12　23次調査における西回廊と区画溝（南より）［来住廃寺23次　1994年］

写真13　西回廊外側柱列の建替え状況（北西より）［来住廃寺23次　1994年］

写真14　ＫＨ23－ＳＤ02高盤出土状況（東より）［来住廃寺23次　1994年］

写真15　南回廊と門の調査状況（南西より）［来住廃寺19次　1992年］

写真16　「回廊状遺構」の門（南より）［来住廃寺19次　1992年］